收容書目

日本經濟叢書

卷十九

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷十九目次

目次終

解題

野叟獨語

本書は我國武備の弛廢を慨嘆し、露西亞と戰つて、迚も勝算なき所以を詳述し、方今の急務は、且らく彼が要求に應じて、露國と通商交易の約を結び、其の間に上下勉めて節儉を行ひ、鋭意して武備の充實を計り、以て他日彼に對して、大に爲すあるの根本を養ふべしと云ふの主意を、問答體に述べたるものなり、而して其の交易の必要を論ずるや、專ら一時彼が壓迫を緩和するの手段に過ぎずして、眞に交易その物の利害を研究したるものにあらずと雖も、當時此等の所論は、學者間に往々行はれたる所にして、本書は比較的詳密に、其說を開陳したるものなれば、特に之を茲に收載したるなり

著者杉田鷧齋、名は鳳、字は子鳳、通稱は玄白（一作元伯）鷧齋は其の號なり、

江戸の人、若州小濱の蘭醫杉田甫仙の子にして、壯年西玄哲の門に入て、醫學を修め、又譯官西幸作なる者に從ひ、蘭語を研究して大に得る所あり、同志前野良澤・中川淳庵・桂川甫周と、相共に夫の有名なる解體新書の飜譯に從事し、三箇年を經、稿を改むること十一回にして、始めて成ると云へり、其の他著譯する所の醫書少なからず、文化十四年、年八十五にして歿せり

茅窻漫錄

本書は著者の自序に云へる如く、其の幼年の頃より、群書を涉獵して、目に觸れたる種々の雜事を書拔きたる隨筆體のものにして、其の事項は經濟上に關係なきもの大部分を占むれども、編者が之を此に採收したる目的は、其の最後の一項、卽ち「飛鳥寺銘幷三貨由來」と題せる一條に在つて存するなり、本項は全書の殆んど三分の一を占むる長文にして、其の內容は主として、我國神代より、降つて明和年間に至る迄、金銀銅の產出、輸出入、及鑄造等に

關する沿革の大要を述べたるものにして、此の問題を研究する者の爲めに、缺ぐ可らざる好個の史料たるべきや、疑を容れざるなり

著者茅原定は、中國の儒醫にして博學該通、六經・史・子・醫書・本草學等、皆精通せざるなく、文化文政の頃帷を京師に下して、生徒に授け居たるも、其人と爲り、不羈卓犖にして、世に容れられず、遂に多く人に知られずして歿せり、定（一作玄定又玄當）字は叔同、通稱は文助、茅窻・虚齋・長南等の號あり、著す所は、本書の外、詩經名物集成五卷あり、惜らくは其の歿年を詳にせず

造幣策

本書は享和の初、蝦夷開發の一手段として同地に貨幣を通用せしめんとの議あるに際し、當局者間に種々の議論ありて、或は特に之が爲めに紙幣を發行すべしと云ふ者あり、又或は鐵錢を使用すべしと唱ふる者あり、其他區々の

意見あつて、何れとも決定し難かりしかば、當時其の當局の一人なる某より、著者に諮問せられたるに奉答したる意見書なり、而して本書の傳來は、史學研究會講演集第三冊に掲げたる内田文學博士の講演筆記「馬場正通の生涯及其の著書」と題する一篇の中に詳かに之を述べられたるが、其の大要は左の如し

蝦夷地の通用貨幣の問題は實際享和二年より同三年に亘り種々評論せられた事であつて、これに就いて勘定所よりも色々意見を申立て箱館奉行なる戸川・羽太の兩人は又能く〳〵評論を盡し、之に答ふる所あり、更に勘定所より箱館奉行へ宛て直談の懸合書來り箱館奉行は又之に對し答書を發した等の事があります、其の次第及双方の論旨は大略「休明光記」卷四に見えて居る、右の如き事があつた故に羽太正養は馬場正通にも蝦夷地通用の貨幣の事につきて意見を徵したものと思はれる、其の意見を徵した人の誰なるかは明記してないけれども私は前後の事情より推して蓋し羽太正養であると推定するのであります、而して正通之に就きて享和三亥年の八月に認めて差出したものが「蝦夷地通用新錢之儀御尋に付御答書幷圖式」即ち「造幣策」であると考定する

内田博士の講演は、本書及下記「邊策發矇」の傳來を述ぶること最も詳密にし

て、而かも此の二書の原本、及關係書類等は總て著者の遺族の家に保存しあるを、博士が親しく實見調査せられたる所なれば、右の講演中に推定若くは考定と云はるゝは素より博士の謙辭にして、事實に相違なかるべきは識者の疑はざる所なり

さて著者が兼好法師の徒然草を引きて、外國貿易の弊害を唱へながら、其の末段露西亞との交易を論ずるに至りては、必ずしも反對の説を主張せざるのみならず、却て大に之を奬勵するの必要あるが如き語氣を洩らし、蝦夷産出の銅を海外へ泄出するは、決して懸念するに足らずと云へるは、少しく矛盾の説にあらざるなきか、又蝦夷の金銀鑛、銅山の所在を穿鑿して、而して後ちに採掘したるものを以て貨幣を鑄造すべしと云ふは、果して實際に適切なる意見となすべきか、今試みに本書の要旨を摘抄すれば

只今蝦夷地にて銅錢を鑄立候半に於ては、內地の銅を用ひ不レ申候て、蝦夷地に有レ之候銅を掘出し用ひ候はゞ、便宜成儀と奉レ存候、箱館近在其外シベツ山の奥クナシリ・エトロフ・ヴルッフ島にも

銅出候地有レ之候由、此穿鑿いたし候はゞ、廣大の土地の事故、此外にも上好の銅出候名山いか程も可レ有ニ御座一候（中略）只今にても兎角金銀融通悪敷儀に御座候へば、此上蝦夷地之ごとき廣大の土地開け候に隨ひ、金銀多く渡り候はゞ、彌以內地の金銀拂底に可ニ相成一候間、此儀を兼て御懸念被レ成候儀と奉レ察候、彌右之趣に御座候はゞ、所詮蝦夷地限り通用之幣無ニ御座一候ては不ニ相叶一勢ひにて御座候、然ればとて紙鈔通用は御用ひ難レ被レ成候上は、新錢の外仕方も有ニ御座一間敷候、此儀も錢計之通用にては、五百文・壹貫文等の錢無ニ御座一候ては、後々差支之儀多く可レ有ニ御座一候、右等之錢は所詮實正之金銀を以御鑄立不レ被レ成候ては、永久の國寶には難ニ相成一候、其金銀は彼地にて採レ之、御鑄立被レ成候に於ては、內地金銀之障りにも相成不レ申、外國へ洩候御故障も有ニ御座一間敷儀と奉レ存候

是れ即ち本書の主眼とする所にして、其の說、頗ぶる迂遠に似たり、加之ならず、蝦夷地より產出の金銀銅と、內地產出の金銀とを區別して、蝦夷地の分は、海外へ流出しても可なりと云ふは、甚だ徹底せざる說にあらざるなきを得んや、然れども著者が、貨幣は其の名目に相當する實價を有するものならざる可らざることを主張したるがごときは、歐洲の學者中にも、今猶ほ往

往唱へらる丶學說にして、著者の見る所一概に誤謬なりと云ふべからず、否當時に在りては、寧ろ卓見として、之を稱揚するの價値なきにあらず

著者馬場正通、字は子成、江州高島郡萬木村の人なり、幼にして、學に志し稍長じて江戸に遊學し、一齋佐藤先生の門に入る、然れども志、經世に在りて、詞章記誦を爲すを屑しとせず、幕臣湯淺某に從て、蝦夷に赴き、還て勘定奉行中川飛驒守（忠英）に仕ふ、志を得ず、去つて又箱館奉行羽太正養に仕へ、遂に其の知る所となつて、頗ぶる寵遇せられ、爾來其の幕僚の一人となり、箱館に赴きて、大に獻替する所ありしが、居ること一年、病を獲て江戸に歸り、幾もなくして歿せり、時に文化二年三月十七日なり、行年僅か二十六、著す所は、本書及下記「邊策發矇」の外、蝦夷古今變一卷・浮島志三卷、其他數部ありと云ふ

（注意）本書の著者、馬場正通が北海經營に志ありし有爲の學者なりしことは、是迄少しも世上に知られざりしが、去る明治四十一年の夏、偶然の事に因て、

內田博士の注目を引き、遂に又前記の講演に依て、其の傳記及遺書を紹介せられたるが爲め、今や漸く世上に知らるゝに至れり。卽ち本書の底本は、內田博士の講演に附錄せる活板本を採用したるものにして、それには素より同博士の承認を受け、且つ著者の遺族馬場三郎助氏に對しては、同博士より直接交渉せられて、本叢書へ採錄の快諾を與へられたるものなり、玆に此の事を記して、內田博士及馬場氏の厚意を謝す

邊策發矇

本書は中井履軒（著者は本書に中井德三郎と記し居るも、履軒は甃庵の二男にて、他書には多く德二と記しあれば、通稱は德三郎にあらずして、德二郎なるべし）が蝦夷の事を論じたる小册子を、逐條駁擊したるものにして、其の論ずる所、大に見るべきものあり、夫の履軒が蝦夷の開發を爲さずして、荒蕪のまゝに放擲し置かば、露人などは、態々此の不毛の夷地に侵來するの患な

かるべければ、蝦夷は開かざる方が却て得策なりと云へるが如きは到底取るに足らざる愚論にして、此の點に付ては、著者の著眼は、固より彼れに優ること數等なるべしと雖も、細かに其の述ぶる所を視れば、本書も亦前記造幣策と同じく、書中の論旨、頗ぶる矛盾を免かれざる所あり、例へば外國交易の弊を痛論して、金銀銅の如き國家の重用品を、外國へ渡すの大害を述べつゝ、交易して有無を通ずるは、古聖人の道にして、なくてかなはぬ事なりと云つて、外國交易を是認し、而して其之を爲すには、金銀を用ゐずして、米穀を用うべしと主張し、されど米穀を外國へ渡すは、金銀銅を渡すよりも、其弊甚だしかるべければ、備荒の設をなして、其餘れる者を外國へ出すべしと說き、米價の騰貴を國家の爲めに有害としながら、外國交易品としては、專ら米穀を用ゐよと論じ、外國人が交易を望む目的は、他國の金銀銅を欲するが爲なりと斷定しつゝ、我れよりは米穀を出して交易すべしと云ひ、又外國交易を主張しつゝ、商人の權を抑ふるの必要を述ぶるが如きは、何れも其の

思想大に混亂して、少しも統一を得ざるの明證にあらずや、之を要するに、著者は才氣英發、熱情燃ゆるが如くにして、其の構思行文の際、往々語氣の輕重を失するの過あつて、爲めに讀者をして其の主意のある所を了解するに苦ましむることなきにあらざるも、其の大體に於ては、當時天下に有りふれたる、腐儒の俗論よりは、比較的有用にして、耳を傾くるに足るべきの言辭多し、現に本書の如きは學說としては、前記の如く間々矛盾の嫌あるに拘はらず、其の記述する所の事實は、參考に資すべきこと鮮なからざるのみならず、其の所論の中にも亦多少歷史的の價値を有するものなきにあらざるなり

(注意)本書は內田博士の講演に見ゆるが如く、世上に羽太正養の著作として傳へらるゝ「邊策私辨」と、內容全く同一にして、現に馬場氏の藏本には「私辨原稿」と記しある由にて、正養の「邊策私辨」の原稿なるべきは、內田博士の考證の通り相違なかるべしと信ず、博士の講演中に

羽太正養は中井德三郎即ち履軒の說に對する辨駁の書の起草を正通に命じ、正通は其の最初の草稿

を書いて之を「邊策發矇」と題したのであつて、而して此の正通の書いたものに正養は手を入れ多少訂正を加へ、書名を改めて「邊策私辨」としたのであらうと思はれます

とあり、此の說の如く、果して正養の命に依つて、起草したるものなるか、將又自分一個で執筆しありたる草稿本を、正養に上呈したるものなるか、其邊は未だ之を詳にするに由なきも、兎に角、本書が正養の「邊策私辨」の原稿なりし事は、疑を容るゝの餘地なきが如し

本書の底本は內田文學博士の藏本にして、之を此に採錄するに付ては、前記造幣策と同じく、馬場氏の承認を經たるものなり

神武不殺篇

本書は易學の書なり、經濟書にあらず、然れども易學は數理の學なり、洪範の基く所なり、天地化育の理、開物成務の道は、皆此の易學に出でたる根本思想に淵源するものなり、故に本書を此に採錄したるは、專ら東洋經濟思想の根

本を知らしめんとするの微意に外ならず

然れども本書中特に參考となすべきは第三册の武德止戈の章にあり、著者は此の章に於て聖王が國家を治むるの術は、一方には生々仁慈の德を本とすると同時に、他の一方に於ては刑罰兵革を用ゐるの必要あることを論じ、更に進んで「武德の要は干戈を止めて用ゐしめざるを主とす」と述べ、聖人が武の字を製せられたる微旨は戈を止むるに在りて存する事を示して、「兵革干戈を止めて永く久くし起し用ゐること无からしむるは是れ武德の極位」なりと云ふの主意を問答體に詳論したるは、所謂「アームド・ピース」（武裝的平和）の意味を最も精確に說明したるものなり

著者松井輝星（一作暉晨）字は苗賚、通稱は七郞（一作甚五郞）羅州又耕讀園と號す、大坂の儒にして博學の名あり、特に易學に長じて一家を爲せり、文政五年、年七十二にして歿す、著す所は本書の外に周易象徵音義・同象徵樞機・同解故・同解故翼・象圓變通・象變辭占考・立象盡意・消長準衍活・活用解・感通方書・感通

掌故範圍秘鑰・精義入神篇等の易學書及隨筆他山石あり、其校定本には正續文章軌範・莊子因・讀書作文譜等あり、皆世に行はる、本書の底本は編者の收藏に係る著者自筆の原稿本にして、書中の文字は概ね正確なる古字を以て之を記しあるも、其の字形、頗ぶる奇怪にして、甚だ通讀し難きのみならず、普通活字の字母も、亦之れなきが故に、止むことを得ず、總て之を今字に改めたり、著者の本意に副はざるの責は、編者の甘受する所なり

滑川談

本書は初めに述意と題して其の作意を明にし、それより洪範九疇の數にかたどりて、全篇を儉約・和同・人情・公私・法制・賞罰・好惡・禮義・學問の九章に分ちて、道德・政治・經濟に關する事を、親切に論述したるものなり、著者はその後序に云へる如く竊かに自ら孔子・孟子を氣取つて此の九章を述べ、又我國の循吏靑砥左衞門の故事に因んで滑川談と題名したるが如く、其の抱負頗ぶる大なれ

ども別に卓説として見るべき程のものなく、先づ當時の儒者に普通の儉約説などを述べたるものなり

塚田多門、名は虎、字は叔貔、大峰と號す、初め其の父旭嶺に學んで、程朱の學を奉ず、長じて自ら古今の書を渉獵して、學問に流派を立つるの不可なるを覺り、常に人に謂つて曰く、我は經に依て經を解するのみと、是より自ら諸經の注解を作りて、自説を主張し、其の名大に著はる、天明年間尾州藩の侍講となり、文化八年明倫堂の督學に擢でられ、爾來專ら經義を以て、後進を誘掖す、天保三年、年八十八にして歿せり、著す所は、本書の外に隨意錄八卷、大峰先生詩文集十卷、其他數十部あり

本書は寬政三年に成れるもの、板本にて多く世上に行はる

伍家制令詳解

伍家制令とは何ぞや、所謂五人組の規約即ち是れなり、本書は讃州高松藩に

於てその邦內へ頒布せる五人組規約の本條を擧げて、逐條詳かに之を解說したるものなり、此の書の傳來は著者の自序及其の男知彰の題後に於て、之を詳述しあれば、今又此に之を反覆するの必要あるを見ざるなり、而して當時諸藩一般に行はれたる五人組規約は、其の條文何れも大同小異にして、別に是ればかりは採錄するに足らざるべしと雖も、本書は其の規約の注解にして、著者の注意の厚き、諄々乎として最も丁寧に說示したるものなれば、其の記事中、吾人の參考に資すべき所、少しと爲さず、乃ち此に之を收錄したる所以なり

著者三野元密は、高松藩の儒にして、三野藻海の子なり、夙に經世の學に志し、長じて香川以西五郡の教職となり、大に郡民を誘導して、孝悌力田の事を勵ましめ、各郡翕然として、その德風を仰ぐに至れりと云ふ、著者の歿年は詳かならず

田畝里程考

本書は諸書を引用して周代の井田を始め、其後に於ける支那歴代の田制を詳說し、最後に國田と題して、我が邦孝德天皇以來の田法及租法を考證したるものにて、全篇總て漢文を以て之を記せり、此の種の研究に從事する者には、一讀の價値なきにあらず、著者黑田玄鶴は、越後の人、金城と號し、儒醫にして、好んで經濟を談ず、著す所は、本書の外に傷寒論・度量衡考三卷・无命辨々一卷・算學新書二卷・金城文集二卷・石綿論一卷、其他醫書及雜書等、數部あり、著者は此等を總合して「經濟文庫」とせり、其の稱して以て經濟とする所のもの、果して如何、吾人は著者の說明なきを憾みとするのみ

本書は文政元年に成れる門人原澤玄鳳の跋、及同三年に成れる林皝の序を附して、板行せるものなり

經濟十二論

本書は立教・尚賢・納諫・服制・建都・制祿上下・內政・勸農・禁游・貴穀・防夷及兵備の十二目に就き、著者の意見を論述したるものにして、其の中經濟上に直接の關係あるものは、建都・制祿・勸農・禁游・及貴穀の數目に過ざるも、これとて又奇論名說あるにあらざるのみならず、其の項目の分類亦甚だ紛雜にして彼此混同を免かれざるが如し、然れども儒者の意見としては流石の大家なれば往々聞くべきの說なきにあらず、殊に農民が田畑を棄てゝ、都會に集中するの弊を痛斥し、坐食游閑の民をして、各〻其の本職に就かしめんことを論ずるに至りては、其の說固より新奇ならずと雖も、蕃山・徂徠等の所論と對照して、參考に資すべきもの鮮なしとなさざるべし

著者井上四明、名は潛、字は仲龍、四明は其の號、別に又佩弦園と號す、本姓は戶田氏、越後の人、少くして江戶に出でゝ、井上蘭臺の門に入り、刻苦儒

學を修め、尤も文章を好くす、蘭臺子なきを以て之を養ひ、嗣子となす、因て井上氏を冒し、養父の後を襲ひて、岡山侯の儒官となる、年八十五、職を辭して都下に居る、時人之を目して、當今第一の宿儒となす、文政二年病んで歿す、年九十七、著す所は、本書の外に、論語鈔解・孝經鈔解・經義諸説・佩弦園文集等數部あり、而して其の著述目錄中には、大東食貨志なるものあり、編者は多年之を披索するも、未だ其の所在を認めざるは、頗ぶる遺憾とする所なり

自修篇

本書は道學書なり、綱常彜倫の道を明かにし、士風民俗を振興せんが爲めに、著作したるものに外ならず、然れども、其の中卷に於ては、「士」・「農」・「工」・「商」の四目を設けて、四民の心得を詳述し、又其の下卷に於ては「經濟」の目を設けて、經濟の要は人心を得るにあることを述べたるなどは、斯學を研究する者の爲め

に亦最も有益の言なりと云ふべし、龜田綾瀨本書に序して「玉川先生……下ニ絳帷一、坐ニ皐比一、揮レ麈說レ經、其言近而旨遠、約而義盡、聽者悚然敬服、或有下慙ニ前過一而泣下者上、其羈旅草野、艱阻多憂之間、猶兀々枯坐、執レ管著レ書、其書次第成レ編、凡數十部、斯編所ニ尤加レ意也、首明乙綱常彝倫、所ニ以不レ可ニ一日離一之義甲、終言ニ士民日用常行之道一、其脩ニ諸身一、措ニ諸事業一之法、粲然明悉、言各有ニ條理一、又豈可下以ニ常談一比ニ常體一論上哉」云々と云ひたるは、固より過稱にあらざるが如し

著者小町雄八、名は成、字は溫卿、玉川は其の號なり、武藏の儒者にして、平生專ら心學道話を講說し、大言壯語、儒者を以て自ら高ぶるを屑しとせず、勉めて卑近の語をなして、諄々乎と世俗を諭す、其の効果却て偉大なりしと云ふ、晩年病を獲て、南總に退き、其の少しく癒るに當り、會て講述する所を錄して若干卷を得たり、是を本書となす、爾來行事傳はらず、又其の終る所を知らず、文政十一年に成れる長谷川五平の序文中、著者に慫慂して本書を刻行す

る由を記るしあれば、當時尙ほ生存せることは明なるも、其の歿年等の詳かならざるは、甚だ遺憾とする所なり

黍稷稻粱辨

本書は五穀の名義を明にし、品類の異同を辨じたるものにして、其の考證皆據る所あり、其の剖析甚だ詳かなる事は、成島司直の序文に述ぶるが如し、所說は固より經濟學說と云ふべきものにあらずと雖も、亦頗る參考とするに足るものあり

著者龜田鵬齋、名は長興、字は穉龍、鵬齋又善身堂と號す、江戶の儒なり、初め井上金峨に從て學び、夙に才學の聞えあり、後ち師事する所なく、獨學刻苦大に得る所あり、友人山本北山と親み善し、一日相共に約して他日文柄を執り天下を二分して各其の一方に覇たるべしと誓ひ、幾もなく二人の名隆隆として揚り、博學洽聞此の二人に及ぶ者なかりきと云ふに至れり、而して

鵬齋は故あつて志を仕途に絕ち、詩酒の間に放浪して、其の跡を晦まし、遂に文政九年、年七十三にして、家に歿せり、著す所は論語撮解・大學私衡・中庸辨義・老莊揺解・善身堂一家言・侯鯖一臠・鵬蹲居雜識・善身堂文集・鵬齋詩鈔・律數解及富國雜議等ありと云ふ

富國雜議

本書は著者が何れかの藩侯、若くは其の執政に上りたる意見書なるべしと思はる、先づ最初に收斂は啻だ臣下の迷惑なるのみならず、君上に取つても、亦甚だ不利益なることを述べ、それより奢侈の戒むべきことを痛論し、上たる者よりして、節儉の先鞭を著け、君上自ら棉服を服し、朝夕の食事等は一汁一菜に限るべしと勸告し、又勘定方・拂方・賄方など稱する役目は、長く勤續すると種々の弊害を生ずるに付、長くも四五年にて、役替を申付くべしと論じ、又農民が商業をなして、田畝を荒すは、甚だ不埒の事なるに付き、之を

嚴禁し、代官等は賄賂を貪つて依怙贔屓の行ある故に、其の選拔を謹まざる可らざることを述べ、江戸にて使用する中間の員數多きに失して、却て種々の惡弊を生ずるの原因たる事を記し、又疾病不具者の取扱、老年の者の扶持方法等より、墝确閑田を擇んで樹木の植付を奬勵するの必要なる事等を、詳かに陳述したるものなり

著者龜田翼は、其の傳詳かならざれども、是れ或は前記鵬齋の初名にてはあらざるか、翼と云ふ名は、鵬齋に緣故なきにあらざるのみならず、或る書に鵬齋の初めの字は、圖南と云ひしことを記しあり、是れ亦翼の字に因緣ある事なれば、鵬齋は壯年の頃には、翼と稱したる事ありしにあらざるか、殊に著述目錄を見れば、鵬齋著の書中に、現に富國雜議なる書名を掲げあり、旁々初名と推定するは必ずしも妄斷にあらざるべし、若し果して鵬齋とすれば、天明元年（著者が本書を某氏に奉呈したる年）は彼が恰も三十歲の時にして、血氣旺盛なる壯年時代なり、編者は今本書を通讀して、其の語氣文勢の決し

て老功者にあらざるべきを信ずるなり、暫らく記して博識の垂教を待つ

農業餘話

本書は農業に關する著者の實驗談にして、上卷は專ら米の事を述べ、下卷は綿麻野菜等より、牛馬の事に至るまでを述べ、最後は菓材の部として、專ら樹木の事を述べたるものなり、別に新奇の說あるにあらざるも、農業經濟に志ある者の爲め、往々參考とすべきことなきにあらず、例へば苗代の項に於て、村中共同にて、苗代を作るの利便を說けるが如きは、恐らくは先人未發の說にして、吾人の注目に價ひするものならんと云ふ者あり、兎に角此の種の著作として、あたら本書を故紙中に、埋沒すべきものにあらざることは、其の序跋を一讀したるものゝ、皆首肯する所ならん

著者小西篤好は、通稱藤右衞門と云ひ、攝州高槻の農民にして、斯業に精しき老功者なれども、其の傳記詳かならず、某書には、平田篤胤の門人とある

も、其の父の面前にて口授に依り本書を筆記したる顚末を記しあれば、それ等の事よりして、推測を下したるものにあらざるか、篤眞の所記を熟讀するも、其の父と、著者の間には、全く師弟の關係は、之れなきが如し、知らず、他に何等據る所あるか

（注意）本書は平田篤眞（平田篤胤の養子に篤實と云へる人ありしが、是れ其人か詳ならず）の跋文にある如く、著者が實驗談の草稿を本として、篤眞が其の父の面前に於て、更に著者の話を聞きつゝ書き綴りたるものなり、其の顚末は篤眞の跋文と、非上主稅なる人が著者に代つて作れる序文とに明なり、參考すべし

大正四年十二月　瀧本誠一

解題終

野叟獨語

杉田鶉齋著

野叟獨語

杉田鶉齋著

兼好法師が思ふ事いはざれば腹ふくるゝ事なり、之をいはんとすれば、他人の聞ん事をおそる、人止めんとすれば胸悶へて堪難し、或夜燈の下に閑座し、我影法師に向ひ自分問を起し、先生いはんとする事あらば、其知る所を答へぬといへり、抑我國三百年以來、東照宮御一統の御大德により四海太平に治る、我も人も先祖より以來難レ有昇平の德澤を戴き、我父祖も親も安穩に生涯を送、我もまた其下に生れ、同じく此年月の老を樂しむ事なれば、不レ及ながら何につけて此御德恩を奉レ報度思ふなり、然るに世の人にも此餘澤にて今日に至る迄、何不足なく干戈飢寒の患を知らず、美食に飽き美服を着し、華奢風流に日を送り、かゝる難レ有事をば打忘れ、代は萬代も如レ此者に思ひ、上は貴人より下賤民に至るまで、二代も三代も安樂に暮せし其天罰にて、近來は金錢不足にして、世の中何となく手詰になり、人人是を塗隱さんと思ふより、心底あくまで賤敷なり、其所業皆道にあたらず、天道是を惡み給ふ故なるか、近年色々の天變地妖を示し給ふ事數多く、其中

京都大火禁裏炎上の事

大佛天王寺雷火の事

愛宕住吉燒失の事
象潟陷事
天草山崩の事
鑓突の事
子供爭ひ合戰に似たる事
猫多く死して鼠夥敷事
荒排の事
黑氣天にわたる事
天狗松折るゝ事
大坂に白氣たつ事
御白書院大木折るゝ事
蛙合戰の事
松應寺の松折るゝ事
氷川明神棟落る事
永代橋落る事
蝶多く死する事
蜂集る事
蜻蛉群る事
一石橋柱孽を生ずる事
箒星の事
九月十七日東西諸國大風雨、大木幷人家等倒るゝ事
日光御祭禮大荒の事

此外一々言盡し難し、是等天より人に心を改めよとの御しらせなるべし、然ば上下是に心を付、萬事改め愼むべきの時節といふべし、是は中庸に、「國家將レ興、必有二禎祥一、國家將レ亡、必有二妖孽一」の所なるべし、是も思ひば實に魂も消へ心もつぶるゝ心地するなり、然共盛衰反覆世の有情無情のもの始あ

れば終有、死生榮枯何者か是を遁るべき、我身もやゝ老衰し、明日をもしらぬ身となれば、命のおしき事露計もなし、是迄全盛至極の世の有様も見盡したれば、殘り惜き事は少しもなし、但仕合か不仕合か、人の羨む孫子多く持たれば、偏に其ものその行衞案ずる迄なり、何卒幾久敷御上の限りなき御恩德、彼等が行衞も安樂に莽させ度思ふ處なり、此心より試みに先生の了簡を尋見申なり、如何せば此行末萬々年も同じ御代にて過され可ㇾ申哉、思ふ處を不ㇾ殘語り給ふべし、承度と申たり、燈影に先生つく〲聞て、答曰、尤至極の申分なり、凡人の大病をうけ、重きに到りても良醫に託し、其敎を守り能々攝養をくはひなば、何程老體の衰病にても、又命を延の助もあり、又人の家居も久敷修理を加へざれば、倒れんとする迄捨置ても、よき大工の樣に再び修理を加ふれば、持こたゆる道理もあり、國家も將に亂れんとしても、政を能得る時は、再び太平になるものと聞けり、是を中興の業と申由、然共創業の功はなしたり、中興の業はなし難しと昔よりも傳ふる事なり、是は如何有なれば、たとへば彼人家のごとし、いつとなく無益の住居を建繼ぎ、覺へず次第々々大家になる、扨時々の修覆迄もくはひ、そして捨置くに、それは一度損じ、只今は既に倒れんとするに至り、修覆を加ふる時は、不用と建繼を取棄ざれば、用立樣にはならざるものなり、然るに夫も惜し、是も捨難しとて、修理せざれば調はざる物なり、國家も其如く、何となく色々仕癖仕なしの付たる處を改めんとすれば、又彼の此のといふ差支あるやうに見へて、夫を改むる事氣の毒に思ふ事のみ多る故、中興の業はかたき事なり、此事は

英斷にあらざれば行ひ難しと云り、申も恐多き事ながら、此時節世將ㇾ亂の萠見へたる樣なり、專中興の御政道を行ひ可ㇾ給御時代かと存るなり、先其萠の芽へと申は、近來諸人聞候處の魯西亞國の外患なり、三十年以來我奧蝦夷の諸島を呑食し、又頻りに隣誼交易を取結ぶの事を願ひ、是迄段々次第して、甲子の秋長崎表へ使節を差遣候處、御諭文を被ㇾ下、無㆓御取上㆒差戻されし故に、彼其宿意に背き候事なれば、不快に思ひしと見へ、長崎の御取扱嚴酷に過ぎ、前約違變なりと憤り、夫を名とし去秋當夏蝦夷西北諸島へ亂入せしと申なり、是事情の通ぜざる行違に出たる事なるべし、然ども愚夫庸俗の類は委細の事をも辨へず、何か御違變の樣にのみ心を得、はるばる音物等持參せし使者をむなしく御返被ㇾ成候は、夷狄ながら大國へ對し御無禮の樣に申、彼を是とし此を非と思ふ樣可ㇾ申聞ゆるなり、是無識者の論ずる事なれ共、我國の人心にて服せざる所あるに似て、以の外の事なり、天の時は地の理にしかず、地の理は人の和にしかずと承れば、何事ありても我人心に服せざる處あるは、大切の御事なり、扨當夏歸帆の魯西亞船より交易の儀御ゆるし無ㇾ之ば、來春に至り數艘の船をむけ可ㇾ申と申越せし由、共實不實はしらず、人々申唱ふる所なり、御上よりは來舶何の廉立事にあらず、交易一通の願望にては、舶は疾に歸帆せりと御觸あれども、是只浮說を退け人氣をなだめ給ふ一時の御謀なりとて、しひて疑を生じ、實以人心穩ならず、かく世の人氣落着げなきは、以の外の事といふべし、是をしづめ玉ふに扱方こそ有べき事なり

問云、其魯西亞こそ我國の大病のやみ付にて候べし、良醫は未病を治すと申候へば、此取扱間違なば難治の症となるべし、如何して可レ宜や

答曰、されば此事なり、是こそ國家當時の急務なれば、上なる執政の方々嘸心勞し玉ふべし、毛頭油斷無レ之事と存ずるなり、必無益に心を痛め玉ふべからず、乍レ去貴老の問故、我存寄をば可レ申、抑魯西亞國と申は、所謂設斯箇未亞にて、昔は一の王國なりしが、當時より四五代以前の英主ペテルゴロートといふ男其近國を切從ひ、其國を再興し段々勢盛になり、次第々々に手を延し、我蝦夷の向方カムシカツトといふ所迄己が領地となし、遂に彼方の帝位を履み、今時世界第一の强盛の大邦となりし由、此人寬文の頃に生れて、享保の初頃迄ぞん生にて在りしよし、是より代々明主繼起り、猶是を紹業し、近來はその在所なるカムシカツトより南に當り連る諸島蠟虎島の邊まで侵掠し、其國勢の强壯なる事、人の若くして血氣盛なるが如くなり、何れの國も勢を得し人情は同じ事と見へ、開國の初めに在て勢益壯なる故、隣國遠境まで手を延し度なるものと見ゆ、此方にても太閤秀吉公は朝鮮を攻、東照宮の琉球を御手に入玉ひしが如く存ずるなり、扨右に申ペテル帝より後の女主の時、我日本國へも通路なし度思ひ付し由、是は我元文の初年の事に聞ゆ、其四年の夏我東海を通行せし異國船、此國の船と見ゆるなり、然ば七十年計前の事なり、此頃より我國へ通じ度事を心懸しとぞ思はるゝなり、兎角彼方の人はすべて事を謀るに心永く、子々孫々も其志に隨ひ、色々に手をかへ望を達する事と見へ、と

ふ〳〵去頃は松前にて與へ玉ひし信牌を持參し、愈信義を通じ、交易をも取結度よしにて、長崎へ使節を遣したる事になりたり、然るに其節の御扱不ㇾ宜といふを名にして、去秋より當夏に至り、蝦夷地西は唐太島の內、東はヱトロフ島へ上陸亂妨し、若交易御免無ㇾ之ば、來春數艘の船を差むけ、此地の分は攻取可ㇾ申との書簡を殘し、一先歸帆せし由聞ゆるなり、是實事ならば世の亂るべき端にして、誠に御大切の御時到來せしと存ずるなり、東照宮御骨を折らせ玉ひし御後を繼せ玉へ、此天地の主と仰がれ玉ひ、御代々樣より當上樣迄結構至極の御身の上にて、萬民の膏を以て御育被ㇾ遊候御身なれば、其代りに此節は格別御骨を折らせ玉へ、夷狄の鐵炮玉一ツ下民の頭の上を越させ給ひては、不二相濟一候事なれば、何分此天下不ㇾ亂樣に不ㇾ成候ては、御申譯難ㇾ立事と奉ㇾ存なり、又執政方を始め重き御役人も、其先祖の餘光とは申ながら、去年より代々高祿を頂戴し、諸人の尊敬をうけ、大名の小名のとあがめらるゝ御身分なれば、御國務のくじけざる樣に精力を盡し、御用に不ㇾ立ば其身は一分不二相立一御時節なり、然ば如何して可ㇾ立と考るも、交易御免あるか、船を引うけ合戰して打潰すかの二道より外はなき事なり、扨先達て於二長崎表一、此國にては先年より定ある事にて、猥りに他國へ通信はなし難く、且交易の事は有無交易の道なるに、我國に於て其國と易ふべきものなしと御返答有し由にて、使節を空しく御返し有しと聞候、今更唐太ヱトロフを亂妨されしとて、夫が怖しさに無二何事一御免あらんは本意なく、外國へ對して御外聞不ㇾ宜、又我國內の諸人の思はん處も腑甲斐なき樣にて、上の御威光の

薄きに似たれば、爲し難き事となるなり、然ば軍兵をも差向御一戰あらんより外はあるべからず、さればとて今の世の武家の情態を見るに、二百年近く豐なる結構至極の御代に生長し、五代も六代も戰といふ事は露程もしらず、武道は衰へ次第に衰へ、何ぞ事あらん時御用に立べき第一の御旗本御家人等も、十に七八は其狀は婦人の如く、其志の卑劣なる事は商賣の如くにして、士風廉恥の道は絕たる樣なり、其中にて能き分の武藝を嗜といふ人、弓馬鎗劍は心掛れども、是を以て立身出精御番入の元手にする了簡から、物の師匠に阿り諛ひ、頭前を拵へ、見聞の節に到り仕合能く尺二の的を射はづさず、又猫の樣に仕入たる馬に打跨り乘り、地道を恙なく仕おふすれば、其功にて御番入立身し、其後は何もかも棚へ上置見向もせず、世話になりたる師家へも不沙汰し、薄情の至極いふべからざる徒のみ多し、其專ら志す所の實心は、數代奢に長じすり切たる身代を、御役料や御番料の御影を以て、取直さんと思ふ計の事のみなり、又左なきは智惠分別もなく、歌舞妓の大將役者同前に、一幕なりとも人に尊敬され度望迄なり、其柔弱なる證據、先年小金原御猪狩の時、數日の間繫ぎ置、或は目を縫たる猪鹿を捕るさへ、如何なる戰場にも向ふ樣、暇乞の盃取替す樣なる振舞なり、さるにより其後に小鹿野の狩に、人か鹿かの見分けもなく、傍人に鑓付る樣なるうろたへたる事も出來たり、其外小普請の輩は朝夕に歌・淨瑠璃・琴・三味線・歌舞妓役者の眞似に日をくらし、よき分は茶湯・生花・狂歌・俳諧・又是等も好不レ好輩は唐鳥を飼ひ植木を作り、町人を相手に內々にて商ひをなし、馬好きと呼るゝ人は駒

を乗入癖馬を直し、下直の馬を商買する思案をめぐらし、大體は武士の武士たる志ある人甚少し、偶學文する人あれ共、夫も實學は少く、人の前にて物知りと思はせ、立身の種とするなり、ケ様なる卑劣の輩多くては、何萬騎ありとても物の御用には立べからず、然ども多くの御旗本御家人の内にては、又志も厚く才智の有人も數多有べきなれども、是も又覺へず世の風俗に引立られて、勝手向すり切たる家督谷につき、立身は何程志多ても、家の子譜代御家來は持ず、一季半季の渡りもの計り召仕ふ故、何ぞといふ時矢玉の中に飛込で、主人の鎗脇勤る用人も侍も徒もなし、よし又有迄も其者計にて、是もなきが如くなるべし、扨昔の渡り者といふものは、皆勇氣のある者にて、大小の類も相應に切れるものを帶せし、今は竹光神明丸ポカンといふを、腰ふさぎ計に指迄なり、ケ様になりさがりし事なれば、御旗本何萬人何石を何程といふ御軍役の御定あれども、至て御手薄き事の様に奉ニ察入御事なり、又大名とても同じ事にて、代々太平の化に染み、次第々々に奢に長じ、世間の付合外見のみを宗として、二百年近く江戸表へ參勤し、知行の米を賣拂、金にして江戸へ持出し、一年限り遣ひ捨たる事故、近年は手詰になり、身上甚だ行兼、領分に役金を當て、家中には借米し、家中の者に相稼人數も不レ得ば夫も持せず、僅の御番所勤にも、一ト番切に日雇を買ひ人足を雇ひ、人數の頭數を合せ、漸勤の者を缺ぬばかりなり、其甚しきは江戸内の勤登城にも、徒士鑓持まで一日雇にして、間を合する方々もありとなり、惣て士を學び華奢の風俗に習ふ人情にても、陪臣までも分外の奢に長じた

れば、都下時風に成下りし故、其國の土着の風儀は絶果て、皆々當國の便利なる渡り者を、一年切の若黨小ものに召仕ふ者計なり、依レ之是また何事ぞといふ時は、いつも差支供に立べきものは有べからず、然ば一騎前の軍役を持べき人も、人數不足にして戰場に向ふ時は、自身鑓長刀擔行より外は有べからず、殊に夫々馬の數は揃はず、よし揃へんとて俄に買集めても、其馬もつひに夫馬の音も聞ず、甲冑を帶する人を見た事もなき事なれば、物怖して用に立べからず、然ば旗本衆も陪臣も、人馬共用に立ざるといふべし、近頃羽州山形邊には百姓の騷ぎし時、米澤の家中には武具帶し乘馬せしに、馬驚きて乘せず、甚難儀せしとなり、然ば實眞の處に至ては、是に過たる危き事は有べからず、魯西亞は常に軍事を操練し、其國は若し人にていはゞ、血氣壯の最中にて、唐國にても毎度手懲せし韃靼にも切勝、清朝にも戰ひしとなり、清朝の英主と呼れし康熙帝も數度軍馬を出して合戰し、勝敗終に不レ定、詰る處其しつこきに退屈し遂に和議を講じ、韃靼の邊境黒龍江といふ處に分界を立て、兩地の限りとして、今は互に交易をなすとなり、彼は其兵を練りに練りし事故、さしもの康熙帝さへ右の形勢と聞ゆるなり、然ば右の如く老廢せし我國の弱兵を以、其强兵に指向ひ合戰せん事如何あるべきや、是等の事辨へしらぬ人は、船軍は格別、外に我手痛く合戰せば、手元勝負にいたりては、我國兵には及まじくや申誇る人もあるべきとなり、如何にも天正・慶長の頃迄の武風ならばさも有るべきなり、今衰弱至極の世に至り、偶昔物語を聞はつりし計にて、堅くはあてになるべからず、是ぞ老人の口計達者に

て、立居不自由なるを打忘れ、筋骨のよわりたるは心付ず、元氣立する類ひなるべし、是又敗おこるの端といふべし、能々彼と是とを考合せ事を計ふ事、第一の時節ならずや

問云、然ばとて是迄御代々相續たる御武威を、かゝる時節なりとて異國に對し、少にも御引有ては相濟間敷、口おしき事なれば、御國運は天命にあり、彌攻來らば隨分精兵とをえらみ差向玉ひ、勝負の程を御覽有て可ㇾ然、さすれば御家に疵も付ず、只々利運は天命に御任せ有るより外はなき事と存なり、是も武威凜然立派至極の御事ならずや

答曰、それは申さずとてもしれし事、しかし夫は彼の老人の元氣立といふものなるべし、今度のヱトロフの噂の通りならば、大抵手際は知れし事なり、左すれば上下覺悟するより外は有べからず、然れども神武天皇此國をひらかせ給へて二千餘年、又天下の權武家に移りしよりも六百年餘、其間に外國に侵されしといふは弘安の元兵計なり、其時は仕合よくて神風吹て、國兵を勞せずして十分の勝利を得たるよしなり、然れ共其神風いつも當にはなるべからず、只事ならば力を盡して挑み戰んより外手段なかるべし、然ばとて兼て知れたる弱兵を以て立向ひ、一時に大敗を取ては末代迄の御耻辱、殊に天子より御預りの土地を一寸なりとも穢され玉ひては、以の外相濟ざる事なり、萬一に大敗せば、是ぞ無稽無術の戰を挑み、益々國脈を衰へしめ、諸民を塗炭に陷し玉ふといふものならずや

問曰、上の御耻辱にもならず、穩便に事濟といふ樣なる別段の了簡はあるまじきや

答曰、されば〳〵其事なり、ヱテ世の中の事といふものは、右とおもへば左り、東と思ひば西に變るものなり、近來アメリカ船ベンガラ船とて交易を望に來りしとも聞ゆ、又所々に異國船漂着と云もの多くは伊祇利須國と見ゆ、又阿蘭陀は格別に御誓約申上候事有て、百年餘も來舶御免の國なれ共、人情の變態國力の盛衰は何國も同じ事なれば、惣て百年前に申上し通りにや、數千里隔てし國の事、其上片便の事なれば、今に不レ變事必ず當てにもなるべからず、殊に近年持渡る處の荷口替り、又船の樣子も替ると聞けば、國勢衰へイギリス等に屈服し、彼も是も替り、其國の人もまゝ交り來り杯いふ事にもなきや、疑しき事なきにもあらず、又此御國内にても、動もすれば百姓徒黨して、御府内にても近き頃は火防鳶の者杯黨を結び、喧嘩口論度々に及事、武家風儀衰へし故かと思はれ、恐入たる事ながら心を痛る事ばかりなり、然ば何事も差置て御國元の御固があること第一なるべし、此故に先此度は十分になけれ共、まだ今の内ならば取扱方も有べきなり、夫は先頃の長崎使節御取扱の不行屆は、今更すべき樣はなし、此度夫を名にして、蝦夷地亂妨をなすといふもの、左のみ此方の人民を害すといふ程もあらず、唐太ヱトロフ島の小屋陣屋を燒、米穀等を奪ひし迄にて、捕へ行し人も大方は送り返したりと聞、こなたにてこそ御紋付の御道具を奪はれしと承候、狼藉亂妨とは思ひども畢竟此方の御備へ兼て手薄く、油斷して居たる事故、在合人々上陸いたさせ、勝手次第にいたさせ、敗走したることゆへ腹を立ども、始め此方よりの仕向强くば彼はかくまでには致すまじ、是はこれ彼等深意はどこ

までも交易を望むが宿願なりと聞ば、我國邊備の程も知れぬ事に何ぞ最初より如レ斯勝をとらんと思ふべきや、全く此方の油斷からして、大敵を受し心地して敗走せし故の事と見ゆるなり、彼國にては此方にて惡むほどの不法とも思へるにもあらざるかもしれず、詰る處交易さへゆるし玉はゞ、何もかも故の如くにして、擒も送り可レ返と申來せしなれば、一旦の腹いせ小兒の鬪爭同然の仕打、彼と是と其性情の通ぜざる處より出たる如く見へたり、彼方には何卒事和かに調ひ、交易の道を開き度望計にて、全く手巧者の合戰を仕懸るとも見へず、併彼土俗人情此度の一事まで十分にしれ、薄情の國にもあらねば、夷狄は夷狄の情を知て取扱ふことも可レ有レ之、實は互に其實情も分らざる事なり、愈彼王命に出たるか、又は北境の者どもの思ひ企し事か、何れにも海上の氷解て後、通船もなるべき頃、其邊の渡海に馴たる夷人を土地の案內者とし、物に對て且才氣有人を御えらみ有て、先彼領地カミシヤツカ迄被レ遣、彼地は和語も通ずる者有る由なれば、荒立ざる樣に對御問答し、能々其情を糺し、扨彼望處も能聞ぬき、麁忽を陳謝し、偏に交易を望む趣ならば、是迄の事天に事情の通ぜざるより行違ひ有りし其處を辨別し、全く御國威の不レ引樣に詞を調へ、一先交易を許し度ものなり、かく通辨よく調ひなば、彼にも是まで我國へ可レ願事、應對・文辭・言語の通ぜざる事を得心し、且宿願の成就を幸にして速に事濟べし、但其交易の論の事經日の後に、根强き夷狄の情不レ知レ足習ひなれば、又年經る内には色々望生じ、如何樣の難題を申出べきも計られず、其時こそ手切の一策、合戰に及ぶの奇計良策有べし、夫迄

には十年も十四五年も間あるべし、但此節事の故なきに氣撓せず、何卒此間に士民を養ひ軍兵を調練し、是までの風俗も打改候樣御世話在レ之、萬端整度ものなり、其時オロシヤより攻來るとも彼を防ぐ事足りて、一戰し玉ふとも、御勝利を得玉ふべきなり、此度は衰弱の時勢を察し、世を救ひ玉ふが第一の御趣意にて、まげて交易を御免被レ成候はゞ御耻辱之樣なれ共、其時之を必ず雪ぎ玉ふべし

又問曰、彼國より既に間者を入置し抔いふにても有しかや

答曰、此事は未だ聞ず、最初より我國を奪はんとの心底とも思はれず、我邦は東邊にありては、氣候常和五穀豐饒五金富厚の土地なれば、外國迄も美國の名高く、殊に歐羅巴といふ大洲諸國にては羨み噂する事の由、其中魯西亞は百餘年來强盛の國となり、諸國通信せざる國なく、今は其東北カムシヤツカといふ處迄取弘め、遂に此邦と隣境ともいふに至る大國となりたれば、何卒通信いたし度、前々申如く我元文の初年より其志を起し、巡檢の船も其頃廻せしと見ゆれば、久敷此地の事を窺ふ事と見へたり、是によりて延享・寶曆の初より彼領地へ漂流せし船頭等を其地にて養育、文字言語も既に今稽古いたさせ候よし、是五十年前の事なり、今は今日の如くかなりに和語の書簡も送らるゝ程とはなれりと見ゆ、又急度間者といふにはあらざれども、安永の頃阿蘭陀人江戸拜禮之節に附來りし醫者のトインベルゲと申者は、伊勢の光太夫歸朝せし頃は、彼新都にて醫學校の頭役勤て在し由、左すれば此男など此國の事など物語れる事も有べし、全體は物產吟味の爲とて阿蘭陀船に便り、東方諸國を通

歷せし由なり、然共彼地方の人なれば萬事に心を付、國勢風俗にても氣を留めて歸國せしなるべければ、今其國にありて尋問事もあらば、却て我邊鄙の船頭の傳へしことにはまさるべきか、此人固より魯西亞人にも聞へざれば、彼より窺はせし間者とも申難かるべし、今に在ては是等も我國の事をしるの便りともなりたらんか、又明和八年辛卯の頃通船せしベンゴローウと同船せし内の人には、日本地海に心を留し沙汰もあるよし聞けり、是のみならず、天文以來歐維巴洲の我國へ往來して、地圖を作り記事を錄せりと聞ゆれば、夫等を傳聞し魯西亞も兼々我國の荒增は知り居る事多かるべし、つく〳〵と案ずるに、彼は萬國交易の事を求めんとする大趣意にて、あながち此國を奪はんとするの志も有まじきか、蝦夷の奧島を侵掠せしは、先年までは是といふ領主の有る事なければ、漸々取弘めしなるべし、かゝる日本地へ近寄、本邦は隣境となりたる上は、兼々隣好を結び、其諸地の民をば養ふ爲に、我と信義を結び亦易を求る事なるべし、然ども其深意は推測り難ければ、少しも油斷はなるべからず、扨この間者といふ事もあるまじき事にもあらず、元兵の我國を窺ふ時は禪僧を間者に入置候由、又秀吉公の朝鮮を攻むる時にも、前方に間者を入置し由、彼地にて著せし隱峯野史別錄といふ書に見へたり、然ば太閤能く朝鮮の事情を知り、其後矢を向けられし事と見ゆ、夫故其後に我國百練の兵を一度に被し渡、殊に其頃には鐵砲といふものなく、何か棒の樣なる物より音高く火の玉飛出ると向ふ兵忽落命せし故に、大兵の降りし樣に心得、軍兵とも恐怖して一時に敗軍し、朝鮮の八道初度の戰に悉く敗れし由

承り傳へし事なり、魯西亞といふも其如く、我國地海の理をえて辨知し、如何樣の便利なる兵器あるかもしらず、又軍法合戰の模樣如何樣の簡便捷徑の事あるかも知らず、其事體も知らず、妄りに向て戰を交へんこと、是ぞ遠慮なきの類なるべし、よし運よく一旦勝利を得たる共、夷狄の風俗は、此地にて言傳ひし如く、敗戰しても耻と思はず、信長の長篠合戰の樣に我兵を不ㇾ損樣に用出し、敗れば遠く逃、又集て攻懸り、只じつと合戰して、往々の勝を勝とする樣に承れば、一旦勝利あるとも、來る年も／＼寄せ來るべし、然る時は兼て國財に不足せし東國大名、年々の戰に軍役勞れ、果は內證も盡果る時は、無二是非一軍役御辭退申さんより外あるべからず、其時に至りて二百年來大祿を下し置れし家の事、其分にも差置れ難かるべし、然る時は恐らく內亂生ずべし、よし其時上より御惠み被ㇾ下にも度々の事に及ばゞ、同じく國財不足し御手の屆かざる事も有べし、左ある時は自然と御國勢挫け可ㇾ申、又御不足にて勝利を得ざる時は、朝鮮初度の戰の如くなりて、其御耻辱臍を嚙むとも及ぶべからず、是御大切至極の處と存ずれば、何れにも一先交易御免有て可ㇾ然存ずるなり、併我國內の人御腑甲斐なき樣に存ずる者も有べければ、夫々內々の儀、固より上にても御好無ㇾ之事、世上にも聞知る事ながら、時勢により萬民のため不ㇾ得ㇾ止事、御許被ㇾ遊候よしの御實意下々へ通じなば、諸人都て難ㇾ有と可ㇾ奉ㇾ存事なり

問云、仰は尤に聞へて候、然ば交易御許在て、此後此方の兵氣を可二立直一の手段如何して可ㇾ然や

答曰、是始に中中興の御政にて、東照宮の御遺訓に、武士の不ㇾ用立ㇾを吉田發といひ、好き武士出るを新田發と上意の御譬の如くなる場所にて、至て難き事なるべし、上にも中興の御時節と思召、目覺敷御改革不ㇾ被ㇾ遊候ては、御用立候程には武備相調申まじ、先第一の所は御國用なり、國用不足する時は、武備も萬事も不ㇾ調は勿論なり、然るに御先代の頃より種々の御事にて、御國財多く御不足になりたるよしなり、其後御當代に至りても、京都の大火を初め所々の御普請、殊に近來蝦夷地御開發に付、年々の御國財の費る事、傍より伺ひ見ても夥敷事に奉ㇾ察事なり、然し此處に不足なる時には、彼所を減じ補はざれば、國財不足するはしれたる事なり、然るに上の仕ならへも不ㇾ改、先例古法を宗として其儘差置候事故、御勝手にかゝれる御役人、其費を補せんと樣々に骨を折り智を運らし、御貸附金・七分金・御用金抔と名付は、大火の後間もなく下の金も上へ御引上なさるゝ樣に仕向たる故、上へ仁惠の御德も不ㇾ付、御不德の理わりを招になる事故、人氣以の外不足、心服するもの少し、是等に因て兼々御國用不足になり行やうなり、當時の御規定と申もの、御國初よりの事なるにや、恐くは次第次第に御手重になり、中古より起りし事多かるべし、假令ば東照宮大坂御出陣の時何かに御長持一ッ、御膳部の御用として干鯛二枚・鰹節三本御持せ遊れし由、近くは有德院樣の頃は、御鷹野先は長持一ッ二ッにて事は辨ぜし由なり、然るに近頃御鷹野先へ爲ㇾ持玉ふ御長持も數多之由、ヶ樣の事にて考合すれば、差て定れる事も見へず、只時々の模樣次第に定められしが、先例古格に成たるなるべし、扨

其御役にかゝる人々も、一役切に一日の勤向も間に合せ、少しにても間違あれば、如何なる仕損じの様に手違といはれ、上よりの御咎を受るが恐しさに、クシラ〳〵と無益の事に手間をとり、御用を辨ずる様に成行、只其役中手違のなきを專一に、後役の難儀下のいたむも不ㇾ構、少しにても御益の付様にして、立身するを專一とするが風俗となりたる様なり、然るに先年房州へ南京船の漂流せし時も、あのせんぎ此吟味にて手間取、漸々一日か二日には行るゝ場所へ、日數經て御役人參着のやうなり、近くは當春も銚子浦へ唐船漂流せしも、同じく暫の長評議に日數を送り、正月に着し唐船を漸々六月に御歸し有し樣の事なり、此趣にては萬一魯西亞船にても寄來らば如何に成や、先外國へ對し御政事の不行屆埒のあかざる様にて、御外聞いか計氣の毒至極に奉ㇾ存なり、右様に無益の事に日數重りて、御國用費る事も多き事と見へたり、殊朝夕の御臺所大奥の御費、實不實はしらね共、此間にて申觸らす通りなれば、夥敷事と存ずるなり、聞けば聞程けしからず、驚入たる御儀どもなり、元より天下を知し召給ふ御長者の事なれば、右様なるは勿論の事なれども、是も昔とは甚だ相違する事と見へたり、大猷院様日光御社參の節、春日の御局と申が御供なりしに、乘懸馬にて御越の由、其節御宿申せし野州栃木と申所の大屋瀬兵衛と申者の方へ、御土産に茜木綿一反・白木綿一反下されしに、今に持傳ひ候由見し人の語りたり、然るに今の輕き御奉公人の烏渡したる手土産にも、御城風にて數々細工物煙草入類を贈り玉ふとなり、是等を以て見れば、其結構思ひしるべし、ケ様にては何程の御財用あると

ても、御不足はある筈なり、古より明主と申奉るは、唐も日本も麁食麁服し、殊に後宮の事を減るを以て美談となす事なり、何卒右等の所共を御改革有て、なくて不ㇾ叶者は格別、餘は一々御吟味有て、惣じて損じも破れもせざるものに、年々新になるは御例といふ様なる事を止にし、或は不ㇾ飢ば事すむ御臺所御料理の類も、先年河合次郎兵衛申せし如く、御茶漬といふ様なものとなし度ものなり、ヶ様の事迄一々御改あらば、一年の御入箇半分か三分一か減ずべし、然ば御國用はありあまる程出來ぬべし、上には御存なき事と存ずれば、此節の様なる危年を一々達し、上様御自身にも御身を詰られ、爲㆓諸民㆒御儉約被ㇾ遊度事なり、夫を諸人承知し奉らば、いか計か奉㆓心服㆒候て、人心の引立にも可㆓相成㆒事と存ずるなり、ヶ様の事は固より上には御存じなき事なるべし、願はくは無㆓遠慮㆒十分御聽に入度ものなり、人々の心により右様の事申上候ては、無益に御苦勞をかけ候事を、老婆深切の心の様に、一日切に御機嫌克を第一とし奉るは、是上を大切に思ふ人臣のする道にあらざるべし、夫といふも打續たる太平ゆへ、人氣の衰へより出る事なるべし、又先祖のかげにて代々莫太の高祿を頂戴し、大名に育ちし人も又同じ様に、其臣下に右様にのみ仕立られし事なれば、至て下情に疎く、如何程發明にても、賤敷もの程には下の事は知り給はず、何事も不案内にて、下より申事のみ實とおもひ玉ふ輩以下不明頭立給ふ處へ、銘々立身出精の心にかけ、國禮にうとき輩が其人々の耳にも入らず、たま〳〵無ㇾ據事計耳に入るとも、是は小事、此位の事何事の候べきと能やうにけなしいふ故に、いつとても評議

片付たる事のみ多きとみへたり、世間にて諷諫ともなるべき悪口の狂歌落首ども申觸し候も、其人々の懐には入ざる事故、身分の非も知り玉はぬ事としらる、何卒此様なる弊を直すを急務となしたきものなり、其工夫も様々あるべけれども、大名と三千石以上は格別にして差置、先改度きは御備の元たる御旗本御家人の分、早く御用に立やうになし度ものなり、總て人情の常態妻子に心引るゝなれば、是に心を引ざるを始になし通、若何事ぞある時は、人質郭とやらいふもの有て、不ㇾ殘上にて御養ひ被ㇾ下候様に承傳へたり、當時太平打續、人別格別に增したる所の御人の妻子どもなれば、何事も有ては、中々御養ひ可ㇾ被ㇾ成御手當は難二行屆一事に存ずるなり、然るを其儘に差置るゝ時は、何ぞ事起りし時は皆皆其者共に心引れて、御用に難ㇾ立かるべし、然ばとて御家來の御事故、俄に御見捨なり難かるべし、此故に御改革の始に、先此者共の妻子を其知行々々へ引越被二仰付一、田舍住居に仕、又御藏米取に候はば、是又能様に勘辨を付て、是も田舍へ引越させ、住居させ度ものなり、其身計りは江戸在勤してありなば、各々氣分落付、身輕に相成、氣力堅固に相成可ㇾ申、左様無ㇾ之内は、萬々一近國海邊豆州房州あたりの沖などへ異船見へ、石火矢の一ッも打たらば、江戸中上下の騷動如何計りに候、其節兼々爲二御用心一被二差置一候人質、却て足手纏ひに相成、御厄介至極と奉ㇾ存候、右の如く諸旗本田舍住居に相成候はゞ、武士の筋骨硬く、自然と質素の風俗に御用に立可ㇾ申、其時は徒士仲間の類も、昔の土着の姿の様に相成候て各目立可ㇾ申、其時こそ武備も備はり可ㇾ申候、只其當人は何番といふ番合を定め、

御當地へ相越御用も勤め、其非番の節は、武邊修業少も無二油斷一樣に致候はゞ、身輕の事故心持能、自分氣象も宜可二相成一候、且御家法と武備調候上は、人數の懸引等も貝・鐘・太鼓等迄常々爲レ習置、折々上覽被レ遊候て宜敷事とも奉レ存候、且上覽の事いつあると前方に不レ被二仰出一、明日とか明後日とか不時被二仰出一、いかなる急卒の御間も合候樣馴習し置度者なり、又鹿狩抔も田舍にて致し候樣に、嚴敷追立手强く仕度ものなり、惣て危に馴不レ申候ては、士卒は不二引立一事と存ずるなり、扨當時田舍住居被二仰出一候事は大事故、嘸差懸り難儀にて、未練の輩は田舍を嫌ひ、家を退て立退き候者も出來可レ申なり、とても左樣の者は御用にも不二相立一事、御棄被レ成候ても宜敷事と被レ存候、將又輕き御譜代株の者も、多くは内々株を賣拂ひ、代々續候者も少く相成候樣に承り候、是も表向定法にさへ叶ひ候へば事濟候事故、ヶ樣の類は猶々吟味有て、御用立候もの計殘し、御入替と相成候ても不レ苦事と被レ存候、左候はば一方の御用に相立候ものも出來可レ申、然る時は萬一異國船攻來る事ありとも、此類を先に立候て、死を共にし相働可レ申、左候はゞ其上に立候ものも、是に耻て士氣勝り可レ申、是士氣復古の一助と被レ存候なり、扨又諸大名三千石以上の分は、奥方は如二古例一江戸に被二差置一候て、家中陪臣の妻子は皆主人々々の領分へ引取候樣被二仰出一候はゞ、是又用立候家來も出來可レ申、大名の大身遠國の陪臣には、少しは古風の殘者も候得共、小身の大名の家來共は、皆柔弱至極にて用に立候ものは少く、是も江戸の風儀直り候はゞ同敷風俗も相改り、自然と日本國中武風賴もしく相成可レ申、扨又魯西亞は御法度の宗

旨の由故、十年十四五年も過候內に、此國の累代邪宗を信じ、必害を出し候端にも可ニ相成一哉と疑ひ候者可レ有レ之候、然し是は如何樣とも嚴く御制度相立候はゞ、其うれひ無レ之事と被レ存候なり、尤仕方掟の立方も可レ有レ之、又十年程の內には、漸々馴來りし武家風俗可レ難レ直と不審致候者も可レ有レ之候、是も仕方次第に直ることゝ見へたり、昔日本國中爭亂の時、對馬の國は離れ島故、武士皆合戰といふ事も不レ知、悉く柔弱にて物の用に難レ立かりしに、太閤秀吉公の朝鮮合戰の時、對馬へ先手申付られしに、其頃の太守の工夫にて古城を廢し、今の城急に築れ、武士に土持石持爲レ致候處、四五年の內用立程に相成、他國の者も同敷朝鮮にても戰をなせし由、對馬人の聞傳へし由承りたり、古と今と替りなく同じ天地にて、日も同じ日に、人も同じ人なれば、敎次第になる事と見へたり、加藤淸正の家來石垣を作り、殊に上手多き中、物師の名有レ之何の角兵衞とかいふ男は、殊に勝れたりとなり、然れば筋骨の固まる爲には、今の武士に此等の事を被ニ仰付一候ても、恥にはあらぬ事と存るなり、扨武家右の通相成候て、御城下の町人どもには商賣なし、幕方にも難儀すべき事なり、併是は主人といふ者もなく、一人一人の事故、相應にそれぞれに身構し、田舍へなり共、又は遠國へなりとも、思ひ思ひに引取可レ申、然ば江戶は俄に淋しき樣に成可レ申、夫こそ能事と存ずるなり、已に國初の頃は町數は八百八丁にてすみ候事と見へたり、夫よりいつとなく新地を築出し新町をまし、今は二千六百何十町餘ある由なり、さるにより人に人が重なり、誰にも渡世なり難く、色々奸計を廻らし、人の好樣なる新製の物を作出し、

人の氣にいる樣に仕懸、自然と奢り增長し、今の姿になりしことゝみへたり、然ば一旦淋しき樣に成たりとて、左のみ御當代の耻にも不ㇾ被ㇾ存、昔の江戸の姿と存ずるなり、何れの代も太平續く時は、鄉民奢り長じ、風俗惡しくなる由なり、上代度々都を遷せしも人々の奢をとゞむるの一策にてありしと承りたり、況や減ずる迄の事なり、已に有德院樣の御時、江戸餘りに繁花に付室新助存寄を申上る所、上にて御同意にて、諸大名在國一年半、江戸半年詰に可ㇾ被二仰出一一段に相成候處、又新助申上候儀有ㇾ之、追々御時節も可ㇾ有ㇾ之と申上候計相止候由承置候事有、此節抔其改革の時と被ㇾ存候なり、然る時は諸色の價も引下げ、風俗も相改り、萬事質素に相成、人物も直り可ㇾ申、左樣有ㇾ之候はゞ、風俗も替り御代は益々御長久と被ㇾ存なり、右等の事を以中興の大本と致候て、又色々良計策も可ㇾ有二御座一と被ㇾ存候なり、勿論ヶ樣の大事は下賤鄙夫の料簡の及び可ㇾ申儀には無ㇾ之候、多くの大名の內には賢明の人も有べし、賤人は其身相應に小量の者故、深慮遠謀は無ㇾ之ものなり、大名は高位に生れし御身故、賤人の不ㇾ及事の了簡もあるべし、其人を御登用被ㇾ遊、早々御定被ㇾ成候樣致度ものなり、但上にては其人物一々は御改無ㇾ之事と被ㇾ存候なり、是は諸人に被二仰付一、人々噂も承り及、或は改て賢者と存候人も可ㇾ有ㇾ之、其人の分名前相認密封仕差上候樣爲ㇾ仕候はゞ、自然と智慮有ㇾ之候人物と相分り可ㇾ申、其內の人望多き方々御立被ㇾ遊候方宜と奉ㇾ存候、是を心染に可ㇾ有候間御譜代ならではと申事も無ば、外樣の者にても無二御構一御用に可二相立一者御撰力有ㇾ之、何にても舊弊相改り、國家御長久の御計ありたきも

のなり、既に大猷院樣の御時、已に關ヶ原御合戰に御敵對仕候立花左近將監など、御夜詰の御相手に被レ召候例も有レ之、況や二百年來も奉レ蒙二御國恩一外樣の者にても、其子孫として可レ奉レ挾二異心一儀少も有レ之間敷、不レ苦儀と被レ存候なり、昔は御役勤の者計に無レ之、ヶ樣に武家衰へたる時節をさへ、慶安に松平能登守、萬治に堀田上總介抔は、多き知行も取、上の御爲に存寄を申上候て、御譜代の大小名代々御厚恩を蒙りながら、此節の時世を見ながら、何の了簡も無レ之哉、常に領分の百姓の育にて生立ち、其作りし米穀の收納を以て奢を極め、世は萬代も如レ此ものに思ひ、うかり〳〵と日を暮し、此時節誰一人身を捨てゝ存寄を申出しといふ人今日迄不レ聞は、實に末世と申ながら、餘り淺ましき世の中ならずや、扨老衰せし思ひ過しか、生付の愚成者の迷ひか、有德院樣の御代より既に七十年來、世の奢增長し、士風次第々々に衰るをつく〴〵詠め居候內に、近來の天變地妖、魯西亞の沙汰を聞ば、實に夜の目も寢られず、然ばとて我等如きの者がヶ樣の事を云ひ出れば、上を不レ恐不屆ものとて、罪を得んは目の前なり、左もなしとても、氣違ひものとて取上る人も有まじ、有德院樣の御時、山下幸內と申せし浪人存寄申出候事有しが、奇特者とて差ては咎もなかりしが、今は時代も替りしなれば如何すべきや、罪を得ん素より厭はざれども、狂氣もせしと亂心者に取扱はれん事、殘念なれば申出もならず、只足下と我と限りなき患をのみ語り合、ふくれし腹內の有難無難を思ひ殘さず咄盡す迄なり、必必他人に聞せ給ふなと語れば、夜はほの〳〵と明にけり

野叟獨語 終

茅窻漫錄

茅原定著

漫錄自叙

此書寫本三册、予が名を著はして以前より坊間に商賈する者あり、其書は予が手錄にあらず、假説の大僞書なり、予幼年の比より群書に涉獵するを好み、蠹魚の癖ありて、書き物さへあれば、おのが食物にせむと、目に觸れ手に輟めずして遺忘せざらむため一々書きぬき、反故雜りの漫錄數十卷あり、弱冠の比より四方に漫遊する事十年餘、見覺え聞き覺えたるも亦數多あり、壯年に及びて浪華に羇留し、六七年の間編述草稿のまにまに書き加へ、寫眞摸帖などあれば、彼此と考の事其傍に記しおきたり、本より編述すべき意なければ、校合改竄は勿論、くさ〴〵反故雜りの小册子なりし、文化丁卯の秋京地へ來りし時、一二書肆の人親しく訪ひ來り、机邊に漫錄あるを披き見て頻に懇望し、見了ると即時返却せむといひ、おのが家に久しく留めおけり、其人は一年餘にて身まかりぬ、二三年經て後に、尾張より來る書生あり、予が名を著はしたる漫錄寫本三册、彼地にも數多ありしといふ、予大に驚きていかなる漫錄にやと問へば、寫眞摸帖など、しか〴〵の由語る、こはさきの書肆の人此漫錄を本とし、有るにもあらぬ事など、おの等が業に僞り作りたる書、彼地へもおくりしと覺ゆ、されども編述草稿に暇なく、今更一々せむすべなく、打ち捨ておきけり、其後東府にて或人の隨筆に、漫錄の書名出だ

せりといふ、乙亥の春又二三書肆の人來り、校合改竄なるうへは、急ぎ板に彫りたき由頻にいふまゝ、以前より坊間にあり觸れし漫錄は、大僞りの書なる事をしめし、更に編みてつかはしむ、其書も年月ふりて、やう〱此比にうながし來るにより、其首に辨ずといふ

文政己丑春　　茅原定識

茅窓漫錄目錄

茅窓漫錄目錄終

茅窓漫錄

茅原定著

驛路鈴

驛路鈴は、常陸國鹿島明神正等寺の什物にして、其長壹尺壹分、耳・目・口・鼻皆具る、形甚奇雅なり、又河內（丹北郡長原村）日蔭明神の寶物にもありしが、今は同地丹上鄉彌五郎が家に祕藏せり、その形、鹿島のものとは少々異なる所ありて、面目見え兼ぬといふ、驛路鈴は、古き書にも數多見えて、鹿島に傳ふるものは、扶桑見聞私記（第六十一）建久五年十二月下に、大庭景義曰、驛路鈴の事出づる所をしらず、神代より相承ありし驛路鈴といふは、何れの御代よりか鹿島神の寶前に奉納あり、其形柄香爐に似て其音たかし、昔は彼の鈴を賜はり、朝敵退治の人持參し、彼の鈴を以て軍兵を指揮しけりといへり、能く惡魔を降伏すとなり、今俗にいふ所の驛路鈴といふは、驛馬の轡頭（オモガヒ）に付くる鈴をいふなり、驛路の鈴聲夜過レ山といふも、驛馬の鈴なりといふ、今按ずるに、驛路鈴と名付くるもの三種あり、鹿島・日蔭兩社に傳ふるものは、神代より相承ありし、其所謂詳ならず、一說に、是は鬼面鈴なりといふ、又

驛馬鈴を、後世押しなべて驛路鈴といふ、是は日本紀孝德天皇大化二年春正月甲子、宣二改新之詔一に、「驛馬・傳馬及造二鈴契一、毎二山海一、又凡給二驛馬・傳馬一、依二皆鈴傳符尅數一、凡諸國及關給二鈴契一」とあり、又天武紀に、「令レ乞二驛鈴一」といひ、續日本紀（文武紀）に、「飛驛鈴八口、傳符十枚」とあるも、皆是なり、公式令に、親王及一位驛鈴十尅、傳符三十尅より、初位驛鈴二尅、傳符三尅に至るまで品級次第あり、其餘江家次第にも見え、禁秘抄に、「俊實通俊曰、件鈴太有レ興物也、或六角、或八角」とあり、又は天子御讓位の時、固關の使、上卿に御馬を賜はり、內舍人官符と、驛鈴二口とをたまふも皆おなじ、萬葉集第十八に

つぶな子がいつきしとのに鈴かけぬ、はゆまくだれり里もとゞろに

堀川百首に、大江匡房

逢坂の關の關守出でゝ見よ、驛傳ひに鈴聞ゆなり

新撰六帖に、衣笠內大臣

旅人の山越わぶる夕霧に、驛の鈴の聲ひゞくなり

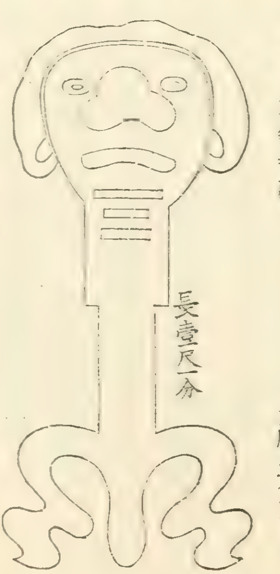
東海道驛路鈴といふ書に、むかしは驛路鈴とて、勅使外國へ趣きたまふ時賜はりて付けしなり、此鈴を付けたる馬は晝夜にかぎらず、關の戸もあけて通しけりとあり、神祇式に、「凡驛使入二太神宮堺一者、到二于飯高下樋小河一、止二鈴聲一」といふも是なり、この鈴は、漢土にもあり、大明會典に、「遞二送公文一、

照依古法、一晝夜通一百刻、毎三刻行一鋪、晝夜須行三百里、無分晝夜、鳴鈴走遞、前鋪聞鈴、鋪司預先出鋪交收」といひ、又元の經世大典に、「凡文書往來、卒腰革帶、帶懸鈴手槍、挾襆褲、賚文書以行、夜則持火炬焉、道狹車馬者負、荷者聞鈴、則遙避諸旁、夜亦以驚虎狼不若、又響及所之鋪、則鋪人出以俟其至」といふも是なり（世事通考全書に載せたる提鈴も是と覺ゆ）驛路鈴聲は、杜荀鶴が、秋宿臨江驛詩、漁舟火影寒燒浪、驛路鈴聲夜過山、和漢朗詠に見えて、人のよく知るところなり、江談抄（巻四）に、「時棟語曰、忠文民部卿爲大將軍、下向時、宿駿河國淸見關、軍監淸原滋藤夜詠此句、將軍拭淚」とあり、今禁中にあるは、形四角にて、大貳寸許、厚壹寸許、上に鈕ありて、兩面に驛路鈴といふ三字を隱起にし、鈴口は常の鈴におなじ、先年聖護院より御還幸の時、隱岐國社司より奉るといふ、その摸寫を陶器とし間々世にあり、古は此驛鈴を掛けたる船を鈴船といふ、日本紀「仁德天皇三十年秋九月朔、親幸大津、待皇后之船、而歌曰、難波人鈴船執、腰暡、其船執大御船執、」これを私記には、鈴以て飾れる船なりといへど、水驛に置船事は廐牧令に見えたれば、驛鈴を掛けたるべし、中納言行平須磨へ左遷の時、船に此鈴を掛けたるを、上野近き海邊の雉子共聲に驚きしとなむ、千五百首に顯昭（一に行平とあり）

鈴船を寄せ來る波に驚きて、須磨の上野に雉子鳴くなり

今も勅使などの旅行には、乘輿下乘の時かならず此歌を吟じ給ふとなり、昔遠川掛州の近邑西方村、龍雲寺福天權現の土中より掘り出だしゝ驛路鈴は、いかなる形なるか、又一種俗人の覺え侍る驛路鈴

といふは、松岡玄達の詹詹言に、漢土の虎撐を出だし、其圖を載せたり、徑貳寸餘、厚壹寸、形輪のごとく、中虛しく緣より聲を出だす、是は權貴の人、または聲音不足の老人など、人を呼召するとて旁に置くもの、多く牛馬の頂に掛くるなり、是も亦漢土にあり、品字箋に、「金鈴以レ銅爲レ之、虛ニ其中一、而裂ニ其半一、納ニ小鐵子一、搖レ之令レ作レ聲、郵卒懸レ腰、與ニ驢馬掛レ頂者ニ是一」と見ゆ、三種同異物、おのおの分別すべし



啐

武德編年集成に、甲州武田信玄へ交通せん爲に、信州伊奈の下條彈正信氏を以て書を酒井左衞門尉へ贈りしに、紙表に啐啄の二字あり、當時其意を辨知せず、然るに勢陽の江南和尙岡崎を經て東國に趣く、石川日向守家成是に對し、彼文字の旨を問はれしに、和尙の言ふは、鳥の卵を破るにその節あり、太早ければ未水にて益なし、餘り遲ければ腐ると云ふ意味なりと答ふ、此事御聽に及ぶ所、萬端時を待つ事肝要なり、武將一人此心を存すべき旨命ありて、後日柴山小兵衞を召して、鷹も能く夜居をなし、其節を得て鳥を捉(ツカマ)しむる事啐啄の心かと宣ふとぞ云々、予謂ふに、其比江南和尙答ふるに、書名出據を引かざるはいかなる事にか、此二字禪家の書に多く見えたり

〇傳燈錄（卷二十）如何是啐啄之機、又師上堂曰、諸方只具ニ啐啄同時眼一、不レ具ニ啐啄同時用一（又十九同二十九にも見ゆ）〇普燈錄、有レ僧問、如何是啐啄、同時用院曰、作家不ニ啐啄一、啐啄同時失〇禪林寶訓音義云、啐啄、如ニ鷄抱レ卵、小鷄欲レ出、以レ嘴吮レ聲曰レ啐、母鷄憶レ出、以レ嘴嚙レ之曰レ啄、作家機緣相投而解、亦猶レ是矣、」（貝原の諺草にも、是を引けり）又雲笈七籤に、「瓜熟蔕落、啐啄同時」とあり、簡禮集（卷二太刀折紙條）に、此分之由、啐啄之返答に因りて、御返事申し上げ候ともいへり、啐啄は俗に咋合よろしといふ程の事にて、當時天下の諸侯大小ともに釁を窺ふ節なれば、雙方とも咋合よろしきを見計るべきとの事なり、信玄は機山と號し、大僧正達台密禪奥儀の人にて、當時天下の諸侯弓矢の取り扱ひを論じ、信長・謙信・六角義秀・淺井長政・及昭代の事を語られし事和論語に見えたり、未然を透察する武略明智の人なり、惜しきかな其父信虎大惡無道により不孝の名をとれり、甲陽軍鑑に載せたる詩十七首、十九歲までに作られ、「松同レ花題にてよまれし歌を見るに、かゝる戰國爭亂の世に出でゝ、詩歌にも心を寄せられたるは感賞すべき武將なり、不孝の名をとれりといへど、其父信虎の大惡無道致し方なきにより、家老舊臣と相談し、姊聟の今川義元と謀り、其國を退出せしむ、室鳩巢の非言茶話に、此事を論じて信玄名は不孝にして實は孝なり、十八歲より一生論語を手にとらず、其言に曰、此書孝道を說けり、我が如き不孝の子の見るべき書にあらず、予是に於て落涙して信玄の不孝無レ據事をしれりといへり、五十三歲病卒、辭世の句に、「大底還他肌骨好、不レ塗ニ紅粉一自風流、」また平生自警の歌に

人は城人は石垣人は堀、情は味方仇は敵なり身の鏡に載せたり

凡べて國を領する諸侯は、大小によらず、誰も〳〵かくありたき事なり

信玄、吾身人の善惡を評判するを拙き女子に問うて、人の飾詞を質されし事諫草に見え、又義家、頼政二人とも禁中の妖怪を鎭めたりしを、平家を語る檢校信玄の前にて語りければ、當時武道の衰へたるを歎かれし事、鳩巣の不亡抄卷二に載せたり

佛法僧鳥

佛法僧といふ鳥、此邦に居る事、諸書に多く載せたり○日本紀略云、延喜六年右大臣光修法華八講、佛法僧來鳴、同十八年右大臣忠平於二五條家一、限二五日十坐一、講二說法華經一、佛法僧鳴二樹上一○扶桑略記裡書云、延喜十八年八月十四日夜、五條后室松林佛法僧鳥鳴、衆人聞奇異、自二去三日一講二法華經一○藤原敦光記云、下野國二荒山有二佛法僧一○醍醐寺鐘銘云、山城國宇治醍醐山有二佛法僧一○性靈集云、於二高野山龍光院一、後夜聞二佛法僧一詩、寒林獨坐草堂曉、三寶之聲聞二一鳥一、一鳥有レ聲人有レ心、性心雲水俱了了○本朝無題詩、暮春於二醍醐寺一即事、中原廣俊七律櫻桃李色花空盡、佛法僧音鳥獨鳴、自注云、此山有二佛法僧一故云　此外にも通念集に、佛法僧の鳥の事は靈崛閑林の中にて、曉方一夏の間鳴くなり、雄佛法と鳴けば雌僧と聲を合はするなり、鴉鷺記には、佛法僧は鳥に似たりとも見ゆ、夫木集に、三首

我國は御法の道の廣ければ、鳥も唱ふる佛法僧かな　慈圓

鳥の音も三の御法を聞かすなり、深山の庵の明方の夢　家隆

松の尾の峯靜なる曙に、仰ぎてきけば佛法僧なく　光俊

此外にも「憂き事を聞かぬ深山の鳥にだも、鳴音はたえな三の御法に」とよむも此鳥の事なり、深山に居る鳥にて比叡山・日向霧島・くる孫ヶ嶽にも間ゝ居るといふ、高野山に居る者は、大さ白頭翁（ヒコドリ）に似て、指の前後二ッに分るといふ、佛法僧と名付くるは、いかなる義にか、日本紀推古紀聖徳太子十七條に、「篤敬二三寳一佛法僧也」（佛寳・法寳・僧寳謂二之三寳一、又住持三寳・同體三寳・別相三寳・大小乘三寳といふ事、華嚴經に見えたり）懺悔物語花かづらの條に、佛法僧の三寳みちみとりと書きたるとおなじく、御法の聲は法華の義にて名付けしならむ、魏書釋老志に、「其始修レ心則依二佛法僧之三歸一、若二君子之三畏一也」といふもおなじ意なり、元來漢土に聞かざる鳥ゆゑ、貝原の大和本草にも、たゞ日本の鳥なりとのみ記せり、予謂ふに、池北偶談に、王得臣が麈史を引きて、「安陸有二念佛鳥一、小二於鸜鵒一、色青黃、唐韋蟾岳麓道林詩、靜聽林飛念佛鳥」といへり、此等にやあらむ、予過ぎにし頃浪華蒹葭堂にて此事を語りしに、主人大に喜びて生狀（イケヅクリ）せし佛法僧一羽取り出だし見せらる、又主人手錄せし禽譜に、形鳩に似て、目大に青色、嘴赤黃を帶び、目の左右の郭赤く、足淡赤にして、爪黑く、頭頰より喉に至りて黑く、右の赤色を以て頭頰の間をわかつ、喉下及翅羽の端皆群青色、

佛法僧鳥



蒹葭堂主人寫

頰より背及胸腹皆黑質にして、綠色を帶び、翅羽尾並に黑しと記されたり、其後、主人その形を寫眞し、予に贈らるゝもの下のごとし

朱子學四書來由幷二先生像

吾朝の儒學、上古はさておき、程朱の書、四書・小學・近思錄の類舶來せざりし時は、いかなる學風なりしにか、五經・十三經の類大抵漢唐諸儒の注疏を用ふと見ゆ、四書・朱學の書始めて舶來せし事先輩諸說も數多あれど、某年某地に舶せし事定かならず、藤井懶齋が國朝諫諍錄、永井貞宗が本朝通紀、寺島良安が倭漢三才圖會、井澤長秀が俗說辨などに、「伊勢國司垂水廣信與二藤房一論レ學、朱晦庵之書、前レ此六年、始入二本朝一」よし長齋草に見えたりといふを、朱學の權輿とすれど、夫は二山伯養が許にて、佐々木玄信といふ瞽者の妄言なり、(後に詳にいふ)○貝原篤信和事始云、古は魯論・五經の類皆漢唐の注疏を用ふ、吉野先主の時、獨淸軒健叟(玄惠法師の事なり)始めて程朱の義を唱ふ、(兼良公の尺素往來に記せり)是程朱の學日本に傳はる始なり○山崎闇齋答二眞邊仲庵一書云、「朱書之來二于本朝一、凡數百年焉、獨淸軒玄惠法印始以レ此爲レ正、而未レ免レ佛、藤太閤亦以爲、程朱新釋可二肝心一、而猶惑二乎佛一」(二說相同)○南山編年錄云、元應元年十月四日、四書集注舶來○中村惕齋曰、後小松帝應永十年癸未、南都歸船、載二四書集註詩經集傳一來、同年八月三日、達二之洛陽一、於レ是東福寺不二岐陽和尙始講レ之○新書籍目錄云、(享保十四年己酉冬、文照軒柴橋著)朱子の新註本朝へ渡る事は、後花園院御宇、普廣院殿御治世、東福寺不二庵岐陽和尙、始以二朱子註一講談したまへ

り（以上二説相同）○中原康富記云、應永廿二年八月明月詩、吉亨軒康富、晝程詣ニ寶生庵一之處、今日孟子談義延引云々、明日可レ讀之由被レ申、明日予出仕之事候間、不レ可レ參之由令レ申、無念之至也、又云、享徳三年十月四日壬午晴、參ニ青蓮院殿一、孟子第六被レ遊レ之、無ニ論談一矣、無ニ異議一、不レ寫レ之、同十一日乙丑晴、參ニ御室一、孟子第三終ニ御談義一申退出、過ニ菩提院一、用ニ非時一矣○臥雲日件錄、（第十六）寶徳元年閏十月三日、長照院笠華來過、笠華曰、吾翁大椿筑紫人也、少年東遊、就ニ常州師一、學ニ四書五經一、始聞ニ孟子講一、時食不レ足、就レ人求ニ豆一斗一、掛ニ之座隅一、日熬ニ一握一、以療レ飢耳、如レ是者凡五旬○建内記嘉吉元年四月十五日下云、晦翁集（朱熹集事也）三十冊、賣本被レ召ニ置禁裏一、此代八百匹、自ニ長橋局一到來、送ニ清大外記許一畢、彼請取進レ局畢、後人本人了淳請取、外史見レ送レ之、加ニ一見一返遣畢、」以上の諸說を考ふるに、朱學の書始めて本朝に讀み初めしは、後醍醐帝の御時と見ゆ、獨淸軒玄惠師の最初開講せられしも、四書集註にて、禪閤兼良公の四書童子訓は、朱註に据りて編したまふ、（禪閤は應永九年生、文明十三年薨、年八十歳、公卿補任に見ゆ）然るに日野弘資卿手錄に、四書は正嘉の比始めて渡りたれども、其後打ち續きても渡らず、公私倶に是を用ひしむるは、文祿以來なりといふを據とする者あり、此正嘉といふは後深草帝の正嘉なるや、後醍醐帝の御時まで、六七十年の間埋れ居たるや、儒家用ひざるや覺束なし、大抵宋學の書、珍重するは、應永以來の事なれば、此正嘉は室町將軍の頃、正長嘉吉の間をいふにや、康富記日件錄などに、孟子を珍重し講談するも、朱子の新註なり、先輩の諸說考索の足らざるより、瞽者の妄言を據とせり、

其妄言は、二山義長字伯養〈小名彌三郎、時習堂と號す、石見の人〉寶永年中、江戸駒籠に在りて儒を業とし、始め浮屠の書をよみ、後王陽明・朱紫陽の書をよみ、發明する事ありて朱王學辨を著はす、此人の妻垂水氏に娶る、名三、字は省君といふ、貞操文學の賢女なり、時に佐々木玄信といふ瞽者あり、諸家系譜を記臆して、其證なき家系は、自己説を作りて人を欺く、或日伯養が許にいたる、伯養其妻垂水氏の家系を問ひければ、即答に、「長濟草云、垂水廣信稱二河内守一、伊勢垂水人、事二後醍醐天皇一、所レ著有二嘉文亂記六十五卷一、廣信嘗在レ京、與二藤房一論レ學、一日語二藤房一曰、宋大儒朱晦庵之書、前レ此六年、始入二本朝一、世儒未レ有レ知レ焉、我幸深尊二信之一、請今借レ之、宜レ覃二思於斯書一、藤房諾、然藤房之學、雅混二儒佛一、以レ故卒與二廣信一不レ合、廣信延文元年三月下世、年九十六」といふ、伯養聞きて大に喜び、其明證を得たりと當時の諸儒に語る、是より相傳へて、垂水廣信は朱學の權輿といふ、然るに古今に垂水廣信といふ人なく、又嘉文亂記及長濟草などいへる書夢にもなき事なり、是は瞽者玄信が一時作説の妄言なるを、伯養信じて遂に海内に流傳せる事、日夏高繁が兵家茶話に委しく論ぜり、當時伯養其友藤井懶齋に語る、懶齋虛實を質さず、其妄言を國朝諫諍錄に載せしより、次第に世に妄傳する事になりぬ、

新書籍目錄に日本にて往昔より四書を講ずといへども、大學・中庸は朱子の章句を用ひ、論・孟は何晏・趙岐が注、皇侃・刑昺が疏を讀み來れり、慶長年中に、惺窩先生・羅山林先生・朱子の新注を讀みてより以來今に新注を用ふ、自レ是宋儒の道學盛に世に弘まれりといふ、何人の說か知らざれども證據

とすべし、惺窩先生は永祿四年に生る、冷泉家なり、先生系譜略云、「出二于法性寺攝政道長公六男長家卿一、（中略）參議侍徒、累世住二播州一、歳時入朝、有二子數人一、長曰二爲勝一、爲二左近衛權少將一、次曰二斂勝一、次乃先生也、幼而爲レ僧、既長常讀二聖賢之書一、志二嚮儒術一、後還俗、名肅、字斂、又號二惺窩一」先生初め薙髮して相國寺に入り、名蕣、妙壽院と號し、蕣首座ともいふ、浮屠を遁るゝに及びて四方に漫遊し、始めて四書・五經・朱子の新注を讀みて大に發明する所あり、然るに當時戰國海內擾亂の世なりし故、質問講究する人なきを悲み、奮激して漢土へ渡り所見を質さむと欲し、既に出船なりしに、中流にて暴颶にさへられ、鬼界が島に漂流し、志遂げずして歸り、自以爲聖人に常師なし、四書・五經に求むるにしくはなしと、京北市原村の山莊に閑居し、頻に程朱の學を唱ふ、別名北肉山人といふは、居地八景の其一北肉峯にとれり、此先生當代開國以來、儒道の先達にて朱學の嚆矢なり、其證は先生與二朝鮮姜沆一書に、「赤松公今新書二四書・五經之經文一、請レ予欲下以二宋儒之意一、加二倭訓于字傍一、以便中後學上」といへり、（赤松は、播州の赤松賛通也）程朱の學名價世に高く、天下の學に志すもの皆先生の門に入る、林羅山・松永昌三・那波活所・菅玄同・堀杏庵の徒、當時の俊才皆先生入室の弟子なり、（林羅山・松永昌三・那波活所・堀杏庵・惺窩の門四天王と稱す）朝鮮の姜沆來聘せしとき先生に謁し、出でゝ人に語りて曰、「朝鮮國三百年來、未レ有下如二先生一人上也」と賞歎せり、此先生よりして聖人孔子の道次第に世に廣まり、戰國以來の世既に地に墜ちむとするを再興し給ふゆゑ、先生の事を孔子の道のすたれたるを興しける背の山人と磐齋が大原紀行に書きたり、

背の山人は惺窩先生の事なり、徂徠與二都三近一書にて、王仁・黄備・菅原・惺窩の四氏有りて、「稱レ天語レ聖、斯四君子者、雖三世尸二祝乎學宮一可也」と褒稱せり、先生別號數多あり、北肉山人の外、柴立子・廣胖窩ともに市原村閑居の地による、都句墩も先生の別號なるよし、松岡恕庵が詹詹言に載せたり、都句は蘇鐵の別名、未しらずといへり　先生の高弟林羅山弱冠の頃より、朱子集注をよみ會友講究せられしを、明經博士家より難詰せらるれども、惺窩の門に入りて頻に講究し、登庸の後朱學を奉教して、遂に泮宮の祖となる、引き續きて山崎闇齋出で丶、數多の生徒を教授するも、專朱學を唱へ、其徒殊に多く、各皆列國侯伯の師となり、天下の學程朱・宋儒の教・濂洛の風となれり、惺窩先生四書首書・羅山四書點・闇齋四書點などおひ／＼に國家に廣まり、三才の童子も四書の名をしる事になりぬ、是皆其もとは惺窩先生の功德餘論の及ぶ所にして最景仰すべき事なり、或一故家に先生の眞像、幷に先生の書を秘藏す、予就きて眞像、及花押を拜瞻す、溫良恭嚴、威而不レ猛、其人たるを知るべし、次第に治平の世の中、文學の士おひ／＼數多傑出し、伊藤仁齋先生の如き初は朱學を尊信し、大極論・性善論・心學原論等を著し、濂洛の風なりしが、中年の頃より見識發明する所ありて朱學性理の說をとらず、大學非孔書辨論・孟古義等を著し、六經を宗とせず、宋儒理學の教を排斥し、別に一家を立て古に遡らむとするより、古義堂を標して多く生徒を教授す、搢紳高位の人も數多その門に學びたまひき、されば物窮而變は天の道なり、惺窩以來の學風、性理議論のみ高くして先王の大道に疎く、孤單の弊あり、仁齋古義を唱ふる

に及びて、性理の學聊か衰兆を見はし、變化の氣あり、仁齋性理の非を覺り、古義を標する一世の大儒なれば、論孟を以て聖人の道足れりとし、易經古義を著はし、是を謂ひて卜筮之書とし、聖人十翼

惺窩先生眞像



をとらず、其餘の聖經大抵取捨あり、太宰の斥非にいふごとく、六經を以て雞肋とするより、其解說する所肯綮に中らざる事多し、畢竟は宋儒の範圍を免れざる故なり、詩文のごときは風雅の趣なく、作文數章、大抵達意の氣象あれども、顚倒錯置多く頗和習あり、漢人作家の文法に倣はざると見ゆ、於レ是江府に物部氏徂徠先生起る、初め程朱の書をよみ、壯年の頃蘐

惺窩花押



園隨筆を著し、尙濂洛の風ありしが、中年後より翻然として學を變じ、大に宋儒の非をさとり、性理議論は言ふまでもなく、瑣々たる注解は目ゝ觸れず、挺然特立一家の學を創立す、辨道一卷を著し、

孔子の道は先王の道なる事を辨じ、一家の學要を示し、次に辨名二卷を著し、仁義道德より以下名目の訛を正し、論語徴・大學・中庸解を著し、合はせて經學發揮の書と定め、詩文のごときは特得の見を



以て古文辭を唱へ、四家雋を著して韓愈・子厚・于鱗・元美を作文の規則となし、唐後詩絶句解拾遺等を著して、皇明詩選・明詩正聲の純粹をとり、李王の詩に注解を加へ、是を藝苑の規則と定め、大に復古の學を唱ふ、もとより材氣豪邁、特絶大器、其量千古に卓越するを以て、雅樂象胥・軍旅法律・及諸子百家の道を究め、各注解國字を施し、多く生徒を誘ふ、實に東方一偉人なり、其門に出づる者數百人、入室の弟子みな英材なり、春臺・周南・南郭・東野・金華・灊水の徒、靡然として其學風に偃し、雷同震撼して天下の學を一新せり、自レ是以來東方の學分れて兩岐となる、不レ歸レ宋則歸レ明、不レ之

「明則之」宋事に成りぬ、因りて考ふるに、惺窩・徂徠の二先生は、當代文學の儒祖たるべし、天下の庠校學舘に祭酒たる人、二先生の支流餘裔と知るべし、其德を仰がむ人は行狀碑銘を見るべし、或一故家に徂徠先生の眞像を秘藏す、因りて拜瞻し、惺窩先生と幷べ出だす

縱二尺餘横六尺餘



六波羅寺額

東齋隨筆に、佐理大貳任はてゝ鎭西より上る時、伊豫國の泊にて、風波惡くて船を出だす事能はず、其夜の夢に、三島明神社の額をかゝしめむとて留め給へる事見えたり、卽神の御前にて額を書きて打けれは、順風になりて煩なく著岸せり、日本第一の能書なり、三島の額と、六波羅密寺の額とは此人の筆跡なりと、さもあらむ、筆力勁健、當時汎々の書ける及ぶ所にあらず、塵塚物語に、參議佐理卿は三島明神の神言によりて、日本總鎭守三島大明神といへる額を書き給ひけるとぞ（伊豫三島は、越智郡の島にあり、大山祇神を祭る、伊豆の三島は、伊豫より遷す、攝津の三島は神代よりあり）

丈山歌幷凹凸の字

石川嘉右衞門源重之は、丈山と號す、寛永十三年五十四歲にて藝州を出でて京師に隱れ、板倉周防侯と會友なりしが、其後叡嶽の麓一乘寺村に隱遁の居を搆へ、詩仙堂を建て

られ、詩人三十六人の像を狩野尙信に畫かせ、自其詩を書きて、常に書籍を友とし閑居せり、承應元年七十歲に及びて、三河國泉鄕は其故鄕たるを以て歸るべき志ありしが、板倉侯にかくと申されしに、許さゞりければ、今よりは京師に再び出でじ、御元へも參らじとて歌よめり

渡らじな瀨見の小川の淺くとも、老の浪よる影もはづかし

此歌人口に膾炙して千載の絕唱といふ、是は後拾遺集旅部に、前大僧正隆辨の歌に

七十の年ふるまゝに鈴鹿川、老の浪よる影ぞかなしき

是をふみてよみ、七十歲によくかなへり、然るに丈山の別名を凹凸先生といひ、丈山詩集の覆醬集にも、凹凸窠十二景の詩あり、喜ニ詩仙圖成一詩にも「風雅新開凹凸花」と作れり、是まで多く見覺えたりし丈山の書、落款にも凹凸窠夫、凹凸主人など多くあり、何とてかゝる奇字を用ひたるかと思ひしに、其譯あり、瑯琊代醉ニ（卷十一）一土窪曰レ凹、土高曰レ凸、古之象形字也、周伯溫乃曰、凹當レ作レ坳、凸當レ作レ垤、俗作ニ凸凹一非、是反以ニ古字一爲ニ俗字一也、東方朔神異經云、大荒石湖、千里無ニ凸凹一、平滿無ニ高下一、畫記云、張僧繇畫ニ一乘寺壁一、遠望如ニ凹凸一、近視則平、名曰ニ凹凸花一、俗呼ニ一乘寺一爲ニ凹凸寺一、江淹青苔賦云、悲ニ凹險一兮、惟流水爲ニ馳騖一、高僧傳云、谷之應レ音、語雖而響厲、鏡之鑒レ像、形曲影凹、字皆名人文士所レ用、其來夐矣、豈至ニ伯溫始貶爲ニ俗字一乎」とあり、此文はもと楊升庵外集卷六十四に載せたり、丈山叡嶽の麓、凹凸の地一乘寺村に隱居せられしゆゑ、漢土の一乘寺寺凹凸に擬して、かゝ

る奇字を用ひられたり、又別名六々山人といふは、右三十六人の詩仙を以てなり、是も歐陽修が六一居士の稱に倣ひたると見ゆ、いづれも譯のある事なり

武家月代

今世の武家一統に月代するを見るに、前額を剃り落し、後髪際（ハヘギハ）にて厚一寸許殘し置き、殘髪を四角へ引きわくれば、宛も法師のごとく見ゆ、如何に太平の御世なればとて、武具すべき人は兜を戴くとき必難儀すべし、平人は論なし、心得ある武士は平生に氣をつくべし、元來月代する事は、此邦上古はなき事にて、源平以前の頃より此風俗出で來しと見ゆ、最初何者の始めしか、されども昔の月代は、今の月代にあらず、其名附くる訓義にてしるべし、昔の月代は冠下に月額を入るゝ事にて、日本紀に冠サカとよめり、又鷄冠トサカといふにおなじ、ヤキは鮮（アザヤカ）の約、鮮（アザヤカ）は明（アキ）サヤカの約、冠下の額に角を剃り入るゝ事却月のごとく、其跡鮮明なるゆゑ、サカヤキは冠明（サカヤキ）なり、冠の半額を半月形ともいへば、もとは冠下の粧より出でたる名なり、その形、月の出でしほに似たるを以て、假名文には月じろとよめり、沙石集に、月じろある入道と書し、撰集抄に月代など鮮に見ゆと書けり、（悦目抄に「櫓櫂たて湊もしらぬ夕暮に、舟漕ぎ出だせ夜半の月代」）最初は右の風俗なりしに、鳥羽院の御時より強き裝束を用ひ、男眉の毛を拔き鬢をはさみ、鐵漿を付くる風俗となりて、（此事、海人藻芥に見ゆ）いつとなく其月代鬢上へ剃り入るやうになり、高倉院の御時は月代の形批判すと見えて、兼實公玉海の註に「安元年中其鬢不レ正、月代太見苦」とあり、（年山打聞にも此事をいへり）其頃

より打ち續き、源平戰國の世となり、內兜を透さむ爲に、冉々に大きくなりしと見ゆ、平大納言時忠月額を顯はす記あり、されども南北朝の比までは、今の如くはあらざりしや、大塔宮熊野落の時、片岡八郎・矢田彥七頭巾を脫ぎて側にさし置く、實の山伏ならねば、月額の跡隱れなしと、太平記に見えたり、永祿十一年、足利義照流落し、濃州にいたり、織田家に據り、信長上洛を催し令して曰、信長に同心せむ者、月代を廣大にして、半頭を剃り、下髻をすべしと、是より月代大きく風俗をなせりと、織田家記・將軍上洛記等に見えたり、今の風俗は其頃よりか、木村長門守重成が首實檢に入れける時、兜の內に蘭奢待を燒きしめ、口に鷄舌(チヤウジ)香を含み、かほど最後をたしなむ身に、月代の少し伸びしは如何と耳語(サヽヤク)を、兩公再び御叱ありて、其は風氣などか、又は兜のしまりの爲に、わざと剃らざるかなるべし、御意に從ひ改め見るに、果して上意のごとくなる事、翁物語に見えたり、心得ある武士はかくこそあるらん、一說に、男の鬢剃る事は、天武天皇、未大海人皇子とて東宮におはせしとき、疑を散ぜむとて鬢髮を除剃し給ふ事あり、又源氏柏木卷にも見えたれど、頭髮を剃る事はなく、五刑に及ばぬ程の輕罪は、髮刑とて頭髮を剃る事はあり、今のごとく貴賤一統に頭髮を剃るは、漢土の辮髮に倣ひ、みな僧尼より事起るともいへり、元來冠下の粧より出でたる名ゆゑ、今にても市民奴僕の徒、成童以後額に角を剃り入れ、其後に前髮を落すを、皆元服すといひ習はす、古の遺意なり、漢土の書に此邦の月代を載せたる數多あり○平壤錄云、日本其產ニ育男女一、初以密請ニ一友一、認爲ニ義父一、子年十五以

上、親父厚レ禮、送レ子歸ニ義父家一、斷髮魁頭○全浙兵制日本風土記云、男子斷髮魁頭○東西洋考云、男子魁頭削髮○海防纂要云、各倭頂髮開レ塘、外髮稍長○劉民鴻書云、其國人皆髡髮、孝服則留頭○昭代叢書（外國竹枝詞）毎レ逢ニ朔望ニ鬄ニ新頭一、（自注曰、呼禮日者剃レ頭」）此外にも數多あれども、大抵皆室町家以來、當時のごとく大きくなりたる形を書きたるなり、琉球國にもこの風俗あるは、此邦に倣ひしにや、中山傳信錄に、「剃ニ頂髮ニ留ニ外髮一、一圍綰ニ小髻於頂之正中ニ」とあり、西川忠英が增補通商考に、交趾東京は男女俱に、齒黑くし、男は小さき月額を剃るとて、其圖を出だしたれど、是は月額にあらず、頂の正中に小さき圓形を剃る、此邦幼童の中剃といふがごとし、前髮は落さゞるなり

舍利幷バサル

佛者のいふ舍利は、飜譯名義、金剛明經、法苑珠林等に多く載せて尊重せしより、此邦にも永觀律師が舍利講式、妙幢が舍利驗論、亮汰が舍利禮科注などに、佛者より至寶奇瑞の事さま〴〵に傳はれど、是は獸畜魚介にも多くあるものにて、實は病癖の凝竭したる物なり、獸畜にある者は、本草綱目に載せたる鮓答なり、其色白黑黃赤ありて一樣ならず、人にある者は、火燒する故に多くは瑩白なり、狗にあるを狗寶といひ、猿にあるを猿棗といひ、猪にあるを猪膽といふ、其中馬に多くある者なり、至りて大なるは毬鞠のごとく、小なるは木槵子（ツブ）のごとし、其形も一樣ならず、或は三角、或は扁（ヒラタク）種々あり、正圓なる者は腹中にたゞ一塊ある故なり、數塊聚り生ずる者の種々に變ず、至りて小なるものは、

馬糞中に雜り出づるなり、（伊賀の方言に、小なる者を石の糞といふ）鮓答の訓ヘイサラバサラといふは蠻名なりといひ傳ふれど、是は譯のある名なり、陶宗儀が輟耕錄に、「蒙古人禱レ雨、惟以二淨水一盆一、浸二石子數枚一、淘漉玩弄、密持二呪語一、良久輙呪、石子名二鮓答一」とあり、梵語のヘイサラダバサラダといふを飜譯すれば、雨金剛・雪金剛となる、毎年雪降る時に、小童の悦びて雪やこんご、霰やこんごと唱ふるは、雨雪金剛をいふ詞にて、雨を祈るに此物を用ふる故なり、名義抄に、金剛石、梵語跋折羅（バサラ）とあれば蠻名ならず、雨を祈るに唱ふる梵語より出でたる名なり、此邦にても、美作國一宮末社に雨乞祠あり、其神體は鮓答なりといふ、又武州雨降山雨降明神に納むる鮓答は、大瓠子の如く、旱魃の時、山上に持ち行きて雨を乞へば、直に雨降るといふ、又豨にある者は、日本紀（垂仁紀）に、「丹波國桑田村有レ犬、名曰二足往一、是犬咋二山獸名牟士那一而殺レ之、則獸腹有二八尺瓊勾玉一、因獻レ之、是玉今有二石上神宮一」といふ、石上神社は、神名式に載する布留御魂神社にて、後世ふるの枕詞に用ひて零（フル）とも雨になど、萬葉によみたるは、鮓答雨乞の意に自然と其調感得するも亦奇なり（布留の社は、山邊郡布留村にあり、曾丹集に、「春雨のふるの都の花見ると、三笠の山をさしてのみこそ」）又魚にあるものは間々出づる事あり、山城宇治上林峯順が家に鯛魚を料理せしに、腹中に八九寸の圓石二ツありし事、中山三柳が隨筆に見ゆ、又介にある者は阿古耶貝（アコヤカイ）を始め、（阿古耶は尾州知多郡）石決明（アハビ）・淡菜（イガヒ）・魁蛤（アカガヒ）・蛤（ハマグリ）・蚌（ドブガヒ）・蜆（シジミ）の類おの／＼皆珠あり、其中阿古耶貝より出づる者上品にて、所謂眞珠は是なり（山家集に「阿古耶とる貽菜の殼を積みおきて、寶の山を見するなりけり）今にては、伊勢・肥前を上品とす、下品の者を貝の玉といふ、されども介毎にある

にはあらず、介を數多破りて稀に得る者なり、凡べて此等皆病癖の凝堝したる者にて、得難きによりて皆寶とす、人にある者は舍利なり、北山醫話に、「牛之有レ黃、狗之有レ寶、魚之有二鮓答一、人之有二癖石一、僧道之有二舍利一、謂二之病一可也」といふは、能く卓見發明せり、然るを法華經に、「以二佛舍利一起二七寶塔一」といひ、或は釋迦佛の骨子は、「如レ珠光瑩堅固、名曰二舍利一」など佛者より尊重し、さま〳〵の奇瑞をいひ立つるにより、いつとなく金銀寶玉よりも珍重する事になりぬ、草木子に、「僧之有二舍利一、其心源澹然無レ欲、秘耀含靈眞積レ力久、氣血精華結成レ之也、故及二其火化一、炳然獨存」といふも、氣血の凝竭したる事を說くなり、物理小識に、「徽士死、荼毘之心內包二觀音像一、如二刻成一、此皆志局不レ分、精靈氣液因レ感凝レ形」といふもおなじ、昔或女を葬りしに、古冢の棺內、其心堅くして石のごとし、鋸にて挽き破るに、中に山水の形ありて畵くがごとし、其傍に女あり、此女山水を好む病癖なる事、程氏遺書に見えたり、又宋の潛溪文集に、一人の像を火葬せしに、たゞ心のみ化せず、狀如二佛像一、此僧平生に大舟三昧の法を行ひし、一心の凝結する所なりと、此邦にても、雄略帝の皇女、「腹中有レ物如レ水、水中有レ石」といふも、病癖石瘕なり、また惠心僧都を火葬せしに、心內に三本の靑蓮華ありしといふも、皆是精神を練修して、氣液の凝竭したるなり、然るを漢土にても佛者より尊重し、最初舍利塔を建つ、是佛氏塔を建つる權輿なり、高僧傳に、「康僧會吳赤烏十年至二建業一、孫權使レ求二舍利一、旣得權爲造レ塔、晉帝過レ江更修二飾之一、此中國造レ塔始也」とあり、其後佛道次第に盛に行はれ、年々冥祥奇瑞をいひ立つ

るより、遂に天下後世に及べり、宣律師の廣弘明集に、「隋高祖仁壽元年六月十三日、詔立二舍利塔於諸州一、靈瑞甚多」とあり、此時王劭といふ人、舍利感應記を著はして、諸州の奇瑞を悉く載せたり、又舍利を見て佛者となる人もあり、林間錄に、「宋文潞公見二魏府老元華嚴化一舍利一、大驚歎異、自レ是竭二誠內典一」とあり、是等皆氣血精液の凝竭したる病癖をしらざる故なり、有識の人は左にあらず、舍利を尊重する事なく、靈瑞奇怪をとらず、通鑑綱目梁大同二年下に、「致堂胡氏曰、五色珠琲名曰二舍利一云、是物也、是精氣所レ結也、非二益レ民者一」と見ゆ、朱文公は佛學も致されたる人なれど、佛舍利の靈瑞奇怪はとらず、朱子語類に、「釋氏之學務使三神輕去二其幹一、以爲二坐忘立脫之備一、其魄之未レ盡者、則流爲二膏液一、散爲二珠琲一、以驚二動世俗之身目一、因論三釋氏多有二神異一、疑其有レ之、曰、此未二必有一、使レ有亦只是妖怪」といへり、此邦へ舍利を渡すは、敏達天皇三年秋九月なりしが、「蘇我馬子試置二舍利於鐵質上一、以二鐵鎚一打レ之、質鎚共摧、舍利不レ毀、投二之水一、水自能沈浮、同十四年起二塔於大野丘北一、（高市郡和田村）」日本紀に見えたり、「其後崇峻帝元年三月、百濟國釋惠慈來、使下二恩率首信一、貢中佛舍利及沙門惠聰上」よし、善隣國寶記に載せたり、引き續きて佛道盛に行はれ、今のごとく尊重する事にはなりぬ、氣血病癖の凝竭ゆゑ、人の用ひやうによりて、金銀明玉よりも尊重するは奇ならずや、其物の生起を究理し、用不用は和漢共に有識の人にこそあるらめ、されども舍利の生ずるは、精神氣血の凝竭なれば、尋常の人には多くあらざるべし、正德二年十一月、關東一統に舍利降りたりといふは、白沙ならむ、舍利の降

るべき理さらになし、又鮓答ならず、別に一種バサルと名付くる獸あり、渤泥(ボルネル)波斯(ハルシヤ)等の人持ち渡る事間々あり、バサルといふは、此獸の腹中より出づるといふ説あり、馬・狗・猿・猪の類皆此病癖あるときは、此獸にもあるべし、一物には限るべからず、浪華蒹葭堂に、バサル獸を寫眞せしあり、圖のごとし

バルサ獸



外に一種阿媽港(アマカハ)より渡す大舍利あり、是は鮓答にあらず、菩薩石なり、本草綱目にも見えて、嘉州峨眉山より出だす事、諸書に多く見ゆ、此邦にては、能登國鳳至郡菩薩谷より出づる者、色黄にして長一寸許、又大和國反田よりも出づ、又對馬の六萬石も同種なり

檢地

檢地の二字、此邦古書に見えず、毛視地の義なるべし、稻穗を毛(ケ)といふ、東鑑に、田園作毛とあり、砂石集に、秋の毛の上を賜はりて下ると見えたり、檢地といふは、農監の人稻田を巡り稻穗の毛を見て其年の豐凶を定め、斂法をおこなふをいふ、漢土の檢踏に似たりともいふ、往古は此事無かりしに、世の降るにしたがひ、戰國打ち續き、上は下を疑ひ、下は上を僞るやうになりて出で來たる事と見ゆ、

信長公勢州一國に治むる時、瀧川一益といふ人始めて檢地を入れ、諸家是に倣ひ諸方に檢地を沙汰す、その頃信雄・信包兩人勢州南北の境を改めらるゝ時、雲出川を以て定めんとせらるゝに、或老人進み出でゝ、古歌を引きていはく

風早の池の流のしたゞりは、安濃と一志の境なりけり

此歌を以て其境決定する事、北畠物語に見えたり、其後天正年中に、太閤秀吉公日本國中悉く檢地せらる、山城國栗生野光明寺は西山派淨土宗なり、領内兩度まで檢地せらる、其時の奉行は細川幽齋なり、光明寺の住持幽齋の前に出でゝ狂歌せり

御狩野のわれは雉子とぞなりにける、檢々地にてほろ／＼と鳴く

幽齋其意を感じて殿下の御前はからひ、當寺の領内ばかり赦免ありし事、雜々拾遺に見えたり、其後文祿四年の檢地高と末代に稱するは、其頃に改め出だす所をさしていふなりと、武徳編年に載せたり、遂には檢地・定免の兩法となりて、造化の生物を農監と民と相きしらひ、地上の新穀を上下する事にはなりぬ

伊豆那

世に伊豆那の術とて、人の眼目を眩惑（クラマ）す邪法惡魔あり、何の世、何者の傳へしかはしらず、大倭本草に、天竺の茶耆尼天の法なる事を載せたり、伊豆那といふは、飯綱・又飯繩とも書く、もとは奥州仙

臺飯繩山に此法を祭るゆゑ、飯繩三郎と呼ぶといへり、其法飯繩使に高倉楊梅小次郎といふ者、舟屋文治といふ者と仕合せし事、宗祇物語に見えたり、此邪魔また信州戸隱山・越前日永嶽・武州高尾山にも祭れり、遠州秋葉山三尺坊の祠も、以前戸隱山より移し祭るといふ、其荼耆尼天、一に陀吉尼・或は茶吉尼・又は陀祇尼とも書けり、荼耆尼といふは、元來狐の別名なり、其證は、著聞集に、知足院殿何事やらむ御望深かりける事侍りけるに、大權房といふ效驗の僧に、荼耆尼の法を行はせられけり、三七日に滿ずる日、知足院晝寢の夢中に、狐の生尾を得て、其明日午刻に御悅の事、公家より申され、件の生尾淸き物にひめ藏め、其後花園大臣の御跡、冷泉東洞院に御渡りありしときも、祠を搆へて祀はれたり、福太神とておはしますめりと載せたり、（京都葭屋町一條の南福太明神是なり、初は下立賣高倉にあり、寬永中九條殿の舘舍を造つるに因りて今の地に移す、稻荷を祭るといふ、實は狐なり）

荼耆尼といふは外國の名にて、高野山運敞が谷響集に、「荼耆尼有二二、謂三實類與二漫荼羅衆一、實類荼吉尼名レ噉二食人心一、雖二業通自在、祭者得レ福、名爲二邪法一、漫荼羅中荼吉尼者、如來應迹噉二盡心垢一、住二大涅槃一、所二以名レ乘、如二天龍八部一皆此義也」とあり、其噉レ心などいふは、皆邪法にて魔僧妖巫のする所なり、文德實錄に、「席田郡に有二沃巫一、其靈轉行噉レ心、一種滋蔓、民被二毒害一」とあるも、荼吉尼の邪法なり、太平記に、妙吉侍者外法成就といふも此種類にて、盛衰記に、荒神鎭して財寶を得るといふも、實は陀吉尼天なりといふ說もあり、元來狐を使ふ故に、佛家にて陀耆尼天の別號を白晨狐王菩

薩、或は貴狐天皇など稱し、稲荷の神體は即ち是形像なりといひ、稲荷の社には、飯繩といふ物を瑞垣延るといふ、（稲荷に狐のあづかる義なし、初午稲荷の條に詳にす）かゝる邪法惡魔古へより世に傳はりて、撰集抄にいへる物の識、または宇治拾遺にしるしてける、新猿樂記に、仕二式神一など、或は榮華物語に見えたる口寄、台記に、寄二帝巫口一たる邪術など、皆其支流餘裔と見えて今の世までもあり、愚陋恒民を眩惑するのみか、尊き神名に混雜し、大に正道に害あり、有識なる人出でたまひて、邪法惡魔の種類を糺明し、驅除いたしたきものなり、此邪法飯繩等の術を破るに、莽草を燒けば行ひ得ずといふ、（莽草は、本草綱目毒草に見ゆ、俗に樒といひて、佛前に供する物）さもあらむ、周禮に、「煎氏掌レ除二蟲物一、以二莽草一熏レ之則死」と見ゆ、蠱も同類相兼ねたる邪毒なれば、凡べて此種類を破るには莽草を薫ずべし

一說に、此種類蠱毒を治むる、蘘荷を用ふるもよろしといふ、鄭滐が通志に、搜神記を引きて此事をいへり、是も周禮に、庶氏掌レ除二蠱毒一、以二嘉草一攻レ之」とあり、嘉草は蘘荷といふ

甘藷

甘藷さつまいもと訓ずるは、最初薩摩へ來す故なり、琉球いもといふは、彼土に多く作る故なり、元來は蠻種にて、和漢ともによき物なりしが、今は和漢とも甚多し、白赤黃の品種ありて、赤き者は閩書に、「蕃薯根如二山藥一、皮薄而朱」とあり、貝原翁は赤きを赤芋とし、甘藷を常のさつま芋とし、兩種分別せらるれど、實は兩種一物なり、此物和邦流行の本は、東涯の門人に、靑木敦書、字厚甫、昆陽と

號す、小名文藏といふ此人登用せらるの後、國家有益の事ども多く考索いたし、自おもへらく、遠島流罪の地は五穀に乏しく、罪人等餓死せむ事を憐み、國字を以て蕃藷考一卷を著はし、培養收藏の法を委しく記

琉球人畫



頭人命ニシテ男女ニ掘ラシムルニ甘藷ヲ圖

し、官刻なりて島々諸國へ下し賜はり、今のごとく天下國家に充滿し、米穀とひとしく流行する事にはなりぬ、故に青木敦書の碑に、甘藷先生墓と題せり、實に國家有益の事いふばかりなし、此物人に益ある事、時珍綱目に詳なり、授時通考には、十二勝を載せたり、異邦には固より食糧に充つるゆゑ、南方草木狀には藷糧とも見え、博聞類纂に、「種レ芋三十畝、可レ省ニ米三十斛ニ」ともいへり、又酒にも釀すと見えて、類腋に、徐玄扈の說を引きて、「甘藷可レ充ニ籩實ニ、可ニ以釀レ酒」ともいへり、制用によりては酒にも作り、又葛粉餅の代ともなる、鈴木俊民が甘藷記あり、蕃藷百珍といへる書などには、百品の料理やうを載せたり、國中農民の制ある時に、家々に是を作り貯へおく時は、第一菜蔬の資となり、又米穀とおなじく荒年の助ともなるべし、琉球國には其法制あると見えて、是を掘る時に、頭人帶劍にて男女に下知をなす事、此邦の農監田地を巡り、

檢見するがごとし、或一故家に、琉球國より書き來る實圖あり、左の如し

彼地は暖國ゆゑ、海邊砂地に栽ゑて莖を生ずる時、其莖に土をかけおけば、その所より根を生じ塊をなすなり

澄泥研

澄泥研は書畫好事家の貴重する所、其名義をいはず、按ずるに、高似孫が「硯箋 澄泥研 澤州金道人澄泥硯有二呂字一、堅緻可レ試レ墨○文房四譜云、魏銅雀臺遺趾、人多發二其古瓦一、琢硯甚工、貯レ水數日不レ燥、世傳、其瓦使下二陶人一澄泥上、以二絺綌一濾過、加二胡桃油一埏レ之、與二他瓦一異○李之が硯譜云、「虢州澄泥、唐人品レ硯以爲二第一一○博聞類纂云、俗呼レ硯爲二硯瓦一者、以二硯中隆起如レ瓦、仍不レ留レ墨、故以名レ之、非也、昔人多取二古瓦一、琢爲レ硯、故有二是稱一、如二今人所レ蓄魏之銅雀臺瓦硯一是也、耶州萬道與二盧陵澄泥研一、乃其遺意、」其外硯史、賈氏談錄等に、澄泥研を造る法あり、遵生八牋に、澄泥研圖あり 銅雀臺の物は彼土にも絶えてなく、僞造の物のみ傳はると見えて、王荊公の詩に、「吹盡西陵歌舞塵、當時屋瓦始稱レ珍、甄陶往往成二今手一、尚託二虛名一動二世人一」見二侯鯖談餘一 然るに、銅雀臺の物此邦に來りし事あり、昔天龍長老春屋葩禪師海舶に求め得て、幕府源公に獻ぜらる、背に建安十五年と記し、

澄泥研



大雅堂藏

面上に紹聖元季七月十六日東坡居士銘、黃庭堅書とあり、釋義堂が銅雀研記に載せたり、(義堂は貞治年中の人)今其研いづれに藏するをしらず、予が家に大雅堂所持せし舶來の澄泥研圖あり、其形甚奇雅なり(朝野群載に見えたる猿頭硯、兼良公藤河記に見えたる龍尾硯の類ならむ)

和漢異年號

和邦の年號、大化前後に異年號ある事、藤貞幹が逸號年表に多く載せ、高昶が和漢年契凡例にも並べ擧げたれど、國の正史に見えざれば、紀年の始末、文字の異同ありて、皆後世より臆斷するもの、いづれも確說といひがたし、故に如是院年代記・繼體帝十六善記注に、或曰、繼體天皇自ニ十六年一、始めて年號在ㇾ之云々、分者朱にて書ㇾ之、年數相違處在ㇾ之、不審とあり、漢土の異年號も、建元以前にあるもの太率相同じ、紀年の始末臆斷し難し、諸書に載する所、その異同を擧ぐる事左のごとし

和邦異年號

○列滴（孝靈帝之時、紀元始終未ㇾ詳）〓至（應神帝之時、紀元始終未ㇾ詳、一說、沙功皇后攝政四十年庚申、魏齊王正治元年、贈ニ倭王印一、〓至年號據ㇾ此）嘉紀（武烈帝即位元年己卯紀元四年終、同五年改元、是字下一字磨滅未ㇾ詳、歷年四年後無ㇾ紀）善化（繼體帝十六年壬寅紀元五年終、以上三號見ニ古代年號一○海東諸國記云、繼體帝十六年壬寅、始建ニ年號一、爲ニ善化一、五年丙午改元○春秋曆略年代記・皇代記並皆四年終○如是院年代記、善化作ニ〔善記〕一四年終、正和（繼體帝二十年丙午改元

五年終、年代記・皇代記・春秋曆略・海東諸國記皆同、皇代記作ニ〔正治ニ〕○古代年號二十一年丁未改元四年終○如是院年代正和元太子立、年六十一）敎到（繼體帝二十五年辛亥改元五年終、古代年號・春湫曆略・年代記・皇代記・古本水鏡・活字水鏡皆同○續敎訓抄云、安閑帝敎到六年丙辰○海東諸國記作ニ〔發到ニ〕）寶元（安閑帝二年乙卯紀元五年後無ㇾ紀、見ニ西林寺佛光後銘ニ○如是院年代記無ニ寶元號ニ）僧聽（宣化帝即位丙辰年紀元四年後無ㇾ紀、春秋曆略・年代記・皇代記・海東諸國記・如是院年代記皆同○古代年號水鏡二本至ニ五年ニ）明要（欽明帝二年辛酉紀元十二年終、春秋曆略・年代記・皇代記作ニ〔明安ニ〕○古代年號九年改元、得字下一字磨滅未ㇾ詳、海東諸國記作ニ〔同要ニ〕）貴樂（欽明帝三年壬申改元二年終、年代記・皇代記・春秋曆略・如是院皆同○古代年號三年終）法靖（欽明帝十五年甲戌改元、年代記・皇代記皆同○春秋曆略・如是院年代記作ニ〔法淸ニ〕○海東諸國記作ニ〔結淸ニ〕古代年號十六年乙亥改元）兄弟（欽明帝十九年戊寅改元一年終、古代年號・皇代記・春秋曆略・諸國記・如是院皆同一本作ニ〔兄弟和ニ〕）藏和（欽明帝二十年己卯改元五年終、年代記・皇代記・春秋曆略・諸國記・皆同○古代年號二十一年改元○如是院作ニ〔藏知ニ〕）師安（欽明帝二十五年甲申改元一年終、年代・皇代記・峯相記・春秋曆略・諸國記・如是院皆同）○古代年號一年終知僧（欽明帝二十六年乙酉改元五年終、年代・皇代記・曆略・如是院皆同○古代年號二十七年改元○諸國記作ニ〔和僧ニ〕）金光（欽明帝三十一年庚寅改元六年終、年代・皇代記・古代年號・曆略・如是院・平

家物語・源平盛衰記・諸國記皆同）賢稱（敏達帝五年丙申紀元五年終、年代・皇代記・曆略・如是院・水鏡二本皆同○古代年號作二〔賢接一〕○海東諸國記作二〔賢接一〕、一本作二〔賢輔一〕又一本作二〔賢博一〕）鏡常（敏達帝十年辛丑改元四年終、水鏡二本・古代年號・年代・皇代記・如是院皆相同○海東諸國記作二〔鏡富一〕、一本作二〔鏡照一〕勝照（敏達帝十四年乙巳改元四年終、年代・皇代記・諸國記・如是院皆相同○古代年號二年終、○古本水鏡勝照作二〔勝烈一〕）和重（用明帝二年丁未紀元二年終、見二古代年號一）端政（崇峻帝二年己酉紀元五年終、皇代記・春秋曆略・水鏡二本・古代年號・諸國記皆同○年代記・平家物語・源平盛衰記皆作二〔端正一〕○如是院年代記作二〔端改一〕○古代年號、〔端正爲二推古帝二年改元一〕）喜樂（推古帝即位元年癸丑紀元一年終、見二古代年號一）告貴（推古帝二年甲寅改元七年終、年代・皇代記・春秋曆略・皆同○諸國記告貴作二〔從貴一〕、一本作二〔告言一〕○如是院記二年改元、作二〔吉貴一〕）始哭（推古帝三年乙卯改元一年終、見二古代年號一）法興（推古帝四年丙辰改元五年終、見二古代年號一○釋日本紀引二伊豫風土記一云、法興元年十月、歲在二丙辰一、見二道後湯碑一○一本作二六年一非、六年辛酉改二元願轉一、蓋元字以二六字體似一誤、一說此年法興寺落成、故改二元法興一）願轉（推古帝九年辛酉改元四年終、古代年號・年代・皇代・曆略・如是院皆同○諸國記作二〔煩轉一〕）光元（推古帝十三年乙丑改元六年終、古代年號・諸國記皆同○皇代記光元作二〔弘元一〕曆略・如是院並作二〔光充一〕○按、此年四月、造二丈六佛像一、故爲レ號　定居（推古帝十九年辛未改元七年終、年代・皇代・曆略・諸國記・

如是院皆同○水鏡二本、六年後不レ見、神明鏡二年後不レ見、聖德太子拾遺記定居作二「定光一」）見
聖（推古帝二十一年癸酉改元五年終、見二古代年號一）倭京（推古帝二十六年戊寅改元五年終、古
代年號・諸國記皆同○水鏡二本作二「和京一」、六年終、○一本作二「委京」一○如是院作二「和景繩一」景繩
（推古帝二十六年戊寅改元五年終、年代・皇代・曆略皆同○神明鏡二年後不レ見、皇代記一本作二「和
黃繩一」○按、此年年中改元、諸書所レ載不レ同、法興元世（推古帝二十九年辛巳改元、其終未レ詳、
見二法隆寺釋迦佛光後銘一、○和漢三才圖會、信州善光寺條云、法興元世一年辛巳十二月五日○源平
盛衰記云、法興元世二十一年壬子○按、此年皇太子薨、是與二法興一同浮屠之所レ稱也）仁王（推古
帝三十一年癸未改元六年終、年代・皇代・略曆・諸國記皆同○水鏡二本、（三十二年改元五年終）節
中（推古帝三十一年癸未改元一年終、見二古代年號一○按此年改二元仁王一、又改二元節中一、是與二上倭
景繩一、同未レ知二孰是一）聖德（舒明帝即位元年己丑紀元六年終、年代・皇代・曆略・諸國記皆同○古
代年號作二「聖聽一」三年改元）僧要（舒明帝四年壬辰改元五年終、見二古代年號一、○諸國記・如是
院並七年乙未改元、五年終）僧安（舒明帝七年乙未改元五年終、年代・皇代・曆略・諸國記皆同
○按、僧要、僧安以二字體似一、一是必有レ誤、未レ知二孰是一）命長（舒明帝十二年庚子改元、水鏡二
本、三年後不レ見、諸國記七年後改元○古代年號九年丁酉改元、五年後不レ見、一本作二「明長一」一
作二「長命一」）今長（改元同レ上、七年終、年代・皇代・曆略、所レ載皆同○按、命今字體相似、一是傳

寫誤）

以上年號係ニ大化以前ニ〇如是院年代記、孝德帝朝、無ニ大化之號ニ

〇常色（孝德帝三年丁未改元五年終、年代・皇代・曆略・諸國記所ㇾ載皆同）中元（天智帝即位元年壬戌紀元、四年後不ㇾ見、古代年號所ㇾ載）果安（天武帝十五年丙戌改元、四年終、見ニ古代年號ニ）大和（持統帝四年庚寅紀元、七年後不ㇾ見見ニ古代年號ニ）大長（持統帝六年壬辰改元、九年終、年代・皇代・曆略・如是院皆同〇海東諸國記、延曆中解文所ㇾ載、並皆係ニ文武帝丁酉年ニ、而四年終）

白雉・白鳳・朱雀・朱鳥之號、始末未ㇾ詳

〇白雉（日本紀、孝德帝六年二月庚午朔戊寅、穴戸國司草壁連醜經獻ニ白雉ニ、此年爲ニ白雉元年ニ、如是院・年代記亦係ニ六年庚戌ニ、改ニ元白雉ニ、〇水鏡二本・年代・皇代・曆略・諸國記、皆以ニ孝德帝八年壬子ニ爲ニ改元ニ、如是院・年代記、八年無ニ改元ニ〇舊唐書以ニ孝德大化乙巳年ニ爲ニ改元ニ）白鳳（水鏡二本・年代・皇代・曆略・諸國記・如是院、皆以ニ齊明帝七年辛酉ニ爲ニ白鳳元年ニ〇大織冠公傳、以ニ孝德帝五年己酉ニ爲ニ改元ニ、如是院以ニ六年庚戌ニ爲ニ改元ニ、引ニ二月長門國獻ニ白雉ニ〇愚管抄・良醞年中行事、並皆以ニ天武帝即位壬申ニ爲ニ白鳳ニ）白鳳雉（水鏡二本、天武帝二年癸酉二月廿七日即ㇾ位、改ニ元白鳳雉ニ、如是院癸酉、改ニ元白鳳ニ、二月皇后立）朱雀（水鏡二本、天武帝即位元年八月、改ニ元朱雀ニ〇如是院、以ニ天武帝十三年甲申ニ爲ニ朱雀元ニ、那須國造碑・海東諸國記並皆同、而

朱雀爲ニ朱鳥ニ）朱鳥（日本紀、天武帝朱鳥元年秋七月己亥朔戊午、改レ元曰ニ朱鳥元年一○如是院、天武帝十五年、大化元和州獻ニ赤雉一、因レ茲改ニ朱鳥一、日本靈異記、天武帝十五年丙戌、改元、朱鳥七年後不レ見、海東諸國記、改元同レ上、歷世九年改元）

以上年號係ニ大化以後一○如是院年代記、天武帝十五年爲ニ大化元一

○證明（詹詹云、江州油火明神の社記に、證明四年と云ふ書付あり、此曆號何代なることを知らず○此年號右社の鰐口にもあり、按ずるに、兼延が名法要集に、「大織冠曰、吾唯一神者以ニ天地一爲ニ書籍一、以ニ日月一爲ニ證明一」此語を兼倶が神代抄に、皇太子の語といへば、法興聖德などゝおなじく、推古・舒明兩帝の御時なるべし、油火明神は、江州甲賀郡にあり、油火と名付るは、昔、天武帝、大友皇子に襲はれ、吉野より鹿伏を經て、この所にいたり給ふ、鹿伏兎（カブト）是なり、時に山中に燈火見えけるが、忽一人の翁顯れて天皇に謁し、吾は此山の神大山祇なりとて、案內にそひ奉るに、鈴鹿川水まさりて渡り兼ね給ふに、鹿きたりて天皇を負ひ奉りて、驛路の鈴を付けて渡しぬ、因りて鈴鹿といふ、其天皇を案內せし翁を祭りて油火明神といふ）天平感寶（淸輔奧儀抄云、此號年中改元、不レ載ニ于年代曆一、此號在ニ萬葉集一）○按ずるに、是は聖武帝天平二十一年、陸奧國始貢ニ黃金一時の事なり、三貨由來の條に詳にす

因りて考ふるに、此邦大化前後の頃までは、年號紀元の事は、甚疎略にして制法もたゝず、年數の長

短も正しく記載せざりきと見ゆ、故に諸書に載せたるも彼此異同ありて、いづれを證據となし難し、續日本紀に、「神龜元年十月朔日、詔曰、白鳳以來朱雀以前年代、玄遠尋問難ㇾ明」とは是なり、文字の善惡是非は勿論、その頃は佛道興隆の初なれば、名目多くは佛家より出でたりと見ゆ、孝德帝の御世、蘇我入鹿天誅に伏し、暴虐夷滅せらる後、敎化大に行はれ、人々に制をなす始を示さむとて、大化の號を紀元し給ふ、日本紀略に、「弘仁詔、朱雀以前未ㇾ有㆓年號之日㆒、難波御宇始顯㆓大化之稱㆒」とは是なり、海東諸國記に、「繼體帝十六年壬寅、始建㆓年號㆒爲㆓善化㆒、五年丙午改元」とあり、此帝の七年に五經博士を置きたまへば、文字の義理も定めて吟味ありつらむ、然るに善化を以て紀元の始とし、又孝德帝の御世、大化を以て紀元の始とし給ひ、二ッの化字五年にして同じく改元なりしも、燧和仲が言ひしごとく、「大卒離合之讖、深微難ㇾ逃」とは是ならむ、此邦改元ある時に、難陳といふ事あり、年號文字の義理出據などを吟味し、善惡是非を難じ陳ぶといふ、其時易經の語を引くには、書名をいはず、或文に曰と書くは故實にて、變易變化を忌み嫌ふなりと、然るに近歲にも化字を用ひて紀元ありしは、いかなる事にや、又孝德帝の御世より、天下の政事多く改まり、專に漢土の法則に傚ひ給ふ、故に古代の年號は皆刊り去りて、大化と紀元し給ふと見ゆ、されどもこれより定式となり、末代に連綿せざるなり、又朱雀・白鳳などの號一時の瑞を紀したるは、諸書載する所始末おなじからず、日本紀に載せざるゆゑ、年號の數に入れざるなり、日本紀に、「大化五年二月庚午朔戊寅（戊寅は九日）宍戶國司草壁連醜

經獻ニ白雉一、改ニ元白雉一の號見え

今日本紀に、改ニ元白雉一とあるも、後世文人の稱する所、定式となし難し、其譯は續日本紀に、白雉以來朱雀以前といひ、古語拾遺に、難波長柄豐前朝白鳳四年とあれば、白鳳と書きたるにや、水鏡・正統記・寶基本紀・元亨釋書の類證據となし難し、又如是院年代に、天武帝十五年丙戌を大化元とし、「和州獻ニ赤雉一、因レ茲改ニ朱鳥一」とあれども、日本紀に此事なし

天武帝十五年、朱鳥の號あれども年號改元の規則とせず、本朝改元考云、「本朝文武天皇、創ニ建大寶之號一、嚮レ此雖レ有ニ孝徳天皇之大化・白雉、天武天皇朱鳥一、而紀ニ一時之瑞一、未レ爲ニ定式一、故源親房正統記、以ニ大寶一爲ニ年號之始一」（本朝改元考は、山崎闇齋の著なり）源爲憲が口遊（天祿元年冬十二月記）年代門に、「今案、自ニ大寶元年一迄ニ今年一、總二百七十年、昔大寶以往有ニ年號一、曰ニ大化・白雉・白鳳・朱鳥一、凡至ニ白雉一、合九載、其後齊明・天智二帝雖レ治ニ天下一、專無ニ年號一、轉更至ニ天武治一レ天、歲號ニ朱鳥一、其後持統一帝無ニ年號一、亦文武御レ天歲號ニ大寶一、從レ此以來、永以不レ絶也」とあり、此卽ち吾國金貨の始發する日にて、文武帝五年三月二十一日、大寶紀元の號、本朝紀年の權輿、萬世不易の定法としるべし、漢土にも、武帝建元を紀年の始とすれど、文帝の後元と、景帝の中元・後元は史官追書の名として改元定式の年數に入れざる事、改元考に見えたり

雅安志、及祭祀志に、建武中元元年二年と書きたるを、諸書に誤りきたる事、瑯瑘代醉にくはしく

論ぜり

漢土異年號

平初（中天皇氏年號）太始（地皇氏年號、并見二三一經一）上皇・永壽・元景・延和・赤明・延康・康泰・龍漢・開皇・無極（以上道書年號、見二紀年通譜一）中皇（見二三統經序一）清虛（見二漢武內傳一）叢帝　方通（并見二楊雄蜀王本紀一）

以上年號係二建元以前一

載初・如意・澄淸（柳芳唐書、武后載初元年、是月改二天授元年一、三年四月戊申、改二如意元年一、是歲九月庚子、改二長壽元年一、計三年、新書、自二天授元年正月庚辰載初盡二年十月一改二長壽一、不レ載二如意一、計一年十月、新書、永昌後有二天授一、自二天授一改二載初一、而唐曆無二天授一、自二永昌後一便改二載初一、唐曆延載之後、有二澄淸一、新書無レ之、年號史家當二具載無一去取一、不レ知何爲如レ此差誤、見二瑯琊代醉一）

中元　大鵬（徐氏筆精云、先輩陳中丞嘗于二荒莽一、得二石盆一甚巨、背刻二中元庚申僧本玆造八字一、按、中元乃光武年號、光武無二庚申一、庚申乃明帝之永平三年也、今石盆猶存、余友林熙工掘レ地得二古磚一、刻二大鵬二年一、大鵬年號無レ攷、書レ之以質二博雅者一）

以上年號係二建元以後一

和漢の異年號、諸書に見えたるもの大率かくのごとし、紀年の始末しれざるは、いづれも臆斷しが

たし、此外に彼土には年號同名數多あり、陳繼儒が偃曝談餘に、漢の建元より、明の正徳に至るまで、凡一百餘名を載せたり、其中大半は僭號多し、此邦は皇統一姓にてありがたき事なり、(繼體帝の正和と、花園帝の正和と同名なれど、大化以前の年號は、正史に載せざれば、證據となし難し)いづれにも年號は國家第一の重事たるべき事と思はる、餘は革命紀元の條に詳にす

カタクリ

病人飲食進みがたく、至りて危篤の症になると、カタクリといふ葛粉のごとくなる物を湯にたてゝ飲ましむ、近歳一統の風俗となれり、最初何者のいひ出だしゝ事にや、是は本草綱目(山草類)王孫の釋名に出でたる、旱藕といふ草の根を製したるものにて、東國北國より多く出だし、奥州南部・加州・山中・及越前より出づる物最上品なり、唐書方技傳に、「開元末、姜撫言、終南山有二旱藕一、餌レ之延レ年、狀類二葛粉一、帝作二湯餅一賜二大臣一、右驍衞將軍甘守誠能銘二藥石一、曰、旱藕牡蒙也、方家久不レ用、撫易二名以神之一」とあり、「餌レ之延レ年と」いひ、陳藏器の說に、「長生不レ飢黑二毛髮一」といふにより、かゝる風俗となりしと見ゆ、此草、昔は堅香子といふ、一名猪の舌ともいふ、萬葉集(第十九)天平感寶元年五月十二日、於二越中國主館一、大伴宿禰家持作レ之、攀二折堅香子艸花一、一首

物部乃八十乃𡢳嬬等之挹亂、寺井之於乃堅香子之花

萬葉目安に、堅香子花はつゝじに似たる草なりとて

小車の諸輪にかくるかたかどの、いづれもつよき人心かな通音(コガ)

新撰六帖には、堅香子を讀み誤りて、樫とこゝろえ、木部に入れて、萬葉下句を寺井のうへの堅かしの花と出だせり、此草の形、葉は和大黄の初生、または車前葉(オヽバコ)のごとく、一根にたゞ二葉生じて相對す、其葉に淡紫色の斑點あり、山生は四月頃葉間に莖立ちて、莖頭に六瓣の紫花を開く、長五寸許、徑一寸五分許、唯一莖一花のみ俯してひらく、百合花のごとし、瓣の末は上に翻る、希には白花もあり、根は白葱又は水仙のごとし、北國能登邊にては、此根を採り烹熟して食に供す、所在寒國に多く生ずる物なれど、今は諸國往々にあり、京都近邊は、叡山・雲母(キラヽ)坂(サカ)・篠原(サヽハラ)の中に多く生ず、嫩葉を摘みて漬(ヒタシ)物となし菜に充つ、又播州神出山・雄子尾・雌子尾の山中に多くある事、播州名所圖會に載せたり、此根を採りて葛を製するごとくにし、餅とするを堅子餅(カタコモチ)といふ、越前にて多く製す、南都にての製、東府へ獻上せらる、又大和宇陀葛屋藤助よりも、おなじく獻上す、此草諸國方言多し、京師にてカタユリとも、初ユ(ハツ)リともいふ、東府にてカヾユリとも、フムタイユリともいふ、佐渡にてカタハナといふ、延命長生の

早(カタ)藕(クリ)



語より事起りて、危篤の病人一統に服餌する風俗となり、遂には進獻供用の物となるも奇ならずや

鶯字幷百舌百千鳥

此邦古昔より鶯うぐひすと訓じ來れり、鶯は此邦にいふうぐひすにあらず、別に一種の鳥なり、鶯の形狀、漢士の書に數多載せたるを見てしるべし

○格物論云、翟大勝ニ鸜鵒一、黑眉嘴尖紅、脚靑遍身黃色、羽及尾有ニ黑毛一相間、三四月間鳴聲音圓滑

○爾雅黃鳥注、幽州人曰ニ之黃鶯一、一名倉庚○說文云、鶬鶊鳴則蠶生、（倉は淸なり、庚は新なり、感ニ靑陽淸新之氣ニ而初出、故名と、章龜經に見ゆ）

○禽經云、商庚夏蠶候也、注云、此鳥鳴時、蠶事方興、蠶婦以爲レ候○陸璣草木疏云、黃鳥黃鸝留也、常以ニ葚（クハノミ）熟時一來、桑間里語曰、黃栗留看ニ我麥黃葚熟一、亦應レ節趨レ時之鳥也、○正韻云、雌雄雙飛、鳴聲如ニ織レ機聲一○時珍曰、冬月則藏蟄、入ニ田塘中一、以レ泥自裹如レ卵、至レ春始出

此等の諸說を考ふるに、鶯は此邦のうぐひすにあらず、朝鮮又は高麗に多く居るといふ、故に本草家にて、朝鮮うぐひす、唐うぐひすと和訓せり、其形大抵鵙（モズ）の大にして全身黃色、背少し靑綠色を帶びて、腹下白く、尾と羽とに黑毛あり、鳴聲此邦の物に似よりたる所もありといふ、昔年伊豫の大洲山中にきたる事あり、又筑前於呂島に栖むともいふ、說文以下の說に据れば、蠶の出づるとき、桑葚熟する比、雌雄ならびとぶものと見ゆ、楊夔が止妬論に、「梁武帝郗后性妬、或言、倉庚爲レ膳療レ妬、遂令レ茹レ之、妬果減レ半」と、此事は五雜俎にも見えて、鳥の雌雄ならび飛び、匹偶する故なり、此邦のう

ぐひすは、形狀も大に相違し、蠶出づる時、桑葚熟する頃、雌雄ならび飛ぶものにあらず、又田塘の中に泥を以てつゝみ、卵の如きものにあらず、大抵冬春の間に村里へ來り、二三月の頃は山中にのみ多く鳴く、樹上に巢をくふものなり、野必大が本朝食鑑に、「華之黃鳥、兼二本邦之鸎一、形色大小、殊者甚矣、近頃、黃鳥雖レ來二于本邦一、未レ得レ聞二雌雄相和、睍睆綿蠻之聲一、則太有レ恨矣」といへり、又石川丈山嘲三吾邦黃鸎非二眞黃鸎一詩に、「春上二竹梢一雖二奏鳴一、形聲毛羽異二倉庚一、見來爾是鵯鶏類、幸被三人呼二黃鳥名一」といふも、うぐひすは鸎にあらざるを歎るなり、羅山文集には、姿餅焦といへる鳥、うぐひすに充てたり、是は事物紀原に、「昔人有二遠戍一、其婦山頭望レ之、化爲レ石、其姿爲レ餅、將二以爲一レ餉、使二其子偵一レ之、恐其焦不レ可レ食也、往已無レ及矣、因化二此物一、但呼二婆餅焦一也、今江淮所在有レ之」といへり、此鳥は重修鎭江府志・寧波府志等にも見えて、形狀大に相違するのみならず、舶來もせざるなり、宋の范石湖が、曉聞二婆餅焦一詩に、「曉寒燕雀噤二春陰一、珍重淸簧度二好音一、窓色熹微欹レ枕聽、夢成舟艤竹溪深、」又陸游が枕上聞二禽聲一詩に、「破レ曉一聲婆餅焦」とも作れり、其形狀鳴聲を見聞せず、牽强臆斷するは誤ならずや、又百舌鳥うぐひすに充てたる說あり、是は本草綱目に、「陳藏器曰、百舌今之鸎也」と、其誤は集解に、時珍委しく論ぜり、此邦古昔より百舌もずと訓じ來れるより、此誤出でたり、日本紀「仁德天皇四十三年秋九月庚子朔、是日幸二百舌鳥野一、而遊獵、同六十七年、以探二其痍一、卽百舌鳥自レ耳出之飛去」

古事記に、裳伏山岡・毛受之耳原ありて、山岡は河内國惠賀にあり、應神帝の御廟なり、耳原は和泉國大鳥郡にあり、仁德帝の御廟なり、並に延喜式に見ゆ

此百舌もずにもあらず、又うぐひすにもあらず、是も一種の鳥なり、漢土の書に多く載せたり、○易通卦驗云、反舌鳥、百舌鳥・能反覆其舌、證百鳥之音○淮南子(說山訓)人有多言者、猶百舌之聲○格物總論云、百舌春二三月鳴、至五月無聲、亦候禽也○山堂肆考云、百舌一名望春、一名喚起、江南之人謂之喚春、聲圓轉如絡絲、」(喚起の事後に見ゆ、同名を以て誤る) 其外爺都方物記に、一名翠碧鳥ともいひ、事物異名に饒舌郎といふも、能く諸鳥の眞似をする故なり、文同が詩に「就中百舌最無謂、滿口學盡衆鳥聲、自無一語出於己、徒爾嘲音誇縱橫」といふも、其眞似を惡みてなり、(王維が聽百舌鳥詩に、入春解作千般語、拂曙能先百鳥啼、唐詩紀事に見ゆ) 然るを和名抄に、鵙の一名伯勞とし、百舌鳥とする、(鵙の一名黃伯勞) 古昔よりの誤を承け傳へ、枕草子に、鸎の關と書きたるを、季吟の春曙抄に、百舌鳥陵と注せしは、次第に誤り來れり、鶪は爾雅に云、鶪鵙郭注に「俗呼爲擬鳥」といへるもの、鄭漁が草木略に「按、此似鸜鵒無冠、而長尾、多在山寺廚檻間、今謂之鳥鵙」と是なり、此鳥の癖として、最初の發聲に何となく諸鳥の眞似をする中に、うぐひすの眞似を能くする故に、彼此と誤りきたれり、此鵙を萬葉集第十六に

吾門の榎の實もりはむ百千鳥、千鳥は來れど君ぞ來まさぬ

秋の比、榎の實熟する時、多く來るものにて、(六帖に「鵙の居る野邊の草葉の末さばき、羽もやすめず秋風ぞふく」) 此百千鳥は、百津鳥の義、

五百津鳥ともよめるが如し、萬葉は秋の百千鳥をよみたるをしらで、此鳥を春のうぐひすに充てたる説、古來より諸書に多く載せたり、僻案集・吳竹集・藻鹽草等も彼此と覺束なき説あり、源氏若菜巻に見えたる、百千鳥うぐひすといふより、古今集の「百千鳥さへづる春は」の歌を宗とし、拾遺愚草・林葉集等にうぐひすを百千鳥とよみたる歌見ゆ、徳國禪師或人の爲の百ヶ日佛事せしに、折節軒端の梅にうぐひすの啼きけるを聞きて

　なき人の日數もけふは百千鳥、啼くは涙か花の下露

されども、百千鳥は春秋ともに一物を指すにはあらず、百千鳥の群れ來りさへづりなどするをいふ、後拾遺集に

　聲たえずさへずれ春の百千鳥、殘りすくなき春にやはあらぬ

六帖に

　百千鳥花になれ行くあだし身は、墓なき程にうらやまれぬる

此等は皆春になれば、百千鳥のきたりさへずるをよみたるなり、塵添壒囊抄に、貫之集を引きて

　太山（ミヤマ）には月もさだめず百千鳥、時ぞともなくなき渡るかな

　　是は百千鳥の題に入る

　いでつとふ春にもあらぬ鶯は、谷にのみこそなきわたるかな

是は鶯の題に入る

兩種格別なる事明白に論ぜり、元來百千鳥といふは、海邊に鷗の如き鳥の數百千鳥群れ集る名にて、一物を指すにはあらず、故に水邊に千鳥一ッ立てるを見て、和泉式部

友をなみ川瀬に望み立ち居なく、百千鳥とはたれかいひけむ

其千鳥も近歳まで漢名しれざりしに、彼土にて水喜鵲といふ、淸の余曾が三百鳥圖にみえたり、兎角にも鶯の字、此邦うぐひすに充たらざる故に、古今種々の說を設け一決せず、石川丈山は剖葦うぐひすに充てたり、是亦大なる誤なり、剖葦は本草綱目（巧婦鳥集解）時珍曰、一種鷦鷯、爾雅謂二之剖葦一、似レ雀而靑、灰斑色長尾、好食二葦蠹一と是なり、此鳥筑前にてギャウ〳〵シ、若狹にてゲヽシといふ、皆鳴聲に因りて名とす、仙巢稿（筑前聖福寺僧玄巢著）葦雀の序に「斯禽也、筑前・肥前最夥」といふ者にて、俗に葦原雀といふ、山城伏見邊葦原の中に多く棲る、全體うぐひすに似て腹下白く、尾長し、一名蘆虎といふ、兼名苑に見ゆ、鳴聲うぐひすに能く似たり、性甚柔弱にして、寒暑に堪へず、樊養しがたき鳥なり、然らば此邦うぐひすはいづれに充たるかといふに、貝原氏の本草名物附錄、及び江村如圭が名物辨解に載せたる報春鳥は、大抵時候名稱も能く充たれるやうに覺ゆ

（陸羽顧渚山茶記云、山中有レ鳥如二鴝鵒一、色蒼每レ至二正二月一、作レ聲云二春起一也、至二三四月一云二春去一也、採レ茶人呼爲二報春鳥一）月令廣義云、報春鳥一名喚起

報春鳥は、潛確居類書にも出で、、劉孝綽が詩に、復値懷春鳥、枝間弄好音、孤鴻若無對、百囀似群吟」といふもおなじ、報春・懷春の名、此邦うぐひすに能く充たれり、一名喚起といふに因りて、百舌一名喚起に牽強し、綱目陳藏器の說を主張して、百舌を充つるは反りて誤なり、白石の東雅に、萬葉を引きて、春鳥うぐひすと訓ぜしを疑へども、是も報春鳥・懷春鳥の省と見るべし、余先年癸未の夏、長崎に在りて朝鮮學士將仕郎韓用榾と對坐筆語せし時、○問て曰、鸎所謂黃鳥者、朝鮮之地多居乎、用榾答曰、黃鳥果多、人稱喚友鳥、又問曰、其大比鵯鴿如

朝鮮

喚友鳥

漢土鸎

本草綱目





黃鳥

雌雄雙飛者見王思義三才圖會

何、正二月之間、期二梅花一而來、發二圓滑之聲一乎、又曰、此邦所謂、鸎者非二眞黃鳥一、形比二鶺鴒一稍大、其來必正二月之間、上二暗香樹枝一而鳴、用桝答曰、鶺鴒之謂正合當、而眞鸎三四月、于二飛樹林間一鳴、此答形狀は詳ならざれども、喚友鳥といひ、三四月といへば、彼地に居る事疑なし、されば鸎も、百舌及剖葦も、婆餅焦皆此邦うぐひすに充たらず、凡て是のみならず、此土に有て、漢土に無きもの牽强して、漢名を充てむとするより、古今誤稱するもの頗多し、其的充しがたきは國字にて事足りぬべし、尤學者の心得べき事なり、又此邦うぐひすにも品種あり、和州奈良山に出づる上とし、信州奈良井に出づる次とす、鳴聲も尋常の者は、月日星(ツキヒホシ)となき、神路の山にては、月日星(ヒツキホシ)となき、東國の產は、其音だみて聞ゆ、風土によりて異なり、況異國の產をや、時珍綱目に載せたる鸎の圖、王思義三才圖會載せたる黃鳥雌雄雙飛の圖、及朝鮮うぐひす寫眞の圖を出だし、其形狀をしらしむ

サフラム花

サフラムは近歲刊行せし六物新志に載せてより、始めて西洋歐邏巴・亞弗利加・亞細亞洲の諸國に生ずる草花の蕊なることを人皆知れり。それまでは蠻國に生ずる紅花を蜜にて製するものといひ、其草の形狀知れざるゆゑ、此邦山中に生ずる猩々袴といふ草を充てたる人もあり、漢土にも時珍の綱目まで知れざるにや、隰草の部に、番紅花を出だし、釋名に泊夫藍(サフラム)撒法郞をならべ載せて、西蕃回回地天方國の紅藍花なりといひ、又獸部羊心の附方に、正要を引きて泊夫蘭は即回回紅花なりといひ、同腎

の附方にも、泊夫蘭と書けり、遵生八牋には、撒夫蘭とも書けり、皆是蕃名を字音に假借する者にて、實物を見ざる故なり、形狀は新志に載せて、一種花の中心三綫の蕊をなし、細き長舌の狀に似たり、その色赤黃にして、味辛く少苦を帶びて、油氣のあるに似たり、其氣芳烈にして人の鼻を撲つもの、又一種莽苗を生じ、秋に至りて花を開く、六瓣にして其色緋黃•其香百合に似たり、花後に實を結ぶ、ともに三房をなす、根は韮蒜（ニラコビル）に似て毬をなせり、然るに品類ありて、形狀其他に隨ひて少々異なりといへり、さもあらむ、以前浪華蒹葭堂へ蕃國より贈り來るを寫眞し一幅となし、人に見せらる、予其圖をこひ得て爰に摸す、新志に載せたるものとは形狀また少々異なり、萬國地球圖に載せたる形狀ともおなじからず、いかにも種類多しと見ゆ、

泊夫蘭



蒹葭堂寫眞標軸

此品近歲貴賤一統に珍重し、其價韓參に等しくすれど、時珍の綱目には、心氣鬱結、或は活血驚悸の症のみに用ひて、格別の功能を載せず、近歲主治を法のごとく數人に用ひ見るに、功能奇驗格別の事更になし、兎角にも末世に及びて、貴賤一統奇を好む癖情、世と推し移ると見ゆ、いふ程の功能奇驗あらば、漢土の書にも多く載すべし、當今清朝の方書、多く

舶來するにも未見當たらず、此邦の主治方書は、往古より大抵漢土を法則とすれば、風土人情格別に異なる事はあるまじ

初午幷稻荷

毎年二月初午の日、貴賤一統にもて囃し、初午稻荷祭といひ、在々所々其祠へ詣する事、天下一統風俗となれり、これは和銅四年二月十一日、午日出現有りしといふに據ると見ゆ、其稻荷といふは、神代紀に「保食神腹中生稻」とあるを本據とす、イナリは稻生(イチナリ)の義にして、稻は飯の根、生は生産の義なり、日本紀・萬葉集に、生・成・產・業の字、皆ナリとよめり、伊勢國奄藝(アフキ)郡に稻生(イナフ)村あり、延喜式に、伊奈富神社、又は朝野群載にも見えて、保食神を祭れり、又文永十一年、正三位藤原經朝卿の書かれし額に、正一位稻生大明神とありといふ、然らば稻生と書くべきに、文德實錄に、「稻荷神三前」とあれば、古昔より稻荷と書き來りしと見ゆ、されども荷の字、古書にリと讀みたる例なし、一說に荷はリと通ず、古は稻荷(イナニ)といひしならむ、(古事記に、櫟井を莿羽井に作るがごとし)當今祭る所三社第一は、倉稻魂、第二は須佐之男命、第三は大市比賣といへば、神代紀、倉稻魂は古事記にいふ宇迦之御魂神にて、大殿祭祝詞にいふ屋船豐宇氣姬命、稻の靈なり、(ウケはウカにて、食饌の義なり)天武紀に「祭大忌神於廣瀨河曲」といひ、神名式に「廣瀨郡廣瀨坐、和加宇賀賣(ワカウカノメ)神社在川合村」とあり、祝詞式に「廣瀨能川合爾稱辭奉流、皇神能御名乎白久、御膳持須留、若宇加能賣能命登御名白氏」といへる是なり、神祇秘書に「豐宇賀乃賣神、神祇官坐、

御氣津神是也」と見ゆ、舊事記に「乞二食物於大御食都姫神一」とあるも是事にて、奥儀抄に「深見草庭にしげれる花の香を、家よきてへようけもちの神」大殿祭祝詞註に、「今世産屋、以二辟木束稻(サキキツカイナチ)一置二於戸邊一、乃以レ米散二屋中一」とある、束稻は屋船豐宇氣姫にて、稻の魂なり、俗に米をうちまきといふも、束稻より出でたる詞にて、其元は天孫日向國高千穗の峯に天降りたまひしより事起ると、日向風土記に見ゆしかれば保食の神、稻生(イチナリ)の義、能く符合せり、荷の字を書きしより、後世種々牽强附會の説をまうく、神名式に、山城國紀伊郡稻荷神社とあるは、今の稻荷山なり、兼良公世諺問答に、二月初午は、弘法大師東寺の門前にて稻荷(イナニナヒ)たる老翁に、二月午の日逢ひ給ひて、則東寺の鎭守に勸狀申され、此寺繁昌せしより、此日を以て縁日とすといへり、一説に此山の地主神を荷田神といふ、後に倉稻魂を祭るといふ、其弘法大師稻荷し老翁に逢ひ給ふといふは、元亨釋書の妄説より出でたる事、恕庵が詹々言に見えたり、又例祭東寺の南門に、神輿を舁き入れて神供を奉る事は、昔東寺の傍に二階長者あり、二階祭といふ神輿を其家に舁き入れて、神供を奉りし事ありて、今に例式となりぬといふ、又其荷田神といふは、いかなる神を指すにや、神祇拾遺に、右の三社に田中社四大神二社を併せて五座とす、弘長三年に告ありて、文永三年に併せ祭る

多田義寛が蕁(ヌナハ)の草紙に云、稻荷五社は神紀に所見あれども、今祭る者多くは狐なり、人は萬物の長にあらずや、四足の物に敬禮をなし供物をなす、其意財を祈るより淺間敷なり降れり、士たる者などは殊に恥づべき事なり

又一說に、田中社の客神大歳神は、鶴と化して稻の穗を含みて來現す、故に此社に一切の鳥を奉る事を

忌むといふ、是は風土記に、「稱二伊奈利一者、秦中家忌寸等遠祖伊侶具秦公、積二稻梁一有二富祐一、乃用レ餅爲レ的者、化成二白鳥一、飛翔居二山峯一、遂爲二社名一」とあるを聞き誤りしならむ、（諸神記に、「稻荷秦氏之祀神也」とあり、今に稻荷の社司秦氏を名乘るも、譯あることゝいふ）それはともあれ、初午詣は昔より年久しくありしと見ゆ、貫之家集に、延喜六年月次屏風歌の中に、二月初午稻荷詣したる所といひ、源順集に、二月初午の所に、花摘にかくしよみたる歌あり

按ずるに、稻荷山に多く杉をよみ入れたる歌あり、顯仲朝臣「稻荷山しるしの杉を尋ね來て、」周防内侍「稻荷山杉間の紅葉來て見れば、」家隆卿「稻荷山杉の庵の明ぼのに」新撰六帖に「二月やけふ初午のしるしとて、稻荷の杉葉本つ葉もなし、」稻荷山にて杉を挿頭花（カザシ）にする事多く諸書に見ゆ、初午ならでも此事ありと見えて、有家歌に「稻荷山杉の靑葉をかざしつゝ、歸るはしるきけふの諸人、」又平治物語に、淸盛稻荷の社に參りて、おの〳〵杉の枝を折りて鎧の袖にかざしてとあり、いかなる所謂なるや、杉は正直の表物なれば日本紀に、「石上振之神椙、」萬葉集にも、「三諸の神の神杉」などよみたれば、神明正直の意にとるにや、大殿祭の辟木（サキキ）を神木（サカキ）とし、古は神木をかざせしにや、今も紀州熊野にては、毎年二月初午の日は、人々神木をかざすといへり

然るに、いつの比より何者のいひ出だしゝか、野狐を稻荷の神使と稱し、初午の日は、天下一統貴賤押しなべて家々に持囃し、赤小豆飯・油煑等の供物種々とゝのへ、町家士民の中にても、其格式定例あ

る家は、居宅の内に鎭守の小祠稻荷を勸請し、正一位大明神の幟を立て、往來群聚いはむかたなし、其本原を委しく推し尋ぬるに、鎭座傳記云、素戔嗚尊子、宇賀之御魂神亦名専女三狐神、」（タクメタウメ音相通ず下に見ゆ）

此二句下の七字より事起ると見ゆ

鎭座傳記・倭姬世記などは、昔外宮にて何者か書きたりけん、佛書雜りに作りたる神道五部の書にて、古事記・日本紀等の正書にあらず、禁河の書とて宮川より外へ渡さゞるも、彼地よりいひ出だしたる事にて、正しき證據となしがたし、其譯は、已前外宮より出だしたる御秘箱に、二天八王子・諸神・諸佛又は渡海祈禱の秡に、八幡大菩薩・五大力菩薩など書きたるゆゑ、寛文の比銘淨論記を著はして大に批評說破せり

「亦名専女三狐神」といふ七字、古書字音に暗き人讀み誤りしか、利を釣る餌に牽强せしかはしらざれど、是七字より外に稻荷に野狐のあづかる事更になし、其譯、委細明白に辨じ曉さん、専女三狐神といふは、本は借字にて、日本紀に専の字専女の二字、タクメとよめり、タクは燒なり、古事記に、燒爂・燒凝の語あり、メは米なり、和名抄に、糒糇ヒメとよめり、非米なり、糒は米なり、三狐は御食津なり、御饌津、或は御膳御氣とも書けり、萬葉集に、御食津國、又御饌津國、伊勢・志摩・淡路・難波などつゞけたり、（大御食の御贄を奉る國をさしていふなり）儀式帳に、朝乃大饌・夕乃大饌とありて直會御歌に「析鈴五十鈴の宮に御氣立と打つなる膝は宮もとどろに」と唱ふる、御氣の事にて、中臣壽詞に、「長御膳乃遠御膳、」又

祝詞式に「御膳持須留」といふ、皆同語なり

昔外宮に御饌殿(ミケドノ)ありて、内宮へ供進しける事、聖武帝の御時までありしに、途中汚穢に觸れし事ありて、別に内宮に御造立あり、忌火屋殿といふ是なり

故に日本紀に、神食二字をもミケとよめり、津は例の中の休め字にて、乃とおなじ。凡べて神號に上に津の字あれば、下に乃を付けて讀むは古例なきに、後世乃を付けて讀み誤るもの多し、專女三狐神といふは、燒米御食乃神(タクメミケノカミ)といふ事にて、宇賀之御魂神は、亦燒米御食(タクコメミケ)に供するの御神、一名といふ意なり、倉稻の實は米なれば、稻の實即ち御食なり、此邦にて、稻米は五穀の長たるを以て、日本紀に、嚴稻魂女イヅウカノメとよめり、尤嚴重の意なり、三狐神(ミケツカミ)・三狐乃神(ミケツノカミ)（ケツ〇ケツノ〇ケツネノネ音通）讀み誤りやすし、元來鎮座傳記にもせよ、三狐の三、古書になき假名なり、古事記・日本紀に、三の字みの假名に用ひたる例決してなし、後世の書なる事しるべし、然るに、日本紀に、專の字、專女の二字タウメともよめり、（タクタウ クウ音通）和名抄に、老女を呼びて專(タウメ)と訓じ、土佐日記に、翁人ひとりたうめひとりと書けり、是即ち神代紀に姥(トメ)とよめる姥も、專女もおなじ事にて、專(トメ)は級長戶邊(シナトベ)も、皇代紀の荒河刀辨(アラカハトベ)、苅幡刀辨(カリハタトベ)も同語なり、（一説に專は、刀自女の中略ともいへり）野狐をタウメといふ事、古書正史に決してなき事なり、源氏東屋卷に、伊賀たうめと書きたるは、岷江入楚に、伊勢・伊賀の諺に媒の事をたうめといふ、專は老女の稱にて、狐は人を誑かすを以て、よそへたりといへり、新猿樂記に、野干坂伊賀專之男祭(ヤテサカノイガタウメガ)と見え、山槐記に、

「治承二年於二齋宮御在所一射二殺白專女一」といひ、百練抄に、「藤原仲季於二齋宮邊一依レ殺二白專女一」と書し、宇治拾遺に、狐のいひし語に、たうめや子供などにくはせむとあるも、皆老女の稱にて、其本は玄中記に、「千載之狐爲二淫婦一、百歳之狐爲二美女一」といふより出でたる事にて、人を誑かし惑はすにたとへたるなり、其專の字、專女の二字、タウメと讀むにより、三狐の字讀み誤りしか、牽強せしか、狐の一名とし、三狐を稻荷三の峯に配し、遂に野狐を合せ祭る事になりぬ、是非もなき恐るべき甚しきなり、鎭座傳記の文能く考へ讀むべし、宇賀之御魂神、亦名專女三狐神とあれば、即ち神の御一名にて、假令へば宇賀之御魂神、亦名豐宇氣姫命といふが如し、古書正史に野狐を倉稻魂神と稱する事ゆめ〳〵なき事にて、其五文字本は借字なるをしらず、尊き神の御名を黷すに至るは、尤恐れ多き事なり、又野狐を稻荷の神使といふも、古書・正史に見えず、神使といふ事もなきにはあらず、古事記・日本紀に出でゝ、猿を伊勢太神の使といふは、齊明帝紀に見え、熊野の烏は、神武帝八咫烏の導を得給ひ、熱田氣比の鷺は、仲哀帝白鳥を愛したまふ縁によりて、倶に紀に見えたり、八幡の鳩は旗と音通じ、春日の鹿は、鹿島より鹿棡に乘りて來り給ひし歌あり、其外に松尾の龜は、龜尾山の因をとり、日吉の猿は、月行事の社、猿田彦の縁を結び、愛宕の猪は、宍戸氏の功によりて、各皆其所謂譯のある事なり、野狐はもと淫獸妖魔の物、北方陰地に多く居て、白晝の中は幽闇の間に隱れ、夜中のみ出でゝ物を掠め取り、人を惑し寃をなす、（狐の人に喰ひ付きたる事、徒然草に二事を載せたり、伽藍記に、狐の化けて人の髮を截りし事、一百三十人に及ぶ事、見えたり）南方陽地に

居る事あたはず、此邦南海四國及對馬五島には狐なし、漢土にも「江南無二野狐一」と、北夢瑣言に見え「江東無レ狐、狐出二北方及益州一」と、時珍綱目に載せたり、かゝる淫獸妖魔を倉稻魂神使ひたまふといふも、亦恐れあるべき事なり、わづか專女三狐神といふ五文字より事起りて、尊神も野狐も混じ祭る事になりぬ、（女童の小歌に、稻荷といふも狐なり、狐といふも稻荷なりとは何事ぞや）其始は、陰惡狡猾の徒、五文字を證據として、野狐を祈り鄙俗を誑かし、福を求め利を得む事を作り出だしたりと見ゆ、愚昧文盲の鄙俗は、其淫惡妖魔に化され、いつとなく天下風俗をなせり、漢土にも朝野僉載に、「初唐時、百姓多事二狐神一、時有レ諺曰、無二狐魅一不レ成レ村」とあり、宋史に見えたる狐王廟も此類にて、尤惡むべきものなり、此等の妖魔次第に行はるるより、貴賤上下押しなべて野狐を尊恐する事鬼神の如し、妖巫邪覡の輩は、流行の時勢に乘じ、種種の奸惡をめぐらし、一の獸穴を見出だす時は、荷の來現と稱し、又狐惑の人あれば、神降りたまふなどいひ觸らし、神職掌る家に授位を請へば、直に正一位大明神を賜はる、其より己が居宅に社壇を構へて、鳥居瑞垣等の物を飾り、木綿繦をかけ、幣を持ちて人の吉凶禍福、物の得失出入、或は病の治不治、方角の善否をいふ、是を御窺ひ、又は御指圖など稱し、所々に數多あり、故に近歲新造の社に、稻荷ほど流行するは外になし、畢竟は愚昧文盲の鄙俗、あの〳〵淫獸妖魔の智を假りて、福を求め利を得むとするより、次第に行はるゝなり、人は萬物の靈に生れ、天性五常の德を具へながら、淫獸の智を假らむと思ふは、もとより論なし、然らば彼佛家にて陀耆尼天の惡魔を、白晨狐王菩薩・又

貴狐天皇など稱する飯綱使とおなじく、野狐大明神なりとも、野狐大菩薩なりとも稱し、祭る時は鄙俗の爲には其應もあらむかし、恐多くも倉稻魂の神名を假り、直に尊位を受領するは、淫獸ながらも無禮の甚しき、「猩猩能言、不レ離ニ禽獸一」とはこれなり、「獺祭レ魚、然後虞人入ニ澤梁一、豺祭レ獸、然後田獵」とは、正邪善惡大に懸隔の相違にて、尤惡むべき者なり、或人予を笑ひて曰、子は世の諺をしらざるか、虎の威を假る狐とは、たれも〳〵いふ事にて、文選に「鼠憑ニ社貴一、狐藉ニ虎威一」とあり

狐借ニ虎威一者、江乙所レ對ニ楚王一之喩也、其王戰國策爲ニ宣王一、春秋後語爲ニ莊王一、一書所レ引、新序只爲ニ楚王一」よし、山本格安が燕石錄に載せたり

狐虎の走る後より、其尾に附きて走る、時人虎を懼るれば、己其威を假りて人を懼れしむ、邪智淫獸の性なり、尊神の神名を假りて、鄙俗を懼れしむるも宜ならずやと、兎角にもかゝる惡魔の流行徘徊するより、妖巫邪覡の輩、次第に其尾を貂續し、或は口寄・識神、或は加持祈禱など種々の奇怪を唱へ、愚昧鄙俗を誑し、財寶を貪り人心を疑惑せしめ、國家を治むる正道に害あり、畢竟は天性萬物の靈たる己が明德を忘却し、陰惡狐獸の妖をなす邪智に依賴するが淺間敷なり、正道有識の人は、かゝる淫獸を毫も懼れず、昔帥大納言經信卿の時、野干を以て神體とし崇め祭る者あり、其社邊にて狐を射殺したる者訴へられ、罪の沙汰に及ぶ時に、「經信卿曰、白龍之魚縣ニ豫說之密網一」とのみ有りて其咎なき事、續故事談に見えたり、（續日本後紀、天長十年八月十三日乙未、有レ狐走入ニ內裏一、到ニ清涼殿下一、近衞等打殺レ之）又三宅尙齋は、播州の人山崎垂加翁

の門人なりしが、其在所に野狐有りて、一人の老婆を取り殺す、尙齋の姪幸助といふ人、其村の里正を勤む、尙齋幸助を責めて曰、汝當村里正の事を掌る、何ぞ擧村の人を催し野狐を驅り殺さゞる、於レ是幸助其所の若者數十人を催し、兵器罝罘の具を用意し、既に狐穴を採り馳むとする其前夜に、狐の啼く聲甚し、夜明けて一疋の狐河邊に喰ひ殺されてあり、是其前夜に群狐聚り、右の惡狐を喰ひ殺すと見ゆ、尙齋急に屠者に命じて其皮を剝ぎとらせ、常に布皮とし、其上に坐する毎に鞭ちて曰、淫獸己何ぞ萬物の靈を害するやと叱せられしなり、此事先達遺事にも載せたり、正道を行ふ識者は、邪妖を懼れざる事しるべし、昔は此淫獸を取り扱ふ者禁獄せらる、中原康富記に、「室町殿醫師高天被二禁獄一、父子三人也、此者仕レ狐之沙汰風聞」とあり、凡べて獸畜淫神を役し、人を害する者を怯恐する故に、古昔より此類諸國に多し、畢竟は、其所に主たる者、志怯く正道に見識なき故なり、西國雲州邊に、狐蠱・犬蠱あり、俗に犬神といふ、四國に蛇蠱あり、俗に土瓶（トビヤウ）といふ、備前・備後の猫神・猿神、東國は上州南牧の大さき使、信州伊奈郡のくだ、皆此種類なり、漢土にも「常州人好殺レ犬、以祭二淫神一、而犬名二韓盧狗大王一、即犬妖所レ作」といふ、錢希言が獪園に見え、搜神記に載せたる犬蠱もおなじ、蛇蠱隋書志に見え、猫鬼は病源侯論及隋書・獨孤陀傳に見えて、此等の妖術淫神を役使する者悉皆誅罰せられ、其家も破却するなり、「開皇十八年夏四月辛亥、詔畜二猫鬼蠱毒厭媚野道一之家、并投二於四裔一」とあり、もとより不正の道を唱ふる者、聖人の法尤嚴重に制したまふ、禮王制に、「執二左道一以亂レ政殺、假二鬼

神時日卜筮、以疑レ衆殺」とあり、唐の狄仁傑は寧州の刺史となり、江南巡撫使の時、呉楚の俗に淫祠多きを一々禁止し、凡千七百房を毀ちて、殘り夏禹・呉太伯・季札・伍員の四祠のみを留めて毀たざる事、唐書本傳に載せたり、明の行逢は「以二淫祠一爲レ患、管内祀廟、非下前代有レ功及レ民者上、皆毀拆、一時有識之士、欣然以爲二明斷一」とし、周羽沖が三楚新錄に載せたり、此邦にても、古昔は淫祀・巫覡の類奇怪を唱ふる者、嚴しく禁斷せらる、續日本紀に、「光仁帝寶龜十一年十二月甲辰、勅二左右京一、如レ聞、比來無知百姓、搆二合巫覡一、妄崇二淫祀一、蒭狗之設、符書之類、百方作レ怪、覡溢二街路一、託レ事求レ福、還渉二厭魅一、非二唯不一レ畏二朝憲一、誠亦長養二妖妄一、自レ今以後、宜二嚴加二禁斷一、如有二違犯者一、五位以上錄レ名奏聞、六位已下所司科決」とあり、有識の人は淫神巫覡を懼れず、越前守高房は仁壽年中の人なり、當時安八郡の陂渠決壞して是を修めむとす、其陂に神ありて若水を遏め、逆ふ者は死す、「高房曰、苟利二於民一、死而不レ恨」と、遂に其陂を築きて流を通じ、亦席田郡に妖巫あり、民多く毒害せらる、古來恐怖して其部に入らず、高房單騎にて其部に入り、其類を追ひ捕へて一時に酷罰する事、文德實錄に載せたり、又黄門義公は「寛文五年十二月、定二寺社法令一、毀二淫祀三千八十八一、同六年毀レ新、建二寺院九百九十七一」と常山文集附錄に載せたり、此後もかゝる有識の明士達若世に出でゝ、淫神淫祀の類一一其始原を糺明し、妖妄奸惡の徒は、悉皆驅除ありたき事なり、元來日本は皇統連綿、神明正直の大御國なれば、神代より天下大小の神祇、鎭坐祭祀おの〳〵皆顯然として、延喜神名式に載せたり、淫神

淫祀の種類相混雜するは、尤惡むべきの甚しく、又恐るべき事どもなり

此邦元祿年中以來一派の學風行はれ、稱して國學といふ、其先生達おひ〳〵多く世に出で〻、國の正史古書等の吟味し、其學風の書尤多く、汗牛充棟ともいふべく、天下の書肆に充滿せり、最初音韻古言より事起りて、國書考探の是非、今日に至りては、その詳明なること餘蘊なしといふべし、然るに多くは皆國書紙上の善否を彼此と論辯して、今日將來ともに天下國家治道の益、又は生民言行の助となるは未見あたらず、故に予は國學者ならず、漢字をまなぶまに〳〵、國の正史古書等を見る每に、片言隻語も天下生民の益助なる事あらばと、彼此數多抄書し置きたり、今其國學者の是非もかへりみず、識者の用捨にかゝはらず、漫に隨筆中に錄し、諸君子達の是正をまつのみ

寄枕

座は來居の義にて、天子御座したまふを高御座といひ、馬背の鞍も座なれ、頭を置くを枕といひ、足を置くを胡牀といひ、（古事記に、吳床、日本紀に、踞坐胡床とあり）肱を曲ぐるを肱枕といひ、身を寄するを寄枕といふ、近歲刊行せし梅窓筆記に、隱嚢の圖を出だし、よりまくらと訓ずれど、隱嚢二字、其出據をしるさず、是は明の楊太史



唐山寄枕皮製頂之畵

が萩林伐山に、「六朝人作ニ隱囊一、柔軟可レ倚、中略王維詩隱囊沙帽坐彈レ棊」といふを用ひたるなり、漢土の寄枕と稱する物皮を以て製し、其上面に舞鶴を彩色せしあり、蒹葭堂主人寫しおけり、是彼土の隱囊なり、常の皮枕は、遵生八牋に見ゆ

ワレカラ

海人の刈る藻に住む蟲の我からとねをこそなかめ世をば恨みじ、「古今集、典侍藤原直子」我からは、我故(ワレカラ)の義なれども、其蟲の聲無きにねをながめとよみたるにより、其蟲の形狀、昔より諸說多し、大和本草に、本草約言を引きて、紫菜中に有二小螺螄一といふを據とし、藻に付きて殼の一片なる螺あり、破殼の意なりといふは、牽强の說なり、吳竹集、愚見抄などに、海草にとり付きたる小貝なりといふも似よりたる說なり、怡顏齋の介品に出だしたる我からの圖も小螺なり、一說に、伊勢にてはなりけりといふ蟲八寸餘、手足長く色靑しといふ、是說も覺束なし、伊勢物語注に、和布苔(ワカメノリ)などに付きたる蝦の樣なる物の付きたるをいふと是なり、此蟲、形水黽(アメムシ)に似て長二三分、色靑黃にして足長く、蝦の種類にて、水を離れても能く飛ぶものなり、北國に佐渡に多し、四國邊には此蟲を藻と共に煮て、酒肴に充て食ふ、甚賞味なり、名を我からといふ蟲なる故に、戀歌に人のとがならず、我故(ワレカラ)の意に屬(ツヾ)けたり

隱れなく藻に住む蟲は見ゆれども、我から曇る秋の夜の月　西行

又我からと名を出ださゞれどもよめり、吳竹集に

人を猶恨みつる哉蜑の刈る、藻に住む虫の名を忘れつゝ

「戀しつらしと何を恨みむ」「世こそたゞ藻に住む虫の思ひなれ（宗祇附句）我からとねをなくは、日本紀（仁徳紀）に載せたる因己物以泣（オノガモノカラネナク）といふ意なりともいふ、（續後拾遺集、「形見こそおのが物から悲しけれ、誰ゆゑならぬ墨染の袖」）聲無き虫も鳴くとよむは歌のならひにて、太閤秀吉公紹巴と發句し給ひし時、「奥山に紅葉踏みわけ鳴く螢（太閤）鹿とも見えぬ燈火の影（紹巴）螢は鳴く虫にあらずと、紹巴申す、太閤聞き給ひて、我鳴かせんとせば、鳴かすべしと有りし、傍より細川幽齋「武藏野や篠を束ねて降る雨に、螢より外なく蟲もなし」古詠ありと申され、太閤喜悦し給ひしとぞ、螢は鳴く蟲ならねど、諸蟲夜分には見え難し、たゞ螢の光のみ分別し、螢鳴くがごとく見ゆ、故にかく詠ぜしといふ

ワレカラ



偏傍

明の楊太史が藝林伐山に、五行偏傍の字を出だせり

淼 音眇

焱 音餤

鑫 音忻

森 音參

垚 音姚、宋人以名レ字

是は陳仁錫が選韻海篇、朝宗に載せたる三同四共類に多くあり、奇とするにたらず、是に似て尤奇なるあり、呉郡の丑青夫が書畫舫に、「宋迪秋山對」月圖卷、是周草窓藏本、後有二元人鄭采一題」語甚奇、走」筆錄」之」とあり、藏頭隱語の如くなる者にて、武后の十二字、宣和書譜中に載せたる七字とおなじく、音注なくては讀みがたし

天（天天天天　天天天天）兮月（月月月月　月月月月）兮山（山山山山　山山山山）兮

水（水水水水　水水水水）兮木（木木木木　木木木木）兮竹（竹竹竹竹　竹竹竹竹）兮

勢（寒寒寒寒　寒寒寒寒）兮墨（魚魚魚魚　魚魚魚魚）兮滎陽鄭采

題（眞跡）

天皎々兮、月耀々兮、山疊々兮、水眇々兮、木參々兮、竹戰々兮、勢凛々兮、墨鮮々兮、滎陽鄭采題

といふ事なり

枝折

文房の具、書紙の間にはさみおく枝折は、近歲の物にて、黄門義公始めて製したまひ、大内へ獻ぜらる、後水尾帝枝折の名を付けたまひ、新古今集に載せたる西行の歌を書きつけたまふ（寸法あり）

吉野山こぞの枝折の道かへて、まだ見ぬかたの花を尋ねむ

枝折といふは、標折（シメヲル）の義にて、一字にては栞の字もしをりと訓ず、「周伯温曰、禹貢、隨レ山栞レ木、謂下隨レ所レ行、斫二其枝一爲中道標上也、（佩觿集、書徐邈、隨レ山刊レ木、作二隨レ山栞一レ木）」字書に、「栞槎識也」とあり、日本紀（皇極紀）「折二取枝葉一、懸二掛木綿一」といふもおなじ

下野國都賀郡標茅原（シメヂガハラ）も、昔在原中將敗軍に因りて、奧州小野の人猿丸を賴みけるに、猿丸其地理に熟せざるゆゑ、茅を折りて標とし、其戰利を得たりしより、其地を標茅原といふなり

山に入るに、木の枝を折りかけて道の標となすをいふ、此意をとりて今の枝折といふ物は出で來たれり、文房必用の雅器となりしより、天下讀書の人みなしる事になりて、右西行の歌も書き、又拾玉集慈鎭の歌

　　歸りては重なる山の峯毎に、とまる心を枝折にやせん

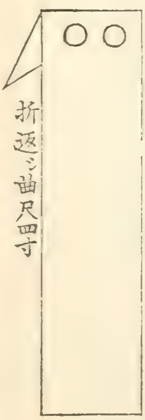
又堀川百首傳燈大師の歌

　　暮れぬさき山を出でむと急ぐ間に、枝折をもせで越えにけるかな

右二首も書けり、此物漢土にもあり、事林廣記に、「若作レ詩時、用二此一韻一、則掲二開策子一、一覩則皆可レ見矣」といふ、開策子なり

長サ曲尺八寸　幅曲尺一寸八分

緣に金とりたるも、又金紙にて仕立つるもあり、又裏を銀にしたるもあり、穴を明け皮にて括るもあり、或は房を附くるもあり、人々の好によるべし



此圖は、湯淺常山が文會雜記拾遺に載せたり

戾摺

陸奥のしのぶ戾摺(モヂズリ)誰ゆゑにみだれそめにし我ならなくに、（古今集、河原左大臣）此しのぶ戾摺を、昔より彼此と諸說多くして一決せず、古今榮雅抄に、信夫郡に大なる石貳あり、其面平にして戾(モヂ)のやうなる紋あり、共に藍にて摺る布を昔年貢に奉りけり、天智天皇の時奉りしなり、松岡氏結毦錄に、山藍を以て摺り付け、其汁にて摺り、石の面平なりしが、旅人頻に來り傍の田地を蹈み損ずるを以て、今は其石を倒して平かならずといふ、（此二說は、石と藍とを主としていふ）信夫摺記に、（奥州人著、姓名未詳）信夫戾摺の狩衣は、陸奥に信夫の鄕にて染めしなり、信夫の鄕は、今の福島の事なり、此所に石あり、此に草の葉を摺り塗りて絹をおしぬれば、色々に亂れ染みて見ゆるなり、今其石福島の府より一里許、隔ちて山中村の山下にあり、方二尺、長八尺許なり、童蒙抄に、戾摺とは、陸奥信夫郡に摺り出だせる摺なり、打ちちがへて亂りがはしく摺れり、（此二說は、草の名をいはず、信夫郡の名を主としていふ）壽鶴齋が東國旅行談に、奥州福島の驛より山口宿まで此間に川あり、節(フシ)黑(クロ)川といふ、此川につゞきたる山上に、幅七尺に長一丈三尺許なる石あり、此石を信夫草といふ草を以て、石面を磨けば鏡のごとく、我影を摸すに因りて鏡石とも名づく、又は絹・或は紙を此石にあて、彼信夫草を以て摺る時、石の模樣うつくしく色々にみだれ染むとなり、見事なる故に「陸奥のしのぶ戾摺誰ゆゑに」云々といへり、此石いつの頃にや、大地震にゆり動き、山より落ちて、今は田地の中に

石の裏を見せてあり、名のみ殘りて、今は石を摺る事なしといふ、（此一說は、石と忍草とを主としていふ）此等の諸說、陸奧國に今信夫といふ地名あるにより、昔より其地に石あると心得て、或は藍にて摺るといひ、或は草の葉にて摺るといひ、地名と石とを主として說くゆゑに、彼此と一決せざるなり、元來此歌は、古今集讀人しらず三首ある其中に出だし、前には紅のはつ花染の色ふかく、後にはあさぢの色ごとにちゞの色にうつろふらめの歌とおなじく、色を主としてよみたる歌を撰びて、一所に類聚せしなり、昔は摺りにいろ〳〵ありて、黃土摺（ハニズリ）・山藍摺（ヤマアヰズリ）・榛摺（ハギズリ）・又しのぶ摺（ズリ）・小松摺・遠山摺など、延喜式に見えたり、中右記に、「鳥羽院時、禁三民間服二摺衣一」といふは、當時の俗、我思ふ物を好みて衣に摺りたるを禁ぜられしなり（後世の染模樣は其遺風なり）昔陸奧の國よりしのぶ草もて摺りたる衣を出だしたる事ありて、其所はいづ地とも定めなけれど、其色の戾摺たるがみだれて見ゆるなり、河原左大臣は弘仁三年の生にて、寬平七年に薨ず、此時奧州に信夫といふ郡なし、倭名抄に、陸奧國郡部に「國分爲二伊達郡一」とあり、鄉部にも、伊達郡・信夫郡とゝもになし、安達郡鄉名に伊達といふは見ゆ、されば信夫といふ地名は後世に出來たる名なり、信夫といふ地名出來たるにより、此歌を種として、今の信夫といふ地に、信夫摺の石を僞造し植てたるなり、或は方二尺、長八尺といひ、或は幅七尺、長一丈三尺といひ、其石に大小ありて、所在も定かならざるは、全く後人の僞造せしなり昔東國陸奧邊よりしのぶ草の摺衣出だしたるは、もとよりあるべき事と見えて、公忠朝臣家集に、東に下る人に、白き物を靑き物して摺りて、火打を入

れておくるとて

　打ち見ては忍ひ出でよと我宿の、しのぶ草して摺れるなりけり

昔はしのぶ摺のみならず、小松摺・紫の根摺の衣・眞はぎもて摺れる衣・萩が花摺・一入摺の小忌衣など、いろ〳〵模樣を摺りたるなり、陸奥ならでもしのぶ摺の衣をよみたるは、千載集に、賴政

　思へどもいはでしのぶの摺衣、心のうちに亂れぬるかな

呉竹集に淸輔の歌を引きて

　昨日見ししのぶのみだれ誰ならむ、心の程ぞかぎりしられぬ

此歌は、前右馬助範綱が子、淸綱がしのぶ摺の狩衣を着たりけるをよみたるなりと、しのぶ草は其葉細かにして、摺りつくる物の形、色模樣あざやかならず、戻けるごとく亂れて見ゆるなり

和名抄に、「垣衣、一名烏韭、之乃夫久佐」と訓ずるは、本草學ひらけざる時の誤なり、烏韭は和名アタゴ苔、一名瓔珞ゴケなり、しのぶ草は、漢名小雉尾草

戻はもぢける事にて、夏の衣に綟をもぢといふは、集韻に麻綟と見ゆ、枕草子に、山藍にて摺りもどろかしたる水干袴といひ、狹衣に、「我心しどろもどろになりにけり、袖より外に涙洩るまで」とよみたるもおなじ詞にて、俗にもぢるもぢけるといふは是なり（一説に、戻摺は、戻り摺りなり、トチ通音りを中略とも云ふ）上の句は、陸奥よりしのぶ草もて戻ぢけるごとく、摺りたる衣の色は、誰ゆゑにと疑へるなり、みだれ初めにしは、古

今集にみだれむと思ふとあり、されども初と染と乖たるは、萬葉につきなむ物をみだれ初るやの意なり、我ならなくには、爾阿の反あらなくになり、みだれ心は我にはあらず、萬葉に心つくしてわが思ひはなくにの意なり、古今集前後三首ともに、色を主としてよみたる歌なる事しるべし、後世此歌を證として、よみたるも數多あり、千載集に、寂然

陸奥のしのぶ戾摺しのびつゝ、色には出でじみだれもぞする

又は

君にかく思ひ亂るとしらせばや、心の奥のしのぶ戾摺

飛ぶ螢ひるはしのぶの摺衣、夜は思ひの色にみだれて

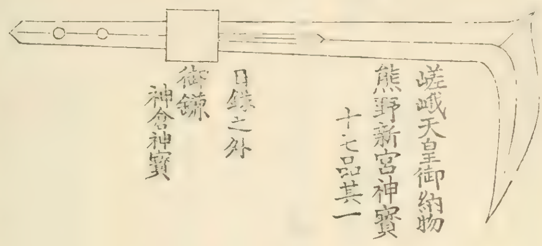
和歌者流、信夫の地名をおさず、年月時代を考へずして、昔より彼地に信夫摺の石ありと心得るは疎ならずや、すべて彼邊には、後世僞造の地名あり、義經勲功記に、義經蝦夷へ渡りしといふ妄説により、蝦夷に辨慶崎といふ地名を造りし事、伊勢平藏が四季草に見ゆ

鎗來由

雜々拾遺に敏達天皇の後胤、和田賢秀暦應元年手鉾の中より鎗を工夫し、始めて作り出だす、是短兵を討つに利ありとの義なり、賢秀鎗にて大利を得、其後楠正儀京軍の時、鎗を以て敵を討つ事およびたゞし、是より諸家に習ひて多くこしらへ、遂に武道の寶具となれりといふ、古今銘盡に、近江國天九郎俊長

といふ者、始めて鎗を作るといふ、(俊長は、延文年中の人)太平記に、住吉合戰の時、阿間(アマカ)了願といふ者、鎗をもて敵を多く突き伏せたること見えたり、古書に多く載せざるゆゑ、大抵南北朝以來、應仁・文明の頃より專に用ひたるやうに人みな覺え來れり、白石の軍器考にも、足利殿の末に及びて鎗交る事の一番二番などいふ事にて、其賞格を定むる事になりしかば、弓矢打ち物取りての高名は有れども、無きに似たりきといへり、されども鎗の製作、今の形とは異なるかしらざれど、此器はるか以前より有りしと見えて、日本紀(皇極紀)「執二長槍一、隱二於殿側一」三代實錄元慶五年夏四月二十五日、抗表に、「槍一百八十一竿、鎌槍七十三竿、鯰尾槍一百八竿」とあり、延喜式に、花槍あり、槍鎗ともに同じ、(槍鎗ともに同じく漢土にも用ふるは、名物六帖に見ゆ)今にては直鎗・十文字鎗・鍵鎗・管鎗・鎌鎗等の品種數多ありて、公侯諸士の武具第一となれり、其中管鎗は、江州佐和山の主大谷刑部より始まるとも、又手棒(テボウ)左馬介といふ者作

鎌鎗圖



長さは、脛巾金(ハバキ)の上より鋒先(ヤツサキ)まで一尺一寸、廣さは一寸一分を中にして其中に通りて脊あり、前後の面、片方は小劔の形を陽文に彫付け、片方は隱起(オキアゲ)にして顯はし、皆長さ四寸八分なり、心の長一尺二寸二分脛巾(ハバキ)の地金は黑く色付きて、其性見分け難し、神人社僧、古より鎌鎗と云ひ傳ふ

るともいへり、元來此器は、古の儀式などいひし如く、其人の品位に据りて其威儀とするゆゑ、今に道具といふ名殘れり、今にては弓矢取る身の武士は少くて、鎗突かす武士こそ多けれ、熊野新宮に嵯峨帝納めたまふ鎌鎗あり、古より有りし事しるべし

郎字

此邦の人、太郎二郎など名づくる事、古今常例なり、其始は日本紀に、皇極帝四年、蘇我入鹿を君太郎といふよりこと起りて、光孝帝の三子を太郎・二郎・三郎、と稱し奉るゝ、唐朝の例に傚ひたまふにや、唐太宗は高祖の二男にて二郎と稱し、玄宗は睿宗の三男にて三郎と稱するがごとし、後世多く其例に傚ひて、源頼義の三子は太郎・二郎・三郎と稱し、佐々木兄弟五人、太郎定綱より五郎義淸まで皆おなじ、漢土も五郎・六郎は唐朝より俗をなす事、隋唐嘉話に見えたり、太郎より十郎にいたるまで、漢土の書に載せたるを擧げ見るに

〔太郎〕創業起居注云、命二太郎二郎一率レ衆取、時文武官人未二署置一、軍中以二次第一呼二太子秦王一、爲二太郎次郎一〔二郎〕〔次郎〕晋書杜軫傳、號蜀有二二郎一○事物紀原、元豐時國城西民、立二灌口二郎神祠一云、又云、會要所謂水次子郎君神也〔三郎〕唐書郎餘令傳、帝語稱二三郎一○五代會要、後唐長興四年七月、封二泰山三郎一、爲二威雄大將軍一、○宋朝會要、廟在二兗州泰山下一、即泰山神三郎也○聞見錄、三郎者、文正公旦也○因樹屋書影、邑有二戚三郎一、與二婦王一篤伉儷

〔四郎〕南史王訓傳、謂ニ門人羅智國一曰、四郎眉目疎朗、擧動和韻○柳敬禮傳、故襄陽、有ニ柳四郎歌一〔五郎〕隋唐嘉話、張易之昌宗初入朝、官位尙卑諂附者、乃呼爲ニ五郎六郎一、自レ後因以成レ俗○唐書宋璟傳、呼ニ易之五郎昌宗六郎一○夢溪筆談、有ニ杜生者一、不レ知ニ其名一、邑人謂ニ之杜五郎一〔六郎〕同上唐楊再思傳、謂ニ昌宗一曰、人言六郎似ニ蓮花一、正蓮花似ニ六郎一爾〔七郎〕書苑、王子敬出戯、見ニ北舘新泥堊壁白淨一、取レ帚沾ニ泥汁一、書ニ方丈二字一、觀者如レ市、義之見歎美、問レ所レ作、答曰、七郎〔八郎〕國史補、樂人皆大驚曰、是李八郎也、〔九郎〕〔九三郎〕孝學庵筆記、徐謂ニ黄門一曰、九三郎、爾尙欲ニ咀嚼一耶、〔十郎〕唐書安祿山傳、林甫呼ニ十郎一○霍小玉傳、色目共十郎相當矣

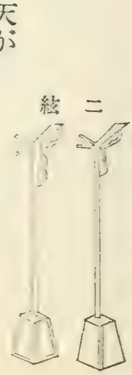
大抵唐朝より專らにいひし事と見ゆ、此邦も其頃は唐朝と數往來せしゆゑ、彼土の稱呼にならひ、遂に俗をなせりと覺ゆ、源氏物語に、大殿の太郎君といひ、次郎・三郎肥後國の大夫監にすかされてなど書きたるも、滋野貞主を滋二と稱し、在原業平を在五と稱するも、其例皆おなじ、拾芥抄に、「有ニ河朝臣一、云ニ嫡子太郎一、云ニ嫡孫二郎一、已下可レ云ニ衆孫一」ともあり、東鑑に、太郎・二郎・三郎を字と稱する事あれども、古法にあらざるなり、何分にもかやうの事は常例となる、其起を推し尋ね、一概に俗稱和習ともいひがたし、當時の儒者二郎・三郎などを笑ふは、古例をしらざるなり

二絃

○樂器の絃に、一絃・二絃は古今ありて、人皆しる所なり、二絃のものは聞かざりしに、高孟彪が印

譜古帖を見れば、二絃の圖を寫し置けり、漢土には二絃も用ふと見ゆ、雜字采珍樂器部玩器類三絃・二絃をならべ出だせり

穆王見二王母一圖　錢穀畫



刀圭

醫者の用ふる藥匙を刀圭といふ事、和漢とも詩文章に書く人多し、白樂天が挽茶の詩に、「湯添二勺水一煎二魚眼一、末下刀圭攪二麴塵一」と作り、蘇東坡が句に、「促レ膝問二道要一、遂蒙分二刀圭一」といひ、元の林坤が誠齋雜記に、「出二篋中刀圭藥一滲レ之、悉化爲レ水」と書きたれど、其名義しれざりしに、王士禎が池北偶談、巻二に「刀圭字、常用レ之而未レ有二確義一、碧里雜存云、在二京師一買得二古錯刀三枚一、形似二今之剃刀一、其上一圈如二圭璧之形一、中一孔卽貫レ索之處、蓋服食家擧レ刀取レ藥、僅滿二其上之圭一、故謂二之圭一、言二其少一耳、泉布錯刀、皆古錢名」といへり、されば、彼土にても刀圭の名義しれがたしと見ゆ、碧里雜存は、明の海鹽の董穀が著なり、又外に飲刀圭といふあり、是は藥匙にあらず、道書入藥鏡に見ゆ

岳飛四字

宋の岳飛が赤心報國の四字を脊に黥にせし事、人みな傳へいひて感激する所なり、山崎闇齋の高弟淺見重次郎絅齋は此四字を自佩ぶる所の刀の脛巾金(ハヾキ)に書き付けたり、予がしる人その刀を所持せり人物志などに鐔に、彫り付くるといふは非なり、四尺有餘の長劍、其脛巾金に書き付けたり、地は

赤銅半面に赤心、半面に報國、行書にて字の大三分許、黒字なり

此四字は煎燈新話に出でたりといへど、劉氏鴻書卷二十岳飛下に、「檜遣レ使捕レ飛、父子證二張憲事一、初命二何鑄一鞫レ之、飛裂レ裳以レ背示レ鑄、有二盡忠報國四大字一、深入二膚理一、中略於レ是飛以二衆證一、坐死、時年三十九」とあり、又萬曆三十七年正月十五日、原任巡按直隷監察御史臣胡時化著、孝經列傳六卷あり、岳飛忠孝部に、「嘗自涅二其背一、爲二盡忠報國四字一、深入二膚理一、張浚謂レ人曰、岳飛忠孝人也」と載せたり、さらば赤心報國にはあらず、盡忠報國なり、通鑑に、文天祥殺さるゝ時年四十七、其衣裳の中に贊あり、「孔曰、成レ仁、孟曰取レ義、惟其義盡、所二以仁至一、讀二聖賢書一、所レ學何事、而今而後、庶幾無レ愧」といふ三十二字を記せり、此兩人忠義確實、其志相同じ、後世の人を感激せしむるも、宜ならずや

木花櫻

木花は、古今集序細注よりして、千載以來梅花の名と成れり、されども其起りを考索するに、梅花にあらず、櫻花なり、木花開耶姫五字は、神代紀下一書第二に、「妾是大山祇神之子、名二神吾田鹿葦津姫一、亦名木花開耶姫」とあるを權輿とす、又木華ともあり 木花は櫻樹にて、鎭座傳記に、伊勢朝熊神社以二櫻樹一爲二木花開耶姫靈一、サクラ、サクヤ音通ず、見二延經の注一 此朝熊社、櫻宮ともいふ、西行の歌あり

神名秘書、苔蟲神社も、櫻大刀自の神體形石に坐せり、苔生ひたるをいへり、恩圓上人文永十年記に、小朝熊宮坤の方隅に聳えたる巖ありて、其上に櫻樹あり、高三尺許、此樹往古以來枯れず、こ

れ櫻大刀自命の神體なりとあり、是なり

此外にも櫻樹を祭りて、木花開耶姫とするは駿河の富士淺間もおなじ、一宮紀に見えたり、神名式に、「甲斐國山梨郡金櫻神社、在二金峯山一」三代實錄に、「貞觀七年十二月廿日丁卯、令下二甲斐國一於二山梨郡一致中祭淺間明神上」とあるも、皆伊勢朝明郡布自神社、櫻神社と同じく一體一神なり、此櫻樹木花開耶姫を王仁はよみたるなり、故に萬葉集第二十に

櫻花今盛りなり難波の海、おしてる宮にきこしめすなへ

是は王仁が難波津に開耶木花の歌をふくみてよみたるなり、然るを古今集序注に、この花は梅の花をいふなるべしと書きたるにより、和歌者流今にいたるまで、木花は梅花と傳へ來れり、古今集序細注を、貫之の自序、自注と心得て、千載以來の取違なり、彼序細注は、後人の加筆なる事、平維章が和學辨にもいひたれど、何れの世何人の加筆なるや知れがたし、彼注者も、木花は必定梅花とは決しがたき故に、この花は梅の花をいふなるべしと書けり、必定梅花に決したらば、この花は梅花なりと書くべし、此以前より大内にて梅花を賞美し給ふと見えて、南殿左近の櫻も本は梅樹にて、桓武帝遷都の時植ゑたまひしに、承和年中に枯れたるにより、改めて櫻樹を植ゑたまふ事、東齋隨筆に見えたり、又葛野郡梅宮四座も、橘諸兄公を大若子とし、佐爲卿を小若子とし、三千夫人を酒解神とし、牟漏女王を酒解子とす、皆美努王の御子なる事、三代實錄に見えて、承和年中に祭る事、公事根元に載せたり、

因りて古今集の細注も、梅花に決しがたければ、梅花を賞美せむとて、梅なるべしと書きたるなり、元來梅は此邦山野自然生の樹なければ、田道間守が橘を絶域より採り來りしごとく、外國より來りし物と見ゆ、彼細注より木花を梅に決するゆゑ、八雲御抄にも往昔花とのみ稱するは梅なり、後世花とのみ稱するは櫻なりと載せたまひ、光廣卿百椿圖序にも、凡日本に花といふは櫻になむ、それすら中比の事にして、昔は梅をぞ申したんなると書かれしは、彼細注よりその誤を次第に承け來れり、又木花を梅に牽强せむとて、宋の山谷が水仙詩を引きて「山礬是弟梅是兄」といふを證とする者あり、王仁がよみたるは、應神帝崩御の後、東宮を互に讓りて位に即き給はで、三年になりにければといへば、西晉の懷帝永嘉末年の比なり、八百餘年後の山谷が詩を引くは何事ぞや、梅は熟實(ウムミ)の義にて、初は花を賞せず、一說に、うめは梅の唐音ともいひ、萬葉に烏梅(ウメ)と書きたるは、字音なり、(萬葉集に、たゞ一所牟女と書きたるあり、今はうめと書かず、皆むめと書く)漢土にても梅花を貴ぶは自二戰國一始と、瀛奎律髓に見えたり、梅を木母といふは、湖海新聞に見え、好文木といふは、晉の起居注に見え、末世になりて次第に花を賞する事になりぬ、此邦も最初は花を賞せず、實を以て名付け、末世にむかひ次第に花を賞するなり、櫻は此邦山野自然生の樹にて、木花開耶の轉音なり、(サクヤ｜サクラ)一說に、咲簇(サキムラガル)の訓ともいふ、(キムノ反ク)最初花を名付けて賞美せり、開耶木花より始まりて、履仲帝三年、磐余の稚櫻宮に、櫻花落二于御盞一たる事見え、允恭帝八年、井傍櫻華を御歌に詠じ給ひ、其後平城帝櫻花の御製あり、凌雲集に

昔在ニ幽岩下ハ、光華照ニ四方ハ、忽逢ニ攀折客ハ、含レ笑亘ニ三陽ハ、送レ氣時多少、垂レ陰枝短長、如何

此一物、擅レ美九春場

類聚國史に、「弘仁三年二月、幸ニ神泉苑ハ、覽ニ花樹ニ命下ニ文人ニ賦上レ詩、花宴之節始レ此焉、」伊勢物語に、

業平

世の中に絕えて櫻のなかりせば、春の心はのどけからまし

奧儀抄に、貫之の歌を引きて

櫻より增さる花なき花なれば、あだし草木は物ならなくに

拾遺集に

日本に咲ける櫻の花見れば、よその國にも有らじとぞおもふ

又後冷泉帝天喜四年、櫻花の宴、新殿成就せし時、記を作りて上りし事、淸輔袋草紙に載せたり、本より櫻は此邦第一の花にて、漢土にも賞美せり、義楚六帖に、「日本國都城南五百餘里、金峯山頂上有ニ金剛藏王菩薩第一靈異ハ、山有ニ松檜名花軟草ニ」といふ、金峯山は神名式に見えたる大和國吉野郡金峯神社にて、（今は金精明神といふ）名花は、今の吉野櫻なり、宋景濂が櫻詩に、「賞レ櫻日本盛ニ於唐ハ、如レ被ニ牡丹兼ニ海棠ハ、恐是趙昌所レ難レ畫、春風纔起雪吹レ香」と作れり、趙昌所レ難レ畫といふは、枕草紙に繪に書きて劣る物といふにおなじ、神代木の花櫻より王仁が難波津の詠に入り、歴代帝王の花宴を開き、詩歌墨客の

賞美するところ、實に日本第一の木の花なる事しるべし

ヲガ玉木

古今集物名に出でたる、をがたまの木は、古今傳授にて往古より祕說とせり、傳授に御賀玉木と唱へ來れり、それには譯のある事なり、をがたまの木は榊なりといふより御賀玉と書き傳へり、是は度會社家の據とする神名帳祕書に、「輿玉社无二寶殿一、以二賢木一爲二神殿一也」といひ、對馬の藤齋延が說に諸神本懷といふ書を引きて、「八神殿不レ安二御體一、唯用二賢木一也」といふにより、御賀玉輿玉とおなじ假名に用ひ來れり、輿玉社は、伊勢にて猿田彥太神を祭るといへど、社壇のみにて社はなし、二見浦立石の邊に輿玉石といふもあり、されどもをがたま御賀玉の假名相違へり、御は大・御など略して於と書くときは、御の假名にて、をがたまと書くときは、御の假字にあらず、故に御賀玉・輿玉より牽强して、榊なりといふも妄說なり、一說にをがたまは招魂の義にて、伊勢神宮の禰宜の寶物ををがまといふ、キタノ反カ　此等は似よりたる說にて、招は古事記に遠岐、日本紀に、招禱とよみて、をがみなり、因りて考ふるに、をがたまの木は、をがみたまの木なり、天武紀に招魂みたまふりとよめり、神を祭る時、御魂をがむ木なり、日本紀に、設齋二字、又齋字をがみとよめり、齋むとき用ふる木は玉柏なり、

日本紀竟宴の歌に

　玉柏をがたまの木の鏡葉に、神のひもろぎそなへつるかな

此歌をがたまの明證にて、延喜・天慶の頃まで傳へ來りし事と見ゆ、此邦上古は凡べて飲饌の類皆柏葉を以て器とす、柏をかしはと訓ずるは、堅葉(カシハ)の義にあらず、食舗葉(ケシキハ)の省言なり、萬葉集第二

　家にあれば笥に盛る飯を草枕、旅にしあれば椎の葉にもる

柏葉のみならず、凡べて木葉をかしはといふ、仁徳紀分注に、「葉此云二箇始婆一」とあり、鏡葉(カガミハ)は神代紀岩窟章の故事をとれり、柏葉にひもろぎを盛りて、神を祝ひをがむなり

萬葉第十一に、「神並にひもろぎたてゝ齋へども、人の心は守りあへぬも」、同十二に

「はふり等がいはふ三諸の十寸(マス)鏡かけてぞしのぶ見る人なしに」

此玉柏の木、即ち神の御魂を祭りをがむ木なり、「顯昭曰、祭レ神時以二柏葉一爲二葉盤一盛二飯菜一」按ずるに今人酒肴を臺に盛るに、青き木葉などを鋪くも、神代よりの遺風なり　其柏葉を後世葉守の神といふは、盛と守と同訓なる故なり

大和物語に

　柏木に葉守の神のましけるを、しらでぞ折りし祟りなさるな　此歌、清正集にも載せたり、後撰集には上句ならの葉の葉守の神とあり

新古今に、藤原基俊

　玉柏しげりにけりな五月雨に、葉守の神のしめはふるまで

枕草紙 木といへる部 柏木いとをかし、葉守の神のますらむとかしこしと書けり、此事漢土にも聞ゆると見えて、北史倭國傳に、「俗無二盤爼一、藉以二槲葉一」槲葉は、かしの葉なり 又此柏葉より事起りて、神武紀の葉盤八枚(ヒラデヤツ)、仁

徳紀の御綱葉(ミツナカシハ)、持統紀の柏手(カシハデ)、及び拍二八開手(ヤヒラ)一、打二天枚手(ヒラテ)一、大嘗會柏殿も皆々此より出づるなり、大嘗會柏殿は、兼良公の大嘗會和字抄に委しく見ゆ坂井兼政が著はせる三貫柏巻二に、御綱柏、又三葉柏、又三角柏、俗に御祭葉、又俗に葉盛葉、木は桐に似て枝多し、莖赤くして又芽赤し、故に赤芽柏ともいふ、藻鹽草に伊勢の御裳川の岸に生ふる柏なり、是をとりて神供をもそなへ、又古をもするなり

古をする事、是も神名帳秘書に出でゝ、年の豐凶をしるよし、夫木集の歌祭主輔親の歌、禰宜氏良・寂阿小侍從・神祇伯資茂・俊頼などの詠、諸書に多く載せたれども、是にあづからざれば載せず

古事記に、「大后爲レ將二豐樂一、而於レ採二御綱柏一、幸二行木國一」といひ、應神記に、「聞二看豐明一之日、於二髮長比賣一、令レ握二大御酒柏一」とあるも皆此柏にて、承和大嘗會悠紀方歌に、「蓑山に繁(シヽ)に生ひたる玉柏、豐の明に逢ふがたのしき」とよめるもおなじ、本草綱目喬木類に載せたる梓是なり、此木冬は葉落ちて、春新葉を生ず、大三四寸、形三尖にして細鋸齒あり、嫩葉は全く赤くして蓼に似たり、長じて青色に變ず、故に赤芽柏の名あり、夏の頃枝の末毎に花を發く、黄白色叢生して傘を張る、花後小實を結ぶ、大さ南天燭子のごとく、軟刺あり、初青く後茶褐色にして枯る、其實熟すれば四ツに發けて、中の子椒のごとく色黑し、西國にては、今も此葉を採りて、御祭葉と名づけ、神供を盛るなり、されども、

此をがたまの木は、古今傳授といふ事になりて種々の説あり、一決せず、一説には、門松の下に立つる木ををがたまの木といふもあり、又岡靈(チカダマ)の木といふもあり、定家卿の説に、鳥柴をいふともあり、



貞德自筆の和歌寶樹には、宗祇の切紙を難じて、三箇ならで古今集の奧儀は、歌序の中に多き事なりといへり、又後奈良院享祿元年十一月十六日、古今御傳授逍遙院申さるゝと、御湯殿の記に見えたり、又外に一種日向國小戸窟の邊より出だすをがたまの木あり、是は通雅に見えたる楊桐(サカキ)の種類にて、神代に用ひたるかしはとは大に異なるやうに覺ゆ、先年日向より予が門に來りし書生一枝を贈る、寫眞しおけり

四百餘州

日本より漢土をさして四百餘州といふ事、古今の人のよくしる所にて、明の萬曆十九年、太閤秀吉公彼土へ答ふる書に、「一超直入ニ大明國ヘ、易ニ吾朝風俗於四百餘州ヘ、施ニ帝都政化于億萬斯年ニ者、在ニ方寸中ニ」(松下見林が異稱日本傳に見ゆ)されども、漢土の書に、四

百餘州といふ事多く見あたらず、何れの頃よりいひ傳ふるにや

圖書編、第八十三臣博考二前古一、若二光武中興一、監二前世官冗之弊一、裁二省天下四百州縣官一、止二七千五百餘員一、額類極少者也

便明全書云、光武中興、乃併二省郡國十縣一、道俟國四百餘所、呂東萊柴微詩話云、李芳州贈二汝州太守一詩、安得吾皇四百州、皆如二此邦二千石一

水滸傳首卷云、一條捍棒、等身齊打、四百軍州、都是姓趙、」此等の書に據りていひ傳ふるにや、東見記に、千歲寶掌和尚の詩を引きて「行盡支那四百州、此中偏稱道人遊」ともいへど、彼土は四百餘州にわかつ事、歷代の正史にいはざるところなり

烟草

烟草の事は、近年刊行なりし舊錄に委しく載せたれば、諸人のよくしる所なり、別名多く諸書に見えたり、此邦傳來の事も數多說あり、覺えたるを左にしるす

烟草（本草備要　本草彙言　本草洞詮　食物本草　本經逢原）

烟（錦囊祕錄　物理小識　匏庵雜記　在園雜志　食物本草會纂）

烟葉（博學彙言　肇慶府志　格物志）

烟花（祕傳花鏡）

氣烟（醫意商）

烟酒（本草紀言　聞見巵言　寄園寄所寄）

建烟（行厨集）

噴烟（顧體集）

魂烟　本草會纂
蔫　行厨集
芸　景岳全書
酒草　博學彙言

仙草　怡曝堂集
蓋露　食物本草　姚旅露書　本草會纂
露酒　聞見卮言
余糖　姚旅露書

髮絲　同上
返魂烟　秘傳花鏡　本草會纂
返魂章　本草彙言　書隱叢說
南靈草　芝峯類說

綠南草　同上
金絲草　物理小識
金絲烟　芝峯類說　秘傳花鏡
金絲醺　姚旅露書

金絲薰　香祖筆記
淡肉果　物理小識　書隱叢說　松谿縣志
淡巴菰　香祖筆記　姚旅露書　書隱叢說
淡芭姑　漳州府志

淡把姑　物理小識　秘傳花鏡
相思草　本草備要　本草洞詮　本草會纂　錦囊秘錄　書隱叢說
飧香茹　怡曝堂集

漢土の書に載せたるを見るに、大抵皆いふ、此草呂宋(ルスム)國に生ずるなりと、然るに劉廷璣が在國雜志に、「關外人相傳、高麗國其妃死、王哭之慟、夢妃告國塚生一草、名曰煙草、采之焙乾、似火燃之、而吸其煙、則可止悲、亦忘憂之類也、王如言采得、遂傳其種」といふ、此說奇なり、袁棟が書隱叢說に、「相思草、(一名畧之)好之可以破寂助氣、無大利亦無大害、前世未聞焉、相傳起於明末、今已十室而九、無論朝野雅俗良賤、且波及閨閣矣、用之者、若刻不能忘、卽間窓弄翠、與夫工作及勤劬者、同飲食之、不須臾離焉、豈習俗使然耶、抑天道使然耶」といふ、此說雅なり

此邦へ傳來の事も諸說數多あり、いづれを正據とし難し、本朝食鑑云、「煙草素自ニ南蠻國一來、移ニ種子本邦一、不レ過ニ六七十年一、中略初番舶商夫、卷レ葉作レ筩、如ニ篳篥狀一、吹レ火夾ニ脣處一吸ニ狹處一、則煙滿レ口、欲レ呑ニ其煙一、暫住ニ喉中一、而吹ニ出口及鼻孔一、令下ニ胸膈一以通利上、令下レ氣以舒暢上、而得ニ一時之快一、故長崎商客、爭效者如レ流、人人吸レ之、不レ經ニ年月一、而九州同翫レ之、後蠻國傳ニ吸管一、此號ニ幾世流一」

世事談及其蜩老人が翁草に、慶長十年始めて南蠻國より種を傳へて、長崎櫻の馬場に植う、其後山州花山に作り、花山多葉粉（ダバコ）といふ、其より和州吉野に作り、相續きて丹波に植ゑ、次第に諸國へ廣まりしといへり、奥州四家今考に、頃年夷狄の傳來とて、烟草といふ物諸人好みて是を吸ふ、つひに是年奥州の地にて流布すといふ、是年といふは、慶長十年を指すなり、慶長日記十二年の記に、此比タバコといふ物時行、南蠻國より渡ると記せり

後水尾帝御製

藻鹽燒く海人ならねどもけふり草、なみよる人のしほとこそなれ

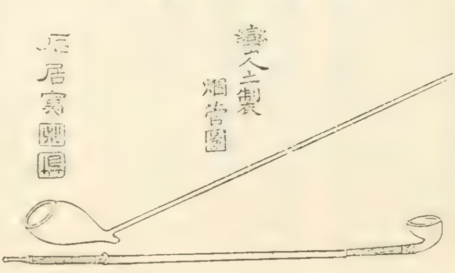
あまりに諸人の好むにより、元和三年六月二十八日、天下一統に禁制あり

武德編年に、元和二年十月烟草盆制禁、畠に彼草を作るもの過怠として牢舍たるべし

其所の代官過料錢五貫文、村中總百姓より、一人にて過料錢百文宛出だすべし

されども、竊に吸ふ者あり、罪人多きとて程なく宥免あり、最初は幾世流とて、小き竹の節を留め、火皿の大さに作り、筆の軸に似たる物を橫につけ、其烟を吸ひしなり、又紙に卷きて呑みたる事もあ

りしと見えて、羅山文集に、「佗波古、草名、採レ之乾暴、剉二其葉一而貼二于紙一、捲レ之吸二其烟一」といへり、其後黄銅の幾世流出來たる時も、自身には所持せず、家々にこしらへおき、人の來る時取り出だし、請取渡の禮あり、年々流行するに隨ひ、次第に增長し、今は其法の廢るのみか、勿體なき白銀黄銅の國貨を以て烟器を作り、或は錦繡綾羅斑毛皮革の文物を以て草具を製し、其弊年々いふばかりなし、然るに此物元來毒草にして人に益なし、性辛烈にして無レ病に津を生ず、津は一身の液なり、潤養せずして反りて枯竭するときは損あるべし、畢竟は少々欝を開く能あるのみ（本草備要に「飽則易レ饑、饑則飽」と載せたれども、煙草の饑渇を救ひし事を見ず）黄蘗の隱元禪師烟草を惡む偈に、「一管狠烟吞復吐、恰如二炎口鬼神身一、當年鹿苑有二此草一、不レ說二五辛一說二六辛一」といへり、漢人是を惡む事諸本草に多く見え、（大抵上に出だしたる別名を載する本草は、皆惡あり、蔣王吉が醫意商は、殊に甚しく惡む事を載す）明の崇禎時、嚴禁レ之不レ止よし、松谿縣志に載せたり、此邦も次第に流行するより、多くの田畑を費し、金銀銅鐵は勿論、錦繡綾羅斑毛皮革の類、國家の貨物を消鑠する事廣大なり、蠻人拔初傳へしは、土にて烟管を長く作り、客來の時取り出だし、一服毎に吸口を折て又他の人に渡す、故に請取渡の禮あり、漢人も大抵右のごとく禮式あり、八僊燕式記に、（寶曆辛巳刻、清人吳成允が長崎にて山西金右衛を船中に饗せし筆記）敘席烟筒に烟草をつぎて出だす、管の長凡四尺許、管の長きを馳走とす、芬盤（タバコボン）・火盤（ヒイレ）・烟袋（タバコイレ）を出ださず、主人火刀を以



て火をうち、黄簽(ツケギ)にて喫(ノム)すといへり、當時は最初異國傳來の法を失ひ、人々烟器を所持し、獻酬の禮なく、不遜鄙野の態いふばかりなし、これも太平の化に乘じ、人氣高上各好事に耽り、貴賤一統奇をこのむ風となり、異國蠻夷の品物國益ならざるも次第に流行し、遂には制止なりがたきに、識者の尤思慮あるべき事なり、凡べて品物のみならず、聖人諸子百家の道といふとも、其理を講究し吾國治道の具となすこそ本意ならめ、ある一故家に、蠻人士製の烟管あり、圖の如し

革命紀元

此邦辛酉甲子の歳運に當るときは、必紀元すといふ事、兼良公の三革說にも見えたれど、何れの御世よりいひ出だしゝことにか、日本紀に「神武帝辛酉年春正月、天皇卽二帝位一」故に辛酉の年必紀元すといふは、其理當れり、甲子に必改元すといふは、いかなる義にか、詩緯推度災に、戊午革運、辛酉革命、甲子革政といふに據るにや、されども、年號定まりて遙か以後にいひ出だしゝ事ならむ、大化以前の異年號も、始終定かならざれど、欽明帝の明要と、推古帝の顯轉、齊明帝の白鳳とのみ、辛酉に紀元ありしと見ゆ、甲子の紀元は未見えず、年號定紀の大寶も、辛丑の年に紀元ありて、辛酉は改元なし、聖武帝の辛酉甲子とは改元ありて、桓武帝の甲子と、仁明帝の辛酉は改元なし、醍醐帝の辛酉は改元ありて、甲子はなし、村上帝の辛酉應和、甲子康保より、後柏原帝の文龜永正まで、五百四十三年のあひだ辛酉•甲子ともに皆改元ありて、正親町帝の辛酉•甲子はともに改元なし、後水尾帝の甲子は改

元ありて、辛酉はなし、靈元帝の天和・貞享より當今にいたるまで改元あり、然らば辛酉・甲子は必改
元すといふ定法とも見えず、「帝王編年紀云、延喜二十三年、昌泰四年七月十五日改元、依二辛酉革命老人
星一也、孔雀經御修法記云、土御門天皇建仁元年二月廿一日壬寅、修二孔雀經法于閑院一、禳二辛酉厄一」（建仁元年）
（八辛酉）此等の記を考ふるに、神武帝御即位の辛酉を、必定法則とし紀元すとも見えず、老人星・辛酉厄
などいふは、緯書佛氏等のいふ説にて、「人君體レ元、以居レ正、」元年を稱する大法にあらず、勿論辛酉・
甲子の改元は漢人定法なき事なり、緯書の類はとらず、「王俊川曰、緯書多以二三字一爲レ名、（中略）皆異端
邪術之流、假二託聖經一、以售二邪誣之説一、其書今雖レ不レ存、而類書引用尚多、終惑二後學一」（見二瑯琊代醉一）王者の大
義法則を取るの書にあらず、改レ元立レ號は國家第一の大義にて、「劉炫曰、雖王者、然後改レ元立レ號、」（見二左傳疏一）
「漢人紀元の法に倣はゞ、緯書佛氏等異端冥妄の説取るに足らざるなり、文字を用ふるも、一字よ
り四字まで古例法則あり、「方日升曰、案二紀元一云、以二一字一紀レ元者、始二於漢文帝後元年・景帝中元
年一、以二二字一紀レ元者、始二於漢武帝建元元年一、以二三字一紀レ元者、始二於梁武帝中大通元年一、以二四字一紀
レ元者、始二於漢哀帝大初元將元年一、今詳二立レ號紀レ元、當レ始二於文景一、非二武帝一也、」（見二韻會擧要小補一）此邦異
年號に、兄弟和・倭黄繩・白鳳雉の三字あり、又天平感寶・天平寶字・天平神護・神護景雲の四字あり、
いづれも漢土の例に倣ひたるにや、文字の美惡義理などは、勿論吟味講究して、古人の論辨したるを
考索し、紀元あるべき事と覺ゆ、漢土にて改元の誤を論じたるは、明の燧和仲が千百年眼（卷十二）に、「國

家以二改元一爲レ重、然歷世無レ窮、美名有レ限、遂有二前後相複之嫌一、中略又當三詳稽二國運一、如下宋改二治平一、而說者謂、火德不レ宜レ用レ水、則我朝土德、不レ宜レ用レ水、犯レ之者有中耗二損元氣一之嫌上、又當レ審二國姓一、如下周高祖姓宇文改二元宣政一、當時以爲中文亡日上、是也、又當レ避二忌國號一、如下唐蕭宗改二元廣明一、而當時以爲中唐去二其口一、而著二黃家日月一、後果爲二黃巢一所上レ簒、是也、大率離合之讖、深微難レ逃、最宜二熟察一、桓玄改二元大亨一、議者以爲、一人二月了、果二月乘輿反二正于江陵一、梁豫章王棟ニ武陵王紀一、皆改二元天正一、說者謂、二年一年止」といへり、其他、齊後主緯は龍化と改元し、隋煬帝は大業と改元し、宋齊顯祖は天保と改元し、宋徽宗は宣和と改元し、欽宗は靖康と改元し、各皆其徵を載せたり、又正の字はただしき字義なれど、一止を合せて正とすれば、正始・正隆・正平・正曆・正法の類、皆古徵にあらずといへり、正の字も用ひどころによるべし、此邦改元ある每に、難陳といふ事あるは、專らに此等の事を是非せむが爲なるべし

紫色

今の紫は古の紫にあらず、論語と孟子に、「紫之奪レ朱」といふは、其色朱にまがふゆゑなり、今の中緋の本紅にまがふがごとし、古の紫は和漢とも染草ちがふ故に、朱とまがふなり、趙彥衛が雲麓漫抄に、「孟子云、惡三紫奪二朱也、蓋朱與レ紫相亂久矣、仁宗晩年、京師染レ紫變二其色一、而加レ重、先染而作レ青、徐以二紫草一加染、謂二之油紫一、自後只以二重色一爲二紫色一、愈久人愈珍レ之、與レ朱大不二相類一、淳熙中北

方染レ紫、極鮮明、中國亦效レ之、目爲二北紫一、蓋不三先染二青、而改レ緋爲レ脚、用二紫草一極少、其實復二古之紫色一、而誠可レ奪レ朱、（中略）則知古之朱、赤汁染レ之、紫與レ朱實相去不レ多、今之淺紫、甚似レ之矣」といへり、古の紫は下染に靑色を用ひず、最初に緋色に染め、其上に紫根汁を少しかけたれば、朱の色とまがひやすし、朱を奪ふといふも宜ならずや、今の紫は後世の事にて、彼土にては油紫といふ、此邦も古は茜草汁にて染めたる故に、朱はまがひやすし、茜指紫とつゞけたるも、其色似たるを以てなり、元來紅・紫・紺・緅等の色は間色にて、聖人は命服とし給はざるに、隋唐の頃より和漢とも高位貴官の命服となるも奇ならずや、隋禮儀志に、「大業元年、煬帝詔二牛洪宇文愷等一、創二造章服差等一、五品以上通著二紫袍一、六品已下兼二用緋綠一、胥吏以レ靑、庶人以レ白、屠商以レ皂、士卒以レ黃」といふ、是漢土にて紫色を用ふる始なり、二儀實錄に「隋煬帝詔二牛洪等一、三四品通著レ紫、五品朱、六品已下綠」といひ、杜氏通典に、「以二紫緋綠靑一爲二命服一、昉二於隋帝巡遊之時一、而其制遂定二於唐一」といふも是なり、唐書馬周が傳に、「三品服紫、四五品朱、六七品綠、八九品靑」といへば、其差別馬周より始まる、此邦も「推古帝十一年、始行二冠位一（當二隋文帝仁壽三年一）」たまふ、其大德小德は今の四位にて紫冠の始なり、皇極帝紀に、「私授二紫冠於子入鹿一」とあるは、階位を僣する事を禁れり、孝德帝三年に、七色一十三階の冠制を定めたまふに、深紫を第一とし、次に直緋（アケ）、次に紺とあるは、漢土の制に傚ひたまふと見ゆ、二條裝束抄に、異朝には紫を朝服に用ひず、婦女の服に近きを以て褻服にもせずといふ、隋煬帝より、一品紫・次緋・次

は綠を用ふるよし見ゆといひ、野宮定基卿抄に、「李唐之制以紫爲貴、本朝衣服令、專據唐開元令立制」とあるも是なり

一說に、漢土にて紫色を貴ぶは、隋唐より遙か以前にあり、漢書「夏侯勝曰、取青紫如拾地芥、揚雄曰、紆青拖紫、」是其證なりと、しかるに漢の制、百官服色を考ふるに、青紫を服する官なし、當時青紫をいふは、皆是貴官燕居の服にて、正服にあらず

此色次第に行はるにより、「弘仁元年九月廿五日壬戌制、大臣身帶一位者、聽著中紫、今宜改著深紫、又諸王二位已下、五位已上、及諸臣二位三位者、依令條著淺紫、今改著中紫」と、日本後紀に見え、又延喜彈正式にも見えたり、萬葉集に、紫の名高浦(タカウラ)とつゞけ多くよみたるは、其色高貴なるを以てなり、花鳥餘情序にも、東琴を諸の器の上におき、紫を萬の色の外に貴ぶと書き、枕草紙にすべて紫なるは、何も〳〵めでたしと書き、和歌六帖に

　紫はなべて位の色なれば、濃も薄も上著なりけり

されども、此色は婦人又は僧道などに似合はしき色なれど、朝廷命令を執り行ふ威權の服には甚柔弱にて、聖人命服とし給はざるも宜なり、王楙が燕翼貽謀錄に、「中興以後、行都貴賤、皆衣勳紫、以赤紫爲御愛、紫無敢以爲袍衫者、獨婦人以爲衫緩爾」とあり、又僧ハ紫袍を著る事、漢土にては代宗實錄に、「大曆三年、僧惠崇內賜紫袈裟、記以爲僧賜紫衣之始」とあり、唐會要には、「開元二

十年、波斯王遣二僧及烈一至レ唐、勅賜二紫袈裟一とあり、又祖庭事苑僧史略などには、則天の朝に僧法朗等大雲經を譯し、符命の言を陳ぶるに因りて、紫迦沙龜袋を賜ふを始とすともいへり、此邦にて紫衣を賜はるは、玄昉・道鏡に始まれり、此の色の起を考ふるに、和漢とも婦人御愛の色より流例となりて、高位權貴の服となるも奇ならずや

封字

今人書狀を封ずるに、〆も等を引くは、封字の傍をとりて封ずといふ意なり、いづれの頃より墨を引く事にはなりしや、江家次第正月十一日縣召除目下に、「今夜加波加利大臣卷二大間一、次結二固成文一、結レ之上引レ墨、已上入二一筥一進レ之」とあり、又北山抄に、「封字代近代急引レ墨」とも見ゆ、枕草紙すさまじき物の條にに文のむすびたるも、たて文も、いときたなげに文字なし、ふくだめて上に引きたりつる墨さへ消えたるを、おこせたりけり、夫木集に

　此度は見で返しけり手馴つゝ、引き墨たがふ文字の上書

疫神

疫疾を神と祟め祭る事は、和漢ともにあり、此邦は古より殊に甚しく、續日本紀に、「光仁帝寶龜四年秋七月癸未、祭二疫神於諸國一、同六年八月癸未、祭二疫神於五畿内一、同八年二月庚戌、遣レ使祭二疫神於五畿内一、同九年三月癸酉、又於二畿内諸界一祭二疫神一」是より以來引き續きて祭れり、紫野今宮神社は皆

人の知る所にて、朝野群載に、「正暦五年六月安ニ置疫神祠船岡山一、寛治中祭刀禰請ニ和歌於藤原長能一、其辭云

今よりは荒振心ましますな、花の都に社さだめつ

白妙の豐幣をとり持ちて、いはひぞ初むる紫の野に

二首、後拾遺集に見ゆ、漢土にては湧幢小品（卷十九）「符堅死ニ于新平佛寺一、見ニ夢寺主磨訶一曰、改爲ニ吾宮一則已、不則焉殺ニ居者一、果死、疫相繼、因共改レ寺爲レ廟、遂無ニ復疾疫一、正月二日、民競祀以ニ大牢一、號曰ニ符家神一」是なり、諸神記に、「今宮神社は、長保三年五月九日、被レ遷ニ坐疫神紫野一、京師衆庶行ニ御靈會一、被レ遷ニ此所一、依ニ靈夢之告一也」（世諺問答も、長保三年五月九日とあり）されば、今の紫野に遷すは、符堅疫神とおなじく夢の告なり、又愛宕郡祇園の社も、備後風土記と、簠簋內傳との寓言により、「蘇民將來」とする祝文なる事をしらず、中臣祓抄に、貞觀十八年、疫神の祟を六月七日・十四日神泉苑に送り、祇園會となるといひ、今にては專牛頭天皇と稱して、今宮も一體の神とせり、牛頭天皇と稱するは、いづれの比より始まりしや、應仁・延久の宣命には、祇園天神とあるよし、松岡氏いへり（如是院年代記に、正暦五年、建ニ祇園大神堂一とあり）

大職冠像幷印

大職冠鎌足公の御事は、世人の遍く知る所にして、姓氏錄に兒屋命二十三世孫小德冠御食子之長子、御母は扶桑略記に、大伴夫人と申し奉る、一に橘夫人ともいふ、公御母の胎中に在す事十二月、御聲外

に聞ゆといふ、推古帝二十三年甲戌八月廿五日、和州高市郡に誕生し給ふ、初は中臣鎌子連といふ、皇極帝四年夏六月、中大兄皇子と相議りて逆臣蘇我入鹿を誅し、其族蘇我蝦夷等を夷滅し給ふ勳功によりて、孝德帝御宇、以二中臣鎌子連一、始爲二內臣一よし、職原鈔に載せたり、（內臣は左右大臣の上にありて令外の官なり、此官に任じたまふにより、鎌子を改めて鎌足とし給ひしや、孝德帝五年紀に、鎌足連とあり）其後、天智帝八年十月十五日庚申に、東宮大海人皇子を內臣の家に遣はして、內大臣とし大職冠を授け、藤原朝臣の姓をたまふ、大職冠は正一位の名にして、織部の冠に繡を緣にたち入れたる、尤極官の服なり、此冠を戴く人は、衣服令に據れば、深紫を袍とするなり、（按ずるに、此事如是院年代記には、天智帝四年乙丑八月とす）藤原は地名、（藤原の系圖云、大和國鎌足之所レ住也）同十六日辛酉、御壽五十六歲にて薨じたまひぬ、

同國十市郡倉橋山多武峯に葬り奉る

公の墓はもと攝津國島下郡安威村にあり、公の庶子釋定慧なる者、白雉四年遣唐使に從ひて入唐し、其喪に遭はず、歸朝の日改めて多武峯に葬る、十市郡妙樂寺護國院といふ、定慧の建立なり、公の祠廟は、正堂東にあり、元亨釋書に、「僧定慧率二其徒屬一、上二阿威山一、取二遺體一改二葬於此一、建二祠廟墓上一、又起二十三層浮屠一、以薦レ公即此、天安二年十二月、獻二年終荷前之幣一

或一故家に、公の御像寫眞の圖あり、搢紳執柄家より出でたりといふ、威體服度拜看すべし、此圖は孝德帝三年に、七色十三階の冠制を定めたまひし時の服なり、古の圭冠は柔かにして、あげ緒にて括りたるゆゑ、甚古雅にして燕尾（エビ）もたれ下りたるなり、巾子も今のごとく高くはあらじ、枕草紙に、

わびしげに見ゆる物の條　雨のいたくふる日に、ひさげ馬にのりて前驅したる人の、かうふりもひしげ、うへのきぬ下かさねもひとつになりたる、いかにわびしからむといふ、是冠の薄く柔かなるなり、徒然草に、此

大職冠鎌足公
眞像



頃の冠は、むかしより遙に高くなりたるなりしとぞ、或人仰せられし、古代の冠桶を持ちたる人は、はたをつきて今用ふるなりといふ、是冠の巾子後世高くなりたるをいふ、今公の冠服を見て、古代溫順寛厚の風しるべし、又公の印を高芙蓉が手錄せしあり、甚古雅なれど、當時かゝる印を彫刻なりしやしらず、併せ載せて後考をまつ

天降ニ異物一並月桂

天より異物を降す事、和漢とも古より數度あり、奇とするにたらず、和邦にては、「天武帝七年冬十月甲申朔、有レ物如レ綿、零ニ於難波一、長五六尺、廣七八寸許、隨レ風以飄ニ于松原及葦原一、時人曰ニ甘露一也、日本紀○按ずるに、甘露の降る事類聚國史祥瑞部に數多見えたれど、此朝如レ綿といひ、長五六尺、廣七八寸といふは異物なり 聖武帝天平十四年正月二十三日己巳、陸奧國言、部下黑川郡以北、十一部雨ニ赤雪一、平地二寸續日本紀 仁明帝承和五年七月十八日癸酉、有レ物如レ粉、從レ天散零、逢レ雨不レ銷、或降或止、同九月二十九日甲申、從ニ七月一至ニ今月一、河內・參河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・武藏・上總・美濃・飛驒・信濃・越前・加賀・越中・播磨・紀伊等十六國、一々相續言、有レ物如レ灰、從レ天而雨、累日不レ止、但雖レ似ニ怪異一、無レ有ニ損害一續日本後紀 文德帝齊衡三年八月八日戊寅、安房國言、天雨ニ黑灰一、從レ風而來、委レ地三四分許、文德實錄 陽成帝元慶八年六月二十六日、秋田城雷雨晦冥、雨ニ石鏃二十三枚一、七月二日、飽波郡海濱、雨レ石似レ鏃、其鋒皆向レ南、陰陽寮占云、彼國之憂、應レ在ニ兵賊一、先レ是、國忌・御齋會・布施依レ式、充ニ用官家功德分封物一

三代實錄○按ずるに、「雨ニ石鏃一」といひ、「雨レ石似レ鏃」といふは、天より降りたるにはあらず、是は雷斧石といふ物にて、雷雨の後、山中に間々多く生ずるものなり、本草に載する霹靂碪は、即此なり、月令廣義に、雷公石といひ、玄中記に、石磬ともいふ、俗に狐の斧、または天狗の斧ともいふ、越後山中、其外奧州津輕・美濃金生山などに尤多し、雷雨の後多く出づるなり

國の正史に載せたるは、大抵右のごとくにして、又寶龜七年・仁和元年に石を降らす事、東鑑に載せ

たり、又圓融帝天延元年に、大和國に水精を降らす、後堀河帝寬喜二年十月十六日、奥州に石を降らす、後深草帝建長元年三月十六日、常陸國に菱を降らす、龜山帝文永三年二月二日、泥を降らす、後花園帝文安元年三月四日、豆を降らす

中原康富記に、「是日洛中之男女皆申云、自二虛空一大豆小豆降」と云々、「雨降時分交下、其體如二大豆之形一、但慥非二大豆一歟、下女等拾取、持來之間、見レ之所詮如二米之實一歟、何樣表二豐年嘉瑞一者哉、珍重、日本昔不レ知二時代一、大麥自二空中一降下、又飯降事在レ之由、見二類聚國史一云々、漢家例、周室王屋之上、有二火化烏一、此烏牟麥銜來」と云々、「后稷之時、五穀之種、自レ空降下」と云々、「慥可二引勘一レ之、近江飯降山云々、名所在レ之、飯降之故歟、見二類聚國史一、本朝大麥降事、淸外史之所レ令二語給一也、聖武天皇天平十三年六月戊寅、日夜京中、條々飯降之由、見二水鏡一」といふ

後土御門帝文明九年七月、北陸道に紅雪を降らす事一寸餘、同延德元年三月二十日、北陸道に泥雨を降らす、後陽成帝慶長元年、天下一統土を降らす、是歲閏七月十二日地震、月を踰えてやまず、諸國に毛を降らす事、長四五寸、明正帝寬永八年十月、諸國に灰を降らす、後光明帝慶安三年六月四日、毛を降らす事、長四五寸、靈元帝寬文十年三月二十九日、大豆のごとき物を降らす、東山帝元祿五年七月、伊賀國島原村に五穀を降らす、同十三年三月、伯耆國に麥・赤豆を降らす、寶永二年にも大豆のごとき物を降らす、中御門帝正德二年十一月、東國一統に白沙を降らす、俗に舍利、降りたるといふは、誤なり　同享保十九

年十二月五日大豆の如き物を降らす、桃園帝寶曆六年四月朔日夜、長崎に黄豆を降らす、後櫻町帝明和元年五月初旬、京・大坂に灰を降らす、同六年九月七日八日九日三ヶ日の間京・大津に白毛を降らす、同八年にも豆のごとき物を降らす、此類擧げて數へがたし

漢土にては「大禹之世天雨レ金三日」と、通鑑に見え、漢書に元帝永光二年八月に、天より草を雨すといひ、博物志に、孝元竟寧元年に、南陽縣に穀を雨す事を載せたり、又漢惠帝・晉惠帝の時倶に天より血を雨す事、通鑑に見えたり、また漢書に哀帝建平年中に、山陽の湖陵に血を雨す事三日といひ、平帝元始三年正月に、草をふらす事を載せたり、唐書に、武后垂拱三年七月に、廣州に金を雨す事見え、五行志に、「垂拱四年三月、雨ニ桂子於台州一、旬餘乃止」といひ、德宗貞元四年、陳留といふ所に樹木を雨す事を載せたり、時珍綱目に、「宋仁宗天聖乙卯八月十五夜、杭州靈隱寺桂子降、其繁如レ雨、其大如レ豆、其圓如レ珠」といひ、仁宗慶曆元年に、京師に藥を雨す事、神宗元豐三年六月に、饒州に「雨ニ木子一數畝、狀類ニ山芋子(ムカゴ)一、味辛而香」と載せたり、元史に、天より米を雨す事見え、群芳譜に、「弘治乙卯六月、黟歙雨レ豆、隆慶六年四月、陝西寧衞、天降ニ黑豆一徧レ地、人食レ之氣悶」といふ、此類も亦擧げて數へがたし、されば和漢とも天より異物を降らす事古より數度あり、謝肇淛が文海披抄、又は物理小識に、異物の降る事多く載せたり、「時珍曰、泛觀ニ群書一、有下雨ニ塵沙土石一、雨ニ金銀鉛錢一、雨ニ草木花實一、雨ニ毛血魚肉一之類上、甚衆、」凡べて皆奇とするにたらず、其中に「雨レ豆如レ豆」といひ、「降ニ黑豆一」などいふは、

多く皆月桂の實なり、月桂、一名天竺桂ともいふ、本草に載せたり、俗にだもといふ、西國にてたぶといふ、諸國方言多し

和泉、土佐アサダノ木○因幡アサガイ○長門コガノキ○伊豫タマクサ○阿波ムヅ○上總シホタマ○伊豆クロタマ○ヤブ肉桂○油ダモ○クスダモ○タツノ木○ツヾノ木○佛タラシ○クスメンドウ

大葉・小葉の二種、赤實・黑實の二種あり、此實を窄りて蠟となし、諸國に貨賣し、或は藥用にも入れ、又此木を線香の具にも用ふるなり、此實風に隨ひて遠方へ吹き來たし、天より豆の降るごとく分散する故に、月桂の名を付けたり、和漢とも「雨レ豆如レ豆」といふは此實なり、月桂と名付くるは、時珍の說に、「吳剛伐ニ月桂一之說、起ニ于隋唐小說一、月桂落レ子之說、起ニ武后之時一」といへり、其本は酉陽雜俎に、「月中有レ桂、高五百丈、下有ニ一人一、常斧斫レ之、樹創隨合、乃仙人吳剛也」といふ、小說により、此實の天より降り下るに牽强して、遂に月桂の名を作り出だせり、武后の時駱賓王が詩に、「桂子月中落」と作れり、其より以後月桂の故事となりて、白樂天も「偃蹇月中桂、結レ根依ニ青天一、天風繞レ月起、吹レ子下ニ人間一」と作れり、故に後人其說を附演して種々月桂の說を說く、霏雪錄に、「宋天聖中、秋月甚朗、降ニ靈實於靈隱一、狀若ニ珠璣一、璀璨奪レ目、有ニ異人一識レ之、因曰、此月中桂子也と、又後宋の慈雲式公が月桂詩序に、「天聖丁卯八月十五夜、月有ニ濃華一、雲無ニ纖迹一、天降ニ靈實一云々、識者曰、此月中桂子、好事者播ニ種林下一、一種卽活」といひ、又佛氏の說には、禪林備覽に「天竺山八月十五日夜、常有ニ桂子落一」

といへり、楊升庵の如き卓識の人も、丹鉛總錄に、「杭州靈隱寺、月中墜ニ桂子一、事渉ニ怪異一、余按ニ本草圖經ニ云、江東諸處、多于ニ衢路間一拾ニ得桂子一、破レ之辛香、古老相傳、是月中下也」と載せたり、最初隋唐の小說より事起りて、其寓言なるをしらず、月桂の名數千載に傳ふる故事となれり、初唐の比は、此邦より遣唐使多く往來し、追々彼土に留學する者も多く、彼土の說を聞き、晩唐樂天の白氏文集など專に用ふるゆゑ、彼土にいふ故事は、多く取り用ひて歌にもよめり、月の桂といふは萬葉集第四、秦陽原王が娘子に贈るとて

目には見て手には取られぬ月中の、桂のごとき妹をいかにせん

是を證歌とし、後世月の桂とよみたる歌多く、詞林採葉に載せたり、鴨長明秀逸の歌といふにも

宵の間の月の桂の薄紅葉、散るとしもなき初秋の空

月人壯(ツキヒトヲトコ)、又は桂男(カツラヲトコ)などよむも、「桂下有ニ一人一」といふを故事とせり、また天子御即位の時、月像の旗、徑三尺、上に玉兎を圖して、中央に桂を用ふるも、此月桂なるべきに、昔より誤りて賀茂の葵に配する桂(カツラ)を用ひ來れり、月の桂といふ意ならば、月桂を用ふるこそ本意ならめ、此月桂諸國に多く喬木あり、外の木實と違ひ、其實間々遠方へ吹き送る事多し、奇とするにたらず、すべて是のみならず、天より異物を降らすは、みな遠方より風に隨ひて來るものとしるべし、天地の大なる、歲月の久しき、此後又いかなる異物の降るべきもはかられず、若又たとひ異物の降りたるも、國の盛衰、歲の豐凶に

當るべき必徵なければ、古より和漢に例多きを考へて、更に奇異とするにたらざるなり、愚昧鄙俗の附說あるを曉さむために、爰に錄するのみ

月桂（一名天竺桂）

葉ノ形肉桂ニ似テ三縱道葉ノ末マデ通ラズ實ノ大サ櫧(カシ)子ノ如ク其色黑シ二三粒著キテ下垂ス熟シテ皮上ニ白粉ヲ生ズ藥舖ニテ松浦桂心ト云フ是ナリ又眞ノ根皮ト云フモ此根皮ナリ



織工

予先年至りて織工の物を見る、稻穀一粒の內に神體を刻み、兩脇に狛犬を安置す、顯微鏡にて照し見るに、神の威體儼然たり、虞初新志に、「王叔遠奇工人也、作二八分舟一、刻曰、天啓壬戌秋日虞山王毅叔遠甫刻」とあり、其後筆のすさみを讀みしに、奥州會津の近邑柳津といふ所の圓藏寺より、京師へ贈り來せしは、長一寸許なる榧の實の中へ、白檀の木にて七福神の像を彫刻せり、每像一體の大さ二三分、各儼然として面目口鼻皆具はるといへり、和漢とも織工に達人ありしと見ゆ

神農祭幷醫祖神

此邦の醫者、每年冬至の日に當れば神農祭と稱し、赤豆餠・赤豆飯・又は酒肴盛饌の具を調へ親戚・交友を集め、賀宴する事常例となれり、是は歲時雜記に、「至日以二赤小豆一煮レ粥、合門食レ之、可レ免レ疫」といひ、又風土記に、「天正日南、黃鐘踐長、是日始芽動、爲二饘粥一以養レ幼、俗尙以二赤豆一爲レ糜、所二

以象色也」とあるに據ると見ゆ、されども、是日に限り神農にあづかる所謂なし、又冬至は庶人の賀宴すべき日にあらず、馬總が通暦に、「地皇氏以十一月、爲冬至」とありて、漢雜事に、「冬至陽生、君子道長、故賀」といふ、類書纂要に、「冬至陽氣起、君道長、故賀」といひ、宋書に「魏晉冬至日、受萬國及百僚稱賀、因小會、其儀亞于歲朝」とあり、此邦にては「齊明天皇五年十一月一日、朝有冬至之會」日本紀類聚國史巻七十四に、「聖武帝神龜二年十一月己丑、御大安殿、受冬至賀辭、此爲始」より「陽成帝元慶三年十一月丙辰朔冬至」まで、數十條を載せたり、其中に、「延暦三年十一月戊戌朔、詔曰、朔旦冬至者、是歷代之希遇、王者之休祥也、朕不德得値於今」とあり、玉燭寶典に、「冬至陰陽百物之始、有履長之慶」といふも、君道生長の日にして、君上を臣下より祝賀し奉る日なり、然るを庶人の家に祝賀宴樂するは、無禮僭擬の甚しき、尤愚昧文盲といふべし、又是日に神農を祭るは、いかなる所謂あるや、淮南子などの寓言を信じ誤り祭ると見えたり、三皇氏は人道開基の聖人なれば、漢土にても大醫院に祭る事はあれど、神農一人を祭る例なし、又冬至に醫祖を祭る例もあらず、淮南子修務訓云、「於是神農乃始教民播種五穀、相土地宜燥濕肥墝高下、嘗百草之滋味、水泉之甘苦、令民知所避就、當此之時、一日而遇七十毒」此事は高氏小史・司馬貞が補史記・程氏遺書にも見えて、淮南王の寓言なるよし、王安道が溯洞集にも最初に論を立てゝ、大に訾れり○帝王世紀云、伏羲嘗味百藥○孔叢子云、伏羲始嘗草木、一日而遇七十二毒○武林前王劒池金環傳云、伏羲神農嘗百草○雪窓私記云、古傳

黄帝嘗二百草一非、黄帝師二藥獸一而知レ醫○神仙通鑑云、帝使下二岐伯一嘗中味草木典生上、醫疾經方・本草素問之書咸出レ焉、」是等の書を信ずる時は、伏羲・神農・黄帝・三皇氏・岐伯もおなじく草を嘗めたるに、神農に限り醫者の祖とし祭るゝ、淮南子の寓言を誤り信ずと見ゆ、漢土の醫祖を祭るは決して冬至の日にあらず、說郛中の潜居錄に、「古人以二八月朔一爲二天醫節一、祭二黄帝岐伯一

風俗通に、「八月一日是六神日、以二露水一調二朱砂一、蘸二小指一宜レ點レ灸、去二百病一、又云、楚俗以二八月八日一、以二朱墨一點二小兒額一、爲二天灸一、以厭二病疫一」此等皆醫にあづかる事なり

又、大醫院に祭るは、春二月・冬十一月、幷に上甲日を用ふるなり、大明會典云、「嘉靖十五年、建二聖濟殿于文華殿後一、以祀二先醫一、遣二太醫院正官行一レ禮、二十一年、又建二景惠殿于太醫院一、上祀二三皇一、配以二句芒・祝融・風后・力牧一、而附二歷代醫師於兩廡一、凡二十八人

東廡醫師十四位、分設二三壇一、僦貸季　天師岐伯　伯高　鬼臾區　俞跗　少俞　少師　桐君　太乙雷公　馬師皇　伊尹　神應王扁鵲　倉公淳于意　張機　西廡醫師十四位　華佗王叔和　皇甫謐　抱朴子葛洪　巢元方　眞人孫思邈　藥王韋慈藏　啓玄子　王氷　錢乙　朱肱　李杲　劉完素　張元素　朱彥脩

歲遣二禮部堂上官一員一行レ禮、太醫院堂上官二員分獻、二殿之祭、並以二春冬仲月上甲日一、」彼土先醫を祭るに、上祀二三皇一は人道開基の聖人なれば、神農に限らざる事しるべし、此の邦にも人道開基の神人ましまして、醫者の祭るべき事なるに、其の國に生れながら其の神を祭らず、淮南子などの寓言に

据り、神農一人を祭るは其道を失ふといふべし、此邦の神人醫祖といふは、日本紀神代上一書（第六）云、「夫大己貴命與㆓少彥名命㆒、戮㆑力一㆑心、經㆓營天下㆒、復爲㆓顯見蒼生及畜産㆒、則定㆓其療㆑病之方㆒、又爲㆑攘㆓鳥獸昆蟲之災異㆒、則定㆓其禁厭之法㆒、是以百姓至㆑今、咸蒙㆓恩賴㆒」（古語拾遺も同じ）是なり、精要記に「、療㆑病之方、則藥物醪醴也、禁厭之法、則呪祝方術也」とありて、此二神日本醫道開基の始祖なり、其民を濟ひまたふ御靈の今世まで顯然として著き事、仰ぎ尊むべし、文德實錄云、「齊衡三年十二月戊戌、（戊戌は二十九日）常陸國上言、鹿島大洗磯前有㆑神新降、初有㆓民煮㆑海爲㆑鹽者㆒、夜半望㆑海、光耀屬㆑天、明日有㆓兩恠石㆒、見㆑在㆓水次㆒、高各尺許、體㆓於神造㆒、非㆓人間石㆒、鹽翁私異㆑之去、後一日亦有㆓二十餘小石㆒、在㆓向石左右㆒、似㆑若㆓侍坐㆒、彩色非㆑常、或形㆓沙門㆒、唯無㆓耳目㆒、時神憑㆑人云、我是大奈母知、少奈比古奈命也、昔造㆓此國㆒訖、去往㆓東海㆒、今爲㆑濟㆑民、更亦來歸、」これ即ち二神の出現し、民を濟ひ給はむとて造りたまふ二石なり、神名帳に「常陸國鹿島郡大洗磯前、藥師菩薩明神社、那賀郡酒列磯前、藥師菩薩神社、並名神」（文德實錄、天安元年冬十月十五日己卯條も同じ）といふ是なり、（藥師菩薩の名下に見ゆ）其外にも二神の石像を造り給ひし事處處にあり、能登國羽咋郡大穴持像石神社、能登郡宿奈彥神像神社、幷に延喜式に見えたり、（三代實錄に貞觀二年六月九日戊子、能登國大穴持神、宿那彥神像石神二前、並列二於官社一とあり）萬葉集第三、生石村主眞人（オフイシスグリ）

大汝少彥名の座しけむ、しづの石室は幾代經ぬらむ

播州石寶殿も、今は二神を祭りて、生石子大明神、高御座大明神と號す、此事は神代より傳へ來りし

明證にて、日本紀神功皇后十三年、酒樂の歌にも、「區之能伽彌等虚豫耶伊麻輸伊波多々須、周玖那彌伽未能等豫保枳」とよめり、區之能伽彌は藥神なり（奇ノ神とするは非なり、スリノ反ス）日本後紀に、「大同三年五月甲申、衞門佐安倍眞貞・侍醫出雲廣貞等、撰二大同類聚一百巻一奉進、」其中に數多神方と稱するものあり、神代二神の傳へたまひし藥方にやあらむ、先レ是に、皇極帝四年、蘇我入鹿を誅伐せられしとき、蘇我の臣蝦夷等誅に臨みて天皇の記・國紀・珍寶を悉く燒き棄てたり、此時療レ病之方、禁厭之法なども皆燒失せしと覺ゆ、實に長大息すべき事なり、大己貴命一神七名に分つ、京下賀茂本殿大前七社是なり、（中二座、一言社、西二座一言社、東三座三言社）又五條天神、（松原通西洞院、俗天使社と云ふ）少彦名命相殿大己貴命を祭る、毎年節分の夜、朮の勝餅を禁庭へ獻り、朮の神事あり、（俗に小の餅と書くは誤、シヤウハ勝の字音なり、）四季物語、追儺の夜は、祭の餅つぐみの鳥など燒き奉り、御餉の御まはりに奉る、又世諺問答・康富記にも載せたり

朮は白朮なり、天武紀招魂にも、白朮煎を用ひ給ふ事見えたり、ヲケラといふ鬼嫌の略語と詹詹言に載せたれど、ヲの假名違へり、ヲケは祈禱の義、ヲケラウケラ音通、八雲御抄にうけらが花の色に出でめやの歌を引きて註し給へり、らは即枚なり、餅を枚ともいふ、靈異記に見ゆ

此朮餅は、疫疾を除く藥品にて、今人毎歳除夕に、祇園社にをけら參りといひ、神前燈明の火を燃し歸るもおなじ（除夕に、朮を燒く事、月令廣義に見ゆ）其本は、醫道始祖二神の御藥方などは、闇齋詩にも「永言少彦名、經濟起二蒼生一、除夕世間靜、神風餅朮馨」とも作れり、尤尊崇し敬祀すべき事なり、又姓氏錄に、「山城國神別

神宮部造、葛城猪石岡天下神天破命之後也、六世孫吉足日命、磯城瑞籬宮御宇、天下有レ災、因遣ニ吉足日命一、令レ齋ニ祭大物主神一、災異即止、天皇詔曰、消ニ天下災一、百姓得レ福、自レ今以後、可レ爲ニ宮能賣神一、仍賜ニ姓宮能賣公一、然後庚午年、籍註ニ神宮部造一也」とある、宮能賣神は即ち大己貴命にて、天下の災異を消し給ひ、百姓福を得るも、日本紀・古語拾遺と能く符合して藥の御神なればなり、延喜式・造酒司坐神六座、大宮賣神社四座も此御神にて、拾芥抄に、宮咩祭文ありて、宮咩笠間廣前といふ、共祭日は、伊呂波字類抄に、宮咩奠正月十二月初午日、院宮諸家祭レ之、笠間神社越前國坂井郡、實方家集に

天にます笠間の神のなかりせば、ふりにし中をいかで問はまし

古語拾遺に、「令ニ大宮賣神侍ニ於御前一」といひ、八神殿に祭る大宮賣も、皆おなじく此御神なり、此邦の人聚祖を祀らば、此二神より外、祀るべき御神なきとしるべし、然るに欽明帝の御代より佛道行はれ、尊き神の御名佛に混ずる事多し、能く分別すべき事なり、和名抄に、醫を久須之と訓ずるは、藥師の義にて、光明皇后御足跡の歌に、くすりしとよめり、常陸國大洗磯前、酒列磯前の二神は、本は藥師明神なるを、菩薩の號を付けたるは、佛氏の書より俗稱に從ひしなり、大寶積經に、「譬如下藥師持ニ藥嚢一、自身病不上レ能ニ療治一」といふ文あり、是より藥師は、醫家の祭るべき佛と心得て、藥師菩薩・藥師如來など稱し、又佛氏の徒より藥師を牽强し、慈覺大師經文を修むるとき、一佛一神來て守護せり、一佛は藥師如來、一神は江文明神などいふ妄說を信じ、正月八日、藥師結緣日とて藥師と神農とを祭る

者なり、其國に生れながら醫道祖神をしらず、愚昧文盲の至、可ㇾ笑可ㇾ恥の甚しきなり、又醫者藥師を以て姓とするも、佛氏より出づるにあらず、日本紀「推古帝三十一年、醫惠日福因等、並從ニ智洗一來ㇾ之、（惠日は、德來五世の孫、德來は、百濟の人雄略帝御宇投化す）舒明帝二年秋八月癸巳朔丁酉、以ニ大仁藥師惠日一遣ニ於大唐一」續日本紀「孝謙帝天平二年三月、內藥司佐兼出雲國員外掾正六位上難波藥師奈良等、（中略）昔泊瀨朝倉朝廷、詔ニ百濟國一訪ニ求才人一、爰以ニ德來一貢ニ進聖朝一、德來五世孫惠日、小治田朝廷御世、被ㇾ遣ニ大唐一、學ニ得醫術一、因號ニ藥師一、遂以爲ㇾ姓」といへる、是等の藥師も佛氏の藥師と相混じ、藥師菩薩の俗稱となりて、此邦醫祖二神を鎭坐する所に、悉く藥師佛を安置するは、桓武帝以來の事なり、尊神と胡佛と相混ずる事、尤分別すべき事なり、予先年日本名醫圖一幅を作り、上二神を始め、國史に載する所悉く抄擧し、旁近世に至るまでの醫名を多く載せたり、藤原愛親卿より文章及褒詩を賜はる、其詩に、「誰甘ニ髡髮一學ニ軒岐一、爾挈ニ靑嚢一不ㇾ踏ㇾ斯、表ニ揭國家千古美一、能知ニ其本一是良醫」と、こは予が浪華にありし弱冠の頃なりき

中神金神

此邦昔より方違（カタヽガヒ）・方塞（カタフサガリ）・方忌などいひて、中神（ナカガミ）金神を避くる事あり、物語の類に多く載せたり、源氏帚木の卷に、中神內よりはふさがりてと書きたるは、內裏より左大臣の御所辰巳の方にある故なり、中神は倭名抄に、天一神、なかゝみと訓ぜり、天一神は地星の靈とて、中央に立つゆゑに中神といふ、

金匱經に、「天一立二中央一、爲二十二將一定二吉凶一」とあり、陰陽書に、「天一遊行方角、百事犯二向之一大凶」といふ、暦家に、此神四方に五日づゝ、四維に六日づゝ巡り行く、凡べて四十四日、下土を巡り、日を重ねて長くあるにより一長神ともいふ、此後上に上り給ふ間、癸巳を始とし、戊申を終とし、凡十六日を天一天上と名け、八方へ行きても忌む事なしといふ、通書大全に、「鷄神遊方、毎日各有二避忌一、但癸巳日、到二戊申日一、鷄神在レ天、无二避忌一者」といふも是神にて、百鬼經に、「天女化身」ともいへり、此神に向ふを方違・方塞といひ、忌み避くるなり、北山抄に、方忌といふも此事にて、十訓抄に、後頼朝臣曰、白河院淀に御方違の行幸ありと見ゆ、又此神を太白神ともいふ、袋草紙に、「明日有二還御一は、當二太白之方一」と書きたり、元來は、陰陽家雜書より出でたる事にて、物語の類に多く載せたるを、遂には陰陽家の職となりて、後世に傳はる事になりぬ、後撰集に

逢ふ事の方ふたがりて君こずは、思ふ心の違ふばかりぞ

金葉抄に

忌むこそは一夜巡りの神ときけ、など逢ふ事の方違ふらむ

又、金神を忌み避くるも、保元・平治以前よりと見えて、百練抄云、「後白河天皇保元二年十二月廿二日、諸卿定下申諸道勘二申金神一、方忌可レ被レ棄哉否上事、件方角、永長・定俊・眞人依二申出一、三四代所二忌來一也、自レ今以後、不レ可二忌避一之由、宣下有レ之、仁安二年二月廿三日爲二御方違一、行二幸鳥羽殿一、修二

理大膳職ニ之間、爲レ避ニ金神方ニ」と、此金神は、山海經・萬斛明珠・三才圖會などに載せて、「西方蓐收、金神左耳、有ニ青蛇ニ、乘ニ兩龍ニ而目有レ毛、虎爪執レ鉞」とあり、是も元來陰陽家雜說にて、正史になき事なり、然るを昔より忌みさくるは、高位權貴の側に陪侍の女多く居て、雜說奇談を聞く毎に其君に言



金神王　思義三才圖會所レ載

上し、十に八九は女と共に忌み避くる事になりぬ、聖人不レ語ニ怪力亂神ニ、又有識の人は、雜說方忌は決して信ぜず、其譯は、漢土にて大歲を忌み避くる事、此邦中神金神を避くると同じ（大歲は、三才圖會に見ゆ）然るに、西陽雜俎に、「百姓王豐、常於ニ大歲上ニ掘レ坑」といひ、宋仁宗は嘉祐年中東華門を建つる時に、「東家西、乃西家東、西家東、乃東家西、大歲果何在」といひ、董表儀は土を掘りて肉塊を得たるを、人大歲といふを聞きて、河に投げて何のさはりもなき事、幽怪錄に載せたり、有識の人はかくあるべき事と思はる（鬼門金神の事、本朝俚諺にも委しく論ぜり）

庭忌草（ニハキグサ）

芭蕉を庭忌草と名付くるは、桔梗をきちかふといふとおなじく、字音にては歌によみにくきによりて名付けたるにや、庭忌といふは、「佛書に此身如ニ芭蕉ニ」と云ふ、其葉脆く、風に破れやすき故に、庭に植うる事を忌むとみえたり、西國にては、神社佛閣より外は植ゑず、然るに此草に花咲く時は、優曇

華の咲きたるとて、大に貴ぶも亦をかし、優曇華は、般泥洹經に、「閻浮提內、有ニ尊樹生一、名ニ優曇鉢一、有レ實無レ花、」優曇華は三千年に一度花咲く、輪王出世の瑞にて、一名靈瑞花ともいふ、人壽八萬歲の時、輪王四州を巡る、其時海水半現ずるに及び、此花咲くなどいふにより、人皆貴賞すと見ゆ、東鑑に、鎌倉淨密法師が庵に、優曇華の咲きたるとて人多く群聚せり、二位禪尼、左近將監を遣はして見せしむるに、芭蕉の花なり、元來此草、花の著き兼ぬるものなり、花を生ずれば直に枯るゝなり、一草一花にて用舍甚しきは何事ぞや、藏玉集に

吹く風の草や破らむ庭忌草、花は軒端の燈の影

火車

西國雲州・薩州の邊、又は東國にも間々ある事にて、葬送のとき俄に大風雨ありて、往來人を吹き倒す程の烈しき時、葬棺を吹き上げ吹き飛ばす事あり、其時、守護の僧珠數を投げかくれば異事なし、若左なきときは、葬棺を吹き飛ばし其尸を失ふ事あり、是を火車に捉まれたるとて、大に恐れ恥づる事なり、愚俗の言傳に、其人生涯に惡事を多〻せし罪により、地獄の火車が迎ひに來りしといふ、後に其尸を引き裂き、山中の樹枝、又は岩頭などに掛け置く事あり、火車と名付くるは、佛者よりいひ出だしたる事にて、法事讃に「無量刀林當レ上而下、火車爐炭十八苦事、一時來迎」といひ、因果經に、「今身作ニ後母一、諛ニ尅前母兒一者、死墮ニ火車地獄中一」など、愚俗を驚畏せしむるなり、慈鎮の拾玉集に

火の車今日は我門やりすぎて、あはれいづ地に巡り行くらむ

其火車に捉まれたるといふは、和漢とも多くある事にて、是は魍魎といふ獸の所爲なり、罔兩とも、方良とも書く、酉陽雜俎に、「周禮、方相氏毆二罔象一、好食二亡者肝一、而畏二虎與一栢、墓上樹レ栢、路口致二石虎一爲レ此也」とあり、此獸葬送の時、間々出でゝ災をなす、故に漢土にては聖人の時より、方相氏といふものありて、熊皮をかぶり、目四ツある形に作り、大喪の時は柩に先立ちて墓所に至り、壙に入りて戈を以て四隅をうち、此獸を毆る事あり、是を險道神といふ、事物紀原に見えたり、此邦にても、親王一品は方相轜車を導く事、喪葬令に見ゆ、今俗葬送に龍頭を先きに立つるも、其遺意なり、時珍の綱目に、述異記を引きて、秦の時陳倉の人、獵して此獸を得たり、形は若レ彘若レ羊とあり、古より愚俗の誤りて火車と名付くるゆゑ、地獄の火車と思ふ、笑ふべし

魍魎



淮南子に載せたる罔兩は、大和本草に、俗いふ河太郎といふ獸なりと、是は本草綱目・溪鬼蟲附錄に出でたる水虎にて、通雅に、水唐・水蘆の名あり、形猴のごとく圓く鼻青く赤毛を戴く、頂に皿あり、全體龜の種類にて水に居て人を捕り食ふ者なり

飛鳥寺銘幷三貨由來

大和國高市郡飛鳥寺尖銘云、推古天皇十三年歲次二乙丑一、四月八日戊辰、以二銅貳萬三千貳百斤、金七

百五十九兩一、敬造二釋迦丈六像銅繡二軀幷狹侍等一

是國史に載せたる文に能く符合せり

日本紀云、推古天皇十三年夏四月辛酉朔、天皇詔二皇太子大臣、及諸王諸臣一、共同發二誓願一、以始造二銅繡丈六佛像各一軀一、乃命二鞍作鳥一、爲二造レ佛之工一、是時高麗國大興王、聞二日本國天皇造二佛像一、貢二上黃金三百兩一、同十四年夏四月壬辰、銅繡丈六佛像並造竟

是卽光銘とおなじく、其本は百濟國より事起れり、欽明帝紀に「六年秋九月、百濟遣二中部護德菩提等一、使二于任那一、贈二吳財於日本府臣及諸旱岐一、各有レ差、是月、百濟造二丈六佛像一、製二願文一曰、蓋聞、造二丈六佛一、功德甚大、今敬造、以二此功德一、願天皇獲二勝善之德一、天皇所レ用彌移居國、俱蒙二福祐一、又願普天之下、一切衆生皆解脫、故造レ之矣」とあるに因りて、推古帝右の佛像を造りたまふ、然るに此邦に銅金二貨の見え初めしは其年より遙か後世の事なれば、當時さほどの銅金を用ひられしや、高麗王貢金の餘は、以前より貯へおきしや、彼此と疑ふ者あり、因りて國史を考ふるに、其年より遙か以前より、金・銀・銅の三貨はありしなり、神代の時白銅鏡・八咫鏡はいかなる銅貨にて造りたまひしかしらず、金銀の二字見え初めしは、神代紀上一書曰、「素戔鳴尊曰、韓鄕之島、是有二金銀一、若使二吾兒所レ御之國、不レ有二浮寶一者、未二是佳一也」とあり、人皇の御代となりては、仲哀帝紀に、「八年秋九月乙亥朔己卯、有レ神託二皇后一、而誨曰、（中略）愈二茲國一、而有二寶國一、譬如二美女之睞一、有二向津國一、眼炎之金銀

彩色、多在二其國一、是謂二栲衾新羅國一焉」とあり、古事記に、「西方有レ國、金銀爲レ本、目之炎耀種種珍寶、多在二其國一」といふも、是なり

神功皇后紀云、九年春二月、足仲彥天皇崩、冬十月辛丑、從二和珥津一發之、便到二新羅一、中略仍賚二金銀彩色、及綾羅縑絹一、載二于八十艘船一、令レ從二官軍一、是以新羅王、常以二八十之調一、貢二于日本一、其是之緣也、於レ是、高麗百濟二國王、中略自來二于營外一、叩レ頭歎曰、從レ今以後、永稱二西蕃一、不レ絕二朝貢一、故因以定二內官家一、是所レ謂之三韓也

是其年より三國の王、年々金銀を此邦へ貢し上つる事知りぬべし、又魏志に、「明帝景初二年十二月詔書報二倭王一、中略又特賜二金八兩・五尺刀二口・銅鏡百枚一」とあり、景初二年は、皇后三十八年に當る、又「齊王正始元年、奉二詔書印授一、詣二倭國一、賜二金帛・錦罽・刀鏡・采物一」とあり、正始元年は、皇后四十年に當る、されば、三韓の外、漢土よりも金銅を此邦へ貢し上つる事、亦知りぬべし

按ずるに、三韓より貢つる金銀の量數は詳ならず、その形も詳ならず、魏晉の一兩は、今の二錢三分強半に當れば、八兩は今の十八錢四分強半に當る

顯宗天皇二年冬十月戊午朔癸亥、宴二群臣一、是時天下安平、民無二徭役一、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文

是此邦錢貨の見え初めしなり、皇后新羅の役より此朝に至るまで二百八十七年、其間に鑄錢の事あ

りしと見ゆ

和漢泉彙に、顯宗の御時より文武の御宇まで、共に其錢文を載せず、寶暦十一年辛巳十月七日、攝津天王寺村南、平野町稼屋(ハゼ)が田地、字眞寶院と稱する畠中より、無紋の銀錢凡百枚許を得て官に納むと、即是なり、重二文目八分

武烈天皇紀、伏願陛下、仰二答靈祇一、弘二宣景命一、光二宅日本一、誕二受銀鄕一

是三韓銀貨を貢上する天皇となり給ふをいふ

繼體天皇六年冬十二月（中略）夫住吉神、初以二海表金銀之國、高麗・百濟・新羅・任那等一、授二記胎中譽田天皇一、故大后氣長足姫尊、與二大臣武內宿禰一、毎レ國初置二官家一、爲二海表之蕃屏一、其來尙矣

是即神功紀に見えたることにて、三韓の外任那よりも年々金銀を貢上せし事知りぬべし、故に二十三年夏四月戊子、任那王己能末多干岐(コノマタカンキ)來朝して、大伴大連金村に啓して曰、「夫海表諸蕃、自下胎中天皇置中內官家上、不レ棄二本土一、封二其地一、良有レ以也」と、合せ看つべし

宣化天皇元年夏五月辛丑朔、詔曰、食者天下之本也、黃金萬貫不レ可レ療レ飢、白玉千箱何能救レ冷、（中略）是以海表之國、候二海水一以來賓、望二天雲一而奉レ貢、自二胎中之帝一洎二于朕身一

是は黃金萬貫、譬の言なれども、下文胎中之帝に及ぼす時は、上文とおなじく、譽田天皇以來貢を奉る事をいふ○以上推古帝以前載二于國史一者

されば、仲哀帝九年冬十月、皇后新羅の役より推古帝十三年に至るまで、四百六年の間、三韓及漢土任那より貢し上つる所の金銀、其量數測るべからざるなり、故に顯宗の朝に、銀錢を交易して、國家に通用あり、造佛の頃は國家に金銀多き事しるべし、銅も是に準ずるなり

皇極天皇元年二月丁亥朔壬辰、高麗使人泊二難波津一、丁未、遣二諸大夫於難波郡一、檢二高麗國所レ貢金銀等、并其獻物一、使人貢獻既訖、而諮云

是即皇極帝の御代まで、金銀を獻りし事しるべし

孝德天皇大化二年三月癸亥朔甲申詔、無レ藏二金銀銅鐵一、一以二瓦器一、合二古塗車芻靈之義一、同三年、是歲制二七色一十三階之冠一、（上略）小錦冠以上、鈿雜二金銀一爲レ之、大小青冠之鈿、以レ銀爲レ之、大小黑冠之鈿、以レ銅爲レ之

是は二年葬棺の制を陳べたまふ時は、金銀銅鐵の四貨を禁じ、三年冠制を陳べたまふ時は、金銀銅の三貨を用ひ、各法度を施したまふ、當時四貨不自由ならば、何ぞ葬棺に藏めんや、甚富有なる事しるべし、皇后新羅の役より、此後天武の朝に和銀出づるまでは、四百七十六年の間、國家通用する所の銀貨、悉皆外國貢上の物としるべし（〇以上推古帝以後載二于國史一者）

天武天皇三年三月庚戌朔丙辰、對馬國司守忍海造大國言、銀始出二于當國一、即貢上、由レ是大國授二小錦下位一、凡銀有二倭國一、初出二于此時一、故悉奉二諸神祇一、亦同賜二小錦以上大夫等一（丙辰は三月七日）

是此邦銀貨の始發にて、人皇より第四十代一千三百三十四年後なり、唐高宗上元元年に當る、其掘出せし山は、三代實錄に「貞觀七年八月十五日癸亥、太宰府言、對馬島銀穴、在二下縣郡一、自二高山底一穿二鑿巖一、掘入四十許丈、白晝執レ炬而得レ入」とあり、其銀を貢上せし文は、朝野群載に、對馬貢銀記あり、其山に社を建つるは、神名式に對馬島下縣郡銀山上神社是なり、此貢銀は白石の五事略に、天武白鳳三年三月對馬より銀を貢す、是延喜式に、太宰府より每年銀八百九十兩づゝ貢すと見えしは、對馬より出だせる所なり、此後鳥羽・堀川の頃まで、對馬より銀出でしと見えたりといへり

同八年十月戊申朔甲子、新羅遣二河湌金項那沙湌薩藥生一朝貢也、調物金・銀・鐵・鼎・錦・布・馬・狗・騾・駱駝之類十餘種、亦別獻レ物、天皇皇后太子貢二金・銀・刀・旗之類一、各有レ數

是時は金銀二重に獻りし事、後十年十月とおなじ

同十年四月己亥朔辛丑、立二禁式九十二條一、因以詔レ之曰、親王以下至二于庶民一、諸所二服用一、金銀珠玉紫錦繡綾、及氈褥冠帶幷種々雜色之類、服用各有レ差

是は金銀富有にして、庶民にいたるまで服用する故に、其禁式を立てたまふなり

同十月丙寅朔乙酉、新羅遣二沙喙一吉湌金忠平大奈末金壹世一、貢レ調、金銀銅鐵錦絹鹿皮細布之類、各有レ數、別獻二天皇皇后太子一金銀霞幡皮之類、各有レ數

是前八年十月に獻ると例おなじ

同十二年四月戊午朔壬申、詔曰、自レ今以後、必用ニ銅錢一、莫レ用ニ銀錢一、乙亥、詔曰、用レ銀莫レ止

是は和銀の出でし十年後の事なり、以前顯宗の朝より引き續きて鑄たりし銀錢なるや詳ならざれど、四月十五日に銀錢を禁じ、其四日後十八日に通用すべき詔あるは、譯ある事と見ゆ、此年銅錢とあるは、外國貢上の銅を用ひたりしは勿論なれど、何れの年に鑄たりしや詳ならず（和銅の出づる、是より廿六年後にて、鑄錢司を置かるゝは、持統帝八年にて、是より十二年後なり）

朱鳥元年夏四月庚午朔戊子、新羅進調、從ニ筑紫一貢ニ上細馬一疋・騾一頭・犬二狗・鏤金器・及金銀・霞錦・綾羅・虎豹皮・及藥物之類、幷百餘種一、亦智祥健勳等別獻レ物、金銀・錦霞・綾羅・金器・屛風・鞍皮・絹布・藥物之類各六十餘種、別獻ニ皇后皇太子、及諸親王等一之物、各有レ數

是は前八年十月、又十年十月に獻ると例おなじ

持統天皇二年二月庚寅朔辛卯、太宰獻ニ新羅調賦金銀絹布皮銅鐵之類十餘物一、幷別所レ獻佛像・種々彩絹・鳥馬之類十餘種、及霜林所レ獻、金銀彩色・種々珍異之物、幷八十餘物

是は天武の朝獻物と、品種少々異なり

同五年秋七月庚午朔壬申、伊豫國司田中朝臣法麻呂等、獻ニ宇和郡御馬山白銀三斤八兩・鉟一籠一

是に據れば、當時伊豫よりも銀を出だせり、銀に斤兩をいふは是を始とす

斤兩の名、漢書律曆志に「二十四銖爲レ兩、十六兩爲レ斤」といふより、今の淸朝に至るまで、彼土

の銖兩は大抵知れたれど、此邦幾兩・幾分・幾銖と、延喜式に載せたるは、先輩の說多きも、各一理ありて一決しがたし

又此歳より人に銀を賜ふが例となりて、「九月己巳朔壬申、賜二音博士大唐續守言、薩弘恪書博士百濟末士善信、銀人二十兩一、同十二月戊戌朔己亥、賜二醫博士務大參德自珍・呪禁博士木素丁武沙宅萬首・銀人二十兩一、同六年二月丁酉朔丁未、陰陽博士沙門法藏道基、銀人二十兩」とあり

同八年三月甲申朔乙酉、以二直廣肆大宅朝臣麻呂・勤大貳臺忌寸八島・黄書連本實等一、拜二鑄錢司一

是此邦鑄錢司を置ける始なり、和語連珠集に、持統天皇八年に、鑄錢司の事始めて見ゆ、然れども、此時未本邦に銅無し、異邦より來たる所の銅にて鑄たるなるべし

續日本紀云、文武天皇二年三月乙丑、因幡國獻二銅鑛一、同九月壬午、周芳國獻二銅鑛一、同十二月辛卯、令下二對馬島一冶中金鑛上

是は銅金ともに掘り出でしまゝなり、鑛といふは、生銅・生金の一名にて、鑛銀は本草蒙筌に見ゆ、石州方言に銀のとちといふ、金銀銅ともに掘り出しのまゝ、銅絲の如く束ねたる形なり、石雜りたるといふは非なり、又銅の蔓・金の蔓といふも非なり（金銀の蔓は、金苗・銀苗といふ、天工開物に見ゆ）是を治て竿金・板金となしおき、金貨・銀貨の類を造ると見えたり、今の銅に竿と板とあるも其遺形ならむ、されども、當時の金貨・銀貨はいかなる形なるや詳ならず

同三年十二月庚子、始置二鑄錢司一、以二直大肆中臣朝臣意美麻呂一爲二長官一

是は文武の朝に、銅鑛・金鑛おひ〳〵出づるにより、鑄錢司を置きて鑄させ給ふなり

大寶元年三月戊子、遣二大肆凡海宿禰麁于陸奧一、治レ金

是は陸奧に金出づるを開き給ひて、其金を冶(キタハ)しむると見ゆ、されども何れの所に出づるは詳ならず、

陸奧は所々より多く金を出だす事、後しるすを見つべし

同三月甲午、對馬島貢レ金、建レ元爲二大寶元年一、始依二新令一、改制二官名位號一（甲午は二十一日なり）

是此邦金貨の始發にて、人皇より第四十二代一千三百六十一年後なり、唐中宗嗣聖十八年に當る、皇后新羅の役より、此朝和金出づるまでは、五百十三年の間、國家用ふる所の金貨悉皆外國貢上の物なり、然るに對馬島より此和金を貢するに因りて、文武帝五年三月廿一日、大寶と紀元あり、（如是院年代記云、大寶元三月廿一日、改二元年號一、始二於此一、是歲對馬島貢レ金、由レ是三月廿一日甲午、改二元大寶一）是より以來歷代の年號連綿し數千載に相續するは、全く是日本金貨の盛德長久の兆としるべし、此貢金は、四年前十二月辛卯に冶(キタハ)しむる金鑛なり、故に「是歲八月丁未、先レ是遣二大倭國忍海郡人三田首五瀨於對馬島一、冶二成黃金一、至レ是」とあり、又「對馬島及郡司主典已上、進二位一階一、其出レ金郡司者二階、獲レ金人家部宮道授二正八位上一、幷絁綿布鍬一、復二其戶一終レ身、百姓三年一、又贈右大臣大伴宿禰御行首遣下二五瀨一冶上金、因賜二大臣子封百戶・田四十町一」とあり、當時金貨を貴重し給ふ事知るべし、金銀圖錄に、對馬國高木掘小判金（重四匁、津字高木二字銘）載せたり（此貢金を砂金といふ說）

あり、國史本文前後を考へざるなり

同三年五月己亥、紀伊國阿提・飯高・牟漏三郡獻レ銀也

是に據れば、當時紀伊國よりも銀を出だせり

元明天皇和銅元年正月乙未朔乙巳、武藏國秩父郡獻ニ和銅一、詔曰、云々、（上略）改ニ慶雲五年一、而和銅元年爲（トシ）、而御世年號止定賜

是此邦銅貨の始發にて、人皇より第四十三代一千三百六十八年後なり、唐中宗景龍二年に當る、皇后新羅の役より、此朝和銅出づるまでは、五百二十年の間、國家用ふる所の銅貨、悉皆外國貢上の物なり、先レ是文武の朝に、因幡・周芳二國より銅鑛を獻りし事あれど、熟銅ならず、此朝熟銅を獻るに因りて、慶雲五年正月十一日、和銅と改元あり（如是院年代記云、正月十一日改ニ元和銅一、自ニ武藏秩父郡一貢ニ熟銅一）

同二月甲戌、始置ニ催鑄錢司一

是此和銅を以て錢を鑄る始にて、文を和銅開珍といふ、其後歷代の鑄錢毎に、最初に和同開珍一錢を鑄るは定例といふ、此錢泉彙に出づ（和銅を和同に作るは當時省字の法なり）

同五月壬寅、始行ニ銀錢一、秋七月丙辰、令下ニ近江國一鑄中銅錢上、八月己巳、始行ニ銅錢一

是は催鑄錢司を置かれ、新に鑄たる銀錢・銅錢を行はる、故に始めて行ふといふ

同二年正月壬午、詔向者頒ニ銀錢一、以代ニ前錢一、又銅錢並行、比奸盗逐レ利、私作ニ濫鑄一、紛ニ亂公錢一、

自レ今以後、私鑄二銀錢一者、其身沒官、行レ濫逐レ利者、加二杖二百一、加レ役常徒、知レ情不レ告者、各與同罪

是は新鑄の銀錢を、以前の銀錢に代へて、又新鑄の銅錢を並び行ふに、私鑄の者あり、故に此詔あるなり

同二年三月甲申制、凡交レ關雜レ物、其物價銀錢四文以上、即用二銀錢一、其價三文以下、皆用二銅錢一

是は銀錢少きに因りて先其價を貴くし、後是を廢して專に銅錢を行はむが爲なり

同三年九月乙丑、禁二天下銀錢一

是前年銀錢の價を貴くし、後又是を廢し、今年に至りて禁ぜむが爲なり、同四年冬十月甲子に、私鑄の者を嚴重に制勅あり、同六年三月壬午に、賣二買田一以レ錢爲レ價の詔あり、同七年九月甲辰の制、不レ得レ擇レ錢の勅あるも、銀錢を重じ銅錢を行ひ、濫錢を破らむが爲なり

元正天皇養老五年正月丙子、令下二天下百姓一以二銀錢一一、當二銅鐵二十五一以二銀一兩一、當二一百鐵一、行上レ用之

是は銀銅鐵の三品、共充用の制を定め給ふ、銀錢一文を以て、銅錢・鐵錢の廿五文に當て、又銀一兩を以て、鐵錢百文に當て行ひ用ふ事を示し給ふ（鐵錢は此朝を始とす、當時の銀一兩、諸說あれど詳ならざれば、强解しがたし）

同六年二月戊戌、詔市頭交易元來定レ價、（中略）更量二用レ錢之便宜一、欲レ得二百姓之潤利一、其用二二百錢一、當二一兩銀一、仍買レ物、貴賤價錢多少、隨レ時平章、永以爲二恒式一

是は前年銀一兩を一百錢に當て用ふべき制あれども、錢の價に高下あり、多少に因りてなれば、市頭にて交易する時は、一兩を二百錢に當て通用せよとなり、「是歲九月庚寅、令下二伊賀・伊勢・尾張・近江・越前・丹波・播磨・紀伊等一、始輸中錢調上」とあるは、錢の多寡を知らむ爲と見ゆ

聖武天皇天平二年三月丁酉、周防國熊野郡牛島西汀、吉敷郡達理山所レ出銅、試加二冶煉一、並堪レ爲レ用

是は文武の朝に、「周芳國獻二銅鑛一」とある種類ならむ

同七年閏十一月庚子、更置二鑄錢司一

是は諸國より三貨おひ／＼出づるにより、持統・文武・元明三帝の例に倣ひ、更に鑄錢司を置き給ふなり

同二十一年二月丁巳、陸奥國始貢二黃金一、於レ是奉レ幣、以告二畿內七道諸社一（丁巳は二十二日なり）

是卽世に所謂奧州の貢金なり、其掘り出だしゝ山は、稱德帝紀に、「陸奥國馳レ驛貢二小田郡所レ出黃金九百兩一、我國家黃金從レ此始出焉」といふ、小田郡は金華山なり、其山に社を建つるは、神名式に、小田郡黃金山神社是なり、今の仙臺も此金を出だしたる金華山より起れる名にて、陳子昂が春日登二金華觀一詩に、「白玉仙臺古」といふにより、金華山には、黃金と水精とあるに因りてなり

仙臺城下、儒士の著はしゝ奧羽觀跡聞老志に、陸奥の砂金は、もと小田郡陸奥山に出づ、山は式に載する所の黃金山神社なり、後世其地を牡鹿郡に併せ、其山を金華山と改む、古を失ふといふ

べしとあり

此貢金は、延喜式交易雜物に、「陸奥國砂金五十兩」といひ、小右記に、「長元二年九月、前陸奥孝義志二砂金十兩一」といひ、東鑑に、「文治二年十月、陸奥國今年貢二金四百五十兩一」といふ物にて、五事略に、「其後、後白河の頃まで參らせしなり」とあり、後世に傳ふる陸奥國永字小判金（一名秀衡小判）即此なりと、其始は對馬の貢銀と大抵同じ貢賦なりしに、此金のみ諸書に多く載せて聲價世に高く、人のいひつたへて異朝までも聞きしにや、東西洋考、（形勝名跡條）「東奥州産二黄金一處」といひ、（物産條）「引二僧奝然一、曰東奥州産二黄金一、西別島出二白銀一、以爲二貢賦一」といふ（宋史日本傳に見ゆ）其譯あり、是より七年前、「聖武帝天平十五年冬十月辛巳、詔曰、（上略）粤以二天平十五年歳次癸未十月十五日一、發二菩薩大願一、奉レ造二盧舍那佛金銅像一軀一、盡二國銅一而鎔レ象、削二大山一以構レ堂、及二法界一爲二朕知識一、遂使下同蒙二利益一、共致中菩提上」と云々、同月乙酉に、皇帝近江の紫香樂（シガラキ）宮に御し、右大佛の像を造り奉らむために、始めて寺地を開きたまふ、此時、行基法師弟子を率ゐて、多くの衆生を勸誘せり、同十六年十一月壬申に、近江の甲賀寺に右大佛の像をたて、骨柱出來たるとき、皇帝みづからその繩を引きたまふ、同十七年八月に、其大佛を南都東大寺に移さる、此佛像を鑄るに數萬の鑄金銅を用ひたり

朝野群載に、東大寺大佛を鑄る時、熟銅七十三萬九千五百六十斤、白錫一萬二千六百三十八斤、練金一萬四百三十六兩、銅五萬八千六百二十兩、炭一萬六千三百五十六石といふ

乃其像を裝飾せむとし給へども、國家の金銅を多く用ひ盡されたれば其料金無く、是非異朝へ乞ひ求めむとし給ふとき、陸奥國守百濟王敬福より黄金を貢す、于レ時天平二十一年二月丁巳（二十二日）なり、天皇限りなく感悅し給ひ、「同年夏四月甲午朔、幸二東大寺一、御二盧舍那佛前殿一、北面對レ像、勅、（上略）陸奥國守從五位上百濟王敬福伊部內小田郡仁黄金在奏氐、獻此遠、聞食驚伎悅備貴備念久波、舍盧那佛乃慈賜比福波倍賜物爾有止云々、（下略）此日授二百濟王敬福從三位一、」（元亨釋書に、陸奥守敬福を銀青光祿大夫に任ぜらるゝといふは是なり）其翌二日乙未に、天皇又大佛の前殿に御し、大臣以下多くの百官士庶を行列し、是日改二天平二十一年一、爲二天平感寶元年一、（如是院年代記云、四月二日改元）萬葉集、（第十八）天平感寶元年五月十二日、於二越中國守館一、大伴宿禰家持作レ之

須賣呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻爾金花佐久（夫木集に、殷富門院大輔「咲き初めし黄金の花はすべらきの、光をひらくはじめなりけり」）

此年號天平感寶は、年中改元とて、年代曆に不レ載と、淸輔が奧儀抄に見えたり、「又同年五月庚寅、陸奥國免二三年調庸一、小田郡永免、同閏五月甲辰、授二獲レ金上總國人大部大麻呂從五位下一、授二冶レ金人左京人戶淨山大初位上、出レ金神主小田郡日下部深淵外少初位下一、同秋七月甲午、是日改二感寶元年一、爲二勝寶元年一、」其後廢帝天平寶字二年八月戊申の勅に、「信終出二勝寶之金一、我國家於レ是初有二奇珍一、開闢已來、未レ聞二若レ斯盛德一者也」といひ、高野天皇天平神護二年六月壬子にも、「我國家黄金從レ此始出焉」といひ、此貢金大佛の用となりて、其大佛の名殊に高く、光仁帝寶龜五年十月己巳の

條、文德實錄齊衡二年九月甲戌の條、同三年五月丙寅の條、三代實錄貞觀三年正月廿一日丙申、同三月十二日丙戌の條にも載せて、聲價代々世に高く、人のいひ傳へて異朝までも聞く事になりぬ、先レ是、文武の朝、大寶元年三月甲午、對馬島貢金こそ、實に此邦金貨の始發ならめ、聖武帝大佛の前にて勅し給ふに、此大倭國者、天地開闢以來に、黄金は人の國より獻る事はあれども、斯地にはなき物と思へると宣ふは、甚しく佛に泥みて媚び諂ひ給ふなり、此帝は其妣光明皇后・皇女孝謙帝二代とも、深く佛を信じて出家し給ふにより、二代とも御諡を奉らず

續日本紀聖武天皇注云、謹案ニ勝寶七歲勅一、曰、太上天皇出家歸レ佛、更不レ奉レ諡、至ニ寶字年一、勅進ニ上此號諡一、孝謙帝注云、出家歸レ佛、更不レ奉レ諡、因取ニ寶字二年、百官所レ上尊號一、稱レ之

此邦國家第一の寶貨を、大半佛氏の用となし、後世に流傳し給ふは、推古・聖武二帝の御代より始まる、其原は百濟王より始めて佛を作れり、西蕃外國の徒、吾皇國に害ある事、識者考ふべし

天平感寶元年四月乙卯、陸奥守從三位百濟王敬福、貢ニ黄金九百兩一

是は二月丁巳（二十二日）に始めて貢せし物とは異なり、四月二日感寶と改元ありし同月乙卯なれば、四月二十二日なり、然るに稱德紀に「冶鑄云畢、塗金不レ足、而陸奥國馳レ驛、貢ニ小田郡所レ出黄金九百兩一」といへば、二月丁巳（二十二日）の貢金も、九百兩なり、此歲二度の貢金合せて千八百兩としるべし

孝謙天皇天平勝寶二年三月戊戌、駿河國守從五位下楢原造東人等、於ニ部内廬原郡多胡濱一、獲ニ黄金一

獻レ之練金一分沙金一分於レ是、東人等賜二勤臣姓一、同年十二月癸酉、授二駿河國守從五位下勤臣東人從五位上、獲レ金人无位三使連淨足從六位下一、賜二絁一十疋・綿四十屯・正稅二十束一、出レ金郡免二今年田租一

是は文德實錄仁壽二年二月乙巳、滋野貞主卒條に、「曾祖父楢原東人天平勝寶元年爲二駿河守一、于レ時土出二黃金一、東人採獻レ之、帝美二其功一、曰、勤哉臣也、遂取二勤臣之義一、賜二姓伊蘇志臣一」といふ、是なり、此献金は、風土記に、「薦河國薦河郡鞠込貢二黃金一」といひ、宣秀卿記に、享祿四年駿河金といふ物にて、後世に傳ふる駿河今川永四貫小判金即此なりと（此金三品あり、圖錄に出づ、當時練金、沙金一分といふは、分兩の分なるや）

同四年二月丙寅、陸奧國調庸者、多賀以北諸郡、令レ輸二黃金一、其法正丁四人一兩、以南諸郡、依レ舊輸レ布

是は奧州の地、おひ／＼金貨を出だすにより、調布の代に黃金を納めしむるなり、調布の代なれば、金貨分量の制も立つと見えたり、其量未詳ならず、源平盛衰記に、小松内府重盛公奧州知行の時、氣仙郡より金千三百兩を參らせたりといふも、是等の調金なるや、後世に傳ふる奧州上字小判金、分銅金種々あれども、必當すべき徵なし

廢帝天平寶字四年三月丁丑勅、云々、（上略）頃者、私鑄稍多、僞濫既半、頓將二禁斷一、恐有二騷擾一、宜下造二新樣一、與レ舊並行上、庶無レ損二於民一、有レ益二於國一、其新錢文、曰二萬年通寶一、以レ一當二舊錢之十一、銀錢文曰二太平元寶一、以レ一當二新錢之十一、金錢文、曰二開基勝寶一、以レ一當二銀錢之十一

是は金銀銅の三貨を鑄させたまふ、是れまで銀銅鐵三錢はあれども金錢は見えず、銀錢は此朝に始まる、萬年通寶は銅錢なり（按ずるに、錢文に通寶と名付くるは、萬年通寶に始まる、漢土にて通寶と名付くるは、唐高祖開元通寶に始まる事通鑑に見ゆ）金銀以レ一當レ十といふは、漢土の制法にもあり、後漢西域傳に「太秦國以二金銀一爲レ錢、銀錢十當二金錢之一一」とあり、萬年通寶泉彙に出づ

稱德天皇天平神護元年九月丁酉、更鑄二新錢一、文曰二神功開寶一、與二前新錢一並行二於世一

是は銅錢なり、故に前の新錢と並び行ふ、（拾芥抄に、神功開寶は、稱德御宇鑄レ之とあり、王思儀が三才圖會に、小窓別記を引きて、神功開珍とあり）「同二年十二月、是歲民私鑄レ錢者、先後相尋、配二錢司一駈役」とあり、是より私鑄の者は、皆鑄錢司に屬託す、此錢三品泉彙に出づ

光仁天皇寶龜三年八月庚申、太政官奏、去天平寶字四年三月十六日、始造二新錢一、與レ舊並行、以二新錢之一一、當二舊錢之十一、但以二年序稍積、新錢已賤一、限以二格時一、良未二安穩一、加以、百姓一人間償二宿債一者、以二賤日新錢一貫一、當二貴時舊錢十貫一、依レ法雖二相當計一、價有二懸隔一、因レ玆物情擾亂、多致二諠訴一、請新舊兩錢、同レ價施行、奏可

是は寶龜三年より十二三年以前に鑄たる新錢、段々に價賤しくなりたるを、一錢十錢と引き替への制をいひ立てゝ、下りたる新錢一貫を以て、高き時の古錢十貫に引きならし差引する故に、毎々諠譁訴訟に及ぶ、新錢古錢おなじ價にし通用させむと事を奏するなり、聞き屆けあり

同八年五月癸酉、賜ニ渤海王書一曰、云々（上略）又縁ニ都蒙請一、加ニ附黄金小一百兩、水銀大一百兩一

是は渤海國の使者都蒙が歸る時、天皇より彼土へ贈り給ふ黄金なり、小一百兩とあれば、此時黄金に大小の分あり

同十年八月壬子、勅、去寶龜三年八月十二日、太政官奏、永止ニ舊錢一、全用ニ新錢一、今聞、百姓徒蓄ニ古錢一、還憂無レ施、宜レ聽ニ新舊同レ價並行一

是即三年八月庚申の奏を勅し給ふなり、其年永止ニ舊錢一、全用ニ新錢一とは奏せざれど、新古一貫十貫の高下あり、その時より百姓等古錢を蓄へ持ちたるは、格別の損あり、施すべきやうなき故に、新古におなじ價に通用せよとなり

是は先例におなじ

桓武天皇延暦九年冬十月甲午、復置ニ鑄錢司一

日本紀略云、桓武天皇延暦十五年六月壬戌、木工允上道廣成授ニ外從五位下一、褒下採ニ備前國銀一之功上也

是に據れば、當時備前の國よりも銀を出だせり

日本後紀云、桓武天皇延暦十五年十一月乙未、詔曰、云々（上略）是以更鑄ニ新錢一、仍增ニ其直一、文曰ニ隆平永寶一、宜下以ニ新錢一一、當ニ舊錢十一、新舊兩色、雜使中行用上、但舊錢者、始レ自ニ來歲一、限以ニ四年一、然後停廢、辛丑始用ニ新錢一

是平安城遷都以後に鑄させ給ふなり、此時古錢は四年を限り通用停止せり、此錢大小中數品あり、三品泉彙に出づ、往年大坂堀江川にて、此錢數枚を掘り得たり、其所の橋を隆平橋と名づくといふ

同十六年二月甲申、勅、云々上略今聞、京職多有レ收レ錢、事須レ賤レ本貴レ末、一絕ニ收錢一、但恐民有ニ貧富一、不ニ必蓄レ穀、宜レ聽ニ貧乏之徒進レ錢、通計不レ得レ過ニ四分之一一

是は京職の者、多く錢を收めて其價を高くし、貧乏のもの不便なる故に、其制を立てたまふなり

類聚三代格第十二 延暦十七年九月乙丑、是日太政官符、禁ニ斷貯レ錢事、被ニ右大臣宣一偁、奉レ勅用レ錢之道、取ニ於輕便一、有無均レ利、彼此得レ宜者也、如レ聞、外國吏民多有ニ貯蓄一、京畿士庶還乏ニ資用一、既乖ニ均レ利之義一、亦失ニ得レ宜之方一、宜下下ニ嚴制一不上レ得ニ更然一

是は畿內より外の國に多く錢を買ひ貯へて、京畿の錢乏く、利用に不便なる故に、蓄錢を禁じたまふなり

日本後紀云、平城天皇大同三年五月己丑勅、百姓之間、新錢未レ多、宜ニ新舊列用濟ニ民乏一

是は以前よりの古錢多く、隆平永寶の新錢多からず、其中には、收錢の者もあり、乏民に行き渡らざる故に、新古共に列ね用ひ、融通せよとの事なり

弘仁元年十二月廿日丙戌、銅錢司用ニ乘銅一、鑄ニ進新錢一千四十貫一、因レ玆賜レ祿有レ差

是は銅錢司より、銅の有餘を計りて隆平永寶を鑄て進獻す、大同三年、新錢未レ多とあるに、鑄進す

る故に、賞美して祿をたまふなり 按するに、類聚國史第百七職官部、十二鑄錢司條に載せたるは、文長し、故に略す

類聚國史 第百七職官部 弘仁七年秋七月戊寅、廢二鑄錢司一

是は鑄錢司を廢せらる、其譯あり、同月癸巳詔、日本紀略を考ふべし

日本紀略云、弘仁九年十一月辛巳朔、詔曰云々、上略 改二錢文一曰二富壽神寶一

是は隆平永寶の錢文を改むるなり、延喜通寶を乾元大寶と改むるとおなじ、此錢四品泉彙に出づ

承和符云、八年閏九月廿九日符 弘仁十二年七月壬戌符偁、得二鑄錢解一偁、依二去弘仁九年六月十一日申一レ官支度帳一、件錢毎レ年鑄作可レ進、而始レ自二九年一、至二于今年一、掘採之銅乏少、作レ物之類有レ欠、望請、五千六百七十貫之內、減定二三十貫文一、毎レ年作貢、但豐銅之年、隨即陪作、不三必限二以此數一

是は官に申し上ぐる支度帳の事を陳ぶるなり、去る弘仁九年六月十一日に、鑄錢司より申し上ぐるは、毎年五千六百七十貫づゝ調進可レ致の所、其年より今十二年七月まで、四年の間掘り出だす銅乏しく少なくして、錢より外の銅器を造るにたらず、定數の內三十貫を減じて毎年調進可レ致、銅豐に出づる年は三十貫に限らず、其倍も鑄作らむとの事なり

承和符云、八年閏九月二十九日符 淳和天皇天長三年九月乙酉、下二民部省一符偁、相二轉舊錢一、鑄二造新錢一之間、宜下停二鑄錢料銅一、令レ進二年料熟銅千斤一上

是は此朝舊錢を相轉じて、新錢を鑄作らむとの事にて、新錢出來るまでの間は、鑄錢司へ賜はる料銅

は停止せられ、諸國より貢進する熟銅は、毎年千斤づゝに定めらるなり二同八年三月癸卯、鑄錢司秩期、一準二諸國一と、類聚國史職官部及承和二年三月十五日符にも見えたり〇六史の中、日本後紀は欠本にて全部なし、故に日本紀略、類聚國史・類聚三代格・承和年符を以て年序とす

續日本後紀云、仁明天皇承和二年正月廿二日戊辰、令レ鑄二新錢一、下レ詔曰云々、上略是以今制二新錢一、以叶二適變一、文曰二承和昌寶一、以二新錢之一一、當二舊錢之十一、新之與レ舊、宜レ令二並用一

是歳新錢を鑄さしめ、年號を以て錢文とせり、和同開珎は、銅出づるに因りて是と異なり、年號錢文は承和通寶に始まる、此錢二品泉彙に出づ漢土にて、年號錢文は、南宋の孝文帝孝建四銖錢に始まる

同二月廿三日戊戌、下野國武茂神奉レ授二從五位下一、此神坐下採二沙金一之山上

是は延喜式に、下野國より毎年砂金百五十兩、練金八十兩づゝ貢すといふものならん圖錄に、上野國吉豆小判金、一名足利小判載せたり

同三年正月廿五日乙丑、詔、奉レ充二陸奥國白河郡從五位下勳十等八講黃金神封戸二烟一、以レ應二國司之禱一、令レ採二得砂金一、其數倍レ常、能助二遣唐之資一也

是は奥州白河郡より砂金を採り得て、遣唐使の入用を助けたる故に、其賞に封戸を充てたまふなり

嘉祥元年九月十九日乙亥、令レ鑄二新錢一、下レ詔曰、云々、上略宜下改二舊貫於鳧錙一、磨二新彩於金刀一、文曰中長年大寶上、一以當二舊之十一、新之與レ舊、並用雜行、將レ令下用不レ倦、既富レ之而敎中之

是は年號改元に因りて新錢を鑄たまふ、この錢二品泉彙に出づ

三代實錄淸和天皇貞觀元年四月廿八日癸丑、詔曰、云々、上略宜下改二舊弊一更制二新錢一、勤二此變通一、救中彼流弊上、文曰二饒益神寶一、一以當二舊之十一、卽舊之與レ新、並令二雜用一、同年十月廿八日庚戌、是日鑄錢司進二鑄錢一

是も年號改元に因りて新錢を鑄させ給ふなり、是歲二月廿五日、長門國海部男種麻呂といふ人を採銅使とし、三箇年の內年々銅鉛三千斤づゝ進むべき事を載せたれば、新錢の用となしたまふ事しるべし

同七年六月十日己未、禁二京畿及近江國、賣買之輩擇二棄惡錢一

是は去る弘仁十一年六月九日、大藏省に下知ありて、鑄錢司より進獻する所の新錢は、文字少々不レ明、又少の疵有るとも通用に妨なく、請取渡可レ致處に、是は文字不レ全、是は輪郭(ワフチ)有レ缺などいひ立てゝ、十に二三は嫌ふ故に、此度嚴重に禁制せられて、通用せよとの事なり

同九月廿六日甲辰、勅二木工寮一、採二銅於山城國相樂郡岡田鄕一、舊鑄錢司止

是は岡田鄕採銅の事にて、同九年六月九日丙子の勅、同十一年七月十日丙寅の採銅使、元慶五年六月丁丑朔、採銅使停止、同八月廿日丙申、採銅使返進は、皆是なり

同十二年正月廿五日戊寅、詔曰、云々、上略錢文曰二貞觀永寶一、一以當二舊之十一、母子相隨、並共通用、

同八月五日乙酉、鑄錢司進二新鑄貞觀錢一千一百十貫文一

是歳又鑄錢あり、此錢泉彙に出づ 母子といふは、母は種錢、子は通用錢

陽成天皇元慶三年十月十三日己巳、勅、令二太宰府一、庫物之代、砂金六百三十三兩、水銀百七十斤、注二附官帳一、先レ是府司申請、毎二唐人來一、募二貨物一、直借二用庫物一、交開畢後、以二砂金一給レ官給レ綿、總計返納、其砂金一兩、充二綿十六屯一、絹一疋宛二十四屯一、府司不レ能レ勘、行來尙矣

是は當時砂金を綿絹に充てゝ交易すれば、其一兩はいか程といふ事をしるせり、金銀圖品に砂金の圖あり

以上國の六史、日本紀・續日本紀・日本後紀・續日本後紀・文德實錄・三代實錄に載せたる金銀銅鐵の四貨、及代々鑄錢の沿革、勅命制令の文、すべて皆かくのごとし、是を見て、正史に載せたる寶貨の大率知りぬべし

按ずるに、外國貢上の金銀は、皇后の御代に始まり、和銀の出づるは、天武帝三年に始まり、獻二銅鑛一と、冶二金鑛一とは、文武帝二年に始まり、貢二冶金一は、大寶元年に始まり、獻二和銅一は、元明帝和銅元年に始まり、陸奥貢金は、聖武帝天平二十一年に始まる、其中に錬金・砂金・黄金に大小あり、銀に白銀及鉡あり、いかなる形なるか詳ならず、又金に分兩あり、銀に兩斤あり、其量目も亦詳ならず

練金は、後世にはいふ竹流金にて、竿金といふ說もあり、砂金は、金銀圖品に、その形を載せたれど、國史に見えたる砂金なるや、砂金に砂と沙と二品あり、砂金は、碎石、又は金礦中より出づ、强流水の底にあり、佐渡・松前より出だすを瓜實(ウリザネ)といふ、伊豫より出だすを茄子實(ナスビザネ)といふ、沙金は、水沙中にあり、佐渡・西三河・伊豫三角寺奧の院、及吉野川の底にあり、人民筵にて抄取(スクヒ)るに、大に人力を費して利あらず、今は此事を止むといふ、砂金を冶へば熟金となる、生金是なり、沙金を鹽上に置き炭にて燒けば、金沙集まりて玉となる、俗金丸といふ、和漢三才圖會に見えたり、宋の朱輔が溪蠻叢笑に、二種共に載せて名二綵金一といへり、天工開物にも二種を載す、國史に見えたる砂金は何れなるや詳かならず、黃金も小一百兩とあれば、大小ありと見ゆ、其形・量目詳ならず、白銀も錁は砂銀なるや、其形・量目皆詳ならず

大抵六史に載せたる頃は、國家通用は錢貨のみ多く用ひて、金銀二貨今のごとくは用ひざると見ゆ、勅命・制令二貨の事なきにてしるべし

宇多天皇寬平二年、鑄二寬平大寶一

是錢泉彙に出づ 二品ありといふ

醍醐天皇延喜七年、鑄二延喜通寶一

是錢泉彙に出づ この錢、天明二年壬寅三月下旬、攝津國川邊郡東長洲村にて數枚掘り出だせり、銅錢多くして鉛錢少くなし

村上天皇御宇、鑄二乾元大寶一見二拾芥抄一

是は延喜通寶の錢文を改め鑄るなり

日本紀略云、天德二年三月廿五日、改二錢貨文一、延喜通寶爲二乾元大寶一、三月八日、右大臣於二仗座一、仰二外記一、令三因幡介廣兼・圖書允阿保懷之一、令レ書二新錢文一、但被レ用二懷之之字樣一

和同開珍より乾元大寶まで、大平と開基と二品除く本朝十二錢といふ、冷泉帝より天皇の號止みて皆院號となり、鎌倉時代までは三貨及鑄錢の沙汰なし、日本紀略に、後一條院寬仁元年、盜人前攝政家の倉町に入りて、砂金千三百餘兩を盜み取りし事見えたり、小右記に、「長元二年九月、前陸奧孝義志二砂金十兩一、金粒太大、不レ似二例金一、又此砂金異二例金一、不レ可レ被レ充二用雜事一」といへば、當時は砂金を專ら通用せしにや、例金といふは、別に通用の金貨ありしにや、一說に、大寶元年、對馬島の貢金當時、長元の貢銀と同じく世に行はると、其金は金銀圖錄に載せたる、對馬高木握小判金、形、菜刀の如く、津の字高木の二字とを刻する物是なり、是のみ例金とも見えがたし、其後高倉院安元元年六月、小松重盛黃金三千兩を宋の育王山へ贈られし事、平家物語に見えたり、其金貨いかなる形なるか、治承二年十一月十二日、安德帝御誕生のとき、金錢九十九文を皇子の御枕に置かせらる事、平家物語に見え、「謹上泰山府君都狀に、銀錢二百四十貫文」と、朝野群載に見えたれば、其頃金銀二錢も專ら通用せしにや、源平盛衰記に、「治承二年砂金千兩・南鐐百」とあり、平家物語に、南鐐を煖遼に作

り、東鑑に、南廷に作り、砂石集に、軟挺に作るも皆同じ、其形は金銀圖錄に多く載せたれど、何れを當時通用せしか詳ならず、又壽永小判金といふは、壽永中造る所といふ、其形今の判金と同じく壽永二字と花押とを刻せり、重五匁、（或云、北條泰時造ると）當時此等の寶貨通用すと見えたり、又其頃、異朝の錢も來舶すと見えて、法曹至要抄に、「建久四年宣旨、停二止宋朝錢貨一」とあり今も世に多くある嘉祐通寶・治平・熙寧・元豐・政和の類是なり、善隣國寶記に、元史を引きて、「後宇多院建治三年、是異朝渡レ錢之始也」といふは誤れり

されども、其頃は戰國大亂の世なりし故に、金銀も不自由の事有りしにや、治承四年、南都東大寺重衡の兵火に罹りて再建の沙汰あり、建久の初、白河法皇より右大將賴朝と、俊乘坊重源師とに其命ありしに、賴朝より朝金五十兩寄附せむと申されしに、其年旱魃にて都合調はざる事、東鑑に見えたり、其のち北條時代には、寶貨の沙汰は見えず、銅錢を用ふる事は、東鑑脫漏に、「嘉祿二年、先レ是以二準布一爲レ幣、至レ此又用二銅錢一」とあり、東鑑建長四年記に、「砂金百兩・南廷十兩」とあれば、引き續きて、此等の寶貨を通用せしと見ゆ、南北朝時代も、寶貨の沙汰は見えず、金銀圖錄に、大塔宮小判、重四匁六分、太平小判金、重三匁六分、新田判官仁木賴助の造る所、赤松小判金、重四匁壹分、尊氏小判、銀、重四匁三分、各其圖を載せたり、されども當時此等の寶貨を通用せし事、その證を見當たらず、室町殿時代も、寶貨の沙汰は見えず、中原康富記に、「應永八年五月十三日、

日本准三后道義書、上二大明皇帝陛下一云々、（中略）金千兩馬千疋、」（此千兩は砂金なるや）其餘は、同書に文安六年四月宣下に、「砂金二十兩二裹」といひ、親長記に、文明五年十二月元服に、「砂金十兩、但代二千匹」といひ、長興記に、文明七年四月宣下に、「砂金一裹代二千疋」といへば、專ら砂金を用ひしと見ゆ、鹿苑院義滿公は大に奢侈を好まれ、國家の金貨を磨剥し、應永四年に金閣寺を建てられ、同八年五月十三日、大明の皇帝へ金千兩・馬・鎧・劍刀種々の品を贈らる、此皆皇國第一の寶貨を磨滅し、神明守護の御德をかへりみず、其弊政いふばかりなし、其後太宗の壽爵を受けられし故に、彼土より永樂通寶の錢を多く頒ち贈れり、（天野氏鹽尻には、應永十年八月三日と記せり）此錢文は、相國寺の僧中正藏主（一名仲芳）の筆なるよし、本朝通鑑・異稱日本傳・五岳傳・連珠集等に見ゆ、義滿奢侈の風その子孫に流傳し、慈照院義政の世にいたり殊更甚しく、天下の寶貨を融通する事能はず、應仁文明の大亂も其まゝにて、東山に銀閣寺を建てられ、文明十二年に世務を讓りて是に閑居す、金閣に準じ、銀閣といへば、其弊政亦いふばかりなし、故に皇國神明の冥加なく、寛正五年・文明七年・同十五年以上三度まで、大明の天子に錢貨を賜はるべきを乞ひ求めらる、中にも文明十五年には、錢十萬貫を賜はりなば、我國の財用足り申さむと歎かれし事あり、我朝未曾有の大亂世とは申しながら、左程まで困乏せしも、寶貨の德を輕んずる冥罰にやあらむ、先レ是普光院義教の時代に、灰吹銀といふ物通用せしにや、永享二年八月記に、鈴鹿某云、「灰吹銀五十目、錢壹貫文價也」とあり、金銀錢譜に、えぎれ銀は灰吹にて、

耳薄く、中厚く、細長く、えぞれの魚に似たる故にいふと、其形はいかなる物にか、金銀圖錄に、石州御藏灰吹銀其種二三品を載せたれど、是は其時代より後世の物なり、蔭凉軒日錄に、永亨十二年十月、金三十三兩二分といひ、親元日記に「文明十一年、時岡民部丞預置金四十兩、料足十貫」といふも、義滿大明へ贈られし千兩も同じ金貨なるや

按ずるに、砂金一分とあるは、孝謙紀に見えたるのみにて、其餘砂金一分二分とあるは未見あたらず、室町時代に、三十三兩二分といふは、砂金なるにや覺束なし

其後、天文永祿の頃大内義興・毛利元就石州を領せし時、銀貨を造られし事、石州銀山舊記に見えたるよし圖錄に載せたれど、是は其私領のみ通用にて、甲州金壹百三十六品、越後小判諸國の金貨多く載せたるごとく、天下一統公用の寶貨にはあらざるなり、其後元龜・天正の頃金銀に幾枚といふ名目あり、圖錄に引用する所多く見ゆ、多門日記略に、元龜三年十二月、信長衆嗄の時銀子百枚、又云、天正二年十二月、銀一枚代三石八斗に買レ之、同八年十二月、金子一枚持上代廿八石五斗同九年八月、金子一枚代寺升卅八石五斗其後引き續きて二貨幾枚と唱へ、太閤記に、金賦之事、天正十三年初秋の頃、金子五千枚、銀子三萬枚、諸侯大夫等に施したまへりと云々、右元龜三年より天正年中まで、金銀に幾枚といふ、其寶貨は何れの世、何人の造りて、いかなる形、其目方何程といふ事詳ならず、靑木敦書の說、又は圖錄に、彼此と考證あれど、皆後世よりの臆斷にて、確說とはいひがたし、武德編年大判

條に、是は室町家の流例なりといへば、信長以前室町の時代より、金幾枚と唱へ來りしと見ゆ、黄金を音に呼ぶは今の大判の事なり、是は信長の時に始まれり

正親町院天正年中、始鑄二黄金大判金一、一名板金

是は織田信長公造らせらる、其形は圖錄に載せて、拾兩二字、并に後藤花押を刻せり

圖錄に、右天正大判金重四拾四匁、大判は信長公の時に始まる、紳書に、後藤云、大判に拾兩と書く事は、小判拾兩にてはなく、黄金拾兩なり、黄金拾兩とは、昔は銀壹枚を黄金壹錄とし、銀拾枚を黄金拾兩といふ、大判壹枚を銀四百二十匁に通用せり、又云、大判は信長公の時、後藤の先祖極む者なりと、板金といふは、同書に進退記を引きて、板金の事、是も殿中にては披露なし、又進上もなし、私ざまにての事なり、五枚・十枚・百枚とも候へば、折又は唐の盃などと居ゑて披露候、只一枚・二枚も同前に候、御前にて包を明け候事などはなく候と見えたり、是則大判の權輿なるべしといふ

按ずるに、板金の起は、周禮職金の金鈑、爾雅の鉼金、漢書「武帝太始二年、更二黄金一、師古註、吉字金挺之類」、小判は夢溪筆談の小金餅など、東涯の名物六帖に載せたるより、後人多く引書を出だし、種々の說あれども、盡く漢土の法に傚ひしとも見えず、甲州金などは數十品あるもの、多くは圓形なり

同天正年中、鑄二長大判金一

是は重四拾四匁、拾兩及後藤德乘の花押あり、圖錄に出づ

同十五年、鑄二天正通寶一

是錢二品あり、一品泉彙に出づ

同十六年、鑄二大佛大判金一

是は金銀錢譜に、天正十六年造といふ、重四拾三匁、其面に鏨目なく、文字花押もなし、圖錄に出づ、紳書に、大佛供養の時、造られしとあり外に同名あり

又鑄二讓葉大判金一、又鑄二小佛判一

是は二品共に諸書鑄たる年を記さず、金銀圖品に、讓葉金大判、或は大佛判といふ、其形は圖錄に出づ、金銀吹替錄に、小佛判是を二條判といふ、慶長以前より通用すといふ

後陽成院天正十九年、鑄二判金大小一

是は武德編年に、天正十九年、此年國々へ通用せらるべき爲に、後藤德乘、幷に門人庄三郎光次に命じ、黃金を以て大小の形を定めて鑄させらる、但大判は金目四拾八文目を以て一枚とす、是は室町將軍家の流例なり、往古より今にいたり、小判といふ事は無く、灰吹の砂金を權衡に掛けて通用すといへども、急務をたさず、今度光次に命じ、昔年よりありし金錢に、四增倍の積り四文目八

分を以て小判とし、是を鑄て通用其便を得るに、金錢ともに世に行はると云々

五事略には、「天正十六年、造二黄金大判小判一」とあり、されども、圖錄にも天正十九年とあり

天正・文祿之間、太閤鑄二大判金及間歩判金一

是は圖錄に、重三拾八匁二分、天正・文祿の間造る所なり、太閤小判といふ、又靜庵隨筆を引きて、大判に橋本といふ極印あるあり、太閤の時の銀座なり、又太閤間歩判金の圖を出だして、重壹匁二分と記せり

此外に、太閤但馬小判・軍用金銀二貨・重六分及花降金銀二貨等、圖錄に載せたれども、國家常用の物とも見えざるなり

文祿元年、鑄二文祿通寶一

是錢泉彙に出づ

同四年、鑄二駿河小判金、及武藏小判金一

是は五事略に、駿河判・江戸判など、皆々造られし所を以て稱すといふ物にて、紳書に、後藤云、文祿四年、江戸・駿河兩所にて小判を定めらる（駿河小判重四匁貳分五厘、武藏小判重四匁八分弱、並に圖錄に出づ）

慶長年中鑄二金壹分判一

是には諸說ありて一決せず、五事略に、「慶長四年、始造二壹分判一」といひ、紳書には、後藤の說を引

きて、慶長五年に造るといひ、武徳編年には、慶長十年後藤庄三郎光次に命じ、金壹分判を始めて造らせらる、其重目壹錢目二分なりといへり、常山紀談に、後藤庄三郎黄金を四ッに切りて通用せむと望みけり、今の一分金といふは夫より始まれり、但甲州には信玄碁石金といふあり、一分金は碁石金に倣ふにやあるべしと云々、是等の諸説孰か是なるや、其黄金を四ッに切るといふは、靜庵隨筆に、花小判といひて、金子壹兩を四ッにして、小判のやうにしたる物なり、壹分の大なりと、重壹匁二分、其形は圖錄に出づ碁石金は、甲陽軍鑑に出でたり、圖錄に露金を出だし、此類なるべしといへり、圓形なり

同六年、鑄二判金大小・挺銀・豆板等一、而定二法制一

是は五事略にもいへり、慶長六年五月、始めて通用金銀の法を立てたまひ、判金大小・丁銀・豆板等の制定まる

圖錄に、慶長大判金、重四拾貳匁二分、拾兩二字、後藤榮乘花押を刻す、同笹大判金、目方同じ、但榮乘の花押變態なり、江戸座小判金、重四匁八分、壹兩二字、光次花押を刻す、京座・駿河座二品、文字目方皆同じ、萬兩頭小判は、光次花押上下に刻す、壹分判、重壹匁二分、是に片本字・兩本字あり、目方皆同じ

此時始めて銀座を置きたまひ、其座より菊一文字・夷一文字・大黒極印等を刻して調進せしに、大黒極印に定められ、其銀貨を俗に大黒遣ひといふ、常是は乃其名なり

慶長丁銀は、大抵目方四拾三匁の內外なり、大黑丁銀は、大黑の形十二程刻せり、豆板(マメイタ)は眞面に寶字を刻し、裏に大黑を刻す

按ずるに、丁銀の起りは、漢土の銀錠、又は錠銀に倣ひて造りしといふ說あり

金銀を錠といふは通雅に見え、金銀銅を鋌といふは、「後魏崔浩、好觀二星變一、置二金銀銅鋌於酢器一」と、史に見え、銀八千鋌は五代史賈緯が傳に見え、銀錠は品字箋に見え、鋌銀は通鑑釋文辨疑に見ゆ

豆板は、（俗に小玉といふ）漢土の碎銀、又は散碎銀こまがねと、東涯の六帖に載せたるより、後人多く引書を出だし、種々の說あれども、是等も皆漢土の法に倣ひしとも見えず、是より以前、天文・永祿の比、石州銀山にて始め銀貨を鑄たる公用丁銀、（公用、永祿二字を刻し）其の後、文祿二年に鑄たる丁銀、重四拾三匁、（石州銀文祿二卯月日を刻し）同年、筑前博多丁銀（博多御公用、文祿二中山與左衛門名一箇に刻す）共に慶長丁銀（四十三匁の內外、常是を刻する物）其形宛然として相同じ、されば最初丁銀を鑄たる時より、今の形を造りしなり、又碎銀(コマガネ)も切り使ひなど諸說あれば、彼土にも豆板に似たる物あり、群談採餘に、「景泰上頗事二聲色奢侈一、嘗以二銀豆金銀物一撒レ地、令二宮人及宦侍爭拾一、爲二閧笑一」といひ、輟耕錄に、自金白星許といふも、豆板の事ならむ

一說に、豆板はちやぼ銀に倣ひしともいふ、是は重一匁五分許、圓形にて面に矮雞(チヤボ)の形を鑄付けたり、京都室町養林庵に、昔は數百粒を藏せり、此寺加藤淸正の菩提所にて、矮雞銀(チヤボギン)は朝鮮銀な

りと

同八年五月、鑄ニ慶長大判一

是は金銀圖錄に載す、丸の内に五曜星の紋と、慶長八五月極六字を分書し、壹兩用介花押とを刻す

同十一年、鑄ニ慶長通寶一

是は銅錢なり、武德編年に、是歲、永樂通寶を止め薄錢を用ひらる、五事略に、「慶長十三年十一月、止ニ永樂錢一用ニ京錢一」と、二說同じからず

後小松帝應永十年八月三日、永樂錢を積みたる船鎌倉に來著す、領主滿兼より京都將軍義滿に言上す、義滿下知して其錢を滿兼に賜ふ、其後北條氏康關東を領せしより、永樂錢のみ通用、下知を施し他錢を鐚と名付け、永樂錢一文に他錢四五文宛行はる、故に他錢多く京地に集り、京錢と稱せり、一說に應永十八年八月、相州三崎に永樂錢積みたる船漂著す、將軍義持の時なりともいふ、一說に當時永樂錢を重じ、黃金と米價と、皆永樂錢にて定む、黃金一枚といふは七兩二分なり、物の代附二千貫といふは金五十枚なり、二百貫は五枚なり、七兩二分は代銀四百五十目なり、千石千貫といふは、みな永樂錢なり、千疋萬疋といふは、一分を百疋の積なり、當時永樂と鐚との撰み強く、人々永樂を好みて京錢を嫌み、毎々爭論に及ぶ、故に制札に、要脚精撰と書くも、錢の撰みなく通ぜよとの事なりと、此說に據れば、金幾枚といふは、室町時代より稱する事、い

よく〳〵證とすべし

永樂と鐚との爭ひ、天文十九年より慶長十一年まで五十七年といふ、慶長通寶を鑄たる年より永樂錢停止せられ、永樂常錢の差別なく、同じ一文の通用に定まりぬ

同十四年、鑄二大佛大判金一

是は武德編年に、慶長十四年、秀賴洛東大佛再興あり、秀吉聚斂の黃金千枚分銅を潰し、大佛資用の爲に、大判とせらるといふ

後水尾帝元和元年、鑄二元和通寶一

是錢四五品、泉彙に出づ

明正院寬永十三年、鑄二寬永通寶一

是歲五月、錢座免許、此錢背文一より十六にいたる、悉皆泉彙に出づ

靈元院寬文八年、鑄二寬永通寶一、至二天和三年一

是錢、京都大佛の像を毀ちて鑄たり、寬文より天和にいたるまで十六年の間、東府龜井戶村俗龜戶村といふにて鑄る、泉彙に出づ文錢是なり

貞享元年、鑄二貞享通寶一

是は銀錢なり、泉彙に出づ

東山院元祿八年、改ニ鑄判金大小・挺銀・豆板等ー

是は元祿八年九月十日、二貨を改め鑄らる、世に是を元字金銀といひ、又元祿新金といふ、判金大小共に背に元字を刻す、江戸座・京座小判及壹分判、重皆慶長の制に同じ　此改鑄金大判は、享保十年十二月朔日停止、小判分判は、享保三年通用停止、其形は悉皆圖錄に出づ

同十年、鑄ニ二朱判金ー

是は元祿十年六月晦日、新金を以て二朱判を鑄る、重六分、圖錄に出づ、此金、寶永七年四月停止

同十六年正月、鑄ニ銀代通寶ー

是は伊勢屋道喜といふ者の願書納まり、一錢壹分五厘の通用、大九分五厘、重壹匁六分、鑄高百廿萬貫文、未命令なきに試に鑄る、泉彙に出づ

寶永三年、新鑄ニ銀貨ー

是は寶永三年六月六日、新銀を以て挺銀・豆板等を鑄らる、寶字極印二ッを刻し、常是極印なし、世に是を二ッ寶銀といひ、又寶永新銀といふ、圖錄に出づ、此銀享保七年通用停止

同四年五月、始鑄ニ當十大錢寬永通寶ー

是は一文十文に當る通用、京七條にて鑄る、此制は漢土にもあり、文獻通考に「宋崇寧二年、令ニ陝西ー鑄ニ折十大錢ー、又崇寧監鑄ニ御書當十錢ー、每錢重三錢」とあり、此錢同六年正月通用停止　外に寶永大錢時代に一

字寶永十錢通寶を鑄る、
俱に泉彙に載せたり

同七年三月、改㆓鑄二寶銀貨㆒、同四月二日、改㆓鑄三寶銀貨㆒、同月十五日、改㆓鑄乾字金貨㆒

是は寶永七年三月六日、二寶銀を改め鑄らる、兩頭に寶字の極印、中に永字の添極印を刻す、世に是を永字銀といひ、又中銀ともいふ、挺銀・豆板共に此銀享保七年通用停止、又同年四月二日、三寶を改め鑄らる、寶字極印三を刻す、世に三ッ寶銀といふ、此銀も享保七年通用停止、又同月十五日、元字金を改め鑄らる、小判壹分判ともに小形となる、乾字を刻す、世に是を乾字金といひ、又乾金といふ、小判重二匁五分、壹分判重六分二厘五毛、圖錄に出づ、此金享保五年停止

中御門院正德元年、改㆓鑄四寶銀貨㆒

是は正德元年二月二日、三寶銀を改め鑄らる、寶字極印四を刻す、是を世に四寶銀といふ、同年九月鑄所を廢し、挺銀・豆板ともに此銀享保七年通用停止、圖錄に出づ

同四年五月、改㆓鑄二貨㆒、稱㆓復古㆒

是は正德四年五月十五日、金銀二貨慶長の法制古に復さむとの事にて、慶長金の目方に改め、小判は重四匁八分、分判は重壹匁二分、添極印等なし、是を世に正德新金といふ、佐渡にて鑄る、佐字小判・佐字壹分金あり、裏に佐字を刻す、挺銀・豆板も慶長におなじ、圖錄に出づ

又是歲奉㆑命、鑄㆓寛永通寶佐字錢㆒、至㆓同六年十一月㆒

是は正德甲午に命ぜられ、同乙未十一月まで、佐渡國相川にて寛永通寶佐字錢を鑄る、此錢二品泉彙に出づ

享保元年、鑄二享保通寶一

是錢背に永字を刻す、泉彙に出づ

同三年十一月朔、二貨有二轉換通用之命一

是は金銀引替の命あり、乾字金百兩に上金五拾兩、元字も同前なり、寅年まで五年を限とす、新銀拾貫目に元字銀十貳貫五百目を以て替ふ、寶永銀は十六貫目、中銀は廿貫目、三寶は廿五貫目、四寶銀は四十貫目を以て替ふ、右の割合を以て、來る寅年まで五年を限り引替ふとなり

同十年十二月朔、鑄二新金大判一

是は元祿大判を止めて慶長大判の法制に改め鑄らる、重四拾四匁、花押は壽乘の判を刻す、是を世に新金大判といふ、壹枚金七兩貳分の積り、同十一年にも亦鑄る、今用ふる物是なり、圖錄に出づ

同十三年、鑄二寛永通寶仙字錢一、至二同十七年一、同十三年、是歲鑄二大錢一

是は享保戊申より同壬子まで五年の間、奥州仙臺石卷にて仙字錢を鑄る、又是歲、攝州難波にて大形の寛永通寶を鑄る、此錢金・錫・銅の三品あり、倶に泉彙に出づ

櫻町院元文元年、改二鑄文字二貨一、且有二轉換通用之命一

是は元文元年五月十二日、金銀を改め鑄らる、小判重三匁五分、壹分判重八分七厘五毛、文字の添極印を刻す、是を世に文字金銀といひ、又文金銀といふ、同年六月十五日より引き替へ始まる、其命は慶長金百兩代百兩、乾字金二百兩代百兩、慶長新銀拾貫目代同じ、文金改鑄の分は、分判古金百兩代文金百六拾五兩賜はる、古銀拾貫目代文銀拾五貫賜はるとなり

同年、鑄二寛永通寶十字、及小字錢一

是は元文丙辰年命ありて東府二ヶ所にて鑄る、五月より深川十萬坪にて十字錢を鑄る、十月より同所小梅村にて小字錢を鑄る、（小字錢は銅錢二品なり）此錢泉彙に出づ

同二年、鑄二寛永通寶仙字、及川字錢一、佐字錢異品、亦出二乎其間一

是は奥州仙臺石卷にて仙字新錢を鑄る（享保中に鑄る錢とは異なり）又東府小名木（ヲナギ）（今うなぎ川といふ）川にて川字錢を鑄る、又佐字錢異品も是年前後に鑄る、（正德中に鑄る錢とは異なり）二品泉彙に出づ

同五年、有二鑄錢之命一、寛保二年、鑄二寛永通寶元字錢一、又是歲、鑄二足字錢一

是は元文五年に命ありて、寛保二年より元字錢を鑄る、此時大坂高津新地德倉長右衛門別段の用座命あり、又是歲、下野國簗田郡足尾村にて足字錢を鑄る、泉彙に出づ

後櫻町院明和二年、鑄二五錢步銀一、同三年、步銀通用有レ命

是は明和二年九月四日、新に五匁銀貨を鑄らる、形南鐐の如く、表に銀五匁、裏に常是二字を刻す、

此銀重五匁三厘、金一分に銀三枚、金壹兩に銀拾貳枚の積なり、同三年三月、此銀通用を命ぜらる、

圖錄に出づ

同五年、鑄寬永通寶鎮鍮當四錢、又是歲、鑄長字錢、及久字錢

是は明和五年三ヶ所にて鑄錢あり、鎮鍮の四文錢は東府龜井戸村にて鑄る（是年五月晦日、始めて行はる、錢背に波少きは、同六年秋以來に鑄る物なり）長字錢は、肥前長崎にて鑄る、久字錢は常州三戸にて鑄る、此錢二品泉彙に出づ（漢土にて鎮鍮錢は、明孝宗帝弘治十六年弘治通寶を鑄る）

同九年、鑄南鐐銀貳朱判

是は明和九年九月七日、上銀南鐐を以て貳朱步判を鑄らる、重二匁七分五厘、長九分半、横五分半、厚八厘、表に「以南鐐八斤換小判一兩」の十字、裏に「銀座常是」の四字を識（オキアゲニ）す、金銀錢譜に載する

南鐐異品二種あり

一種は今の南鐐、裏紋分銅を菊の紋にしたるあり、一種は表に「以南鐐十六換小判一兩」といふ十字、裏に「銀座」二字ありて、「常是」の二字なし

圖錄に載する加賀南鐐・但馬南鐐・菊桐南鐐の類數品、是と異なり、按ずるに、南鐐は上にもいひしごとく、源平治承の頃よりありて、圖錄に載せたる南鐐大判、表に南鐐一枚と銘して重四拾三匁、倂氏小判銀、表に壹兩と銘して重四匁三分、此等銀貨の起りにて、後世の丁銀壹枚四拾三匁、豆板壹丁

四匁三分に定めたるに、此南鐐銀の遺意ならむか、鐐は爾雅に「白金謂二之銀一、其美者謂二之鐐一」とあり、南は「海篇精祭要語音釋門寶銀南者」とあり、南は離にして明なり、詩小雅、以雅以南も、南夏文明の方、銀は明白にて貴き物なり、故に、事物異名に、銀の一名白貴といひ、白物といふ、鏡の裏に南天燭を鑄付くるも、離乾二卦に象り、明白にして貴からむ爲なり、南方を火とし、朱とするは明なり、故に銀の一名を朱提ともいふ、行厨集に見えたり、南鐐は明白にして貴き銀といふ事なり

太上天皇天明四年、奥州鑄二仙臺通寶一

是は楕(イビツ)の鐵錢にて、仙臺の地のみ通用する爲に鑄たるに、諸國に分散せしが、今は通用せず、西國にては長崎のみ通用せり、此錢泉彙に出づ

同八年四月、南鐐銀有二永代通用之命一

是銀貨通用の便利、最上といふべし

以上我國の寶貨世に通用する物、皇后新羅の役より一千五六百年の間、其大略如レ此、諸國の寶山も追々にひらけ、其始末詳ならざるも多し

大和國より金銀を出だす、金峯山は金の峯とて黄金出づる事、宇治拾遺に見えたり、銀の嵩は吉野山にあり、將軍義輿の反せし所なり

攝津國より金銀を出だす、元祿以前まで出でたりといふ、攝州金津山は打出村の北にあり、阿保親王

此山に金の瓦壹萬・黄金一千枚を埋みたりといひ傳ふ俗傳に歌あり「朝日さすいり日かゞやく此下に金千枚瓦萬枚」圖錄に、攝津國多田銀を載せたり

甲斐國より黄金を出だす、其金坑は山梨郡黑川にあり、神名式に、「甲斐國山梨郡金櫻神社在二金峯山一」といふ是なり、其金座は、志村・野中・山下・松木四家あり、其古金は、碁石金・板金・大鼓判・細字金・延金・縄目金等あり、其新金は甲安金・中金・甲重金・甲定金等あり、今通用するは壹分判・貳朱判・壹朱判・朱中の四品なり、往古よりの舊制に因りて、天正中改鑄後より、今に至りて一國通用を許さる、圖錄に壹百三十六品を載せたり

近江國より黄金を出だす、石部驛より東に入る金山村是古の坑由、其蹟猶存す、今の通路は古の通路にあらざるなりと、一説に銅坑ともいふ圖錄に、近江后進小判金・江津川銅小判金を載せたり

出羽國より金銀を出だす、此國は元明帝和銅五年九月に、陸奥國を割きて始めて置かれ、同年冬十月、陸奥國最上・置賜二郡を割きて、出羽國に隷けられし國なれば、其昔は國史に載せたる大寶年中より金を出だしゝと見ゆ出羽國村上郡黑川江村より砂金を出だす圖錄に、出羽國月山及赤岡小判金・秋田小判金・鶴田・窪田・横手・角舘等の切銀、或は佐竹花降銀等數品載せたり

加賀國より金銀を出だす、金坑は澤村山にあり、圖錄・圖品等に、加賀小判金・梅鉢小判銀・花降銀・七八種竿銀・挺銀・切銀・南鐐等數十品を載せたり

越後國より金銀を出だす、是は謙信佐渡を領せしとき、其金山より採りし物ならむ、圖錄に、越後國高田小判金・圓小判金・越座小判金（一名皆謙信小判といふ）長岡寛字切銀・村上永字銀・及新潟榮字・寶字・しかみ切銀數千品載せたり

佐渡國より金銀を出だす、其黄金出づる事は宇治大納言物語（四巻）に載せたり、此國は聖武帝天平十五年二月に、佐渡を以て越後に幷せ、孝謙帝天平勝寶四年十一月、又置きて國とせらるゝ事拾芥抄に見えたれば、越後の屬國なり、上杉謙信佐渡を攻め取りしより、其金を採りて年々國用を備せり、太閤秀吉公兼ねて此事を聞き傳へ、謙信養子中納言景勝を欺きて奥州に移し、其國を私領して金を採らせらる、然るに金出でずして、程なく薨ぜられし、其後年々多くの砂金を出だせり

武徳編年に、慶長九年八月十日、大久保石見守長安伏見に至りて、其司る所の佐渡國の山兵砂金を出だす事夥しきを言上す、五年以前庚子まで、上杉景勝佐州を領せし時は、僅に砂銀出でけるが、辛丑公領となり、石見守按檢して、壬寅一ヶ年に出づる所萬貫目なりといへり

圖錄に、佐渡上銀・一分上銀・元印銀・新印銀等載せたり

但馬國より金銀を出だす、延喜式に對馬島の銀をいふに、但馬の國司は此例に非ずといへば、其比より銀を出だせり、圖錄に但馬國小判金・小判銀・南鐐小判・但馬南鐐・小玉銀等數品載せたり

石見國より金銀を出だす、（金種類石州方言あり、金鐵屎をツヨシ、伴金石をデイシといふ）銀多く出づる故に、銀山の名となれり

武德編年、慶長九年八月十日に、且石州銀山も庚子まで毛利輝元領分の時は、銀僅に出でけるが、辛丑公領となり、長安檢斷して、壬寅の年中、砂銀出づる事四千貫目に及べりといへり

圖錄に、石見國挺銀・公用切銀・灰吹銀等數品載せたり

美作國より銀を出だす、作州眞島郡神代に、古の坑山其蹟猶存す、圖錄に、美作國二菊小判銀・壹分銀載せたり

此外に、伊豆國より金銀を出だす事、陸奧南部より黃金を出だす事、五事略に載せ、圖錄に、各國の金銀數十品載せたれども、其坑處及正據なきは記さず、今は佐渡の金銀、陸奧・石見の銀のみ多く出だす、又圖品・圖錄等に、玩賞の金銀凡七十品載せたれども、國家通用の寶貨にあらざれば記さず、和銅は國史に見えしより以來、諸國に出づる殊に多く、攝州多田・奧州南部・同仙臺・越前・紀伊・伊豫・日向・備中・美濃等より出だす、其中越前を上品とす、是も鑄錢國家通用の外、弄錢・繪錢數百品あり、孔方圖鑑・珍貨百錢圖、及錢範泉彙等に多く載せたれども、通用の寶貨にあらざれば記さず

我國人皇の御代となりて一千五六百年の間、異朝より來りし寶貨と、國土に掘出せし寶貨と、其數廣大無量にて、測算の及ぶ所にあらず、然るに金銀銅の三貨今日國家に充滿すとも見えざるは、七寶最上の物、不消不滅の德をかへり見ず、耗散磨滅する事多き故なり、耗散磨滅に大率三の不利あり、

第一に、欽明帝の御代より佛氏𦨞來し、代々の帝王佛氏を尊信し、推古・聖武二帝大佛を造り給ひし如く、佛道次第に行はれ、天下の寶貨佛氏の用となる事十に七八、是一不利なり、第二に、貴賤上下皇統神明の大御國に生れ、古帝明王の世無爲無欲、各長壽の風俗をしらず、奇珍異物を賞美し、外國他域の品を尊び、海舶互市に交易し、天下の寶貨好奇の用となる事十に二三、是二の不利なり、第三に、貴賤一統美麗華色を本とし、服佩・器物・玩弄の品まで鏤刻泥薄に磨剋し、天下の寶貨裝飾の用となる事十に一二、是三不利なり、識者出で給ひ此三不利を考制あるときは、我東方は四大洲に長ずる寶貨富有第一の國たるべし、昔は寶貨を磨滅する事制禁あり、續日本後紀に、承和元年二月癸巳、勅曰、金銀薄泥用レ之公私一、有レ費無レ益、宜レ禁二斷之一といへり、漢土にも耗散磨滅の事をいひし人數多あり、其一二をいふに

宋方勺泊宅編云、東坡常怪、今之黃金、不レ若二昔之多一、糜レ之者衆也、宜其小價貴也

草木子、卷四雜俎篇前古黃金如二王莽末年一、省中尙有二六十餘萬斤一、後世黃金絕少、由下其所レ耗之途廣上也、

金一爲レ箔、無二復再還一レ元矣

謝肇淛文海披抄、卷六黃金一種、古多而今少、漢高帝賜二陳平黃金一、至二四萬斤一、梁孝王歿、庫中黃金、尙四十萬斤、韓嫣以レ金爲レ彈、董卓積レ金成レ塢、而漢制、天子每レ聘レ后、輙用二黃金二萬斤一、今之大內豈易レ辨レ此、所二以然一者、世間糜費澌滅、唯金最多、而四夷之外、去不レ返者不レ與焉、衣服之銷レ金縷

レ金、器玩之鍍レ金、鐂レ金、鉤レ金、釾レ金、箋扇之泥レ金、灑レ金、貼レ金、神佛之鋪レ金、經典之乳レ金、軸文之貼レ金、天下廣、一日殆以レ萬計、皆磨滅至レ盡、間有ニ銷鎔所一レ得者、一萬中之一二耳、生レ之有レ限、安能副ニ無レ窮之用一哉、考下宋太宗時、禁中自ニ中宮一以下、服玩皆不上レ得レ用レ金、一切銷レ金、貼レ金、縷レ金、明レ金、戧レ金、圈レ金、解レ金、剔レ金、撚レ金、陥レ金、明レ金、泥レ金、影レ金、榜レ金、闌レ金、盤レ金、織レ金、金線皆不レ許レ造、安今日而一申ニ明此禁一也哉

謝肇淛がいふ所を、今此地にて金貨を磨滅する所と、一々引き合せ見るべし、外國に持ち歸りて返らざるの外、無益の事に七寶最上の物を磨滅するは勿體なき事にあらずや、又彼がいふ如く、天下の廣、一日にても磨滅する事廣大なれば、終には寶貨も盡くすに至ると、宜ならずや、金貨は地中に在りては、數千載を經る程生長する物なり

天明四年、筑前國那珂郡にて、後漢光武帝金印を掘り出だす、是即倭奴國王の印、其方七分八厘、後漢の尺七寸八分を以て度るに、其長伸びたるよし、度量衡再編に載せたり

本より我東方は四大洲に長ずる寶貨第一の國なれば、諸國の寶山を一々封禪し、彼は金山、此は銀山・銅山と尊崇し、掘開する事を禁じ、永く地中に安置して、不消不滅、幾億萬歳を經といへども日月と同じく仰ぎたきものなり、彼肥後國阿蘇山を明朝より壽安鎮國山と稱美するごとくに致しなば、人々自ら寶貨に尊き事をかへりみ、聊も耗散磨滅の氣は起らず、大切に取り扱ふべし、國家入

用の節は、何時にても掘開して其用を催すにいたらむ、其内に國家の三不利を考利し、無益の用を省きなば、國家所有の寶貨一天下を往來するとも、聊も耗散磨滅はなき理なり、先三不利を制するは、金銀泥薄より始まる時は、人々磨滅をまぬる所なり

此邦の金箔三寸四分四方百枚、重三分四厘許、世に四寸箔といふ、佛師箔は箔の上品なり、また大中小三種あり、大は曲尺方四寸、中は三寸五分、小は三寸、大は百枚重四分六厘、中は三分九厘、小は二分七厘、箔に製する金は、上澄といひ、出紙ともいふ、銀箔は百枚重七分許

其二貨を磨滅する、天下の廣き推知すべし、海船互市の費は、五事略及折燒柴記に、正保戊子より寶永戊子まで、六十一年の大數を載せたり、其外太宰の經濟錄にも寶貨の事論あれども、何れも耗散磨滅の不利を說かず、また永く地中に安置し、我國四大洲に長ずる不消不滅の寶貨とする事を說かず、故に隨筆しおくのみ

茅窓漫錄　終

造幣策

馬場正通著

造幣策

馬場正通著

蝦夷地通用新錢の儀御尋に付、御答書並圖式

一 今度蝦夷地通用の新錢、御鑄立可ㇾ被ㇾ成と之御主意は、元來彼地は魯西亞・滿洲等の外國に隣り、殊に西地滿洲に隣り候ソウヤ・カラフト島の夷人は、外國の山丹人と交易いたし候筋今に有ㇾ之候、然共是迄は蝦夷人共金錢通用の儀一向無ニ御座一候處、御用地に相成候より已來、銑(ヅク)錢之通用計り有ㇾ之候、尤彼地に罷在候支配人・通詞・番人其外船方稼方の者に至る迄、もし邦人之内にては前々より金銀の通用もいたし候へ共、蝦夷人は只今とても銑錢のみにて、金銀通用は無ㇾ之候、乍ㇾ去漸々開け候に隨ひ、錢のみの通用にては不便利之事故、蝦夷人も次第に金銀通用いたし候樣にも可ニ相成一候、左候得ば、西地へも融通いたし、山丹・滿洲へも洩候儀難ㇾ計、我邦之金銀外國へ渡り候半事甚御懸念被ㇾ成候付、一向是迄の錢をも相止め、紙鈔(カミフダ)を以通用可ㇾ爲ㇾ致との御評議も有ㇾ之候處、此儀は差支の儀數多有ㇾ之候て、御用ひ難ㇾ被ㇾ成旨の御達、其代りとして銑錢のみを以て、一文より十文・百文迄三等の新

錢を鑄立、形容文字等も新たに製し、是迄通用の銑錢と取替、蝦夷地のみ通用可レ爲レ致との御事之由、御尤之御儀に奉レ存候

一　紙鈔之儀は甚惡政にして、民を苦しめ候事先哲之確論も多く御座候、蝦夷地に限らず、內地にても差支のみ多き事に候、まして蝦夷人は首に掛け、腰にも帶びて、朝夕海水にひたり候事故、紙鈔御用難レ被レ成との御事御尤至極に候、漢土にても鈔を用ひ候は宋・元已來の事にて御座候、元來漢土は平常之通用錢のみにて、金銀はあまり用ひ不レ申候、書籍に黃金若干を賜り、黃金いか程を用ゆなどゝ多く見え候得共、是は只今我邦にて大判をば民間に用ひ不レ申ごとく、只上にて用ひ候のみにて、民間平常の通用は錢のみと相見え申候、錢のみ之通用にては不便利に御座候故、夫よりして紙鈔と申物起り申候、唐の憲宗の時の飛錢と申者も此類にて御座候へ共、專ら紙鈔を用ひ候は宋已後の事にて御座候、宋の紹興年中に邊土に軍有レ之、其軍中へ饋を送り候に困窮致し候故、紙鈔を造りて夫々の土地にて米を買入、運送の費を省き候、尤其節は商賈とも銅錢の重き物を持步き候よりは便利なる故、さのみ害にも相成不レ申候得共、後々は其弊出來、諸民困窮の礎に相成候、元來彼土は金銀は寡く、銅なども甚乏しき地にて、其上亂世のみ打續きて銅錢多く銷亡し、外國へ拔候もすくなからず（今我邦に唐已來の錢夥敷有レ之候、我邦のみにあらず、他國にも多くぬけ可レ申候、）國用に乏しく相成、無レ據鈔を用ひ候、明の太祖洪武年中にも專ら鈔を用ひて、民間に銅錢を使ひ候事を嚴しく禁ぜられて、（委しくは大明會典、太祖實錄等に見ゆ）民甚だ困窮に及び候事有レ之候、其後は銀を專ら

被レ用候と相見え申候、我邦は素より金・銀・銅も豊饒の地に候へ共、今に至る迄諸侯の國々にて紙鈔を用ひ候處多く御座候は、皆是用度困窮より起り候儀と相見え申候、是は元來貨財の權を取る者共の人に無レ之候故、武家と農民は日々に困窮仕、國用に乏しく相成候故、據なくかゝる悪政をも行ひ候事にて御座候、漢土元の代と申は亂世うち續き候後にて、北狄の蒙古より天下を取候代に候得ば、國勢弱く用度に乏しき故、專ら楮幣(カミフダ)を用ひ候、はじめ太祖・太保と云重き官に任ぜられ候劉秉忠と申者に、錢と楮幣と何れか可レ然哉と被レ尋候に、劉秉忠答へ申候は、錢は陽に用ひ、楮(カミフダ)は陰に用ゆ、中華は陽明の區(クニ)にして、沙漠(エビス)は幽陰の域(トコロ)なれば、我元朝にては楮幣を用ゆべしと申候、是は物に托して辭を飾り候事にて、實は用度乏しく相成候故にて御座候、是等は誠に俗に云へらず口とやらん申物と相見え候、かゝる人にいはせ候はゞ、我邦の蝦夷も北地にて候得ば、紙鈔を用て可レ然などゝ可レ申事勿論に御座候處、紙鈔御用ひ不レ被レ成候事一段の儀と奉レ存候

一　壹文にて拾文に直(アタ)り、又百文にも直り候錢御鑄立被レ成候事、是迄我邦にては寶永中に拾文錢を鑄、四文錢は只今も行れ候得共、百文にも直り候錢は無レ之候、是は金銀の幣多く通用いたし候事故、無レ之候ても差支之儀無ニ御座一候得共、只錢のみの通用にては、ケ樣の錢も無ニ御座一候ては不ニ相成一儀と被レ存候、漢土にても子錢・母錢など云名目有て、大小の錢便利に隨つて用ひ候事も御座候、唯今にても魯西亞國などにては、錢のみの通用に御座候故、其錢の階級品々有レ之候由

魯西亞錢略式



右何れも銅錢一錢の二文三文の數にて換る也

圖のごとく種々の階級有レ之候て、其程に隨ひ用ひ候事のよし、我邦の小判・一分・二朱などの金銀幣品

品有レ之候と同般にて御座候、蝦夷地にても錢計の通用に可二相成一儀に候はゞ、十文・百文の錢は勿論の事、次第に人事も開け候に随つては、遠路持歩き候などにも不便利に御座候故、其時に至つては五百文・壹貫文などにも直り候錢をも、御造り不レ被レ成候ては不二相成一儀と奉レ存候

一　銑鐵のみを以て爲二御鑄立一被レ成候儀は、假令外國へ渡り候ても不レ苦との思召、御尤には御座候得共、銑鐵の錢は甚だ卑劣なる物に御座候間、可二相成一は上好の銅を以て御造り被レ成度儀に御座候、元來錢を鑄候は重き儀にて、容易ならざる事に御座候、其故は輕重の品に随つて、米穀貨財などの貴(タカキ)賤(ヤスキ)のつり合にて、民の煩ひと相成候事も多く御座候、惡錢は造り候費も輕く候故、僞造の姦も多く、且下民も自然と是を賤しめ候て、國家の重幣の瓦石に類し候半は、誠に歎かはしき儀に御座候、中古已來世上一統奢侈に長じ、國用乏しく相成候故、鑄立候錢次第にあしく相成、いにしへ上好の銅を以て製し候錢、漸々銷亡し候事さへも、心ある人は歎き候事に御座候處、銑鐵のみの惡錢を鑄て後世に殘し候半は、德化の御障りにも相當り候半哉、乍レ恐奉レ存候、然共上好の銅を以て造り候はゞ、外國へ洩候故障も可レ有二御座一候得共、此儀は金銀は格別、銅に於ては外國へ洩候迚も、苦ヶ間敷儀と奉レ存候、見在只長崎に於て外國との交易には、專ら銅を御渡被レ成候、其定額(タカ)は大抵年々唐船へ百萬斤、阿蘭陀へ八十萬斤、其外朝鮮などへ御渡に相成候を合候へば、二百萬斤に近き高に御座候哉の趣粗承り候

外國交易に銅を渡し候弊は、先哲の歎息いたし候事に御座候、白石先生の外國交易已來渡し候銅の

數を算に入られ候ひしは、夥敷事にて御座候、夫より後も成人の積られ候數有レ之候が、是又莫太の事に御座候、外國交易の弊は、兼好法師之徒然草にも見え申候、確論の樣に相見え候、其外近世の人々の議論も、的當成事まゝ御座候

其上當時は銅鑛(ヤマイロ)より金銀をぬきて、吹立候事を存じ不レ申候故、此等の銅悉く可レ出金銀をも取らずして、其儘銅に仕り候得ば、外國へ渡り候は銅のみにあらざる樣に奉レ存候、然ば蝦夷地の銅錢假令外國へもれ候迚も、是に挍らべ候得ば、誠に九牛の一毛にも及び申間敷候間、此御懸念は決して有間敷儀と奉レ存候、乍レ併當時銅の出候所は、羽州秋田・永松・奥州南部・豫州立川・備中吉岡等諸國に多く御座候得共、兎角近年出方減少仕、乏しく相成候樣に承り候、此儀は吹立方にも疎く、山元の入費も多く、其上御買上の直段は賤く御座候故、次第に乏しく相成候道理と相見え候、右之趣に候故、唯今銅錢御鑄立被レ成候半には、彼是故障之儀可レ有レ之候得ば、無レ據先暫く銑鐵を御用ひ被レ成候哉と奉レ存候

銑鐵にて御鑄立被レ成候には入費も寡く、十文錢は二三文、百文錢は四五十文にて出來可レ致候得共、左候ては後世僞造の弊有レ之候て制しがたく候間、やはり十文錢には十文、百文錢に百文程の費を以て御造り被レ成候て、後世僞造の弊を御斷可レ被レ成との御事、御尤至極奉レ存候、兎角中古の鑄錢は用度の乏しきに隨つて、入費少き惡錢を製し、利得を上へ御占(シメ)被レ成候樣に奉レ存候、寶永年中の十文錢な

ども、下品の銅に鉛錫を交へ造り候事故、至て賤しく僞造の奸も多く、且不便利に御座候故、程なく廢（スタレ）し候儀と奉レ存候、然ば今度の鑄錢は兼て奸を禦ぐの良計、誠に御仁慈の第一、難レ有思召と奉レ存候

一　右の思召にて、十文錢は十文、百文錢は百文の費を以て御造り可レ被レ成候得共、銑鐵の儀故價賤く、左程の費掛り不レ申、目形を多く掛け候ては、持扱ひ不便利に御座候故、模樣之細工を精密に可レ被レ成思召候得共、銑鐵には彫物もいたし難く候事にて、是迚も難レ被レ成候、鑄物にては模樣いか程有レ之候迚も、始の範（イカタ）には少々費も懸り可レ申候得共、既に錢出來の上にては、範無レ之候ても出來致し候事故、僞造を禦ぐ爲には難二相成一候、其故は錢を鑄候には、性よき土をよくならし候て、其上へ錢を押、まわり又形のごとく押候を、上より合せ候て小口に穴を開き、夫より銅を流し候得ば、連綿としたる錢出來候を、一々切て磨き候へば、幾千にても容易に出來仕候、姦猾の徒の僞錢を造り候仕方皆如レ斯に御座候由承り及申候、往古足利家の末に南部秋田等に此類多く御座候由、元來奧羽の土民は質朴にして利に疎く候得共、商賈の輩はこと〳〵く中國の人にして、姦猾の者多く御座候故、彼輩銅の多く出候深山に入て小屋をしつらひ、數日是に居て形のごとくいたして、數多僞錢を鑄出して、莫太の利を占候ひし由、尤新錢は色替り候て、紛ふべくも無二御座一候得共、是も又大桶に水をたゝへ、底に赤土を入候て、其中へ漬し置候得ば、新錢の色變じて尋常の錢に相替り不レ申、假令國主此事を知

候とても、錢の多く出來候は、國の賑ひにも相成候事故其儘に捨置、五六十日も經て後捕手を遣す處に、其捕手人數を率ひて姦民の籠り候山下にいたり、先兩三日も滯留致し、其內に姦民共は小家を燒はらひて、山傳ひに逃去り候ひし由今に申傳へ候、今とても姦民は世に多きものに御座候得ば、是を禦ぐ事第一之儀と奉㆑存候

一　右のごとくにて模樣を精密にいたし候儀も難㆓出來㆒候はゞ、細工人の費をかけて磨きをよくいたさば、姦詐(ニセ)の弊を受まじと申儀も御座候得共、是又難㆓相成㆒儀に御座候、其故は蝦夷人の風俗は前書にも御座候通、首に掛、腰に帶びて、常に海水に浸り候事故、假令いか樣に磨き候とても、忽ちさび候て眞僞辨じがたく相成候得ば、是又其効し無㆑之儀と奉㆑存候、所詮銑鐵を以ては十文・百文の錢鑄立候事は難㆓相成㆒儀と奉㆑存候、假令一旦は御威光にて通用も可㆑仕候へ共、後々其弊多く御座候て、諸民難儀可㆑仕事目前にて御座候、彼寶永年中御鑄立被㆑成候十文錢、纔の間にて廢り候にても御勘辨可㆑被㆑成候、迚も銑鐵を以て御造り被㆑成候十文・百文の錢、永久通用の儀は決て難㆓相成㆒事と乍㆑恐奉㆑存候

一　國寶永久の爲を思召候に、銑鐵錢御鑄立被㆑成候は、返々も數ヶ敷御事にて、其害寡からず奉㆑存候、第一銑鐵にては其位も賤しく候間、人是を尊び不㆑申、自然と蔑に仕、棄り候事も多く、其上かけ損じ易く、暫く蓄(タクワ)へ置候得ば、朽腐いたし候て離れがたき抔、彼是種々の害多く候間、何分にも上好

之銅を以て爲ニ御鑄立一被レ成候にしくは無ニ御座一候、凡古物の世に傳り候物は、錢ほど久しく存するは無ニ御座一候、周の景王の時に被レ鑄候大錢、文に寶貨の二字を居候は、二千一百餘年を經て今の世まで傳り候、其外漢唐の錢世に多く傳り候は、是皆上好の銅を用ひたる故にて候、然ば今度の錢も何卒銅を用ひ度ものに御座候得共、前條に申上候通、諸國の銅山出方も少く、費も莫大に候て、一體乏しく相成候へば定て故障可レ有ニ御座一候、乍レ去是には外に致方も可レ有ニ御座一候儀と奉レ存候

一　只今蝦夷地にて銅錢を鑄立候半に於ては、內地の銅を用ひ不レ申候て、蝦夷地に有レ之候銅を掘出し用ひ候はゞ、便宜成儀と奉レ存候、箱館近在其外シベツ山の奥クナシリ・エトロフ・ウルップ島にも銅出候地有レ之候由、尤穿鑿いたし候はゞ、廣大の土地の事故、此外にも上好の銅出候名山いか程も可レ有ニ御座一候、併只今のごとき銅の製し方にては費のみ多く、其上出べき金銀をも其儘に銅となし候は、惜むべき事にて御座候、先當時の製し方を承り候に、掘出し候鑛（ヤマイロ）を山燒（炭にて吹立申候）いたし候事三十日餘にしてあら石をさり、其外素吹・眞吹・棹銅にいたし候迄は、莫大の費にて御座候、夫にて御買上直段は凡百斤（拾六貫目）に付三兩貳歩程にて御座候間、費に引足不レ申候故、自然と出方寡く相成候理りに御座候、今新規の製し方は、山燒と申事も不レ仕、掘出し候鑛（ヤマイロ）を石の臼にてつき碎き細末に仕候、此儀も水車を仕かけて用ひ候得ば、大に人工を省き可レ申候、扨小川の流れを五十間程もよくしつらひて、是へ右の碎き候鑛を流し、熊手のごときものにて川上へかきあげ候得ば、あら石は川下へな

がれ、銅砂は水上へ引上候て、是を取あげ水物といふものにいたし吹立候得ば、銅の中に御座候金銀を拔取候仕方も御座候、右吹立方の儀は文面にては難ニ申上一候、ケ樣に仕候はゞ費を省き候て、上好の銅を取り候のみにあらず、金銀迄も吹出し候間、此上彼地繁昌につきては、金銀の錢を鑄出し候迚も難き儀には無ニ御座一候

一　蝦夷地に於て銅山御起し被レ成候事は、隨分可ニ相成一儀に御座候得共、只今の勢ひにては素人(シロウト)の氣請も惡く、誰壹人蹈込懸り候者も無ニ御座一、且右の通製し方十分費を省き候迚も、新たに起し候事故、彼是費多く懸り可レ申候、左候得ば容易に難ニ相成一筋も可レ有ニ御座一候間、此後彼地の用度潤澤に相成候上ならでは、行屆き申間敷奉レ存候、且其懸りの役人利欲に穢れ候ては、出べき物も減じ候事有レ之候間、淸廉の役人を御撰み被レ成候て是を司らしめ、時の勢に乘じ候て開き候にて無レ之候得ば、成就難レ仕事にて御座候、兎角其人と其時とに有レ之事と奉レ存候

一　蝦夷地は元來寒地に候故、陶器(セトモノ)なども極寒に至り氷り候得ば、破損し候故用ひがたく桶などを結ひ候竹とても無ニ御座一、人事の用に闕候儀多く有レ之候得ば、銅山御起立之上は、右の銅を以て器物を造りて陶器の代りに用ひ、桶のたがなどの類にも專ら用ひ申候はゞ、永久の用度にて可レ有ニ御座一候、御用地に相成候已來は、日用之調度も段々渡り、烟管なども多く被レ遣候故、行渡り可レ申候得共、是迄は至て寡く御座候故、蝦夷人のセレンボと申烟管は不レ殘木にて造り申候、素より烟草は至て好み候

故、一兩日に火皿忽ち燒こげ申候、かゝる卑陋の者共へ、日用の調度を製しあてがひ、人の人たらん樣にも御導き被レ成候半は誠に廣大の御仁德と相成べき儀に候得ば、鑄錢の用のみにも無二御座一候、右之通種々要用にも相成候事故、何卒銅山は御開き被レ成度儀と奉レ存候

一　銅山御開き被レ成候上、其銅を以て新錢御鑄立被レ成候迚も、五文・拾文程之錢は格別、五拾文・百文にも至り候ては六ヶ敷御座候間、所詮五百文・壹貫文等の錢は出來難レ仕儀に御座候、且秋田・南部等の銅山多き場所へ姦民多く入込居候得ば、例のごとく僞造を生じ候事必定にて、中々禦ぎがたく御座候間、所詮五拾文・百文已上の錢は、實正之金銀を以て鑄立不レ申候ては、永久之國寶には難二相成一奉レ存候、此儀も前條申上候通、吹立方によつて銅より金銀をも拔取り候事故、隨分無二差支一出來可レ仕儀と奉レ存候

一　銅錢は勿論金銀錢をも鑄出し候事、隨分可二相成一儀に御座候得共、左候はゞ例の外國へ洩候故障必定可レ有二御座一候、乍レ去是は內地の金・銀・銅を以て鑄立候とは違ひ、蝦夷地に出產仕候銅より拔取候金銀の事故、假令外國へ洩候迚も害とも相成間敷奉レ存候、前條に申上候長崎交易には、金銀をも拔取不レ申候銅を年々貳百萬斤程も御渡被レ成候、是とても故障無レ之儀御勘辨可レ被レ成候、且滿洲は格別、魯西亞國は金銀豐饒の國にて、前條に有レ之候通、金銀錢常に通用之處にて御座候得ば、只今にも交易被二仰出一候はゞ、金銀其外の產物を以て、我邦に年々生じ候米穀と交易仕候半事必定に御座候、然

處纔之金銀外國へ洩候事御厭被レ成候は、御懸念過候儀と乍レ恐奉レ存候、其上ウルツフ島は只今餘り御入も無二御座一、魯西亞人のみ年々參り候て、産業仕候樣子に承り候、此島西浦タブケワタラと申處は屈竟の金山にて御座候由、此等は中々纔に洩候金銀錢などの沙汰にては無二御座一候、右等の儀は私體愚鈍の者にも明白に相分り候事故、畢竟外國へ洩候との御故障は、別に御主意有レ之候儀と乍レ恐奉レ察候

一　元來金銀錢の外國へ洩候半事を御懸念被レ成、蝦夷地へ金銀御渡し被レ成間敷との儀は、彼元之劉秉忠が元朝にては楮幣を用ひ可レ然と申候と同般の論にて、畢竟ケ樣の事に托して御渡し相成間敷爲迄之儀にて、內實は用度乏しく相成候より起り候儀と乍レ恐奉レ存候、只今にても兎角金銀融通惡敷儀に御座候へば、此上蝦夷地之ごとき廣大の土地開け候に隨ひ、金銀多く渡り候はゞ、彌以內地の金銀拂底に可二相成一候間、此儀を兼て御懸念被レ成候儀と奉レ察候、彌右之趣に御座候はゞ、所詮蝦夷地限り通用之幣無二御座一候ては不二相叶一勢ひにて御座候、然ればとて紙鈔通用は御用ひ難レ被レ成候上は、新錢の外仕方も有二御座一間敷候、此儀も錢計之通用にては、五百文・壹貫文等の錢無二御座一候ては、後々差支之儀多く可レ有二御座一候、右等之錢は所詮實正之金銀を以御鑄立不レ被レ成候ては、永久の國寶には難二相成一候、其金銀は彼地にて採レ之、御鑄立被レ成候に於ては、內地金銀之障りにも相成不レ申、外國へ洩候御故障も有二御座一間敷儀と奉レ存候

右之趣御尋に付荒增御答申上候、誠に蒭蕘之言をも御取用ひ可レ被レ成と之大度之思召を以御尋の儀に

付、恐れを顧ず、右體の儀申上候事に御座候、已上

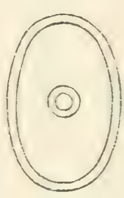
亥八月

新錢式

背

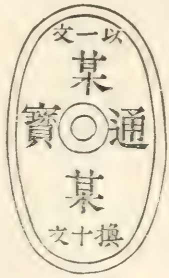


面



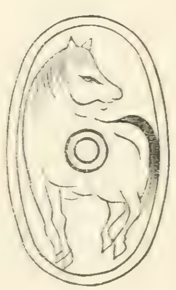
錢の圓にして孔の方なるは、天圓地方と云に象るといへり、然れ共明末よりして天圓地亦圓の説を正とす、天經或問に委く論ず且我邦はいにしへより此の説有、日本書紀神代卷に天地渾沌(マロカレタル)如ニ鷄卵一とあれば、今竊に是に象りて圖のごとく孔も亦圓かるべし、加レ之貫(サシ)にさすにも便利なるべし

背



「換十文」の小字計篆書を用ひ候て可レ然候哉

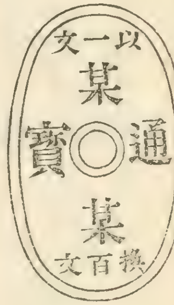
面



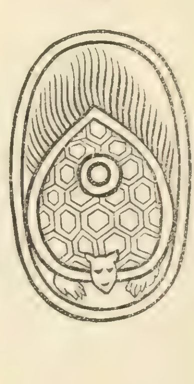
錢の文字有方は裏にして、文字なき方おもて也、鏡も陰(ウラ)にしるし有、其外都て器物の銘も必ず底に記し候と同義なり、今是を改めて異を示すには無ニ御座一候得共、如レ圖模様を置候時は、模様の方をおも

でとし、文字の方をうらとなし候て可レ然候哉

背



面



右模様に馬と龜を用ひ候は、漢の武帝の時白金と云幣三等を造り候に、龍馬龜の文を用ひ候、其說に云、天用レ莫レ如レ龍、註易經を引て、行レ天莫レ如レ龍と 地用レ莫レ如レ馬、注易經を引て、行レ地莫レ如レ馬と 人用レ莫レ如レ龜 註に禮記を引て諸侯以レ龜爲レ寶 右三品の文御座候得共、龍は天子の御物に專ら用ひ候物に御座候間、是を置て其外の品を用ひ候て可レ然と奉レ存候、夷人の目を悅ばしめ候爲之模樣には、ヶ樣之儀にて宜く可レ有ニ御座一候

一 蝦夷通寶 此文字御居被レ成候得ば、急と蝦夷地に限り候得共、國寶の錢へ夷の字御用被レ成候事、快く不ニ思召一旨御尤に奉レ存候、且蝦夷人共は自ら稱してはアイノと申候て、此方よりもアイノと呼候へば快く受候得共、蝦夷と呼候時は何か賤しめ候樣に相心得候風俗にて御座候、然る處今此文字を置候時は、蝦夷人は文字は不レ存候共、此方の人より蝦夷通寶と唱候はゞ、始終忌候甚にも可ニ相成一哉と奉レ存候、尤纔の儀に候得共、氣請に拘り候は不レ好事に御座候

一 柔遠通寶 柔遠の字は書經舜典に、「柔レ遠能レ邇」と有レ之候、註に柔は安也と有て、遠き國をやすん

ずると申儀、又柔は「寛而撫ㇾ之也」とも御座候て、ヤハラグルと申儀も御座候、尤此方より遠きを柔んずると申時は可ㇾ然候へ共、蝦夷地通用の錢に遠と申字有ㇾ之候ては、當らざる樣にも相聞え候得共、上之御德化の遠きまでも及ぼしたると申儀に取候はゞ、可ㇾ然哉と奉ㇾ存候

一　綏撫通寶　綏撫の字はヤスンジナズルと訓じ候て、古來夷狄の事に多く用ひ候、後漢順帝の時に武陵の太守上書して、蠻夷をも漢人のごとく租賦を增んと申上候に、時の人々皆是に同じ候處に、尚書令の虞詡といふ者ひとり奏して曰、古しへの聖王といへども、異俗を臣とし給はざるは、德の及ぼす事あたはず、威の加ふ事あたはざるにはあらず、其獸心貪婪にして、率へるに禮を以てし難きを知り給へばなり、是故羈縻而綏ニ撫之一と申し事も御座候、羈はホダシと訓じ候て、馬のヲモヅラの事、縻はツナグと申儀にて候、是はヲモヅラをかけて繫ぎ置までにて、常に乘て責る事なしと、馬によそへて夷狄を御し候道を說候もの也、此等の文字も可ㇾ然哉と奉ㇾ存候

一　日高通寶　いにしへ東夷之中有ニ日高見國一抔いひて、蝦夷國の一名とす、神名帳に桃生郡日高見神社とあるを見候得ば、今の奧州桃生郡のあたりにても可ㇾ有ㇾ之候得共、又日本書紀に景行天皇四十年、日本武尊日高見國を征伐し給ふ時、船にて上總より轉じて陸奧國に入り、葦浦を廻りて橫に玉ノ浦を渡り、竹ノ水門に至りて蝦夷の賊首降參したりといふ事有ㇾ之候得共、葦浦玉ノ浦竹ノ水門等の地名今何の地といふ事を考へ得ざれば、某の地をさして日高見國といひしやらん知得がたし、只蝦夷國の異

稱となして可ㇾ然候、夫日輪を尊崇いたし候事は、我邦古來よりの風俗（ナラハセ）にして、下民の愚埃なる者迄もよく知り候て、朝ごとに東方に向つて拜をなし候事抔、質朴なる士民には今に多く御座候、然ば今錢の文に日の字を置候はゞ、苟且（カリソメ）にも蔑にする事なく、自然と尊信する故に、國寶永久の爲にも相成可ㇾ申哉と奉ㇾ存候、何れ是等の內にて御撰被ㇾ成可ㇾ然奉ㇾ存候

右新錢之式並文字等、御尋に付申上候、已上

亥八月（亥年は享和三年ナリ）

造幣策 終

邊策發矇

馬場正通著

邊策發矇

馬場正通著

夷狄發矇辨

不肖にして重き任を蒙れる身は、夙に夜に安んずるひまもなく、おもひくらして傍ら和漢の書に眼をさらし、近き世の人のこと草迄も心をとゞめて慮をこらすも、たゞ我あづかりしれる蝦夷の事業を遂て、君上の有難き命に報じ奉らん事をのみ欲するなり、頃日かつて机の側に置ける底冊を閲したる中に、大坂の儒生中井德三郎といふものゝ蝦夷の得失をしるせしわづかの文あり、是は去りし年參政より心得のために見おけかしとて下し賜りたるものなり、此中井生なるものは文學に於て頗るきこへたるものなれども、今此書を見るに、其識見甚だ狹くして、愚矇の僻論といふべし、さてもつく〴〵案ずるに、およそ人の智恵をひらくべきは文學にしくものはなし、しかるに今代の風俗にて、上にたち官にもあづかる人々は、兎角文學にうときものゝみおほく、かへつて下ざまのものには專ら文學を勸る事なり、夫文學の主とするところは、古しへの事をしりて今に通じ、民をやすらかにし國を治むべき道

なれば、上にあるべき人こそ專ら勤めて、下ざまのものはたゞ愚矇なるにしくはなきに、戰國の餘習によつて斯なりくだれるは是非もなき事也、されば愚癡にしくはなき下ざまのものゝ智惠をも開きなんは、かへつて害こそおほくて、よしなき事なりとつねく心におもひたるに、今此德三郞は世にきこえたる儒生なるに、其思慮する所斯まで愚矇なる事なれば、今の文學の士は智惠をも開くべき程の事もなければ、不學愚癡の民にことなる事もなくて、さてこそ世の害となるほどの事もなかりきとおもふにぞ、こゝろも安んずるかたもありき、かやうの儒生は世にいふ世間しらずなる人の、たゞ其隣家之事をあらく蹐しりてよしとのみ思ふに類したる事也、幼きより父母の傍にて生長し、外に出て人と交る事うとき人を、世に世間しらずといふなり。されば人の上にたち世の政にもあづからん人は、まづ我邦の國々の風俗人情はもとより、外國の事をもよくく探索して、彼世間しらずといふ誚を免れ給ふべし、むかし鎌倉の最明寺殿には人國記とて、國々の人情風俗はもとより、海外諸國の事までも書しるせしものあり、武田信玄も此人國記を扇に抄書して常に側に置たりしと、彼家に仕へし石原主膳正等はしるせし書にも見えたり、諸國の風俗人情に通ずる事は、國家の政にあづかる急務なれば、古しへのきこへたる人々は務めて研窮し給ひし事と見えたり、予は生質魯鈍なれども、壯年のころより大番として京都・大坂にあまたゝび從役し、又さりし酉の年は蝦夷の事かねてあづかりしれるにつきて、御府内より二百餘里を歷て奧州松前の地にわたり、夫より三百餘里を過て蝦夷クナシリ島のは

てまでも經歷しぬるうへに、海外諸國の事をも粗聞ける事もあるなれば、彼世間しらずの誚もすこしはまぬかるゝ方もありぬべし、常々見聞なれざる事には智見もおよびがたいものなれば、彼魏武の叡智といへども、猶火浣布をうたがふ事を免れず、ましてや凡下の人におゐてをや、中井生が蝦夷の事を論ずるがごとき、たとへば矇人にして五色を辨ぜんとするに類したるもことわりなり、されども下ざまの人はとにかく愚なるにしくはなきものなれば、今彼が愚矇の見を發かんはもとよりよしなき事なれども、前にもいへるごとく下れる世のならひにて、上つかたにて專ら勤むべき文學にうとき人々のみおほければ、かゝる愚矇のことをもことわりとうけひきなん人あるまじきにもあらざれば、かれをおもひ是を慮かつて、やむことなく此書をしるして、後の人に示すものならし

○往古中興外國を日本より犯す事は時々有しといへども、外國より來寇せざるものは日本離島にして時變を伺ふ事能はず、海を渡りて全功のかたきを以て也、元にいたりて一旦來寇すといへども、幸に颶風にあひて大軍海に沒す、元より後年の戒となりて再擧に及ばず、朝鮮近しといへども、皇后・太閤之征伐にたしめられ來る事能はず、東南洋海限りなし、西は三百里の遠海、西北は朝鮮にしてかくのごとし

日本離島にして外國より犯す事あたはじといふは、まづ愚矇の第一にして、治に居て亂を忘れざる聖言にもそむきて、自ら亡をとるの道となるべし、今ちかき譬諭を設けて是をさとさん、夫我邦は

海中の島國なれば、たとへば水中の魚のごとし、元の太宗の來寇せしは、鵰の水に入て魚をとらんとするがごとし、彼本國は西韃靼の蒙古にして海に遠き國なる故、もとより水軍に疎ければ也、されば海上の事をもわきまへずして、思慮もなく攻來る故に、颶風に遇て一旦に敗軍せり、是鵰の水中に入て魚をとらんとするがごとし、豈其功を得べけんや、されども世には鵰のみにもあらず、水中にては又鵜といふものありて、是に遇へば魚も甚だ危かるべし、我邦むかしより此鵜に類したるものに窺はれざる事なきにしもあらず、しかるに元の大軍にても害をなさゞるをのみ悦びて、外國の患なしとおもへる、彼魚の鵰に遇ひて彼が水に溺れ、かへつて其肉をくらひし事をおぼえて、鵜の水中に入る事を知らざるがごとし、若鵜に遇て鵰のごとくこゝろえて是を慢らば、魚甚だ危くしてのがるゝに處なからん、されば魚の身にては鵰に備んよりは、鵜の害をまぬかるゝ備を兼てなすにしくはなし、皇后・太閤朝鮮征伐の事、神功皇后三韓を攻取給ひしは、彼國は金銀貨財多き故に我邦の利益とならん事を謀りて、遂に其功業をなし給へり、皇后の時は漢土三國の時にして、魏志にも倭國女王の事見えたり、夫より唐の太宗高麗を攻取給ふ迄四百年が間は、三韓共に日本に屬從して、此方より官人を遣して治給ふと見えたり、新羅高麗は時々叛くといへども、百濟は始終ともに臣とし事へたる國なり、此功業の大なるをみるに、豐臣氏の朝鮮を征し給ふたる、莫大の資用を費しながら、其功を遂ずして終には逃歸りたるとは一日の論にあらざれば、ならべいふべき

ものにあらず、漢土にて我邦を怖れ憂ひたるは、豐臣氏の朝鮮の役よりは、已前足利氏の末にあたりて四國九州の海賊に侵されしをこそ大に憂ひ怖れたる事なり、彼海賊は漢土閩越の地にわたりて人民を侵掠し、若敵大軍にて攻來れば忽ち船に乘て迯去り、また備なきを窺ひては是を侵す、如ㇾ此する事數十年の間にて、明朝の人々是が爲に多くなやまされたる事なり、彼王元美が八策のうちにも、此倭寇の事をつまびらかに論じたり、又明の大將戚繼光なども、此倭賊を征する事を專らとせり、故に彼人の著せし紀效新書にも倭寇の伏兵を用る事のたくみなるをおそれ、是を御する策を論じたり、かやうに彼土にて怖れたる倭寇なれども、かへつて我邦にてはあまり聞しらざるは、もとより名もなき海賊などのなせし事なれば也、されば豐臣氏の武威彼海賊におとりたるにはあらざれども、其用ゆる處の策は彼海賊にも及ばずといふべし、いかにといふに、我邦の魚に相應したる水軍を用ひずして、かへつて陸に上つて朝鮮より攻たるは、たとへば魚の木に緣りて鴉と爭はんとするがごとし、豐臣氏若水軍を用ひ給はゞ、其費す處は寡くして功業は必大いならん、先數十萬之兵を擧て朝鮮を先手とし、大明を攻襲ふといひふらし置て、扨西國のうちにて兩人の大將をえらみ、海になれたる兵五千づゝもあたへ、彼海賊の餘黨を案內者として、西南閩越、西北は遼東より亂入して、我邦の先手の兵と稱して、彼海賊のなせしごとく、敵來る時は船にて去り、又備なき處を窺つて是を討、如ㇾ此南北より犄角の勢をなして是を奇兵とし、扨正兵は智德兼備の將一人を撰み

て、五萬騎の兵を與へて朝鮮に攻入、逆ふものは打碎き、降るものを撫綏んぜは、不日にして彼國を拔べし、されども明朝にては遼東閩越南北の備を專らとして、中々朝鮮へ援兵を出すことはあたふまじければ、たとへ大明までは得ることあたはずとも、鴨綠口を限りて東の方朝鮮の地は、永く我邦の版圖に屬して、彼皇后の功業にもおとるまじきもの也、彼方にては此良策あらん事をしる者もありしと見えて、屠隆といふ人の上書せし南北備倭策にも此事を論じて云、倭の入寇せん地は東南は閩浙交廣を犯し、東北は遼東登萊より亂入せんといひし事あり、是は兼て彼海賊に懲たる故に、かくあらんと策りしもの也、されども豐臣氏の策こゝに出ざるは、我邦數百年の戰爭は皆陸地のみなる故に、我邦に相應したる海戰の利ある事を悟り給はざる故也、今にいたる迄も兵を談ずるもの只陸戰のみをいひて海軍におよばず、夫らの人のいふ樣は、海戰は無用のものにして、敵たとひ海にありとも、是を陸に引寄て戰ふに利あり、平家を檀の浦にて打滅し、胡元の大兵を退けしも皆此策に叶へば、海戰は我邦にて無用なりと云、されども予が嘗て學びし長沼澹齋の講ぜし兵法には、海戰を習はさずしてかなはざる事を辨ぜり、九州大坂の邊を敵船にて徘徊せば、沿海の諸侯奔走に窮すべきなど甚確論といふべし、海より來る寇には海戰を以て制ぜざれば叶ざる事、かの我邦の海戰を明朝にて手にあましたるにてもしるべし、たとへば今外國の賊船か或は我邦の不賴の海賊などにても、東海の島に住居して時々出沒し、佛狼機を以て往來の船舶を打碎き、或は掠奪する事あらば、

我邦の船舶を司るもの、もとより卑賤の商賈に役せらるゝ下民のみなれば、海中にかゝる變ある事を傳へ聞ば、誰一人あつて身命をなげうち、難を犯して渡海するものあるべからざれば、忽ち海舶運送の道絶ゆべし、しかるに今御府內萬民の身命を繫ぐ所の食糧資用は、こと〴〵く海舶の運送による事なれば、一旦海舶運送絶へなば、其動擾せん事いか計ならん、かゝる賊徒を征伐せんには、海戰にあらずんばあとふまじ、されば我邦武備の專要とすべきは海船を調練するにしくはなし、しかれども國家の治亂は武備のみによる事にもあらず、民心一たび離れなば、たとひいかほどの武備ありとも用ゆべき方なし、平氏の兼て海戰を習はし置たるも、民心を失ふ時は忽に滅亡したるにてもしり給ふべし、されども萬民を守護するは武備の德たるによつて、一日も忘るべからざる事なり、そいうへ海船調練の事は武備の用のみにあらず、治平の急務たるべき事なれば、ゆめ〳〵廢怠すべからず、兵機の事はもとより儒生のしるべき所にあらざれば、是を辨ずるもよしなき事なれども、彼離島にして外國の患なしなどいひて、水中の魚には鴉と鵜の差別して、備へずんばあるべからざる事をしらざる愚矇の見を發かん爲に、傍らこゝに及ぶのみ、今此鴉と鵜との差別をしらば、東南洋海限りなく、西は三百里の遠海ありとも、賴むに足らざる事を會得すべし

○只恐るべきは北地也、津輕・松前の間十里にたらず、蝦夷地三百里を過てソウヤより唐太の間又十里計、しかれば地續同前にして恐るべき也、然るにつひに來寇せざるものは、幸にして夷地不毛、人少

く山高く、平地村里稀にして、禽獸と居り鹿豕と遊びて、只今日の口を糊するのみにして、こゝ一主とは王なく、酋長といへども松前侯に屬從して遠海の心なし、是則夷地不毛にして文盲頑愚なるは日本の幸とす

恐るべきは北地に限らず、しかるに北地をのみ恐るゝは彼鶏ある事をのみ知て、鵜の來るべき事をしらざる故也、鶏こそ地續同前の地よりは來るに便利なるべけれども、鵜は左にあらず、たとへ數百里不毛の地あればとて、彼はかへつて悦びて是を有ち、次第々々に偪り來るべき事勿論也、下文に載たる北にヲロシヤ・アシバセの夷狄ありといふ、此アシバセといふは肅愼とかきて、今の唐太の地のおく山丹國などの事也、日本書紀齊明天皇紀に、安陪臣をして肅愼國を征伐せしめ給ふ事見へたり、則此國の事也、周の代には漢土來朝したりと見へて、孔子家語・史記等にも肅愼國の楛矢の事を載たり、後漢の代には挹婁國といふ、則後漢書東夷傳に、挹婁はいにしへの肅愼國にして、夫餘國の東北千餘里、東大海に濱ふて北は極る處をしらず、土地山險多しとあり、此則今の山丹等なり、此は未だ人倫の道も開けず、人民を統御する王公とてもなき國なれば、海濱の地なれども彼漢土の鶏と同樣の國にして、おそるゝにたらず、ヲロシヤといふはムスコビヤとも、リユスともいひて廣大の國なりとぞ、（此國の事悉しくは近頃桂川甫周翻譯せし魯西亞志に見えたり）いにしへは我邦にても漢土にても、此國の事は聞えざりしに、近頃此國に賢明の主相續いて出給ふ故に、自國はもとより他國までも併呑して、文

物盛んの大國となりたり、近頃は漢土へも通じたる故、清朝乾隆帝の御製集に出たるうちにも、俄羅斯國是なり、此國いにしへは海戰の事なかりしに、近頃ペテル帝といへる賢主の時より、つとめて海船の法を調練せしめ、其術にくわしくなれり、其後女帝カタアリナの時に至りて、水戰陸戰ともに其法に熟練せしは、度爾格（トルコ）・韃靼等の强敵に數度交戰し、黒海サバチセ海の大戰を經てより其法を得たる故也、兵を治めて凱旋せしは彼千七百三十九年にて、則我元文四年に當る、近比の事なり、兵船の備へ彼ペテル帝の時七十二隻の戰艦を造り、兵士鐵砲を多く備へ置、女帝カタアリナの時軍船一百四十隻を造り、軍士三萬人をのす、又千七百五十六年に（寳暦六年）軍船二十四隻・快船七隻・礮（イシビヤ）船三隻・飛船四隻と水軍一萬を增備ふ、今又軍船百餘隻を造り添たりといふ、是等の武備の雜費用は年々に二千萬兩ほどなりとぞ、かやうの國こそ彼鵜に類したる國なれば、我國の魚はもつとも恐るべき事也、されども此國の風にて不義の兵を出し他國を侵掠する事はなさず、只統御する主とてもなき人道未開の國々は、悉く開き導きて教化すといへり、既に我邦蝦夷の屬島カムサスカより、ウルツフ島まで數十の島々悉く彼れに屬せり、此カムサスカといふ地は萬國圖にある亞細亞東北の岬にて、漢土にて加莫斯葛牡加といふ、元より我邦の屬國にして、いにしへ奥蝦夷といひし地也、カムサスカといふも、カムシツヤケといひて蝦夷の語なり、カムは魚肉といふ事にて、シヤツケとは曝し乾すといふ義なり、此地に大河有、夫をカムシヤツケと云しより地名と成し也、此地の土人此河

にて□魚夥しく取て、アタツと名けて脊ひらきにして、乾置て食料となす也、されば魚肉を曝し乾すといふ義にて、カムシヤシケと名付く也、蝦夷の言語は元來我邦いにしへの言語なる故、今とても常州・奥州・海濱の地名には蝦夷語なるものまゝおほし、是カムサスカは古來より我邦の屬國たる事疑ひなし、しかれ共今仙臺の近邊に存するところの多賀城墟の碑には、蝦夷を去る事一百二十里（六丁を以一里とす、今の二十里に當る）と有て、此時には奥州・出羽・越後までも蝦夷人の地なれば、何として程遠きカムサスカあたりまでも、制御する事あたはんやとうたがふ人あれども左にあらず、いにしへエゾといふは土地を限りたる名にあらず、故に夷とばかり書ても、蝦夷と書ても、共にエミシ・エビス・エゾなどゝ訓じて、すべて夷狄といふ義也、此夷は中國に在ても、皇威に服せぬものをさしていふ詞にて、是より蝦夷國と限りて別種の者あるにもあらず、漢土春秋の時に、夷狄の種類といふもの中國に多くあるも、此等に類したる也、故に今世水戸公の撰給ひし大日本史には安陪貞任・宗任等が事をも蝦夷傳の中にしるされたり、此等は代々朝廷の臣たりしも、一旦皇朝に叛く時は、是を名けて蝦夷といひしもの也、今の蝦夷人物の風俗は、是我邦のいにしへ下賤の者の風俗、なべて如ㇾ斯にて有つらん、漢土の歷史の東夷傳に、日本の風俗をしるしたるには、種々奇異の事どもありて、今の風俗とは大にことなる事なり、今我邦いにしへの風俗は蝦夷に異ならじといはんには、うけがふ人鮮かるべし、しかれども其うけがはざらん人は、さだめていにしへより今のごとき野郎頭なり

とこゝろえ居る事ならん、近き程の事だに辨へ知らざる事なれば、いにしへの事はいか程に説聞すとも信ずる事あるまじ、文學にうとき人は、螢火の冬ある事を信ぜず、蜉蝣の朝ゆふべをしらざるに殊なる事なし、夫天地に消息あれば、世代に盛衰あり、されば漢土にても三代はしばらく置、漢の代にさばかり恐れたりし匈奴も、後漢に至つては遂に衰へて屈伏し、西域大に拓けて、班超の從吏の聞及びし太秦とて、文華盛んの國ありといふは、今の西洋歐羅巴諸國の事ならん、其後三國を經て晋にいたりては天下大に亂れ、五胡・夏をみだるとて、中國の半ば夷狄にとられたり、三百餘年を經て唐の太宗にいたりて、東は高麗までも征伐し、西北の突厥も勢ひ微にして、沙漠の外までも服從せしも、五代の亂を過て宋朝にいたりては、國勢大に衰へたる故、遂に金元の夷狄に國を奪はれたり、我邦の蝦夷とても盛衰あり、皇綱廢したる代には、奥州・越後までも蝦夷と成て擾亂すといへども、皇威盛んなる御代には、西北はカラフトの地、東北はカムサスカまでも服從したる事疑ひなし、（蝦夷の盛衰くはしくは、蝦夷古今變にしるす）されば和歌にも蝦夷の千島といふ事を多く詠出せり、是は今のカムサスカよりこなたの島々の事をいふなり、近世の人こそ蝦夷の地理はいか樣の事とも辨知せざれども、いにしへは左にあらずと見えたり、又日本紀齊明天皇紀には、安倍臣をして蝦夷を征せしめ、後方羊蹄の麓に政所を置たりと云、此後方羊蹄は今のシリベシと云蝦夷地第一の高山なり、今は蝦夷土人も寡く海濱にのみ住居する故、此シリベシ山の麓などは、足音もいらざる曠莫の地なれども、い

にしへは盛んにして人民も多く、かゝる地にも住居すればこそ、政所をも置て治めしもの也、ちかくは寛文年中のシャムシャインと云酋豪の亂をなせし時までは、人口莫大の事なりしに、漸くに減少して今のごとき體とはなり來れり、是等を以ても古今の變ある事を知り給ふべし、又安倍貞任、宗任等がごときは、カラフトの奥に在マンコと云大河に泝る事三十餘日にして、今の淸朝の本國滿洲の地にいたり、彼人物の馬にて河をわたるを見て歸りたる事あり、此事は宗任が談をしるすとて宇治拾遺物語に見えたり、近比の蝦夷の體にては、なか〳〵かゝる地までいたる事あたふまじと思はるれども、此時には夷地盛んにして通路も明白なりしと見えたり、我邦には史官なき故いにしへの事考ふべきよすがもなけれども、此等の書を以てもすこしは推て知るべし、皇綱廢して後、天下の權武家に歸すといへども、騷亂のみうち續きて、足利氏の末にいたつては、人倫の道も絕せざる事綫のごとし、內地だにもかゝる樣なれば、まして蝦夷の地のごときは誰あつて制御する者もなかりしに、嘉吉年中に下國安東太といふ者わたりて、今の松前地の下國といへるわたりに居たり、其後寶德三年に武田信廣南部の礪崎より渡りて、下國氏を潰して天河といふ處に居たり、されども夷人の勢ひ强大にして、今の如くに制する事あたはず、數代を經るといへども、やゝもすれば騷亂をなす事絕ず、數度の戰爭を經て漸に一統し、寛文九年の亂より後は、夷人の勢ひ大に衰へて今の體とはなれり、しかれ共今にいたるまで、奥地の島々までいたる事はなしあたはず、松前氏の開きしも、西地

のソウヤ迄開きしは貞享年中よりの事にして、東地のアッケシは寛永年中より開け、キイタッフは元祿年中に至つて開け、夫よりクナシリ島まで開たりしが、漸く近ごろ寶暦四年ばかりの事なりとぞ、是等のちかきわたりの地だにもちか比開けたる事なれば、まして程遠き島々などは、彼和歌に詠じたる蝦夷の千島などいへるを聞たるのみにて、ふるき代がたりとはなりにけり、されば叛服常なくして治め難しと稱したるも、今は中井生が言のごとき有様とはなり來れり、夫天運循環し往てかへるのことわりにて、冬あればこそ復春あり、今かく衰微したる蝦夷なりとも、後世またも强盛なるに及んでは、彼漢土の六朝五代の時のごとく、内地を犯し來るべきもはかりがたし、今既に奥蝦夷の島々へ魯西亞人來りて、彼文盲頑愚なる者を漸くに敎導すれば、其兆なきにもあらざるべし、古今の變態に通じてこそ、當時の處置後世の慮をもなすべきものなり、されば今かく衰微の時に乘じて、土民を信服せしめ土地を拓かば、彼いにしへの千島といへる舊觀にも復すべきものなり、扨又夷地不毛にして人少く山高く、平地村里稀にして□□□などいひ、又は下文に日本において何の益あらん□□已に大勢の人勢を遣はされ、大金米穀をついやしこれを起し給ふ、此損いつか補ふべきなどいへども、これ素より目にも見ず耳にも聞ざる事を口にまかせていふ空論なり、まづちかき理を以て諭すべきは、彼夷地不毛なりといへども、大坂に生るゝ者とても、半ば蝦夷地より出産する米穀を食つゝ成長する事をしらざるなり、其故は上國にて米穀を產する田地の糞培とするもの、お

ほくは蝦夷地より出產する鰊魚干鰕の類也、是を以て糞培とせざれば米穀も豐熟する事あたはざれば、是上國の米穀半ば蝦夷地より出產すといふべし、しかるに松前の政事正しからず、商賈にのみ任せ置ゆへに、土人も漸くに減少し、產物も乏しく、諸國へ行渡らざるによつて價も貴くなりし故、三十年以前より石灰といふものを多く製して糞培となすといへども、此石灰は素より性もあしく、田地にも宜しからず、且是を糞培としたる地の米穀を食する人は、多く痰積の疾を生ずといへり、其說はともあれ、石灰といふものは熱物ゆへ、水田へ施す時は相敵して熱氣彌强く、農民の手足腫起して艱苦せしむるもいやまし也、かゝる惡物ども是非なく用ゆるは、是蝦夷地の土民減少し、產物も乏しく成しより起れる事なり、されば今彼地を開きて人民を蕃息せしめ、奥地の島々までも及して、產物を多く出し諸國へいだしなば、是邦の本たる農民を潤すの要術ともなるべし、且彼產物は糞培となすのみにあらず、其用も又多し、海參・鮑などは外國へまでも交易とし、鰤鮮のごとき食用にも宜しく、又は膏油を絞りて粕は糞培となす抔、其用すくなからず、又本邦の風俗にして諸國ともに正月の壽きに用る鰊子昆布は、皆蝦夷地の產なり、中井生がごときも幼年より是等の品を食ひて其澤を稟ながら、よしなき學文に味まされて、夷狄とだにいへば漢土の夷狄と同じ事とこゝろへたる、事情もしらぬ見よりして不毛無益の地などゝいへるは、天の冥慮をも恐れざる愚蒙の至りといふべし

○故に誰人の作りてや有けん、「北風や日本の火よけ蝦夷が島」と、よくいふといふべし、今江戶より

品川に至り、二里の間三田・高輪建つゞきたれば、南風にて品川に火災あれば、江戸も危しといふべし、三田・高輪、空地なれば何ぞ心を用んや、北にヲロシヤ・アシバセの夷狄ありといへども、三百里不毛の地越ゆべからず、此島をのぞけば、遠海平に來るべからず、故に北顧の憂もなしとす、然るに今此國を開き田畑を發起し、和人多く渡りて寳貨充滿し、教育する時は夷地不毛にあらず、又頑愚にあらずして、終に豐饒文才の地となるべし、是則今開き給ふ所の御心にして、北顧の備たりといへども、日本において何の益かあらん、今已に大勢の人數を遣はされ、大金米穀を費しこれを起し給ふ、此損いつか補べき、已に補ひ得たる時は、夷地豐饒の地となるべし、是ぞ高輪の家を建たるごとくに、後世北風のたきつけなるべし

ヲロシヤ・アシバセの夷狄の事は前條に辨ぜり、三百里不毛の地越ゆべからずといふも、鴉と鵜との論にて會得し給ふべし、且米穀を食して生る人こそ、不毛の地を憂ふべけれども、素より米穀を食はずして生る人あれば、不毛の地とても不毛とする事なし、是らも彼世間しらずの識見といふべし、又豐饒文才の地と成べきをかへつて恐るゝ事をたとへていはゞ、家居をつぎ〳〵數建て住んには快かるべけれども、一旦火災に遇て烏有となならんはよしなき事なりと思ひて、樹下草藉に起臥して雨露に曝されん人のごとし、かゝる人若世にあらば、智ありといはんや、愚なりといはんや、三歳の童子も能く辨別すべし、日本において何の益かあらんといへども、其益ある事前條に辨ずるがごし、

此損いつか補ふべきといへども、素より益とこそなれ、損となるべきの理なし、されども日本の火よけといひ、三田・高輪の喩など一理なきにしもあらず、ふときゝてはおもしろくして、愚人をも迷はすべきの說なれば今爰に辨ず、火災を恐れんには品川・高輪にも限るべからず、今御府內のごとき建續けたる家居は、北風のみをも待ず、いづれの風にても火災延及して、おびたゞしく燒失すべきは、是制度なきの國に喩ふべし、制度備りたらん國は、たとへば家居を造るに土藏造りにして、覆ふには銅の瓦を以し、腰瓦までも堅固になすがごとし、若其內にて火を過ちて燒失すとも、其一家のみにて外に延及す事はあるまじ、かゝる家居を造らんには、高輪は素よりたとへ六郷・川崎まで建續けたりとも、北風の憂あることなかるべし、是を制度ある國といふべし、今此土藏造の家作を蝦夷地に用んには、信義をもつて土民を信服なさしめ、要術をもつて國家の利益をはかるべし、かやうの家居を造らんには、何國まで建續けたりとも、內より火を過たん事はいざしらず、後世北風のたきつけとならん事はあるまじき也、しかれ共かやうの家作は容易に成就しがたかるべければ、なまじいに茅屋ぶきの家作を建ちらさんより、打捨おくこそましならめといはんなれども、夫とても打捨がたき理あり、たとへば兵書に草茫々たる原野に陳する時、敵風上より火を放つとみれば、はやく我後にも火を放つて燒拂ふべし、敵の火及び來る時は後の燒跡へ退きて、是を避るといへるがごとし、是まで打捨ありし蝦夷地は、草茫々たる原野といふべし、しかるに近來魯西亞より奥地

島々へわたり來つて土民を教育するは、是敵風上より火を放ちたるがごとくなれば、此方にもはやく火はなちて、敵の火の燒とまるべき策をなさゞれば、いづくまでも敵の火及び來りて、原野の限りは燒つくすべし、とても斯ても打捨おくべからざる勢とはなり來れり、それとも不益無用の地ならば、うち捨置とも可なるべけれども、前に云ごとき國家莫大の利益となるべき土地なれば、はやく教導撫育して我邦の手足を堅固になさずんば、一身の用なしがたかるべし

○しかれどもよく戍を置て守り給はゞ其恐あるべからざれども、諺に云守りての隙はなかるべし、後世に至りて夷地彌さかんに成て、三百里の間雞犬相聞へ置郵命を傳ふべし、其時夷狄もし來寇する時に討退なば幸なれども、勝敗計るべからず、不幸にして討まくる時は、我より開きたる地面のこらず狄の有となりて、戍卒の俘と成たるものを教導として付入に、松前に至り津輕へ渡らんとすれば、ゆゆしき大事となりて、日本の騷動いかゞあるべき

君子は安ふして危きを忘れず、治つて亂を忘れずといへば、國の憂となならん事は兼て慮るべし、されども國の禍は外よりするのみにあらず、國綱一たびゆるまれば蕭墻のうちより起るぞかし、外に憂あるはかへつて國の爲となるべき事と古人もいへり、晉の羊祜が吳を攻る事を欲せざるも、よくよく是に鑑みればなり、しかればとて外の備を懈るべきにはあらねども、たとへいか程武備を堅固になしたりとも、政苛虐にして下をくるしめ、民心一たび離るゝ時は、其詮なくして却て害となる

べし、外國の寇とてもかゝる隙をこそ窺ひて來らんに、最怖るべき事なれども、蝦夷の地さかんに開けたりとて、貪婪を事として犯し來るほどのものはもとより恐るゝに足らざる事也、魯西亞のごとき國界を開き益する事を專ら務むる國は怖るべき事なれども、彼はもとより既に人の開きて制令ある國を奪ふ事をなさず、只いまだ火食をもしらぬ國々を敎化するのみにて、たとへば封界あつて、是より天竺・是より漢土・日本といふ地へ、交易はなすとも犯す事せずと聞けり、しかるに彼の韃靼の地を取りしを聞に、初北韃靼のシベリヤといふ大國は、漢土の官人の罪あつて左遷せらるゝものをして守らしむる地なり、此地に盜賊蜂起して、官人をも打殺し暴虐をなすといへども、清朝の援兵もいたらざる故、魯西亞へ救を乞ひけるに、魯西亞の大軍立どころに至り、不日に盜賊を誅伐し、後に政事を正し上下の情を通ぜし故、土民ことごとく歸服して、一時此風を聞て數千里を拓けり、魯齊亞の諸國を伐て地を拓きしは皆是等の類なりとぞ、人自ら侮つて後に人これを侮り、自ら毀つて後に人これを毀るといへば、外國の寇を恐るゝには我邦の民を安からしむるより外になすべき術なし、今我邦の人民の困苦するは、出羽・奧州の地より甚しきはなし、元來奧羽の民は質直愚埃にして利に走る業にうとき故、商賈たるものはことごとく上國の人にして、彼が愚直なるを幸とし、利を貪る事も甚しく、且土地より出る米穀の價は至て賤き故、是が爲に尤困苦する事なり、奧州仙臺にては米壹升にて錢二十四文、米澤・上ノ山などにては十文・十二文、又羽州又北仙などにては米

壹升の價ひ錢六文の地もあり、又御府內・大坂などの價とは若干の相違なり、又紀州薩草郡などにては米壹升の價錢百二拾文ほどなりと、同じ米同じ錢にて斯雲泥の相違あれば、士農の二民困窮するも理りなり、予上國にありて上國の人の諺を聞に、奥州南部は五穀他にこへて豐饒なる故、宿飯は死飯なりとて食はずといふ、後に奥州を過つて風土を觀るに、土地肥饒なるにもあらず、稻舊稿の莖を算へて試るに、上國の地よりおとれる事半ばに過たり、かゝる惡地を千辛萬苦して耕すといへども、其得る處は米穀は價至て賤くして、商賈より買得る日々の調度は他國よりも貴し、されば商賈こそは宿飯は棄て喰ふまじけれ共、農民は雜穀・麁蔬飯も常に飽く事あたはざれば、一旦凶年饑歲に遇ては萬民塗炭に陷る事、奥羽の地もつとも甚し、そのうへ今の租稅の法過半は金銀を以て收る事とす、銀錢を以て租稅を收るは民のもつとも困苦する事なり、漢土にても歷代戰爭の後の惡弊にて、錢を以て田租をとり民を苦ましむる事多し、田野の民は商賈をなすか、官人となるか、盜賊をなすかにあらざれば、銀を得る事かたしなどいひ、唐宋の諸臣もつねに錢荒(ゼニタラヌコト)の害を歎きしとなり、白樂天の詩に「私家無二錢鑪一、平地無二銅山一、胡爲秋夏稅、年々輪二銅錢一、錢力日已重、農力日已殫、賤糶粟與レ麥、賤貿絲與レ綿、歲暮衣食盡、焉得レ無二饑寒一」下略などいへるも此事を悲しむなり、且今奥羽の租稅のもつともあしきは、米價をふたつにするにあり、是より下にて賣買は前にもいふごとく至つて賤けれども、上へ租稅として取るには貴き價をもつてす、故に下民米は賤く賣なが

ら、租稅に出す金銀は多き故に、ます〳〵困窮して、遂には亂をなすの階ともなる也、旣に去りし酉年羽州山形にして土民擾亂をなせしも、これらの事より起れりとぞ、かゝる國々ぞ蝦夷地よりも先憂ふべき事にして、人民の擾亂するは外國の强敵よりも恐るべき事也、扨又土民の惡風俗には間びき子といふ事あり、是は生るゝ子の多きをくるしみて、生るゝと共まゝ縊り殺すを間びき子とはいひて、上野・常陸などにも此惡風俗あり、奧羽の地は尤も甚し、もとより愚痴の土民なれば、商賈のなさしむべき事をもしらず、農業をなしては困苦するのみなれば、子どもを多く育つべきてだてもなく、たとへそだてたりとも、すへ〳〵せんかたもなき故に、かゝる惡俗とはなり來れり、夫れ禽獸にいたるまで親子の恩愛の情はあるものを、まして人に於てをや、子を愛せぬ親はあるべからず、しかるに生れおつると共まゝに、親の手にかけて縊り殺すなどゝは、誠に禽獸にもおとりたるあさましき風俗ならずや、近來奧州の土人數十人漂流して魯西亞國にありといへば、魯西亞人かかる風俗をきかば、禽獸にもおとりたる不道の國なりとぞしるべし、是れこそ自分侮て後人これを侮るといふべし、若し一旦人民擾亂せん時は、自分毀つて後に人これを毀るのことわりにて、かゝる隙も出來なば、魯西亞などよりはもとよりあさましき風俗の夷狄を敎化せんなどゝ稱して、海軍を起して攻め來らんも計りがたし、夫軍の勝敗は戰はざるさきにしるべき事なれば、不幸にして討まくる時は、我より開きたる地面のこらず敵に取られんなどいふは、腐儒のしるべき事にあらず、

童蒙の談に近しといふべし、日本の騷動いであるべきと慮り憂ひべき事は專ら是等の事にして、蝦夷の地を拓くによるべき事にあらず、是らの事を憂んには、風俗をも移しかへ、民の生産を厚くするにあつて、國家經濟の要とすべき所なり、尙くわしくは下條に論ず

○是則仙臺人林子平なるもの三國通覽を著して、しきりに夷地の美をすゝめ、勢人幸太夫なるものヲロシヤよりかへりて、いよ〳〵其思をになひて通商をすゝめ、寂上德內なる者夷地の利益をとなふるゆへなるべし、ア、歎ずべき哉、願くは蝦夷地を其儘被₂差置₁、不毛島嶮を以北風を防ぎ給はゞ、來寇の憂あるべからず

不學文盲にして蝦夷の事などは夢にもしらざる中、林子平がごときもの唱出せし故に、世人皆膽を潰すといへども、もと林子平のみいひ出せし事にあらず、彼通覽の書に蝦夷の土地風俗をしるせしは、悉く新井筑後守の蝦夷志に出たる事也、林子平がしるすところは蝦夷志を其まゝに和解せしもの也、德內・幸太夫ごときは自ら其地を踏て目擊したる事なり、外國の事を見きくは世間しらずの弊を免るゝ事にして、國に忠あるものといふべし、不毛島嶮を以北風を防ぎ給へといふは、旣に前條に辨ずるがごとし、猶又末にも論ず

○又有用之五穀を海外に擲て、無用之貨物を取り歸る事元來國の大損也、彼貨物民生之用にたつ事毫末もあるべからず、紅毛の貨にてしるべし、今度の事十分交易すといへども、上に金銀の利あるのみ、

國の損は同じ、算盤の上に利は見ゆれども、往來・政費・雜用・吏人の扶持切米積り上れば利は少かるべし、諺に唐へなげ金といふ金はなけれども、國の損はいふにたらず、五穀をなげては大損也いふ所のごときは皆中正を得ざるの僻論なり、魯西亞交易の事は當時の急務にあらざれば、まづしばらく論ずるに及ばずといへども、外國交易の事を一概によしなしといふは偏僻の見にして、中正の君子の言にあらず、夫彼是有無を通じて交易するは古聖人の道也、されば易の繫辭傳にも、日中に市をなして天下の民をいたし、天下の貨を聚めて交易して退き、おの〳〵其所を得るといへり、農民は耕ながら陶を作る事能はず、此がなす物を彼に通じ、他國の產を自國の用となす事なくてかなはぬ道也、蝦夷のごとき地といへども、其出る所の物產は本邦之人之食用となり、又は農田の糞培ともなり、本邦之鐵器小刀之類は彼が必用の品とはなるなり、他邦の賤しむ所の物自國にては貴く、自國の賤しむ所のものも他國には貴ぶ事あり、ちかくは人參は漢土にても我邦にても甚貴ぶものなれども、韃靼・朝鮮のごとき其地に多く產する國にては、さまで貴ぶことなきよし、又いりこのごときものは我邦には多く出產して、素より貴ぶものにもあらざれども、外國にては大に貴ぶ事なりとぞ、漢土にも甚だ貴ぶ故にいりこの事を海參と書して、人參と功能をひとしくする物故、海の人參といふほどの事なりとぞ、故に彼土にては馬皮を以ていりこの贋物を製するものあり、本草從新にも見へたり、其外貨物藥品など外國の產にして我邦の重寶たるものおほければ、一概に外國の貨

物民生の用にたつ事毫末もあるべからずなどゝいふは、素より偏僻の論にして外國交易の道はなくてかなはぬ事也、されば世中の事は何事にても一法一弊とて、其法立ば又其弊あり、故に外國交易にも既に其弊ある事なり、此弊は往時新井筑後守も辨ぜられし事、其故は人體の骨に比したる金銀銅を外國へ渡す事也、今とても此弊を改められざる故に、漢土・和蘭陀・朝鮮へわたさるゝ銅は年々に貳百萬斤餘也、十年にては貳千萬斤、數十百年積りては億兆を以ても數へがたく、我邦にあらん限りは外國へわたるべし、或人云、金銀銅は五行の一なり、此金銀盡ん時は水火も又盡べし、夫を外國へ渡すを惜むなどゝは小量の至りなりといへ共、是らはもとより事理を辨ぜざる僻見なり、新井氏も論ぜられしごとく、他の物產は血・肉・皮・毛のごとく、傷き損じても又生るゝものなれども、金銀銅は骨のごとし、一たび折損して人骸を脱出すれば、ふたゝび生ずるの理なし、漢土にも漢代までは多かりし金銀も、後代に及て失果しとぞ、案ずるに漢土のみにもあらず、朝鮮にても失たると見へたり、我邦のいにしへより聖武天皇の御代までは金銀銅を採る事を許さずして、今の朝鮮三韓の地より取來つて用ひし事神代よりしてしかり、神功皇后の三韓を伐給ひしも是等の爲なり、又五代史に周の世宗の時、高麗の地にはよき銅銀を產するとて、尙書韓彥卿に數千匹の帛を持せて高麗國に遣し、彼銅を買取て錢を鑄られけるとぞ、其後顯德六年高麗王より黃銅五萬斤を貢したりとて、欣びて史にも記し置れたり、此時迄も朝鮮の地に多かりし銅も盡果しにや、今は對州よ

りして年々貳十萬斤程も遣はさるゝ事とはなり൮、されば水火の類にあらずして、一たび脱出する時はふたゝび生ずるの理なきものは金銀銅なり、漢土にても朝鮮にても盡果て今は我邦のみ也、是とても數十百年の内には採盡して、漢土・朝鮮のごとくなりなんは必定なり、漢土・朝鮮・我邦までの金銀銅はいづくへ拔たりやといふに、悉く西洋の諸國へ渡る事也、彼國は何故に金銀銅を貴みて諸國より取込事にやといふに、國家の要用金銀銅にしくものなき故也、まづ飮食の器械、日用の調度は多く金銀銅を以て作る故に、たとひ損毀するといへども元價を失ふに及ばず、陶器・木械の一たび損毀朽腐すれば、廢物となるがごときものよりは、優れる事莫大なり、又城郭および庶人の家にいたる迄も銅・鐵・石をもつて造るなり、此益ある事殊に莫大也、ひとつには朽腐し易きの害なく、二ツには寇を防ぐの備堅固なり、三ツには火災延及の憂ひある事なし、是らは自然に儉約と成の道にして、人民を富しめ國力を强くするは是よりまされるはなし、夫金銀銅は食つて飢を凌ぐ事能はず、衣るとも寒を禦ぐべきものにあらねども、右のごとき國家の要用にして、一日もなくてかなはぬものなり、かゝる要用の物を徒らに異國へ渡し、自國にて火災ある時は衆人の塗炭に陷入はもとより、公侯の貴きといへども居を安んずる事あたはず、或は狼狽して溝壑に充んなどはあさましき事いふばかりなく、歎くに堪ざる事ども也、されども外國の貨物も我邦の用をなすもの多く、交易して有無を通ずるは、古聖人の道にして、なくてかなはぬ事なれば、唯其制度こそあらまほし

きもの也、今魯西亞國と交易の路を開かば、彼金銀銅鐵をわたすまでもなく、米穀を以て交易せんには、其益をも益べき事也、されば其五穀を他邦へ渡さんは金銀銅を渡さんよりも其弊甚しかるべけれども、もと五穀年々生ずるものにして、金銀銅のふたゝび生じがたき類にあらざれば、國に制度あつてたとひ凶年饑歳ありとも、衆民をして死亡に至らざらしめぬほどの備あらば、其餘は外國へいだすとても國の害たる事あるまじ、しかし此制度を備ることは今の儒生なんどのしるべき所にあらざれば、五穀をなげては大損也といへるも理りなり、扨又往來・政費・雜用・吏人共扶持切米積り上れば利は少かるべしなどいふ、彼幼きより閭里にあつて、錐頭の利を追ふ商賈に交り、小利に拘る僻にして、國家の大體を知らざればなり、米穀の利害は猶下條に論ず

○もし彼地交易盛んになりて、年々數十萬石の米を捨なば、定て東北國の米なるべし、是東北國年々水旱飢饉あるにひとし、然れば江都・京・大坂といへども米價貴かるべし

農夫は國の本なれば、農の主とする所は米穀なり、米穀は人の食して命を保つものなれば、人世一日も闕べからざる所の物にして、其尊き事天下に比類なし、かゝる尊き物を外國へ渡さんは尤愼むべき事なり、しかれども我邦は五穀豐饒の良國なれば、年々收る米穀は勝て食ふべからず、飽までも潤澤なる故にや、上に是を節するの制度なく、貨財の權商賈の手に落て其取用に任ずる故に、年年無益にして棄るところの米穀夥しく、數十萬石にこゆるともくだる事あるまじ、彼併兼豪富の商

賈どもは、身には綾羅を着て常に美食に飽くといへども、國の本たる農民は身に襤褸をまとひて、雜穀蔬食にも飽く事あたはず、一旦凶年飢歳に遇ふ時は、豪富商賈は貯あれども、□□□苦して耕す農民は餓死するより外なし、三年萬民を養ふべき貯なければ、國其國にあらずといへり、我邦には米穀潤澤なる故に、たとへ數十年の貯をなすともなし得べき事なるに、僅一二年の飢歳にて萬民に非命の死をなさしめんは歎くに餘りある事也、聖人の言に國は貧しきを憂ずして、均しからざるを憂ふ、均しければ貧しからずとのたまへり、均ふするとはまんべんによく行渡る事也、今商賈と農民の有様を見るに、其貧富天地雲泥のたがひあり、是を均しくしてまんべんによく行渡る樣になさば、何ぞ貧しき事あらんや、なんぞ數十年の貯もならざらんや、今の世の有樣は米價の貴賤踊躍して常なく、四民倶にこれが爲にくるしむ也、其價賤き時は士農くるしみ、貴き時は工商くるしむ、とかく米價の中節を得るにあらざれば、四民安居する事あたはず、然るに今國家の大といへども、米價の踊躍するをいかにともすべからざるは、上に輕重の權を通ずるの制度なくして、其權商賈に落たるが故也、商賈はもとより利の爲に身をも顧ざるものなれば、其姦をなす事いふばかりなし、攝津大坂は我邦第一の貨財輻湊の地にして、四方の米穀もまづこゝに集り、夫より江都へも出るなり、故に巨萬の富を累ねたる併兼の徒此地には殊に多し、彼等が米穀を蓄積するを聞に、倉庫に充滿して朽腐にいたるといへども、其價を得ざるうちは糶事をなさず、元來數十倍の利を得る事故、たとへ倉

廩の中に朽腐すといへども、初め少しも糶うちに元價は取得る事なれば、少しも憂とせず、只時に臨て利を得ん事のみを計る也、故に其既に賤からんとする勢を見れば、おの〱糶故にいよ〱賤く、又貴からんとする時に臨んでは、糴もの丶み多くしてます〱貴く成事也、江都とても又しかなり、且江戸の價の貴からざる内は大坂より出す事をなさず、又は海洋に船をとゞめて品川へ入らざる抔、とかく時をうかゞつて利を射る故、米價の踊躍して常なく、四民是が爲にくるしむ事、多くは是らの姦猾のいたす所にして、國家の制度なきが故也、夫萬民の命を繋ぐ所の尊き米穀をいたづらに朽腐せしめ、ふけ米などゝ號して田地の糞培となすにもたへざるごとくして、無益に棄る事數十萬石に過るともくだる事あるまじ、又此外に米穀を空しく棄る事年々數十萬石に過て、朽腐の害よりも甚しき事あり、今國家の闕典を補ひて輕重の權を通じ給はゞ、數百萬石の米穀を貯へて凶年飢歳の備をなす事も安く、米價中節を得て四民をして太平を樂しましむべし、凶年飢歳の備有て萬民塗炭に陷る事だになからしめんうへは、有餘を以て外國へ渡し、有無を通じて交易し給ふとも、國の害となる事はあるまじき事なり、かゝる術ある事をしらざる井の蛙の心にては、外國へ渡されん事を憂ひたるは尤愛すべき事也、諺に云蚯蚓常に憂ひていふ、我五穀を食せず、蔬菜を食せず、唯食ふものは土壤なり、此土壤は春生ずることなく、夏長ずることなし、しかるに我ら食して止ずんば終に食ひ盡すべし、食ひ盡して後は餓死せんより外なしとぞ、中井生が如きもの是に近かるべ

し、彼云、江戸・京・大坂といへども米價貴かるべしと、彼幼きより閭里にありて商賈と伍をなし、恒祿もなく耕す事をもなさゞる身なれば、唯米價の貴きをのみ憂ふる事を知て、米價賤き時武家と農民の困窮する事をしらざる也、風雨時あつて五穀豐熟するは國の幸にして、諸民共に喜ぶべき事なるに、五穀豐熟する時其價至て賤き故に、農民は勞して功なく、恆祿ある士大夫は金錢を得る事寡くして用度に乏しき故、喜ぶべき豐熟を喜ずして、却て不熟にして米價の貴からん事を希ふは霄壤懸隔のたがひにして、是非もなき事ども也、されば東北國年々飢饉あるにひとしといへども、今東北國より數十萬石の米穀を他國へ移さば、東北國は自然と米價貴かるべし、米價貴き時は武家と農民は其所を得て喜ぶ故に、是年々豐熟なるにひとしといふべし、東北國の憂ひとする所は前條に云ごとく、米價甚だ賤きが故に、禽獸にもおとれる間引子など云惡風俗とはなり來れり、當世の急務は商賈をよく制御して輕重の權を通ずるにあり、農民も商賈も均ふしてこそ貧しからずして、共に太平を樂しむべきものなり、上にも中ごろより諸物の税を厚くし、物ごとに税を取收め給ふは商賈の利を抑るに似て、却て彼を激していよ／＼利を貪らしむる也、其故は物ごとに税を厚くすれば、彼又販賣するにそれほど價を增故に、商賈はいつも利を失はず、只上下交利を爭ふのみにて、落るところはいよ／＼武家と農民の困窮とはなるなり、故に百計千慮して税を厚くし給ひても、上に少しの有餘あるのみにて、武家農民の困窮を救ふ事はあたはざる也、聖人も君子は義に喩く、小人は

利に喩しとのたまへり、上のうとき所の利を下のさときものに對して爭ふとも、中々勝ことあたはずして、かへつて彼を激する故ますく姦を長ぜしむる也、さらば何をか施して彼が權を奪はんやといふに、是には則術あり、韓非子に「今夫水之勝レ火、亦明矣、然而釜鬵(ナベカマ)間(ヘダツ)レ之、煎沸竭(ニヘツマリ)ニ盡其上一、而火得ニ熾盛焚ニ其下一、水失下其所ニ以勝一者上矣、今夫治之禁レ姦、又明ニ於此一」といへり、是誠に名言也、今の商賈は水の如く、官家は火のごとし、火は熾盛なれども水には勝事あたはず、猶官家の商賈と利を爭ふては、勝事あたはざるがごとし、しかれども此水火の間を釜鬵の制度を以てへだつるときは、勝つべき水も煎つまるがごとく、商賈の權は自然と官家に歸して、彼姦をなす事あたはずして、上下倶に安からん事水火の物を和熟するがごとくならん、され共今官家に此釜鬵の器の制度なければ、官家の火はなかく商賈の水に勝ことはあたはざる也、今もし此釜鬵の器を備へ置給はゞ、商賈の權忽ち官に歸して、米價の中を節する事も官家の掌中にある故に、姦民の爲に踊躍する憂もなく、四民倶に太平を樂むべければ、かへすくも備へ置たきは此釜鬵の器なり、釜鬵の事くはしくは、浮寶志にしるす、故に爰に略す

○通覽の書に、近年赤人既に彼地に入込、後には彼地を押領すべしといへども誤說也、近年我國より商人ども五穀を多く持渡るゆへに、其利を庶幾して赤人來る也、我國より米を渡さずば、赤人も來るまじ、何ぞ押領をうれへんや、今もし國禁を開示して五穀を渡さずば、赤人も來らず、かの地忿嘖絕の

野となりて、我國の大利なるべし

外國の事などは夢にも見聞せざる世間しらずの思慮にては、かくこゝろえたるも理りなり、今蝦夷屬島のあらましを記して其矇を發かしむべし、通覽に蝦夷の土地風俗をしるせしは、悉く蝦夷志によるといへども、此赤人島々を押領するといふ説は、安永九年肥前長崎へ來舶せし和蘭陀人よりきける事也、和蘭陀人は魯西亞とも交易して親しむゆへに、彼島々を開きし時も和蘭陀のカピタンを頼みて先導として遣したる故に、和蘭陀人はよく知りて長崎へ來りてもかく告し事也、此島々といふは前條にもいへるカムサスカこなたの島々にて、いにしへ和歌にも蝦夷の千島と詠じたる島々の事也、俗にいひ傳ふる奥州壺の碑は、南部七ノ戸と野邊地の間にある壺河の源にありて、日本中央の文字ありとぞ、今考ふるに、此地より西南は九州二島の果まで凡六百餘里、西北はカラフト島のおくまでも六百餘里、東北はカムサスカまで凡六百餘里なれば、誠に日本の中央ともいふべし、中古戰爭うち續きて本邦だにも治らざりし故、彼の島々も通路久しく絶果て、千島といへるうわさのみにて、其名をだにもしる事なし、彼カムサスカは大地に續きたる廣漠地にて、ネーデルホルトなどいふ國は韃靼の種類なる故、人物風俗も殊にして、カラフトの奥の山丹など同類なり、我邦にて是を赤蝦夷と云、此南岸の地は則カムサスカにて我邦の種類なる故、人物風俗松前所在島にことなる事なし、しかるに魯西亞千六百九十八年（我元祿十一年）にあたつて、アタラソフといふもの陸續きの奥の地

より此地まで來つて、土人を大半服從せしめ、海陸の獸皮を多く持歸りしとぞ、其後千七百十五年（我正德五年）に再び船にてカムサスカに渡り、其地はもとより近傍の島々までもうち從へたり、千七百三十年（我享保十六年）土人魯西亞に叛いて敵對せしかども、程なく靜謐になりて今にいたるまで無事に治りたるよし、賦稅は年々人ごとに獸皮一張づゝ出さしむるとぞ、扨カムサスカよりこなたの島々は尤著しきもの二十五島、其他の小島は數をしらず、又カムサスカの南岸より一二の小島あつて、次にヲンネコタント云島あり、此島周邊二百里許にして頗る大也、魯西亞人名を改めてフトロイと云、是より無名の島四あり、魯西亞人は名けてデレテイ・セデヲルトイ・ピヤトイ・セストイと云、次にホロモジリ、蝦夷語にて大といふをホロと云、モジリとは島といふことなれば、此島も頗る大にして土人も多し、是より一ツの無名の島あり、魯西亞人は名けてヲシモイと云、次にハルヲマコタン、魯西亞人名けてテヱアトイと云、次にチルンコタン、魯西亞人名けて、テシヤトイと云、次にモトワ、魯西亞人名けてヲリン、ナツサトイと云、次にラクハケ、魯西亞人名けてテヱナソサトイと云、次にラシヨワ、魯西亞人名けてテリーナツサトイと云、此島も大にして土人も多きよし、此島の土人も今年ヱトロフ島へ來りし也、次にウセシリ、魯西亞人名けてセライナツサトイと云、此島は船を繫ぐ港もありて土人もありと云、次にケトイ、魯西亞人名けてベツチナツサトイと云、次にシモシリ、魯西亞人名けてセスナツサトイと云、此島尤大にして土人も多し、殊に東南の方には諸島に秀

たる良港ありとぞ、カムサスカより此地までは海上凡二百五十里許なりとぞ、次にセンチチリホイ・レフンチリホイ・マカンル、の三島あり、是らは小にして土人もなし、次にウルツフ一名臘虎島、魯西亞人名けてナーセムナツトイと云、此島徑四十餘里にして頗る大なりといへども土人なし、魯西亞人は今に此島にあつて漁業をなす、ヱトロフ・クナシリ・アツケシ等の夷人年々渡りて臘虎を取る地なり、次にヱトロフ島クナシリ島ありて、後に松前所在島なり、先年は旣に松前所在島のうちネモロ・アツケシの邊までも魯西亞人渡りし事なりしかども、今はウルツフ島に在のみにて、ヱトロフ・クナシリの二島は全く我邦にて治めたる事也、是らの事をこそ長崎へ來りし和蘭人の告知らせたる也、いつの比にかありけんさる事あり、相州箱根の神領のうちに廣漠の平野ありしが、近邊の小民いつとなく此うちに新田をひらき、次第に民戶も殖て、後には家數三四十軒にもなり、田地も三百石ほどにも及べり、しかれどもいづれに附屬すといふこともなかりしに、近地に小田原領小田ある故にいつとなく、小田原に附屬せり、箱根の社司も世を經て後に此事を知得て、もとより神領の地に出來し田村なれば、我にこそ附屬すべきものなりと官へ訴しに、其公裁に我司る地の事を斯數十年を經るまで知らざりしは汝があやまちなりとて、遂に小田原に附屬したりとぞ、誠に自分の司る所の地の他國の領となるを、數十年を經るまでしらざりしは社司の自ら取る道なれば、いかに悔るともすべきかたなかるべし、さればいにしへより我邦の附屬にして手足の用をなすべき蝦夷の島々

も、久しくうち棄おく故にいつしか外國より教導撫育して、終には彼に附屬せんは、彼箱根の社司の自ら司る所の地の他領と成をしらずして居たるごとくなれば、島々の土人ども終には彼に心服せんうへは、いかに悔るともすべきかたなき事にして、歎くにあまりある事どもなり、しかれ共今案ずるに、魯西亞國よりして彼島々までを教導撫育せん事は、我邦よりするとはちがひて甚容易ならず、其便宜悪しき事かず多し、中にもつとも難き事五あり、先遠境不毛の地を教導撫育するには、本國の貨財を送りて彼人事を辨ぜざるものを扶助する事なり、此貨財を送るには海船を通ずるより便宜なるはなし、しかるに魯西亞の本國は西洋歐羅巴洲の内にして、和蘭陀より東北に當り、北極高七十餘度にして極寒の地なれども、此國より西は西洋の諸國にして皆文物隆盛の地なり、南は度爾格といふ大國と疆を接し、東には韃靼あり、唯北方のみ他國なくして海に濱ふといへども、此地殊に不毛の邊陲にして、カムサスカより東北の地續、タテイスより東北亞墨利加の大地の間は凡百九十里許の海上なれ共、極寒の海洋にして、冬氣に氷海となりて渉渡する事あたはず、されば彼國漸く隆盛になりて國に大學校を設け、諸道を開けて海船渉渡の法にも寖通ずといへども、かたのごとくにして本國より直に舶船を出すことあたはず、我邦の御府内よりカムサスカの東北までも、直ちに船舶を通ずべきの便宜なるには似るべくもあらず、是其難き第一なり、東に隣れる韃靼の地は海濱にいたるまでも、彼既に併呑して所々に縣を建て治めしめ、カムサスカより海上百五十里許北

西にヲホツカと云大湊あり、此地は殊に繁昌にして土人も多ければ、船舶を出すにも便宜なるべけれ共、本國より此地にいたるまでは數千里の山險を越ざれば至る事あたはざる故、貨財を轉送する事容易にあらず、此地はもとより不毛にして鹽・鐵とてもなく、只皮革・魚漁を以て産業とするのみなり、これらの人民を撫育扶助する貨財は、彼數千里の山險を經て送る事なれば、なか〳〵行とどくべき樣なし、我邦より貨財を送らんには、何にても不足あるべからざるの便宜なるには似るべくもあらず、此其難きの二なり、彼韃靼の海濱の地および蝦夷の島々までも併呑すといへども、此地の物産は禽獸魚鰕より外なければ、彼數千里の山險を越て本國へ持歸るべき樣なく、漸く山海の獸皮を製して本國へ送り、外國と交易して利を得るのみなれば、魚鰕殊におびたゞしといへども、彼其利を占る事あたはず、我邦の彼の物産を得て農田の糞培ともなし、人民の食用ともなすべきのもつとも利益あるに似るべくもなし、其難き三なり、彼此韃靼の廣大の地をひらき、其外カムサスカ・ダテイスより北亞墨利加の大地まで縣を建て教導撫育すと聞り、是には本國より多くの人を遣し置事ならん、しかるに魯西亞は近ごろ漸く隆盛になりし新國なれば、土地廣しといへども人民至つて寡し、もとより寡き國民を今廣大の地へ遣し置事なれば、とても行とゞくべき樣なし、假令本國を空虛となして來るとも、物の數にあらざれば、我邦の太平日久しく人民蕃息して有餘りたれば、いかほどの人數を遣はすとても障りなきには似るべくもあらず、是其難きの四なり、夫同類相親んで

異類を疎んずるは世の通義なり、しかれば蝦夷カムサスカの土民と魯西亞人とは異類なれば、もとより親みがたし、されども彼より貨財資用を施して撫育せば、終には親むべけれども、其事容易にあらざれば、我邦のもとより同類にして親みやすく、且つ貨財資用を送るとても難からざるには似るべくもあらず、是其難きの五なり、此五難を凌ぎて廣大の地へ手を及したるは、全く彼英主の賢明なるによつて、いまだ人道をしらざる人民を憐み給ふ仁慈の大德より出たる事也、しかるに人壽限りあつて、彼英明の女主已に崩じ給ひ、太子ついで立といへども、其器にあたらずして刑政正しからざるにや、南隣の度爾格國より邊疆を犯して、已に亂端を開けりと聞及べり、さればカムサスカの地及び蝦夷島々までの撫育教育、行とゞかずして中廢したりと見えたり、既に今玆六月中も彼島島のうちラクハテ島とウセジリ島の間にある、ラシヨワ島の土人男女二十餘人船にてヱトロフ島まで來れり、もつともウルツフ島に居る魯西亞人これをしつて止めん事を怖れて、彼島の東浦を夜中潛に過て來りしといへり、此事情を考ふるに、魯西亞よりの扶助撫育行とゞかざる故に、ヱトロフ島の繁昌なるを聞つたへて慕ひ來りしものや、彼は素より我邦と同類なるを知て、我邦を慕ふ事子の父母を慕ふがごとし、されば今の時に乘じて我邦より教導撫育せば、彼土人どもの信服せん事風の草を靡かすがごとくにして、松前所在島の土人よりもよろしき風俗となるべきもの也、此まで資用に乏しくあさましげなるものを教育するは、飢たるものには食をなしやすきの理あるが故也、彼

等が欲するところは酒・多葉粉・糸・針・鐵器の類にこえずして甚飽しめやすく、彼產物は我邦の食用ともなり、糞培ともなりて、國家の利益たる事莫大なり、もつとも利をもつて利とするの利にあらず、國の本たる農を潤すの基本ともなり、又あはれにあさましき土民を撫育教化する事故に、是義を以てするの利なり、近ごろクナシリ・エトロフの二島を開きしに、松前所在の地よりも繁昌して土人もよく信服し、出す品の物產もつとも多し、是末々の島々にいたる程魚鰕殊に富るが故也、さればウルツフよりはカムサスカの土地にいたるまでも開かんには、其益甚だ多かるべし、カムサスカより御府內品川までの海上は凡四百五十里許なれば、海舶の運送かたき事にもあらず、後々は肥前五島などの物產の御府內へ來るがごとくにてぞあらん、備中・備後の鯛は生ながらだにも御府內へ來ると聞り、國家の要道備らば、カムサスカの鮮魚をも居ながらくらふことといとやすかるべし、かくまで通路ひらくるに及んでは、其利益あらん事擧て數へがたし、我邦に限りある物產のみを守らんよりは、他方に取て用をなすこそ萬民安堵の基本なれば、彼島々は皆是我邦の手足奴隷なり、人手足なくしては用をなす事あたはず、家に奴隷なくて富榮ふる事もならざるごとくなれば、はやく教導撫育して其用をなさしむべきもの也、土民魯西亞國より我邦の米穀を得ん事を欲してしきりに通商をこひねがふ、其事情を探索するに、彼本國はもとより諸國と通商して五穀にも乏しからず、又たとへ我邦の米穀を得たりとても、彼數千里山嶮を運び歸送らんには利益のあるべき理なし、し

かるにかくまでこひねがふ事は、是本國の用となすべき爲にあらず、いまだ人道をもしらざるあさましき人民どもを憐んで撫育せんと欲すれども、本國より資用を送るには甚不便利なる故に、我邦に取て彼に與ん事を欲するが故也、しかれば我邦の米穀を彼にわたして撫育なさしむるまでもなく、我邦よりして我彼あさましき人民を撫育なして我仁德を耀し、魯西亞人に對しても隣國と交るの道を正しくし、能く禮讓をもつて治めなば、彼あさましき人民はもとより魯西亞人とてもふかく我邦の威信に服すべきもの也、しかるに箱根の社司がおのが領地を他國にとらるゝをしらざるに類したる事なれば、後悔臍を噛ともおよぶべからず、若今の時を失ひて此事業を遂ぐる事あたはず、魯西亞の政令ふたゝび興りて、遂に彼地島々を保ちなば、此我邦の手足をうしなふがごとくにて、彼今こそ人道を忘たるあさましき土人ゆへに、我邦の力を假らん事を欲し五穀をも望むといへども、魯西亞の教導行わたり、彼地隆盛なるに及んでは、人事に闕る事はあるべからず、今既にカムサスカの土地にては畑をもつくるといへり、さだめて麥などの雜穀は生熟する事ならん、山には金銀銅鐵もおほからんなれば、魯西亞より教導して是を鑿採る事をしり得ば、日用の器械となすのみならず、外國とも交易して有無を通じ、遂に繁榮隆盛の土地たらんこと天運循環の理なれば、手を以て江河を塞んとするがごとき政令をなすとも、いかにともすべからざる勢也、しかるに今もし國禁を開示して五穀を渡さずば赤人も來らず、かの地益曠絶の野となりて、我國の大利なるべしなどいふ小量の

僻見をたとへていはゞ、農家の奴隷の主人に向つて、たとひ力を盡して耕し給ふとも、稲粱豐熟するに及びて、外より是を盜むものあらば益もなき事なれば、只良田をもうち棄置く、耕す事なきにはしかずといふがごとし、廣大の地は人君の良田なり、是をひらく事なかれといふは、彼の奴隷の良田をうち捨置て耕す事なかれといふにことなる事なし、是仁といはんや、不仁といはんや、仁は聖人の敎の主とする所也、中井生がごときものも聖人の道の端を見聞て、仁を尊むべき事をもしりぬらんなれども、唯おのれが身に應じたる乞食に一錢を擲つごとき小惠をのみ仁とこゝろえて、國家の仁はひろく施すべき事をしらざる愚見なり、かへすがへすも文學を務むるには、ひろく仁の道を講ずべきものなり

一　夷狄をあしらふの方周はよろし、漢已下は皆あしゝ、漢の半より西域を開て都護府を生じ、是は匈奴の右臂を斷也、內屬の夷狄を塞下に置、是夷を防ぐ術也、何れもよき策の樣なれども、是よりして夷人日々中國に親しく、飮食嗜好みな中國に習ひ、中國を羨み涎を流す也、魏・晋以下夷狄を柔服するを以て中國の榮とせり、故に夷狄の質子には禁衞の官をすへ、其外寵賜厚し、夷人益中國になれて、うらやむ心益甚し、卒に劉淵・石勒の禍を釀して中國を奪はれ、萬民塗炭におつ、南北朝之時北朝はみな夷狄なり、唐の中興も夷狄の兵威をかりて中國を斬平げたるゆへに、夷狄益驕横也、五代の亂國半ば夷狄の天子也、宋を經て又夷狄に奪はれ、元にて夷狄一統の天子となる、明にて取かへしたれ共、

又淸朝にて夷狄の世となる、その元は夷狄を近づけて中國の味を知らせたるより事起る也、元來衣服飮食中國と異なればうらやむ心なし、其時に邊塞をなすは鹵獲を貪のみ也、土地城邑つゞかなかりき、彼の用なき故也、後來中國に親しくなれば、風氣になれ嗜好も同じくなりて、其本國をいやしみて只中國を愛する故に、城邑もほしく、民人もほしく、金帛もほしく、帝位もほしく、本國の風なるものは强悍兇暴と無禮無義計也、强悍兇暴無禮無義の人を以右諸欲を得んと欲すれば、亂妨狼藉至らざる所なし、萬民の塗炭いか許ぞや、其興りを尋れば夷狄を服したるを喜悅して寵秩するより、卒に天下を奪はれし也、抑夷狄をあしらふは只病犬のごとくすべし、吾方に近付ぬを極上とす

美味ありといへども、食はざれば其味をしらず、いかほど博く學ぶとも、時の事情に通じて用ゆべき事を知らざれば其益なし、とかく古に通ずといへども、當世の事務にうときは、いにしへより和漢ともに學者の通弊なり、たゞ益なきのみにあらず、かへつて人をもまどはし事を誤るの害あり、中井生がごときもの此害もつとも多し、今いふところのごとき文面にては、いかにもとおぼゆれども、ひとつとして今の事情にかなひたる事なし、先我邦の蝦夷も夷狄といふ名目なれば、彼はやくこゝろえて、漢土の匈奴より以下歷代の夷狄の事を引來りて論ずれども、もとより我邦の蝦夷と漢土の夷狄とは事體大に殊なる事をしらざれば、たとへ其論ずる處の美なる事は、彼牛豚を殺して調理したる大牢の滋味のごとくなりとも、我邦の人には一口も食し得ざると異なることなし、今の蝦

第一に地勢を以てしるべし、彼漢土の夷狄は數千里の遠きにいたるまでも、皆陸路の通行にて海船の便利なき故に、軍を出して戰爭するの費はもとよりいふに及ばず、只往來交易するとても其費用莫大の事なり、故に彼夷狄の地を取といへども用をなさず、其物産は多しといふとも、車馬を以て遠道を運輸せんには、其費産物の價よりも多き故に、中國の用となしがたし、我邦の蝦夷のカムサスカの果といへども、直ちに御府内其外いづ方へも通ずべきの便宜なるとは一日の論にあらず、凡天下の貨財を通ずる要用なるものは海船にしくものはなし、しかれ共漢土の夷狄は多くは陸路つゞきのみにして、船を通ずべきの道なし、是地勢の得失大に殊なるにあらずや、次に漢土の夷狄には世々其主あり、彼單于といふは天の貌に象るとて、漢にて天子といふと同しほどの事なり、劉淵・石勒がごときものも皆其酋豪なるものにて中國をみだりし也、其外宋元明にいたるまでも、時として之なき事なし、今我邦の蝦夷には主たるものなし、只一地一村に長とて内地の庄屋・名主などいふごときものあるのみなれば、漢の大なるをしらずなどものゝ有べき樣なし、是人事も又大に殊なるにあらずや、かく事體の得失天地懸隔なれば、漢土の夷狄の事を以て論ずるは、たとへば藤川・大井川などの大河を人の渉り得がたきを見て、淺き小川に臨みても水だに見れば、渉り難しとこゝろうると異なる事なし、しかし地勢變ずることなくとも、時の盛衰はあるべき事なれば、蝦夷といへどもい

にしへは奥羽・越後までに蔓行し事なれば、此末々とても亦いかなるもの丶出來て、我邦の憂をなさんも計り難し、されども夷狄を御するは中井生がいふごとき病犬をあしらふに比しては、中々制しがたかるべし、只我方に近づかぬがよきとて逃まはりて是を避るのみならば、彼宋の代のごとく終には天子をもくらはれ、國をもくらはる丶にいたるべし、吾方に近付けぬをよしとすればとて、彼を制する道なければ、彼我まゝに横行して、人をも國をもくらふもの也、夫夷狄と中國の事變は、たとへば人の外邪を稟て病がごとし、其内實症なる人は、外に出て寒風にあたるといへども病む事なし、若内の虛なる人は、すき間の風をも厭ひ、綿絮にくるまり火に被り居るといへども、外邪を稟る事をいかんともしがたきに異なる事なし、故に夷狄の地を拓きたるを惡しともいひがたく、中國をも狹められて打棄置しをよしともいひがたし、しかれ共年を經て其夷狄と戰爭するは、薄衣にして寒風を凌ぐがごとくと殊なれば、是不養生といふものなり、此不養生にさへなる事なくんば、内にのみ居ずとも外へも出て、夫々の業を務むべきは貴賤ともに人の人たる道にして、國家の夷狄におけるも又同じ、夫國の憂は外にあらず、國綱一たびゆるまれば、蕭墻のうちより起るものぞかし、人の内虛なるに乘じては外邪も犯すものなれば、常に飮食を節して衣服寒暖に適するごとくに、國家をも治め給ふべきものなり

○賈誼治安策に、夷狄のあしらひを言たるは大に要術也、後代の失策皆此賈誼が要術に不レ合也、北

狄の名夏に玁狁・周に種畜・秦・漢の匈奴・唐の突厥・五代宋の契丹・蒙古・明の韃靼皆其種類にして、唐書に東西北に海を受て方萬里と云ふ、今は大かたヲロシヤと成、夷狄の盛衰は時に寄るといへども、先は恐しき國也、然るに代々夷狄と違ひ、近頃はムスコビヤより切隨へて、加ふるに智謀を以てす、今迄かけはなれてありし物を、別に事を通じて是を近付て何の益かあらんや、交易によりて我國の米穀・金帛多く渡して、此味をしらしめ給はゞ涎を流すは必定也、しかる時は年々に日本をうらやみしたひ、心がけて盡る期あるべからず、於レ爰守り人の隙はあるべからず、唐の時より夷と交易するの多きは南方也、廣州安南等に多く史に詳也、夷と中國人と交易するは、夷は麁禮なれども朴實にして蠢愚なり、中國人は皆姦黠也、故に毎々夷を欺き利を貪るは、長崎にて唐蠻人を欺くが如し、積れば彼も覺えて怒る、怒る時は亂をなす、凡邊境の亂起る夷の非理といへども、十丙(マヽ)はれば皆中國人の姦惡より亂を激する也、官人にてもよき人計はなきもの也、たまたまよからぬ人あれば忽亂をまねく也、兎に角に病犬には近付ぬ事こそよけれ、唐宋の諸史いづれも蠻夷傳あり、是を熟讀すれば此曲折は詳に分る也

漢の文帝の時に賈誼が奉りし治安策は、漢書に其略を載たり、此治安策に當時の事務を論じたるは、痛哭すべきもの一、流涕すべきもの二、長太息すべきもの六といふ條目あり、此うち流涕すべきものの二といふは夷狄の事を論じたり、其一には漢の弱くして匈奴の强きを歎き、天子は首のごとし、

匈奴は足のごとくなるべきに、今かへつて足首の上にあるは倒懸なる事也、是をよく治むべき人あるべきに、上の用ひ給はざるを歎き、爲に涕を流すべき事なりといひし也、其二には匈奴の人は漢の一大縣の人ほどに過ざるに、是に困しめらるゝは歎くべき事也、若吾が策を用ひ給はゞ、忽ち匈奴の單于が頸を係きて引來るべし、天子の徳は遠く施し、威は遠く加ふべきに、只數百里の外さへ威令の行わたらざるは、涕を流して歎くべき事なりといひし也、此治安策には此ふたつの外に夷狄の事を論じたるものなし、中井生は何をさしてか要術とはいふぞや、かゝる妄言を咄出して人をもまどはし、事を誤らんとするは誠に惡むべき事にして、其罪誅をいれざるべし、其外歷代夷狄の事は上にもいふごとく、我蝦夷の考證になすべき事にあらず、韃靼・ヲロシャの事をいふも朦朧として前後とりしまりなき說にして、癡人の夢をとくがごとし、交易の事は既に前條に辨ず、漢と蠻夷と交易の事を論じて、中國人は智あつて蠻人は愚なり、長崎にて唐蠻人を欺くがごとしといふ、是尤顚倒せる論なり、蠻人を欺くとのみこゝろゑ居る故に、遂に交易によつて國の骨たる金銀銅を脫とらるゝ事をしらず、是いづれを智とし、いづれを愚とせんや、彼蠻人は人巧を盡したる器財、其外天下の珍奇の物產を持來りて交易するは、只他國の金銀銅を欲するが爲なり、漢土に金銀銅の竭果しも皆是交易によつて也、上に夷狄をあしらふは病犬のごとくすべしといふは北狄・匈奴の事といへり、しかるに爰にまた病犬には近付ぬこそよけれといふは南蠻の事をいふ也、北狄と南蠻は其

事體大にことなる事なり、中井生が愚膝なる事爰にいたつて甚しといふべし、かゝる愚䏶なる眼にては、諸史の蠻夷傳を數百遍熟讀とても、いよ〳〵愚に趨のみにて曲折事情をしる事はあたはざれば、かゝる妄言をも出すもの也、夫漢土にては蠻夷といひて賤しむれども、其蠻夷よりも又漢土を卑しみ笑ふべし、さらばいづれをか是とし、いづれをか非とせん、活眼目を備へたる人、其是非をさだめ給ふべし

附錄

林子平又曰、無人島に良材多し、なんぞ取給はざるやと、アヽ此もの鹿を追ふて山を見ざる也、すべて小島に渡るは針をちがへて漂流す、小島より大島へは目當大きなるゆへ渡り易し、百歩の外に小的をかけて射るがごとし、しかるに小的といへども的見ゆる無人島は見るべからず、三四百里の遠海中にクロシホの灘あり、里數取集て十里より二十里に足らざる小島に向ひて、其針已にさすべきや、午にさすべきや、毫厘違ふ時は百里の外をはしりて洋中に瀉すべし、行當るものは偶然のみ、ゆへに歸り來る事あたはざる也、先年小笠原氏なる人此島に漂流して、石を立てかへり、再び出帆すといへども終にかへらず、大坂平瀨氏なる人又此島に渡りてかへらず、皆針の違ひたる也、是をしらずして一度船を造る時は百度も渡るべしと云、一度も渡りおほすべからず、又此財を取て何の益ぞや、水主壹人を殺すといふとも日本の損也、あひかまへて此説に醉ひ給ふべからず

此辨闕、此辨を作らば治道の大體、蝦夷をひらくの良策こと〴〵く明かなるべし
外に
蝦夷古今變
浮寶志
此書に洩たる事、此二書にくはしく辨ず

雑著目録

邊策發曚終

神武不殺篇

松井輝星著

神武不殺篇一之冊

松井七郎源輝星著

極數知來章

凡ソ聖賢ノ典籍〃幾千万ニ充満セリト虽〃敎訓愼警ノ究竟ノ要ヲ極ムルナニハ〃一ニ心中ニ処置スルニ在リ〃而メ其此中ノ要旨ヲ知リ得ンコハ〃獨リ神易ノ大道〃ト

並知來ノ妙用ニ非スメハ。絶メ能ハサルコトナリ。是即チ神易ノ諸餘ノ經典ニ。抜羣絶倫セル所以ニメ。王公貴人ヨリ。以テ士庶卑賤ニ至ルマテ。悉皆コレヲ学ヒ熟セスハアルヘカラス。亦惟須臾モ離ルヘカラサルノ要道タリ。蓋シ神易ノ妙用ヲ得ルニ非スメハ。カノ聖人ノ教ヘヲ擬サセ玉ヘル所ノ。本来ノ真面目ヲ觀得ルコト。絶メ能ハサルヲ以テノ故ナリ。

神武不殺篇一之册

松井七郎源輝星著

極數知來章

凡ソ聖賢ノ典籍、幾千萬ニ充滿セリト雖、其教訓愼警ノ究竟ノ要極ムル時ニハ、一ニ時中ニ處置スルニ在リ、而シテ其時中ノ要旨ヲ知リ得ンコトハ、獨リ神易ノ大道、卜筮知來ノ玅用ニ非ズシテハ、絕シテ能ハザルコトナリ、是即チ神易ノ諸餘ノ經典ニ、拔群絕倫セル所以ニシテ、王公貴人ヨリ、以テ士庶卑賤ニ至ルマデ、悉皆コレヲ學ビ熟セズバアルベカラズ、亦惟須臾離ルベカラザルノ要道タリ、蓋シ神易ノ玅用ヲ得ルニ非ズシテハ、カノ聖人ノ敎ヘヲ樹サセ玉ヘル所ノ、本來ノ眞面目ヲ覿得ルコト、絕シテ能ハザルヲ以テノ故ナリ

客難ジテ云、吾子ノ門、頻リニ易道卜筮ノ玅用玄義ヲ說クト雖、意フニ古今ノ大儒先生等、スベテ易ヲ論ゼザル者无シ、然レドモ多クハ是象爻言辭ノ義理ヲ主トシテ、而シテカノ卜筮占考ノ如キハ、末流卑陋ノ義トシテ、コレヲ排斥セザルコト莫シ、コレ古今和漢、同一軌轍ナルナリ、最モ易經ノ如キハ、諸經ノ最首タルヲ以テ、儒者ノ信仰シ、奉崇スベキ所ノ書タルコト勿論タリ、其卜筮占考ノ一途

ハ、術士ノ貴重スル處、巫覡ノ末技ニシテ、儒者ノ務ムベキ所ノ者ニ非ルコトハ、コレ古今ノ公論タリ、是ヲ以方今ノ世、御公儀ヨリ各國ノ諸侯ニ至ルマデモ、スベテ儒官ノ備ヘハ有レドモ、卜筮官ノ設ケ有ルコト莫シ、是ヲ以テモ其无用タルコト知ヌベシ

應テ云、神易卜筮ノ、知來ノ活用妙作ヲトッテ、コレヲ瑣細卑陋ノ末技トシテ、排斥毀謗セルコトハ、早ク周末ヨリ以テ今日ニ至ルマデ、大儒先生等ノ常套通語タリ、コレ他ノ義ニ非ズ、神聖庖皇ノ天地ニ法象シ、三才ニ準則シテ制作アラサセ玉ヘル所ノ、神易體用ノ妙義ニ於テハ、全(マル)デ知リ得ルコト能ハザルニ由ルコトナリ、是ヲ以テ吾門ニテ孔夫子ノ沒後ヨリ、神易ノ大道埋沒廢壞セリト云者、全クコレガ爲ナリ、今其概略ヲ曉サンニ、凡ソ古今ノ諸儒ノ易ヲ論ズルヤ、先ヅ其神易ノ體用タル所ノ、蓍筮卦爻ノ象數ニ於テハ、晦然トシテ分別曉理スルコト能ハズ、故ニ已コトヲ得ズシテ、徒ラニ其言辭ニ就テ、義理ヲ說ントス、是即チ本ヲ舍テ末ヲ穿鑿ス、其迷惑妄行セルコト宜ナルコトドモナリ、意フニ卜筮象數ヲ舍タルニハ非ズシテ、卜筮象數ノ神幾妙用ニ曉通スルコト能ハザルヨリ、已コトヲ得ズシテ、コレヲ排斥シ、コレヲ殷謗セルコトナリ、コレ其勢ヒ然ラザルコトヲ得ザルノ者ニシテ、所謂桀ノ犬ハ堯ニ吠ヘ、匱(ハコ)ヲ買(カフ)テハ玉ヲ還(モド)セルノ徒ナリ、コレ豈論ズルニ足ンヤ、先ヅ蓍筮卦爻ノ四ツハ、コレ神易ノ體ナリ、象變占辭ノ四ツハ、コレ神易ノ用タリ、故ニコレヲ神易ノ八大綱領ト云、蓋シ蓍ナル者ハ、神易ノ神體ニシテ、コレカノ筮卦爻象變占辭ノ七大綱領ノ、因テ生ジ來ル所ノ母元

タリトス、筮トハ、カノ神體タル所ノ蓍ヲ揲ヘテ、其天命ヲ叩キ盡ス所ノ道タリ、卦トハ、天地神明ヨリシテ、其時中ノ進退ノ道ヲ告ゲ示シ玉フ所ノ者タリ、爻トハ其時中ノ道ノ動作取舍ノ要ヲ指シ示セル者タリ、變トハ、神易ノ玅用玄義ニシテ、即チ人事ノ動作ニ效フテ、其吉凶ヲ示セル者ナリ、象トハ、コレヲ觀テ以テ、天命ノ在ル所ヲ察シ得テ、人事ノ利用通志ノ功ヲ成シムルノ者タリ、占トハ、神易ノ大命脈ニシテ、極數知來ノ神玅、窮神知化ノ極意ニ至ラシムルノ者タリ、辭トハ、其卦爻ノ象義ヲ推テ、預メニ其進退時中ノ要ヲ教ヘ諭セルノ道タリ、是故ニ易ニシテ蓍无クバ、其神體無キナリ、コレヲ筮スルノ方无キ時ニハ、蓍ノ玅用全ク廢棄ス、卦ヲ得ザル時ニハ、何ヲ以テカ天命ヲ問コトヲ得ンヤ、爻无キ時ニハ、貴賤尊卑ノ位序、正中應比ノ幾微ヲ曉スコト能ハズ、變无キ時ニハ、前位左右、進退利害ノ要旨ニ通ズルコトヲ得ズ、象无キ時ニハ、天命ヲ讀解クコト能ハズ、天命ヲ讀解クコト能ハズバ、易ハ无用ノ玩物ト爲ルナリ、故ニ此ノ如ニ蓍ノ情ヲ得了リ、此ノ如ニ筮法ヲ致シ、此ノ如ニ卦爻ノ意ヲ得、此ノ如ニ變ノ義ニ通ジ、此ノ如ニ象ヲ讀ミ解キ、而シテ其天命ノ吉凶進退ノ利シキヲ盡シ、時中ノ要道ヲトツテ、天地神明ニ代ツテ、コレヲ告ゲ諭ス、コレヲバ占ト云ナリ、是即チト筮知來ノ要道、而シテ神易ノ神玅、全ク具足スト云ベシ、是故ニ蓍筮卦爻象變占ノ道、全ク熟練通達シテ、然シテ後以テ言フベク、以テ辭ヲ係ケ玉ヘルコトナリ、然ルニ周末以後、以テ今日ニ至レル所ノ諸儒等、スベテ蓍筮卦爻象變占ノ、神易體本タル七大綱ハ舍テ、徒ニ言辭ノ末ノ一途ニ拘泥シテ、

以テ神易ノ神道ヲ論ゼルガ故ニ、概シテコレヲ易知ラズノ徒ト云ヘルコト、コレ正大ノ公論ニシテ、絕シテ激說ニ非ルコトヲ知ルベシ

係辭篇曰、昔者聖人之作レ易也、幽ニ贊於神明一而生レ蓍、參レ天兩レ地、而倚レ數、觀ニ變於陰陽一而立レ卦、發ニ揮於剛柔一而生レ爻

又曰、蓍之德、圓而神、卦之德、方以知

又曰、以定ニ天下之吉凶一、以成ニ天下之亹々一者、莫レ大ニ乎蓍龜一

又曰、易窮則變、變則通、通則久、是以自レ天祐レ之、吉无レ不レ利

又曰、聖人設レ卦觀レ象、係辭焉、而明ニ吉凶一、剛柔相推、而生ニ變化一、是故吉凶者、失得之象也、悔吝者、憂虞之象也、變化者、進退之象也、剛柔者、晝夜之象也、六爻之動、三極之象也、是故易者、象也

又曰、易有ニ四象一、所ニ以示一也

又曰、君子居、則觀ニ其象一而玩ニ其辭一、動、則觀ニ其變一而玩ニ其占一

又曰、極レ數知レ來、之謂レ占

又曰、書不レ盡レ言、言不レ盡レ意、然則聖人之意、其不レ可レ見乎、聖人立レ象、以盡レ意、設レ卦、以盡ニ情僞一、係レ辭焉、以盡ニ其言一

又曰、君子將レ有レ爲也、將レ有レ行也、問レ焉、而以言、其受レ命也如レ嚮、无レ有ニ遠近幽深一、遂知ニ來物一、

非二天下之至精一、其孰能與二於此一、參伍以變、錯二綜其數一、通二其變一、遂成二天地之文一、極二其數一、遂定二天下之象一、非二天下之至變一、其孰能與二於此一、夫易無レ思也、無レ爲也、寂然不レ動、感、而遂通二天下之故一、非二天下之至神一、其孰能與二於此一

以上ハ孔夫子ノ親口ノ說法、亦僭親記遺文ノ諸說タルナリ、故ニ能クコレヲ熟讀體認シテ、カノ所謂蓍筮卦爻象變占ノ、神易ノ體タリ、本タリ、而シテ言辭ノ用タリ、末タリト云コトヲ了會默悟シツベキナリ、且ツカノ周末ヨリ以テ今日ニ至ルマデ、易ノ言辭ノ義理ノミニ拘滯シテ、卜筮象數ノ玅義活用ヲ廢棄スル所ノ、大儒先生等ヲシテ、悉ク皆其生レ出ルコト、文王周公ヨリモ前ノ世ニ在ラシメン時ニハ、庖皇神聖ノ神易ニ於テハ、一字隻畫、一言半句ノ議論說話モ爲シ得ルコト能ハズシテ、徒ラニ木偶人ノ如クニテゾアルラメ、コレ他無シ、カノ庖皇ノ神易ニ於テハ、毫忽モ心ヲ用ルコト莫ク、卜筮知來ノ象數ノ玅用ニ暗晦ナルガ故ナリ、是ヲ以テ孔夫子ノ沒後ヨリ、天下ニ一人モ易ヲ知レル者有コト無シト云ハ、是之謂也

且ツ先ヅ貴客ニ問ン、カノ所謂庖犧・神農・黃帝・堯・舜・禹・湯・文・武・周公・孔夫子ナル者ト、又周末ヨリ今日ニ至レル、古今ノ大儒先生ナル者トハ、孰レガ勝レ、何レカ劣レリトセンヤ

客云、ソレコソハ庖皇・神農・黃帝・堯・舜・禹・湯・文・武・周公・孔子等ハ、スベテ皆聰明睿知ノ聖人ナル者ニシテ、其賢レルコトハ、論ヲ須ザルコトナリ

曰、然ラバカノ古聖人ノ言行ヲトツテ、模範規則ト爲テ、コレニ效ヒ、コレヲ學ビ、コレニ遵ヒ、コレヲ守ルベキコト、亦勿論タルベキコトカ

客曰、然リ

曰、今其古聖人ノ言行ノ跡ノ、聖經賢傳中ニ遺在ノコレル、二ツ三ツヲ閲ルニ

易係辭篇曰、古者庖犧氏之王二天下一也、仰、則觀二象於天一、俯、則觀二法於地一、觀二鳥獸之文、與二天地之義一、近取二諸身一、遠取二諸物一、於レ是始作二八卦一、以通二神明之德一、以類二萬物之情一、作二結繩一、而爲二罔罟一、以レ佃以レ漁、蓋取二諸離一

庖犧氏沒、神農氏作、斲レ木爲レ耜、揉レ木爲レ耒、耒耜之利、以敎二天下一、蓋取二諸益一

神農氏沒、黃帝・堯・舜氏作、通二其變一、使二民不一レ倦、神而化レ之、使二民宜一レ之、易、窮則變、變則通、通則久、是以自レ天祐レ之、吉無レ不レ利、黃帝・堯・舜垂二衣裳一而天下治、蓋取二諸乾坤一

蒙彖辭曰、初筮告、再三瀆、瀆則不告

損六五、益六二、共曰二十朋之龜一、弗レ克レ違

巽九二曰、用二史巫一紛若吉

○十朋ノ龜トハ、無價ノ靈龜ヲ云、○史トハ、大事卜筮ノ官ノコトニシテ、コレ明知ナルノ義ニ喩ヘタリ、○筮トハ、鬼神无形ナル者ニ事ユルノ官ニシテ、克ク秡禳スル者、以テ小人ヲ秡禳スル

ノ義ニ喩ヘタリ

書大禹謨曰、禹曰、枚二卜功臣一、惟吉之從、帝曰、云云、鬼神其依、龜筮協從

○鬼神其依リ、龜筮協ヒ從ヘリトハ、龜トモ筮モ、其告ゲ示ス所、共ニ吉兆吉卦ナルヲ云

盤庚曰、各非二敢違一レ卜

泰誓曰、朕夢協二朕卜一、襲二休祥一

洪範曰、擇建二立卜筮人一、乃命二卜筮一

又曰、立二時人一作二卜筮一、三人占、則從二二人之言一、汝則有二大謀一、謀二及乃心一、謀二及卿士一、謀及庶人一、謀二及卜筮一、汝則從、龜從、筮逆、卿士從、庶民從、是之謂二大同一、身其康强、子孫其逢レ吉

汝則從、龜從、筮逆、卿士逆、庶民逆吉

卿士從、龜從、筮從、汝則逆、庶民逆吉

庶民從、龜從、筮從、汝則逆、卿士逆吉

汝則從、龜從、筮逆、卿士逆、庶民逆、作レ內吉、作レ外凶

龜筮共違二于人一、用靜吉、用作凶

○靜トハ、動ノ反對ニシテ、靜ニ止テ動作セザルノ義タリ、凡ソ先聖ノ遺訓ノ中ニテ、卜筮ノ裁判、其前後處置ノ詳悉ナル者ハ、此條ヲ以テ最ト稱シツベシ、故ニ後進ノ君子等、能ク此條ノ聖語ヲ玩

味シテ、人事ニ謀リ及シ、鬼神ニ謀リ及ボシテ、其人謀ト鬼謀トノ、違ヒ從フ時ノ處置ヲ會得シ、而シテ、其畢竟ノ要ハ、鬼神天命ノ告ゲニ決斷安心スルト云ノ、卜筮占判ノ玅旨ヲ覺悟スベキナリ

金縢曰、乃卜ニ三龜一、一習吉、啓レ籥見レ書、乃幷是吉、公曰、體王其罔レ害

大康曰、我有ニ大事休一、朕卜幷吉

又曰、予得ニ吉卜一

又曰、寧王惟卜用、克綏ニ受茲命一、今其相レ民、矧亦惟卜用

又曰、矧今卜幷吉、肆朕誕以レ爾東征、天命不レ僣、卜陳惟若レ茲

召誥曰、月日、大保朝至ニ于洛一、卜レ宅、厥既得レ卜、則經營

洛誥曰、我卜ニ河朔黎水一、我乃卜ニ澗水東、瀍水西一、惟洛食、我又卜ニ瀍水東一、亦惟洛食

君奭曰、若ニ卜筮一、罔レ不ニ是孚一

詩鄘風曰、卜云其吉

氓風曰、爾卜爾筮、體无ニ咎言一、以ニ爾車一來、以ニ我賄一遷

小雅曰、君曰(コヽニ)爾レ汝、万壽无レ疆

大雅曰、爰始爰謀、爰契ニ我龜一曰止曰(コヽニ)時、築(コシ)ニ室于茲一

又曰、考卜維王、宅ニ是鎬京一、維龜正レ之、武王成レ之、禮曲禮曰、卜筮者、先聖王之所下以使ニ民信ニ時日一

敬ニ鬼神一、畏乙法令甲也、所丁以使丙民決ニ嫌疑一、定乙猶與甲也

又曰、買レ妾、不レ知ニ其姓一、則卜レ之

月令曰、命ニ大史一、釁ニ龜筮一、占レ兆審レ卦、吉凶是察

內則曰、國君世子生、告ニ于君一、接以ニ大牢一、宰掌レ具、三日卜レ士負レ之、卜ニ士之妻、大夫之妾一、使レ養レ子一

祭義曰、昔者聖人建ニ陰陽天地之情一、立以爲レ易、易抱レ龜南面、天子卷冕北面、雖レ有ニ明知之心一、必進レ斷ニ其志一焉、示レ不ニ敢專一、以尊レ天也

坊記曰、昔三代明王、皆事ニ天地之神明一、无レ非ニ卜筮之用一、不下敢以ニ其私褻一事中上帝上、是以不レ犯ニ日月一、不レ違ニ卜筮一、卜筮不ニ相襲一也、大事有ニ時日一、小事无ニ時日一、有レ筮、外事用ニ剛日一、內事用ニ柔日一、不レ違ニ龜筮一

冠義曰、古者冠禮、筮レ日、筮レ賓所ニ以敬ニ冠事一

中庸曰、見ニ乎蓍龜一、動ニ乎四體一

周禮曰、嘗之日、涖ニ卜來歲之芟一、獮之日、涖ニ卜來歲之戒一、社之日、涖ニ卜來歲之稼一

又曰、季冬陳レ玉、以貞ニ來歲之媺惡一

又曰、凡國大貞、卜ニ立君一、卜ニ大封一、則眡レ高作レ龜

又曰、大祭祀、則眡レ高命レ龜

又曰、凡小事涖卜
又曰、國大遷、大師、則貞レ龜
又曰、若有二祭事一、則奉レ龜以往、旅亦如レ之、喪亦如レ之
又曰、凡國之大事、先レ筮而後レ卜
儀禮士冠禮曰、筮二于廟門一
士昏禮曰、某既受レ命、將レ加二諸卜一、敢請、女爲二誰氏一
又曰、吾子有二貺命一、某加二諸卜一、占曰、吉、使二某也敢告一、對曰、某之子不レ敎、唯恐弗レ堪、子有レ吉、
我與在、某不二敢辭一
士喪禮曰、筮者南面、受レ命、命曰、哀子某、爲二其父某一甫筮レ宅
晉語曰、寡人聞レ之、立二太子一之道、身均以レ季、季同以レ愛、愛疑、決レ之以二卜筮一
左傳曰、太子死、有二母弟一、則立レ之、无則立レ長、季均擇レ賢、義鈞則卜、古之道也
鄭語曰、夏之衰也、褒人之神、化爲二二龍一、以同二于王庭一、而言曰、余褒之二君也、夏后卜二殺レ之、與レ去
レ之、與下止レ之、莫レ吉、卜下請二其漦一而藏上レ之、吉
家語曰、臣聞天子卜レ郊、則受二命於祖廟一、而作二龜於禰宮一、尊レ祖親レ考之義也、卜レ之日王親立二于澤宮一、以
聽二誓命一、受レ諫之義也、既卜、獻二命庫門之內一、所下以戒中百官上也

又曰、先王乘ニ蓍龜一、列ニ祭祀一
又曰、王前レ筮、而後レ史、卜筮瞽侑、皆在ニ左右一、王中心无爲也、以守ニ至正一
又曰、孔子嘗自筮、其卦得レ賁焉、愀然有ニ不平之狀一、子張進曰、師聞卜者得ニ賁卦一、吉也、而夫子之色、有ニ不平一何也、孔子曰、以ニ其離一耶、在ニ周易一、山下有レ火、謂ニ之賁一、非ニ正色之卦一也、夫質也、黑白宜レ正焉、今得レ賁、非ニ吾兆一也、吾聞丹黍不レ文、白玉不レ雕、何者、質有餘、不レ受レ飾也
論語曰、子曰、南人有レ言曰、人而无レ耻不レ可ニ以作ニ巫醫一、善夫、不レ恥ニ其德一、或レ承ニ之羞一、不レ占而已矣
顏子曰、魯人商瞿・孔子使向ニ齊國一、瞿年四十无レ子、今使行ニ遠路一、恐ニ絕无レ子、孔子爲ニ瞿母一筮、告曰、後有ニ五丈夫子一、子貢曰、何以知レ之、子曰、卦遇ニ大畜一、艮之二世、九二甲寅木爲レ世、六五丙子水爲レ應、世生ニ外象一、生象來爻、互生ニ內象一、艮別レ子、應レ有ニ五子一、子貢曰、何以知レ之、曰、內象是本子、一艮變爲ニ二醜三陽爻一、於レ是五子、一子短命、子貢曰、何以知ニ短命一、曰、四爻皆所レ生、唯初九水、生ニ二木一、所レ克ニ二土一、佗以故也

コレラ皆聖經賢傳中ニ、記載遺傳セル所ノ古先聖賢ノ實地實蹈ノ、模範規則ト爲ベキ所ノ言行ニシテ、決シテ假令ノ浮文、虛設ノ華辭ニハ非ルコトヲ克ク領會スベシ、且天子ノ至尊ナリト雖、卜筮ノ大事ニ臨ンデハ、卜筮者ヲシテ南面セシメテ、天子ハ卻ッテ卷冕シテ北面シ玉ヘリ、コレ天ヲ尊ビ、鬼神ヲ敬シ玉ヘルコト知ヌベシ、凡ソ郊社ノ大祭、軍旅遷國ノ大事、冠昏喪祭ノ大義等ヨリ、日用

萬般ノ庶政ニ至ルマデモ、其人事ノ盡スベキヲ盡シ、而シテコレヲ蓍龜卜筮ニ決シテ、以テ鬼神ノ告命ニ從ヒ玉ハザルコト有事莫シ、故ニ中庸ニハ、コレヲ鬼神ニ質シテ而シテ疑ヒ无ハ、天ヲ知レバナリト云、コレヲ鬼神ニ質スコトハ、卜筮シテ以テ鬼神ニ質正スルヲ云、天ヲ知ルトハ、天命ヲ叩キ問ヒ知ルノ義ヲ云、是ノ如クニ古先聖賢ノ至信シ至敬シテ、以テ其天命ヲ得玉ヘル所ノ、神易卜筮象數ノ玅用ヲバ排斥シテ、象ヲ忘レテ以テ其意ヲ求メヨト云、又ハ理有テ而後ニ象有、象有テ而後ニ數有、其義ヲ得レバ、象數其中ニ在リ、必ズシモ象ノ隱微、數ノ豪忽ヲ盡サント欲セバ、乃チ流レヲ尋ネ末ヲ逐フ處ノ、術家ノ尙ブ所、儒者ノ務ムル所ニ非ルナリナド、云ニ至レリ、コレ乃チ古今ノ大儒先生ノ、常套ノ通論タリ、知ラズ象數ハ、神易ノ體本、卜筮ハ、神易ノ玅用タリ、故ニ象數ヲ舍ル時ニハ、神易體本立ツコト莫シ、卜筮ヲ廢スル時ニハ、神易ノ玅用斷絕ス、然ルニ古今ノ易ヲ論ズル所ノ諸儒ハ、カノ神易ノ體本玅用タル所ノ、蓍筮卦爻象變占ノ大義ニ於テハ、一向ニ踈ク暗ク、些カニ言辭ノ一途ニ就テ、自家胸臆ノ空理ヲ說ントス、コレラコソ、流ヲ尋ネ末ヲ逐フ攸ノ曲士トゾ云ベキナリ、是ヲ以テ周末ヨリ以テ今日ニ至レル、易文ノ言辭上ニ就テ、己ガ胸臆ヲ逞マシクシテ、空理唱フル處ノ諸儒等ヲ貴重シテ、コレヲ聰明睿知ノ大儒先生ト爲時ニハ、カノ易ノ卜筮象數ノ玅用ヲ至信シ、鬼神ヲ仰敬シ、以テ天命ニ決斷シ玉ヘル所ノ、庖皇・神農・黃帝・堯・舜・禹・湯・文・武・周公・孔子等ノ先聖ヲ指シテ、コレヲ頑愚ノ癡人、鈍劣ノ呆漢ト爲ザルコトヲ得ズ、

コレヲ通論ト云ベキカ、コレヲ公義ト稱スベキヤ、コレ思ハザルノ甚ダシキ、其量ヲ知ラザルノ徒、眞ニ頑愚鈍劣ノ最ニシテ、捧腹絶倒ノ極タル者タリ、且ツ周末ヨリ今日ニ至テ、和漢トモニ儒官ノ備ヘハ有ドモ、卜筮官ノ備ヘ無シト云、コレ佗无シ、其道其術ニ堪能ノ人有ルコト无ガ故ナリ、蓋シ其人无キ時ニハ、其官廢ス、コレ自然ノ勢ヒナリ、蓋シ神易卜筮ノ玅道タルヤ、天人合一ノ位ニシテ、常ニ鬼神ト酬酢交接スルノ術タルヲ以テ、其人聰明具眼ニシテ、純一誠敬ノ極、感通神靈位ニ至ルニ非ズシテハ、絶シテ能ハザルノ道タリ、然ルニ周末戰國ニ出遇フテ、天下ノ士、功利ニ急グコトハ、火ノ原ニ炎ルガ如シ、故ニ遂ニ其道ヲ喪ヒ、其傳ヲ絶セリ、秦天下ヲ合一ニシテハ、カノ郡縣ト云、妬忌偏狹ノ制度ニ變革シテヨリ、天下ノ士ニ、世官世祿有ルコト莫ヨリ、愈以其道寒冷厥絶シテ、以テ今日ニ至レルナリ、然レドモ神易ノ玅道タル、常ニ天地ニ充滿運動シテ、須臾ノ間斷有ルコト莫シ、唯其人ヲ得ザルノミナリ、係辭篇ニ神ニシテコレヲ明ラカニスルコトハ、其人ニ存スト云、中庸ニ、其人存スレバ、則チ其政ゴト擧リ、其人亡（ナケ）レバ、則チ其政ゴト息ト云、係辭篇ニ、人ヨク道ヲ弘ム、道ノ人ヲ弘ムルニ非ズト云等、コレナリ

客云、然ラバ易ノ書ナル者ハ、何ノ爲ニカ設ケタル者ゾヤ

應テ云、コレ即チ神聖ノ萬古无量ノ億兆ヲ、濟度慈愍スル所ノ、慨世ノ大熱腸血性中ヨリ、鍛錬シ出シ來レル處ノ、大仁大慈ノ祕密ノ敎訓垂戒タリ、故ニ其本原ニ溯ル時ニハ、コレ即チ庖皇ノ親口ノ

說法ニ創艸（ハジマ）ルコトナリ

○易ノ經文彖爻ノ辭ヲバ、其源庖皇ヨリ起艸セリト云ノ義ハ、耳提面命ノ傳ニ詳ラカナレバ略ス固ヨリ神聖庖皇ノ、作易書卦既ニ成リ了レル時ニ、蓍・筮・卦・爻・象・變・占・辭ノ八大道、悉ク皆具足成就シテ在リツルコトハ、勿論タリ、是故ニ聰明具眼ノ人傑ゾナラバ、其書卦ヲ觀テ、能ク其象ヲ玩ビ、其義理ハ會得スベケレドモ、天下ノ億兆爭デカ輙スクコレニ通曉スルコトヲ得ンヤ、神聖庖皇是ガ爲ニ六十四卦ノ象義ノ中ニ就テ、其重ク大ヒナル所ノ者ヲ取テ、陰陽卦德ニ據リテ彖辭靜居ノ无事ノ時ノ體ヲ說キ諭シ、又三百八十四爻ノ象義ノ中ニ就テ、其重ク大ヒナル所ノ者ヲ取テ、初ニ三四五上ノ位ニ由テ、初上中終始ノ義、中正應比承乘ノ利害ニ據テ、爻辭變動吉凶ノ時ノ用ヲ訓道シ、又卜筮知來ノ揆方ノ爲ニハ、四千九十六ノ變ニ、悉ク繇文ヲ係テ、其概略ヲ示シ玉ヘルコトナリ、故ニ經文ハ、三百八十四爻ニ止ラザルコトヲ得ズ、コレ教訓義タレバナリ、又繇文ハ四千九十六ノ變ニ係ザルコトヲ得ザル者ハ、コレ卜筮知來ノ妙用タレバナリ、是故ニ神易ノ法象因起セル、生位ニ就テ云フ時ニハ、先ヅ蓍生ル、蓍生テ、筮法成ル、筮法成テ、卦立ツ、卦立テ、爻生ル、爻生テ、變有リ、變有テ、象具セリ、蓍筮卦爻變象ノ六義具ツテ、而シテコヽニ占判ノ大義成ル、占判成就シ了テ後チニ、以テ言ヒ教フベク、以テ辭ヲ係ツベキナリ、故ニ卜筮占判ハ、本タリ、經文係辭ハ、末タリ、コレ乃チ神易生位ノ道タリ、又方今ノ人ニシテ、易ヲ學ビントナラバ、先ツ經文彖爻ノ辭

ニ據ツテ、其卦名ノ大義、卦象ノ德性、爻象ノ變通等ヲ、善ク融通會得シテ、而後ニト筮占判ノ義ニ學ビ至ルベキナリ、コレハ成位ニ就テ、易ヲ學ブノ道タリ、故ニ

係辭篇曰、初率ニ其辭一、而揆ニ其方一、既有ニ典常一、苟非ニ其人一、道不ニ虛行一

初メハ、其辭ニ率フトハ、初學ノ士ハ、先ヅ經文ノ辭ニ從フテ、其卦象爻象ノ方所ヲ學ビ得ルヲ云、既ニ典常有ルトハ、卦名義・卦象義・爻象義ヨリ、四象ノ作略・生卦ノ玅用等ヲ、悉ク皆練熟シ得テ、然シテ後ニト筮實事ノ活占ヲ斡旋(トリマハ)スヲ云ナリ、コレラ慧悟誠一ノ人ニ非ズシテハ、輙ク至リ得難キコトナルヲ以テ、苟モ其人ニ非レバ、道虛シクハ行ハレズトハ、宜ヘルコトナリ

客云、魏ノ王弼、宋ノ程頤ナドハ、易ヲ以テ一味ニ道理ヲ垂訓セルノ書トス、其他古今ノ諸儒等ノ說ク所、大抵其旨相同ジトス、獨リ宋ノ朱熹ハ、易經ヲトッテ、ト筮知來ノ爲ニ作レル所ノ書トセリ、然ラバ朱熹ノ說ト、吾子ノ門論ズル所ノ說ト、相似同セリト云ベキカ

應テ云、コレ似テ非ナルノ言ナリ、意フニ元來朱熹ガ學問見識ハ周張二程ノ說ニ據レリ、中ニモ殊ニ程頤ヲ尊崇セリ、然ルニ獨リ易經ニ至テハ、其ノ義程頤ト反セルナリ、コレ朱熹ノ程頤ヨリ、進一步セル所以ナリ、然レドモ朱熹ハ其一ヲ見テ、其十ヲ遺セル者タリ、故ニ其畢竟ノ義ニ於テハ、王弼モ、程頤モ、朱熹モ、其易知ラズノ罪ニ於テハ、相均シキコトナリ、今先ヅ朱熹ガ易ヲ論ゼシ所ノ、二ツ三ツヲ闢ルニ

朱熹曰、易只是爲二卜筮一而作、故周禮分明言、大卜掌二三易一、連山・歸藏・周易、古人於二卜筮之官一、立レ之、凡數人、秦去レ古未レ遠、故周易亦以二卜筮一得レ不レ焚、今人纔說二易是卜筮之書一、便以爲二辱累一了、易見二夫子說二許多義理一、便以爲易只是說二道理一、殊不レ知其吉凶悔吝皆有レ理、而其敎レ人之意、无レ不レ在也、今人卻道二聖人言一レ理、而其中因レ有二卜筮之說一、他說レ理後、說レ從二那卜筮上一來作麼(ナンゾヤ)

又曰、上古之時、民心昧然、不レ知二吉凶之所一レ在、故聖人作レ易、敎二之卜筮一、使三吉則行レ之、凶則避二レ之、此是開物成務之道、故係辭云、以通二天下之志一、以定二天下之業一、以斷二天下之疑一、正謂レ此也、初但有レ占、而无レ文、往々如二今之环珓一相似耳、今人因二火珠林一起レ課者、但用二其爻一、而不レ用二其辭一、則知古者之占、往々不レ待レ辭、而後見二吉凶一、如三左氏所レ載、得二屯之一レ比、既不レ用二屯之辭一、亦不レ用二比之辭一、卻自別推二一法一、至二文王周公一、方作二彖爻之辭一、使下人得二此爻一者、便觀中此辭之吉凶上、至二孔子一、又恐人不レ知三其所二以然一、故又復逐レ爻解レ之、謂下此爻所二以吉一者、謂レ以二中正一也、此爻所二以凶一者、謂レ不レ當レ位也上、明明言レ之、使二人易一レ曉耳、至レ如二文言之類一、卻是就二上面一、發二明道理一、非下是聖人作レ易專爲中說二道理一以敎上レ人也

又曰、聖人作レ易、本是使三人卜筮、以決二所レ行之可否一、而因レ之以敎二人爲一レ善、如下嚴君平所レ謂、與二人之子一言、依二於孝一、與二人臣一言、依中於忠上者、故卦爻之辭、只是因二依象類一、虛二設於此一、以待二叩而決者一、使下以二所レ値之辭一、決中所レ疑之事上、似レ若レ假二之神明一、而亦必有二是理一、而後有二是辭一、理无レ不レ正、

故其丁寧告戒之辭、皆依於正天下之動、所以正夫一、而不謬於所之也
又曰、卦爻之辭、本爲卜筮者、斷吉凶、而因以訓戒、至彖象文言之作、始因其吉凶訓戒之意、而推說其義理、以明之、後人但見孔子所說義理、而不復推本文王周公之本意、因鄙卜筮、爲不足言、而其所以言易者、遂遠於日用之實、類皆牽合委曲、偏主一事而言、無復包含該貫、曲暢旁通之妙、若但如此、則聖人當時、自可別作一書、明言義理、以詔後世、何用假託卦象、爲此艱深隱晦之辭乎
又曰、大抵易之書、本爲卜筮而作、故其辭必根於象數、而非聖人己意之所爲、其所勸戒、亦以施諸筮得此卦此爻之人、而非反以戒夫卦爻者、近世言易者、殊不知此亦以其說雖有義理、而無情意、雖大儒先生、有所不免
又曰、經書難讀、而此經爲尤難、蓋未開卷時、已有一言象數、大槩功夫、開卷之後、經文本意、又多被先儒硬說殺了、令人看得意思局促、不見本來開物成務活法
又曰、看易若是靠定象去看、便滋味長、若只憑地懸空看、也沒甚意思
又曰、說易得其理、則象數在其中、固是如是、然溯流以觀、卻須先見象數的當下落、方說得理不走作、不然、事實證、則虛理易差也
又曰、先天圖、非某之說、乃康節之說、非康節之說、乃希夷之說、非希夷之說、乃孔子之說、但當

日諸儒、既失ニ其傳一、而方外流、陰相付授、以爲ニ丹竈之術一、至ニ希夷康節一、乃反ニ之於易一、而後其說始得ニ復明ニ於世一

又曰、此書近細讀レ之、恐程傳得レ之已多、但不合杢說作ニ義理一、不下就ニ卜筮上一看上、故其有下无ニ頓著一處上耳、今但作ニ卜筮一看、而以ニ其說一推レ之、道理自不レ可レ易

又曰、自ニ秦漢一以來、考ニ象數一者、泥ニ於術數一、而不レ得ニ其弘通簡易之法一、談ニ義理一者、淪ニ於空寂一、而不レ適ニ乎仁義中正之歸一、求下其因レ時立レ敎、以承ニ三聖一、不レ同ニ於法一、而同ニ於道一者上、則唯伊川先生程氏之書而已

コレ朱熹ガ易經ヲ論ゼル所ノ大略ニシテ、而シテ其旨趣ハ文面上ニ現然トシテ、其肺肝ヲ見ルガ如シ、凡ソ秦漢ヨリ今日マデ、易ヲ論ゼル者ノ中ニテハ、朱熹ヲ以テ人頭出地セル者トス、ソレハ易ヲ以テ卜筮ノ爲メニ作レリトスルヲ以テナリ、コレ朱熹ガ其一分ヲ見タリト云、コレナリ、然レドモ今ノ易經ヲ以テ、直チニ卜筮ノ書トセル者ハ、コレ朱熹ガ其九分ヲ知ラズト云、コレナリ、故ニ近クハ、孔夫子ノ係辭篇ニ

易有ニ聖人之道四一焉、以言者、尙ニ其辭一、以動者、尙ニ其變一、以制者、尙ニ其象一、以卜筮者、尙ニ其占一

尙辭言敎ノ道一ツ、變動時宜ノ道一ツ、尙象利用ノ道一ツ、尙占知來ノ道一ツ、此ノ如キノ四ツノ道、神易中ニ存在具足セリ、故ニ孔夫子明明昭昭ト、四道有リトハ說セ玉ヘルナリ、然ルニ古今ノ

儒者等ノ、此四道ニ於テハ、全ク會得セザルコトハ、勿論ニシテ、朱熹トイヘドモ、一切ニ如何ナルガコレ尙辭ノ道、如何ナルガコレ尙變ノ道、如何ナルカコレ尙象ノ道、如何ナルガコレ尙占ノ道ト、コレヲ分別了會スルコト能ハザルガ故ニ、强テ尙辭言教ノ道ヲトツテ、コレヲ尙占知來ノ道トセントス、啓蒙ノ七考占法コレナリ、實ニ枘鑿牽合ノ甚シキ者タリ、其本ハト云ニ、神易ノ大體大本タル處ノ、大衍五十ノ蓍ノ神數ハ、參天兩地ノ玅數ニ法象セルコトヲ知ズシテ、强(ムリ)ニ五行龜トノ因起セル處ノ、河圖五十五ノ數ナリト錯謬(コジツケ)、庖皇ノ易ノ體圖ナル者ヲトツテハ、コレヲ方位ノ圖ナリト誤認(ミチガヘ)テ、乾南坤北ナドノ妄說ヲ建立シ、大極トハ、天極•地極◦人極ノ、三極ヲ總タルノ稱ニシテ、即チ易ノ六十四卦中ノ圖ナルコトヲ曉サズシテ、周敦頤ガ臆造ノ太極无極ナドノ、懸空ノ僻說ニ泥倫シ、庖皇文王周公孔子ノ、四大聖人、嫡嫡相承シ來リ玉ヘル所ノ、神易ノ命脈タル所ノ、生卦ノ神法ヲ了會スルコト能ハザルヨリシテ、杜撰ノ卦變圖ナル者ヲ臆造シツレドモ、コレヲ說テ、庖文周孔四大聖ノ玄旨ヲシテ、融通合一ナラシムルコト能ハザルガ故ニ、又復藏描飾非ノ言ヲ設テ、天地ノ易有、庖皇ノ易有、文王ノ易有、周公ノ易有、孔子ノ易有ナドノ曲說ヲ爲ニ至レリ、蓋シ其易ノ大本大體ノ義ハ、孔夫子ノ係辭篇中ニ、縷々タル親記ノ證文見在セリ、コレ周易解故ノ係辭篇ノ註ニ詳ナレバ、見テ知ベシ、今カノ朱熹ハ、神易ノ法象根起セル所ノ、大本大體ニ於テ、如レ此已ニ誤認錯過セルガ故ニ、其九ヲ知ラザル者ト云ルコトナリ、固ヨリ易ノ道タルヤ、蓍筮卦爻ノ象

數ニ據テ、賾(マシレ)ルヲ探リ、隱レタルヲ索メ、深キヲ鈎リ、遠キヲ致シ、凶ヲ辟ケ吉ニ就シメ、物ヲ開キ、務メヲ成シテ以テ天下ノ志ヲ通ゼシメ、以テ天下ノ業ヲ定メシメ、以テ天下ノ疑ヒヲ決斷セシメ、進退トモニ時中ノ要ヲ得サシムル、卜筮知來ノ妙用タルコトハ、勿論タリ、其彖爻ノ辭ノゴトキハ、卦爻ノ象義ニ據テ、其進退時中ノ要道ヲ教訓警戒セルノ書ニシテ以テ言フ者ハ、其辭ヲ尙ブト云ル者ナリ、然ルニ朱熹ノ經文彖爻ノ辭ヲトツテ、直チニコレヲ卜筮占判ノ繇文ナリト誤認セルコトハ、牽合傅會ノ甚シキ者ナリ、又諸儒ノ象數ヲ舍テ、空理ヲ主トシテ、彖爻ノ辭ノ義ヲ說ントスルハ、固妄ノ想ノ最タル者タリ、凡ソ天地神明ヨリ、人ニ告ゲ示ス處ノ者ハ、象ト數トノ二ツノ外ニハ、絕シテ有ルコト莫キナリ、コレ神易ノ秘訣タリ、是ヲ以テ象數ニ根起シテ卦爻成リ、卦爻ニ法象シテ占判成リ、占判成得テ、然後ニ辭ヲ係ケ敎ヘテ垂レ玉ヘルコトタリ、是故ニ象數ハ、本ナリ、係辭ハ、末ナリ、其本ヲ究メズシテ、末ヲ逐ヒ流レヲ尋ンコトハ、聖賢ノ戒シメ玉フ所、是故ニ周末ヨリ今日ニ至レル、カノ易知ラズノ諸儒ハ、論ズルニ足ラズ、中ニ就テモ朱熹ハ、粗(ホヤ)隻眼ハ開キタルガ如者ナレドモ、惜キコトニハ庖皇卦畫ノ斡旋(トリマハ)シ、極數知來ノ妙用ヲバ、了會融通スルコト能ハザルガ故ニ、已コトヲ得ザルヨリ、強テ六十四ノ彖ノ辭、三百八十四ノ爻ノ辭ヲトツテ、コレヲ以テ天下无量ノ吉凶進退ノ、時中ノ道ノ占斷ヲ得セシメントス、コレ臆造牽強ノ極タル者トス、故ニ朱熹ニ親炙ノ門人スラ此七考占法ニ於テハ、腹非セル者許多ナリト云、蓋シ此七考占法ノ如ニ

テハ、我四聖相承ノ神易、卜筮知來ノ玅道ヲシテ、後世浮屠家ニ設ケタル所ノ、觀音籤ト同ジカラシム、鄙陋頑劣ノ極ト稱シツベシ、カノ朱熹ガ語ニ、初ハ但占有テ文无シ、往々今ノ环珓ノ如ク相似ル耳ト、又曰、卦爻ノ辭ハ、只象類ニ因リ依テ、此ニ虛ク設ケテ、以テ叩イテ決スル者ヲ待テ、値フ所ノ辭ヲ以テ、疑フ所ノ事ヲ決セシム、コレヲ神明ニ假ルガ若キニ似タリト云、コヽニ至ツテハ神ヲ罔シ聖ヲ侮ル、朱熹ガ罪、卻ツテ王弼程頤等ヨリ浮(スギ)タルコト數倍セリ、蓋シ朱熹ガ如キハ、其志ハ愛スベク、其說ハ大ニ非ナル者トス、然ル時ニハ、朱熹ガ易ト、吾門ノ易ト、焉ンゾ歲ヲ同ジクシテモ談話ベキコトヲ得ンヤ

神武不殺篇一之冊終

神武不殺篇二之册

文武輔車章

凡ソ聖賢ノ垂訓遺戒、其書籍棟ニ充チ牛ニ汗サスベケレドモ、今其究竟ノ要ヲ提擧ルトキニハ、文武具足ト云ニ脫漏コト有ルコト莫キナリ、葢シ文武ト云ハ、天ニ在テハ、陰陽ノ道、地ニ在テハ、柔剛ノ道、人ニ在テハ、仁義ノ道、コレナリ、サテ人主ノ世ヲ馭シ玉フノ上ニシテハ、即チ賞罰ノ道トス、故ニ此文武ノ兩道ハ、車ノ雙輪ノ如ク、又ハ輔車ノ如クニシテ、相依リ相輔ケテ、以テ天下ニ運行スルノ者タリ、是ヲ以テ頃刻刹那モ、離ルベカラザルノ道トス、設シ離ルヽトキニハ、各隻輪ト爲テ、其積載タル所ノ貨賄、顚覆セザルコト莫ガ如シ、然ルニ秦漢以後ノ學士等ハ、天地陰陽ノ道理ニ法象シ、制造セル所ノ、文武具足ノ有用有益ノ實學活道ハ、早ク既ニ取リ喪ヒシヨリシテ、文武對輪ノ玅用ニ暗ク、三德三才ノ玄旨ニ疎ク、些カニ文學訓故ノ側端（カタハシ）ニ絆係（スガリ）、自家ノ胸臆ヲ逞マシクシテ、詩賦詞章ヲ弄ンデ、文弱淫靡ニ流ルヽモ有リ、又ハ淸談玄理ニ溺レテ、无益ノ洒落ニ馳ルモ有リ、又ハ性理ノ空論ニ耽ツテ、異端ノ高尙ニ溷ズルモ有リ、アマツサヘニハ、聖人ノ貴重尊敬シ玉ヘル所ノ、天命・鬼神・陰陽・五行等ノ、諄諄タル親口ノ說法ヲ取テ、コレヲ假令ノ旒羊

トシコレヲ虚設ノ弱狗トシテ、終ニハ鬼神ヲ蔑視ニシ、天命ヲモ畏レズ、大人ヲモ畏レズ、聖人ノ言ヲモ畏レザルニ至レルコトナリ、故ニ後世ノ儒者ハ、口ニハ能ク性理虚靈ノ空論ハ説ケドモ、日用ノ事功ニ於テハ、更ラニ益有ルコト无ク、臨時非常ノ大變ニ出遇ツテハ、徒ラニ木偶人ト異ルコト有コト无キナリ、コレ他ニ非ズ、文武具足ノ大道ヲシテ、隻輪タラシメ、孤行セシムルノ弊タリ、殊ニハ承平至治ノ世ニ於テハ、華靡驕奢ノ風俗盛リニ成リ行テ、第一ニ怠惰リ荒廢（スサミ）易キ所ノ者ハ、武道ノ豫備タリ、カノ唐ノ玄宗ト云ルハ、唐家中興ノ英主ニシテ、姚崇、宋璟・張嘉貞・張説・張九齡・杜暹・李元紘・韓休等ノ臣、各其忠貞ヲ竭シテ、以テ其治ヲ輔佐ス、故ニ開元ノ美政、幾ンド貞觀ノ治ト相竝ベルコトナリ、然ルニ中葉ニ至ツテ、四海靜謐、國家豐盛、安泰无事ナルヨリシテ、カノ武道ノ備ヘ精練ナラザルガ故ニ、閹官ノ高力士ナル者ヲ寵用シテ、コレヲ右監門將軍ト爲シテヨリ、宦官始テ盛ンナリ、壯士ヲ募リテ宿衛ニ充シメ、更番ニ上下セシメテヨリ、府兵ノ制始メテ壞レタリ、又資格ニ循フテ士ヲ用ヒテ、更ラニ其能否ヲ問コト无ク、選滿レバ注セルヨリシテ、選法始メテ敝レタリ、是故ニ安祿山ガ范陽ニ反シテ、賊軍關ニ入ルト聞ガイナヤ、玄宗一支ヘモ防グコト能ハズ、忽チ倉皇狼狽テ、宗廟社稷ヲモウチ棄テ、遽乎西蜀ノ邊鄙ヘ出奔セルニ至レリ
又宋ノ神宗ノ御世ニ、周敦頤・張載・程顥・程頤等ノ諸儒出テ、頻リニ性理ノ道學ヲ倡ヘツレドモ、サシテ國家ノ氣脈ヲ維持セルノ徵モ无ク、次デ哲宗ノ世ニ至ツテハ、洛黨・蜀黨・朔黨ノ日起レルナ

リ、其因循ノ流弊ハ、徽宗◦欽宗ノ二帝ヲ併セテ、倶ニ北虜ノ俘囚ト爲ルニ至レリ、孝宗ノ時ニ、朱熹出テ濂洛ノ學ヲ發明ストイヘドモ、國家ニ於テハ、尺寸ノ功ヲ爲コト能ハズ、國威ハ日ニ衰弱シテ、却ツテ僞學ノ謗リハ、復ビ起レルナリ

明ノ武宗ノ時ニ、寧王宸濠反シテ、巡撫孫燧、按察許逵ヲ殺シ、兵ヲ□□南康九江府ヲ攻破リ、又進ンデ安慶ヲ攻ム、其盛ンナルコト烈火ノ如ク、其勢ヒ破竹ノ如シ、時ニ王守仁ハ、南贛ノ都御史タリシガ、速カニ兵ヲ起シテ之ヲ討テ、安慶ノ圍ミヲ解リ、宸濠コレヲ聞テ、程ヲ兼セテ取テ還セリ、守仁ハ哨兵ヲ趣（ウナ）ガシテ、コレヲ迎ヘ撃ツテ、賊衆ヲ敗走セシム、宸濠是ニ金寶ヲ盡ク出シテ、以テ士ヲ犒フテ死戰セントス、守仁ハ多ク小舟ニ柴ヲ載テ、火藥ヲソヽギ、風ニ乘ジテ火攻ニシテ、終ニハ宸濠ヲ執ヘタリ、コレ王守仁ガ學問、常ニ能ク聖意ヲ體認シ得テ、文武具足セルノ功績ニシテ、實ニ儒者ノ爲ニ甫メテ氣ヲ吐ク、千古愉快事業タル者ナリ、然ルニ後ノ道學先生等、コレヲ評論シテ、王陽明ハ一箇ノ道學先生タリ、然ルニ宸濠ヲ討チタルノ事功、却ツテ道學ノ瑕瑾ナリト云ニ至レリ、嗚呼、道學虛理ノ弊、一ニ是ノ如ク甚シキニ至レリ、故ニ宋ノ末尾ニ至テ、陸秀夫ガ幼主帝昺ヲ奉ジテ、海隅ニ流離、碙州ノ舟ノ上ニテ漸即位ノ儀ヲ爲シ、又崖山ニ奔走セルノ中ニテモ、猶日ニ大學章句ヲ書シテ、以テ勸講セシト云フノ迂闊糢糊ニ至レルモ有

又明ノ建文ノ朝ニ、方孝孺ト云者、翰林學士侍講ト爲テ、寵遇眷顧殊ニ渥カリシガ、御叔燕王靖難

ノ兵起ルニ及ンデ、帝ノ師ハ屢利ヲ失ナヒ、燕兵ハ終ニ禁闕ニ迫リ、大内已ニ火起ルニ至レルマデモ、方孝孺ハ一言ノ寇ヲ禦グノ策リゴトダモ、献ズルコト莫ク、一枝ノ箭ヲ發ツテ、敵ヲ防グノ功モ无ク、アマツサヘニハ、建文帝ノ生死ヲダニモ知ラズシテ、其國難ニ死スルコトモ能ハズ、サテ燕王ハ竟ニ天子ノ寶位ヲ踐ミ、四海ヲ統御シ玉ヘリ、コレヲ成祖皇帝ト稱セリ、サテ成祖ハ、先朝ノ諸大臣ヲ召シ呼セ玉フ、コレハ其爵位重ク、名望高キヲ以テナリ、此時マデモ方孝孺ハ、土偶人ノ如クニ、其私邸ニ潜リ居リシガ、召ニ應ジテ參內セリ、其身ハ衰絰ノ凶服ヲ著テ、成祖ニ見ヘ、大ニ哭泣シ、痛ク罵言シテ、不禮不遜ノ甚ダシキヨリシテ、卒ニハ成祖ノ激怒ヲ挽キ起シテ、十族赤誅ノ苦刑ニ罹リテ、其親故ノコレガ爲ニ坐死セル者、八百餘人ニ及ベリト云

又英宗ノ時ニ、北虜也先入テ寇ス、大同利ヲ失シテ、城堡陷沒セリ、王振衆議ニモ及バズ、一時天子ヲ挾ンデ親征セシム、官軍五十餘萬ニ及ベリ、然レドモ軍ニ節制无ク、兵糧給セザルガ故ニ、途中ニ饑死セル者、陸續トシテ連綿ス、虜兵ハ險ニ誘フテ、四方ヨリ圍ミ合シテ、全軍淪沒シテ、卒ニハ天子ヲバ俘囚ニシテ去レルコト有リ

按ズルニ、コレラ皆承平ノ化ニ慣レ習フテ、武道ノ備ヘ稍ヾ荒ミタルノ理徴タリ、コレ實ニ習ハサザルノ民ヲ引テ戰フト云者タリ、天子ト、五十萬ノ兵卒トヲ棄タルコトナリ、其中ニモ宋ノ陸秀夫。明ノ方孝孺ガ如キハ、其志ハ憫レムベキ所有レドモ、如何ニセン其平日ニ講習セル所ハ、性理空莫

ノ虚文ニシテ、所謂文武具足ノ、有用有益ノ實學活道ハ、意ニモ思ヒヨラズ、夢ニモ知ラザルコト故ニ、カヽル非常ノ大變ニ出遇フテハ、手ヲ束ネテ无用ノ冗人、尸位坐食ノ徒トコソハ成果タルコトナリ、易ニ所謂、王臣蹇々タリ、身ノ故ニ非ズト云ノ類ニシテ、最痛傷キコトドモナリ

客云、吾子平生ニ文武兼備ノ義ヲ説ケリ、然レドモ儒者ト云ハ、文官ナリ、文官ノ道ハ、博識洽聞、文雅風流ヲ以テ務メトス、サルニ武事ヲ備ヘヨ、武徳ヲ修メヨト云ハ、コレ多事ニシテ、岐指タル者ニ非ズヤ、殊ニハ吾子ノ説キ示ス攸ノ、凶ヲ辟テ吉ニ就クノ道、日時進退ノ利害、方位向背ノ失得等ヲ察シ得ルト云コトナドハ、其究竟ズル處ノ義ヲ極ムレバ、コレ敗レザルコトヲ宗トシ、必ズ勝ツコトヲ主トスルナレバ、コレ自家得利ノ術ニシテ、所謂權謀術數家ノ覇術ナル者ニシテ、公明正大タル聖人ノ道ニ非レバ、コレ宜ク儒者ノ忌ミ辟ベキ所ノ者ニ非ズヤ

應テ云、コレモ儒者ノ常套ノ通語タリ、先ヅ古先聖王ノ代ニハ、文武兩輪具足ノ制度タルヲ以テ、別ニ文官武官ト云ノ名目有ルコト莫シ、故ニ唐虞ノ聖代ニテモ、蠻夷夏ヲ猾リ、寇賊姦宄タルノ憂ヘヲ防ガントテハ、皐陶ニ命ジテ士ト作シメ、又有苗ガ王化ニ服セザル時ニハ、禹ニ命ジテコレヲ征伐セシム、コレ皐陶ハ士師ト爲リテ刑罰ヲ掌ドリ、禹ハ元帥ト爲テ征伐ヲ掌ドレリ、コレ官ト職トニハ文武有レドモ、其人ニ文武ノ別有コト莫シ、文武兼具ヘタルノ義知ヌベシ、故ニ皐陶ガ九徳ノ頌ニモ

寛而栗、柔而位、愿而恭、亂而敬、擾而毅、直而溫、簡而廉、剛而塞、强而義

コノ九德ナル者、槩シテコレヲ觀ルトキニハ、文武融通、混合具足ノ德タルコト知ベシ、然ルニ後世ニ及ビテハ、文人ト武人ト、各別ニ分離シテ、門ヲ殊ニシ戶ヲ異ニシテ、相軋リ相容レザルコトハ、水火冰炭ノ如ク、武人ヨリハ文人ヲ指テ、便口愞弱ノ書生ト誹謗シ、文人ヨリ武人ヲ指テハ、文盲暴厲ノ鄙夫ト貶毀シテ、相互ヒニコレヲ忌惡ムコト蛇蝎鴆毒ノ如クナルニ至レリ、コレ文人モ武人モ、兩ツナガラ非ナルナリ、其本ハ文武對輪ノ聖道ヲ取テ、割析分離シテ、各自孤行セシメタルヨリ、文人ハ武ヲ修メズ、武人ハ文ヲ學ビザルニ起リ創マレリ、ソレ武ヲ修メザルノ文人ハ、眞ノ文ニ非ズ、必ズ便口輭弱ノ書生ト爲ルコトナリ、又文ヲ學ビザルノ武人ハ、眞ノ武ニ非ズ、必ズ文盲暴厲ノ鄙夫トナルコトナリ、コレ痛心ノ極ニ非ズヤ

コヽニ熟文武雙輪ノ大道ノ、是ノ如クニ割析分離セル所以ノ本ヲ推シ稽フルニ、カノ嬴秦六國ヲ滅亡シテ、遂ニ四海ヲ合一ニセシヨリ、古先聖王ノ禮樂刑政ヲ廢滅シ、文武全具ノ大道ヲ毀傷セシニ創マレリ、其禮樂廢滅シ、文武毀傷セラルヽノ本ハト云ニ、古先聖王ノ天地ニ法象シテ、建立セル所ノ、御世ノ大制度タル、封建ト云ノ盛德ノ大業ヲ變革シテ、郡縣ト云猜忌偏狹ノ政令ト轉換セシニ、職トシテコレ由レルコトナリ、爾來以後ハ、科第ヲ以テ士ヲ取ラザルコトヲ得ズ、故ニ天下ノ士ニ常祿ト云者有コト莫キヨリ、各人每戶其利ニ頓急(セハシキ)コトハ、箭ノ弦ヲ發レタルガ如ク、網ヲ脫レタ

ル兎ノ如クニシテ、眼ヲ擧ゲ耳ヲ傾ケテ、放榜ノ科名ヲ望ムコトハ、大旱ニ雲蜺ヲ祈ムルガ如ク、カノ制藝時文ヲノミ、コレ學ビコレ習フコトニシテ、奚ノ遑有テカ、文武全具ノ道ヲ學習シ修煉スルコトヲ得ンヤ、コレ全ク馭世ノ制度、人作郡縣ノ偏狹ニ變革セシヨリ、其時勢人情、轉更セザルコトヲ得ザル者タリ、其偏狹制度ノ習氣ニ化育セラレタル所ノ儒者等ガ、古先聖王ノ封建ノ制度、文武具足ノ道ヲトッテコレヲ講習シ、コレヲ註釋スルコト故ニ、其義齟齬枘鑿シテ、綏當ナルコトヲ得ザルヨリ、老莊ノ虛无ニ流ルモ有リ、性理ノ懸空ニ耽ルモ有リ、コレ共ニ高尙ノ義理ノミヲ議論シテ、還ッテ其事實功業ヲ野鄙ナリトス、且ツ孟子ノ語ニ、我善ク陣隊ヲ列ネ、我善ク攻戰ヲ爲スト云者ハ、大ナル罪ナリト云、又善ク戰フト云者ハ、上刑ニ服セシムベシト云ル等ノ說ヲバ、據リ所トシテ、遂ニ文武對輪ノ武道ヲ取テ、コレヲ權謀術數ノ功名ヲ就スノ道ナリト、忌ミ惡ムコトナリ、知ラズ孟子ハ、戰國ノ亂世、干戈鬪爭ノ時ニ出タルヲ以テ、强メテ武殺ノ道ヲ貶斥シテ、文道ヲノミ主張セルコトナリ、コレ乃チ時弊ヲ矯揉スノ方ニシテ、時中ノ義ナリ、故ニ孟子口ヲ開ケバ、仁義ヲ說リト、仁義、即チ文武ナリ、孟子爭デカ武德ヲ廢毀センヤ、設シ孟軻實ニ武德ヲ廢毀セバ、亦徒白面利口ノ一書生ノミ、蓋シ天地ノ此人界ヲ創建スルヤ、先ヅ億兆无量ノ蒼生ヲ化生セシメ、サテ其蒼生ノ爲ニ、其中ニ就テ禀賦ノ聰明叡知ナル者ヲ眷顧ハシテ、コレガ君ト爲シ、コレガ師ト爲シテ、天地化育ノ德ニ法象シテ、以テ人紀ヲ立テシメテ、カノ天地生生化育ノ功德ヲ輔翼シ、成就

セシムルノ義タリ、是即チ天工人其レコレニ代ルト云者タリ、故ニ其聰明叡知ノ君師タルノ道ハ、天命ニ順ヒテ進退シ、地ノ利ニ據テ周旋シ、時中ノ要ヲ考ヘテ取舍シ、心ヲ誠ニシ、身ヲ修メ、家ヲ治メ、天下ヲ平ラカニシ、各人ノ祭祀相續シ、子孫蕃昌シテ、世世无窮ニ自ヲ利シ、他ヲ利セシムルト云ノ外ニ、豈更ラニ何ノ道ト云コトカコレ有ンヤ、是即チ自家得利ノ最上ナル者ニ非ズシテ奚ゾヤ、是故ニ吉ナルヲ舍テ凶ナルニ就ケヨ、自ヲ損ジ他ヲ害セヨ、破敗シ滅亡スルヲ以テ、主ト爲ベシト云ノ教訓ハ、絕シテ有コト莫キナリ、故ニ所謂儒者トハ、天地人三才ノ奥ヲ究メ、智仁勇ノ三德ヲ具有シ、文武ノ兩道兼備ヘタルノ稱タリ、カノ黄帝ノ干戈ヲ習ハシ用ヒ、陣法ヲ制作シ、指南車ヲ造リテ、蚩尤ヲ誅シ玉ヘル、大禹ノ有苗ヲ征セル、夏后啓ノ有扈ヲ討セル、少康ノ一成ノ田、一旅ノ衆ヨリシテ、遂ニ寒浞、及ビ澆・豷(キ)等ヲ討滅シテ、終ニ大禹ノ舊績ヲ復還シタル、殷ノ湯王ノ葛ヨリ始メテ十一征セル、高宗ノ鬼方ヲ伐タル、周ノ文王ノ崇ヲ討チ、黎ヲ戡シタル、周公ノ東征セル、吉甫ノ玁狁ヲ伐タル、孔夫子ノ政ゴトニ與レルノ首メニ、少正卯ヲ誅シ、司寇タリシ時ニ、公山不狃・叔孫輒等ガ、費人ヲ帥ヒテ公ノ臺側ニ逼レルトキニ、仲尼ノ申句須、樂頎ニ命ジテコレヲ伐シメ、費人ヲ敗リ、遂ニ費ヲ墮ツコトヲ得タル、又孔門親炙ノ高弟子路ガ、千乘ノ國、大國ノ間ダニ攝(ハサ)マレ、コレニ加ルニ師旅ノコト有リ、コレニ因ルニ饑饉ノ患ヘアラントキニ、由也コレヲ爲(チサ)メバ、三年ニ及ブ比ニハ、勇有リ、且ツ方ヲ知シメント云ル、又吳ノ師、魯ノ泗上ニ次セルトキニ、魯ノ微虎ト云者、宵(ヨル)

呉ノ陣ヲ攻ント欲セルガ故ニ、其私屬徒七百人ノ中ニテ、暮庭ニ能ク三踊セン者ヲ擇ビタリシニ、三百人ヲ得タリ、其中ニ孔門ノ弟子有若モ與レリト云、又孔夫子ノ蒲人ノ厄難ニ遇ヘルトキニ、弟子ノ公良孺ト云者從ヒツルガ、劍ヲ挺、衆ヲ合セテ、將ニコレト戰ハントセリ、故ニ蒲人懼レテ、卒ニ夫子ヲ出セリト云、又齊ノ師、魯ノ淸ト云處ニ及ベルトキニ、冉求策ゴトヲ季氏ニ上ツリテ云、一子ハ內ニ在テコレヲ守リ、二子ハ公ニ從フテ、コレヲ竟ニ禦グベシ、モシ能ハズバ、一子ハ師ヲ帥ヒテ城ニ背キテ戰ヘト云、且ツ武叔ヲ激セシメテ、衆ヲ蒐セシメ、冉求左師ヲ帥ヒテコレヲ禦グ、樊遲右タリ、魯ノ師溝ヲ踰ヘズ、樊遲云、能ハザルニハ非ズ、子ヲ信ゼザレバナリ、請フ三刻シテコレヲ踰サント云、果シテ衆コレニ從ヘリ、齊ノ軍遂ニ遁レタリ、コレ冉求ガ戈ヲ用ヒタルガ故ニ、能ク齊ノ軍ニ入タルナリト、既ニシテ季孫冉有ニ謂テ云、子ガ戰ノ法ニ於ルヤ、コレヲ學ビタルニヤ、又性ニコレニ達セルニヤト問、對テ曰、コレヲ學ビタルナリ、季孫ガ云、子ハ平日孔子ニ從事セルノ者タリ、サルニ惡ニカ學ビタリヤ、冉有云、卽チコレヲ孔子ニコソハ學ビタレ、カノ孔子ナル者ハ、大聖ニシテ該ザルコト无ク、文武竝ビ用ヒ兼セ通ゼル者タリ、求也適ニ其戰法ハ聞タレドモ、猶イマダコレヲ詳ラカニハセザルコトナリト云、コレラ皆實地實行ノ明徵ニシテ、絕シテ紙上ノ虛論、懸空ノ浮說ニハ非ルナリ、スベテハ皆熟ク權謀術數ノ妙ヲ究メ、天ノ時ヲ察シ、地ノ利ニ據リ、人ノ和ヲ得テ、彼ノ實ナルヲ除キ、其虛ナルヲ擊チ、凶ナル方ヲ辟テハ、其吉ナルノ道ニ就キ

敗レザルノ地ニ立チ、必ズ勝ノ謀ゴトヲ運シ玉ヘルコト知ツベキナリ、然ルニコレラノ聖賢ヲトツテ、コレヲ武夫ト呼ンカ、文人ト稱センカ、儒者ノ行義ニ非ズ、君子ノ忌惡ム所ノコトナリト譏謗(ソシラン)カ、固ヨリ禮樂射御書數ハ、男兒ノ定マレル所ノ藝タリ、孔夫子ノ藝ニ游ブト云、卞莊子ガ勇、冉求ガ藝ト稱シ玉ヘル者、コレナリ、故ニ上古ヨリ周室ノ中葉マデノ士君子ノ風儀ハ、平居无事ノ時ニハ、文ヲ修シ武ヲ講ジ、禮樂射御書數ノ藝ニ游ビ、孝弟忠信、禮義廉恥ノ實行ヲ履ミ、知仁勇ノ三德ヲ藏シテ、文武ノ道ハ、須臾モ離ルヽコト有コト莫シ、故ニ事有時ニ臨ンデハ、敢テ狼狽スルコト莫ク、戎衣シテ戎車ニ乘リ、或ハ元帥ノ任ニ當リ、又ハ御綏ノ職ヲ掌ドリ、又ハ矛戟弓矢、何レノ任ニテモ、君命ニ從ヒテ、敢テ其職掌ヲ辱シムルコト莫リシナリ、禮記・家語・國語・左傳等ヲ閱テ見ツベシ、故ニ易ノ謙ノ六五ニ、征伐ニ用ルニ利シト云、上六ニ、師ヲ行リ、邑國ヲ征スルニ利シト云、离ノ上九ニ、王用テ出テ征ス、嘉コト有、首ヲ折(タ)ツ、獲其醜ニ匪ズト云、夬ノ九二ニ、惕テ號ブベシ、莫夜戎有トモ恤ヘ勿シト云、大有ノ六五ノ傳ニ、威如ノ吉トハ易(タヤスシ)トシテ備ヘ无ラントテナリト云、係辭篇ニ、重門撃柝、以テ暴客ニ待スト云、又木ニ弦シテ弧ト爲シ、木ヲ剡(トガラ)シテ矢ト爲シ、弧矢ノ利以テ天下ヲ威スト云ヘルノ類、コレヲ皆治世ニハ亂ヲ遺ルベカラザルベシ、武德ノ備ヘハ、平生ニ嚴律タラズバアルベカラザルベシト云ノ、教訓警戒ニ非ズヤ

易曰、神以知レ來、知以藏レ往、其孰能與二於此一哉、古之聰明睿知、神武、而不殺者夫

書曰、帝德廣運、乃聖乃神、乃武乃文
詩曰、允文允武、昭ニ假烈祖一
又曰、文王受レ命、有ニ此武功一、既伐ニ于崇一、作ニ是于豐一
又曰、文武吉甫、萬邦爲レ憲
又曰、戎有ニ良翰一、不レ顯申伯、王之元舅、文武是憲
コヽニ神武ト云、武功ト云、文ト云、武ト云、スベテ皆聖德歎美ノ稱ニシテ、此文武全具ノ道ハ、卽チ世ヲ御スル所ノ雙輪タリ、コレ一ヲ廢シテハ、寸步モ運轉(ユク)コト能ハザルコトヲ能ク會得スベシ、故ニ此文武ノ要道ヲ、預備修煉シ置ベキコトハ、卽チ聖主賢臣ノ盛德ニシテ、禮樂射御書數ハ、士君子ノ大業タリト云コトモ亦能ク會得スベキナリ
易師彖曰、師貞、大人吉
初六曰、師出以レ律、否レ臧凶
六五曰、田有レ禽、利ニ執言一、无レ咎、長子帥レ師、弟子輿レ尸
豫彖曰、利ニ建レ侯行一レ師
萃大象曰、君子以除ニ戎器一戒ニ不虞一
○コヽニ大人ト云ハ、コレ出テハ大將ト爲リ、以テ不庭ノ反賊ヲ征伐シ、入テハ宰相ト爲リ、以テ

天下ノ億兆ヲ撫恤ス、文武全ク具ヘタルノ盛德有ヲ云フ○律トハ、軍律ナリ、軍令ナリ、○田トハ戰陣ノ喩ヘナリ、○禽トハ、讐敵ヲ禽獲スルノ義ニシテ、即チ軍功ノ喩ヘナリ、○利ニ執言一トハ、訊ヲ執ヘ、醜ヲ獲ルノ義、○帥レ師トハ、コレ其將帥三才ノ玄義ニ通ジ、權謀術數ノ妙ヲ究メ、威ト和ト並ビ行ハレ、攻ルモ守ルモ、共ニ樞機ヲ握リ、事ニ臨ンデハ善ク懼レ、敗レザルノ戒メヲ愼ミ、好ク謀テハ、必ズ勝ノ利ヲ獲、衆民ヲ懷柔、國土ヲ安泰、我兵卒ヲシテ无謀非命ノ戰沒有コト莫ク、コレヲ帥ヒテ、凱旋ノ功ヲ奏スルヲ云、○尸ヲ輿トハ、其將知无ク勇无ク、文武ノ道ニ暗ク・權謀術數ノ幾ニ通ゼズ、无謀无算ニシテ戰ヒ、我士卒ヲ非命ニ殺ス所ノ、不仁ノ至極ナルヲ云、○建侯トハ、有德有功ノ士ヲバ、諸侯ニ封ジテ、王室ノ藩幹タラシムルヲ云、○師ヲ行ルトハ、不庭不服ノ反賊ヲ征伐スルノ義○戎器ヲ除トハ、甲冑干戈、弓矢車馬ヨリ、一切ノ軍器等ヲ、時時ニ點檢シテ、舊ク壞ヘルヲ除キ去リ、新タニ好ヲ修メ補フヲ云、○不虞ヲ戒メヨトハ、コレ治世ニハ、必ズ亂ヲ遺レザルベシト云ノ義ニシテ、即チ武ヲ講ズルナリ、武ヲ講ズルトハ、天ノ時ヲ察シ、地ノ利ヲ明ラメ、人ノ和ヲ得テ、進退坐起、攻守刺擊ノ軍禮ヨリ、權謀術數ノ幾微ヲ究メ得ル等ノ義ナリ

書大禹謨曰、帝曰、咨禹、惟時有苗弗レ率、汝徂征、禹乃會ニ群后一、誓ニ于師一曰、爾尙一ニ乃心力一、其克有レ勳

甘誓曰、左不レ攻ニ于左一、汝不レ恭レ命、右不レ攻ニ于右一、汝不レ恭レ命、御非ニ其馬之正一、汝不レ恭レ命、用

レ命賞二于祖一、不レ用レ命、戮二于社一、予則孥二戮汝一

胤征曰、嗚呼、威克二其愛一、允濟、愛克二厥威一、允罔レ功、其爾衆士、懋戒哉

湯征曰、爾不レ從二誓言一、予則孥二戮汝一、罔レ有レ攸レ赦

泰誓曰、爾衆士、其尙廸二果毅一、以登二乃辟一、功多有二厚賞一、不レ廸有二顯戮一

牧誓曰、爾所レ弗レ勗、其于二爾躬一有レ戮

以上ノ諸文ハ、皆古先聖王ノ、天ニ代リテ民ヲ恤レミ、天下ヲ弔ラハセ玉フ所ノ、王者仁義ノ師ナル者タリ、然リト雖必ズ先ヅ大誓言ヲ出シ、孥戮シテ赦スコト有コト罔シト云ノ、大軍令ヲ立玉ヘル者ハ、軍律法令ハ、眼前死生ノ係レル所ノ者タルヲ以テ、殊ニ勝レテ嚴律緊肅ナラズバアルベカラザル所ノ者タレバナリ、是ヲ以テ敗レザルノ策ゴトヲ主トシ、必ズ勝ノ義ヲ算シ、凶ヲ辟ケ吉ニ就キ、實ナルヲ守リ、虛ナルヲ擊チ、戰兢シテ愼ミ戒メ玉ヘルコトヲ察シツベキナリ、故ニ孔夫子ノ主トシテ愼ミ畏レ玉ヘル者三ツ、齋ト、戰ト、疾ト云ヘル者、コレナリ

詩曰、蠢爾蠻荊、大邦爲レ讐、方叔元老、克壯二其猶一、方叔率止、執レ訊獲醜

又曰、秩秩大猷、聖人莫レ之

禮曰、君子不レ能レ爲レ謀也、士弗レ能レ死也、不可

又曰、謀二人之師一、師敗則死レ之

論語曰、必也臨レ事而懼、好レ謀而成者也

コヽニ克ク其猶(ハカリ)ゴトヲ壯ニスト云フ、秩秩タル大ナル、猷(ハカリ)ゴト云、聖人コレヲ莫(ハカル)ト云謀ゴトヲ爲ト云、人ノ師ヲ謀ルト云、好ク謀テ成スト云ヘルモ、スベテ皆天ノ時ヲ察シ、地ノ利ヲ明ラメ、人ノ和ヲ得テ、彼ヲ算シ我ヲ省リミ、攻ルト守ルト、共ニ其利シキニ通ジ、敗レザルノ地ニ立チ、必ズ勝ツノ策(ハカリ)ゴトヲ運ラスコトヲ云リ、然ラバカノ凶ヲ辟ケ吉ニ就ク所ノ權謀術數ノ神幾妙算ニ熟通セルコトハ、言ヲ須ヒズシテ明ラカナルナリ

易曰、包レ荒、用ニ馮河一、不ニ遐遺一

○コレ泰ノ九二ノ辭ニシテ、荒ヲ包(カヌ)ルトハ、九二ハ、泰平至治ヲ致シ得ル攸ノ賢臣ニシテ、王畿ハ勿論、荒服邊陲ノ卑民ニ至ルマデモ、餘サズ漏サズ、コレヲ我徳量ノ中ニ包ミ容レテ、懷柔撫恤スル、仁徳ノ洽ネキヲ云、○馮河ヲモ用ユトハ、コレ平日ニ武事ヲ講習スルコトニシテ、勇徳ノ怠ラザルヲ云、○遐キヲ遺レズトハ、今泰平至治ノ時ニ當ツテ、其亂ヲ遺ルヽコト莫ク、武徳ノ備ヘ嚴重ナルノコトニシテ、コレ智徳ノ盛ンナルヲ云ヘリ

革彖傳曰、天地革、而四時成、湯武革レ命、順ニ乎天一、而應ニ乎人一、革之時、大矣哉

兌彖傳曰、順ニ乎天一、而應ニ乎人一、說以先レ民、民忘ニ其勞一、說以犯レ難、民忘ニ其死一、說之大、民勸矣哉

○コレ共ニ天地改革スベキ、非常大變ノ時ニシテ、天ニ順フトハ、天ノ時ヲ察シテ、其天命時中ノ

道ニ順フナリ、〇人ニ應ズトハ、人ノ和ヲ得テ、其人心ノ趣向スル所ニ、同ジク應ズルナリ、〇説ンデ民ニ先チ、説ンデ難ミヲ犯ストハ、是即チ軍旅用武ノ秋ニシテ、所謂天ニ代リテ民ヲ弔フ攸ノ、王者仁義ノ師ナル者ナリ

解九二曰、田獲ニ三狐一、得ニ黄矢一

上六曰、公用射ニ隼于高墉之上一、獲レ之无レ不レ利

旅六五曰、射レ雉一矢亡、終以譽命

晉上九曰、晉其角、維用伐レ邑

同人九五曰、大師克相遇

謙六五曰、利レ用ニ征伐一、无レ不レ利

上六曰、利レ用ニ行レ師征ニ邑國一

坎彖傳曰、天險、不レ可レ升也、地險、山川邱陵也、王公設レ險以守ニ其國一、坎之時用、大矣哉

書曰、稱ニ爾戈一、比ニ爾干一、立ニ爾矛一、予其誓

又曰、尚桓桓、如レ虎如レ貔、如レ熊如レ羆

又曰、善ニ穀乃甲冑一、敿ニ乃干一、无ニ敢不一レ弔、備ニ乃弓矢一、鍛ニ乃戈矛一、礪ニ乃鋒刃一、无ニ敢不一レ善

詩曰、伯也執レ殳、爲ニ王前驅一

又曰、射則貫兮、四矢反兮、以御レ亂兮

又曰、叔善射忌、又良御忌

又曰、公曰左レ之、舍拔則獲

又曰、既張ニ我弓一、既挾ニ我矢一、發ニ彼小豝一、殪ニ此大兕一

又曰、六月棲棲、戎車既飭、四牡騤々、載是常服、玁狁孔熾、我是用急、王于出征、以匡ニ王國一

又曰、之子于苗、選徒囂々、建レ旐設レ旄、搏ニ獸于敖一

又曰、四牡既駕、兩驂不レ倚、不レ失ニ其馳一、舍レ矢如レ破

禮曰、張而不レ弛、文武弗レ能也、弛而不レ張、文武弗レ爲也、一張一弛、文武之道也

○張テ弛ズトハ、武道ヲ專トシテ、文道ヲ廢スルヲ云、○弛メテ張ラズトハ、文教ヲ主トシテ、武備ヲ遺ルヽヲ云、○一張一弛トハ、即チ文事武備、修練具足ノ妙用ヲ云ヘルナリ

又曰、勇敢强有力者、天下无レ事、則用ニ之於禮義一、天下有レ事、則用ニ之於戰勝一、用ニ之於戰勝一、則无レ敵、用ニ之於禮義一、則順治、外无レ敵、內順治、此之謂ニ盛德一、故聖王之貴ニ勇敢强有力一如レ此也

又曰、簡ニ其車賦一、而歷ニ其卒伍一、而君親誓レ社、以習ニ軍旅一、左レ之右レ之、坐レ之起レ之、以觀ニ其習一レ變也

又曰、甲冑、則有ニ不レ可レ辱之色一

又曰、事レ君、軍旅不レ辟レ難

又曰、戰陣不レ勇、則不孝也

又曰、孔子曰、我戰則克、祭則受レ福

論語曰、善人敎レ民七年、亦可二以卽一レ戎矣

又曰、以二不レ敎民一戰、是謂レ棄レ之

又曰、足レ食、足レ兵、民信レ之矣

又曰、仲叔圉治二賓客一、祝鮀治二宗廟一、王孫賈治二軍旅一

家語曰、戰陣有レ列矣、勇爲レ本

又曰、昔者明王、內修二七敎一、外行二三至一、七敎修、然後可二以守一、三至行、然後可二以征一、明王之道、其守也、則必折二衝千里之外一、其征也、則必還二師衽席之上一

又曰、定公與二齊侯一、會二于夾谷一、孔子攝二相事一、曰、臣聞、有二文事一者、必有二武備一、有二武事一、必有二文備一、古者諸侯出レ疆、必具レ官以從、請具二左右司馬一、定公從レ之、至二會所一、爲二壇位一、土階三等、以二遇禮一相見、揖讓而登、獻酬既畢、齊使三萊人以レ兵、鼓譟劫二定公一、孔子歷階而進、以レ公退曰、士以兵レ之、吾兩君爲レ好、裔夷之俘、敢以レ兵亂レ之、非四齊君所三以命二諸侯一也、裔不レ謀レ夏、夷不レ亂レ華、俘不レ干レ盟、兵不レ偪レ好、於レ神爲二不祥一、於レ德爲二愆義一、於レ人爲二失禮一、君必不レ然、齊侯心怍、麾

而辟レ之、有レ頃、齊奏二宮中之樂一、俳優侏儒戲二於前一、孔子趨進、歷階而上、不盡一等、曰、匹夫熒二侮諸侯一者、罪應レ誅、請右司馬速加レ刑焉、於レ是斬二侏儒一、手足異レ處、齊侯懼、有二慙色一

左傳曰、齊陳恒弑二其君壬于舒州一、孔丘三日齊、而請レ伐レ齊、三、公曰、魯爲二齊弱一久矣、子之伐レ之、將二若レ之何一、對曰、陳恒弑二其君一、民之不レ與者半、以二魯之衆一、加二齊之半一、可レ克也、公曰、子告二季孫一、孔子辭、退而告レ人曰、吾以レ從二大夫之後一也、故不二敢不一レ言

以上ノ諸文ヲ能ク熟讀シ、能ク體認シテ、古先聖王ノ道ヲ學バン所ノ、士君子タラン者ハ、第一ニ文武ノ兩道ヲ講習シ、修練シ置ズバアルベカラザルコトヲ、徴證シ、了會シツベキナリ、文武トハ、天ノ陰陽、地ノ柔剛、人ノ仁義ニシテ、人君ノ上ニテハ、即チ賞罰コレナリ、是豈偏廢スベキ所ノ者ナランヤ、凡ソ宇宙ノ間、何レノ國ナレバトテ、禮樂刑政ヲ廢シテ、治アルト云コト有ベケンヤ、武ヲ講ズルトハ、軍禮ヲ爲ムルナリ、軍禮ヲ爲ムルノ要ハ、權謀術數ノ幾ニ通ジ、不敗ノ地ニ立チ、必勝ノ籌ヲ運スニ在リ、是故ニ文武ノ道具足セザルハ、士君子ニ非ズ。亦惟孔門ノ儒者ニ非ズ、故ニ平居无事ノ時ニ、文武ノ兩道ヲバ、輪次ニ習慣熟練シ置クベキコト、コレ緊要ノ急務タリ、若シ然ラズシテ、其非常不虞ノ急變有ルニ及ンデ、急遽狼狽テ、卒次コレヲ學ビ、コレヲ修メ得ラルベケンヤ、必ズ教ヘ習ハサヾルノ民ヲ將ヒテ、コレヲ非命ニ弃ルコト必セリ、コレ不仁殘忍ノ極ニ非ズヤ

杜牧曰、大儒在レ位、未レ有三不レ知レ兵者一、未レ有下不レ能レ制レ兵、而能止二暴亂一者上、安有下謀二人之國一、暴亂並起、坐二廟堂之上一、曰中我儒者也、不上レ能レ知レ兵

徐積曰、兵者、實大賢盛德之事、非三小智小才所二能用一、不三獨用レ之難一、言レ之亦難、若所レ養不レ至、而易レ言レ之、鮮レ不レ敗レ事

コレラノ説ドモハ、カノ浮華利口ノ書生ノ習氣ヲ脱シテ、經世有用ノ道ヲ體認シツルノ論ナレバ、因ニ抄出シテコヽニ附記ス

神武不殺篇二之册　終

神武不殺篇 三之冊

武德止戈章

古先聖王ノ人紀ヲ建、御世ノ術ヲ施シ玉フコトハ、乃チ天地ノ元德、生生發育ノ道ニ根起シ法象シ玉ヘルコトナレバ、一ニ生生仁慈ノ德ヲ以テ主トシ玉ヘルコトハ、勿論タリ、然リトハイヘドモ、人界ノ習氣（ナラヒ）ニシテ、狡猾姦宄ノ民有ル時ニハ、コレガ爲ニ刑獄ノ設ケ无キコト能ハズ、反亂寇賊ノ徒生ズル時ニハ、コレガ爲ニ兵革ノ備ヘ嚴ナラザルコトヲ得ザルナリ、蓋シ狡猾姦宄ノ民、反亂寇賊ノ徒ハ、苗ノ中ノ莠ノ如ク、粟ノ中ノ秕ノ如シ、コレ強（ツト）メテ刑罰兵革ヲ用ヒザルコトヲ得ザルノ者ニシテ、聖人豈刑罰兵革ヲ好ミ玉フトセンヤ、コレ已コトヲ得ザルヨリシテ、コレヲ設ケ、コレヲ備ヘ玉ヘルコトナリ、是乃チ大仁愛ノ至レル者タリ、故ニ刑獄ヲ設ケテ以テ刑獄ヲ止メ、兵革ヲ備ヘテ以テ兵革ヲ遏ルナリ、係辭篇ニ、小人ハ不仁ヲ恥ヂ、不義ヲ畏レズ、利ヲ見ザレバ勸マズ、威サザレバ懲ズ、小シク懲シテ、而シテ大ニ誡ム、此小人ノ禍ナリ、書大禹謨ニ、五刑ヲ明ラカニシテ、以テ五敎ヲ弼ケ、予治ヲ期シ、刑ハ刑無キニ期スト云ル者等、コレナリ、是故ニ武德ノ究竟ノ要ハ、干戈ヲ止メテ用ヒシメザルヲ主トス、故ニ武ノ字ノ、戈ヲ止ルニ從ヘルヲ以テ、聖人制字ノ微旨ヲ

仰ギ察スベキナリ、是ヲ以テ文武ノ大道ハ、須臾クモ離ルベカラザルノ者トス、孔夫子ハ委吏ト爲リ、司職ノ吏ト爲リ、中都ノ宰ト爲リ、司空ト爲リ、大司寇ト爲リ、終ニハ相ノ吏ヲ攝（カネ）玉ヘリ、コレ乃チ文武兼具シ玉ヘルコトヲ徵シツベシ、故ニ文事有者ハ、必ズ武備有、武事有者ハ、必ズ文備有トハ宣ヘリ、且ツカノ孟軻氏ハ、戰國亂世ノ弊風ヲ矯ンガ爲ニ、强チニ武道ヲ抑ヘテ、文教ヲ主張シテ說ル人ナリ、サルニ天ノ時ハ、地ノ利ニ如ズ、地ノ利ハ、人ノ和ニ如ズトハ云ヘリ、蓋シコレハ古傳ノ遺語タリシヲ、孟子ノ引テ述ラレタルナリ、其意ハ天ノ時ヲ得タリトモ、地ノ利アシケレバ、不可ナリ、地ノ利ヲ得タリトモ、人ノ和アシケレバ、不可ナリト云ヘルコトニシテ、決シテ天ノ時ト云者ハ、有事無シト云ルニハ非ルナリ、故ニ今彼我對戰セン時ニ、其士卒ノ多寡相均ク、人ノ和モ亦相均キ時ニハ、其地ノ利ヲ得タル方、必ズ勝ツコトナリ、又士卒ノ多寡相均ク、人ノ和モ亦相均ク、地ノ利モ亦相均キ時ニハ、其天ノ時ヲ得タル方、必ズ勝ツコト一定タリ、コレ孫子ガ所謂、算多キハ勝ツト云者是ナリ、故ニ天ノ時ヲ察シ、地ノ利ヲ明ラメ、人ノ和ヲ得テ、進退攻守ノ幾微ヲ曉シ、實ナルヲ辟ケ、虛ナルヲ擊チ、百戰不敗ノ權謀術數ノ妙用ヲ掌握シテ、兵革干戈ヲ止メテ、永ク久シク起シ用フルコト无ラシムルハ、コレ武德ノ極位ニシテ、士君子必用ノ緊務タルコト勿論タリ

客云、吾子ガ今說ク處、兵革干戈ハ、聖人ノ好ンデ用フル所ニハ非ズ、已コトヲ得ザルニ起レリ、故

ニ武徳ノ要ハ、干戈ヲ止ムルニ在リト云ヘリ、然ラバ干戈兵革ハ、亂世ノ主用タル所ノ者ニシテ、治世ノ急務ニハ非ルコトナリ、殊ニ方今ノ世ハ、承平二百年餘ノ至治タレバ、コレ宜シク武ヲ偃セ、文ヲ修ムベキノ時タリトス、然ルニ吾子ノ頻リニ武事ヲ備ヘヨト云ハ、コレ不祥ヲ好ムノ嫌疑有リ、且ツ時行後レノ僻論タル者ニ非ズヤ

應テ云、イナ然ルコトニハ非ズ、カノ文武ナル者ハ、陰陽ノ義ニシテ、仁義ノ道タリ、コレ何レノ世、何レノ時、治世ニモ、亂世ニモ、共ニ分離偏廢スベカラザルコトハ、前ニ諄々ト說タルガ如シ、且ツカノ兵ト云者ハ、凶器タルナリ、譬ヘバ火ノ如キ者トス、能クコレヲ用フル時ニハ、身ヲ護リ、國家ヲ衞リ、亂賊ヲ折衝シ、夷賊ヲ威鎭(シヅム)ルノ大功德有リ、設シコレヲ用フルコト、傲慢侮弄ナル時ニハ、身家ヲ喪ヒ、社稷ヲ覆スニ至ルナリ、コレ猶火ノ善クコレヲ用フレバ、幽ヲ燭(テラ)シ闇ヲ明ラカニシ、寒ヲ防ギ修食ヲ享飪メ、以テ億兆ヲ養育ス、設シ粗暴放肆ナル時ニハ、忽チ崑岡ニ炎(モエ)テ、玉石俱ニ焚ルヽノ大災害有ガ如キナリ、且ツ其火災ノ發ルコト、預ジメニ其年月日時ヲ期スルコトハ得ベカラザルノ者タリ、是故ニ連日連月ニ發ルコトモ有、或ハ數年數十年ニモ發ラザルコトモ有、然ルニ今其火災ヲ防ガントテ、預ジメニ其鎭火(ヒケシ)ノ有司ヲ備ヘ、其器械ヲ設ケ、水潦ヲ畜ハヘ、晝夜不斷ニコレヲ警衞ス、庶人マデモ、庫藏窖室ヲ設ケテ、コレガ防ギトス、然レバトテ日々夜々ニ、火災ノ發リ來ルヲ好ムニハ非ズ、或ハ數年數十年、火災發ラザルコト有バトテ、其鎭火ノ預備ヲ廢

シ玉ハズ、庶人モ亦庫藏窖室ヲ毀隳ザルガ如シ、聖人ノ兵革ヲ好マセ玉ハザルコトハ、カノ火災ノ傷害ヲ患ヘ玉フヲ以テナリ、又武備ヲ嚴重ニシ、平日講習怠ラセ玉ハザル者ハ、亦惟火災ノ傷害ヲ患ヘテ、鎮火ノ豫防嚴重ナルニ同ジ、諺ニモ水來レバ、土ヲ以テコレヲ防ギ、火來レバ、水ヲ以テコレヲ消シ、兵來レバ、兵ヲ以テコレヲ遏ムト、詩ニ所謂、王赫トシテ斯ニ怒テ、爰ニ其旅ヲ整ヘテ、以テ征ク旅ヲ遏ムト云、コレナリ、是即チ聖人ノ武徳ヲ修テ以テ戈ヲ止ルト云ノ玅旨タリ、且ツ治ト亂トノ時勢ニ就テ、文武ノ道ニ主賓ノ活用有ルコトナリ、先ヅ亂世鬪爭ノ時ニ當ツテハ、文道仁徳ヲ主用トシテ、武道義徳コレニ副佐タルベシ、コレ擧天下ノ蒼生、塗炭ニ墮チ倒懸ノ苦ミ甚ダシキヲ以テナリ、故ニ大禹ノ有苗ヲ征セルニ三旬マデ苗民命ニ逆フテコレヲ防グ、時ニ益、大禹ヲ贊ケテ云、惟徳ハ天ヲモ動ス、遠キトシテ屆(イタラ)ザルコト無シ、滿ハ損ヲ招キ、謙ハ益ヲ受ク、時乃チ天ノ道ナリ、至誠ハ神ヲモ感ゼシムト、禹昌言ヲ拜シテ、師ヲ班シテ振旅スレバ、帝乃チ誕イニ文徳ヲ敷キ玉フニ由テ、七旬ニシテ有苗格レリト云、又周ノ武王ノ一戎衣シテ天下大ニ定マレバ、乃チ箕子ノ囚レヲ釋シ、比干ノ墓ヲ封ジ、商容ガ閭ニ式シ、鹿臺ノ財ヲ散ジ、鉅橋ノ粟ヲ發シ、大ニ四海ニ賚シ、武ヲ偃セ文ヲ修メ、馬ヲ華山ノ陽ニ歸シ、牛ヲ桃林ノ野ニ放シ、天下ニ服セザルコトヲ示スト云ヘリ、コレ亂ヨリ治ニ向フ時ニハ、文徳仁術ヲ主用スルノ義タリ、又孟子ハ、戰國ノ亂世ニ出タル人ナルヲ以テ、故意武道ヲ抑ヘテ、文徳ヲ主トシテ游說セリ、又漢ノ高祖ノ秦ノ武殺

苛酷ノ急迫ヲ弛ベ、寛仁ノ文德ヲ施ントテ、法ヲ三章ニ約セル、且ツ其功臣ヲ賞封セルニ、蕭何ヲ以テ第一トセリ、蕭何ハ、野戰攻城ノ汗馬ノ勞ハ无シト雖、常ニ關中ヲ能治メテ、高祖軍中ノ糧食ヲ給シテ、乏シキコト无ク、常ニ敗亡ノ軍士ヲ補ヒ足シテ、遂ニハ項羽ヲ滅シテ、以テ天下ヲ治メ得セシムルコトハ、蕭何ガ文德ノ勳功莫大ナルヲ以テノ故ニ、封邑爵位、共ニ蕭何ヲ第一トセルコトナリ、固ヨリ承平至治ノ世ニ當ツテハ、殊ニ怠リ荒ミ易キ者ハ、武事ノ備ヘナリ、故ニ強メテ武備ノ講習ヲ主トスベキコト、コレ即チ治世ニ亂ヲ遺レザルノ大義ニシテ、泰ノ九二ニ、馮河ヲモ用ヒ、遐キヲ遺レザルベシト云、萃ノ大象ニ、戎器ヲ除メテ、不虞ヲ戒シムベシト云ヘルコレナリ、殊ニハ方今ノ世ハ、承平至治、二百餘年ニ及ビ、四海靜謐、百穀豐饒、貴賤上下共ニ、太平ノ德化充チ溢レヌルガ故ニ、各人モ自然ト時勢ニ誘ハレ、習氣ニ化セラレテ、華靡ニ慣レ、逸豫ニ安ンジテ、武備ノ豫防ノ弛リ廢レタルコト、今日ヨリ甚ダシキハ無キナリ、サテ武德ノ備ヘ怠リ弛ム時ニハ、必ズ文華ニ流レザルコトヲ得ズ、文華ノ敝ハ、必ズ虛飾驕泰ニ至ル、驕泰ノ失ハ、必ズ困窮ス、困窮ノ害ハ、必ズ利ヲ貪リ、下民ヲ刻剝セザルコト能ハザルナリ、是ヲ以テ方今ノ世ニハ、何レノ御家トイヘドモ、スベテ財賄困乏ニシテ、下民商賈ノ徒ヨリ、借財有ズト云コト无シ、此虛ニ乘ジテ、聚斂ノ臣、刻剝ノ士、算計ヲ宗トシ、術智ヲ逞マシクシテ、詭遇ヲ事トシ、以テ覇功ヲ立ントス、而シテ君臣共ニコレヲ尊用シ、コレニ從ヒ服セザルコトヲ得ザルナリ、是ヲ以テ下民ノ上ヲ怨ミ歎

クコト、殆ンド予等ト偕ニ亡ビント云ニ至レリ、設カヽラン時ニ當ツテ、夷狄外國ヨリ、不虞非常ノ大變ナド有ン時ニハ、上ハ武備荒廢レタ所ノ將帥ニシテ、下ハ怨恨不和ノ習ハサヾル民ヲ驅ツテコレヲ護リ禦ガンコトハ、最危フク惧ルベキノ極ニ非ズヤ、故ニ至治ノ世ニテハ、强メテ武德ヲ修ムルヲ以テ、士君子ノ急務トシテ、主用ト爲べキコトナリ

客云、武ヲ修ムルト云ト、兵ヲ好ムト云トハ、其義相同ジキヤ、否ヤ

應テ云、武ヲ修ムルト、兵ヲ好ムト云ハ、其義大ニ反セルナリ、武ヲ修ムルト云ハ、不虞ノ戒メニ預備スルノ義ニシテ、是即チ愼惧警戒ノ道タリ、カノ黃帝ノ干戈ヲ習ハシ用ヒ、兵旅ヲ振シ、陣法ヲ制シ、以テ不享ヲ征伐セルガ如キ、周ノ文王ノ渭水ノ獵ニ呂尙ヲ得テ、載テ與倶ニ歸リテ、コレヲ師尙父ト尊ビテ、國家ノ鴻業ヲ基キセルガ如キ、孔夫子ノ定公ヲ相ケテ、齊侯ト夾谷ノ會ノ時ニ、請フテ左右ノ司馬ノ官ヲ具ヘテ往キ玉ヘルガ如キ、鄭ニ火災ノ有リシ時ニ、子產ノ兵ヲ授ケテ陴ニ登ラシメテ、小國守リヲ忘ルヽ時ニハ危シ、況ンヤ災有ルヲヤト云ルガ如キ、唐ノ安祿山ガ反セシ時ニ、河北ノ州縣風ヲ望ンデ瓦ノ如ク解テ、一人ノコレヲ防ギ支ユル者无クシテ、范陽ヲ破リ、陳留ヲ陷シイレテ、遂ニ東京ヲ破リヌ、其中ニテ顏杲卿一人、兵ヲ起シテ賊ヲ擊リ、コレニ因テ忽チ諸郡響ノ如クニ應ジテ、凡ソ十七郡ト云者ハ、朝廷ニ復歸セルガ如キ、明ノ王陽明ガ、寧王宸濠ガ不軌ノコト有ルコトヲ察シテ、陰ニ武事ノ備ヘ怠ラザリシ故ニ、其反スル時ニ臨ンデ、守仁忽チ

兵ヲ起シテコレヲ討ジ、遂ニハコレヲ敗レルガ如キ、我近古楠正成ガ、時ノ執政北條高時ガ暴逆ニシテ、奢侈節无キト云コトヲ聞テ、天下ニ事有ンヲ察シテ、黄金ヲ出シテ糧ノ千餘石ヲ沽フテ、コレヲ坂本ニ藏メタリシガ、果テ後醍醐帝ノ敕ニ應ジテ、金剛山ニ義兵ヲ擧ゲ、遂ニ宮軍一統ノ大業ヲ成シヌルガ如キ等、コレナリ

又兵ヲ好ムト云ハ、傲慢好大ノ義ニシテ、不仁不義ノ甚ダシキナリ、故ニコレヲ黷武トモ貪兵トモ云テリ、凡ソ戰國亂世ニシテ、干戈ヲ爭フハ言フマデモ無シ、已ニ治世ニシテ而シテ兵革ヲ好メル者ハ、漢ノ武帝ノ匈奴ヲ伐ル、コレ大ヲ好ミ功ヲ喜ブノ貪兵ナリ、故ニ後年ニ至テ、朕位ニ即テヨリ以來、爲所ノコト、狂悖ニシテ今追悔スベカラズ、凡ソ事ノ百姓ヲ傷害シ、天下ヲ靡費(ツヒヤス)所ノ者ハ、悉クニコレヲ罷ヨト云ルガ如キ、又唐ノ太宗ノ高麗ヲ親征セルニ、終ニハ功ヲ成スコト能ハザルヲ以テ、深クコレヲ悔ンデ、魏徵若シ在ラバ、我ヲシテ是ノ如キ行ヒ有シメザルベシト云ノ語有ガ如キ、又元ノ太祖ノ十萬ノ兵ヲ以テ、我皇國ヲ侵セシ時ニ、十萬ノ元兵生テ復ビ本國ヘ歸レル者、些カニ三人ナリト云ガ如キ、又我頃年ニ豐臣氏ノ朝鮮ヲ侵セルヤ、其師ヲ暴シ、兵ヲ連ネタルコト、前後七个年ニ餘レリ、彼ノ蒼生、我兵卒、无罪非命ニ傷亡セル者、幾萬億ニ餘レリ、固ヨリ名无ク義无キ所ノ、黷兵暴師ニシテ、不仁殘忍ノ極ナル者トス、故ニ其祭祀ハ在世ノ中ニ、早ク已ニ斷滅セリ、天ノ報施ノ速ヤカナル、想ヒ見ルベシ、又後唐ノ莊宗ノ如キハ、一人一世ノ間ニシテ、武ヲ

修メタルノ吉祥ト、武ヲ廢シタルノ凶兆トヲ、併セ具ヘ得タリトス、初メ父ノ晋王將ニ終ラントスル時ニ臨ンデ、三ツノ矢ヲ以テ莊宗ニ賜フテ、コレニ告テ云、梁ハ吾仇タルナリ、又燕王ハ、吾立テタル所ノ者ナリ、又契丹ハ、吾ト約シテ兄弟タルコトナリ、然ルニ共ニ晋ニ背キテ梁ニ歸セリ、此三ツノ者ハ、吾深ク遺恨トスル所ナリ、今爾ニ三ツノ矢ヲ與ユ、爾父ガ志ヲ忘ル丶コト有ベカラズト遺敕ス、莊宗受テコレヲ廟ニ藏メ、其後兵ヲ用ルコトニハ、必ズ少牢ヲ具ヘテ廟ニ告シテ、其矢ヲ請ヒテ、コレヲ盛ニ錦ノ囊ヲ以テシテ、負テ前驅セシメ、凱旋ニ及ビテハ、コレヲ納ム、其燕王父子ヲ繋グニ組ヲ以テシ、梁ノ君臣ノ首ヲ函ニ納レテ、以テ太廟ニ入リ、矢ヲ先王ニ還シ上ツテ告ルニ成功ヲ以テスルノ時ニ方ツテハ、其意氣ノ盛壯ンナルコト知ヌベシ、コレ三矢ノ遺敕ヲ肝ニ銘ジテ、武備修德ノ成功ニシテ、所謂憂患ニ生ルト云者ナリ、カクテ莊宗ハ、其仇讐タル國ハ悉クニ亡ビテ、天下已ニ定マルニ及ンデ、カノ武備修德ノ守リ怠リ倦デ、奢侈好大ノ廢武ノ念萠芽ト、忽チ一夫夜呼ベバ、亂者四方ヨリ應ジツレバ、コレヲ防グノ氣慨无ク、倉皇テ東ニ走リ、イマダ賊ヲモ見ザルウチニ、士卒ハ皆離散シ、君臣相顧ミテ、其歸著セン處ヲ知ラズ、天ニ誓テ髮ヲ斷チ、泣下テ襟ヲ沾スニ至レリ、コレ何ゾ柔弱衰疲ノ甚ダシキヤ、所謂敵國外患无キ者ハ、國恒ニ亡ブト云者、コレナリ

客問テ云、天ノ時、地ノ利、人ノ和ト云、此三ツノ中ニテ、地ノ利ト、人ノ和トハ、略推テモ知ベキ

ガ如シ、其天ノ時ト云コトハ、コレ如何ナルコトヲ云ルニヤ

應云、地ノ利トハ、山海川澤、平原郊野、險阻平坦、高燥卑濕等ヲ、知リ得ルノコトニシテ、經歴目撃シテ、通知スルコトハ勿論、問訊推究シテモ、得ラルベシ、コレ平日ニ地圖ヲ熟覽シ、斥候ヲ出シ郷導ヲ用ルノ所以タリ、元來地ノ利ハ、有形ノ物タレバ、心ヲ用ヒバ知リ得難キ者ニハ非ズ、又人心ノ和不和ハ、人ハ形質有ノ物ニシテ、其心ハ形狀无キ物タリ、コレ有形无形相半バセルヲ以テ、地ノ利ニ較ブル時ニハ、測リ知リ難キノ者トス、又天ノ時ト云ハ、無形ノ最上ニシテ、捉ヘ得ルコト能ハズ、視定ムルコト難キノ至極ナル者ニシテ、凡ソ宇宙ノ間ニシテ、天ノ時ヲ知リ得ン所ノ道ハ、神易卜筮ノ妙用ヲ除テハ、其他ニハ絶シテ有ルコト无キナリ、故ニ易ノ六十四ノ彖ノ辭、三百八十四ノ爻ノ辭、及ビ卜筮常用ノ四千九十六ノ變ニ至ルマデ、其究竟ノ要ハ、時ノ一字ニ止マルコトナリ、其時ノ凶ナルニハ、退ゾキ止マリ、以テコレヲ守リ、其時ノ吉ナルニハ、進ミ行フノ妙用タルナリ、故ニ天ノ時ト云ハ、即チ時中ノ道コレナリ、尙モ細カニ分チ説ク時ニハ、歳月ノ旺衰、陰陽ノ進退、星斗ノ運轉、日時ノ衝對、方位ノ向背、寒暑ノ盈縮、氣運ノ順逆等、スベテ皆天ノ時ニ與カリ係レリ、故ニ其時ト云ニ、大小・長短、種々ノ不同有リテ、輙ク言ヒ難キコトナリ、姑ラク其一二ヲ徴センニハ

孟子曰、由二堯舜一至二於湯一、五百有餘歳、若二禹皐陶一、則見而知レ之、若レ湯、則聞而知レ之、由レ湯至二於

文王ハ五百有餘歲、如ニ伊尹萊朱一、則見而知レ之、若ニ文王一、則聞而知レ之、由ニ文王一至ニ於孔子一、五百有餘歲、若ニ太公望、散宜生一、則見而知レ之、若ニ孔子一、則聞而知レ之

コレハ大抵數百歲ヲ以テ、聖人出世ノ一時ト爲タル者ナリ

又曰、彼一時也、此一時也

コレハ大抵數十歲ヲ以テ、一時ト爲タル者タリ

蒙六二曰、十年乃字

復上六曰、至ニ于十年一不レ克レ征

臣六三曰、十年勿レ用

コレラハ大抵十歲ヲ以テ、一時ト爲タル者タリ

同人九三曰、三歲不レ興

困初六曰、三歲不レ覿

坎上六曰、三歲不レ得

豐上六曰、三歲不レ覿

既濟九三曰、三年克レ之

未濟九四曰、三年有レ賞ニ于大國一

コレラハ共ニ三歳ヲ以テ、一時ト爲タル者タリ

臨彖辭曰、至二于八月一有レ凶

係辭篇曰、日月運行、一寒一暑

コレラハ共ニ數个月ヲ以テ、一時ト爲タル者タリ

係辭篇曰、揲レ之以レ四、以象二四時一

又曰、變通、莫レ大二乎四時一

文言篇曰、與二四時一合二其序一

書堯典曰、定二四時一成レ歲

禮孔子閒居曰、天有二四時一、春夏秋冬

コレラハ共ニ三个月ヲ以テ、一時ト爲タル者タリ

復彖辭曰、七日來復

震六二曰、勿逐七日得

既濟六二曰、勿逐七日得

明夷初九曰、三日不レ食

コレラハ共ニ、數日ヲ以テ一時ト爲タル者タリ

乾九三曰、終日乾乾夕惕若

豫六二曰、不レ終レ日

晉彖辭曰、晝日三接

夬九二曰、莫夜有レ戎

コレラハ一日ヲ以テ、一時ト爲タル者タリ

訟上九曰、終朝三褫レ之

論語曰、孔子時ニ其亾一也、而往拜レ之

コレラハ其ニ頃刻暫晷ヲ以テ、一時ト爲タル者タリ

一晝夜、十二旹

コレハ晝夜十二辰ヲ以テ、十二時ト爲ル者ニシテ、乃チ時ノ字ノ制義本釋タリ、其文日ニ从ヒ之ニ从フ、日ノ之ユク所ヲ以テ旹ト爲ノ義タリ、日東方卯ニ出レバ、則チ卯ノ旹トシ、南方午ニ正中スレバ則チ午ノ旹トシ、西方酉ニ沒スレバ、則チ酉ノ旹ト爲ル者ニシテ、コレ旹ノ義ノ正釋トス、サテ孟子ノ語ニ、三里ノ城、七里ノ郭、環ツテコレヲ攻レドモ、勝ザルコト有リ、ソレ環ツテコレヲ攻ムル時ニハ、必ズ天ノ旹ヲ得タル者有ント云、此說ニテハ、星斗ノ運轉、方位ノ向背ヲ以テ、天ノ旹ト云ヘルナリ、又孫子ガ語ニハ、天トハ水火寒著ノ旹ノ制ナリト云、此說ニテハ、水潦ノ旹ヲ測ツ

テハ、水攻ナドヲ施シ、旱燥ノ吃ヲ考ヘテハ、火攻ナドヲ設クルノ義ト意ハル丶ナリ、尙モコレヲ
聖經ニ據リ考フルニ

春秋、成公十六年、甲午、晦、晉侯及二楚子鄭伯一戰二鄢陵一、楚子鄭師敗績

左氏ガ傳ヲ按ズルニ、郤至ガ語ニ、楚ニ六ツノ間有、陣スルニ晦ヲ違ズ、天ノ忌ヲ犯セリ、我必ズコレニ克ント云リ、蓋シ軍旅ハ陰禮ナリ、晦ト朔トハ、コレ陰氣ノ索盡タルノ時ナリ、是故ニ軍禮ニテハ、晦ト朔トヲ犯スコトヲ、大ニ忌ムコトナリ、故ニ郤至ガ陣ドリスルニ晦ヲ違ケズ、天ノ忌ヲ犯セリト云ルハ、コレナリ、天ノ忌トハ、即チ天ノ時ニ忤フナリ、是故ニ聖人微旨ヲ寓シテ、經文上ニ於テ、故意ニ晦ト云フ一字ヲ加ヘ下シテ、其軍禮ニ違ヒ、天ノ時ヲ犯シテ、陣ヲトリシキタル所ノ罪ヲバ、見ハシ警シメ玉ヘルナリ、尙其例ヲ徵スルニ

春秋僖公二十二年、冬、十有一月、己巳、朔、宋公及二楚人一戰二方泓一、宋師敗績

左氏ガ傳ヲ閱ルニ、宋人ハ既ク列ヲ成セリ、楚人ハイマダ既ク濟サズト云リ、然ラバコレ戰ヒハ始終宋ヨリ先ンジ爲カケタルノ師タレバ、其罪ノ宋ニ在ルコト知ヌベシ、凡ソ春秋經文ノ中ニテ、晦ト朔トヲ書サレタル者ハ、日食ニハ必ズ朔ヲ記サル丶コト勿論ニシテ、ソレヲ除タルノ外ニハ

僖公十有五年、己卯、晦、震二夷伯之廟一

僖公十有六年、春、王正月、戊申、朔、隕二石于宋一五

此二ケ條ノミナリ、按ズルニ、日食ノ天變ニ係レルコトハ、勿論ナリ、又此二ケ條モ、共ニ天變ニ係レルコトナリ、又カノ鄢陵ト泓トノ二戰モ、共ニ天ノ時ヲ犯セルコトナリ、是故ニ共ニ皆丁寧ニ、晦ト朔トヲ書記シテ、其軍禮ニ背キ、天ノ忌ヲ犯セルコトヲ罪シテ、見ハシ警シメ玉ヘルコト、知ヌベキナリ、設シ然ラザル時ニハ、春秋經文二百四十二年ノ間、凡ソ三千ニ向タル所ノ、晦ト朔トニ與リ係レル所ノ人事、數十百條ニモ餘ルベキコトドモナルニ、特リ震廟ト、隕石ト、鄢陵ト、泓トノ戰ヒノ、此四ケ條ノミニ限リテ、晦朔ヲ書サレタル者ハ、天變ニ係レルノ警戒ト、天時ヲ犯セル所ノ罪責トヲ、擧ゲ見サセラレタルノ微旨ヲ察シ上マツルベキコトナリ、コレラヲヤ一字ノ褒貶トモ稱シツベキコトナリ

禮月令曰、孟春之月、不レ可ニ以稱一レ兵、稱レ兵、必天殃、兵戎不レ起、不レ可ニ從一レ我始一

又曰、季夏之月、不レ可ニ以起一レ兵動一レ衆

又曰、孟秋之月、賞ニ軍帥武人於朝一、天子乃命ニ將帥一、選レ士厲レ兵、簡ニ練桀俊一、專任ニ有功一、以征ニ不義一、詰ニ誅暴慢一、以明ニ好惡一、順ニ彼遠方一

又曰、孟冬之月、天子乃命ニ將帥一、講レ武、習ニ射御一、用レ力

コレ四時ノ中ニテモ、春ト夏トハ、少陽大陽ノ旺、生生發育成長ノ時ニシテ、陽ノ道タリ、仁ノ道タリ、故ニ仁道文德ヲ主用シ玉ヘリ、又秋ト冬トハ、少陰大陰ノ旺、肅粟。凋落。殺伐ノ時ニシテ、

陰ノ道タリ、義ノ道タリ、故ニ義道武德ヲ主用シ玉ヘルナリ、コレ全ク天ノ時ニ愼ミ順フテ、進退周旋シテ、以テ活用施作スベキト云ノ、大義ヲ訓ヘ諭シ玉ヘルコトナリ、是ニ由テコレヲ觀ル時ニハ、秦漢以後ノ儒者等ノ、排斥毀謗スル所ノ、歲月ノ旺衰、陰陽ノ進退、星斗ノ運轉、日時ノ衝對、方位ノ向背、寒暑ノ盈縮、氣運ノ順逆、凶ヲ辟ケ吉ニ就キ、不敗ノ地ニ立チ、必勝ノ謀ゴトヲ成シ、權謀術數ノ微玅ヲ究メ、治世ニモ亂世ニモ、共ニ其時中ノ要ヲ握リ、自ヲ利シ佗ヲ利スル處ノ道ト云ハ、コレ直チニ天命ニ順ヒ、天ノ時ヲ愼ミ畏ルヽノ義ニシテ、實ニ聖人ノ世ヲ憫ミ、民ヲ恤レミ玉フノ要旨タリ、然ラバコレ殊ニ儒者タル者ノ須ラク熟練覺悟スベキノコトナリ、サルニコレヲ排斥罵詈スル者ハ、コレヲ曉シ明ラメザルニ由レリ、コレヲ曉シ明ラメザルノ本ハ、其人懶惰ニシテ勤メ學ビザルト、不才ニシテ熟シ通ゼザルトノ罪ナリ、而シテ郤ツテコレヲ唾罵スル者ハ、コレ猶眼ヲ疾ル者ノ日ノ明ヲ忌ミ、燈火ノ光リヲ惡ムガ如シ、ソレ已ニ眼ヲ疾、明ヲ喪ハンズル人ニシテ、爭デカ聖人ノ五采煥爛ノ大文章ヲ見ルコトヲ得ンヤ、固ヨリ聖人ノ敎ヘヲ立、戒メヲ垂玉フノ旨ハ、身ヲ立テ世ヲ濟フ所ノ、有用有益ノ義ヲ主トシテ、絕シテ假令ノ浮文、懸空ノ虛理ハ說セ玉ハザルコトナリ、故ニ堯舜ノ時ノ二十有餘ノ賢哲等ガ、君臣贊襄昌言問對ノ語、及ビ文武ノ世ノ亂臣十人ノ問對ノ語、孔門親炙ノ桀賢、師資講習問對ノ語等ノ中ニ、性理玄莫、虛靈无朕等ノ語有ルコト莫シ、尙ホ聖人ノ道ノ眞面目ヲ見ントナラバ、庖皇。文王。周公。孔子ノ四大聖人、嫡嫡相承、親

謂親寫ノ一部ノ易經ヲ熟讀玩味シテ、其有形ノ理ヲ說テ、以テ无形ノ義ヲ見ハシ示シ、道ノ虛位ナル者ヲ、器ノ實位ナル者ニ寓シ傳ヘ玉ヒツル等ノ、一大事ヲ了悟シツベキコトナリ、且ツハ孔夫子ノ天命ヲ畏レヨ、大人ヲ畏レヨ、聖人ノ言ヲ畏レヨト宣ヒツルコトヲモ、併セテ固ク體認シツベキナリ

凡ソ上古ヨリ周ノ代マデノ、聖造封建ノ世ノ、士君子ノ意態學問ノ風化ト、秦漢以後ノ人作郡縣ノ世ノ、士君子ノ意態學問ノ風化トハ、其義其理、大ニ反セルコトナリ、コレ佗ニ非ズ、其經世治國ノ大制度タル所ノ、封建ト郡縣トノ、黑白冰炭ノ同ジカラザルヨリシテ、其時勢其趣向異ナラザルコトヲ得ザルナリ、是ヲ以テ今ノ世ノ士君子タラン者ハ、一ニ先聖ノ施シ用ヒ玉ヘル所ノ、有用有益ノ實學活道ヲ準則トシテ、コレヲ學ビ修メ、コレニ通ジ熟シテ、絕シテカノ空理浮文ノ、虛學死道ニ耽リ溺レテ、尸位坐食ノ罪ヲ被ブルコト勿ルベキナリ、殊ニハ我皇國ハ、武ヲ以テ主適トシ、文ヲ以テ賓佐トスルコト、コレ即チ國祖國神ノ氣脈ナリ、風化タリ、故ニ先ヅ國ヲバ、細矛千足（ホソホコチタル）ノ國ト稱セリ

○細トハ、精細詳悉ト云ノコト、コレ矛ヲ使フノ技藝ニ、精細詳悉タリト云ノ義ナリ、矛ヲ使フト云ノ中ニハ、弓馬劍槍、諸般ノ武藝武德、悉クニ具ヘタルコトナリ、故ニ千足ルノ國ト云ルナリ、我國ノ武藝武事ニ堪能タルコトハ、夙ク神ノ代ノ往古ヨリシテ然ルコトヲ知ベシ、細ク弱キ矛ト云コトニハ非ルナリ

又開國創業ノ人皇ヲバ、神武天皇ト稱シ上マツリ、神劒ノ德ヲ以テ、三種ノ神寶ノ其一ト爲セリ、山ニハ武庫嶽、多武峯等ノ號有リ、州國ニハ、武藏ノ稱有リ、是ヲ以テ我國ノ刀劍ノ利鋭(トキ)コトハ、萬國ニ特リ勝レ、能ク大弓ヲ挽ヲ以テ、四夷八蠻ヲ威鎭シ、其馬ノ駿逸騰駻タルコトハ、凡ソ五天下ニ冠絶セリ、殊ニハ吾東照神君ノ語ニ、日本ノ大寶ト云ハ、武道ナリ、故ニ治世ノ要ハ、武道ノ廢(オコ)怠(タラ)ザルニ在リト宣ヘリ、嘗テ武家ノ法令十三ケ條ヲ制シ定メ玉ヘリ、其開卷ノ第一章ニ、「文武弓馬之道、可㆓專講習㆒事」ト見ヘタリ、固ヨリ方今御世ノ大制度ハ、封建ヲ以テ主適トシテ、郡縣コレニ賓佐タリ、コレ乃チ先王ノ聖制ヲ監ミテ、其英ヲ采リ其粹ヲ拔タル所ノ經濟タリ、況ンヤ其至治ノ德澤、繩繩縣縣トシテ、實ニ文武兩全具足スベキノ時運タルナリ、且ツ姑ラクコレヲ臆量スルニ、天下ノ人民ヲ百分ニシテ、士君子以上ノ人、其五分ニ居ルベシ、而シテコレ皆世祿タリ、故ニ我今日ノ士君子ノ盛大ナルコトハ、實ニ古今和漢ニ无比絶倫タルコトナリ、サテ此士君子等ハ、宜シクカノ有益有用ノ實學活道兼備フベキ所ノ任ナリ、職ナリ、亦即我國祖國神ノ氣脈ナリ、風化タルナリ、是故ニカノ異邦ノ秦漢以後ノ、人作郡縣ノ、妬忌偏狹タル世風中ニテ、臆造建立シ來レル所ノ、虛理ノ空論、浮靡ノ華文等ノ、无益无用タル所ノ、和學僻儒ノ不潔餘唾ヲ舐ランコトハ、殊ニ醜辱遺憾ナルコトノ極ニハ非ズヤ

軍旅探賾章

神易卜筮ノ玅用活術タル、凡ソ天地ノ間ニ在リト有ル所ノ事物ノ義理トシテ、盡サヾルコト莫ク、時運ノ變動トシテ、見サヾルト云コト有ルコト莫シ、其中ニテモ、非常不虞ノ大變、軍旅兵革ノ大事ハ、靦面ニ生死存亡ノ係ル所ノコトニシテ、一タビ其指麾進退ノ幾ニ錯誤有ル時ニハ、忽チ衆萬ノ士卒ヲ非命ニ殘シ、其國家喪滅シ、其社稷ヲ顚覆スルニ至ラシム、コレ豈深ク愼ミ、强ク戒メテ、以テ精練ニ熟通セザルベケンヤ、故ニ易ノ經文ニモ

師九二曰、在レ師中吉、无レ咎、王三錫レ命

同人九五曰、大師克相遇

謙六五曰、利レ用ニ征伐一

上六曰、利レ用ニ行レ師征ニ邑國一

豫彖辭曰、利ニ建レ侯行モ師

解上六曰、公用射ニ隼于高墉之上一、獲レ之無レ不レ利

離上九曰、王用出征、有レ嘉、折レ首、獲匪ニ其醜一

晉上九曰、維用伐レ邑、厲吉

既濟九三曰、高宗伐ニ鬼方一、三年克レ之

未濟九四曰、震（スヽンデ）用伐ニ鬼方一、三年有レ賞ニ于大國一

コレラハ其卦爻ノ象義ニ、其時ニ當ツテ、天命コレヲ祐ケ、氣運コレニ旺シテ、衆從ヒ人應ジテ、師ヲ行リ征伐シテ、吉利ナル所ノ象數有ルガ故ニ、此辭ヲ係ケ玉ヘルコト知ヌベキナリ

泰上六曰、城復ニ于隍一、勿レ用レ行レ師

同人九三曰、伏ニ戎于莽一、升ニ其高陵一、三歳不レ興

九四曰、乘ニ其墉一、弗レ克レ攻

小過彖曰、可ニ小事一、不レ可ニ大事一

屯九五曰、大事貞凶

夬彖曰、告自レ邑、不レ利レ即レ戎

復上六曰、用レ行レ師、終有ニ大敗一、以ニ其國君一凶、至ニ于十年一不レ克レ征

コヽニ大事ト云ルハ、コレ軍國ノ一大事ヲ云、サテ不可ナリト云、貞(カタク)スレバ凶ナリト云、師ヲ行ルコト勿レト云、三歳マデモ興サレズト云、攻ルコト克ハズト云、征スルコト克ハズト云、戎ニ即ニ利シカラズト云、大ナル敗レ有ト云、十年ニ至ルマデモ、征スルコト克ハズト云ヘルハ、コレスベテ其時ノ天命祐ケズ、氣運背ケテ、人心和シ應ゼズ、故ニ行軍大ニ敗北スルト云ノ、卦爻ノ象義タルヲ以テ、絕シテ兵革ヲ興スコト有ベカラザルベシト云ノ戒メタリ、是ヲ以テ庖犧神易ト筮ノ妙道ヲ制作アラサセラレテヨリ、歷代ノ聖人コレニ則リ、コレニ效ヒテ、尊ビ信ジ用ヒサセ玉ヘルコト

ナリ、故ニ上古ヨリ周ノ中葉マデハ、天子ヨリ各國ノ諸侯ニ至ルマデ、スベテ太史卜筮ノ官人許多有リテ、各業ヲ專門ニセシコトナリ、サテ軍旅兵革ノコト有ンニハ、軍前ニ預ジメ其吉凶利害ヲ占スルモ有リ、又ハ戰ヒニ臨ンデ、其成敗勝負ヲ筮セルモ有リ、故ニ軍國ノ大事ニハ、必ズ筮史卜官從ガハズト云コト莫リシナリ、今古書ニ散見セル攸ノ、軍占ノ二三ヲ徵スルニ

左傳、僖公十五年、秦伯伐レ晉、卜徒父筮レ之、曰、吉、涉レ河侯車敗、詰レ之、對曰、乃大吉也、三敗必獲ニ晉君一、其卦遇レ蠱、其繇曰、千乘三去、三去之餘、獲ニ其雄狐一、夫狐、蠱、必其君也、蠱之貞、風也、其悔、山也、歲云秋矣、我落ニ其實一、而取ニ其材一、所ニ以克一也、實落材亡、不レ敗何待

コレハ其出軍ヨリ前、預ジメニ其勝敗ヲ筮セシメタルナリ

左傳、僖公二十五年、秦伯師ニ于河上一、將レ納レ王、狐偃言ニ於晉侯一曰、求ニ諸侯一、莫レ如レ勤レ王、諸侯信レ之、且大義也、繼ニ文之業一、而信宣ニ於諸侯一、今爲レ可矣、使ニ卜偃卜一レ之、曰、吉、遇下黃帝戰ニ于阪泉一之兆上、公曰、筮レ之、遇ニ大有之一睽、曰、吉、遇上公用享ニ于天子一之卦上、戰克而王饗、吉孰大レ焉

コレモ出軍ノ前ニ、龜卜ヲ爲サシメ、又蓍筮ヲモ共ニ爲サシメタルナリ

左傳、成公十六年、甲午、晦、楚晨壓ニ晉軍一而陣、軍吏患レ之、公筮レ之、史曰、吉、其卦遇レ復、其繇曰、南國蹙射ニ其元一、中ニ厥目一、國蹙王傷、不レ傷何待、公從レ之

コレハ已ニ對陣シテ、將ニ干戈ヲ交ヘントスルノ時ニ臨ンデ、コレヲ筮セシメタルナリ

左傳、昭公十二年、南蒯之將レ叛也、枚筮レ之、遇二坤之ヲ比、曰二黄裳元吉一、以爲二大吉一也、示二子服惠伯一曰、即欲レ有レ事、何如、惠伯曰、吾嘗學レ此矣、忠信之事則可、不レ然、必敗

コレハ南蒯ガ將ニ季氏ニ叛カント思ヒ立タル時ニ、其實情ハ掩ヒ隱シテ、汎ク其吉凶ヲ筮セシメ、

サテ其卦象ヲ以テ、子服惠伯ニ示シテ、以テ其吉凶ヲ判斷セシメタルナリ

左傳、哀公九年、晉趙鞅卜レ救レ鄭、遇二水適ヲ火、又陽虎以二周易一筮レ之、遇二泰之ヲ需

コレハ鄭ノ武賸ガ嬖臣ニ許瑕ト云者有シガ、宋ノ雍丘ト云處ヲ圍ンデ、コレヲ取ラントシテ、郤ッテ宋ノ軍ニ後ロマキセラレテ、散々ノ敗北ニ及ベリ、其時ニ鄭ヨリ晉ヘ救ヒヲ求メタルナリ、故ニ晉ノ趙鞅ガ鄭ヲ救フコトノ吉凶ヲトセシメタルナリ、其時ニ陽虎ト云者ガ筮占セシナリ

國語、晉語一、獻公卜レ伐二驪戎一、史蘇占レ之曰、勝而不吉

コレハ師ヲ出スヨリ前ニ、龜トセシメタルナリ

又晉語四、董因迎二公於河一、公問レ焉、曰、吾其濟乎、對曰、必有二晉國一、臣筮レ之得二泰之八一、是謂二天地配享、小往大來一、今及レ之矣、何不レ濟之有

コレハ晉ノ董因ト云者ガ、文公重耳ノ國ニ入ルコトノ成否ヲバ、預ジメニ筮セシナリ

此ノ如クニ周室ノ中葉マデハ、軍國ノ大事ハ、必ズト筮シテ其天命ニ順ヒシコトナリシニ、周末戰國ノ厄運ノ會ニ出遇テ、聖人ノ禮樂文物、悉ク皆地ヲ帶フテ絕シヌ、矧ヤ神易卜筮ノ玅道、夙ク其傳

ヲ喪ヒ、其道ヲ絶セシヨリ、天子ニモ牧伯ニモ、大史卜筮ノ官廢息シテ、カノ天命ヲ叩キ問フ所ノ玅道、終ニ絶無ト爲リ了ツテ、凡ソ二千年以來ノ人事ハ、一ニ胸臆ヲ以テコレヲ處置スルヤウニ成リ果、以テ今日ニ及ベリ、コレ闕典ノ甚ダシキ者ト謂ベシ、然ルニ我方今文物興隆ノ氣運ニシテ、百工千技、其官專門ナラザルコト无シ、特リ此卜筮知來ノ道、官ニ立コト有ルコト无シ、コレ遺憾ノ至リナリ、余弱冠ノ頃ヨリ、此道ニ從事シテ、今已ニ耳順ノ老郷ニ入リテ、少シク得ルコト有ガ如シ、故ニ今此神武不殺篇ヲ筆シテ、カノ文武對輪ノ玅用ヲ説キ曉ヌモ、例ノ婆心ノ縷話(クリゴト)ナラン、且ツ其武道ノ極則タル、彼我對戰ノ勝敗ノ大體、進攻退守ノ利害等ヲ、未然ニ掌握スルノ正占法ヨリ、彼ノ勇怯知愚ヨリ、其心念ニ畜フ所ノ利害、衆心ノ和不和、糧餉ノ多寡、水泉ノ有餘不足、兵器火藥ノ有无、伏勢援兵ノ虚實、講和ノ信僞、天ノ時ノ旺盛背衰等ヲ、明曉洞察スルノ奇占法ニ至ルマデ、コレヲ六十四ノ卦下ニ詳ラカニ記シテ、コレヲ軍占神幾秘訣ト號ス、コレト筮知來ノ秘密傳授タレドモ、今コレヲモ因ミニ併セ著シテ、以テ千歳ノ知己ニ遺シ贈ルモ、亦惟承平至治ノ徳澤、國恩ノ萬億ノ一分ニ報酬イ上マツル、鄙夫ガ献芹ノ微志ノミ

神武不殺篇 三之册 大尾

滑川談

塚田多門著

滑川談

塚田多門虎著

述意

古へより世の盛衰ある事は、和漢ともに其代々の書記にありて、皆人の知る所の如く、盛なる代には上明かに下直く、是非得失の辨正しければ、言の路開けて各心中を盡し、正直の言をいふ人ぞ多き、又衰へたる代には上暗く下諛ひて、善惡邪正の分亂るれば、言の路塞りて各中心を盡さず、阿順の言をいふ者ぞ多き、然れども昔より言の路開けたる代は少く、塞れる代の多ければ、まづは正直の言をいふ者は時世に遇はずして身を立る事かたく、世に廢らるゝ人の多きがゆへに、これを用れば則行ひ、これを廢れば則藏すとこそ聖人もの給ふなれ、しかるに今や千歲の一遇にてかゝる盛なる御代に生れあひぬれば、何ぞは九牛の一毛も世の中の助になるべき事をもいはまほしくは思へども、本より予が如き不才無智の者は更にいふべき言もなく、且其位に在ざれば其政を謀らず、又君子は思ふ事其位を出ずと聖人の誡め置れしにも畏るれば、賤き身を以て國家の政務の事なんど、彼是さし出たることを述て書に著す者なんどあるは、予曾て惡ましき事にのみ思へるなり、されども博く古への聖賢の道を

學びし者は、いかなる事にても天地の間に其道理の分たぬといふことゝてなき物なれば、後の世の狀につけても古への聖賢の道に推當て、心中に思ひ慮るべき事なきにしもあらざれば、もし問人もあらば其問に應じて答ふべきは、敢て聖人の禁じ給ふ事にもあらず、たゞ無稽の言は聞くことなかれ、不詢の謀は用ゆることなかれとは聖經の誡なれば、ひたすら聖賢の敎を規矩とし、其規矩に合ざる臆說をばいふまじき也、又齊の晏嬰、晉の叔向なんどは何れも名高き賢人なれども、各其國の政事のたがへる事を歎きて、貳人相逢て其心中を盡して語りあひし如く、同志の人どち其思慮を盡して語りあふは、本より學問切磋の道なれば、予が如き者も事につけ時に臨みてその考ある事をば、たま〳〵同志の人どち語りあへる事のなきにしもあらず、それが中に近き比語りあへるは、尙書にこれより其後に立る王生るれば卽逸す、生るれば卽逸して稼穡の艱難を知ず、小人の勞を聞ず、これ耽樂これ從ふといひ、又世祿の家は能禮に依ること少く、蕩を以て德を凌ぎ、實に天道に悖り、敝化奢麗萬世流を同くすとありて、古今和漢ともに太平の永く續ける時には、次第に世の中安逸に慣て、貴賤上下の禮義もわかず、放蕩浮華の風を以て孝悌忠信の德を凌ぎ犯し、實に天道に悖り逆ひて風俗皆奢侈に成行ものなれば、又其時に當りては世上の奢侈浮華を矯なほすべき儉約質素の政事をこそすべきなれ、むかし夏の代の政事に鬼神を遠ざけ人事を近づけ、祿賞を先にし威罰を後にして治りしに、其末に至りては世上の人たゞ驕傲野鄙の風俗に成行て亂れければ、殷の代になりて其夏の世の敝をためなほさん爲に、鬼神を

先にし人事を後にし、罰を先にし賞を後にして治りぬ、しかるに又其末に至りて、世々の人たゞ放蕩になり、たがひに凌ぎ爭ひ、恥を知らざる風俗になり行て亂れければ、周の代になりて又其殷の世の敝を矯なほさん爲に、禮義を尊み鬼神を遠ざけ、賞罰の差をわけて能治りしも、又其周の代も末に至りては、世上の風俗たゞ巧利にのみ成行て衰へぬ、此前代の敝をためなほす事は、唯夏殷周などゝ一天下の變革する時のみにはあるべからず、凡人君の世々に亦其敝あるべきなれば、又その世の新まる毎に其心得あるべきならん、然れば奢侈華麗の風俗を矯なほすには、儉約質素の政事を專らすべき事にはあれど、又その儉約質素の敝あるべきものなれば、此所に於て學者の思慮を廻らすべき事なりとて、同志の人どち語りあへることを左に記すとて、彼の洪範九疇といへる事のありとしも聞ば、竊にその數にかたどりて、是を九章に分てしるすといふ

儉約第一

凡世の中の人情は兎角に新奇の珍き事を好み、尋常の古るめかしきことをば厭ふものなれども、何事も珍き新奇のことは見どころも淺く、聞き所も深き理はなきものにて、古るめかしき尋常の事にこそ見所も淺からず、聞どころもふかき理のあるものなれば、儉約の術とても一きは珍き事をせんとするは、却て費ありて儉約になるべからず、かの靑砥左衛門が心得こそ古への聖賢の道にも契ふべけれ、是も亦ふるめかしき物語にて、世の人の皆知れる事なれども、鑑に成べき事をば幾度も聞て胸にとめ置

くべきことぞかし、鎌倉の比青砥左衞門藤綱といへる人、數箇所の所領を知行して財寶豐なりけれども、其身の衣裳には布より外は服せず、飯の菜には燒鹽干魚一ッより外は食せず、されども世の爲人の益になるべき事には千金をも惜まず、情ふかくしば〳〵困窮の者を惠み救ひし也、此人或時夜に入て出仕しけるに、滑川といへる川を渡るとて、何も燧袋に入て持たる錢を十文取はづして川中に落し入たるを、少しの物なればよしやさてもあれとてこそ行過べかりしを、以の外に周章て僕從もろともに水底を搜り求れども招ひ得ざりしかば、急に近村に人を走らかし、農夫十餘人を傭ひ、續松を燃して搜り索めさせければ、遂に十文の錢を殘らず拾ひ得て藤綱に捧ければ、其勞を報てかの農夫どもに錢一貫文をぞ取らせける、これを聞く人皆難じて、十文の錢ををしみて一貫文を失ふは、小利大損かなといひければ、藤綱眉を顰て、さればこそ御邊たちは愚なる者にて、世の費を知らず、民を惠むの心なき人々なれ、十文の錢は只今急に招ひ得ずは、漸水中に沈みて永く國寶を失ふ也、一貫文の錢はいつまでも人の手に通用して且貧民を賑すなり、もし一貫文にて求め得ずんば、たとへ百千錢といへども我又これに與へて、十文の錢をば失ふまじとこそ思ふなれといへば、皆人々感服しけると也、實に此青砥が心得は古への聖賢の道にも契ひ、且かの鄒の穆公の事に能似たる也、むかし鄒の國に穆公といへる君水鳥を好まれて、庭の池水に鳧雁の類を多く畜ひ置れけるに、有司の人に命ぜらるゝに、鳧雁の餌には粃をすべし、粟米を喙する事なかれとのことなれば、多く粃を蓄へ置て喙せけれども、はや君

の倉に粃盡て、民より米と粃とを取易て喙するがまゝに、民の方にも粃乏しく成ければ、君の方より貳石の米を遣て、民より一石の粃を出す事になりぬれば、有司の人々さても是は費ある事かなとおもひ、よしや水鳥にはたゞ米を喙せてこそと申ければ、穆公のいはるゝには、汝等が知る所にあらず、かの百姓ども炎天に背を曝し寒水に足を漬し、苦勞して耕作するは豈鳥獸の爲にせんや、粟米は人の上食なるを、いかんぞ是を以て鳥の養とすべけん、且汝等は小利を知て大計を知らざる也、周の代の諺に、囊貯中に漏るといふことありて、囊物を箱などの内に貯へ置くに、其囊の物もし漏こぼれても外へ散るはあらず、其まゝ箱の内にあるが如く、我倉の米を二石づゝ取て粃一石と易るとも、其二石の米費るにはあらず、そのまゝ國中の民にありて、鳧鴈は鄒の國の粃を喰て、鄒の國の米をば喰ず、米は我倉にあるも民にあるも同じ事なりと云ければ、鄒の國中の民これを聞て、皆其私の蓄と君の蓄と一體たる事を知りて有難がりしと也、是則青砥左衛門が意と能合し事にて、儉約の術はこの心得こそ肝要なれ、凡儉約簡略といふは、滑川へ錢を落しおき、水鳥に米を喙するが如き事の無き樣に、金銀を銷鑠して無益の器物などの飾にするは實の費といふべく、金銀を金銀にて有益の事に用ひて人民の潤になすべきは、敢て費とはいふべからず、すべて何事にても無益の費を省て、財寶の蓄をなすは我が爲にはあらず、天下國家の主となりては、其下に屬する人民を饑寒に惱せざる樣に撫育すべき職分なれば、饑饉災亂を救ふべきために、三年より九年に至るまでの蓄を積むべきは先王の制にあれ

ども、然れども又聖人の語に、貨は其地に棄るゝを惡む、必己に藏めずとありて、金銀は世の中の通寶なるを、庶民の困窮をも恤ず、人倫の禮義をも缺て、唯いたづらに朽腐るまで蓄置くは、これ又地に棄るゝも同じ事にて、聖人の惡み給ふ事なれば、かの靑砥にも恥べき也、たとへば今まで金銀の器なるを、銅鐵にても事すむべきならば銅鐵になすべく、紗綾綸子の衣裳も、絹紬にて濟べきならば絹紬にすべきなれども、衣服器物は貴賤上下の分を表し、禮義の行はるゝ物なれば、其分を混雜し禮義を亂りて、猥に銅鐵の器絹紬の衣裳にすべきにはあらず、舜典に簡にして傲なかれといひ、皐陶謨に簡にして廉とありて、簡略儉約は尤宜き事なれども、其心得あしき時は人に對して禮義を失ひ、傲慢なることのあるものなれば、其祿位相應の禮義をば廉隅をたてゝ行ひ、吝嗇にならざることを誡むる也、此故に上として下の衣服を服するを偪下といひ、下として上の衣服を着するを僣上といひ、僣上偪下は亂の本なりと古人の言にも見ゆる也、齊の晏平仲は至て儉約なる人にて、其先祖を祭るに少しの肉の器にも充ざるを供へ、出仕するに洗濯したる衣冠を着し、一ツの裘を三十年服せしを、孔子是を評せられて賢大夫なれども、其下に居る者の難澁也との給へり、此を以て詩經にも儉約すぎて吝嗇なることを誹るの詩も多くしるせる也、又周書に位は期せずして驕、祿は期せずして侈、恭儉これ德にして、汝の僞を載（オコナ）ふことなかれとありて、世々の位祿ある人は幼少より其人々の尊崇して、何事も自由なるがまゝに其心に驕り侈んとは思はねども、おのづから人に驕り物に侈の出來るものなれば、

心を附て人を恭敬し、物を儉約にするを實に身の德とすべく、その內心には得ずして外貌にのみ恭儉らしく僞りこしらへたる事をばすまじきと也、是に依て孟子も恭儉豈聲音美貌を以て爲べけんやといへり、夏の禹王の其朝夕の飮食には菲き物を食せられて、父祖の祭には厚き供養を致され、平生の衣服をば惡くせられて、禮服には美しきを着せられ、其住居せらるゝ宮室をば卑く作られて、田畑水道の事には財用を盡して築作せられしを、舜帝もこれ汝家に儉に、よく國につとめ、自ら滿假せず、これ汝の賢と稱せられ、孔子も禹は我間然する事なしとの給ふ也、しかるに世の中の儉約質素らしき事を僞りこしらへる輩は、己が朝夕の膳には膏粱の味あるを食し、父祖の祭には野菜の味なきを供へ、其平生は妻子などにも美しく細なる衣裳を着せ、己が出仕する時の禮服には態と醜しき麁き物を着し、其住居をば財を費して美麗に作りなして、民の爲に成べき田畑水道の築作をば忽せにして財用を少くするを務とし、庶民の困窮をも恤ず、人倫の禮義をも缺て、いたづらに儉約質素の風を僞りこしらへたることは、聖賢の皆惡み誡められし事なれば、儉約質素の政事をすべきには、其人々の內心と外貌とを考へ合せ、すべて僞りこしらへたることの無き樣にたゞ無益の費をはぶき、上を損じて下に益するは上下の益になり、下を損じて上に益するは上下の損になるべき所を、周易の損益の卦の道理を以て能々考へて、かの一貫文の錢を我に損しても、十文の錢を世の益とし、二石の米を民にあたへても、水鳥には粃を喙すべき心得を以て儉約質素をつとめば、おのづから國も富み民も豐に成べき也

和同第二

扨其儉約質素の政事の實に行はるゝと、行はれざるとは、上下の心和同すると、和同せざるとにありて、何ほど上たる人より號令を下されても、末々の人の心に和同せざる事は永く行はれず、却て十文の錢を惜みて一貫文を水中に沈る樣なる事あるもの也、此故に聖人の敎にも速ならんと欲することなかれ、小利を見ることなかれ、速ならんと欲れば則達せず、小利を見れば則大事成ずとあれば、世俗の諺にいへる一文をしみの百損といふ理のあるものにて、裁に奴婢一兩人召遣ふ小身の者にても、其主人たるもの儉約をつとめて無益の費用を省き、家內の者を饑寒に惱ませざる樣に其備をせんとするは仁の道なれども、されども餘りに朝夕世話やきて細なる簡略をせんとしても、愚なる奴婢の心に尤なりと思はねば、却て儉約の儉約にならざる事あるべき也、譬へば每朝一束の薪にて、茶を煎て飯を炊き汁を烹ることの足るべきを、奴婢の心にまで和同して主人の儉約を尤の事とだに思へば、一束の薪の內をも燎殘さんともすべき也、又其心和同せずして主人の簡略をうるさき事に思へば、いまいましき事ぞとて、一束にて濟べき薪を一束半も燒すつる樣に成もの也、ましてや大なる國家の政事をするに、饑饉災亂の備をなして人民を救はんために、儉約質素を務めらるゝは深き仁の道にはあれど、あまりに煩はしく瑣細なる政道ある時は、其下に居る人民までたゞうるさき事にのみ思ひ其心和同せず、暫上たるの權威を畏るゝのみにて、尤の事とだに思はねば、目に見へざる費用の多く出來て、儉約の

儉約にならざる事ぞあるべき也、大國を治るには小鮮を煮るが如しと老子の云れしもさるべき理にて、小さなる魚を煮るにはたゞ汁の鹽梅を能し、そろりと其中へ入て熟るを待べきに、はやにゑしやにゑざるやとしば〱箸にて搖す時は、必其肉やぶれ碎て膳にそなへがたきが如く、人民を治るにはあらかじめ鹽梅よき法度を制て、其の法度に馴るを待べきに、年ごと月毎に煩はしき政令ある時は、却て人民の風俗僻みて其心和同せざる也、むかし周の武王の殷の紂を征伐せらるゝ時の言に、紂には億萬の臣あれども是億萬の心也、我は三千の臣なれどもこれ一心なりとの給ひて、何程大勢にても、其心和同せざれば頼むにたらずして、紂王は天下を失ひ、三千の臣にても、其心和同して力を共にしければ、武王は天下を得られし也、楠正成が五六百騎の微勢を以て千早赤坂に籠りて、數萬の關東勢をふせぎ得しも、士卒の心を能和同するに因り、武田勝頼・浮田秀家なんどの大國を有つ身にて、一日の內に滅亡せしも其和同を失ひしに依て也、凡兵戰の道も三軍力を同くし、上下心を一にするを以て勝敗の肝要とする事にて、太平の世の政事とても、上下の心を和同すること專一の務なれ、荀卿のいひし如く、古への王良造父などゝいへる人は天下に雙なき馬の上手なれども、和せざる馬を以て遠路を致す事能はず、殷の湯王周の武王などは古今の明君にておはせしなれども、親附せざる士民を以て太平を致さるゝ事能はず、孔子の敎にもよく馬を御する者は、銜(クツワ)勒を正くし轡策(タヅナムチ)を齊へ、馬の力を均くし馬の心を和す、故に口に聲を揚ずして馬應じ、轡策を擧ずして千里の道をも極む、能民を治る者は其

德法を一すぢにし、其百官を正くし、以て民の力を齊くし民の心を和安す、故に號令を再とせずして民これに順從し、刑罰を用ゆるに及ばずして天下治るとの給へり、又顏子の論ぜし如く、馬の心を和せずして馬の力を盡さんとする時は、其馬かならず奔逸するが如く、人民の心を和同せずして人民の力を極めんとする時は、その民必怨み叛く事あり、故に聖明の君は民の力を極むる事をし給はず、馬の上手は馬の力を盡すことをせざる也、されども下としては上の權威を畏るゝ事甚しきものなれば、たとへ其心中には怨めしく思ふことありとても、上より號令を下さるゝ毎に、まづは暫かしこまりて其政道に從ふべけれども、其心中に怨の積る時は終に事の敗と成事、古より其ためし少からず、然れどもその人民の心に怨むべき事を怨むまじといふことは、是は上たるの權威にてもとめがたき事にして、譬へば人の子たる者我愛する妻妾あらんに、父母の氣に入ずしてその妻を離別すべし、其妾を暇とらせよと父母より急度命ぜらるゝ時は、子たるものいなみがたく、其命に隨ひて其妻妾をば離別すべきなれども、又其父母より汝此命を恨ることなかれ、其妻妾を戀ふ事なかれと命ずるとも、其子の心に父母の此命を恨み、其妻妾をしたふ心はやむまじきことなるべし、君長より下に命令せらるゝ事も此理にて、人民の好み欲する利得の事あらんに、其利得のことを禁止せらるゝ時は、其命令に背きなば、罪に逢ん事を畏れて暫其政令に從ふべけれども、心中に其命令を怨み、其利得を慕ふことはやむべき事とは思はれず、夏書に民はこれ邦の本、本固ければ國寧し、予天下の愚夫愚婦を視るに、一によく

予に勝ん、一人三失あれば怨豈明にあらんや、見へざるにこれ圖るとあるは夏の禹王の遺訓にて、譬へば大なる家を造るに基趾を堅く築ずして、材木のみ多く搆へては、地震大風なんどに逢ふ時ははやくゆがみまがりて、終に傾き顚るべきが如く、民百姓は國家の基趾なれば、愚夫愚婦の賤き者といへども皆是國家の本となる也、されば其愚夫愚婦までも怨る心なく、和同して其本固ければ、おのづから國の勢寧かるべく、もし其本と成愚夫愚婦迄も怨むる心ありて和同せざれば、本は末を引き倒すべき道理にして、おのづから國家の形危く成べき也、然るに其民の怨はあからさまに發するものにはあらず、まづは其君長の威勢に畏れて、利得を失ふ政道にても、しばらくは從ふものなれども、一度二度三度にも及びて、民の情を失ひし政令ある時は、日頃包み居し怨を發し、騷動の事起るに至りては、中々に君長の威勢にても取靜むる事の難きものなれば、朽たる索にて馬を馭するが如くに、民の心の反き離れんことを畏るゝといへり、孔子も是を通達の屬皆同じ人也、道を以てこれを導けば我畜なり、道を以て之を導かざれば我讎なり、是をいかんぞ畏るゝこと無らんやとの給ひ、泰誓にも我を撫すれば則君なり、我を虐すれば則讐なりといへり、然れば其民の怨の表に見へざる内に、はやく思慮を廻らして民の心を和同さすべき也、多くは其威勢におそれて、民の堪忍して居る所を上下和同したりと思ひて、いよ〳〵せちなる政令を下して後の思慮をめぐらさゞるは、かの漢の賈誼が譬へし火を包みて積る薪の下に置て其上に寢し居て、火のいまだ燃ざるまゝに安しと思ふが如く也、此故に儉約質

素の政道の行はれんことを欲せば、まづ人民の心を和同さすることぞ肝要の務なるべけれ

人情第三

扨て其士民の心を和同するは、人情に通ずると通ぜざるとにありて、上たる人よく人情に通じて政をなせば天下の人も和同し、人情に通ぜずして治むれば一家の人も和同せざる也、孔子の語に凡聖人の能天下を以て一家の如くにし、國中の人を一人の如くにするものは、我意を以てするにはあらず、必其情を知り其義に從ひ、その利に明かに其患に達し、然して後に能これをするとあり、又君子民に臨みて治るに、民の性を知て諸民の情に達せずんばあるべからずといへり、されば儉約質素の政事も、まづ能其士民の情に順て其心に和同せば自ら行はるべく、其情に逆ふてその心に和同せずんば敢て行はるべからず、しかるに其人情といへるは利得を好み損害を惡み、榮華を慕ひ恥辱を避け、富貴を願ひ貧賤を厭ひ、賢智を尊み邪佞を卑め、安逸に就き勞苦を逃るは、是古今の人情の同じき所也、然れば人民の心を和同せんとおもはゞ、よく〳〵此人情を察して、人民の好む所惡む所に敢て逆ふべからず、管仲の書にも政の興る所は民心に順ふにあり、政の廢るゝ所は民心に逆ふにありといひ、大學にもいへる如く、民の好む所を惡み、民の惡む所を好むは、これ民の性に拂りて禍必その身に及ぶ事あり、然りといへども天下國家を治るに、其士民の欲するがまゝに、其好む所を施し其惡む所を捨べきにはあらず、唯其情を恕ると恕らざるとにありて、喩へば小き家の內にても婦人女子の情は、美しき小袖櫛笄の好

みに過ず、男子の情は武藝を好むもあり、學問手跡を好むもあり、或は遊藝を好むもありて一樣ならず、小兒の情は甘き菓子美しき翫弄の物の好みにすぎず、奴婢の情は夜は早く寢ね朝は遲く起き、手足の勞を厭ひ主人の氣のよきを好むに過ず、然るに其主人たる者はひたすら儉約簡略を好み其情をも恕らず、婦人女子には綿布の衣裳のみ着せ、男子共には費用ありとて藝術稽古も思ふまゝにさせず、小兒には煎餅達摩の類をもあたへず、奴婢には勝手向に少しの費もさせまじとて細なる差圖をし、手足を休る暇もなく働せんとするに、主人の權威を以て嚴くいひ付る時は、妻子奴婢ともに敢て逆ふべきにはあらざれども、其心に和同せずして却て怨み惡むことの積りては、そこかしこに大なる損失の出來るもの也、さればとて其妻子奴婢の欲するがまゝにまかせては、儉約簡略の道たゝずして家の備を失ふべし、此所は唯其情に通ずると通ぜざるとにありて、ひたすら主人たるの權威を以て押伏めざる樣に、其情を恕りて有益無益の譯をいひふくめ、婦人女子などには平生の衣裳にはいかなる飽き物を着するとも、正月五節句又は外へ出行する時節には、他の婦女へ對しても餘りに恥かしからざる衣裳を着るべきほどにたしなみ置せ、男子の稽古事なんどは無益の遊藝などをば禁じても、文武の道に有益の事ならば其入用を惜まずあたへ、小兒共には他の小兒を羨みて、鄙げなる心を出さぬほどに食物玩弄の物を撰てあたへ、奴婢をばねもごろに暑さ寒さの恕をし、用なき時には早く休ませ、格別に働きし時節には、鳥目にても褒美を取らせ、然して主人たるの其身には常に行儀正くし、飲食衣服とも

に省略していさゝか費なる事をせず、夙に起き夜に寝ねて世の勤を怠らず、其家業を守りて其家人を撫育するは、我天より命ぜらるゝ所の職分なりとだに心得てあらば、おのづから家内の心和同して、儉約簡略も行届くべし、是天下國家を治る人の其士民の心を和同さするも、此意を推て其考あるべき事ならんか、夫石上には米穀を生ぜず、禿山には麋鹿を遊さず、蔭蔽する所なければ也と文子の書にいへるごとく、餘りに嚴重なる政事の下には人民居るに安んぜず、又至て淸らかなる水には魚すまず、至て察なる政には民安んぜずと孔子の語にもありて、ひたすら明察の政事ばかりにて、夫々の人情をも恕らずして、唯君長の威權のみにて抑伏ては、必人民安んぜずして其下に居るに堪へざる也、是を弓に譬ふるに常に張てのみ置く時は弓の力を失ひ、常に弛ておく時は弓の形を失ふ、此故に周の文王武王の政事には、一度は張り一度は弛る事ぞと孔子の言にあれば、たゞ張弓の如き政事をばすまじき也、故に周書に勢に依て威をなすことなく、法に依て以て削ることなかれといへり、然ればとて其士民の欲するがまゝに施捨する事にはあらず、たゞ人情の常を恕りて政事の施設をし、おのづから士民の人和同して、上下ともに豐に成べき事は、古への聖賢の政法を學びし上に、其職位に在る人の時に臨みて其勘考こそあるべきなれ、されども昔より生れながら富貴の位にある人は、多くは人情の恕なきものにして、齊の景公の三日つゞきて雪のふれる時に、狐白の裘の溫なるを着られて、かほどに雪の降るに寒からぬは怪き事と云れしに、晏子に諭されて初て人の寒さを知られ、衞の靈公の極寒の

時に人夫を興して池水を穿れしに、宛春といへる臣に諫られて、初て我身の暖なるまゝに人民の凍る怨なき事を知られ、魯の哀公の孔子に問るゝに、寡人深宮の内に生れ婦人の手に成長して、いまだ世の中の哀もしらず、憂を知らず、勞もしらず、懼も知ず、危もしらざれば、敎の道を行ふこともなるまじといはれしに、孔子其君の身に取て一々皆怨あるべき事を斥て誨れし如く、後の世とても生れながら祿位に安んずる人は、かゝる人情の怨なき事多かるべく、かの北條氏政が農人の畑より麥を刈て背負て歸るを見て、予麥飯を欲す、かの麥を取て今夕麥飯を炊て喰せよといはれし如く、今日刈し麥の今夕飯になるべきものと思ふ樣なる愚なることもある也、尤賢明の人はつとめて人民の勞苦安逸の分ちをも察せらるれども、然れども其身本より位祿に安んじ居て、自ら卑賤の苦勞艱難をも渡らざれば、其人民の業を察せらるゝに、諺にいへる疊の上の水練に似たる事多くして、庶民の情に當らざる事もある也、すべて商人は商人の情ありて、賣買利潤の事に於ては士君子よりも賢く、農人は農人の情ありて、耕稼生植の事に於ては亦士君子より賢きものなれば、其君長より弘く諸士の爲にも、百姓の爲にもとおぼして、耕稼賣買の事まで微細なる世話ありても、其人民の情に契はざる事ありて、得失利害の間におゐて、上下の望相違する時は、常に世の中穩ならず、人民の心和同せざる也、周書に民情大に見るべきも小人は保んじがたし、往て汝の心を盡せとありて、民の好惡の情はあらまし見えべきものなれども、其好む所に順ふべきにもあらず、又其惡む所に逆ふべきにもあらず、能其情に契へて是を

保んずることのきはめて難きものなれば、ひたすら其君長たる人の誠の心を盡して恕を能し、我身を抓りて人の痛さを知れといへる諺を忘れまじき也

公私第四

扨其人民の情に契ふと契はざるとは、公と私との間にありて、政を執る人は何事も公にする時は人民の情にかなひ、私ある時は其情に契はざる也、周書に公を以て私を滅せば、民それ允に懐くとありて、凡天下國家を治るにはいさゝかも私の心を用ひず、親疎・貴賤の隔をせず、最負・偏頗のなき様に善を善とし、惡を惡とし、公の道を以て截斷すれば、自ら人情に契ふべき也、然れども人の情として君子賢人といはるゝ者にも、私の無きといふ事はあらざれども、君子賢人は其公の道を以て私の心を抑へて滅さんとするのみ、むかし漢の第五倫といへるは、少しも私なき人なりしに、或人是に向て御邊にも私ありやといへば、第五倫答て曰く、昔人我に千里の馬を贈りし者あり、我其馬をば受ざれども、其後三公の官にて人を選み擧る事ある毎に、我心にかの馬を贈りし人を思ひ出して忘る事能はず、然れども終に其人をば用ひざりし、又我兄の子の病しける時に、我一夜に十度まで往て樣體を問しかども、退ては安く寢しが、我子の病しける時には、我しば／＼樣體をも見ざりしかども、終夜安くは眠られざりし、此の如きは私なしとは謂べからずといひしと也、人情本よりさあるべきものなれば、我に親き人をば親み、我に疎き人をば疎み、富貴の人には近づき、貧賤の人には遠ざかるは凡の

人の心にして、大學に好して其惡を知り、惡みて其美を知る者は天下に鮮しといへる如く、我親み好する所の人には、惡行ありても是を惡むことを知らず、我惡む所の人には、美事ありても是を好することを知らざるは凡人の心なれども、天下國家を治る人はかゝる私の隔ありては、人民の情に契ふまじき也、むかし楚國の文王の臣に筦饒といへるは忠義の人にて、申侯伯といへるは佞諛の人なりしに文王病ありし時其大夫に告て曰く、筦饒は我を犯すに義を以てし、我を正すに禮を以てすれば、我此者と共に居ては安んせず、見ずといへども思ひもせず、然れども我身に德を得たる事多し、必是に爵祿をあたへよ、申侯伯は我欲する所の事は我に勸て是をなさしめ、我樂む所の事は我に先だちてこれを行へば、我この者と共に居れば安んじ、見ざれば思ふなり、然れども我身に道を失ふ事多し、必是を追放すべしと也、大夫これを許諾して、即筦饒を進めて爵位をあたへ、申侯伯を退けて追放しける、此楚王の如きは實に好して其惡を知り、惡みて其美を知る人にして、公を以て私を滅すといふべき也、又君子は己に同くしても與せず、己に異にしても非とせずとは孔子の敎にも見ゆれど、然れども我を譽るを聞ば則悅び、家を毀るをきけば則戚へ、己に同じき者を喜び、己に異なる者を怒るは、これ人の大情也と尹文子がいへる如く、己に同くして己が行事を譽るものをば惡しとは思はれず、己に異にして己が行事を非る者をば嬉しくは思はれざるは、君子賢人といへども免れがたき人情なり、しかるに下として上たる人の悅に逢へば身に福を得べく、其怒にあへば身に禍を得べきに、しゐて上たる人に異に

して、其怒に逢ふ事は好むまじきことなれば、兎も角もして上たる人の悦に逢ん事を賴むは下たる者の常なれば、其時世々々に隨ひて、上たる人奢侈驕傲を好めば、いよ〳〵美麗浮華の物を以て其悦に逢んことをたくみ、上たる人儉約質素を好めば、又省略減損の事を以て其悦に逢んことを考へ、唯おのれ〳〵が立身出世を願ひて、善につけ惡につけ阿順の行ひをし、人民の困窮をも恤ず、苛察の事をなして庶民を擾亂するものゝあるは、歷史の傳にも多く見ゆる也、かゝる阿順の輩多くある時は、其君長の仁愛の意も下々に通ぜず、庶民の窮苦の情も上に達せず、上下の路壅り蔽れて、終に國家の衰微と成なり、されば其上たる人己に同くする者のみ用ひて、己に異にする者を捨るは本より共私にして、その命令する所の事も必偏頗の沙汰になりて、人民の情に契はざることのあるものなれば、一向に其私の心を抑へて、親疎貴賤の隔なく、徧く人民の情を恕りて、何事も公を以て截斷すべき也、此公と私とは小身の者の家內を治るにも其心得あるべき事にて、妻子は主人に親くして愛すべく、奴婢は主人に疎くして賤むべきは是人情の常にはあれど、然りとて妻子の云ふことは非なる事ありても擧て用ひ、奴婢の云ふ事は是なることありても捨て用ひざるは、これ主人の私にして家の益に成ず、是なる事ならば奴婢の言にても擧て用ひ、非なる事ならば妻子の言にても捨て用ひず、たゞ主人の愛憎の私を忍びて、妻子奴婢の隔なく公の是非を慮らば、おのづから家の益と成べき也、周易の同人の卦の初九の爻辭に、人に同くす、門に於てす、咎なしとは我家の親族に偏頗する事なく、門を出て廣く世の人と

同くするの公なるを以て過咎なきをいひ、六二の爻辭に人に同くす、宗に於てす、吝とは己が親族の者にのみ偏頗する所ありて、人に同くするの私なるを以て歉吝の道なりといふ也、然れば弘く人民の情をも斟酌せずして、我が私する所の人とのみ事を謀るは、必國家の不足になりて吝なる道なり、むかし鄭の國にて鄕校の書生ども、執政の人の善否を評議しければ、然明といへる大夫是を聞て、其學問所を毀んといひければ、子產これを止めて曰く、いかんぞ毀つことをせん、夫人々朝夕鄕校に遊學して執政の善否を評議せば、其善とする所の事は我これを行ひ、其惡とする所の事は我是を改めばこれよき我等が師なり、これをいかゞして毀つことをせんやといひし、實に公の道はかくこそありたけれ、然るに下民の中にてもし上たるの事を誹議する者なんどあれば、是を咎め罪して威を以て物いはせざる樣にするは、周の厲王なんどの如き暴虐の人のする所にして、賢明の人のする事にはあらず、賢明の人は皆鄭の子產の如く、庶民の中にて如何なる沙汰すとも、其民の沙汰する所を斟酌して、政事の施設をすることそ公の道といふべきなれ、故に孔子の語にも上として民の言を酌ば、則下たるもの上の施す所を天の如くに戴き、上として民の言を酌ざれば、則下より上の命を犯すとの給へり、又洪範に偏なく頗なく王の義に遵へ、好をなすことある事なく王の道に遵へ、惡をなす事あることなく王の路にしたがへとあれば、君長たる人は何事も私の好惡をさりて偏頗なく、專ら先王の道に從ひて公に謀る時は、おのづから人民の情に契ふべきなり

法制第五

扨其公と私との分ちは、其舊典の法制に從ふと從はざるとにありて、何事も法制に從ひて裁斷する時は公になり、法制に從はざる時は私に成なり、周書に古へを學びて官に入り、事を議するに制を以てすれば政則迷はずとありて、いにしへの明君賢臣の天下國家を豐かに治められし其政道の法制を能々學び得て、しかして後仕官の列に入り、其官々に臨みて其政事を評議するに、己々が私意を用ひず、かねて學び得し古への法制を以て公に裁斷する時は、何事に臨みても迷惑する事あらざる也、管仲の書にいひし如く規矩は方圓を正すの器にして、いかなる巧目利手の人にても、目づもり手づもりにては、拙き規矩の方圓を正すにはしかず、故に工匠の巧なる者は能規矩を用ひて其巧をなせども、規矩を捨て方圓を正す事をばせず、聖人はよく法制を以て國を治めらるゝ事にして、法制を廢て治ることはし給はず、故にいかなる明智高行の人にても、古への法制に背きて治んとするは、是規矩を捨て方圓を正すに同じき也、しかるに其古への法制といふとも一途にはあらず、其世々の盛衰によりて、其法制に與す事もあり、廢る事もあるべきは、周書に道に升降あり、政は俗に依て革るとありて、人倫の道に進み升て盛なる時と、退き降て衰たる時とあれば、其道の升降に隨ひ、其時世の風俗に依て、政法は變へ革むべきものなるゆゑに、洪範に正直・剛克・柔克の三德といふ事ありて、世の風俗平康なる時は正直の政を以て治め、世の風俗强くして順はざる時には剛き政を以て治め、燮(ヤハラカ)にして友(シタガ)

ふ時には、柔なる政を以て治ると見へたり、然れども其三徳の政法も皆古への明臣賢君の治められし其道を規矩とし、己が私を以て改むべきにはあらず、むかしの明君の遺訓に見ゆる如く、譬へば疊の寸法は昔より三尺に六尺と定りたるは、何れの座舖にも合て障なきを、小ざかしき人の考に横五尺に縱九尺に作れば、十五疊敷の座舖に六疊しけば事濟て、作るにも事少なにてやすしといはんは、何とやら便利の樣に聞ゆべけれども、唯其十五疊敷一間の考にて、外の間には合はざる也、古への明君賢臣の制しおかれし政法は、何所に用ひても合ふべくして人民の爲にもなるべきを、其古への法に背きて己が智惠を以て便利よき事を作らんとするは、多くは此疊の考に似たる事ありて、其所彼所に合はざる事あるべき也、且人は何事によらず久しく馴し事には、少し不便利なるも安んじて爲やすく思ひ、新しく慣ざる事をば一しほ便利なるも、疑ひて爲がたくおもふ者なれば、其舊を變て新に移す間に財用の損失も少からず、人民の心も騷動すべければ、韓安國が論ぜし如く利の十倍ならざる事は業を易へず、功の百倍ならざることは常を變ぜざるものとあれば、まづは格別の損益にもあづからざる事ならば、舊制のまゝにしてあるべき也、故に魯國にて長府といへる藏を作れる時に、閔子騫が舊貫によらば是をいかん、何ぞ必改め作らんといへるを、孔子もこれをあたりし言ぞとてほめ給ひし也、楠正成元弘年中の功に依て河・攝・泉の三州の大守に封ぜられし時、群臣に命じて曰く、予いやしくも三州の主となりて、國中の人民を撫育するを任とすれば、更に予が自分の益を求むべき事にはあらず、今

より以後有司の者下の益になる事あらば告すべし、上の益は告すべからずと也、其比もし新法を置んと告す者あれば、此の如きは人民の安んずべき事ならんや、將人民の困むべき事ならんや、皆々如何思へるやとて必群臣の思慮を問訪て、敢て專ら自分の意を以て決斷する事あらず、又諸臣に令するに政事はかならずまづ舊法に從ふべし、新法は善といへども、かりそめに舊法を變じて新法を建る時は、下民の心に難澁なる事に思ふもの也、もしやむ事を得ずして新法を置ば、能々其道理を鍛練してしかして後置くべしと也、嘗て新たに一法を出して國中に令して、貧窮の者あらば訴へ出べしといへり、しかして是を訴ふる者あれば、其者の貧になりし由を責問て、もし其分限に過たる奢侈の事に依てのことか、又は法にたがひし遊興なんどに依てのことか、かゝる不心得の事にて貧に至りし者をば、其輕重に隨て夫々に誡め咎めてわづかも扶助する事なく、又不圖したる事にて損失し、或は父母・兄弟・親族の故によりてか、又は其身長き疾病なんどの故に依てか、かゝる去がたき事にて貧に至りし者は、其筋に應じて夫々に金錢米穀をあたへ、各其分にかなへて是に世營の術を誨て、其從來の貧を補ひ助けしと也、是皆感ずべき事にして、此外この楠氏に於ては才德といひ行事といひ、周の代滅て後は和漢ともに此人に雙ぶべき者あるべからず、實に千古の一人にして聖人といへども罅隙をさせる事あるまじとこそ思ふなれ、後世の政事をするに、或は士民の困窮を援ひ助けんにも、其人々の困窮に至りし所由をも訊問ずして、すべて一統の配分なんどにせんは、却て賊に兵を借すが如き事もありて、孔子

のいはゆる恵て費ることぞ多かるべし、然れば其政法を下に敷んには、皆此楠氏の心得に效ひなばおのづから私事なく、人民の和同すべきことならんか、商書に君たるもの辯言を用ひて舊政を亂る事なかれと諭し、周書に典常を以て師となし、利口を以て其官を亂ることなかれと誡め、論語に利口の邦家を覆す者を惡むとありて、兎角に辯舌のよき利口なる者のいふ事は、げにもと聞へて尤に思はるゝものなるゆへ、古より君長たる人かの辯言利口の者に惑はされ、其いへることを用ひて猥に舊政舊法を改め易て人民の怨を招き、終に事の敗となりし其ためし少からず、詩經の變小雅變大雅の内は多くさることを刺りし詩にて、秦漢以下の世々の衰へも多くは此利口辯言の者より事起りし也、又其古へに稽へ合せざる新法は、かならず其君長の私より出て公ならざるを以て、妄に號令を下しても人民の心によく契はざるゆへに、そこかしこに礙(サハリ)出來て、思ふがまゝに行はれざる時は、又しば／＼號令を變へ更むる事なんどあれば、いよ／＼人民の心に疑ひて切ならざることに思へば、農工商賈ともに後や前やに心を廻して、何れたゞ其私の利得を失ふまじき用心をのみすめれば、上下ともにつねに靜なる心もあらざる也、故に周書に爾の出す令を愼み、令出さばこれ行ひこれ反さざれとありて、君長たる人私の心を抑て、公の道を以て人民の心を和同させんと思はゞ、專ら古へに稽へてまづ能法制を定め置き、其令する所を愼みて、一度令を下せし事をば、また是を反し戻さゞる様にして人民の心を迷はさず、一すぢに其法制に從はしむべき事ぞかし

賞罰第六

扨其人民の法制に從ふと從はざるとは賞罰にありて、賞罰其道に當ればよく法制にしたがひ、賞罰其理に當らざれば法制に從はざるものあるなり、しかるに其賞罰といふは、賞は人を善に勸るもの、罰は人の惡を懲すのものなるは古今の常法なれども、然れども其道理に當らざる事ある時は、賞しても善に勸まず、罰しても惡に懲ざる也、虞書に過を宥て大にすることなく、故を刑して小にすることなく、罪の疑はしきはこれ輕くし、功の疑はしきはこれ重くすとあり、又康誥に此意を委しく戒めていへるは、人に小罪ありとも過にあらず、則是自ら不典をなすに終を遂る心にてせし事ならば、其罪は小なりとも殺さゞるべからず、又大罪ありとも終をとぐる心にあらず、過てせし事ならば其道理を盡して其罪の由を極めば、是則殺すに及ぶべからずとありて、しばらく火事にていはんに、人の家の軒端を少し燒とも、盜なんどせん爲にやかんとおもひて附し火なれば、其火を附し者を重き火あぶりの罪に行ひ、又たとへあまたの人の家を燒とも、あやまちて出せしか、又は人情のせまりし事なんどありての火なれば、其火を出せし人をば其所由を諒して宥免すべきが如く、いかなる罪咎にても皆此心得を以て、或は父子・君臣・兄弟・夫婦の情の直きより出て、過てなせし罪ならば是を宥し、其人倫の情の枉れるより出て、態となせし罪ならば赦すべからず、すべて獄訟を裁斷する人は此權(ハカラ)ひこそあるべきなれ、又其惡事を罪するにも、罪の輕重疑はしき時は、たとへば流罪に行はんかと思はんをば追放に

し、追放かと思はんは所拂なんどにし、其善事を賞するには、賞の輕重疑はしき時は、たとへば白銀拾枚取らせんかと思はんは貳拾枚とらせ、貳拾枚と思はんは三拾枚取すべきをいふ事にて、すべて賞罰は其人情と其作し事とを考へ合せて行ふべきことにして、其心得は周書の呂刑の篇に委しくあるを見て知るべき也、又孔子の敎にも五刑を制するには、必天倫に即て父子の情に原き君臣の義を立て以てこれを權り、思惟して輕重の序を論じ、愼で淺深の量を測りて以て是を別ち、罪に附るには輕きに從ひ、罪を赦するは重きに從ひ、疑しき獄をば汎く衆人と共に評議し、衆人みな疑ふをばこれを赦すとの給へり、楠正成の所領せし河内の平岡郡といへる所に馬を攘みし者ありしを、吏人執へて來りければ、楠氏其近隣の民を召て其馬を攘みし由を問はるゝに、近隣の民の皆いへるは、此者一人の老母ありて年頃孝養を盡せしに、頃日かの老母病に臥しゆへ、醫師に療治を請ければ、醫師のいへるに、米貳石を贈りなば療治せんとの事なるゆへ、米を贈らん約諾して藥を服せしめつるに、少し瘳かゝりたる頃かの醫師より約諾の米を債けれども、此男本より甚貧なる者にて、直に貳石の米を償はんに困り居たるに、醫師また藥を與へざれば、母の病の癒ざることを歎き、其親き友にいかゞせんと謀りければ、其友一石の米を助けしゆゑ、まづ其一石を醫師に遣りけれども、醫師はなほ貳石を贈らざれば、約諾に違ふといひて藥をあたへざるにより、此男甚迷惑して母の病の瘳ざることを悲しみ心も暗くなりて、止事を得ずして近村に忍び行て、馬一疋を攘得て是を平野の市に引行て米三石に賣かへて其一

石を醫師につくのひ一石を友に返し一石をば母の養ひにしたりけるに、かの盗れし馬の主その馬を外にて見つけて尋ねければ、盗みし男も知れしゆへ、これを訴へしまゝに捕へられたりといへり、楠氏郎かの醫師を召て責問けるに其言のごとし、楠氏又其隣民に謂ていはく、馬を盗むの罪は本より宥すべからず、然れども我既に國中の賦稅の十分の二を免したれば民みな足るべきに、此者のかくまで貧になりしは何故ぞやといへれば、隣民皆答ふるに、此者本より田畑も少なければ、魚鹽なんど賣て母を養ひしに、去年足に腫物の痛ありて、七八ヶ月も休み居たりしゆへ、いよ〳〵貧に成し也といへば、楠氏則これを截判して、先づ馬の主にいへるは、汝は既に馬を得たれば足ぬべし、盗をば予に授くべし、然れども馬をぬすまれし間の損あるべければ、我汝に米貳石をあたへて其損を償ふべし、又馬を買し者には米三石をあたへて其價の損をつくのひやり、又かの醫師を責て曰く、夫醫は仁の術なれば、もしかゝる貧民の病を見ば、謝禮なしといへども其藥をあたふべき道ならん、しかるに汝が不仁の甚しきを以てかの孝心の民をして馬を攘ましめし也、汝が如き者は實に國の賊なりとて、河・攝・泉三州の外へ追放せしめ、又馬を攘める者を吏人に附て曰く、馬をぬすめる罪は罰せずんばあるべからず、彼が家財を沒收して其郡を逐拂ふべし、されども又其母に孝行なるは賞せずんばあるべからず、かの者を新田の地に移して一夫の田宅を是にあたふべしとて、更に米十石を與へて曰く、汝ます〳〵孝養を盡すべしと也、然して後其平岡の代官宇作美五郎に謂て曰く、我今馬を盗むの訟を聽て汝が政事に

怠ることを知れり、夫宰は庶民を撫育するを職とすれば、民をして饑寒の色なく、非道の事なからしむべきもの也、しかるに今かゝる孝行の民あるに、其不足を助くる事をもせず、又かゝる不仁の醫あるに其非道を懲す事をもせずして、此民をして馬をぬすむに至らしむるは、則汝が政事に怠るの罪ならずや、民の罪あるは即汝の罪なり、汝の罪は即正成の罪なり、今汝が政事に怠るを以て此正成に罪を負はしむる也、前には我汝が政事に怠らざる者なるを知るゆへに、汝を代官とせしめつるに、今にしておこたるものは是汝驕慢の心を生ぜしものならんかと謂れければ、五郎恥入て數日の間出仕せざりしと也、此楠氏の仁政こそ實に感淚を流すべき事にして、聖人といへども間然せらるゝ事あるまじとこそ思ふなれ、此の如く仁心を以て賞罰せば、などかは賞罰の當らざる事やあらん、賞罰當らざることなければ、おのづから人民法則に背くべからず、孔子の言に賞僭(タガ)ふことなかれ、刑濫ることなかれ、賞僭へば淫人に及んことを恐る、刑濫れば善人に及んことを恐る、もし不幸にして過つとも、むしろ賞は僭ひても刑を濫る事なかれ、其善人を刑せんより淫人を審すにしかずとありて、古へより聖賢の心は善を賞するには强く、不善を罰するには弱きものなる故に、孔子の一善を見給へば其百非を忘れ給ふといふ如く、舊惡を思はず、舊罪を錄さゞるは聖賢の同じき心也、しかるに後世は多く人の不善を罰するは嚴重にして、人の善を賞するをば輕忽にし、又其人の善をば捨て、其不善を探り求め、其實情をも察せずして、其行事に就てかりそめに截斷する時は、たま〳〵賞罰の當らざる事なん

どもあるべきならんか

好惡第七

扨其賞罰の當ると當らざるとは、君長たる人の好惡の正しきと正しからざるとにありて、好むべき事と惡むべき事との分ち正しければ、おのづから賞罰あたり、其分ち正しからざれば、自ら賞罰當らざる事あるべき也、いかにとなれば周書に上の命ずる所に違ふて其好む所に從ふといひ、大學に其令する所其好む所に反すれば民從はずとありて、たとへば上たる人の自分には文武の道をば好まずして遊藝を好みながら、下たる者には遊藝を禁じて、唯文武の道のみ勵むべきよし命令すとも、下としては上の好める事を好み、上の惡める事を惡めば、おのづから世の交も親く、上の惡めることを好み、上の好める事を惡めば、おのづから世の交も疎くなるまゝに、即其命令せらるゝ所には從はずして、文武の道をば怠りても遊藝を習ふべき事とこそ成べきなれ、むかし越王勾踐は勇强の者を好まれければ、國中の人死する事を輕んじ、楚の靈王は腰の細き者を好まれければ、國中の民瘦んことを欲して餓るもの多かりしと也、是死すると餓るとは人の尤惡む事なれども、其の君の好みによりては、人民なほその惡む事をだにつとめてするものなれば、況や敢て身の痛にもならぬ事なるは、いよ〳〵上の好める所に從ふべきものにして、齊の桓公好みて紫の衣服を着られければ、國中紫色のみ流行して他の色をば需ざりしと也、故に上たる人の好む所は則其人民の風俗となるものにて、周書に爾は是風、

下民はこれ艸といひ、孔子も君子の德は風、小人の德は草にて、草に風を尙れば必偃すとの給ひ、詩經の十五國風の正風も變風も、皆其上の好む所の下に移りて、其國々の風俗となれる事見るべき也、唐の高宗といへる君胡人の鞠を撃の戯を能すと聞れて、嘗て一度是を觀られければ、はやもろ〳〵鞠を撃ものゝ多かりければ、高宗これを知られて、是朕があつくこれを好むと思へるならん、帝王のするところ容易ならずとて其鞠を焚捨てられしとなり、何事も皆此の如く上たる人の好める所、はやくも下に流行するものにして、孔子の語に上この物を好めば、下必これより甚しきものあり、故に上の好惡する所は愼まざるべからず、是民の表なりとの給へり、譬へば人の家にて親たるもの酒を好めば、其子もおのづから酒は飮べき物と思ひ、主人たる者雷嫌ひなれば、家内の者もおのづから雷はおそろしき物ぞとおもふべきを、其親より子に戒めて、我は吞ども汝は酒を飮事なかれといひ、主人より家內の者に命じて、我は嫌ひなれども汝等かみなりを畏るゝ事なかれといふとも、是其令する所その好む所に違ふて行はれまじき理にて、上として諂諛の人を好めば、下はいよ〳〵阿順の風になり、上として忠信の人を好めば、下もつとめて正直の風になるべきを、かの君長たる人より下には諂諛阿順の事を行はざる樣にと命しながら、其身には己が心に順ひて阿り諛ふことをいふ者を好みてこれを近づけ、又下には忠信正直の風の行はるゝ樣にと命じながら、其身には己に逆ひて忠に正しき事をいふ者を惡みてこれを遠ざけ、しかして下の諂諛の事を罰し、忠信の事を賞せんとしても、是かならず其身の好

惡正しからざるゆへに、賞罰當らざる事あるべき也、孝經にこれにしめすに好惡を以てして民禁を知るとありて、君長たる人はつとめて己が心に逆ふても忠正のことをいふものを好みてこれを擧て用ひ、我志に順ふ所の阿諛のことをいふ者を惡みて是を廢て用ひず、此のごとく好惡を正しくして下にしめせば、おのづから人民其上の禁ぜらるゝ所を知りてよく法制を守るゆへに、賞罰も當らざる事なきなり、されども其我心に順ふと逆ふとの間に、多くは好惡の惑ふ事あるものなれば、商書に言汝の心に逆ふことあらば必これを道に求めよ、言汝の志に從ふことあらば必これを非道に求めよとありて、甘き物の毒になるべく、苦き物の藥になるべきことわりを思ひめぐらし、我心に順ふも逆ふも、はやく是を道にあてゝ其理を求めて、忠信仁義の道に合へることを好み、其道に合はざることを惡むこそ好惡の正しきといふものなれ、又其好惡を正しくせんとするに、多く似て非なる事ある也、似て非なる事ありては彼の葉公の龍を好めるが如き事あるべき也、むかし葉公子高といへる人殊に龍を好みて、其宮室にも衣服にも器物にも皆龍を書き龍を彫鏤めければ、かの眞の龍これを聞て、いざや其人の許に行て目出られんぞと思ひ、やがて葉公の家に上り來り、大なる尾鰭を堂に拖まとひ嚴しき角をふりたて、畏ろしげなる首を牖より窺ひければ、葉公これを見て人の色もなく、魂魄を失ひしと也、是葉公眞の龍を好むにはあらず、かの龍に似て龍にあらざるものを好める也、世の中のつとめて善を好み不善を惡むといふ者にもかゝる事あるべくして、似て非なるものを好みては、又好惡の正しからざる事あ

るべき也、周の武王太公望に問て曰く、賢を擧て以て危亡する者あるは何ぞや、太公望答て曰く、是賢を擧るの名はあれども眞の賢を得ざれば也、武王曰く、其失いづくにかある、太公曰く、其失は君たるもの丶好て小善を用ひて志の賢を得ざるにある也、武王曰く、好みて小善を用ふるものはいかん、太公曰く、其君譽るを聽く事を好みて譏を惡まず、賢に非るを賢とし、善に非るを善とし、忠にあらざるを忠とし、信に非るを信とするゆへなりと、是皆似て非なるものを好むをいふ也、然るに其似て非なるものはよく人の耳目を惑はすものなるゆへ、古へより聖賢も深く是を誡め置れて、孔子の語によりて孟子のいへるごとく、朱は正しき色にして紫は間り色なれども、目に見るところ紫の美しきがまゝに朱の色を奪ふを惡み。雅樂は正しき聲にして、鄭聲とて淨瑠璃・三味線の如き淫たる聲なれども、耳に聞く所鄭聲の面白きがまゝに雅樂の聲を亂るを惡み、利口の者の辯ずる事は是非の理さも尤に聞ゆれば、是を用ひて其國家の常法を亂るを惡み、佞人の云ふ事は人の心に順ひてしほらしく、眞實なる樣に思はるゝがまゝに、是を取てかの忠信の德ある人を捨るを惡める也、されども古へより其似たる者は多く眞のものは少きゆへに、たま〳〵もし眞の忠信・仁義の道ある者を見れば、かの葉公の眞の龍を見て魂魄を失ひしが如く、たゞ奇怪なる事の樣にのみおもひ、又其側に居る者も多くは己々が阿順の風に慣るを以て、かの眞の道ある人をば、君長に對して憚なき事をいふ者ぞとて是を譖り沮れば、誠に忠信の德を好める人少きゆゑに、孔子も我いまだ德を好むこと色を好むが如くする者を見

ずとの給へり、此のごとく君長たる人の好むところ惡む所に正しからざる事ある時は、おのづから世の中に似て非なる者の多くなるべき也、似て非なる者多き時は即賞罰當らざる事ありて、賞しても善に勸まず、罰しても惡に懲ざるべし

禮義第八

扨其好惡の正しきと正しからざるとは、禮義を則とすると則とせざるとにありて、君長たる人言ふ事行ふこと皆禮義を則とすれば、おのづから好惡する所も正しく、いふことと行ふこと禮義を則とせざれば自ら好惡する所も正しからざる也、いかにとなれば本より人の心は我ながら自由ならず、出るも入るもとめがたき物にして、佛氏の敎の如く坐禪觀念なんどして、己が人欲の私を去て天理の本性に歸し、明鏡止水の如き心になさんと思ふといへども、天地の間に風の吹ぬといふ事にもならざれば、常に波たゝぬ水にもならず、塵垢のなき世にも成ざれば、いつも曇らぬ鏡にもならず、世の中の富貴利達を掃ひ除く事もならざれば、外物に誘はれぬ心にも成がたく、春の朝の花のにほひ、秋の夕の月のひかりに、目を蔽ひ耳を塞ぎても、とてもかくても動くべき凡人の心なれば、おのづから好惡の正しからざる事もあるがまゝに、聖人の敎はひたすら禮義を以て其心を抑へて、唯其欲情を堪忍するのみにして、生る人の出來がたき誣たる敎はあらず、尙書に義を以て事を制し、禮を以て心を制するとありて、何事にても事をなさんとする時は、義を以て其事の宜き所を制し、何物にても心を用ひんとする

時は、禮を以て其心の正しき所を制するのみにして、禮義を後にしてまづ心の工夫する事は聖人の教には見へざる也、かの衰麻苴杖などの喪服を身に著る者は、其志音樂の事にあらず、耳に聞えざるにはあらざれども、其服よりして然らしむるなり、黼黻袞冕の衣冠を著る者は其容褻れ慢らず、其性矜莊なるにはあらざれども、其服よりして然らしむる也、甲冑して戈を持るものは退き懦るの氣あらず、其體純猛にはあらざれども其服よりして然らしむるなりと孔子の語にありて、其禮服を服して其禮義を行ふ者は、おのづから其心正しく、その禮服を著ずして其禮義を行はざるものは、おのづから善らぬ心の起るもの也、喩へば六七月の大暑の比我家に居る時には、膚の見へすく樣なる薄き帷子一ツ着て、自由に居つゝ團扇を手に離さずならしても、あつや／＼といひて堪がたく思へども、されども出仕する時には帷子の二重も着て、其うへに上下つけ行儀かいつくろひ、みだりに扇づかひもせざれども、さりとてさまで著さに堪がたき樣にもおもほえざるが如く、すべて人は形よりして心は制すべきもの也、此故に顔淵の仁を問へるに、孔子の諭（チシ）へ給ふ己を克して禮に復るを仁とするとの語は、實に聖人の道是より外にはあらざる事にして、委しくいはゞ、克とは克責・克治などゝいふて、己が心を己が身からきめつけ治ることにて、視る事、聽事、言ふこと、動く事、一々禮義に反復して、禮に非る事は目にも視ず、耳にも聞ず、口にも言ず、身にも動さず、悉く禮を以て己が身を克治する時は、おのづから仁の道と成也、いかにとなれば凡天下國家の主としては、其人民をして安樂ならしむるは仁といふべく、

人民をして疾苦せしむるは不仁といふべし、しかるに其君長たる人我心の欲するがまゝに、視たき物を見て、聴たき事を聞き、言ひたきまゝにいひ、動きたきまゝに動きて己を縱にする時は、終に財用の不足となり、人民の憂苦と成て、甚しき不仁の道なるゆへに、すべて禮義に引反して其身をきめつけて、いかなる美しき色の目に遮るとも、禮に非るはこれを見ず、いかなる樂しき聲の耳に觸るとも、禮に非るは是を聞ず、口にいひたき事ありとも、禮に非るはあからさまに言はず、身を動したき事ありとも、禮にあらざるにはみだりに動かず、人の言を聞き人の行を見るにも、皆これを禮義にあてゝ禮義に合はざるならば取用ひず、此の如く禮を以て心を制する時は、殊更に施し惠む事を務めず、智惠才力を勞せずして財用の費もなく、人民の疾苦する事もなく、國家自ら豐富になり、上下共に安樂なるべくして、是より大なる仁の道はあるべからざる也、かの唐虞三代なんどゝいひて聖人の代と稱するも、その所詮は其君の己を克して禮に復れるより外の事はなく、桀・紂・幽・厲なんどゝいひて亂君の世と號するも、其所詮は其君の己を縱にして禮に悖れるより外の事はなく、聖人の敎は千變萬化是より外の事はあらざる也、此克己復禮の敎はこれを天下に用ゆれば天下平かに、是を一國に用ゆれば一國治り、是を一家に用ゆれば一家齊ふべき道にして、孝經にいはゆる身を謹み用を節して以て父母を養ふこれ庶人の孝なるも、卽これ克己復禮の敎にして、小家をたもつにも其主人たる者禮義にもあらざる酒宴遊興を好み、衣食住ともに分に過たる奢侈の事ある時は、おのづから困窮に及びて父母の供

養も足らず、妻子の撫育も乏く成て、終に家内の者をして饑寒の憂に逢はしむるなれば、主人たる者の其身を愼みて放逸なる行ひをせず、財用を節儉して無益の費をせず、饑寒の備を豐にして然して父母に孝養を盡し、妻子奴婢をも愛育するは卽これ克己復禮の道なりけり、しかるを況や大なる天下國家を治る人の先づ己が身を禮義を以て制すべき事を忘れて、いたづらに法制禁令を布て碎細なる政事を行ふとも、其好惡正しからざれば必人民の敬服すべき事にはあらず、故に樊遲が耕作の事を學ばんと請けるに、孔子是を呵り給ひて、上禮を好めば則民あへて敬せざるはなく、上義を好めば則民敢て服せざるはなく、上信を好めば則民あへて情を用ひざるはなし、夫此のごとくなる時は、四方の民まで其子を襁負して至らんとの給へり、然れば國家を治る人は唯禮義を以て我身を制して、いさゝかも非禮・非義なる事に於て視聽言動する事なく、仁の要を得る時はおのづから忠信正直の士進で、かの讒諂面諛の人隙を容る事を得ざるを以て、其好惡する所正しく、其號令する事も人情に應じて、下民これに敬服して其上の爲に力を盡し、情實を用ゆる時は、上たる人は敢て下民の業の細なる事を知らずといへども、自然に上下たがひに相詐り欺く事なくして、國も富み民も豐かに成べき也、故に唐堯の允恭・克讓、虞舜の溫恭・允塞よりはじめて、歷代の明君賢臣の國を富し民を豐かにするの術は、ひとへに禮義にひきかへして己を制するを以て本とせざるはなし、然るにもしかの禮義を忘れて、君臣皆其私智を以ていたづらに省略減損の事を制する時は、おのづから仁義方正の士は退き隱れて、巧佞險

利の人進み出て、上よりは下を損じても上の益とせんとし、下よりは上を損じても下の益とせんとたくむ時は、上下たがひに相詐り欺く事に成行て、終には國も窮し民も困むに至るべきなり

學問第九

扨其禮義を能すると能せざるとは、學問を好むと好まざるとにありて、學問といふは天下國家を治る爲に、聖人の教を建て置れし詩・書・禮・樂の四ッを本として禮義を學ぶ事にして、學問を好むといふは父につかへ君につかふるを始として、何事をするにも義を以てし、何物に攝るにも禮を以てすることを好むにて、孔子の門にて師弟子のいはゆる學を好むの語を以て知るべき也、すべて農工商賈ともに學ばずして其業を能する事はあるべからず、農は稼穡の道を學びて田畑を作る事を能し、工は斲削の道を學びて室家を造ることを能し、商賈は交易の道を學びて貨財を通ずる事を能すべけれ、もし其業を學ぶことを好まざるは、農工商賈となる事を得べからず、醫卜百技の家業皆しかり、然るをいはんや士の天下國家を治る者、學ばずして其事を能すべけんや、故に士はかならず禮義の道を學びて、以て天下國家を治る事をすべき者なれば、もし其道を學ぶ事を好まざる者は士といふべからざる也、周書に學ばざれば面に牆し、事に臨みてこれ煩はしといひ、孔子の語に思ふて學ばざれば則殆しとありて、譬へば門戸より出入して見れば、内外の狀皆明らかに知れべきを、其出入すべき門戸を得ずして垣に面を附て居るが如く、いかなる生質賢き人にても、己が私の思慮のみにして學問せざる者は、

事の道理のたやすく分るべきことも、只煩はしく思ひむなしく心を勞しても、其胸に確と落着ざれば事々にとやかくやと殆みて、しかも其心に蔽はるゝ事あるべき也、論語に六言六蔽とて誡めらるゝが如く、仁を好みても學を好まざるものは、婦人の子を愛するが如き義を辨へぬ愚なる事あり、智を好みても學を好まざる者はいたづらに高遠の事を考へて守る所なく放蕩なる事あり、信を好みても學を好まざる者は、唯己が言をのみ必遂はせじとして、君父の障になるをも顧ざれば道を賊ふ事あり、直を好みても學を好まざる者は、我は隱す事は嫌ひぞとて、人の隱すべき事をもあからさまに言て、人の身を絞る樣なる事あり、勇を好みても學を好まざる者は、只人に負る事を惡みて上たる人を犯し、長たる者をも凌ぎて亂を作す事あり、剛を好みても學を好まざる者はみだりに氣を張て人に抵當る狂氣の事ある也、譬へば正宗・宗近なんどの名作にても鍛出せしまゝにて砥礪ざる時は、繩一すぢをも斷る事能はざるが如く、いかなる生質かしこき人にても、學問を好みて其才智を琢磨ざれば、事の道理を明らかに分る事能はずして、却て事を敗ることのあるべき故に、說命にもし金ならば汝を以て礪とせんといへり、賈誼が新書に湯王の言とて記せしに、聖人の道を學ぶは日のごとく、靜居して獨思するは火の如し、然るに聖人の道を學ぶことをせずして獨思するは、日の光を庭に去て室に入て火を燃して物を見るが如く、少しは見ゆる事あるべきなれども、明かに大なる道理は分るべからずと也、又鄭の子産の委くいひし如く、割刀をも操る事能はざる者に魚鳥なんど割しめば、其魚鳥を傷ること多かるべ

く、美しき錦なんどを裁製する事をも習はぬ者に、これを任て製する事はすまじき也、天下國家は大なる重き物にして、魚鳥布帛の如きいさゝかなる物にはあらざれば、必其政治の道を學び得し者にあらざれば、人民を傷ひ害する事多かるべし、又是を田獵に譬へていひしに、馬をも能乗り弓をも能射る人は則よく鳥獸を獲べし、もしいまだ弓も習はず、馬も乗る事能はざる者を、初より弓を持せ馬に乗て獵場に出したらば、唯己が身の顚覆せんことをのみ懼れて、獲を思ふの暇はあるまじと也、是等は切なる譬にて、政治の道をも學ばぬ人は、其官々々に臨みて唯我身の過失あらんことを恐るゝのみにして、敢て人民の治る事に心を用ゆる暇あらず、もし又我身を惜まず、己が過失を厭はずして人民をも治め、國家の益をなさんとする人は、亦かの割製の法をも知らずして鳥魚布帛を殘ひ傷るが如く、必人民を苦め害する事あるべき也、此故に子路が子羔といへる學問もまだ成就せざる人を、魯國の費といふ所の宰にせんとしければ、孔子これを止めて彼の人の子を賊はんとの給ひし也、故に古への人は必まづ政治の道を學びてしかして後君につかへ、其官々々に臨みて其政事を議するに、兼て學び置し所を以て夫々に裁判するゆへに、過失も鮮く民も皆其情に契ふがまゝによく歸服せしなり、然れども其學問といふに後世の學問といふものは、多くは思ひ違へる事あるに似て、只いたづらに書籍をよみて人の得讀ぬ文字をよみ、人の得知らぬ古事を知り、又は詩文章をのみ作るを業とし、又は書籍の上ばかりにて、凡人の心得がたき深理を說き、又は珍らしき奇說を唱へて俗耳を驚かし、是等の事をするを學

問ぞとおもひて、人倫日用の行ひはいかにぞと問へば、禮義に背きたる事多く、君父へ對して一しほ忠孝の行ひを能するにもあらず、室家の道正しきにもあらず、政治の道明かなるにもあらず、只學問するを伎藝の樣に心得て、日用の道とは別の事に思ひ違へる人の多く見ゆるなり、されども天下國家を治る職位に在る人は、かゝる心得違ひあるまじき事に思へば、其時世々々此の政事をするには、必古への學問を好み禮義の敎を則として忠孝を本とし、歷代の盛衰を鑑にしてその得失を考へ合せ、政治の道を明かにすべき事なるべし、此故に堯舜の聖帝を初として、世々の明君賢臣と聞えし人は、皆まづ師について其道を學ばれし事にぞありける、然れば太平の代續きて世の風俗みな驕傲奢侈に至りたる時には、其敝を矯直さん爲に儉約質素の政道を專らすべき事なれども、然れども其君長たる人より學問を好まざる時は、まづ禮義を以て己を制する事を忘る、禮義を以て己を制する事をわするゝ時は、おのづから其好惡する所正しからざる事あり、好惡する所正しからざる事ある時は、自ら賞罰當らざる事あり、賞罰當らざる事あれば、必法制に違ふ事あり、法制にたがふ事ある時は、かならず公私の分亂る事あり、公私の分みだるゝ事ある時は、おのづから人情に契はざることあり、人情に契はざる事ある時は、自ら上下の心和同せざる也、上下の心和同せざる時は、終に儉約質素の政道も思ふがまゝには行はれがたき也、然れば大學に物本末あり事終始あり、先後する所を知れば則道に近しといへるを忘れず、事の本末を序するには、君長たるの位よりしてまづ古への學問を好むべきことになん

後序

孔子曰く、いやしくも我を用ゆる者あらば、期月にして已に可ならん、三年にして成る事あらんと、又曰く、我を用ゆる者あらば我それ東周をせんかと、是聖人は謙遜を以て德とし給へるに、かゝる自負の言あるはいかにぞといはんに、これ自負の言にはあらず、孔子の道は唐虞三代の聖王の道也、唐虞三代の道は其世の太平に治りし事已然の跡明かなり、しかれば孔子を用ゆるは則唐虞三代の聖王の道を用ゆるなり、唐虞三代の聖王の道を用ひなば、いつの世とても治まらざる事やはあらん、然るをもし孔子の私の才德を以て治ることを能せんとならば、或は孔子の自負ともいふべけれど、其私の才德に至りては常に謙遜し給ひて、君子の道四ッ、丘いまだ一ッを能せず、又もし聖と仁とは我豈敢てせんや、我は學びてあかず、人に敎て倦ずとの給ひて、みづから聖人君子の德を能すといふは、其深く謙遜し給ふ所なれども、國を治め人に敎ゆる所は、我私の德よりしてせんとにはあらず、聖王の政を以て治め聖王の道を以て敎ゆるのみなれば、其聖王の政道に於ては我よりこれを謙退して、此政道にては治るまじといふべき理はあるべからず、譬へば工人の大なる宮室を作らんに、己が私の巧を以て作るにはあらで、古への工倕或は飛驒の工なんどいへる名匠の傳へ置し、其規矩準繩の法を以

て造る事を知らば、我巧にては此宮室をば、得造らまじとて謙退する事にはあらざるべきが如く、唐虞三代の聖王の政道を知て、其法制を以て治めたらば、いつの世とても治るべき理なるに、其道を知りつゝ、猶も謙遜して我は得せじといはんは、却て世を憂るの心なく、不仁ともいふべきならん、既に孔子の初て仕へ給ひて、魯國の中都といへる所の宰になられしに、其政を行はるゝ事一年のほどにして、隣國の諸侯も皆孔子の政を則とするに至り、夫よりして魯の司空より大司寇の官に遷り給ひて、二三年のほどに魯國大に治り、法を設て用ゆるに及ばずして、國中に姦き民なきに至りつれば、是其我を用る者あらばとの給ひし言の空しからずして、聖王の政道を用ゆるの其驗いちじるき事になん、此故に孟子もし天下を平治せんと思はゞ、今の世に當て我を捨てそれ誰ぞやといはれしも、かの戰國の時に聖人の道を學び得し者は、孟子の外にはあらじと思はるれば也、今敢てそれに比ふべしとにはあらざれども、予がしるす所の此の九章の談も、いさゝか予が私を以ていふにはあらで、皆古への聖賢の敎を則として述る事にしあれば、もし世の君長たるの位にきこえて然るべき事にもやなんどおぼして、此九章の序を用ひて其政事を行はるゝ事もあらば、やがてそれ聖人の道の天下に行はれて、我それ東周をせんに庶幾んか、寛政三年辛亥の七月十四日にしるし畢る

滑川談 終

東都　雄風館藏

彫工　宮田六左衞門

伍家制令詳解

三野元密著

刻伍家制令詳解序

孔子適レ衛、冉有僕、孔子曰、庶矣哉、冉有曰、既庶矣、又何加焉、曰富レ之、曰既富矣、又何加焉、曰敎レ之、由レ是觀レ之、富也敎也、相須致ニ其化一者、彰然可ニ以知一也已矣、昔紀夏井之刺ニ史於讃一也、孝友溫雅、勸レ民以ニ力田一、民奉ニ其令一、見レ星而耕、見レ星而休、五穀穰々、百貨蕃殖、不レ出ニ數歲一、更造ニ大倉一四十有餘、吏民親睦、政化大行、可レ謂能富レ之者也、菅相公之刺ニ史於讃一也、令德孝恭、絃ニ歌堂上一、民自然理焉、祈ニ雨城山一、神報ニ懿德一、彝倫惟叙、優柔成レ俗、到ニ于今一民稱レ之、可レ謂能敎レ之者也、雖ニ時異人殊一乎、聖人之言、有レ徵ニ於我土一、亦可ニ以觀一也已、惟天明五年、冬十二月、吾藩始按ニ民戶口一、伍以聯レ之、定ニ之制令一、以敷ニ之敎一、而民樂ニ其業一、彝倫之道興焉、當ニ此時一、密也謬蒙ニ拔擢一、奉レ命講ニ伍家制令一、於レ是有下篤信ニ其敎一者上、就レ予請レ筆ニ其所一レ訓、予爲詳ニ解其制令一、以投ニ諸某一、而日月荏苒、歲不ニ我與一、忽乎既歷ニ一紀一矣、而文化七年夏四月、吾藩尊ニ崇繼述之道一、審ニ法度一、修ニ廢官一、一仍ニ舊貫一、又復ニ天明故事一、再使ニ密也講ニ伍家制令一、密也寵命優渥、荷恩尤深、己巳冬既巡ニ西部一、今春又巡ニ東部一、而民人幸不レ斁ニ我訓一、相率會ニ其席一者率恆數百千人、於レ是大里正等咸相議曰、人能弘レ道、非ニ道弘一レ人、菅公・紀氏、德業其偉矣哉、今也褒ニ賞孝悌力田一、民去レ慝修レ善、興

梁斯成、道路如レ砥焉、吁戯今猶レ古也、古猶レ今也、國恩之霑ニ被乎我一、我輩何默而止、遂就レ予刻ニ伍家制令詳解一、以偏分ニ諸郡邑一、使ニ伍家人々自悟ニ其制令一、蓋亦各行ニ其義一也云爾

文化七年庚午孟夏之月

三野 元密 謹序

伍家制令詳解

三野元密著

五人組合

何左衛門
何兵衛
何之助
何次郎
何右衛門

右五人組合家業出精いたし、御法度を堅く相守、惣て善仕業を進め合、萬づ中よく相談いたす可き事
但し盗賊・博奕・盗・殺生、其外一切疑はしき仕方、並に人寄宿など猥に仕、組合の異見聞入ざる輩を隠し置、外より相知候はゞ、其組合の面々可レ爲ニ越度一事

巳十二月

凡人たるの道、五倫三教より重きはなし、其五倫三教の歸する所を求れば、唯忠と孝との二ッに歸するなり、如何となれば、天下の人數百萬人あるといへども、父母の重恩を蒙りて、人とならざるはな

し、故に人たる者、孝を行ふを以て、始て人子と稱すべきなり、又凡國中の人數十萬人ありといへども、一人として國君の恩德を被りて、父母を養ひ、妻子をはぐゝまざるはなし、故に人たる者忠を盡すを以て、始て人臣と稱すべきなり、是故に忠孝の二ッは、すべて人たる者、かならず行ひ得ねばならぬ道なり、故に今これを行へば人、行はねば人にあらず、然るに今此忠孝を行ふには、各其をり場分際を知らねばならぬなり、其孝悌を行ふに於ても、貴賤尊卑の高下、其をり場に應ずる事ありといへども、忠義を盡すに於ては、猶更其分際を知らねばならぬなり、故に士には士の忠義あり、農工商には農工商の忠義あり、此二ッのをり場分際を明かにして、各其忠義を盡すべき事なり、先農工商の忠義といふは、仕へて其身を致すにはあらず、唯君上の敎令に從ひ、各その職分を愼み重んじ、正しく人道を行ふの外なし、士といへる者は、農工商の三民とは違ひて、素より其位の貴き者なれば、軍法弓馬劍鎗の術をたしなみ、若し四海瀾亂して軍起れる世は、其器大將にあたれる人は、深く謀を好みて、よく千萬の衆を進退し、其才武藝に長じたる人は、勇氣を震ふて、君の馬前に先驅し、各其一身を奉りて、其忠義を盡す者なり、又四海浪靜りて、人民其樂を樂める世は、文武二道を嗜むは勿論、其命ぜられし其官職に就て、よく其身を致し、若郡村の治に任ぜられなば、何卒郡村豐饒なるやうに、民風の厚きに歸する樣にと、造次顚沛此に心をうつし、善者を好みし、不善者を哀しみ、民の君を慕へること、稺子の父母を慕へるが如く、邦内をして翕然として、皆君上の恩德を仰がしめ、民と

與に君上につかふまつるを、士の忠義とはいふなり、然るに民といへる者は、士の忠義とは反し、亂れたる世は、公の賦役をつとめ、君の軍陣に給し、其法令に從ふ事にて、亂れたる世も、治れる世も、農工商の職分を重んじ、法令を堅く守り、貢賦を愼み、正しく人道を行ふを、民の忠義といふなり、是を其をり場を知るといふなり、是を其分際を知るといふなり、然れば其百姓の忠義といふは、又他事あるにあらず、此度御上郡村の治に御心を用ひ給ひ、善者を好みし、不善者を哀しみ、善惡一統に人道に進むやうにと、五人組合の法制を御立被レ遊、封内の民家へ悉く仰渡されければ、上の下風にイむ人々、此御上の尊意を仰ぎ、彼法制の文意を辨まへ、己にこれを自得いたし、妻子召仕に至るまで、委しくこれを自得いたさせ、又文字知らぬ人々へは、よく辨へたる人よりさとし知らし、組合互にこれを守るを、此下風に住める人々の忠義とはいへるなれ、然れば今此下風に住める農工商の人々、此文言をよく相辨じ、人の人たる忠義を行ひ、父母と先祖の志を安んじ、めでたく此泰平の化を被ふる事、豈當然の理にあらずや

右五人組合

右五人組合との一言は、是より前、五人組合の其名記したる事なれば、其五人の名をうけて、此已下三條の掟を以て、五人組合へ說示さんと、辭の端を起して、右五人組合と書はじめたる者なり

家業出精いたし





此一言に擧る義は、凡農工商の三民各其職分備りたる事なれば、職人はそれ〳〵其工を厚くし、町人は其交易を正しくし、百姓は一すぢに五穀雜穀を作り出し、各其家業に安んじて、偏に精力を盡すべきをいふなり、凡此三職は何れも正しくして、優劣なき家業とはいへども、就レ中百姓の家業ほど、勝れて尊く大切なる者はなし、如何ぞなれば、百姓の家業は、天道諸の神明を相手として、働く家業なればなり、其ゆゑ如何となれば、凡百姓の稻綿麥を作るは、皆天神地祇の加護によりて、これを爲す事なり、先づ地祇は下に在して、五穀草木を生育し、山川の神は風雲を起し、雨雪を降して池水を蓄へ、天神たる日月星辰は上に在し給ひて、一年三百六十日、一日片時も怠る事なく、晝夜萬物の爲に御苦勞被レ遊、或は一年を以て春夏秋冬の四ッに分ち、又その四ッを以て十二月と分ち、又其十二月を以て二十四節と分ち、一月の中にて前十五日を節と定め、後十五日を中と分ち、一月三十日を以て中節と分ち、一年の中にて二十四節と定め、又其上小割を付て七十二候と分ち、或は土用八專と分ち、又は天一天上と分ち、或は八十八夜・二百十日と分ちて、悉く百姓の家業を導き給ひ、百姓と職分を合せ給るが故に、去年三月の節に苗代をこしらへつれば、又今年も其節にあたりて籾種をこぼし、去年木綿を蒔付し頃は、又今年もその頃に至て木綿を蒔付、或は麥の苅とり、或は苗の植付、其外茄子大根のうへ付、あるひは中稻晩稻を苅取いたすにも、みな去年の中と節との頃にこれを爲したれば、又ことしも其中と節との頃にこれを爲す故に、是皆天道日月星辰の神明と、合

文割符を合してこれを爲す事にて、百姓の家業ほど、勝れて尊く大切なる者はなきなり、故に中と節との時に後れ、蒔付植付の時に後るれば、それ程に稲綿のとり實が少なく、苅取の時に後るれば、霖雨にうたれて、眼前の天罰にあたり、終には家に災難を受る基とはなるなり、是故に百姓の家業は天道天文に合せて營む所の家業なれば、至て勿體なく畏るべき天職と知るべし、町人職人とても同じく春夏秋冬に合せて行へる天職なりといへども、其中にて百姓の家業ほど、格別天道に合せたるはなし、故に愼んみ重じて、天道に割符を合し、精力を盡すべきなり、是を家業出精とはいへるなり、然ばとて唯己一人家業出精して、人の身の上は存ぜぬなど心得たるは、良民といふ者にあらず、人は皆天地の子とし愛し給へる所なり、又百姓職人町人は、御上の仁愛を垂給へる身なれば、彼を愛し是を悪むといふ義はなし、是故に五人組合の內、其他村中に於ても、若流行の時疫、其外諸の病に臥して、或は田の植付におくれ、或は田の苅取に後れなば、是を手傳ひ助力をいたし、天と君との仁心をはかりて、百姓互に助け救ふを、五人組合家業出精とはいへるなり、故に己一人出精して、人の身の上を顧ぬは、よき百姓とはいはれぬなり、是を我慢といふなり、これを吝嗇といふなり、みな天罰を蒙りて、家に災難を招く基なり、故に人々この道理を能々辨じ、己が家業を出精して、人の身の上をも救ふべし、是を良民といふなり、天と君との尊意にかなひて、子孫繁昌の基とはなるなり、故に此一言を考へて、職人町人とても異ならず、交易を爲すには、正直を本とし、職々を

爲すには、厚くして人の爲なるを欲せば、各子孫繁榮して、永久めでたき厚生の道なれば、偏へに此文言を玩味して、よく／＼讀得べき者なり

御法度を堅く相守り

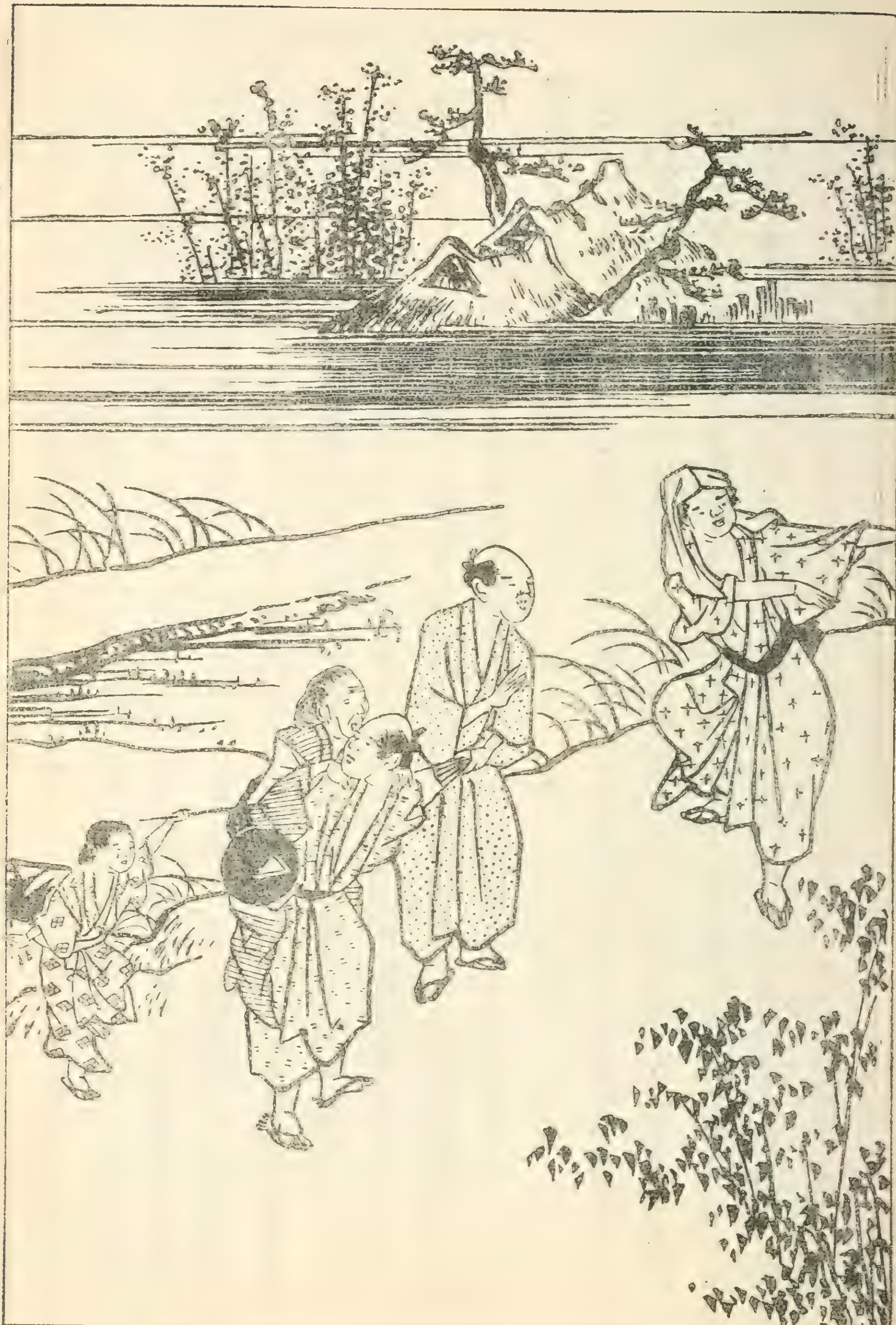
此一言は上に家業の義を擧たるを受、下には人道を述たるを覆ふて、凡そ人の此世に立は家業を營みて生ながらへ、人道を行ふて一生を終るも、みな御上の御法度を守りてこそ、此義も行るれといふ趣意にて、此一言を前後の眞ん中に揭げ置るなり、先づ御法度といふは、一は御公儀の御法制なり、二は御上の御法制なり、故に是を尊び稱して御法度とはいへるなり、扨其御法度といふは、郡々の制札に標せる如く、不忠不孝は重罪との掟、または火付人殺の類、又は盜賊博奕の類、或ひは昔有て今は無き事なれど、ばてれん切支丹といへる、人を惑して人を損ふの宗門、又は捨牛の類、捨馬の類、凡そ牛馬は同じ畜類の中にても、人に添ふて立、人の耕作を助る者なれば、年經て用をなさずといへども、これを捨るは無慈悲にあたれば、是等は人の致すまじき事なり、扨其外人を賣買いたす事、是等は堅く致すまじきなり、勿論不仁の甚しきなり、是等はあら／＼御公儀の御法制なれば、國中一統に愼み戴き尊むべきなり、扨又三年以前仰出されし絹布御停止の御法度は、もと御公儀御法制の中、衣服飮食の御掟あり、其上御上絹布御停止の儀を仰出され給ひし儀なれば、郡村一統に愼み奉じたき事なり、今年恐その御上の御尊意を窺ひ奉るに、近年邦内一統に奢美に長じ、中



以上の百姓も、中以下の百姓も、各唯上を見るを心とし、下を見る事を忘れたるにより、中已上の婦人女子は、縮緬絹布などを身にまとひ、中已下召仕の者に至る迄、絹裏絹帶袖口衿等に至り、華美華麗を盡し、己を忘れ奢に長ぜしにより、「天道者虧レ盈而益レ謙、鬼神者害レ盈而福レ謙」と云へる、聖人の儆戒にたがはず、四年以前八月廿日の夜、天道赫然として怒をあらはし給ひ、西は九州東は關八州に至る迄、唯一吹の大風を以て五穀草木を吹倒し、威嚴四方に較然たるにより、六十餘州蕭然として一統の困窮に及べり、其後二三年の間、連年天氣穩ならず、あるひは五月七月の洪水、あるひは六月に暘なくして雨しげく、或は八月雲にありて風なく、打つゞきて咎徵眼前に著きゆゑ、中已上の人々は、唯朝夕於唈して心胸を苦しめ、中已下の人々は、菜色既にあらはれ、木の實草の葉に饑をしのぎ、やうやう危き命を助かれり、是卽天責といふものなり、人豈不レ可二畏懼一哉、御上其かくあるを深く悼みたまひ、邦內一統に其奢侈を制せんと、大に絹布御停止を仰出されたり、今其尊意を伺ひ奉るに、讃岐國といへるは、玉藻よし讃岐の國は國がらかと、柿本の人麿も申置れて、甚以て國がらよく、豐饒なる國なり、是故に山多ければ薪も澤山、海近ければ鹽も澤山、其外海から出る物、山から出る物、魚鳥草木の花實に至るまで、何一ツ事缺ざる國なり、素より五穀の生ずるは勿論、木綿の生ずるも、世の人の知る所なり、是故に其衣服の用に於る、中以上の人々、其衣服の足れるは勿論、中已下召仕の者に至る迄、皆新なる綿布をこしらへ、上下何れも新しき衣服を着

用すれば、是甚だ用足て難ㇾ有事なり、他の國を考見れば、木綿のそだつ國は稀なるゆゑ、中已下の人々は漸く此國にて着ふるせし、汚れ垢付たるふるこを求めて、これにて寒暑の用を足す事なれば、此國の人々上下新たなる衣服を着るは、是冥加に叶ひて難ㇾ有事にあらずや、又其上木綿といへる者は、百姓の手にて出來ると思へど、決して百姓の手ばかりにても出來ぬなり、其義如何となれば、凡作物の中にても、木綿は日草と申すごとく、木綿ほど格別日の神の御力の籠りし物はなし、是故に木綿一房の中にも、日の神の御力が籠りてあり、絲一すぢの中にも、天照す神明の御光が籠りてあるなれば、婦人たる者常々紡績織縫に敬を盡し、男子たる者平生この冥加のほどを辨へ、新たなる衣服を着る時は、押いたゞき三拜して着るべきなり、然れば旁以て勿體なき大切の木綿なれば、御上より仰出されずとも、冥加の程を知りて、男女一統に此奢侈華薄の風俗を相止むべきなり、然るを況や御上萬民の困乏を察し給ひ、仰出さるゝ儀なれば、いよ〱戴き奉じて、此御停止を相守るべきなり、まだ其うへ御上道を正して仰出されし儀は、誰とても人たる者、年既に七十に過る時は、血氣終に衰へて、起居ふるまひも重たげなるものなり、されば絹布眞綿は輕くして、起居をなすに便利なれば、七十已上の老人へは、絹布の衣服を免すべきなり、是等は親へ仕へる孝道にあたれば、分際に應じて、これを着するは苦しからず、扨又誰とても慈を以て子を愛するは、是人の親の常なり、是故に七歳以下の童には、絹布を着するは苦しからずと、或は孝悌を以て御示被ㇾ遊、或





は恤孤を以て御悟し被ㇾ遊、御法度を守るにも、人道を先として、其人がらに進めよと理を諭したる御法度の御趣意なり「上老ㇾ老而民興ㇾ孝、上長ㇾ長而民興ㇾ弟、上恤ㇾ孤而民不ㇾ倍」とは、是即大學の教なり、しかるゆゑに八歳より以上、六十有餘迄は、絹の衣服は無用たるべし、隨分此土に生じ、日の神加護ましませる木綿の布を以て、大切勿體なく思ひ、天道福ㇾ謙との法語により、花美を退け、奢侈を斷じ、衣服を着るにあたりては、押戴き三拜して、これを着する心とならば、必天意も相和らぎて、又々五穀木綿も充滿して、再び豐饒の世とも立かへるべきなり、是を上を敬するといふなり、是を天を敬するといふなり、又天恩國恩を知るといふなり、古への「智者務二民之義一」とは、是等の事をやいふなるべし、故に諸の御法度は勿論、絹布御停止の儀は、御上此御尊意あらんとよくと察し、五人組合の面々、互にこれを相守るを、是を此文言を能自得せりといふなり

惣て善仕業を進め合

此一言は人道の義を述らるゝなり、旣に上に述たる如く、凡農工商の人々、君の法制を堅く守り、各その家業を出精いたし、今日身に行ふ事は外なし、唯人にして人の道を行ふのみなりといふ趣意にて、こゝに人道の一言を仰出さるゝなり、惣て善仕業とは、即ち御公儀の法制の中に、忠孝を勵まし、夫婦兄弟諸親類に睦じく、召仕の者に至るまで、憐愍を加ふべしとの掟により、今此一言を述給ひしこと乍ㇾ恐存ぜらるゝなり、先づ忠とは、上にも旣に辨ぜしごとく、凡士大夫已上の忠とは、

其身の身慾と、身勝手を外にし、各御上の命に應じて、其官事の眞中へ身を打いるゝをさして忠といふなり、農工商の三民は、其身既に賤劣なれば、御上に對して、君臣と稱する事を得がたしといへども、御上は君父師の三道を備へて、儼然として國家の上に臨ませ給へば、凡邦內の人、誰か御上の臣民にあらざらんや、「溥天之下、莫レ非ニ王土一、率土之濱、莫レ非ニ王臣一」と、詩人もかく唱へたる事あれば、賤劣なる面々、鰥寡孤獨の身たりといへども、人々の御上に於る、皆君臣の道は存するなり、既に君臣の道存するなれば、又其忠をも知らずんば有べからず、其忠といへるは、上にも既に辨ぜし如く、御上の法制を堅く相守り、五穀雜穀を作り出し、又町人職人の營を正しく致し、郡村互に義と道とを以て睦み合、定まれる貢を獻じ、國家の安全を祈り奉るを、是を百姓職人町人の忠義とはいふなり、深く辨ぜずんばあるべからず、孝とは、父母の志に違ふ事なく、愛と敬とを以て能其力を盡し養ふを、孝といふなり、天下の人、父母無きの人なし、邦內の人、君無きの人なし、故に善仕業の中、忠孝の二ッを以て第一とするなり、夫婦は、夫義ありて婦順に、兄弟は、兄友にして弟恭に、扨もろ〳〵の親類は、皆々先祖の血肉、母方の血脈なれば、假令疏遠にして貧弱なりとも、天倫を敬して親みを盡し、召仕の男女といへども、人は皆萬物の靈なれば、寛恕を以て憐愍を加へ、其外村中へ友とし交はるには、誰しも皆御上の愛民と覺悟し、人を耻かしむるは、君へ不敬を爲すなりと愼み、人の惡をなすを見ては、其惡相止みぬるやうにと其力を盡し、人の善を爲す

を見ては、其善成就するやうにと其誠を致し、または病困にて依がたなき孤獨を見れば、互に錢物を出して是を救ひ、其外人の耕作を助力し、人の家普請に加勢し、或は道を造り、或は橋をかけて、老人旅人の勞を安んずるの類、是等を惣て善仕業といへり、これ即ち人の人たる道なれば、皆其身の分際をはかりて愼しみ得べき事なり、扨又進め合といへるは、凡人たるの道、己一人人柄もよく、人らしくあるとても、人の身の上に於ては、かまはぬなど存違へるは、是は鄕愿なりと聖人も仰られて、賊とし惡み給へるなり、己立んとして人を立るは仁の方なりとの給ひければ、若我人がらもよく、我善仕業をも思ひつきなば、人にも施して勸しむべし、若人その人柄惡くし、理ならぬ仕業をなさば、これを諫めて善に復らしむべし、すべてヶ樣の類、五人組合互に致す故に、惣て善仕業を進め合と仰出されしなり、人々能此文言を辨へて自得すべきなり

萬ヅ中よく相談致すべき事

此一言は總結の文言にて、上の三言を此一言を以て總べ結びたる者なり、又最初に右五人組合といへる一言を受て、右五人組合の面々、中の三言の掟を辨へ、事業法令人道の三ッに就て、よろづ一切己の我を立ずして、中よく相談いたすべしと、丁寧愼重にこれを結びたる者なり、凡そ己に我を立れば、人亦これに應じて我を立る、譬へば鏡に影のうつるが如し、是必然の事なり、是故に五人組合の人々、萬ヅ中よく相談いたすは、先ヅ面々に其我を除き、時宜にかなへて一定するを、萬中よ



く相談いたすとはいふなり、愼み戒むべき事なり
右三制一章は、凡そ五人組合の面々、平生此三制を省みて、戒しめ愼む可きを仰出されしなり、此但しといへるより已下は、右三制につきて五ッの禁ずべき義を重ねて仰出されしと、あらかじめ是を心得て見るべきなり

但し盜賊•博奕•盜ミ•殺生

此一言に、盜賊博奕盜み殺生と三禁を立給ひしは、是皆正しき業にあらず、皆人道に背きて、人道を害する者なれば、始に掲げて是を示せるなり、先ヅ第一に盜賊を擧たるは、凡そ盜賊といへる者、夜の深更に至り、或は人の壁を穿ち、或は家の戸をはづし、又錠をねぢ切て忍び入、折角骨身を碎き、漸く作りあげたりし木綿、又は麥米、又は衣類金銀等を盜み取、人の患難をも顧ず、たゞおのれの貪欲を逞し、世を渡る者共なれば、是を人面獸心といひて、あはれ天吏の緒も切れて、鳥獸と群を等しくする者なり、是故に猪鹿犬猫の類は、人の耕作を荒し、人の害をなす時は、人より木刀を以て追拂ひ、畜生めと呼はり、追拂ふとも苦しからぬなり、盜賊も其如く、木刀を以て追はらひ、畜生と呼はりて追拂ふとも、何ゆゑ追はらふぞ、畜生めといふぞと、咎めて出る者は誰一人もなきなり、以レ是觀レ之ば、最早盜人の身分は、猪鹿犬猫の境界に入たるなり、其上にも犬猫など、たとひ人の害をなすとも、主人のある犬猫なれば、其主人に對しても、打たゝきはならぬなり、盜賊

には主人もなければ、何ゆゑに追拂ふぞ、畜生めといふぞと、咎めて出るものはたゞ一人もなきなり、又若し主人のある盗人なれば、主人共に是を戒しめ、程なく暇を遣す事なり、然れば盗人たる者、人の形は備ふといへども、誠に人面獸心にて、主人のある犬猫より拔群劣りとなる事なり、然れば此五人組合の人々は、皆御上の愛民なれば、如何ぞ制禁を愼みて、人面獸心を免れざらんや、第二に博奕を擧るは、凡そ人たるの道、先づ人を立て後其身をも立る者なり、是故に人の難あるはこれを救ひ、人の歡あるはこれを保じ、歡難に就て皆其人々を立る事なり、然るに博奕はそれに反し、譬ば人の子息博奕より身代を傾け、又は兩親の勘當を受、難儀困窮に陷りて、生涯其身を忘却いたし、再び昔にかへらずといへども、人の身の上は何とも思はず、只己にのみ勝利を得んと、貪欲の心火を熾にし、自己の一身を立るを以て道とする事なれば、博奕の行は、人の道とは反するなり、既に人の道と反するなれば、人の道にあらず、既に道にあらざるを以て、己其物好とせば、是畜類の道を學ぶといふ者なり、父母よりは人倫に產付下され、君よりは人道を諭し下されしに、父と君とに背きて、慾を禽獸に等くし、道を畜類にならふは不孝なるべし、不忠なるべし、甚だ心得違ひたる事なり、故に文の叙に於て、盗賊の下に置て、盗賊博奕と順を置たるなり、猶又博奕に始り、盗賊に終る者あれば、盗賊の本は博奕に起るといふ意にて、盗賊博奕と順を立しなり、近來郡村御上の法令を愼み、博奕一統に相止たる事なれども、子息を持たる人々は、いよ〳〵此道理を

考て、篤く相敎中度事也、第三盗殺生を禁ぜしは、是亦愼み守るべき筈なり、右にも申述たる如く、讃岐の國は豐饒なる國にて、鯛も澤山、さはらも澤山、一切小魚も澤山なれば、魚類にて父母へ孝養も盡され、又賓客の饗應もなる事なれば、家業の殺生は格別、盗殺生は致さずして濟む事なり、「君子遠ニ庖厨ニ」として、賢人君子は料理場さへ遠ざけ給ふなれば、いよ〳〵是を戒しめ愼しむ可きなり、既に右の如く三禁を立給へるは、是即邦内の民人は、皆御上の臣民なれば、右三禁に陷りて、天災天罰を受けん事の悼しく思召て、此三禁の制を懇にかゞけ給ひて、示し給ひしと知るべきなり

其外一切疑はしき仕方、幷に人寄宿など猥に仕

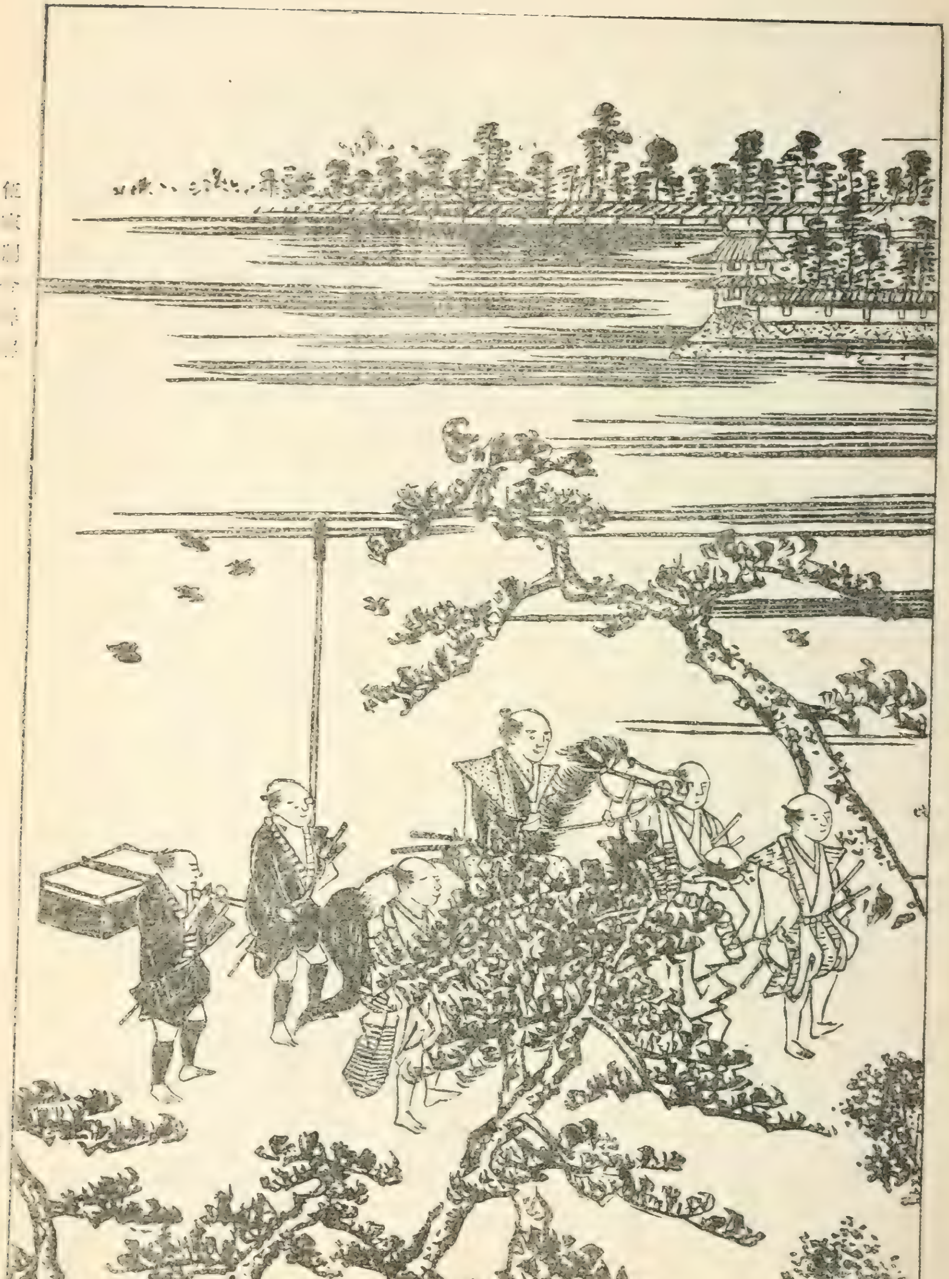
此上一言には、既に盗賊博奕盗殺生の名目の付たる三禁を擧て、其外名目の付ざる不筋の業もあるなりと、此一言を受たるなり、其外とは、上の三禁に其外とするなり、一切疑はしき仕方とは、凡今日の仕方は公にして推出せしは、天下へ通ずる事なり、若し公に推出す事なく、內證にて私語きあひ、密々にして隱せる事は、必ず人を損ずる事か、又は己の貪欲を恣にせんとの事なり、指て名は付難しといへども、五すぢも六すぢもあるべし、みな人道に背しなれば、五人組合の面々、よく味ふて守るべしとなり、幷に人寄宿などゝ云へるは、是も同く名は無しと云へども、三すぢも四すぢもあるべし、近來そこゝにて御咎も蒙りしなれば、是亦味へば能知るゝ事なり、猥に仕とは、御上をも憚らず、人前をも憚らず、めつためつそふに仕りと云ふ辭になるなり、凡そ名を指ざる禁

制は、其係る所も廣ければ、此一言は深く味ふて、其意を讀得べきなり

組合の異見聞入ざる輩を隱し置、外より相知候はゞ、其組合の面々可レ爲二越度一事

此より已下は、上に云へる三禁已下の掟を受て、右三禁已下の掟を背かば、越度の筋を申付べしと叛ける者を戒しめ、又其者を知らじといへる、叛ける心に均しければ、其咎等しと云ふ意にて、五人組合一統に戒め給へるなり、此辭の中、組合の異見聞入ざる者を隱し置といへる趣意あり、既に組合の異見聞入ざる輩といへば、是より前異見はすべきといふ義あらはるゝなり、是即不能を矜み小過を咎めず、寛裕優柔の言なり、其故如何となれば、凡そ人たる者、數百萬人の多きといへども、皆萬物の靈にして、各善なる者なり、今不善に染み、惡風に習ふたる故、惡しきとは見ゆるなり、譬ば曇りたる鏡の如し、鏡はもと照らすものなれども、曇りに依て皆照らぬなり、今試みに其鏡を磨ば、照らし光らざる鏡はなし、人も亦斯の如し、道を悟りて舊染を新にせば、皆もとの善者とは成らるゝなり、故に天下の人數百萬人の夥きといへども、捨べきは至て稀なり、故に或は博奕を好み、或は酒宴に耽り、或は好色に惑ひ、又は奢侈を好み、理ならぬ訴訟を好む人たりといへども、皆其本惡しきに非ず、丁ど曇りし鏡の如し、忠を盡して異見を加へ、道理を正して敎訓をなさば、みな本の善者に立かへるべし、昨日までは惡といはれ、不善なりと稱せらるゝとも、今日敎訓を聞て善者と成らば、みな大切の百姓なり、御上廟堂の上に在して、下萬民に臨み給へるは、最愼





偏陂の尊意は無く、唯仁義の民に與し給へば、今日善に立かへりなば、昨日の惡は咎るにあらず、皆大切の良民なり、故にきのふは不善に過つとも、今日不善を改めなば、五人組合の人となし、互に親しみ相和すべし、異見再三に及んで改めざる輩は、會釋も無く申出べし、不便ながらも風俗の害となれば、夫々越度を申付べし、昔もろこしの諸葛孔明は、三國一の名將たりしに、其罪人の仕置を成すは、暫く泣涕に咽びて、其罪人を刑戮せしとなり、また我朝にて楠正成は、文武を備し大將たりしに、甥なる某軍令を犯せし時、甥なればとて法にはかへじと、和田某に命じて、其刑を加へしめしに、三軍皆涙を流して調ひたるとなり、是皆他なし、其士卒には慈を加ふべく、其甥には骨肉の恩ありといへども、法を犯せば三軍を亂るが故なり、今又御上仁愛の下に及びしは、徧く國中の知る所なり、故に今越度を咎るに於ては、其人を惡むにあらず、他の人々を損ふは、風俗の害たるを惡めばなり、然るを若心得違にて、組合の異見聞入ざる者を隱し置、外より上へ漏聞えなば、殘る組合の面々も、隱すは同じ心に當れば、夫々越度の咎を申付べきなり、何卒して罪に陷らざる樣に、いかにもして人道に進むやうにと、循々然として仰出されし儀なれば、五人組合各是を愼みて、此制禁を守るべきなり、終に巳十二月と記したるは、是はよく知れたる如く、此制禁を發せしは、天明五年巳十二月に發せしなりとて、委しく月日を記しける者なり

右つど〳〵申述し如く、五人組合の人々、此法制をよく〳〵讀て、委しくこれを自得すべし、既に

政所より家毎に頒ち與へたれば、朝夕家の出入にも、必是を思ひ出すべし、凡そ京大阪より流行來る歌は、文字知らぬ人なりとも、また東西を知らぬ童にても、速に謠ひ覺る事なり、然れば文字を知る人は勿論、文字知らぬ人なりとも、心にかけて覺んと思へば、此短き文言は、容易讀得べし、御上郡村の治を大切に思召れ、念の入たる御政道なれば、それを麁略に存じ、よそに聞なすは、不忠と申す者なり、始にも申せし如く、百姓の忠義といふは、武士の忠義とはかはり、唯上の教令を相守て、是を行ふを忠義と云ふなれば、此五人組合の文言をとくと自得して行ふを、是を忠義に處するといふなり、故に其身既に自得せば、妻子召仕の者に至る迄、是を自得せしむべし、家内既に自得せば、また近隣五人組合へも自得せしむべし、人々皆如レ此心得なば、村中皆自得すべし、是を家繁昌といふなり、是を村繁昌といふなり、是を百姓の忠義とは云ふなり、國家殷富せん基たるべし、能々崇尙して讀得べきなり

天明六年丙午春二月　　三野元密謹識

伍家制令詳解終

題伍家制令詳解後

天明五年、冬十二月、吾藩按比邦内戸口聯伍家定制令、又爲置敎職、以導民之孝悌力田、當此時、予父命爲敎職、司香川以西五郡、以春秋巡之、大會民數百千人、乃論和古今、壹事典、協諸制令、而造厥訓辭、諄々然口說之騰焉、於是諸郡之民、趣之猶水之就下沛然、訟獄自弭、姦宄漸逃、而邦内翕然敬君德、一日新於一日、當此時、那珂郡家民某者、信其敎篤、乃就予父、請筆授其所訓、則予父亦不敢違、更爲詳解其制令、著爲一卷、特寫一本以授之、某受而益脩其訓、退而施諸其家、則家道愈美、隣里以愉々如也、於是乎十襲藏之、竊以當金科玉條云、越八年夏五月、予父以儒祇役東都、予亦從之、居數年、東都大火、藩邸亦燒亡、予父子僅得以身脫、則其所草制令解原本、亦從亡、及予父終役歸於高城、而民某亦來謁焉、知彰乃請予父所嘗授制令解而覽之、則其襲包之謹、裱裝之美、益觀其志之篤矣、於是遂寫此一本、且題其卷末者爾

寬政九年丁巳孟夏之日

男　三野知彰謹題

田畝里程考

黒田玄鶴著

田畝里程考

黒田玄鶴著

周

周禮地官小司徒職曰、乃經二土地一而井、牧二其田野一、九夫爲レ井

孟子曰、方里而井、井九百畝、其中爲二公田一、八家皆私百畝

禮記王制曰、方一里者、爲二田九百畝一

大戴禮曰、三百步而里

家語曰、周制三百步爲レ里

漢書食貨志、載二周時井田法一曰、六尺爲レ步

論語集解曰、馬融曰、司馬法六尺爲レ步、步百爲レ畝

玄鶴曰、殷始爲二井田一、周沿レ之、然畝步之法不レ同、周唯以二六尺一爲レ步、以二百步一爲レ畝、若百畝爲レ夫、乃一夫所レ受之田也、周尺今七寸六分、以二六尺一乘レ之、得二四尺五寸六分一、此一步之長也、

百歩則四千五百六十寸、自レ之得二寸積二億七十九萬三千六百寸一、乃百畝之地也、吾邦以二六尺一爲レ歩、三十歩爲レ畝、十畝爲レ段、十段爲レ町、今置二百畝之積一、以二歩法三千六百寸一除レ之、得二五千七百七十六歩一、以二畝法三十歩一約レ之、周百畝當二今一町九段二畝十六歩一

孟子曰、五畝之宅

禮記曰、儒有二一畝宮一

玄鶴曰、五畝今二百八十八歩七分五釐、乃九畝十八歩八分一、畝今五十七歩七分六釐、乃一畝二十七歩七分五釐

漢書食貨志曰、井方一里、是爲二九夫一、八家共レ之、各受二私田百畮一、公田十畮一、是爲二八百八十畮一、餘二十畮、以爲二廬舍一

韓詩外傳曰、古者八家而井田、方里爲二一井一、廣三百歩、長三百歩爲二一里一、其田九百畝、廣一歩、長百歩爲二一畝一、廣百歩、長百歩爲二百畝一、八家爲レ隣、家得二百畝一、餘夫各得二二十五畝一、家爲二公田十畝一、餘二十畝、共爲二廬舍一、各得二二畝半一、八家相保

孟子曰、百畝之田、匹夫耕レ之、八口之家、可二以無一レ飢矣

又曰、夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一

玄鶴曰、井田之法方一里、上農夫八家受レ之、分爲二九區一、毎區百畝餘、百畝内減二八家廬舍地二十畝一、

止餘二八十畝一、八家共レ之、一家所レ耕百十畝、私百畝、公十畝、名二九一一而稅、取二什一之粟一也

周禮遂人曰、辨二其野之土一、上地•中地•下地、以二頒田里一、上地夫一廛、田百畮、萊五十畮、餘夫亦如レ之、中地夫一廛、田百畮、萊百畮、餘夫亦如レ之、下地夫一廛、田百畮、萊二百畮、餘夫亦如レ之

孟子曰、圭田五十畝、餘夫二十五畝

玄鶴曰、一夫受二百畝一、而上中下、各有二萊地之制一、孟子所謂餘夫者、亦萊地歟

一井乃九百畝

玄鶴曰、八家所レ受之地、方三百步、則寸積三億二千四百萬寸、當二今五萬千九百八十四步一、乃今十七町三段二畝二十四步

考工記曰、匠人爲二溝洫一、耜廣五寸、二耜爲レ耦、一耦之伐、廣尺深尺、謂二之甽一、田首倍レ之、廣二尺深二尺、謂二之遂一、九夫爲レ井、井間廣四尺深四尺、謂二之溝一、方十里爲レ成、成間廣八尺深八尺、謂二之洫一、方百里爲レ同、同間廣二尋深二仞、謂二之澮一、專達二於川一

一成九百萬畝、乃方三千步、當二今二千七十九町三段一

六畝步

一同九億畝乃方三萬步　當二今十七萬三千二百八十町步一

莊子曰、回有二郭外之田五十畝一、足三以給二飦粥一、郭內之田十畝、足三以爲二絲麻一

玄鶴曰、今以二魏國平歲之收一計レ之、顏淵六十畝、收二粟九十石一、除二什一之稅一、餘二八十一石一、較二之於魏五口家一、不レ充二終歲之食一、而況有二春秋祭祀衣食雜費一乎、顏氏之貧乃可レ知也

春秋宣公十五年曰、初稅レ畝、注杜預曰、公田之法、十取二其一一、今又履二其餘一、畝復十收二其一一

玄鶴曰、一夫所レ耕百十畝、而什稅二其一一、謂二之徹一、宣公初每レ畝取二其一一、百十畝、則公十一畝、是重斂也、井田之法廢矣

論語曰、魯哀公問二於有若一曰、年饑不レ足、如二之何一、有若對曰、盍レ徹與、曰、二吾猶不レ足、如二之何一其徹也

玄鶴曰、宣公稅レ畝、魯後以爲レ常、哀公之時尙然、所謂二吾猶不レ足者、重斂之二也

周禮旅師曰、掌二聚野之耡粟屋粟閒粟一

考工記匠人曰、任地國宅無レ征、園廛二十而一、近郊十一、遠郊二十三、甸・稍・縣・都、皆無レ過二十二一、唯其漆林之征、二十而五

玄鶴曰、耡粟莇粟也、即近郊十一之征、閒粟閒田之耡粟、即十二之征、屋粟園廛之征、即二十而一也、又載師曰、凡田不レ耕者出二屋粟一、此屋非二園廛居地之言一、乃三夫爲レ屋之屋也、漢志周官稅レ民、凡田不レ耕爲二不殖一、出二三夫之稅一是也

詩曰、邦畿千里

禮記王制曰、方一里者、爲二田九百畝一、方十里者、爲二方一里者百一、爲二田九萬畝一、又曰、天子之田方千里、公侯田方百里、伯七十里、子男五十里、又曰、西不レ盡二流沙一、南不レ盡二衡山一、東不レ盡二東海一、北不レ盡二恒山一、凡四海之內、斷レ長補レ短、方三千里、又曰、凡四海之內九州、州方千里

周禮遺人職曰、凡賓客會同、師役掌二其道路之委積一、凡國野之道、十里有レ廬、廬有二飲食一、三十里有レ宿、宿有二路室一、路室有レ委、五十里有レ市、市有二候館一、候館有レ積

玄鶴曰、里程本出二于田法一、一里乃三百步、今一萬三千六百八十寸、吾邦里法、以二六尺一爲レ步、六十步爲レ町、三十六町爲レ里、今置二一萬三千六百八十寸一、以二六尺一除レ之、得二二百二十八步一、以二町法一約レ之、得二三町四十八步一

一里當二今三町四十八步一、十里當二今一里二町一、百里當二今十里二十町一、千里當二今百五里二十町

莊子曰、適二百里一者、宿舂レ糧、適二千里一者、三月聚レ糧

玄鶴曰、百里常人一日行程也、今十里二十町

大射禮曰、大侯九十、糝侯七十、豻侯五十

玄鶴曰、此侯道也、大侯即虎侯、其道九十弓、糝侯即熊侯、其道七十弓、豻侯即豹侯、其道五十弓、弓長六尺、九十弓則五千四寸、當二今四十一丈四寸一、七十弓則四千二百寸、當二今三十一丈九尺二寸一、五十弓則三千寸、當二今二十二丈八尺一

大學曰、百乘之家

五經算術曰、論語曰、道ニ千乘之國一、注云、司馬法、六尺爲レ步、步百爲レ畝、畝百爲レ夫、夫三爲レ屋、屋三爲レ井、井十爲レ通、通十爲レ成、成出ニ革車一乘一、然則千乘之賦、其地千成也、今有ニ千乘之國一、其地千成、計積九十億步、問爲ニ方幾何一

漢書刑法志、載周時軍賦之制曰、甸六十四井也、有ニ戎馬四匹、兵車一乘、牛十二頭、甲士三人、卒七十二人一、干戈備具、是謂ニ乘馬之法一、一同百里、提封萬井、除ニ山川・沈斥・城池・邑居・園囿一、術路三千六百井、定出レ賦六千四百井、戎馬四百匹、兵車百乘、此卿大夫采地之大者也、是謂ニ百乘之家一、一封三百一十六里、提封十萬井、定出レ賦六萬四千井、戎馬四千匹、兵車千乘、此諸侯之大者也、是謂ニ千乘之國一、天子畿方千里、提封百萬井、定出レ賦六十四萬井、戎馬四萬匹、兵車萬乘、故稱ニ萬乘之主一

玄鶴曰、一井乃九萬步、一通乃九十萬步、一成乃九百萬步、十成乃九千萬步、百成乃九億步、千成乃九十億步、平方開レ之、得ニ方九萬四千八百六十八步一、以ニ四尺五寸六分一乘レ之、今四百三十二萬五千九百八十寸八分、以ニ六尺一除レ之、今七萬二千九十九步四尺八分、以ニ町法一約レ之、今一萬二千十五町九步四尺八分、以ニ里法一約レ之、千成之地、當ニ今方三百三十三里二十七町九步四尺八分一

漢書食貨志、載ニ魏文侯之田法一曰、李悝以爲ニ地方百里、提封九萬頃一

玄鶴曰、以二百畝一爲レ頃、昉二于魏文侯一
又溝洫志、載二魏史起之言一曰、魏氏之行レ田也、以二百畝一、鄴獨二百畝、是田惡也
玄鶴曰、魏國尙有二萊地之制一、如レ此
又食貨志、載二魏百畝之收一曰、一夫挾二五口一、治レ田百畮、歲收畮一石半、爲二粟百五十石一、除二十一之稅
十五石一、餘二百三十五石一
玄鶴曰、此魏國平歲之收、五口之家、歲不レ足二四百五十一、於レ是李悝廢二什一之稅一、而設二糴三舍一之
法一、古制遂寢
一頃乃百畝、十頃乃千畝、百頃乃萬畝、千頃乃十萬畝、萬頃乃百萬畝

秦

史秦本記十二年曰、四十一縣、爲レ田開二阡陌一、又二十六年曰、六尺爲レ步
漢書食貨志曰、及三秦孝公用二商君一、壞二井田一開二阡陌一
吳國倫曰、按、阡陌田間之道、即周禮遂上之徑、溝上之畛、洫上之涂、澮上之道也、蓋陌之爲レ言百
也、遂洫縱而徑涂亦縱、則遂間百畝　洫間百夫、而徑涂爲レ陌、阡之爲レ言千也、溝澮橫而畛道亦橫、
則溝間千畝、澮間千夫、而畛道爲レ阡、此其水陸占地頗多、先王非三虛二棄之一、所下以止二彊界一止二侵爭一、
時畜洩備二水旱一、計中永久上也、商鞅開レ之、不二亦深可一レ怪也

玄鶴曰、陌通下百畝與二百夫一之田上之道也、阡通下千畝與二千夫一之田上之道也、若夫二百四十步爲レ畝、唯孝公爲レ始耳

漢書溝洫志曰、鄭國曰、始臣爲レ間、然渠成亦秦之利也、臣爲レ韓延二數歲之命一、而爲レ秦建二萬世之功一、秦以爲レ然、卒使レ就レ渠、渠成而用漑二注塡閼之水一、漑二舃鹵之地一四萬餘頃、收皆畝一鍾、於レ是關中爲二沃野一、無二凶年一、秦以富彊、卒幷二諸侯一、因名二鄭國渠一

玄鶴曰、此引二史記河渠書之文一、然畝一鍾、則以レ米言レ之、非レ粟也、不レ然、與二事實一不レ合矣

一畝濶一步、長二百四十步、一頃亦同、當二今四畝十八步六分一、呂氏春秋曰、六尺之耜、所二以成一レ畝也、其博八寸、所二以成一レ甽也、耨柄尺此其度也、其耨六寸、所二以間稼一也

玄鶴曰、秦變二制度一、耜之廣、與レ周不レ同

漢

漢書食貨志曰、輕二田租一、什五而稅レ一

玄鶴曰、高祖承二秦之敝一、饑饉荐臻、及二天下漸定一、始省二稅法一、然以二六尺一爲レ步、步百爲レ畝者、沿二周制一也、若二租稅一、則什五而取二其一一、給二吏祿一、供二官用一、遂至二惠帝高后之末一矣

又曰、今農夫五口之家、其服役者不レ下二二人一、其能耕者、不レ過二百晦一、百晦之收、不レ過二百石一

玄鶴曰、文帝之時、猶用二百步爲レ畝之法一、前漢粟量之百石、當二今十六石六斗一升一、除二十五而一一、

餘二粟十五石五斗三合一

淮南子曰、一人蹠耒而耕、不レ過二十畝一、中田之獲、卒歲之收、不レ過二畝四石一

玄鶴曰、十畝乃一人一日所レ耕也、畝四石漢時收、牽與二溝洫志・東觀記等一同

一畝濶一步、長百步、百畝方百步、此井田之百畝、與レ周同

景帝田法

漢書食貨志曰、孝景二年、令二民半出一田租一、三十而稅レ一也

玄鶴曰、文帝屢省二半租一、而至二惠帝時一、遂以二三十一一爲二常稅一

又曰、武帝末年、悔二征伐之事一、廼封二丞相一、爲二富民侯一、下レ詔曰、方今之務、在二於力一レ農、以二趙過一爲二搜粟都尉一、過能爲二代田一、一晦三甽、歲代レ處、故曰二代田一、古法也、后稷始二甽田一、以二二耜一爲レ耦、廣尺深尺、曰、甽長二終晦一、一晦三甽、一夫三百甽、而播二種於甽中一、又曰、十二夫爲レ田、一井一屋、故晦五頃、用二耦犂二牛一、三人一歲、常縵田晦一斛以上、善者倍レ之

玄鶴曰、按、此文武帝爲二代田一、則當時猶以二六尺一爲レ步、百步爲レ畝者明矣、唯頃與二魏氏一不レ同、濶一步、長二百四十步、謂二之一頃一、此景帝之田法也、蓋秦之遺法、故晦之故、猶レ云レ舊、乃武帝之時、指二景帝之頃法一而言也

又注、鄧展曰、九夫爲レ井、三夫爲レ屋、夫百晦、於レ古十二頃、古百步爲レ晦、漢時二百四十步爲レ晦、

古千二百畮、則得二今五頃一

玄鶴曰、於レ古十二頃、則魏文侯之田法、古千二百畝、則得二今五頃一、此景帝之田法也

明章演圖書編、載二前漢桑弘羊說一曰、古者制レ田、百步爲レ畝、民井田而耕、什而藉レ一、先帝哀二憐百姓之愁苦、衣食不レ足、制二田二百四十步一、而一畝三十而稅レ一

玄鶴曰、先帝指二景帝一、非レ指二高祖一也、何者三十而稅レ一、則昉二于景帝之時一也、弘羊武帝之臣、爲二治粟都尉一、領二大農一者、故云爾

漢書食貨志、載二王莽之事一曰、下レ令曰、漢氏減二輕田租一、三十而稅レ一、常有二更賦一、罷癃咸出、而豪民侵陵、分田劫、假二厥名三十一、實什稅レ五也、又曰、今更二名天下田一、曰二王田一、奴婢曰二私屬一、皆不レ得二賣買一、其男口不レ滿レ八、而田過二一井一者、分二餘田一與二九族一、鄕黨犯レ令、法至レ死、制度又不レ定

玄鶴曰、按、武帝制二代田一、以二一井一屋一爲二五頃一、而無二萊地一、八家共レ之、三十而稅レ一、王莽時猶然、平宣之間、民多兼並、富者益富、貧者益貧、姦邪俱起、於レ是王莽雖下倡二王田一擬中井田上、而無二萊地一、口賦力役、多二於古一、故遂不レ行、亦復二代田一、繇レ此觀レ之、畝則百步、唯二百四十步爲レ頃耳、後世頃畝相混、而爲二一實一、不レ然也

又溝洫志曰、嚴熊言臨レ晉、民願三穿レ洛以溉二重泉以東萬餘頃一、故惡地、誠卽得レ水、可レ令二畝十石一、於

レ是爲發ニ卒萬人ニ穿レ渠

玄鶴曰、此畝濶一步、長二百四十步、與レ頃同、以レ此算ニ井田百畝一、則歲收ニ四百十六石有奇一

又武帝記曰、賜下徙ニ茂陵一者、戶錢二十萬、田二頃上

又食貨志曰、天下迺超拜式爲ニ中郞一、賜ニ爵左庶長、田十頃一

又地理志曰、定ニ墾田八百二十七萬五百三十六頃一

玄鶴曰、此景帝之頃法、乃與レ秦同

一頃乃二百四十步、十頃乃二千四百步、百頃乃二萬四千步、千頃乃二億四萬步

漢書地理志曰、漢興用ニ秦制度一、又曰、地東西九千三百二里、南北萬三千三百六十八里

又食貨志曰、過能爲ニ代田一、一晦三甽、又曰、井方一里

玄鶴曰、漢沿ニ周制一、以ニ三百步一爲ニ一里一、亦與レ秦無レ異焉

漢書曰、賈山曰、秦爲ニ馳道於天下一、東窮ニ燕齊一、南極ニ吳楚一、道廣五十步

玄鶴曰、五十步、當ニ今三十八步一

又曰、吉行日五十里、師行三十里、又曰、且兵輕行五十里、重行三十里

玄鶴曰、五十里、今五里十町、三十里今三里六町

後　漢

後漢書光武記曰、建武六年十二月癸巳、詔曰、頃者師旅未レ解、用度不レ足、故行二什一之稅一、今軍士屯田、糧儲差積、其令下郡國收二見田租一、三十稅レ一、如中舊制上

玄鶴曰、世祖之初、收二什一之稅一、則似レ行二井田之法一、而及二國用漸足一、亦復二景帝之制一如レ此

又仲長統傳損益篇曰、今通二肥饒之率一、計二稼穡之入一、令二畝收二三斛一、斛取二一斗一、未レ爲二甚多一、一歲間則有二數年之儲一、雖下與二非法之役一、恣二奢侈之欲一、廣中愛幸之賜上、猶未レ能レ盡也、不レ循二古法規一爲二輕稅一、及レ至二一方有レ警、一面被レ災、未レ逮二三年一、校二計蓄短一、坐觀二戰士之蔬食一、立望二餓殍之滿一レ道、如レ之何、爲レ君行二此政一也、二十稅レ一、名レ之曰レ貊、況三十稅レ一乎、夫薄二吏祿一、以豐二軍用一、緣二於秦一征二諸侯一、續以二四夷一、漢承二其業一、遂不二改更一、危レ國亂レ家、此之由也、今田無二常主一、民無二常居一、吏食日稟、祿班未レ定、可下爲二法制一、畫二一定科一、租二稅十一一、更レ賦如上レ舊、今者土廣民稀、中地未レ墾、雖レ然、猶當レ限以二大家一、勿レ過レ制

玄鶴曰、此畝景帝之頃法、濶一步、長二百四十步、畝收二三斛一、算二之井田一、百畝之積、與二景帝四十一頃六分一適、故以二三斛一、乘二四十一頃六分一、得二百二十五石許一、是平歲之率也、後漢粟量、與二前漢一異、百二十五石、當二今二十二石八斗五升一、三斛當二今五斗四升八合一、肥饒之饒、恐磽字之誤

東觀記曰、墾田千餘頃、得二穀百萬餘斛一

玄鶴曰、元和中、張禹開二蒲陽坡一、而所レ漑之田也、一頃收二千斛一、以二二百四十步一除二千斛一、則百畝

收ニ四百十六石有奇一、此爲ニ執田一之故也

後漢書劉般傳曰、郡國牛疫、通使ニ區種增耕一、注氾勝之書曰、上農區田法、方深各六寸、間相去七寸、一畝三千七百區、丁男女種ニ十畝一、至レ秋收ニ區三升粟一、畝得ニ百斛一、中農區田法、方七寸、深六寸、間相去二尺、一畝千二十七區、丁男女種ニ十畝一、秋收粟畝得ニ五十一斛一、下農區田法、方九寸、深六寸、間相去三尺、秋收畝得ニ二十八石一、旱即以レ水沃レ之

玄鶴曰、後漢有ニ牛疫一、而多妨レ耕、故劉伯與ニ制區種之法一、增ニ進頃畝一、聊救ニ一時之弊一耳、今算ニ區田一、其法不レ明、蓋有ニ闕文誤字一歟、大概計レ之、上農區、方六寸間七寸、而三千七百區、則濶一步、長二百四十步許之地也、若ニ中下區法、萊地之制一不レ詳、故難レ算矣、恐吏亦失ニ其實一也

又虞詡傳曰、兵法、日行不レ過ニ三十里一、而今且二百里

又李固曰、軍行日三十里

周髀算經曰、一衡之間、萬九千八百三十三里三分里之一、即爲ニ百步一、漢趙君卿注曰、此數夏至冬至、相去十一萬九千里、以ニ六間一除レ之得矣、法與ニ餘分一皆半レ之、北周甄鸞曰、求ニ一衡之間一、一萬九千八百三十三里三分里之一法、置ニ冬至夏至相去十一萬九千里一以ニ六間一除レ之、即得レ法、與ニ餘分一半レ之得也

玄鶴曰、周以ニ三百步一爲ニ一里一、秦及兩漢猶然、當ニ北周之時一、亦無レ異耳

晋書傅玄傳曰、古以二步百一爲レ畝、今以二二百四十步一爲二一畝一、所二覺過一倍近、魏初課曰、不三務多二其頃畝一、但務レ修二其功力一、故白田收至二十餘斛一、水田收數十斛一

又陶潛傳曰、乃使一頃五十畝種秫、五十畝種秔

玄鶴曰、凡二百四十步爲レ畝者、一統之大法、而以二百步一爲レ畝、或爲レ頃者、古之法、晋亦往々雜用、非二當時之正典一矣

孫子算經曰、今有二方田一、桑生二中央一、從レ角至レ桑、一百四十步、問爲レ田幾何、答曰、一頃八十三畝奇一百八十步、術曰、置二角至レ桑一百四十七步一倍レ之、得二二百九十四步一以レ五乘レ之、得二一千四百七十步一以レ七除レ之、得二二百一十步一、自相乘得二四萬四千一百步一、以二二百四十步一除レ之、即得

五曹算經曰、今有二官田九百畝一、凡一步收二粟三升二合一問計幾何、答曰、六千九百一十二斛、術曰、列二田九百畝一、以二二百四十步一乘レ之、得二二十一萬六千步一、以二三升二合一乘レ之、即得

玄鶴曰、秦孝公以二二百四十步一爲レ畝、漢景帝沿焉、或頃云、或畝云、自レ此以往、兩漢三國、六朝魏周、聯綿不レ改如レ此

隋　唐

夏侯陽算經曰、雜令、諸度レ地、以二五尺一爲二一步一、三百六十步爲二一里一、田令、諸田廣一步、長二百四十步爲レ畝、畝百爲レ頃

玄鶴曰、淸陸錫紀・昀戴震等、奉レ詔按ニ此書一、以ニ雜令・田令一爲ニ隋制一、葢有レ以也、故以レ陽爲ニ隋人一、今擧レ此而爲ニ隋法一、然尺度至ニ隋唐一、則詭長不レ少、而隋唐用ニ宋氏鐵尺制一、大小二尺、大尺五尺、當ニ小尺六尺一、田畝里程、元是粗法、度レ地以ニ五尺一者、欲下與ニ古步一不上レ差也

唐書食貨志曰、唐制度レ田以レ步、其濶一步、其長二百四十步爲レ畝、百畝爲レ頃

六典曰、凡天下之田、五尺爲レ步、二百四十步爲レ畝、百畝爲レ頃

玄鶴曰、宋氏鐵尺、長ニ於周漢尺一僅一分、若ニ田畝一隨レ俗、而不レ改

通典曰、天寶中、應受田一千四百三十萬三千八百六十二頃十三畝、又曰、大業中、天下墾田五千五百八十五萬四千四十頃、按、其時有ニ戶八百九十萬七千五百三十六一、則每戶合ニ得墾田五頃餘一、恐ニ本史之非レ實

玄鶴曰、隋唐以ニ二萬四千步一爲ニ一頃一、當ニ今四町六段二畝二步四分一、因考ニ此頃一、天寶用ニ後漢頃法一、大業用ニ魏國頃法一、亦不レ可レ知、何者、隋記所レ載、東西九千三百里、南北一萬四千八百十五里、此與ニ漢志一略同

夏侯陽算經曰、今有ニ田三百七十九畝一、畝出レ稅穀三升、納レ官每レ斛加ニ二升耗一、問輸正及耗各幾何、答曰、正一十一斛三斗七升、耗二斗二升七合四勺

玄鶴曰、畝出レ稅穀三升、則一畝終歲之收、似レ得ニ三斛一、此與ニ仲長統之說一符、隋猶以ニ濶一步長二

百四十步一爲レ畝者、明矣

一畝　濶一步、長二百四十步、與二後漢一同

一頃　乃百畝、而二萬四千步、當二今四町六段二畝二步四分一

通典守拒法曰、一步五尺之城、計レ役二百三十五人、一百步計レ功、二萬三千五百人、三百步計レ功、七萬五百人、率一里、則十里可レ知

玄鶴曰、唐一里乃三百步、與二舊唐書一符、杜氏以二大尺五尺一爲レ步、三百步爲レ里者、率與二小尺六尺一同爾、此依二司馬法一、而論レ之故也、而隋唐里法、亦有二大小二程一矣

隋書地理志曰、京兆郡開皇三年、置二雍州城一、東西十八里一百一十五步、南北十五里一百七十五步

唐書曰、京城長六千六百六十五步、廣五千五百七十五步

六典曰、今京城、隋開皇二年所レ置、東西十八里一百一十五步、南北十五里一百七十五步

圖書編、載二唐李翺平賦書一曰、一畝之田、起二于六尺之步一、二百四十步之謂レ畝、三百有六十步之里

玄鶴曰、合二四書一而考レ之、隋唐以二小尺六尺一爲レ步、三百六十步爲レ里者、大程也

小一里與二周漢一同

大一里乃三百六十步、當二今四町三十七步有奇一

宋

玉臠錄、載＿程伊川之說＿曰、古者百畝、當＿今之四十畝＿、今之百畝、當＿古之二百五十畝＿

宋書食貨志曰、天下墾田、無慮三千餘萬頃

玄鶴曰、古之百畝、寸積三千六百萬寸、以＿四十畝＿除＿之、又以＿二百四十步＿除＿之、得＿三千七百五十寸＿、平方開＿之、得＿六尺一寸二分三釐＿、以＿六尺＿除＿之、得＿一尺二分有奇＿、因按、周漢六尺一寸二分三釐有奇、與＿鄧保信尺・大晟樂尺等＿五尺略同、又以＿四百畝＿除＿千畝＿、得＿宋百畝＿、當＿今之二百五十畝＿

謝蔡微算經曰、五尺爲＿步、三百六十步爲＿里

玄鶴曰、鄧保信尺五尺、今四尺六寸五分、大晟樂尺五尺、今四尺七寸、以＿三百六十步＿乘＿之、得＿一萬六千七百五十四寸＿、以＿六尺＿除＿之、得＿二百七十九步一尺四寸＿、以＿町法六十步＿除＿之、得＿四町三十九步一尺四寸＿

一畝濶一步、當＿今四尺六寸五分四釐＿、長二百四十步、置＿四尺六寸五分四釐＿、自＿之二千百六十六寸、以＿二百四十步＿乘＿之、五十一萬九千八百四十寸、以＿步法三六＿除＿之、得＿百九十步四分＿、以＿畝法三十＿除＿之、當＿今四畝二十四步四分＿

一里乃三百六十步、當＿今四町三十九步一尺四寸＿

元

朱世傑算學啓蒙曰、按、畝法濶一步、長二百四十步、當二自方五尺一爲レ步也
玄鶴曰、元五尺今五尺六寸、自方三千百三十六寸、以二二百四十步一乘レ之、七十五萬二千六百四十寸、以二步法三六一除レ之、得二二百九步一、以二畝法三十一約レ之、當二今六畝二十九步一
圖書編、載二明胡瀚井牧論一曰、元六十七畝、古之百四十畝也
玄鶴曰、按二此文一、元以二六尺一爲レ畝者明矣、古之百四十畝、則以二周漢二百四十步一爲レ畝、而言也
十八史略曰、元以二耶律楚材言一、始定二天下賦稅一、上田每畝稅三升、中田二升半、下田二升、水田一畝五升、商稅三十分一、五戶出レ絲一斤、以給二諸王功臣湯沐之賜一、鹽每銀一兩四十斤、永爲二定額一
玄鶴曰、稅法亦似二隋制一

明　淸

類經曰、今工部収二藏寶源局量地銅尺一、五尺爲レ步
圖書編曰、以二二百四十步一爲レ畝
玄鶴曰、明量地尺五尺、今五尺四寸、自方二千九百十六寸、以二二百四十步一乘レ之、六十九萬九千八百四十寸、以二步法三六一除レ之、百九十四步、以二畝法三十一除レ之得二今六畝十四步一
大明會典曰、洪武二十六年十二布政司、并直隸府州田土、總計八百五十萬七千六百二十三頃（爲二量地尺一）
又曰、萬曆六年、十三布政司、并直隸府州實在田土、總七百一萬三千九百七十六頃二十八畝（爲二量地尺一）

玄鶴曰此頃、亦似ニ畝之謂一

茂卿度考曰、近得下海舶所ニ齎來一、今江南官斗步弓、裁衣尺弓上、當ニ吾邦伍尺肆寸一

玄鶴曰、淸步弓與レ明同、田畝之制亦可レ知

洪武正韵曰、路程、今以ニ三百六十步一爲レ里

玄鶴曰、明一步、今五尺四寸、以ニ三百六十一乘レ之、一萬九千四百四十寸、以ニ步法六尺一約レ之、三百二十四步、以ニ町法六十步一約レ之、五町二十四步

一里、當ニ今五町二十四步一

五雜俎曰、潞藩莊田四萬頃、徵レ租亦四萬、一畝一分、皆荒田也、福藩比例四萬頃、而每畝徵レ租三分、則十二萬矣

玄鶴曰、按ニ此文一、頃與レ畝同、田租亦畝三升之法

正誤

禮記王制曰、古者以ニ周尺八尺一爲レ步、今以ニ周尺六尺四寸一爲レ步、古者百畝、當ニ今東田百四十六畝三十步一

玄鶴曰、竊以、周始以ニ八尺一爲レ步、周末以ニ六尺四寸一爲レ步、依レ之以ニ古之百畝一、算ニ今東田一不レ合、鄭玄・穎達等皆謂、經文錯亂、是千古之所レ難也、因考、以ニ八尺一爲レ步者、似ニ夏以上之法一、以ニ六尺四寸一爲レ步者、似ニ殷之步法一、何者、孟子所謂、夏五十而貢、殷七十而助、周百畝而徹、夏一夫受レ田

五十畝、其步蓋周尺八尺也、殷七十畝、其步蓋周尺六尺四寸也、周百畝、唯以二六尺一爲レ步也、以レ此算二夏・殷・周之畝一、夏五十畝、與二周八十八畝一近、殷七十畝、與二周八十畝一近、夏・殷各異二萊地餘夫之制一、而與レ周不レ同、故然耳、所謂東田者、東邊之地、廼夏・殷之舊田、周時混淆、而指レ之耳、不レ可二深泥一矣

後漢書注唐章懷太子曰、謹案二春秋井田記一、人年三十受二田百畝一、以食二五口一、五口爲二一戶一、父母妻子也、公田十畝、廬舍五畝、成田一頃十五畝、八家而九頃二十畝、共爲二一井一

玄鶴曰、以二九百二十畝一爲二一井一、此非二周法一也

圖書編曰、古以二步百一爲レ畝、自二漢武一至レ今、以二二百四十步一爲レ畝

玄鶴曰、章演以二弦羊一爲二昭帝之臣一、故謂二二百四十步爲レ畝者、始二于武帝之時一矣、可レ謂二失言一耳

又曰、今之五十畝、古之百畝

玄鶴曰、明量地尺五百尺、今五千四百寸、自方二千九百十六萬寸爲二百畝一、以二二四一乘レ之、折半得二三千四百九十九萬二千寸一、此與二井田百畝之積一不レ合者、百萬八千寸、亦算二大概一之言耳

穀梁傳注曰、一夫一婦、佃田百畝、以共二五口一、父母妻子也、又受レ田十五畝、以爲二公田一、公田在レ內、私田在レ外、此一夫一婦、爲耕二百十畝一

玄鶴曰、亦是以二九百二十畝一爲二一井一、與二章懷太子說一同

公羊傳注曰、凡爲レ田一頃十二畝半、八家而九頃、共爲二一井一

玄鶴曰、頃魏國之田法、此非二井田之制一也

禮記曰、古者百里、當二今百二十一里六十步四尺二寸二分一

玄鶴曰、古者、蓋堯以上之言乎、將夏・殷乎、當今、亦夏乎、殷乎、難二得而考一、先輩以爲二經文錯亂一、上古黃帝治二天下一、方制萬里、堯遭レ水、禹治レ之爲二九州一、而制二五服一、設二九品田賦一、是堯之舊制、王肅以爲二五服一、相距爲二方五千里一、此直方之數也、賈逵・馬融、以爲二面三千里一、相距爲二方六千里一、鄭玄以爲二面五千里一、相距爲二方萬里一、司馬遷・孔安國與レ此同、周禮、王畿之外有二九服一、是爲二方萬里一者、不レ可レ疑、潁達以爲、以二漢志所下言、南北及東西里數、驗二其所下言、山川不レ出二禹貢之域一、古今地同、而得二里數一異者、舜典所レ言、據二虛空鳥路一、方直而計レ之、漢志所レ載、乃著地人跡、屈曲而度レ之耳、所謂方三千里者、不レ盡二四方一、而斷レ長補レ短之言、或方五千里、或方六千里、或方萬里、皆擧二大概一耳、若夫里程、堯與二周・漢一、置而不レ論、殷以上之步法里程、未レ聞二其詳一、且王制、漢世爲レ之、識者取捨焉

徂徠田畝考曰、周一步、當二今五尺七寸五分有奇一、一畝方十步、當二今三畝一步有奇一、一里當二今四町四十七步有奇一

紫芝園漫筆曰、周尺先儒說皆云、當二日本曲尺之六寸四分一、太短、或云、當二今八寸一、太長、徂徠先生

詳考、以爲二當今曲尺之七寸二分弱一、是爲二定說一、予嘗以レ此推二古今田里法一曰、古者一里、千八百尺、當二今千二百八十六尺一、古者一畝、當二今五十一步六百二十五分步之五百二十五一

玄鶴曰、徂徠以二八尺一爲二一步一、春臺以二六尺一爲レ步故如レ此、如二周尺二子一、已失レ考耳

周禮曰、公五百里、侯四百里、伯三百里、子二百里、男百里

玄鶴曰、孟子對二北宮錡一曰、天子之制、地方千里、公侯皆方百里、伯七十里、子男五十里、凡四等、蓋漢儒以レ此作二王制之文一也、孟子惟修レ德而不レ待、大湯以二七十里一、文王以二百里一、其言可レ見、方百里者、公侯爵祿之田、周禮所レ載者、五等封疆之制、郝京山疑下周禮與二禮記一不上レ合、而以レ田爲レ國、遂創二異議一、不二亦誤一乎

談經曰、子路言志二千乘之國一夫子哂レ之、冉子言二七十五里一、則子路之千乘爲二百里一甚明、古大國無レ過二百里一、信矣

玄鶴曰、天子謂二之萬乘一、諸侯謂二之千乘一、卿大夫謂二之百乘一、皆軍賦之法、如二子男一、其地不レ足レ賦二千乘一也、依二周制一、考レ之、公五百里、則三千乘許、侯四百里、則二千乘許、伯百里、則千乘許、子路言二千乘之國一、蓋伯也、若攝二於大國之間一、可二以見一、冉有言二七十五里一、則伯以下子男之祿也、孟子告二滑釐一曰、周公之封二於魯一、爲二方百里一也、大公之封二於齊一、爲二方百里一也、今魯方百里者五、此方百里、乃班祿之田、所謂五者、後世拓レ土也、魯國則周公之時之魯國、而孟子之時、無二亦有二別

公一、五百里則以レ國言、方百里則以レ田言矣、故論語齊景公、有二馬千駟一、左傳魯昭公、革車千乘、是也、若晉治二兵于邾南一、甲車四千乘、劉向新序、江乙答二楚王一曰、今王地方五千里、帶甲百萬、此國富而兵足矣、郝敬惟泥二孟子一、而失レ考耳

名義集曰、一箭道、嘉祥云、二里、或云、取二射堞一百五十步一、或云、百三十步、或云、百二十步

玄鶴曰、天毒之里法、有二大小二程一、西域記云、夫數量之稱、踰繕那者、舊曰二由旬一、又曰二踰闍那一、又由延、皆訛略也、踰繕那者、自二古聖王一、一日軍行、舊傳一踰繕那四十里、印度國俗、乃三十里、聖教所レ載、唯十六里、大論云、由旬三別、大者八十里、中者六十里、下者四十里、論二中邊山川不同一、致二行里不等一、窮微之數、分二一踰繕那一爲二八拘盧舍一、分二一拘盧舍一爲二五百弓一、分二一弓一爲二四肘一、分二一肘一爲二二十四指一、分一二指節一爲二七宿麥一、一說拘盧舍、乃一牛吼地、謂三大牛鳴聲所二極聞一、或云、一鼓聲、倶舍論云、二里、襍寶藏云、五里、皆五百弓之地而如レ此、若夫百五十步、百三十步、百二十步、則射堞不レ同、猶二侯道各有一レ別耳、鑿而不レ可レ泥、今依二倶舍論一、大概算レ之、中人膚寸者、今四寸許、二十四指、乃六膚寸、是一肘、四肘二十四膚寸、以二四寸一謀レ之、九尺六寸、是一弓、五百弓乃四百八十丈、當二今八百步一、則十三町二十步、是拘盧舍也、以二二里一除レ之、一里當二今六町四十步一、踰繕那十六里、當二今三里許一、周。漢所謂軍行三十里、暗與レ此會、此大程也、又據二大論及舊說一考レ之、拘盧舍乃八百步、以二五里一除レ之、一里當二今百六十步一、亦二町四十步、此小程也、舊說踰繕那

四十里、與二大論由旬三等之里法一、則用二小程一也、嘉祥所レ言二里者亦然、普潤未二深考一也。天毒尺具二于度考一、法苑珠林、軍行作二邏行一、雜心論、宿麥作二穬麥一、皆通、毗曇論一弓爲二八尺一、贅備二一說一耳

說文曰、鄽一畝半、周禮曰、一夫田一鄽

孟子曰、市鄽而不レ征レ之、鄽則一畝半、一家之居也、又曰、願受二一廛一、而爲二氓之廛一、則田百畝之言也

正字通曰、一步曰レ步、兩步曰レ武

玄鶴曰、儀禮云、不レ及二地武一、注、武迹也、中人之迹尺二寸、按、無二正文一、唯漢禮云、五武成レ步、步六尺、或據レ此而言也、所謂步者、一擧二左足一爲レ跬、再擧二右足一爲レ步、則尺二寸似レ得二其所一、兩步曰レ武、則與レ注不レ會、若一步曰レ步、簡約難レ通、亦失二其實一矣、學者察レ諸

文獻通考曰、武德七年、始定二均田賦稅一、凡天下丁男、十八以上者、給二田一頃一、篤疾癈疾、給二四十畝一、寡妻妾三十畝、若爲レ戶者、加二二十畝一、皆以二二十畝一爲二永業一、其餘爲二口分一、中略凡授レ田者、丁歲輸二粟二石一、謂二之租丁一

水心葉氏曰、唐興、只因二元魏・北齊制度一、而損二益之一、其度レ田之法、濶一步、長二百四十步爲レ畝、百畝爲レ頃、一夫受レ田一頃、周制乃是、百步爲レ畝、唐却是二倍有餘、此一頃制度、與二成周一不レ合、八十

畝爲二口分一、二十畝爲二世業一

玄鶴曰、秦見租十五、漢興循而不レ改、後復十一、或三十一、制度不レ齊、魏武初袁氏、以定二鄴都一、終收二田租一、畝粟四升、晋平レ呉之後、男子一人、占田七十畝、女子三十畝、其外丁男課田五十畝、丁女二十畝、次丁男半レ之、女則不レ課、男女年十六以上、至二六十一爲二正丁一、十五以下、至二十三・六十一以上、六十五一爲二次丁一、十二以下、六十六以上爲二老小一、不レ事二遠夷一、不レ課レ田者、輸二義米戶三斛一、遠者五斗、極遠者輸二算錢一、人二十八文、至二咸和五年一、始度二百姓田一、取二十分之一一、率畝稅米三升、哀帝即レ位、乃減二田租一、畝收二二升一、後魏有二十丁取レ一之法一、至二明帝孝昌二年一、稅二田租一畝五升、借二賃公田一者、畝一斗、後周文帝覇政之初、設二槩租二石、義租五斗之法一、隋又依二周制一、役丁爲二十二番匠一、則六番一牀、租粟三石、民不レ堪二楚苦一、唐與損二益之一、以二粟二石一爲二租丁一云

楊升庵全集曰、世儒罪二秦廢二井田一、不レ知二井田之廢、始二于管仲一、作二內政一已漸壞矣、至レ秦乃盡壞耳

玄鶴曰、元陳孚題二管仲井詩一、盡レ野分レ民亂二井田一、百王禮樂散二寒烟一、平生一勺潢汙水、不レ信東溟浪沃レ天、可レ謂二螻蟻潰一レ堤矣

佛國曆象編曰、立世阿毘曇云、從二極南路一、至二極北路一、二百九十由旬日月、於レ是中行無二減長一、置二四十七度一、乘二二百五十一、則得二一萬一千七百五十里一、以如二二百九十由旬而一得二四十里零百八十六步奇一、是即一由旬之量也

玄鶴曰、此亦大概之言、而未レ盡二其核實一矣

周禮曰、遂人凡治レ野。又曰、匠人爲二溝洫一、鄭玄注曰、鄉遂用二溝洫之法一也、又曰、都鄙用二井田之法一也

玄鶴曰、鄭注、鄉遂用二貢法遂人一、所謂十夫有レ溝是也、都鄙用二助法匠人一、所謂九夫爲レ井是也、分作二兩項一、朱熹從レ之、永嘉陳氏辨而盡矣、近世諸儒、合而爲レ一、決不レ可レ合、孟子所謂、野九一者、乃授田之制、蓋助有二公田一、故其數必拘二於九八一、居二四旁一爲二私田一、而一居二其中一爲二公田一、是也、國中什一者、乃取レ民之制、若貢則無二公田之法一、特言下十取二其一一之數上耳、孟子誦下雨二我公田一之詩上、則雖レ周亦助也、蓋孟子之時、助法之廢亦久矣

趙岐孟子注曰、方一里者、九百畝之地也、地爲二一井一、八家各私得二百畝一、同共養二其公田之苗稼一、公田八十畝、其餘二十畝、以爲二廬井一、宅園圃家、一畝半也、先レ公後レ私、遂及二我私一之義也

玄鶴曰、趙岐說二井田之法一而詳矣、所謂一畝半者、二畝半之誤、蓋傳寫之罪耳

禮坊記曰、都城不レ過二百雉一

玄鶴曰、雉有二長短之說一、堵亦然、左傳、都城過二百雉一、國之害也、杜預以爲、方丈曰レ堵、三堵曰レ雉、一雉之牆長三丈、高一丈、公羊五堵而雉、五雉而城、何休以爲、堵四十尺、雉二百尺、大戴禮、百步而堵、依二此三堵三百步、五堵五百步一、終至二于過大一矣、禽經曰、雉上有レ丈、鷃上有レ赤、其以

レ雉爲二一丈一者、據二于此一矣、古人度高、必曰レ雉、而至二度長一、則不レ知二其如何一也、所謂都城百雉者、蓋指レ高云爾、百丈乃今七十六丈、若三堵曰レ雉、五堵而雉、則後世之轉制、而非二古法一也

五雜爼曰、今閩中量レ田尙用レ弓云、四步爲二一弓一、而它處無二知レ之者一、此亦古法之遺也

玄鶴曰、量レ地用レ弓、謂二之步弓一、本出二于侯道一、其長不レ過二弓之度一矣、明步弓五尺、此一步之度、所謂四步者、亦一步曰二步之步一、而四武之義也、率踏レ地量レ之以二四武一爲二一步一、此古今之通、概而粗法耳、謝在杭亦不レ思之甚

國田

日本紀曰、孝德天皇二年、凡田長三十步、廣十二步爲レ段、十段爲レ町

玄鶴曰、我邦以二三百步一爲レ段者尙矣、當時有二鐵尺一、蓋用二六尺爲レ步之法一矣

又曰、白雉三年、凡田長三十步爲レ段、十段爲レ町

玄鶴曰、似レ有二闕文一

文武令曰、凡田長三十步、廣十二步爲レ段、十段爲レ町、段租稻二束二把、町租稻二十二束

義解曰、謂段地獲二稻五十束一、稻舂二得米五升一也、即於レ町須レ得二五百束一也

玄鶴曰、東則十把之謂

文武令曰、凡度レ地五尺爲レ步、三百步爲レ里、又曰、度レ地量二銀銅穀一者、皆用レ大

玄鶴曰、吾邦今曲尺、唐鐵大尺、而開皇市尺也、文武之時、謂二之大尺一、以レ此度レ地、五尺自方二千五百寸、以二三百六十步一乘レ之、九十萬寸、以二今步法三千六百寸一除レ之、二百五十步、又以二今畝法三十步一約レ之、得二八畝十步一、卽文武一段之步也

文武一段、廣十二步、長三十步、當二今八畝十步一

文武一町、當二今八段三畝十步一

文武一里、乃今二百五十步、當二今四町十步一

和銅六年二月十九日格曰、度レ地以二六尺一爲レ步

玄鶴曰、元明和銅六年格、大尺之六尺、當二文武大尺之五尺、格大尺宋氏鐵尺一、令大尺宋氏鐵尺十二寸、故步法異レ名亦同レ實耳

拾芥抄曰、自レ京至二陸奥東濱一、三千五百八十七里、依下六町爲二一里一之定上

多賀城碑曰、去レ京一千五百里、去二常陸國界一四百十三里、去二下野國界一二百七十二里

玄鶴曰、吾邦今尺、其六尺謂二之步一、六十步爲レ町、三十六町爲レ里、六町謂二之唐一里一、上古里程、皆以二六町一爲二一里一、後世或京道云、或坂東道云、是也

太平記曰、武藏野方八百里餘、人馬共充滿云、又曰、義貞三里退二陣于入間河一、鎌倉勢亦三里退二陣于久米河一、兩陣相去、其間望レ之、不レ足二三十餘町一云

玄鶴曰、兩河相隔六里、而三十餘町、則似三六町爲二一里一、武藏野八百里者、亦可レ知耳、今猶相州有二七里濱一、乃以二六町一爲二一里一矣

塵劫記曰、田法三十步爲レ畝

玄鶴曰、田法用レ畝者、蓋出二于一段之長一矣、帛二曰二之綱一、卽一匹也、田法用レ段者、亦本二于此一、近世以レ段爲レ反、端段刪音團、去聲、反端共多貫反、刪音翻、與レ團同、故通用

和名抄田園抄部曰、今按、頃今之法六町六段二百四十步

玄鶴曰、日本紀、或言レ頃者有焉、蓋依二唐令一而然、乃二百四十步爲レ畝、百畝爲レ頃是也、隋唐一頃者、當二今四町六段二畝二步四分一、校二之源順所一レ言、多二二町五畝六分一、古昔有二此制一、亦不レ可レ知

萬葉集曰、五百代小田乎

政事要略曰、令前租法、熟田五十代、租稻一束五把、以二大方六尺一爲レ步、步內得二米一升一、（此大升也）二百五十步爲二五十代一

拾芥抄曰、凡田以二方六尺一爲二一步一、卅六步爲二一段頭一、三百六十步爲二一段積一、七十二步爲二十代一、百四十步爲二二十代一、二百六十步爲二卅代一、二百八十步爲二四十代一、五十代爲二一段一、或云二代頭一也

田令抄、俗謂二二段一曰二百代一、謂二一段一曰二五十代一、三百六十歩也、一段租五十束故也 二十五代爲二段半一、十代謂二七十二歩一、五百代謂二一町一也

玄鶴曰、代義未レ詳、蓋受二田一段一者、以二租稻五十束一代レ之意、後世誤爲二田畝之名一耳、如二苗代種代一然

佛國暦象編曰、如二我神洲一、居二天下之萬一一、東西凡當二五百七里百八十歩一、以二地理一檢レ之、自二肥瓊浦一至二奥南部之東涯一、則及二二十度一、雖レ然、今且從二東西十八度之義一以所二布算一也、又曰、天文家測二赤道南北緯度一、以爲二四十七度一、一度則當二二百五十里一、是測二北極之高低一而得、故最足レ爲レ據也、以二皇國里法一、則一度當二二十八里四百二十歩一

日本水土考曰、東西距二十二度一、一度以二四十里一、四百八十里、一里者三十六町、一歩以二六尺五寸一、南北距二二度半一、里如二上一百里一、里尺如二上右一、以二方一度一約作レ區、盡得二三十區一、是日本全地之度秤也

藍田文集送二鳥大鵬一序、我日本雖二僻在二海東一、東西六千里、南北千餘里、絕レ長補レ短、方二千五百里、不レ爲レ不レ廣矣

玄鶴曰、釋珂月頗似レ得二其所一、而西川如見之言、如二兒戲一耳、若二東鑑年一、則風化之所レ及、以二漢尺一言レ之、可レ謂レ盛矣

三餘叢談曰、圭田乃封田也、吳元滿曰、圭爲二封之本一、字小篆混用

玄鶴曰、圭田自圭田、封田自封田、古文封作㆑圭、圭篆形相似、遂誤用、殊不㆑知㆓封田乃葑田㆒、淮南子、茺封而騎田之謂、是周禮澤民之所㆑種者也、吾邦未㆑聞㆓比制㆒、余敎㆓之水農㆒、比來便㆑之、蓋本朝封田之始歟

田畝里程考畢

經濟十二論

井上四明著

經濟十二論

井上四明 著

潛著經濟十二論、有二難レ潛者一、曰、子著二經濟十二論一、使三子宰二於國家一、能行焉乎、潛曰、吁是何言也、昔人有レ言、曰、知者不レ言、言者不レ知、潛也言者耳、知レ之尙不レ能、況敢能行焉乎、難者曰、夫子曰、君子先行二其言一、已不レ能レ行而言、何其言之與二聖人一有二徑庭一也、潛曰、有レ人二於斯一、責二人孝弟一、而已不レ能レ行、是謂二責レ己者薄、責レ人者厚一也、夫子所謂先行二其言一、是之戒レ己至二天下國家一、吾儕小人、欲二行而后言一乎、終身不レ能レ言也、夫子不レ得レ位、其言及二天下國家一者、固不レ爲レ少、若二子難一者、夫子之言、不三亦矛盾耶、難者無レ言而去、方錄二經濟十二論幷其言一、書二之於首一

天明丁未孟夏之日

荏土　井潛識

立敎

聖王建レ官、首掌二邦治邦敎一、今也舍レ敎獨言レ治、譬如二行車兩輪能行、隻輪則止一、强欲レ行レ之、冡之之推レ舟也、不レ覆者鮮矣、夫國無レ治則亂、無レ敎則昏、治須二人行一、人須二敎成一、故敎者治之本也、古

者士之子、與士州處、農商之子、與農商州處、少而習焉、安而不遷、其學不勞而能、若夫拱默居人上、無友輔仁、誰與習焉、而化之乎、古有疑丞輔弼、後世有師友賓客、不廢敎世子、學之不可以已也、鄒孟子有言曰、欲其子之齊語也、引而置之莊嶽、在於王所者、長幼卑尊皆善士也、王誰與爲不善、長幼卑尊皆非善士也、王誰與爲善、一善士獨如王何、一善士已無如之何、況無一善士乎、我未怪當今列國無賢主也、王侯之敎子、必擇衆善士、而居之左右、卿大夫士之子、與善士州處、勉勵而進、切磋而成、爲之而國有學、鄕黨亦有校與庠序、今都人士子弟、幼而不敎以灑掃進退、長而不講以經術道藝、狃於奢侈、湎於飲博、百萬錢産、爲一夕之欲所破碎矣、襦袴不完、風日不蔽、荊棘蓬艾沒跡、與犬豕居、與狐兎臥、其不憂貧不求富、則似達焉、躬無尺寸之勞、優游飽醉、使祖先櫛風沐雨之餘慶、一旦沒諸酒色而不悔、窮或就賈人、懇求其收恤、不可、迫脅以繼之、嗚乎非鬼非蜮、有靦面目、豈可暴責孝弟敦睦乎、孟子又有言、曰、飽食煖衣、逸居無敎、近乎禽獸、禽獸而欲語之人倫、其不能化而入、固其所也、敎之之術、當漸而道之、驅往於善也、國之子弟、幼而入小學、習以灑掃進退、長而入大學、敎以六藝、講以九經、少而習焉、不勞而能、士之子可以爲士矣、習焉而不化、勞焉而不能、士之子可以爲農矣、父祖有勞於國、子孫世祿者、祿當比上農夫、家世食米、不改其舊者、特功臣之後、閥閱之家邪、鄕有校、黨遂有庠序、庶人子弟、幼而習以灑掃進退、長而敎

以孝弟而已、俊秀能學、推擇入諸大學、講以九經六藝、農之子尚可以爲士矣、士之子可以爲士、農之子可以爲士則能在職、野無遺賢、治可以醇焉、治由敎而成、敎導可斯須少焉哉、都中置大學、士之居、距學十里、其子弟曰往、可以肄業講學、過十里者、舍諸學中、置小學於四郊、四方各便於其居、路過十里、幼者不能就肄業、又不可舍於學也、先王世遠、學制不可詳考、姑從先賢之言、用八歲就小學、十五入大學之法、私以爲制云、三歲一試學者之能否、命科當有差也、其自若者、送之其家、朝有闕職、取之於各科、以充其官、如斯而后、朝將無闕職、職亦無尸位也

尚賢

古之薦賢、如不得已也、汲汲求之、如乏其人然、當時擧賢、咨於四岳、謀於群臣、岳與群臣之賢、從可揣焉、舍之、求歷山之鰥、渭水之漁、聖王豈好奇爲危激者乎、但恐朝有尸位、野有遺賢也、賢者之耕乎有莘、築乎傅巖、若以欲終身然、君汲汲求之、臣不得已而應之、故其說行焉、而澤加於民、後世用人、必於顯貴、必於門地、敎道廢亦久矣、不學無術、據掌故爲政、猶無規矩而斲耶、選擧亦然、今有賢者、德均稷契・皐陶、才均周召畢榮、擧而欲薦之相位、選官曰、農之子也、農而升諸朝、未聞故事也、今有賢者、德均尚父・諸葛、才均孫臏・韓信、擧而欲補之將任、選官曰、處士之子、陪臣之弟也、處士陪臣而升諸朝、未聞其故事也、

終却而不レ用、至ニ於明經博學、治粟讞獄群有司一、皆亦如レ此、於レ是也、狡焉之夫、變レ姓奪レ嗣、求以爲ニ朝士一、吏舞レ文、爲ニ威福一、偏黨以成ニ其私一矣、守故之法一行、而賢者路益塞、姦猾之徒得ニ藉乘一レ險、明王於ニ不肖者一、雖ニ貴與一レ親也、必舍而不レ用、其於ニ賢者一、雖ニ賤與一レ疏也、必擧而用焉、擧レ賢無レ方、取ニ之於戎一、取ニ之於仇一、唯能取ニ其所一レ長、而舍ニ其所一レ短、事各從ニ其能一、無ニ復過擧一矣、若後世制也、文武人才、長死ニ於草莽一、一旦長戟指レ闕、謀猷干城、興ニ於農與ニ處士一者、讐仇讎之有也、則塞ニ賢者之路、非ニ長久之計一、政以レ人擧息、國可ニ一日無一レ賢乎、律令興、用賢之政廢、後世取ニ斷於故事一、律令之政又廢、至下簿ニ正故事一數日上、不レ能レ決レ獄也、昔子產鑄ニ刑鼎一、叔向寓レ書諫焉、國有ニ常刑一、民因以遁也、律令者、政刑皆有ニ常制一、非ニ明王政一也、況取ニ斷於故事一、抑又末也、夫故事者、勢雖レ有ニ不可一、而奉レ之行焉、雖ニ有爲之賢一、將如レ之何哉、其弊至レ使ニ不肖者、膠柱刻舟、遺ニ憂於百姓一、勿レ論ニ夏后・商・周一也、漢高帝以ニ馬上一取ニ天下一、未ニ嘗學ニ三代明王之道一、而其任ニ用人一、各當ニ其能一、籌策攻守、理粟轉餉、一委ニ其職一、從ニ其所一レ行、群臣是以得ニ竭レ慮從一レ事、暗啞叱咤、千人皆廢ニ之勇一、果授ニ其首一、除ニ奏煩苛一、約ニ法三章一開ニ四百年之基業一、要在レ用レ人也、東漢光武・唐大宗・宋 明 大祖、皆以用レ賢、撥亂反正、衞靈公無道君也、唯能用レ人、故不レ喪レ邦矣、工有ニ都料一、能辨ニ曲面勢一、以授ニ衆工一、鋸者能鋸、鑿者能鑿、棟梁榱椽、枓栱侏儒、從布從置、繩墨不レ謬レ事、衆木無ニ棄材一、大廈立成、百工之事、猶任能而后成、況國乎、君譬如ニ造化一、不ニ與レ物群一、能使ニ物爲ニ其所一レ爲、而不レ屈之從已、雲行雨風嘆水

潤、飛潛動植、各遂其性、萬物以安、古曰、聖主必得賢臣、以顯其德、今讒諛惑聽、姦慝塞下、收歛害民、文深賊人、則善政何由行乎、仁賢匡翼、忠武禦侮、剛直獻替、循良施治、淸白斷獄、群才咸備、能者在職、則治敎兩張、橫政何由行乎、聖主所以樂得賢相者、欲開明達聰、百職各得其能、而百姓被其澤耳、雖得賢相、而群才不進、善政不行、雖多亦奚以爲

納諫

治平之務、從諫爲急、以大舜之聖、舍己從人、樂取於人以爲善、一人之所視有端倪、而衆目之所視無窮極、以無窮極之明、歸諸一人、所及廣遠、而秒忽不遺之道也、漢高慢而罵人、人爲之用者、能納其言也、項籍智勇絶人、所以亡者、自用也、我神祖善集衆志、廣忠直、匹夫村老之議、亦善嘉納、近臣嘗上書言事、言皆淺陋、事盡無足取者、神祖尙納其言、而賞其忠、望人尋有獻替也、無道之君、必惡聞過、昔周厲監謗者而殺之、國人莫敢言、道路以目、召公諫曰、防民之口、甚於防川、川壅而潰、傷人必多、是故爲川者、決之使導、爲民者、宣之使言、王不聽、以取亡、周厲防民之口以亡、神祖宣之使言以興、防宣之間、興亡若此赫然、中庸之主能從諫、但從而不改、與無道者何擇焉、齊桓公獵於郭、問一老父曰、郭何故亡也、老父曰、以善善惡惡也、桓公曰、若是賢君耳、何至於亡、老父曰、郭子善善不用、惡惡不去、所以亡也、桓公歸以語管仲、管仲曰、老父何在、桓公曰、不知、管仲曰、君亦一郭子耳、桓公召

老父一而用レ之、若二郭子一者、固庸主耳、桓公非レ聽二於管仲一、亦不レ免レ爲二庸主一矣、人君雖レ明、而不レ能三坐而監二千里一、雖レ聽、而不レ能三坐而達二四方一、下レ水數寸、離朱不レ得レ用レ明、隔レ牆數重、師曠不レ得レ用レ聽、一人之耳目、聽明有レ窮、而天下可レ視可レ聽者無レ極也、用二衆目一、則千里之狀、可二頃刻而致一也、用二衆耳一、則四方之事、可二咫尺而接一也、大智察二邇言一、至聖詢二芻蕘一、合二萬人之智一、則其智也大、集二百臣之思一、則其思也廣、故聖王設二之諫鼓一、立二之謗木一、士以盡規、庶人傳語、工奏二藝事一狂夫之言、輿人之誦、無四收不三以供二君之斟酌一也、孟子曰、訑訑之聲音顏色、止二人於千里一、士止二於千里一、則諂諛進、諂諛進、則忠直絕レ跡矣、昏明不二並興一、邪正不二兩廢一、猶二陰陽冬夏互行一然、上古無二諫官一、公卿迄二農商一、無二不レ諫者一也、中世置二諫官一、事雖二若レ小然一、而下之建白、皆錘二諸一官一而奏、則獻替不レ遺、而細大可レ達、故今置二諫官一、通二宇內之言一、用二四方之耳目心志一、以視以聽以謀、則事無二遺失一、政無二闕漏一也、書曰、惟木從レ繩則正、后從レ諫則聖、故國君納レ諫爲レ急

服制

治レ國以レ禮、制度之謂也、古聖人之王二於天下一也、車有二五輅一、服有二五冕一、一望知下爲レ卿也、爲二大夫士也上、上下同レ服、是爲二均服一、戎事之制也、後世王侯大夫至二農商一、服制不レ異、玄黃精沽一亦均、王侯守レ儉、或衣二大布一、商賈放侈、或穿二纖縞一、是曰二倒置一、王侯之出、車徒絡繹、如二三軍之衆一、魏闕相門、動輒爭鬪蹂躪、今先驅爲レ道、鼓吹引レ行、進退有レ儀、步趨有レ禮、亦奚以レ衆爲、其以レ衆爲レ威、

蓋戰國師旅之遺耳、若夫轎制、轅帷漆飾、聊爲差已、望之未甚異觀、亦宜以等異制也、大夫士刀劍、及婦女首飾、禁珠玉金銀、衣物禁錦繡綾綺、室禁宏麗、器禁雕琢、膳禁珍奇、如是而后、可飾用救弊矣、可變俗復古矣、可以稍々興禮更服矣、吾古之服、憲章李唐、頗有所損益、比諸今服、奚翅霄壤、士庶之服、有直垂素袍、以尙於中衣、中衣之盛、未能以示豪也、中衣之敝、未足以爲醜也、冠服有制、精沽有度、一士之服、裁一二領而辨矣、一品自有一品之冠服、二品而下、不得著之、二品自有二品之冠服、三品而下、不得著之、四品以下、可以類推、吾東方俗、其男子、半祝頭髮而拔鬚、其女子適人者、拔眉黑齒、習已數百年、洎室町氏、冠服益夷、遽欲復之於古、人心恐不歸也、姑用鎌倉氏制、漸以復於古、人心或服、巾則折帽、今也用革、屈彊不便於戴、不如純麻柔且儉也、其服則狩衣大紋、直垂素袍、玄黃精沽爲差、輿臺白張、處士深衣、農子商賈褐衣、農有勞者、賜爵一級、始得服素袍、今士君子、上服短小、不足以覆中衣、上服雖盛、而中衣敝垢、不可以趨朝、上服單者袷者、布者帛者絺綌者、以文章精沽、從所好醜著同物、至副有數十、費凡數十百金、傾數歲俸、未足以辨之價也、士人窮乏、不亦宜乎、冠服有制、則貴賤有等、玄黃精沽、不得從所好、一領素袍、冬夏著之而足矣、可謂泰而有制、簡而得禮也

建都

建國王畿千里、諸侯地方百里、或七十里、或五十里、君十卿祿、大都三國之一、小都九國之一、則王者之都、不レ過二九公侯一而已、或曰、西土燕京方十八里、蓋徑二千七百雉、亦九公侯者耳、國初建都方四十里、比二諸古一已過大、理安已久、商籍蕃衍、今將二方五六十里一、所二以然者、游閑移二於都下一日甚、有司不レ禁、四方惰農苦二督責一者、買二田廬一鬻二鉏耰鎛耜一、舍レ務レ本來逐レ末、是以都人食者日衆、群民耕者日寡、野窮二於戶籍之減一、都困二於戶籍之增一、所謂爲レ之者、寡食之者多、財用以レ不レ足也、大小國都、蓋亦如レ是、夫國之昌、特稱二南畝之盛一耳、未レ聞二貴市之喧嘩一也、今商籍日增、郊關之內、不レ勝二以容一也、郊關之外、廢レ田築レ圃、以爲二商戶一、而舍二耒耜一、收二賃房錢一、逸居有二農籍一、故近郊之地、編戶之氓、不レ曝二背夏畦一、游惰爲レ生者、往往有焉、都下大小、國邸凡千、士大夫群有司、其宅殆萬數、地已不レ給、商戶豈可レ無二定額一乎、邸宅廣袤、豈可レ無二定制一乎、夫不レ戒二視成一、聖人之所レ屛、今日令而、求二明日行一者、非二理國之道一矣、游民之移居レ都、多不レ娶二於農一、而納二商戶之女一、而主男生女、老不レ能レ爲レ生、悔欲レ歸レ鄉、妻兒不二肯從一、進退無レ如レ之何、相引乞二食道路一、身死甘爲二他鄉鬼一、欲レ使二斯徒歸二其土一、雖レ令不レ行也、栽レ樹者期二用於十年之後一、自今以往嚴禁、他邦人新來、爲二都下商、原籍在二藩邦一者、其國相有レ契、以合二諸都有司一、原籍有二郡縣一者、其守令有レ契、以合二諸都有司一、郡國皆無レ契者、禁二授廛一載二諸商籍一也、郡國禁二其民移二於他邦一、苟行二遂留一曠日彌久者、告二其土之國相郡守一、召レ之還レ鄉、往歲移二於他邦一、悔乞レ歸者、聽與二之所一、其父其祖、去レ鄉客二居都下一、

其子其孫、乞㆑歸㆓父祖之業㆒者、亦聽與㆑田復㆓其舊㆒、此法一行、或十有餘年、或二十年、郡國戶口、倍㆓於原籍㆒、都下男女、漸減㆓版圖㆒也、士無㆓職事㆒、止供㆓部伍㆒而世祿者、使㆑家㆓於食邑㆒、祈㆓留學㆒者、舍㆓於學中㆒、以補㆓宅地之乏㆒也、置㆓郊關於四方㆒、關外不㆑得㆑有㆓諸侯之別業㆒、士及工商之室㆓、距㆑關未㆓二十里㆒也、禁㆑開㆓茶肆酒肆㆒、距㆑關二十里、始置㆓驛亭㆒、其地戶口亦有㆓定額㆒、私廢㆓田圃㆒、爲㆓茶肆酒肆㆒者、罪沒㆓其田圃㆒入㆑官矣、而郊關之內、徑二千七百雉、永從㆓聖王之制㆒也、

制祿上

昔者、武王勝㆑殷、爵㆓有功㆒爲㆓諸侯㆒、子孫襲㆑封、千歲廟食、仕者亦世祿、柳宗元論曰、封建非㆓聖人意㆒也、勢也、周微不㆑絕如㆑縷、歷㆓秦及漢㆒、尙有㆓周子南君奉祀㆒、春秋戰國際、大分小幷、毒㆓生靈㆒極矣、王室微弱、曾宋魯之不㆑若、而罹㆓土崩瓦解之暴禍㆒者、封建焉依、先王憂民慮世之孫謀、可㆘以㆓管窺蠡測㆒議㆖之乎、鄒孟子稱㆓世祿㆒、考㆓諸春秋諸傳㆒、先王之制可㆓以見㆒也、我封建世祿則不㆑然、成㆓於國初之勢㆒、蓋不㆑得㆑已也、事偶中㆓柳論㆒耳、先王分㆑國三等、叙㆑爵五等、我建國至大者、租四萬石、至㆓小一萬石㆒、數十百等、而無㆓常制㆒矣、爵亦中將少將、侍從朝散、是後世文武官名、非㆑所㆔以命㆓諸侯㆒也、諸侯各安㆓其虛名㆒、而無㆓其實爵㆒矣、獨國主城主之名、偶中㆓其實㆒、藩㆓屛於王室㆒、暗㆓合於聖王之制㆒也、則三等之國、五等之爵、可㆓待㆑人而復㆒焉、若夫世祿、潛私竊久持㆑論、武王誅㆓獨夫紂㆒、拯㆓生靈於塗炭㆒、天下賴以蘇、周召畢榮、十臣諸公、剖㆑符錫㆑壤、世世廟食、以㆓佐命大勳勞㆒、當㆘爲㆓

天下ニ報ユ矣、兩漢唐宋明、輔ニ翼功臣一、亦當レ從ニ其輕一也、祖宗雖ニ聖德廣淵一也、微ニ斯良弼一、恐不レ能レ成ニ大業一、昨之士宜哉善矣、吾無ニ間然一也、其他以ニ才德一、一時家起、爲ニ大夫群有司一、雖レ有ニ治士幹蠱之勞一也、豈使ニ與レ是齒一乎、使ニ子孫食ニ於公田百畝代耕之祿一、聊以奉ニ祭祀一則足矣、三代所謂世祿、蓋如レ是耳、今所謂世祿、待レ士以ニ諸侯一也、一命爲レ士、再命爲ニ大夫一、食ニ采於邑一、受ニ餼於廩一、子孫相襲、數世不レ絕、尋升者亦如レ是也、大國小國、其制概同、待レ士以ニ諸侯一、優則可也、地有レ極焉、粟不レ給焉、不レ能ニ擇レ賢而用一、苟取ニ諸世祿一、以補ニ闕職一、善良難レ得、一索ニ之於紈袴游閑之中一、焉在ニ建官惟賢之訓一、升平三百年、藩屛三百國、德化不レ行、仁政無レ聞、未ニ嘗不レ原ニ乎斯一也、非下有レ勳ニ於國初一、有ニ勞ニ於天下一、而以ニ才能學藝一新進、食レ邑受レ餼者、止ニ於其人一、其子其孫、世ニ代耕之祿一、以奉ニ祭祀一、無レ塞ニ賢者之路一則可也、而後采地有レ餘、廩粟可レ給、淸白循良、繼ニ踵於朝一、姦邪讒諛、絕ニ跡於國一矣

制祿下

古無レ子者、以ニ兄弟子一爲レ後、吾俗養ニ人子一爲レ後、不ニ復問ニ族之同異一也、若夫夏侯氏、而冒ニ姓曹一、韓氏之男、出ニ後於賈家一、西土亦有焉、所謂螟蛉之子、不ニ獨我然一也、兄弟有レ子、舍レ之養ニ異族一、則親疎相ニ奪倫一也、兄弟已無レ子、同宗亦無レ人、當下索ニ賢子弟一爲上後耳、故事命ニ士以上一爲ニ人後一者、所レ生係ニ陪臣處士一、禁レ之勿レ養、擇レ嗣以レ族、或宜レ有焉、未レ聞レ以レ爵也、弊防ニ於簪纓家一、莊周有レ

レ言、曰、作二之符璽斗斛權衡一以禁レ之、則并二符璽斗斛權衡一竊レ之、今以レ爵禁二之姦一、他日將レ有二并レ爵竊レ之者一矣、夫婚論レ財、夷虜之道也、擇二義嗣一論レ財者、往往有焉、嗚乎欲レ效二夷虜之道一邪、效二夷虜一之不レ耻、而無二爵之禁一、吾竊惑焉、其斥二無爵一、蓋擇二門地一也、而陪臣處士及農、固多二名族一、命士其祖其父、出二於寒族一者、間或有焉、堯天子也、方二其讓位一、求二諸縲在一レ下、爲二天下一、求レ賢、不三復問二其側陋一也、命士雖レ貴、而士也、其再命升殿也、不レ過二朝散大夫一耳、豈欲レ使三唐虞天子在二其下一邪、今其擇二義嗣一、欲三傳以二官邑一也、豈可レ不レ求二學優之賢一乎、養二貴族之子一、而不肖耶、官秩並喪、命士之貴、將二亦從亡一焉、皮之不レ存、毛將安依、故擇レ後必於二兄弟一、兄弟無レ子、或有レ子而不肖耶、廣求二同宗同姓之賢者一、同宗同姓乏二其人一、則擇二諸異姓之賢者一、不三復問二陪臣處士與一レ農矣、若源姓於二平橘一、同出二於人皇氏一、謂二之同祖一、何以不可也、士之義嗣、皆得二賢能一、則其世祿不レ喪、而職之闕亦可レ補焉、足三以助二求レ賢之政一也

內政

男治レ外、女治レ內、無二相瀆一也、易レ此必敗、夏商周漢、創レ業垂レ統、長則八百、短則四百、其亂未下嘗不上レ階二婦人一也、夏以二妺喜一、殷以二妲己一、周以二褒姒一、晉以二驪姬一、吳以二西施一、漢而下、天下之喪亂、無レ非二外戚婦等釀一レ之、或曰、婦等之爲レ禍如レ此、使三之居二深宮一、以禦二中饋女紅一則足矣、奚以與二內政一爲、井潛曰、否否、家道正而國政成、關雎之德不レ衰、能爲二八百年之基一、但婦之政、不レ出二宮門一

而已、婦人而不レ爲二內政一、則丈夫爲レ之、巫蠱蕁起、禍亂漸成、悔レ之何及、丈夫不レ與二內政一、亦猶下女子不上レ與二外政一矣、我東方、自レ古朝不レ置二宦官一、可レ謂レ達也、孝謙之朝、以二一道鏡一擾焉、古今哲婦之傾レ城、未下嘗不上レ藉二手於宦者閹臣一也、其慘刻殘暴、至レ若二夫人豕一、桀紂尙將二逡巡一、雖二則慘刻如一レ此、而至二大事一、則首鼠不レ能二勇決一也、與二刑餘之姦賊一謀、而後斷矣、五藤用レ事、北條擅レ權、舅氏因レ卵翼レ之、小害則有レ之、其無三甚害二於國家一者、以二刑餘無レ助而成一レ之者也、但我無二三宮制一、其嬪嬙世婦者、日夜鳴レ絃彈レ箏、冶容誨レ淫、終使三國君不二視レ朝聽一レ政、害亦非二少小一也、宮中各有レ職、不二獨御寢一者、故其在レ官、若二處女一然、數年出二嫁士大夫一、絃箏歌舞、無レ用二於有家一、而中饋女紅、邈乎無レ知焉、往往皆是也、新定二三宮制一、佳節內宴之餘、禁二歌舞箏絃一、更造二公桑蠶室一、夫人爲二其政一、使下嬪嬙世婦至二婢妾一、皆紡績織紝上、傍理二其宮職一、則上無二媒レ淫之害一、下有下方レ嫁衣レ夫之益上也、自察二其勞一、則奢之心亦自去、可三以助二內政一矣、周南之婦、補二於君子之行一、不レ可三稍庶幾一乎

勸農

天下有用者、無レ如レ農也、無用者、爲レ如二游民一也、今州縣戶籍、農口日減、游閑日增、六十八州、粟之所二以乏一、未下嘗不上レ原二於斯一也、人主本惡レ勞、而夙興夜寐、從二事於南畝一、冒二霜露一衝二炎熱一、糟糠之不レ能レ飽、蓼苦之不レ能レ釀、一隷計吏入二城府一也、所レ目佳冶、所レ耳鄭衛、所レ口膏粱、忽念三自鬻爲レ奴、自亡爲レ傭、留二於都下一也、棄レ親賣レ田、終不二懊悔一、且民困乏、慮二子姓繁殖一、益逼二窘厄一

也、擧兒止於一子若二子、餘委之中野而不顧、獸尙愛其子、此豈人情焉乎、奥羽之州、古邊於屯夷、雖則夷之俗、而民窮自顧養不供耳、匹夫匹婦、下有三數子、父子共餒、不能自救、其意寧在赤子無知之日除之、使長之後無窮餓之虞也、噫民窮爲此不得已之計、豈不可愍之甚乎、古者人君、宵肝憂民、而廢寢食、不亦宜乎、人情無不欲壽、先王生之不夭、人情無不惡貧、先王富之不乏、人情無不欲逸、先王安之不勞、則欲多農乎、無如壽之富之逸之也、且暮吏督責不已、極力供其求、不給則賣田自償焉、尙不給也、棄妻子、去兄弟而自亡焉、三十戶之邑、一夫田荒不耕耨、少一戶稅、必取諸二十九戶而盈焉、己不能出己稅、棄家奔亡、況耐并人稅出之乎、尋有亡者、重收二家稅於一邑、故奥羽常毛之間、荒蕪之田、相望於野云、夫安民之政、在用循吏省稅斂、保赤子、勸務本、抑逐末、一婦有妊、一鄉護之、五月之後、鄉正言諸有司、有司月使醫診焉、不擧子者、與殺子同罪、連坐令長邑吏、男子爲僧、無度牒者、師不得以爲法子、郡國農商、移居城府、傭作販鬻者、坊正戶長、不許私收、耕荒蕪者、與其田、授農器、復五年或七年稅、窮而客作之民、授田歸農、民有凍餒、令長行收恤之、多子致賞、耆耋有賜、道路有饑人饑莩、罪其令長、私竊藏匿、闇夜埋之、必致其罰也、近世俗不勤織、士大夫妻、所謂女工、特縫裁而已、農家之婦、專織綿布、至采桑畜蠶、則寰宇內不過數州、守令亦不知勸蠶桑、列國有司、視綿多帛寡、下儉素令、禁衣縑帛、綿草滿

レ野、廢レ田以爲ニ之圃一、嘉禾麰麥、爲レ之不レ歛者、不レ爲レ微也、士大夫著レ綿、與ニ農賈一無ニ等威一矣、夫桑可レ種ニ諸牆下一、山阜斥鹵之地、皆可レ栽焉、春夏畜蠶、鄕內子迄ニ士庶妻一、皆事ニ紡績一、紅女在ニ編戶機上一、乃可レ衣ニ於老一者、有レ餘以爲ニ寡婦利一、貴賤有ニ等威一、而耆艾無ニ凍色一矣、此政一出、窮民始當レ得ニ其地一也、王道本勸ニ耕織一

禁游

游閑者何、謂下素餐無上レ用ニ於國一也、今吾將ニ幷食レ采受一レ籲者當焉、亦將レ幷ニ商與一レ僧當焉、或曰、食レ采受レ籲者士也、最居ニ四民之上一、可レ謂ニ游閑一乎、商以通ニ有無一、可レ謂ニ游閑一乎、僧以ニ葬埋一爲レ業、可レ謂ニ游閑一乎、潛曰、士父祖有ニ尺寸之勞、便辟之寵一、連ニ數十戶一食レ之、其子其孫、襲ニ其邑祿一、不三復問ニ賢愚一矣、古雖ニ天子一、而官ニ天下一、慮レ有ニ不肖子一也、三代而下、天子家ニ天下一、邦侯家ニ其國一、天子諸侯、固當レ有ニ治國平天下之德一、君或否德乎、擇ニ臣之賢者一而攝焉、其臣不肖、有司皆不能乎、一群癡宰相、將ニ如レ君何一、將下如ニ蒼生一何上、故非レ賢、則不レ能レ理ニ不賢一、非レ才則不レ能レ使ニ不才一矣、理賢才爲ニ君子一、不賢不才爲ニ小人一、君子勞レ心而理レ人、小人勞レ力而養レ人、養レ人者農與ニ工商一也、理レ人者大夫與レ士也、大夫士者才賢之名也、今也不レ問三賢與ニ不賢一、以ニ父祖任一、食レ邑受レ籲、爲レ士爲ニ大夫一、夫生有レ祿者、王者與ニ群后一已、今也士亦生有レ祿焉、朝有ニ闕職一、世祿無ニ賢能一、更欲レ求ニ庶人之賢者一、采邑無レ地、廩籲不レ繼、不レ得レ已而取ニ之於世祿一、一旦起ニ於不學無術之中一、據ニ故事一爲レ政、

舊例故格、銜レ口而發、固哉、古之塞ニ賢路一者賢者也、今之塞ニ賢路一者不肖者也、不肖者在レ職、有道之政、何由行焉乎、譬下諸使中拙工、舍ニ規矩一搆上堂、是私愛ニ其士大夫一、而公輕ニ其國家一也、古者有レ德者死、必求ニ其嗣一而奉レ之、不肖之子、不德之孫、非ニ其嗣一而奉レ之、亂從生也、是謂ニ尸位一、雖ニ則尸位一、而使ニ賢者攝一則足矣、今王臣國臣、其士其大夫、衆至ニ千萬人一、子孫皆世祿、賢者常少、不肖者常多、少長ニ於肉食紈袴之際一、上無レ講ニ於敎一、下無レ勤ニ於學一、目不レ識ニ一丁一、心不レ辨ニ菽麥一、滔々者名是也、吾將レ屬ニ之游閑一矣、列國士大夫、如レ此其衆、一出ニ都下一、佳冶窈窕誨レ淫、飲博蹋鞠献レ奢、姦商駔賈乘レ之、逐レ末射レ利、先輩有レ言、曰、享保年間、比ニ諸其六七十年前一、物價殆十倍、以レ今計ニ於當時一、翔貴亦且十數倍、後數十年、吾儕小人子孫、不レ能レ供ニ飡饔一、與ニ褐之父一睨而已、夫商游民也、苟通ニ有無一、仰ニ機利一而食足矣、商戸比ニ諸當時一數十百倍、薄レ城跨レ溝、餔啜耗粟、動輙傷レ財、亦不レ可レ無レ制焉、夫葬大禮也、聖王所レ重、載在ニ禮經一、今浮屠葬レ人、祝ニ其髮一爲ニ浮屠狀一、斂以ニ浮屠服一、更ニ其姓字一、以ニ浮屠稱一、以標ニ其墓一、鄉人來拜、邈乎不レ辨レ爲ニ誰某一矣、孝子慈孫、請下以ニ父祖姓字一表中於其墓上、僧持レ制不レ可、子孫或從ニ君於國一、數年而來拜、壟墓不レ存、碑碣得ニ之於梁橋階砌一者、往々有焉、嗚乎慘矣、葬レ親大事也、浮屠擾焉、使ニ孝子慈孫、慟哭不レ已、今據ニ山丘一、更開ニ葬地一、若ニ其宅兆殯斂、送喪建碑等儀一、一從ニ先王典一、獨使三僧譏ニ其死狀凶否一而已、則無レ害ニ於生民一也、故僧之以ニ葬埋一爲レ業、人子所レ病、識者所レ嘆、而今遽止レ之、寰宇千萬浮屠、無レ爲レ生也、姑論下其

不レ爲二民害一之法上、以語二諸吾黨一云、我俗貴レ佛過二他邦一、古昔大道場、以二一大國一爲二香花之資一、今尚爵比二列侯一、秩數萬石、次者數千百石、最下者尙與二士大夫一齒、其敎杜多爲レ業、不レ耻三往乞二於人一也、若夫建二大道場一、購二一切藏經一、費二千萬金一、或數十百、一衣一鉢、數月而致焉、此皆游閑之害二民生一者也、以レ是觀レ之、宇內游民之多、無レ甚二於此時一矣、宜哉國之窮也、使三士世祿止二於代耕一、度レ僧有二定額一、農不レ得二新爲一レ商、商不レ得三妄爲二乞兒一、農商窮爲二乞兒一者、都少尹縣令長、不レ加二賑給一、親戚鄰里、不レ爲二收恤一者、抵レ罪有二輕重一也、而后四民無二失產之患一矣、大小之邦、無二游閑素食之徒一、民始歸二於富庶一也

貴穀

珠玉雖レ寶、而餒不レ可レ食、金銀雖レ財、而凍不レ可レ衣、世皆不レ貴二穀粟一、而貴二金銀珠玉一者何也、不レ以二槖行千里一、篋藏數歲乎、雖三則便二於行與一レ藏也、顧足二以取一レ害耳、夫盜竊者、輕レ死而進、百金之利、可二把握而奔一也、百金之粟、非二百駱駝一則不レ能二負且奔一也、故珠玉金銀、便二於寶一而媒二於賊一矣、粟之爲レ物、不レ可三以爲二庭實一也、百石之多、不レ可二轉輸以從一也、百里之遠、不レ可三齎買二錦繡一也、市井之近、不レ可三提二兌酒茶一也、故換二諸金銀一、以從二便宜一、姦商見二其如一レ斯也、秋新穀已登、賤二其價一以自畜積、春夏之交、國倉頗虛耗、貴二其價一以鬻二諸人一、故商之財常有レ餘、士之用常不レ足、不レ足者、汲汲焉求レ之、有レ餘者、持レ重弄レ權、貴二賤粟價一、以射二贏利一也、取與之際、倍二蓰貨殖一、而凌二

糶士大夫一、士大夫爲レ之日窮、商賈爲レ之日富、昔者晁錯、上二書文帝一、專言二貴レ粟事一、爲二袁盎所一レ害事果不レ行焉、漢季豪農大商、富比二王侯一、其祚之衰、蓋醸二於斯一也、近世熊伯繼亦論二貴粟一、伯繼多二善政一、國民至レ今便焉、貴粟之政、獨不レ行二於當時一、可レ嘆哉、今欲三富レ士抑二レ商、無レ如下貴二穀粟一、而賤中金銀上也、欲レ貴二穀粟一、無レ如三以レ穀代レ幣、而行二於天下一也、百姓不三以爲二レ便、姑作二楮幣一、代レ穀以行、稍々可三以移二諸粟一矣、士大夫收二於釆一、取二於廩之粟一、直用換レ帛兌二麻布一、賃二於梓匠輪輿一、金銀之幣、舍レ之不レ用、金銀則賤矣、雖レ有二百姦商一、而不レ能レ弄二穀之權一、穀之權專歸二於王侯士大夫一、而后邦國縣邑、積儲多、倉庾實、有二穀粟一如二水火一也、富商大賈、㮈因衰焉、雖レ有二水旱疾疫一、而民無二復飢色一矣

防夷

御二夷狄一之道、雖二殷周之際一而難焉、以二漢高帝之武一、而尙窘二於白登一、況其他乎、我神州、環海爲レ固、外夷不レ得レ窺、鴻荒之世、三韓内屬、方三元兵入二西海一、我氓老稚、旦暮爲レ擒、會二風濤覆一レ舟、彼百萬衆、一時爲レ魚、天之護レ我也、室町氏叔世、邊海少年、私侵二閩杭地一、我民習レ兵、加レ之以二彼土邊民嚮應一レ之、明將太苦二防禦一、彼我相仇視、蓋防二於斯一也、蹈レ海不レ可レ有者、庸主尙辨、淸主寬仁、子二恤中外一、淸不二爲レ我虞一レ明矣、若二朝鮮琉球一、固服二於我一、專可レ備者、唯北狄而已、蝦人之險以爲レ城、北海之洋以爲レ池、兵寇固不レ足レ憂也、紅夷年貢、服二從於我一、交易爲レ生、貪冐無レ厭、彼

與二沒厠箇末突一、壤地相接、或云、亦其屬國、其夷長猾無レ所レ不レ至、服レ人以レ寬、不二力爭一而利導、諸夷是以相引服從云、紅夷之土、以二譯者之言一、北極出地五十三度、陸奥邊海之地、四十一度餘、蝦入極界垂二五十度一、從可レ揣焉、以見三南北相距不二太遠一焉、先輩云、我邊備、北爲レ急、以レ今觀レ之、可レ謂二知言一矣、我禁二天主敎一太嚴、最爲レ得二備夷之方一、謹按、當時有司之意、似レ欲レ使三人心歸レ佛、以攘二其敎一、夫佛者、亦外夷之敎也、以二外夷一禁二外夷一、無三乃類二抱レ薪救一レ火乎、恐未レ爲三全得二其方矣、有二一浮屠氏一、其檀越以二千萬一數、崇二敬敎師一、甚二於君父一、神祖在二三河一、嘗討二其黨一、舊勳諸臣、畔多歸焉、可下以見中其結二人心一之固、謀二機事一之密上也、敎主建二一大伽藍一、檀越傾レ産供二其費一、力不レ能者、賣二子女一鬻二田宅一、以償二其資一、果以レ之攘二外夷敎一、而絕二跡於我一乎、更遺二一外夷敎一也、若二沒厠箇末突一、隔レ海千萬里、備二不虞一而足矣、譬二諸疾病一、膝理之邪耳、至二心腹之患一、不レ除則人將レ斃、雖レ欲レ除レ之、而非二一朝所一レ治也、聖人之道、洋二溢乎西土一、施二及四海一、禁二裔夷敎一、未レ聞二若レ此其嚴一矣、夫利瑪竇・羅雅谷湯道未徒、夷狄之雋者也、步曆觀象之密、西土先賢未レ能レ及レ之、晚年入レ明、明人至二其曆象一、則有レ取焉、而未下嘗聞丙有乙舍二其所一學從二彼敎一者甲、彼顧自化二於聖人之道一矣、皇朝始通二使於隋唐一、歷二宋元明一、殆千許年、人未レ知レ有二天主敎一、周防大內氏滅、幷其勘合印亡、我與二西土一絕、彼始入誘二我邊民一、其荼二毒生靈一、極二於島原役一矣、彼之不レ能レ踰二沙漠一、恭惟、二帝三王、憂レ人慮レ世之政、深哉遠矣、而佛之入二其國一久矣、誣レ君惑レ臣、其害歷世、愈前言レ之、修後辨レ之、忠

直不レ能レ諫、明哲淫二其說一、寂莫無爲、無二父子一、無二君臣一、獨善二其身一、高身摽致、聃周之徒、將三隳二若乎後一矣、若夫自稱二大乘一、噉レ肉喫レ酒、娶レ妻生二子孫一、務攪二淺俗之心一、譬二諸毒一、天主者酷烈、浮屠者美鴆可レ愛、而酷烈可レ憚、益烈益憚、益美益愛、入レ之所二以深一也、至三其益深而入二骨髓一、不レ斃則不レ措、豈謂下後世無上レ害二於國家一乎、醫レ之者其唯仁人耶、嗚呼有二仁君在一レ位、而荼毒盡除、篤疾可レ起也、始可三與論二理安一也

兵備

我俗重レ武、持レ戟帶レ甲、數十百萬、無二州不一レ嚴也、金二乎其城一、湯二乎其池一、騎將分部、十八般技卒皆嫺焉、國家二百年、四海無事、戢二干戈一櫜二弓矢一、武弁子孫、無二補衰之能一、以二祖先之任一、食レ邑受レ餼者、幾百千人、技亦日拙、不レ可二以備一レ盜也、不レ可二以禦一レ寇也、無レ用二於國一、而徒費二廩粟一、財用窮乏、職是之繇、亦唯不レ據二聖人之制一、私定二世祿一之過也、備二豫不虞一、無二農兵之若一也、農兵者無二時不一レ設、無二地不一レ備、轉餉之勞以少、散財之費以減也、今墾辟日減、荒蕪年々多、耕耨不レ能レ盡二地力一、況敢備レ邊乎、奧羽隅薩等州、農而士爵者有焉、職閑散屬二騎將一、自耕自貢、師出レ騎而從焉、夫食邑百石之士、從卒四人、二百石則八人、千石萬石、以レ是爲レ差、此爲二兵制一、近世士風衰薄、視二僕隷一如二土芥一、孰以レ死終始、疆場之事、士必單騎奔レ命、不四復論三邑之大小、與二餼之多寡一也、其忽二戎事一若レ此、其邑入廩餼、徒設二於妻妾宮室一、而軍國之用、恝然無二復辨一焉、士之世祿、止二於百畝一、以爲二

游兵二而野處、擢二善於兵一者長レ之、四時農隙、治兵振旅、以講二武事一、則不二空出一、備二不虞一亦完矣、古之民者四、今之民者七、其三者何、曰浮屠、曰道士、曰非類、我俗賤二屠者一、與二乞兒一並喚做二非類一、農商不二與同下里、坐則割レ席、國初之時、有二猾焉漢一、求爲二團頭一、貴人所レ賤、收二人所下棄、致二財鉅萬一、富過二王侯一、世稱宇內之財、半沒二乎高野浮屠、與二丐夫總甲一、財以レ通爲レ利、若夫藏二於二虜一者一沒不二復出二乎人間一矣、昔浮屠空海、開二大道場於南紀山谷之間一、累年千有餘、梵刹數十百、有二歸依者一、載二其姓名於籍一、爲レ之祈二福田利益一、四方愚俗、求レ緣入レ錢、願二生登二其鬼籙一也、是爲二高野浮屠一、積レ財稱二不貲一、使下僧度牒有二定額一、商市廛有中常征上、則農民增二戶口一、驅二游民及非人一、耕二荒蕪間曠之地一、則奧羽蝦夷之野、鉏耰布レ地、今四方鎭臺、諸侯都邑、倉庾盡空、一旦有レ警、不レ能レ轉二數月之餉一也、而浮屠非人、富擬二千乘一、不二亦戾一乎、行二貴粟之政一也、金銀比二之瓦石一、縱令二藏レ於レ彼如二江海一、而不レ爲レ害、穀粟之積、雖二則贏衍千萬億一、而陳陳相因、不レ能レ持レ久矣、有レ粟若レ此、則師出之日、就取二軍儲於其地一、願爲二便宜一、四海耕者衆、食者寡、師出轉輸不レ匱、用二所レ教民一、以討二反畔一、以防二外夷一、上下一心、好レ謀而行、雖レ有二千萬寇一、而可二挺伐レ之而却一焉、奚必有二帶甲百萬、軍餉億秭一、而後國備二不虞一云哉

經濟十二論 終

自修篇

小町雄八著

自脩篇序

玉川先生、年過二四十一、卒然遇レ疾、當二其劇一也猜忌百端、視二家人秤レ藥勸一レ食、則疑二其毒一レ己、聞二畜狗之吠一、則恐二其反噬一レ己、恍惚問、枕上猶書二忠孝兩字一、心記レ之、目覩レ之、口誦レ之、而不二少措一、及二其疾已復一レ故、健啖如一レ舊也、則雖レ藉二於湯液針灸之力一矣、蓋有下一點靈光不レ可二澌滅一者上存焉、於レ是自稱二再生翁一、又遊二兩總間一、故人門生、皆喜而延レ之、下二絳帷一、坐二皐比一、揮レ塵說レ經、其言近而旨遠、約而義盡、聽者悚然敬服、或有下慙二前過一而泣下者上、其羈旅草野、艱阻多憂之間、猶兀々枯坐、執レ管著レ書、其書次第成レ編、凡數十部、斯編所二尤加一レ意也、首明乙綱常彜倫、所三以不レ可二一日離一之義甲、終言二士民日用常行之道一、其脩二諸身一、措二諸事業一之法、粲然明悉、言各有二條理一、又豈可下以二常談一比二常體一論上哉、孟軻氏曰、言近而旨遠者、善言也、謂三至道存二於邇言一也、余於二此編一、亦以レ是議レ之、先子嘗敍二玉川百詩一、曰、志二於正大有用之學一、讀二此編一者、自知三其非二過論一也

文政戊子冬十月　　綾瀨　龜田梓識

我玉川先生、以ニ實學一立レ世、甲申五月、病ニ中風一、手不レ持、足不レ行、飲食以待レ人、而後下レ喉、又善忘、至下國字々母、小兒所レ知者、不ニ復記一、飲器食具、平常所レ用者、不上レ省ニ知其名目一、必問ニ之細君一隨記從忘、虛耗可レ知、旻天不レ弔、適當ニ其辭レ仕之日一、又會ニ僦居爲ニ人所レ奪、於レ是去養ニ痾葛西新川一、少焉天道與レ善、其病日間、精神漸復、乃與レ病遊步、羈旅之日、乃錄ニ其所ニ常講一、著爲ニ自修篇若干卷一、蓋先生嘗曰、天地萬物之總名、心者萬事總名、乃其深ニ於心學一、於レ是可レ觀也、又去ニ都下一、日雖レ極ニ單貧一、悉償ニ宿債一不レ遺、又流離艱屯中、猶能卹ニ其親族之至困無レ告者一、其實際変用、豈可レ不ニ敬服一乎、烏乎有レ德者必有レ言、如ニ其新著自修篇一、有レ裨ニ益于世一、無レ疑也、於レ是慫ニ臾先生一刻ニ行之一、謹爲ニ之序一

文政十一年歲次戊子秋八月　上總東金　長谷川五平撰

玉川先生やまひにわづらひて、ひさしくおきもあがらでありしが、をこたりはてゝのち、おもひたちてしもつふさの國よりかみつふさかけてへめぐらひけるが、たびのゆくてにかゝるふみつゞりつとて、もてきてみせられつ、うはがきに自脩篇とぞしるしつけられたる、よみ見るに、みち〳〵しくことわり

ありて、げによのひとのをしへぐさにはいみじくになきふみにぞ有ける、くはしきことはなにがし先生のはしづくり見えたれば、こゝにはうちはぶきていはず、たゞこのふみのなれるをよろこぼひて、いさゝか筆をはこばすになん

六樹園主人　七十六翁　石川雅望

自修篇目錄

目錄終

自修篇巻之上

武藏　玉川　小町雄八　著

父子

夫父子・君臣・夫婦・兄弟・朋友、此を五倫といふ、尚書の五品五典五常、共に同一義にして、堯舜以來聖々相承の道也、父子の間は親を主とし、君臣の間は義を主とし、夫婦の間は別を主とし、兄弟の間は序を主とし、朋友の間は信を主とす、此五のものを分つて云へば三ッとなる、父子夫婦兄弟は閨門に屬し、君臣は朝廷に屬し、朋友は鄕黨に屬す、倫は倫序の義にて人の次第也、聖人この次第を立て敎へ給ふものは、固より人の性は善なるがため也、故に司徒の官を設け、敎るに人倫を以す、嗚呼盛德神智にあらざるよりは、誰か能く是にあづからんや、此道一日も無んばあるべからず、又一日も行はずんば有べからず、故に此道に由らざれば、國必治まらず、家必齊のはず、身必ず修らず、此道立て而後に、人々禽獸夷狄の行を惡み、善を欲し不善を恥ることをしる、是他なし固有の善あれば也、今人果して、此道を强め聖經を尊信せば、終に賢哲の域に至らんか、余嗚呼がましきことにはあれども、嘗て數語をつゞりて、小子後生を開導す、其語に曰く、「父不レ患ニ子之不孝一、患ニ慈之不レ至、子不レ患ニ

父之不慈一、患二孝之不一レ足、君不レ患二臣之不忠一、患二禮之不一レ至、臣不レ患二君之不禮一、患二忠之不一レ足、夫不レ患二婦之不柔一、患二和之不一レ至、婦不レ患二夫之不和一、患二柔之不一レ足、兄不レ患二弟之不悌一、患二友之不一レ至、弟不レ患二兄之不友一、患二悌之不一レ足、朋友不レ患二彼之信不一レ足、患二我之信不一レ至」と、是全く、聖道の五倫を本據とする也、○孝經曰、「父子之道は天性なり」と、自然に出るものは、皆天性なれども、父子の間は格別の譯有を以てしかのたまふ、父慈悲の心を以て子を育するは、是父の道也、愛に二ッあり、姑息の愛あり、正道の愛あり、婦人女子の愛を姑息といふ、禮の檀弓に、細人の人を愛するは姑息を以てすといふ是也、易の蒙の卦の彖に、「蒙以て正きを養ふは聖の功也」と、蒙は蒙昧の蒙にして、童蒙幼稚の時を云、その教育の大切に致す所は唯この時にあり、父母たるもの務て心をこゝに盡すべし、父母その子幼稚のときより、正道を以て教育するときは、自ら善を欲するの心生ず、其長ずるに隨て、宗族・郷黨・隣里、その人となりを稱し、名譽聞ゆるに至り、終に安寧の福を享け、長壽の齡を保つことあるものなり、能くかくの如くに至ものは、是全く教道の善きに由れば也、故に父は父之道を盡すべし、其道を盡すときは、豈不孝の子あらんや、其善惡・吉凶・禍福一生涯のこと、只幼稚のときの教養に在のみ、この時は疎略にすべからず、是を過ぎて以往は、その教扞格して入り難し、然れども丁壯に及で始て教を受るものあり、時後れたりとて必教の行き屆かざるに限らず、其人々の心がけ次第に由る、又其性質教育を假らずして自善きものもあり、高適は五十にして始て詩をつくりて少陵に推され、老

蘇三十にして始て書を讀み歐公に許さる、其二子蘇軾・蘇轍親子三人文學を以て其名天下を動せり、其外晩學にて高位顯官に上り、名を成すもの擧て數ふべからず、夫人は活物にして萬物の靈なり、心がけによりいかやうにも成もの、昨日までの不善人、今日は善人となるもあり、日々の變化しらずんばあるべからず、是を要するに、必童蒙の時に敎るは天下の父たるもの丶大務にして、忽がせにすべきものならず、人々子を愛するに姑息を棄て、必正道を以て敎育せよ、孟子の母孟子を養ふとき、居を移さる丶こと凡三びに及ぶ、其風俗仁厚の里を擇んで、其子を置んが爲也、事は列女傳に詳なり、孔子も「性相近、習相遠」と仰らる、いふこ丶ろは善に交れば善人となり、不善に交れば不善人となる、必其習俗に由る也、孔安國の註にも其習ふ所を謹と云へり、人の性はもと善にして惡あることなし、唯其習染によりて格段の善をなし、格段の惡をなす、終に千里懸に隔たるの遠さに至る、諺に云はずや、人は氏より育也と、史記に水は方圓の器に隨ひ、人は善惡の友に由るといふ心は、水の圓くなるも四角になるも、入もの次第なり、人も水のごとく幼稚のときより善人に交れば善をなし、惡人に交れば惡をなす、其交る所の人次第なり、豈恐れて愼むべきことならずや、○さて高貴なる人の子は、幼稚より耳に惡き話をきかせず、目にあしき物を見せず、行儀作法を敎へ、其誕生の時より師保を傅けて、夫夫の手當油斷なく敎育する者也、微賤匹夫は生長より失德おほきものなり、唯に敎を受ることを得ざるのみならず、小兒たるときその糞雜汚穢の衣などを天日に晒し、其屎尿等を愼むことを知らず、天地

三光の畏るべきをもしらず、匹夫下賤のもの、勢ひ止むことを得ざるに出ると雖も、かくの如くなれば、其人となること甚難き事也、さて子を養ひて有用の人となさん、善き人と爲んと欲するは、天下の人の父母たるものゝ志なれども、育て上て見ると、存じの外の不善人となる也、貧苦微賤の身にして、子を育すること多子なれば、いかにも骨折と言べし、然るに育てあげて其甲斐なきは、最も哀むべき事也、是は父母教育の法を知らざるによれり、然れども其教育を失へる咎已にあることを知らず、反て曰く、我辛苦して育て上げしに、かく不善なるは彼が固有の性也、如何とも爲がたしと云、其愚なる言にも又あまりあり、其甚しきに至ては、久離に及ぶこともあり、苦々しき事にあらずや、夫小兒を取扱ふことはいかにも溫柔を以てせよ、多言敏材は禁ずべし、其年を加るに從て次第に嚴正にすべし、假りにも不善を諭すことあるべからず、幼稚のときは人の言を聞く必忘れざる者也、其見聞すること皆心の體となる也、余是を童習爲心といふ、是故にかりそめにも小兒を欺く事なかれ、譬へばこゝに食物あるに、兒誰に與ふと問ふとき汝に與ふる也と答ふる時は、必是をあたへよ、瑣細の事なりとも心をつけて能養ふべし、古人曰、「先入爲主」と、又わが兒と他の兒とものを爭ひ涕泣することあれば、其父母多く我子を贔屓す、是小人の心にして却て我子を傷ふもの也、若し其子のために謀らば、事理の是非善惡は正すに及ばず、我子を叱り戒めて連れ返るべし、罪を我に引きうけるほど德を養ふの大なるものはなし、然るに人の子の罪を擧げかぞへ、彼が父母に愬て怒り責るものあり、何ぞ夫道理に暗

きや、頓て其子の我意不善に進むこと鑑にかけて見るが如し、何ぞこゝに心づかざるや、○さて小兒を教育することを樹木に譬ふ、夫れ樹木は始生の時なれば性質柔軟にして、枝を曲て圓坐にかたどり、幹を撓めて物の狀を作る、意の向ふ處に從て人工を施すこと自由也、稍長大に至りては、人工施しがたし、其枝幹の向きを直し、態を易んと欲すれども自在ならず、人も其通りなるもの也、幼稚の時に在ては、人に隨ふこと自由にして、教育施し易し、漸々に物心つくに隨て、己が揑造を用ひ僞りまじへ、老成の善言格語を用ひず、自己の爲すことを善と思ふに至る、是に至ては中々一と通りの教誨にて、聞に合ひ兼ぬるもの也、樹木人物ともに、いかにも始生童蒙の時に、養を貴ぶことかくの如し、○前段にいふごとく、兒を善道に導びくに行屆かざる所おほし、其行屆ざる所をも顧みず、これを天性自然といふもの有、誤と云べし、いかにも過を我身にひきうけ、罪を己に歸することこそ道なるべし、何事によらず老成人と相談すべし、さすれば間違たる事まづは無きもの也、己が我慢を立て人に從ふことをせずして、その如何ともしがたきに至て終には天命に歸せり、これ天命といふ事を解せざるもの也、宋儒言はるゝに、人事を盡して天命に至ると、一生の中に人事の一をも盡すことあたはず、孝の事・忠の事・家業の事・養生の事、數々の道一をも明らかに極め得ず、この人事を涉り得てのちに、天命自然を說くべし、これを如何ぞ漫りに天命をいふべけんや、なげかはしきことどもなり、試に此事を論ぜん、今夫樹木のよく活くべきも、その根を毀ひ傷れば立どころに枯る、よく培養せざれば盛に成長せ

ず、又農夫二人田疇を耕すに、其に始る時同じ、一人は出精して疾く務め、一人は不精にして怠る、其秋熟の時に至り、出精のものゝ穀を收るは滿足して、不精の者の穀を收るは、足らざるを憂て怨咎す、凡稽古修行の事も同じ道理也、又二人同行して同刻に首途し、一人は日の力を窮めて行程を怠らず、一人は慢遊緩歩して怠る、故に彼は千里の遠きに至れども、此は其半にも及ざるべし、これ皆人事と自然との分也、すべて他を棄て我をせめ、罪を己に負ふ事美事といふべし、○大約兒八九歲に及ば、或は文武或は手跡・算盤一切の諸藝、其才性のちかきに從て師に就て學ぶ、此時に當て其父の心に其子の上達を願はざるはなし、是人情の自然にして子を思ふの意篤きこと甚だ美也と、しかれども子をおもふの心のみ有て、師を敬するの實うすければ、子を思ふとも益なし、旣に子を以て師につかしむるからは、一に師に投げまかせて師の意に從はしめよ、さて又兒に命ずるに、敬んで師命を受け、日々尊奉して惰る事無きことを以てせよ、欒共子曰、「民生二於三一、事レ之如レ一」と、父生で師敎へ君食ふ、是皆生むの族也、故に「生二於三一」と云、依レ之父・師・君の三ッに事るは一樣也と云こと也、能く是等の儀を詳かにもうし聞すべし、其敎姑息なるときは、兒の心驕恣にして師の旨忤ふ事あり、如レ此なるときは何ほど其子の上達を願ふとも豈得べけんや、且微賤の者の子弟などに至ては、師に事つるの禮をしらず、道の貴きことを辨へず、しかのみならず師も亦敎育の道を解せざるものありて、束脩の多寡によりて、弟子を遇し、弟子も亦多寡に依りて師取をなし、道理の明暗を不レ辨して、卒に師弟の間市井の交易のご

となりゆきて、道義の重き事をしらず、束脩多きものは上に座し、寡きものは下に坐せしむるに至り、其應對交情悉く束脩の多寡に由る、實に恥づべきのありさま也、夫師は一心に教育するのみを思ふて、束脩の多少に拘はるものならず、又弟子はたゞ師を尊ぶことを思て、束脩を出すことをおもふことなかれ、師の危難困苦なるに及では、財力を損てゝ是を濟ひ、身命を舍て禦ぐの道有り、然るに解せざるものは唯餬口賣買のやうになり、師の却て弟子の意を承て誨を施しなどして、教道の法の地を掃ふて衰廢せり、其甚しきに至ては弟子己が門を離れて、他に去る事を恐るゝもの有り、其志一ッに束脩に在て、道義の重きを忘却す、嗚呼師道の行はれざる已ぬるかな、○其子を穩當になさんとおもはゞ、其志鄙劣ならざる樣に養ふべし、先師に贈るの束脩金帛の多寡、決して子に對して語る事をせず、これを語り知らする時は、道を輕んじ師を蔑する心起とあり、故算數の術は學ばしむべし、出入算用等の事は謀知せしめず、損得利用のことは彼れ成長するに從て自然に發明す、童蒙を教育するの先務にあらず、○古へは子を易て教ると、如何となれば、父子の間は恩愛を主とす、自ら教へて嚴重に善をせめ、痛く是非を糾して從はざれば楚撻するに至ることあり、是天倫の恩を夷るに至る、且父子ともに室に居る、父の行状悉く道によるものにも非ず、其子是を見て父の非を咎むるの心生ず、又見在にいさめをいるゝ事も有り、是父子の間は道の行はれざるもの也、是以て良師友に託して教を受しむ、又古人曰、子を易へて教るは男女陰陽のことあるがため也と云々、夫文に臨では憚りなく內外隱さず、何事も正明

に歸してこれを告げ、博く道理を知るを先とすといへども、其淫奔猥雜の甚しき所に至ては、あからさまに陳べ難き事あり、故に其子を易へて敎ゆること妙術といふべし、一儒生ありて父子兄弟並び坐する時は、詩の國風を講ぜず、我いまだ其是非を詳かにせざる也

夫天地は大父母、父母は小天地也、天地に次ぐ者は父母の德也、父母は天地に受て我を生む、父母子を得んと欲してあたはず、子もまた生れんと欲して能はず、人事の及ぶ所にあらず、妙合自然の致す所也、凡天地の事は天と人と相合して成る者也、其實は太極の一にして天也、能是を顧慮すべし、故に聖人孝道を立て敎へ玉ふ、是すなはち天を畏敬する義也、○扨始て胚胎せしより月辰に至るまで三百日の間、其勞苦する事いかばかりぞ、子胎內に在て形を備具す、母これがために身體を疲悴し、飮食を愼み坐臥行立心を用ひ、安產を神鬼に禱り巫醫に託し、又其形體不具を畏る、已に期に及んで娩すれば、又懷に在て母を穢し勞せしむること大凡三年、其艱苦辛勤を忘れて子を育するは、天然の愛情しからしむる所也、故に聖人の制に父母沒して三年の喪服を定めて敎へ給ふ、三年の喪を勤むるに由りて其報恩此に盡たりと云には非ず、父母の恩の洪大なる事は昊天の極り無が如し、唯萬分が一を報ぜんための制作也、務めずんばあるべからず、且其子性質軟弱なるあり、又强健なるあり、疳を病むあり、痘を患るあり、癰を生ずるあり、蚘蟲を病むあり、其變故に逢こと種々なり、是等によりて又悉く勞苦す、漸やく生長するに隨て、其才性の宜きに從て諸藝を學ばしむ、やゝ成童に至り父母少

しは安心を得れ共幾にこれ我兒幸に不善をなさず、此まゝにて成人せば宜しからんと云位の事也、其人となるまでに及ぶ骨折苦勞なか〳〵言語筆墨の盡すべきにあらず、然るを道理にくらき族、或は父母の恩養に輕重甲乙を立て、我は父母の恩養輕く、彼は重く、某は厚、某は薄しと云ものあり、是親は一にして二ッあらず、同氣にして別なき事をしらず、是義理を思はざるものゝ言葉也、○夫震胎して繼嗣を得ること誠に神妙不可思議の道理にして、天の授與する所也、其子たるもの此一事を推して、父母のありがたきことを仰ぎ知るべし、其厚德天地間に二ッなき恩ならずや、能く思惟すべし、○さて又其變を語るに至ては、子不幸にして不慈の父母に逢ひ、非道を以て遇せらるゝこと有、必しも怨心を生ずることなく、いかにも子の道を盡して事るならば、いかに頑嚚なる父母なり共、其至誠を感じて豫を底さゞらんや、古人も天下不是底の父母無しと云へり、或曰、子もし胎內にありて死せば、父母の恩德ありとせんや、予對曰、其體の具るを見ずして訣別す、これ父子共に不幸にして極めて緣の薄也、戚々の哀情九回の腸を斷つ、命の長短なんぞ人事の關係する所ならんや、理を以てこれをいはんに、其子既に胎內に次りて父母の德を蒙る、何ぞ父母の恩なしといふことを得んや、問もの唯々して退く、○前段に云へるが如く、父母これを懷にしこれを拊しこれを育す、其丹誠覆育の力を以漸く成長することを得たり、然るに好色を知に及んで忽父母兄弟をすて、或は家財を竊み穴隙をきりて出奔す、父母兄弟を辱しめ鄉黨に齒せられず、數年の厚恩大德一時に滅裂崩潰す、これを何とかいはんや、噫

父母積年辛苦の大恩と、一時情慾の誓言と、孰れか重くいづれか輕き、其心の付ざるは實に迷濛愚痴にして本心を失へり、何ぞ其身の上を思量せざるや、然るに彼また悔を生ぜず、奔り回りて西に窮まり東にせまり、遂に天憲に觸れ神祇の罰を受け、道路にたをれ溝中の瘠鬼となりて、耻辱をさらすに至る、是まことに不孝の罪遁るべからざるの明驗也、畏るべし、夫情愛はかろく恩義はおもし、父母の命をまたず、情慾熾盛の癡慮にまかせて奔り從ふは、天倫をやぶるのみならず、世敎を害するの大なるもの也、何ぞ長久を保の理あらんや、夫父母の命を奉じて婚嫁するものは、全く義によりて夫婦となる、これ長久繼世の道にして、彼此義を重じて成就するもの也、聖人々情を洞觀し媒妁の法を立て、これに違ふことなからしめんとす、相奔誘して夫婦となるもの、一旦水魚の交をなし、子などを設けて娛みをなすといへども、もし其子成童になん〳〵たるころほひに、譬へ妻沒することあれば、忽ち後妻を娶んと謀る、かゝる時工面あしければ、其子を娼家へ鬻いで、己が欲を達すること小人汚下の勢ひ也、最初道に乖いて夫婦のかたらひをなすの弊終に此に至る、前妻在命無事數年の間は眞實らしく見ゆれ共、其沒するに及んで本心を顯す、己が欲にまかせて子を售るなどのたのもしげなき心のもの、豈また其後妻にも實情あらんや、後妻もまた豈其夫に實情あらんや、○古人曰、人生十五年の間をみれば、吉人の福を得凶人の禍を得、其報應毫釐も錯はずと、余三十年來心を用ひて試むるに、報應の輪轉天象の著明なるを觀るがごとし、帝舜の父を瞽瞍といふ、天性頑なり、母も亦嚚なり、弟を象といふ、是また傲然として愛

情禮義一毫もなく、至極よからざる人品也、象父母とはかりて帝を殺さんとして、帝をして井を浚はしむ、帝の井を浚て脱出しを知らず、井を蓋ひ埋めたり、又倉をぬらしめ梯を引て火を放ちたれば、皆能大難をまぬかれ玉ふこと、是聖徳至孝の感應天の冥祐を得しもの也、かゝる不慈非道の父母に事りて、猶我孝の足ざるやと罪を負ひ田に往て、旻天を仰ぎ望み、父母を呼で泣き叫び、われ何の故にて父母の心に叶はざるやと天に訴へ玉へり、既に萬乘の君に位し、富貴・榮華・好色・珍膳心の欲する所のまゝなれ共敢て安じ玉はず、孟子これを稱して唯父母に順にして始て憂を解くに足ると演說せり、故に彼の頑嚚の父母・傲慢の弟皆化して善に歸す、誠に萬世父母に事るの大模範を垂れ玉へり、孟子又瞽瞍豫を底て天下の父子たるもの定ると、ありがたきことならずや、然ば父は父たらずと雖、子以て子の道を盡さゞるべけんや、世人かりにも帝舜の至孝を思ふて其萬一を行はゞ、それだけの福を得ること疑なし、人々帝舜に則り孝を盡さば、骨朽ても名は天地と共に盡きざるべし、夫子を愛するは天然にして、禽獸蟲魚に至るまで異なることなし、然るに帝舜かゝる不慈の父母に逢ふものは、人倫の變といふべし、其變に逢ひ一心に孝道を盡して、終に父子の道を定めて、其明德至善天下後世を照臨せり、願くば此處を忽諸に看過すること勿れ、宋の黄山谷嘗て其老親の病める時床側に侍して、醫藥食物自ら試み自ら看て、頃刻も左右を離れず、其溲尿ある時は手親ら虎子を奉持して之を取りて、其臭氣をして人に知らしめず、其自ら心を盡せることこゝに至る、豈これを純孝と云はざるべけんや、後人孝

子二十四人を輯めて以て書に著す、名付て二十四孝と云、其書舜に始りて山谷に終る、千載人の子たる者、人の弟たる者の龜鑑として、後世を戒むる所以也、今人これを聞くに付ても、見に付ても、大小貧富に拘はらず共親病めるとき、必自ら介抱定省して、其藥物食品こと〳〵く皆心を付て此を奉供すべし、たとへ老病なれば其肌體垢臭あつて不潔也、たゞ是のみならず、或は惡疾、或は奇病、種々の患に遇ふて長く久しく癒ざる者あり、其不潔なることは言に及ばず、内外勞苦多々なりと雖ぇ、之を厭ふの心を生じて其看病に倦むこと勿れ、これを未熟にする者は本を務むる道に暗く、冥理を解せず、且親の爲めにすることは即ち我が爲めにすといふことを辨知せざるもの也、是を樹木に譬ふるに、祖父は根株也、子孫は枝葉なり、其枝葉の盛にならんことを願ば、根株を培養するに在り、愼まずんば有べからず、古人云「呼吸喘息氣通ニ於親ニ」と、これ父母と我と同骨なる事を開示せる也、然と雖も其德を甲乙を立て是を較計するに至ては、父の德の優れる事を知るべき也、士章云、君には其敬を資り、母には其愛を資る、これを兼ぬる者は父也と、これを兼と云ものは愛敬の二ッを指して云也、愛はしたしみ事ること、敬はうやまふて大切にすることをいへるなり

君　臣

大學に人の君と爲ては仁に止ると、仁とは何ぞ、恭敬恩愛の心を云、此心を以て下に臨む、これ人君の止る所也、人を愛せんと欲せばまづ親に悦れんことをす、親に悦れんことを欲せば、まづ己れが身を責む、

常によく己が身を責れば、世間に惡むべきの人あることなし、人に臨み人を愛するの本こゝにあり、己が身を責るには、今日致すことと令することと、皆我身に反して、其行狀志意心に快きかよからざるか、理に當るか當らざるかを自ら顧み知るべし、若己が心に慊ざることのみあらば、何ぞ人を責るに暇あらんや、己に慊くして人を責むべきこそ道理也、然らば是人君の道を盡すは難き事に非ずや、其難きを知る時は其心自ら寛裕溫柔にして、能く下を恕するの心存す、譬へば彼に此事を命じ、彼れ命を受て其事に從ふと雖ども、我心に當らざれば或は不豫の色を顯し、或は怒りを發して罵責し、或は打擲するに至る、然るを却て痛く自ら怒を抑へ氣を收め、本に反り己を責て、思ふに我も亦先に是らの過あり、何ぞ深く彼を咎めんやと心中に思ひ直すべし、これを恕と云、恕の字おもんばかると訓ず、おもひやるといふ事也、これを推廣めて萬事にゆき渉れば是仁也、即ち人君の德也、然らば何事をか爲ざらんや、何人か從はざらんや、然といへ共刑法を犯し君上を凌ぐものは、悉くに恕しがたし、是止むことを得ざるに出づ、又罪小也と雖ども赦さず、罪大也といへども赦すべきあり、尙書に眚災は肆赦し、怙終は賊刑すと、又曰、其不辜を殺さんよりは、寧不經に失せよと、是等の處は仁心より推て見はからひ有るべきこと也、〇古人山藪は疾を藏し、國君は垢を含むと、垢を含むは勇氣也、勇に二ツあり、血氣也、義氣也、善惡を分たず是非を顧みず、勝氣の張るは血氣にて匹夫の勇也、善を善として此に從ひ、惡を惡として此を去り、能く是非を顧て、己を舍て萬事宜きに從ふ、是義氣にて大勇也、勇の字いさ

むと訓ず、善にいさみ進むを云、垢を含み恥を忍ぶは勇也、中庸に寛柔にして以て教へ、無道に報いざるは南方の强と、是古人義勇を說き給ふこと此の如し、恥を忍ばず垢を含まずして己が言ひ出したることは、善惡ともに推し通す、匹夫の勇を勇と心得るものあり、匹夫の勇は極めて無道短慮也、故に多く禍を受て壽命長からざるもの也、義勇は裕然として心靜也、故に無事平穩にして壽命長久なるもの也、知らずんば有べからず、○周易乾の九五に「利㆑見㆓大人㆒」と、大人とは他に在ての崇高富貴の位を指して云なれども、易の大人は仁德ある人を云、然に殷の紂王は萬乘の君なれ共、孟子これを一夫と云へり、一夫とは獨ものと云と、殷紂の富貴にして眷屬數多あり、夫をひとり者と云は何ぞや、億兆の人に一人も紂を思ふものなし、唯おもはざる而已ならず、心に怨み惡んで其滅亡を願ふ、これ一夫と云所以なり、無慈悲の甚しきものは其極り此の如くなるに至る者也、夫天下の人各欲あり、欲は天の與ふる所にして自然の道也、いかんとなれば子生るゝと、其母へ天より乳汁を與へてこれを育せしむ、其成長に從て漸然に自ら生產活業を喩る、これ欲の善なる事知るべし、然れども欲に二ツ有、正欲あり、邪欲あり、正欲は道也、邪欲は道にあらず、孟子年貢を取るの法を論じて、堯舜の道より輕くすれば大貉小貉也、堯舜の道より重くすれば大桀小桀也と、又宣公十五年の公羊傳にも、什が一は天下の中正也、什が一より多ければ大桀小桀也、什が一より寡ければ大貉小貉也と、知らずんば有べからず、○聖人は詳に人情を知る、男女の道は上下人情一體なるを知る、故に内に怨の女なく、外に曠しき夫なからし

む、己れ寒ければ人も寒く、己飢になやめば人も亦なやめるを知る、故に民の好みする所を好し、民の惡む所を惡む、詳に人情を通知して是を治む、故に民の上を戴く事其父母の如にして、一人も横行して背くもの有ことなし、民の君を視ること如ㇾ此なる時は、西より東より北より南より、皆思ひなつかざるはなし、如ㇾ此にして大人の徳といふべき也、其本は唯慈悲憐愍の心によれり、豈感仰せざるべけんや、夫民を治るを分て云へば、法度禮儀を辨ずると人情を治るとの二ッ也、刑政賞罰より貴賤上下輕重親疎に至るまで、夫々に格式を立て其差別次第のたがはぬ様にするは、是堯舜以來國を治るの綱紀也、一日も無ば有べからず、其法度禮儀の原本は人情也、聖人々情に本いて法度禮儀を立たまふ者也

○さて人に貴賤上下の隔ありと雖も、人情には貴賤上下の隔あることなし、故美食美服は下賤も是を欲す、大厦高樓は又下賤も是を欲す、唯下賤に生れたる故にせんかたなく明らめ居るのみ、貴人は必美食美服をなし、下賤は必疏食敝衣して美食美服のいらぬものと云道理にはあらず、聖人は是を解知して彼と我とのしきりを立ず、誠に公平正大の心と云べき也、老子の彼我を立同するも能人情を解するもの也、世の最汚れとし賤んずる乞食非人も、人情を以ていふ時は、其幼稚より敎を受け心を磨き、孜孜として務め勵む時は、翹々秀材子にもなるべき也、これ人は萬物の靈なれば也、何ぞこれを唾吐きして憎まんや、夫人はもと皆同物にして、天より氣を降し地これを育す、南風吹けば同く南風を受て煖かに、北風吹ば同く北風を受て寒し、雷雨霜雪ともに然り、故に天より視る時は均しく人也、人より視る時

は貴賤上下の等種々なれり、故に是を輕賤疎略にすべからず、成湯の「立レ賢無レ方」と、孔子の「有レ教無レ類」といへるを明にして知るべし、禹王は罪人を視玉ふとき毎に啼泣せりと、それ刑罰蒙むるものは惡事を爲すに出れり、惡事を爲すものを刑するは法に於て當然也、何ぞ啼泣するや、微賤のもの學に暇なく、道に暗くして卒に大惡をなし大罪に陷る、聖人是を刑するは止むことを得ざるに出るなり、聖人生を欲して死を惡み、滿腔子皆仁慈の心なれば、父母の子を思ふ心に異なることなし、父母の子を思ふは、善をするにつけ惡をするにつけ、一日片時も愛心の離るゝことはなき也、又どうらくな子ほど愛して悲みなげく也、聖人も亦民の父母、一日片時も愛心の民を離るゝことはなし、故に罪人を視て啼泣する者也、豈有難きことに非ずや、〇孟子文王を稱して曰、道を望でいまだこれを視ざるが如しと、言心は文王は自ら吾身を顧るに才德人に及ばずと思召せり、故に終日乾々として能勉强し、緝熙にして德日々に進めり、孔子帝舜を稱して大智と云へり、蓋智に大小有人に問ひ謀ることをなさず、唯一己の智を用るは是小智也、帝舜は問ふことを好み、能天下の人の智を用ひ、己を捨て人に從へり、蓋官爵祿位に拘泥せず、故に能く人の善言を聽用すること流るゝが如くにして、能人に取て善をなす、故に大智といへり、孔子公文子を下問に恥ずと、己より年少の者にても、位卑き者にても問ことを恥ず、能人に下り學ことをなす、是帝舜の一德にかなへりと云べし、孟子曰く、舜天子たり、皐陶士たるときに、舜の父瞽瞍人を殺さば、皐陶は如何にせんと問に、答て人を殺す者を殺は天下の大法なり、此法

今日起らず、帝王世々受け來れり、必瞽瞍を執ふべき也と云へり、然らば舜の如何にせんと問に、舜は天下を棄ることを思ふこと敝たる蹝を棄るが如くなれば、竊に瞽瞍を負ひ逃れて海濱にかくれ居り、生涯欣然として樂んで天下を忘れんと答へられたり、人倫の重きこと如ㇾ此にして、君道毫髮も我私をなすまじきことを云へり、○左傳に曰、衞懿公鶴を好んでこれをやしなふ、鶴を軒に乘せ大夫と同樣になし重く愛して、士大夫を視ること鶴に及ばず、國の亂あるに至て衆を集めてこれを計るに、衆皆曰、君平生鶴を寵愛せらるゝこと士大夫の及ぶ所に非ず、彼果して能く君難を防ぎ救はん、我輩何ぞ鶴に及ばんと云て身を棄て禦ぐ者なしと、夫無くても能き者は鶴なり、無てはならぬ者は臣下也、其臣下を外にして鶴を内にす、其心顚倒錯亂すと、夫珍禽奇獸は畜べきものに非ず、物を玩べば志を喪ふとて聖人の戒也、然れども世の風俗に從ひ、これを畜ふべき時節に遇へば、すなはち蓄べし、古人珍禽奇獸を惡むにはあらねども、此を愛して重く養へば、必萬民を輕じて士君子を疎んず、夫のみならず上下困窮して國家の衰微となれば也、これを懼れてしかの玉ふなり、○夫億萬歲を涉りて浩然として獨立するものは道理のみ、故に孟子に「仁義忠信、樂ㇾ善不ㇾ倦、天爵也、公卿大夫、是人爵也、古之人修二其天爵一、而人爵從ㇾ之」と爵は位也、人爵とは人の自由にする位也、或は位を與へ或は位を奪ふ、人の自由になる故に人爵といふ、仁義忠信は天の與へたる位なり、人の爲わざにて與ふることも奪ふこともならぬもの也、此天爵を能く身に修れば、人爵これに次で至るは此順理也、古の人天爵を修て、

其人爵の來ると來らざるは本より度外に置ば、唯能く道理を樂む者也、强て人爵を求むるは道理にあたらざることを解知すべし、○易の否の卦の九五に、其亡びなん、其亡びなんとして包桑に繫ると、包桑に繫るとは堅固なることを云、平生心に我は不德、我は不才、時運は危殆也、いかんかすべき、それ國を亡すであらふとあやぶみ畏るれば、亡ずして堅固なること包桑にかゝるが如しと、然るに夏桀の言に曰、我が天下を有つことは天の日あるが如し、日滅びざれば我れ滅びず、若日亡れば我亡んと、自滿自恣にして終に滅亡を招けり、左傳に曰、桀・紂人を罪して其亡るや忽焉たり、禹・湯己を罪して其興るや勃焉たりと、國を興すも國を亡すも唯己を罪すると人を罪するとの兩端にあるのみ、豈畏れざるべけんや、夫上たる人己を罪するの心なければ、下たる者唯上を恐懼するのみにて、上に無理不道のこと多して、國の滅亡にも成べき程の事を知て居ながら、これを諂ひかくして言はず、又己が上へ告し上げたき事あれ共、これを申すことあたはざる也、然れ共上は誰ありて告る者なければ、これを知ずして上下否塞し人情通ぜず、これ桀・紂が亡る所以也、禹・湯はこれに反するもの也、君は家の太極柱の如し、太極柱とは中央の柱を云、此柱中央に立てゆがまざる時は、四方八面の柱整々として正し、太極柱少くゆがむときは四方、八面從てゆがむ、其正きも不正も唯この柱による、人に君たるものは四方八面の規則となれば、正しからずんば有べからず、故に曰く君たること難しと、豈然らずや

子夏曰、事ㇾ君能致二其身一、孔子曰、見ㇾ危授ㇾ命、子張曰、見ㇾ危致ㇾ命」と、致ㇾ命致ㇾ身」は皆其身を棄てものにして愛まざるをいふ、表記曰、「自獻二其身一」と、其身を君に獻じて我ものとせざるを云、聖賢の臣道を說示さるゝ事如ㇾ此なれば、臣下たるもの其身を我ものとせず、君へ差上たる身也と心得をるべし、此の如くなれば自能其身を大切に守る也、若我身を懦弱にせばすなはち君の身を懦弱にする也、我身を能修むれば君の身を能修る也、身を修る本愼しまずんば有べからず、「君臣有ㇾ義」とて、君臣は義を以て合ふ者なり、故に人臣は義を重ずることを知て、二心を挾むべからず、世の義を知らざる者の言に曰く、此は小家彼は大家、よき手蔓を得て彼の大家へ仕ることを得ば、妻子を扶助して一生安樂ならんと願へども、いまだ運命來らずと、これ君の位の貴賤と祿の厚薄とを論じて、己が義不義を論ずることなし、是君に事るの道に暗く、臣たるものゝ云べき言に非ず、此の如くにして空しく一生の光陰を過すは豈悲しからずや、夫人々立身出世を願はざるは無し、然れども義の立と立ざると全くこゝに在り、臣の君に事るは唯精一の誠を盡して、立身出世を後にして、君の知るも知らぬも顧慮する事なかれ、我誠を盡して立身出世は自ら其中に在りまかせにすべし、たとへ小家を棄て大家へ取り入、赫々の臣位に登るとも、思ひよらざる殃を蒙り、卒には父母に離れ妻子に別れて、其身を零落するの患あらん、是順逆必然の道理也、且君に小家・大家の差別はあれ共、臣の君に事るに輕重貴賤の等級は無事也、君位の貴賤己が祿の多寡にかゝわるべからず、百石の祿を受ても我君也、一口受ても我君なり、

君は貴重、一ッにして兩樣なし、易に乾を君の象として奇數也、是其證也、夫臣として其君を弑せば、君の大小に拘らず大戮を受くるなり、此君は祿大なるゆへに刑を受る事重しと云差別なく、刑戮を受る事一ッ也、是古今の人の能く知る所也、是等を推して君の位祿に大小貴賤はあれ共、臣の君に事るに君の貴賤等級を別て事るの理なきことを知るべし〇古人曰、忠の道三ッあり、大忠あり、次忠あり、下忠あり、道を以て君を化するは大忠也、德を以て君を輔くる次忠也、是を以て非を諫め君を怨るは下忠也、周公の成王に於けるは大忠と云べし、管仲の桓公に於るは次忠といふべし、子胥の夫差に於るは下忠と謂べしと、夫周公は大聖人也、吾儕小人何ぞ是を論ぜん、子胥が君を諫て用ひられずして君を怨るは、其狹重褊心聖賢と懸隔霄壤也、夫人臣は第一に僭上無禮を愼むべき事也、管仲は桓公を相けて諸侯を九合し、夷狄を攘ひ中國を治めたり、然れども「孔子曰、管仲之器小哉、管仲有二三歸一、官事不レ攝、焉得レ儉也、邦君樹塞レ門、管氏亦樹塞レ門、邦君爲二兩君之好一有二反坫一、管氏亦有二反坫一、管氏而知レ禮孰不レ知レ禮」と、器とは器量を云、三歸は臺の名也、官事不レ攝とは一々官を備るを云、樹塞レ門とは、門と堂との間に屛を設て見へぬ樣にしきりを爲ることを云、反坫とは盃を反し置處也、堂上兩楹の間にあり、是皆諸侯の事にして陪臣の設るものならず、管仲陪臣にして諸侯の事を行ふ、是すなはち僭上無禮也、故に其器量小也と云へり、余竊に思ふに、管仲は雄略を以て亂を撥るは力餘りあり、禮讓を以て國を治る事を知らず、奢侈を大也、禮讓を小也と心得たる也、國を治るは禮讓より大なる

ものなし、上を治るにも禮、下を治るにも禮也、一日もこれをかくべからず、其禮の次第の有難き事をしらず、故に其所爲僭上無禮に至れり、夫禮は君臣・上下の節、貴賤・尊卑の序、長幼・親疎の別、衣服・宮室・飮食・男女の差をなすもの也、〇易の履の卦は禮也、故に其大象に、「辨₂上下₁定₂民志₁」と云へり、解の六三に「負且乘、致₂寇至₁」と云り、象曰、「負且乘亦可₂醜也、自₂我致₁戎又誰咎也」と、是禮の次第を犯すことを戒る也、物を負微賤の者の事也、乘₂車は歷々の事也、車にのるまじき賤き者が車に乘り、上位に居るゆへ寇の至ると也、是全く不德を以て位を犯すゆへ災を招く也、僭上無禮の災害を招く事誡に畏るべし、宮室・衣服・飮食に至るまで其分を考へ顧みて、僭上無禮を愼むべきこと也、〇詩曰、「折₂柳樊₁圃、狂夫瞿々」と圃は菜園也、樊は藩也、狂夫はわるぐるひするものを云、論語の狂とは義異れり、瞿々はおそれて顧る事也、柳はたよわき木にて恃むに足らぬ木なれ共、園の藩とすれば、狂夫と雖ども是をみて懼れて妄に越へ入らずと也、樊は人の妄に入るを制し防ぐゆへ、法度に喩ふる也、不道のものも法度を犯すことを得ざるを云へり、然らば假りにも法度は無んばあるべからず、假りにも法度は犯すべきに非ず。是人臣たるもの戒愼むべき事こゝにあり、其往くべきと、往べからざると、取べきと取べからざると、與ふべきと與ふべからざるとの義理はすなはち界也、界は樊也、樊は法度なり、愼んで毛厘も犯すべからず、唯法度に從ひ君命を重んずることを第一とすべし、〇或曰、堅固過る人は同藩の親み薄くしてよからぬ者也、余曰、かたすぎる人ほど親みの厚きもの也、禮に曰く、「君

子之接如ㇾ水、小人之接如ㇾ醴、君子淡以成、小人甘以壞、小雅曰、盜言孔甘、亂是用餤」と、言心は君子の接りは水のごとく、其味淡く薄くしてむまからざれども、接りをよく遂げ成して壞れず、小人の接りは醴の甘くむまきが如くなれども、つひには其接り厭ひやぶるゝとなり、盜は盜賊のことにはあらずして小人をいふ、小人は眼前にぬすみを爲さゞれども其志は盜賊と同樣のものなり、後暗き盜人根性は常にある、故に小人の事を盜といふ、小人の言は孔だあまくむまけれども皆いつはりにして、其言を信とすれば多く讒言にまどはされ、亂是よりしてますく\すゝむ、餤はすゝむなり、夫君子は小人よりうかゞへば堅すぎてよからず、然れども堅すぎること何ぞ接りに害なし、此禮の語を推量して或人の言の妄なることを知るべし

自修篇卷之上終

自修篇卷之中

夫婦

それ夫の道は和を以て婦を御するを美とす、和とは和同和羹の和のごとし、淡ければ鹽を和し、鹹ければ水を和し其味を調ふ、是を和といふ、婦を御するに恩義の二ッを失はず、過不及なきは和といふべし、しかれども夫婦有レ別とあるからは恩愛は勿論也、尊卑貴賤を分明にして禮義嚴格なれば、閨門の内愞弱媟慢に流れずして家道正しき也、故に晋の臼季と云もの冀缺が耨りて其妻饁して、敬して相待すること賓客の如きを見て、文公にすゝめて曰、敬は徳の聚るによれり、能敬する人は必徳あり、君請是を用よと、こゝに於て文公是を擧て、卿大夫と爲せしこと春秋左傳に見たり、夫婦の別を正し相敬して流れざるは、冀缺が賢徳のあらはれたる也、男女夫婦の別ありて能敬する人は賢徳のしるし也、如何となれば、古人云、一國は治め易けれども、一婦は反て制し難しと、夫一國の人は善を善とし、惡を惡とし、是を是とし、非を非として、是非善惡甚明白也といふものは、各其自己の私を離れて見れば也、其善惡是非の錯亂するは、一己の私にさゝへらるゝ者にして、其本心には非ず、故に政を施し道理を正して是を道びき治るに、豈治め難からんや、善惡是非不分明にして、その心動揺して不レ定も

のは婦人女子也、故に是を治ること甚かたし、昔堯の舜に天下を禪らんとして、先づ試るに其女娥黃・女英の二人を配し、其室家を治るを觀て後に帝位を讓れり、此事尚書堯典に見へたり、詩の開卷第一關雎の篇は、婦人の德別あることを書せり、又大雅に文王のことを「刑二于寡妻一至二于兄弟一以御二于家邦一」と是皆婦人を治ることを先とする事を云り、故に其治め難きこと此等を推して知るべし、夫婦人は只柔に過すれば狎々しくして、人を悔りやすくして遠慮なき者也、嚴厲なれば恩怨相易り、齊擾相反くもの也、其柔過んよりは寧嚴厲か、○扨易の家人の九三に曰く、「家人嗃々悔厲吉、婦子嘻々終吝」と嘻々は笑樂の節なき也、嗃々は嘻々と相對すれば、嘻々に相反するもの也、言心は過剛を以て內を治れば、嚴急のやぶれおこりて、家人嗃々と云と雖も、懦弱なるにはまさりて猶吉也、もし婦子を治るに只恩愛勝て、日々に笑樂して嘻々たらば、家事ゆるみ終にやぶさか也と、是家人を治るに恩愛勝て懦弱に至るを深く戒しむるもの也、然れ共嚴厲にして怨讐の聚らぬやうになすべし、夫婦は萬世の始也家の興亡こゝに本く、平生の交り衆妾に至るまでも、其貴賤の次第順序を失ふべからず、若妾を親しみ妻を疎ずれば妻必ず恨む、婦女の性は胸中狹隘にして、一たび恨むることあれば終身解けず、左傳に「女德無レ極、婦怨無レ終」と胸せまき故に、瑣碎なることにても怨をいだき、或は思つめてくやしゝと思ときは身體を輕棄す、故に其意を恕して怨らみられぬやうに、妻を妻とし、妾を妾として其順序を失ざれば、悔生ずること有べからず、それ婦德・婦容・婦言・婦工此の四のものは婦女の德にして、古人

の説所也、余竊に思ふに、妻を娶るの道こゝに一説あり、微賤極窮の者は萬事ゆきとゞかず、吾妻とても我心に合ざる勝にて、心で是を堪忍するのみ、故に子なければ、三年の後離去すると言譯にも成ぬ勢也、況や何の力あつて別室を求んや、然らば妻を娶る最初に心得あるべき事也、其妻を娶るは子孫の爲にするなれば、醜美に拘らず小々の不具也共、働きと心だてと善と思はゞ、其體屠强白なる者を娶るべし、人相水鏡には臍の深きかたを貴ぶ也、是皆子孫を憂るが爲に言のみ、

○扨其子孫を思ふも、先祖を思も、皆愛心より生ずることなれば、妻を遇するの心も、如何にも篤く思ふて順愛すべし、もし又彼に婦道を犯す過失あれば法に於てゆるさず、其宥さゞる中に又一説あり、其これを養ふものと養はるゝ者と、その是非を默々として心に考へ求て、順理を以て處置すべきと也、吝嗇に流るゝは婦女の性也、陽は進舒す、陰は退縮す、故に婦女は吝嗇を免れ難し、儉約はよけれ共吝嗇は惡し、其甚に至ては游蕩奢侈と異なる事なし、微賤の者の妻に在ては吝嗇の害尤多し、妄に錢貨を貪るのみ、故に人これに錢貨を與へて誘へば應ぜざる事なし、輕き錢貨を重じて婦道の重きを輕ず、是夫の尤心付べき所也、其凶禍を招く期に及では是を如何せんや、婦人の聞處にては、政事の是非、人の善惡、すべて大節なる事を談るべからず、萬事片ぎゝにして始末を括らずして、能覺り得たる心にて或は語るべきを匿し、匿すべきを不圖語り出し、始終を顧みず、得失を度ざるは婦人の癖也、故に婦人の聞處にては常に用談すべからず、古昔の正道教法を語りきかすべし、人の惡きうはさをばすべからず、

噂をせずと戒むれども、相應にはする者也、然るを共にこれを語れば、詩曰、猱に木に升るを敎へ、塗に塗を付るが如しと、又曰、「哲婦傾レ城」と、哲とは才智すぐれたる利口者の事也、幽王の嬖妾褒姒を指ていふ也、幽王の天下を傾覆するに至るは、褒姒がしわざに由れり、幽王褒姒を愛して天下の事を主らしめたる故に此禍をひき出せり、傾レ城とは國を傾け亡す事を云、書曰、「牝雞之晨、惟家之索」と、牝はめとりの事、牝雞が晨に鳴くは不吉にして其家索き亡ぶと云事にて、婦人が政事を主どれば家の亡るといふ譬喩也、婦人に事を主らしむること勿れ、萬一止むことを得ずして妻と事を謀るとも、妾と謀ることなかれと也、婦人を敎ゆるは且初始にあり、始め舒にすれば嫚り瀆て家法禮儀を愼まざるに至る、婦人の始めて來る時は必敬愼す、其時より嚴重に正し敎れば後悔あることなし、妄に愛情を恣にすれば夫婦の別を失ひ、敎法傾き破れて家必衰微す愼べし、易の家人の初九曰、「閑有レ家、悔亡」と初九は治レ家の始也、初來の婦人をして正道を以て遇し、志の未だ變ぜざるはじめに於て、あらかじめ是を閑ぎ敎ゆるを美とす、故に後悔なきに至る、もし志既に變じて後は、これを閑ぐと雖も焉ぞ能せんや、初九陽を以て陽に居るは正也、此始より正しきを行て、よく閑ぎ能治めて家道軟弱に流れしめず、これ夫婦の別を敬み一家の義を治めて、剛明の君子なるもの也、〇古人云、絲麻ありといへども菅蒯を遺ること勿れ、君子以て匱きに易ざる事無と、絲は糸也、麻はあさ也、菅蒯はすげかやの類也、絲麻は最貴の品也、菅蒯は至賤の物、皆女工に用ゆるもの也、言心は譬へ能き品物手に入とても、至

賤なる物を棄て顧みずとする事なかれ、其絲麻の拂底なる時、是を用て其不足を補ことも有べし、故に此を棄つべからずと、東坡の句に薄々の酒も茶湯にまされり、醜婦惡妾も空房にまされりと、此前條の意に本き依て言なるべし、是一と通りにこれを解すれば滑稽に云るかと思へども、全く然るに非ず、古今上下人情事理を知解したる言葉なり、俗言に飢時は貧もの無しと、これを推廣め考へみるべし、此を知ての上は自己の身をば鄙劣にせず、一體の人情かくの如しと思へば、胸中豁然として恕心を抱くと言ことと也

易の家人の六二に曰く、「无レ攸レ遂在二中饋一貞吉」と、中とは家内の事也、饋とは飲食のものを云、婦人は自ら事を遂げ爲さず、柔順を以て夫につかへ、家内に在てよく飲食の物を主どれば吉也と云こと也、詩の小雅曰、「無レ非無レ儀、無二父母詒一レ罹、」言心は女は惡きことなく又格別によき事なしとも、酒食のことを能議りて、兎角父母に罹をのこさぬ様にすべしと、儀は善也、常に此儀を忘るゝこと勿れと也、女は一たび嫁したる上は、夫の家が我家也、先日父母の家に居しは客舎に在るが如し、故に嫁するを歸といふて、我が眞の宅へ歸ると云義也、嫁の字は女に從ひ家に作るは、夫の家に歸るの義也、是にて夫の重きを知り、一生其家を出去る事なかるべし、夫の兄弟姉妹多くありて、其上に舅姑に事るを心苦く思ふて、去る心の起るものは是全くわか氣の不了簡也、古人の嫁して姑なきは不幸也といひしを顧るべし、此義を知らざる父母は、子を嫁するに舅姑なき處を擇ぶものは、姑息の愛といふべし、兎角

安樂を先にして、務むべき道を後にするは庸人の常也、故に舅姑及び夫の兄弟姉妹多く有れば、却て是を忌もの也、然るを舅姑に事るに恭敬勤勞を盡し、兄弟姉妹に交りて婦道を失はざれば、終に安樂になるもの也、余云、樂中の樂は眞の樂に非ず、苦中の樂は眞の樂にして味ひあるもの也、豈思はざるべけんや、○世間の交際を輕略にする事勿れ、夫の留守に來客ありて贄をいたさば、其品の厚薄に限らず、夫の歸り來る時必忘ずしてこれを出し示すべし、是人の本意を通す也、又人に借りし物は捨置ずして必速に返すべし、木履は塗泥を除き去り、挑燈は蠟燭をそへて歸すべし、己がすることは善と思ふものなれ共、自分より善きと思ことに、善き事はあるまじ、自分にては皆善なしと思ふて勵みつとむべし、其善といひ善とおもふは、他人より見て謂ふ言葉也、故に聖人自分を見て或は坎然と、或は如レ不レ及と、或は我知ることあらんや、知ることなしと仰せらる、而況や凡庸の人に於てをや、自ら其才徳ありと思ふ者は、必ず無き事を知るべき也、古人の才智賢德を稱するものは、皆人より稱する所以なり、是を解知して俗に鼻もと思案、猿利口の心をすてゝ、一心不亂に柔順貞固を執り守るべし、さすれば人是を稱譽す、人に稱譽せらるゝ者を利口也、才子也と思ふべし、故に常に己を不足に視て、夙夜務め緝ぐべしと也

兄弟

夫兄は父母に代りて弟妹を愛し、其恩厚父母に繼ぐをよしとす、兄弟多ければ其中に不悌不順なる者

も有べけれ共、是を疎略にせず、能く恕して愛敬すべし、昔伯夷・叔齊は孤竹の君の子也、兄弟互に國を讓りて逃去しことを、孔子の褒て賢と稱せらる、史記にも之を載せて列傳の始とす、天下國家を治るは禮讓を本とするが故に、夷・齊の禮讓を擧て軌範となせしもの也、又魯の隱公は其國を弟の桓公に讓らんとして、諸侯の位に在ながら是を本意とせずして、桓公の成長をまち位を與へんとて、其あいだ後見をいたされしこと春秋左傳に見へたり、孔子春秋を作る、隱公を始とす、春秋は天下國家を治るの書にて萬世の常法となれば、禮讓を以て先きとせし故也、夫好爵大祿は至福也、骨肉兄弟は天倫也、天倫と至福とを比すれば、至福の輕きこと鴻毛の如く、天倫の重きこと泰山の如し、伯夷・叔齊・隱公はよく此義を重じ固く執れるもの也、兄弟互に貨財を貪り爭ひて、敵讐となるもの古今少からず、是皆私欲を以て天倫をやぶり、其咎大なることを自ら辨へず、私欲は陰暗也、天倫は陽明也、其陽明に向はずして、陰暗に面して此世を過すものは、終に其身の爲めに凶咎をとれる者也、夫他人の善を友として交るすら、我に益ありて福ある事限なし、況や骨肉兄弟互に和睦して禮讓を以て交らば、福祿榮華これに過ぎたるものなし、故に詩に「莫レ如二兄弟一」とは此謂なり

弟の道を悌と云、論語には作レ弟、孟子には作レ悌、蓋古字相通ずる也、悌は易（ヤスラ）か也、心を平易柔順にして敢て兄長に戻らず、恭敬をなして事るの義也、禮の曲禮に曰く、「年長以倍、則父二事之一、十年以長、則兄二事之一、五年以長、則肩二隨之一」と、肩隨とは並行て差退後るゝ也、他人の長者に事るすら如レ此、い

はんや其兄に事ること是を視ること父に繼で、恭敬遜順を盡さゞるべけんや、兄弟は同母異母を論じて、是を別ち疎じ隔ること勿れ、父を同ふするからは何ぞ母の異同を論ぜんや、母の異同より間を生ずるは、皆私意の蒙昧より起るもの也、愼むべきこと也、横渠先生の西銘には、天地乾坤を父母とし、世界の人物を兄弟となせり、此義全く易に本づけり、賢人の志其廣大寛容にして、私を舍て隔なきこと此の如し、これ能天地聖人の心に達せりと謂べし、○俗諺に、血で血を洗ふといふ事あり、血を洗ならば水か湯にて洗へば血去るなり、これに血を加ふれば益濃なる也、洗と雖も何の益かあらん、塗に塗を附するが如しといふ義に同じ、言心は父子兄弟一族の中に過失あり共他人に聞かすべからず、是を他人に訴へて、其是非を糺しなぞするものは、同骨同肉の恩を解知せず、これ恥づべきの甚しきなり、其親族の不和になりて爭論起ると、言訣は各欲心あるに由て也、或は分知の祿の多寡に拘るか、或先親の衣服・器物の配分にかゝわるか、或親類無沙汰の事に依か、夫等の事より起て互に氣をわるくして悶着す、終には大凶を招けり、伯夷・隱公の兄弟國を讓て、天倫の貴事を知らしめば此に至らじ、都て同族の善なき事を他人に聞すべきに非ず、之を聞せて其筋を正し、其意を淸潔にせんとす、是血で血を洗ふと云べき也、詩云、兄弟墻に鬩ども、外其侮を禦ぐと、言心は兄弟の中不和なれば家內にて爭論すれ共、本來骨肉の契ある故、門外の人が吾兄也弟也罵侮ものあれば、其兄弟の非を匿して之を禦と也、豈これを默契せざらんや

朋友

春秋公羊傳には、「同レ門曰レ朋、同レ志曰レ友」とあり、包氏論語を註して、「同レ門曰レ朋」と云り、朱氏は同レ類と云り、學問武藝ともに同門同類は朋也、同門ならず共、志を同して切磋琢磨するからは一理也、「朋友有レ信」と云からは、朋友の差別なく皆信を盡すべし、其道二ッ有るに非ず、故に古書には、朋友の二字を通じ用ゆる也、論語に、「子游曰、吾友張也」とあるは、同門を友と云ひし也、子游・子張は皆孔子の門人也、これを以て知るべし○夫我一身は父母よりうけ、食祿は君より受け、敎訓は師よりうけ、切磋琢磨の益は朋友よりうくるものなり、それ人生れながらにして知る者に非ず、師の敎なければ知ることあたはず、朋友の切磋琢磨の輔なければ上達のなりがたき者也、且直言面折して我が非を諫め爭ひ、善に道びくも朋友也、故に春秋左傳に、詩を引て「畏二我友朋一」と云へり、朋友の責を畏れて、敢て惡事を爲ざるを云、是にて朋友の重きことを知るべき也、○孔子は「朋友死無レ所レ歸、曰二於レ我殯一」と、殯は賓也、死者を棺椁にいれ、賓客の位におくを云也、古は天子は七月、諸侯は五月、大夫は三月、士は一月にして葬る、それまで殯する也、聖人の朋友に厚こと此の如し、孔子の故人を原壤と云、其母死せる時に孔子是を助て椁を作れり、然原壤其椁木に登て歌へり、孔子此れを聞ぬふりして去らる、孔子の從者問曰、何ゆへに母の喪に丁て歌ひしものを絶交せざると、孔子曰、「親者毋レ失二其爲一レ親也、故者毋レ失二其爲一レ故也」と、是聖人故舊朋友に故親を失はずして、之が爲めに惡を隱、交を全ふする事此の如し、

風俗の醇醨人情の厚薄による時は、朋友に眞僞の差別あり、富貴の勢を慕て厚く交り禮儀を盡し、死生吉凶並に力を竭て補助す、しかれども一旦富貴を失て貧賤となれば、是をみること或は道路の人の如くす、是僞友也、富貴貧賤の變化は有とも、終始一の如く信義を不レ失は眞の朋友也、其僞友の事を翟公が歎息して、一貧一富乃知二交態一、一貴一賤交情の見と書せし所以なり、然りと雖も、君子は人を責むること薄くして、己を責ること厚くすと云へば、何ぞ是をさまで憎むべけんや、〇さて文學の事を舍て多く相集れば、卒には禮義を怠り、妄言戯笑して不善を行ふに至らざることなし、故に「曾子曰、君子以レ文會レ友、以レ友輔レ仁」と、言心は文學の事にて友を集め會する故に、非禮非義をなさず、切磋琢磨して仁德をたすけ、上達の益ありと也、夫人は堯舜に非ざれば誰か能く善を盡んや、故に學問を爲ども過失も時々起り、非禮非義の事もこれ有は勿論也、是をそれなりに捨て置て諫め咎めず、或は大禍に陷り、或は日々に小人の狀態に降りゆくことを痛ましきことゝも思はず、唯與に書を讀み與に飲食し與に談話して與に光陰を過すは、交りても益なき也、又善柔と云ものあり、善柔とは格別惡からぬ人にて、柔かにて人のゆふなりになるを以て名付たるもの也、聖人も善柔を友とするは損也と云へり、又朋友に過失ありとて、是を責て必ず己が言に從はせんとのみ計るは、我意を先として朋友の交りを全くするの道には非ず、萬事に皆中道ありて、聖人は此中道を貴び、己甚きを爲ずして其交りを全ふせると也、〇子游曰、朋友數斯疏矣」と數は度々相交接すると、度々異見をするとの二ッなり、疏は疏索せら

ること也、言心は朋友は過失ありとも之を棄つべきの理なし、之を諫めて數度に及ぶときは善言を納ざる而已ならず、其心に欝陶しく吾を責むるものぞと思ふて、疎遠にして交らず、然る時は信愛の心存すと雖も、又これを如何ともすることなし、故に其諫を受ざる色を見ば、先これを止て諫めず、又其受くべき色を見ば之を諫むべし、或は就或は離れ、いろ／＼にして始終其交情の絶へざることを要とす、これ古人の厚意朋友を棄遺せざることを見るべし、○客を饗應する者世間の奢侈に染て、菲薄なるものを客へ供することを恥づ、故に其中程を過て珍膳厚味を飾れり、故に客歸て後、或失費の過分にかゝりたる事を心中に挾さむ、是を世間の饗應と云、又或は其膳味を程よくし、失費のかゝらぬ樣にして客を厚遇す、是を心の饗應といふ、世間の饗應は久しからずして其交り疎くなる勢也、心の饗應は久しきを經るに從て其交厚くなるべき理也、然らば即ち山海の珍味を供すと雖、是世間の饗應にして人意を悦ばしむることあたはず、一種なしと雖も心の饗應にあれば、其味深きこと疆りなし、其權門世交の饗應は此の數にあらず、今此に爾いふものは民間平生の交態を述ぶるのみ、○余俗言を取て或人に戯れて云、見識は人より立ち、流行は我より始むと、言心は吾に智もなく了簡も無くして、唯微力を盡して古昔に則るのみ、其吾を取捨して評を起すものは固より人に付する而已、是見識は人より建る所以也、余背てより其志其業を累月積年常に變移せずして是を務めり、悱々憤々として斯に從事す、久しき時は即ち人來りて吾に與するものあり、吾に與するものある時は、吾說を喜て以て自然

に流傳す、是流行は吾より始むる者に非ずやと、或人云、舊史に寧雞の首となるとも、牛の尾に附くこと勿れと、夫是これに近しと云て、一笑して退けり

士

士と云は、唐虞の代には訟を聽く役人を云也、論語の註に、學者の通稱と云へり、古昔は武士と庶民と混雜して武事を勤めたり、唐朝より始て士民を分別して、庶民は武事を務ず、武士のみこれを勤む、我邦もこれに同じ、是に因て士農工商四民の中に於て士是が首たり、因て其格式を賜はれり、公儀に於ては御兩番衆以上也、諸御屋敷に於ては給人以上を士と稱す、去れども格式の名目各に異同あり、其甲乙名分の細なる事に及では詳かに擧るに暇あらず、余その概略を釋して小子にしめすのみ、語に子路問曰、いかなる是を士と云べきやと、孔子對へて曰く切々偲々怡々如たり士と云べし、朋友には切切偲々、兄弟には怡々也と、切々は深切に開道するの意也、偲々は久しきに及ぶまで敬の衰へざるの意也、怡々は骨肉の間和順なるの義也、夫人は諸藝ともに上達することを願はざるはなし、然れども其心善に入らざれば、其業善と雖も用ゆるに足らず、故に藝術を研と云ものは、自己の心を研いて無事安寧を求むるが爲也、故に孔子の論は皆心上に就てのたまふ、技能は主として論じ玉はず、子路は行行たる剛强の者なれば、其藝術も必ず人に卓絕たる所あらんに、夫子の答へ其業をば譽め玉はずして、唯人倫の上に就て諭したまふとかくの如し、夫容貌言語は外の飾り也、外面立派にして又其心も立派

なれば、一點も間然すること無れども、心は表の飾のごとく立派には成難き者也、其容儀は何方へ推出しても人に耻かしからぬ人物に見ゆれども、月を累ね年を積んで後の所を顧れば、其行狀陵夷して其表の飾りとは徑庭の差ひありて格別に下るものあり、又其容貌醜くゝ言語應對さのみ善と云所もなく、働き振もせず、唯篤實を心がけて朝夕戒め愼むことを肝要とす、此人一旦に名譽はなけれども、漸々に人心を得て人に賞美せらる、然らば人は容儀の美なるよりも心の美なること大切也、君父の爲或は身の爲め、末賴もしくなる者は唯一心の置き所に在るのみ、○今川了俊が其子仲秋に示す書に、文道を知らざれば武道終に勝利を得ずと、これ格論と云べし、聖賢の書は反觀内省を主として述べ玉ふ、然らば是を根本として、是より諸行萬端の理も湧出づる者なれば、豈知らざるべけんや、夫士は人と應對する時、一言辭を出すにも闇々如として、舌本滯澁せずして如何にも齒ぎれよく使べし、若し人の好話を取て己これを話す時は、これは彼が事、これは某が言と言葉に銘を打て、たしかに陳言すべし、其秘すべきは秘し、言まじきは言はず、其語るべきは吶々すべからず、心腹の病は言辭に顯はる、故に孟子曰、詖辭は其蔽はるゝ所を知る、淫辭は其陷る所を知る、其心に生じて其政に害あり、其政に發して其事に害ありと、詖は偏頗にしてかたよると訓ず、淫は放蕩にして、とりしまりの無きことをいふなり、其とは心を指して云也、是其言を聞て其心胸の病を知るといふことこれなり、○夫人につかふまつるも、人を使ふにも、一切己を責むべし、故に己を見るには義を以てし、人を視るには仁を

以てす、又禮の次序を以て行ふべし、禮なければ了簡違ひあることあり、或人曰、人を見るに仁を以てするとは、慈悲憐愍を施すを云、然らば己が衣を脫で、人の寒を救ふ、飮食を省いて人の飢を賚くる者、かくの如くする時は我が資財限ありて力足らず、つひに人を救濟する事もなし難からんか、余答て曰、子が言所一通りに聞く時は其理あるに似たり、畢竟禮を知らざる者の言也、夫禮は上下貴賤相當の次第あり、是を知る時は其理自ら分明也、且貨財を施すのみを仁惠とは言はず、一の善言を受け、一の善事を用ゆれば、其價千金の賜に當る者あり、唯人に施與するを以て仁愛と思ふ時は、後の弊あることを如何せんや、考ふべし、士は禮法に縛られて和薄し、庶民は和に過て禮寡し、和は陰に屬して晴く、禮は陽に屬して明也、故に庶民は交和の處は善と雖も、言語約諾のことは疎し、其弊へ淫溺に流る、士は交和の所は薄と雖も、言語約諾に於ては確然として信あり、其弊へ過嚴に流る、それ禮は嚴正也、これを行ふ者自ら嚴に過ることを知ずして、漸々に人我の隔を生じて、遂に愛和の道を失す、孔夫子の禮の用は和を貴しとすと仰せられたり、聖賢の道は嚴と和と相濟してこれを教へ是を道びく、天下萬民の治め方を附る而已、孟子曰、人々其親を親とし、其弟を弟として天下平也と、是也、夫士は千金の身なれば人を犯陵し、或は人と爭論して人に怨みを搆ること勿れ、或問曰、失禮ある者許し難きに及んでは是れを許さず、已に劍を拔く時は是を捨置ざるべし、是をすて置く時は劍の納めやうがあるまじと、余曰く、己が身は君に獻じたる者にして、自己の身に非ず、何ぞ私の恨私の

失禮に勘辨せずして、これが爲に忿怒を發せば、これ千鈞の弓を引て鼷鼠に放つといふもの也、豈納めがたからんや、子いま赫々たる忠孝の大任を負へり、如レ此なる入用の身分也、もし忠孝の爲に發する怒ならば、千萬人と雖も往て懼れざるべし、且武の字は戈を止むると云義也、これを血氣の怒に用る時は却て武道を汚す也、是を以て武士は其心を平日和平に養を要とす、○下僕を執へて或は叱る、或は楚撻するも、鬼の面を冠りて小兒を懼す心持になるべし、心中には愛憐を挾むべし、○同官同僚の中に不快にて引籠り養生する者あらば、往てこれを問べし、これ朋友の情尤深切なるところなり、病者厚く謝すべし、もし或は病ありと僞り引籠るものか、本實に病あるか、是を伺ひ見んが爲に來り訪ふかと云て疑ふは、是穿鑿私心の疑也、縱令僞りにて來る者にしても、實に來る者にしても、其言語深切ならば、何ぞ一毫もこれを疑はんや、○同官の人相迭に酒食を設けて客を招くに疎意あるべからず、夫々の心を用ひて馳走すべし、客退て後に客大食大飲すと、其噂など言て誹議する者は武士の本意を失す、原飲食の爲に招きたる客なれば、歡樂醉飲したるを滿足と思ふべし、又彼方へ請待せらるゝ時も、彼方の享應菲薄なることを議すまじき事也、是等の事は召し使ひの者共までにも、これを言ひ聞せて愼むべし、原飲食饗應は同勤親睦の心を結ぶが爲なり、豈その豐饒多寡を論ずるに及ぶべけんや、○周易地山謙の卦の大全小註に云々、津渡にして舟に乘り、向の岸に着くとき人より先きに上らんと欲せば、此方にて渡舟を競はずして、人に後れて乘るべしと、それ岸に先に着くものは船の

鼻也、故に徐々に鼻の方へのれば、又向ふに往く鼻の方より上る、これ立身出世をする者の比喩也、孔子曰、己れ立んと欲すれば先づ人を立つ、己れ達せんと欲すれば先づ人を達せよと是也、立は立身の立也、達は通達の達にして上へ通ずるを云、〇心に惡しと思ふことは毫厘も犯すこと勿れ、惡しと思ふことは大凡人に害あるもの也、人の見ると見ざるとに拘るべからず、其惡しと思ふ心は即天の思ふ也、天と人心と同然なることをしるべし、喩へば風俗兄弟を以て夫婦とす、此時に是をよしとして他より娶ることを惡しとす、王法然り、これを犯して他より娶る時は其心に是を惡しとす、其惡と思ふことを犯すときは天の罰を受る也、天は衆人の心に從ふ、王法も亦衆人の心に從てこれを建立するもの也、其心に惡きと思ことを累月積年犯す時は、其年老るに從て心中に前々の事を尋思すれば、此惡彼惡と心中に萠起す、俗言に凡夫盛にして神祟なしと、其壯年の時これを押し付置けども、老衰に從て其報應あること疑なし、故に或は白晝に惡鬼を見、或は愚癡になり、或は神氣不同の患を抱く、天に從はざる者の終り此に至る、畏れざらんや、又其天に從はざる者の早く事變に遭ひ、大患に遇ふも乃ち斯の如し、豈痛しからずや、〇古歌に「世の中を渡り競へて今ぞしる、阿波の鳴戸に波風はなし」と、此意は阿波の鳴戸の海上ほど渡りにくき險處は無れども、今世の中を經歷して、人情世態の渡り惡き所を以てこれに比すれば、其安きこと波風の更に無やうに思はるゝといふ事なり、夫かくの如く思ふ時は、世を渡ること無事平和に至るべし、故に數々險難に遭ひたるものは物に懲たる事共多き故に、

人を怨みざる心自ら生ぜり、故に我きく、兄弟親族を恃にせず、知音近付を頼みにせず、財寶を頼みにせず、知慧才覺を恃みにせず、天の冥理を恃にせず、身體無病壯健を恃みにせず、人を饗應し人を世話致すこと、一切彼を恃まずして、只己は人の恃みに成らんと思べし、其中心より出て人を恃みにせずと思ふことは、甚だ難きこと也、吾心に考へみる時は自知すべし、人無祿無家にて唯嚢中に少しく貯へあれば、其貯を恃にする心あり、それぐるみに恃みせざる者なれば、獨立獨步の人にして、曠世の量ある人と云べし、余が頼みにせずと云者は、吾身を人の厄害にならぬやうにと心得ることを云也、如レ此なる時は用心肝要にして、人を視ることも亦堅固なるべし、譬へば主君なり同僚也、吾心に覺束なく思ふ行狀あれば、權道を以て屢これを諫む、受ざる時は又權道を以て或は不快と言ひたてるものか、或は事に託して言立るものか、不忠にならぬやうにして退去すべし、香餌に引れて拘泥すべからず、些細の香餌に終身を誤ること勿れ、それ王法を犯す罪あり、天意を犯す罪あり、各其禮義の止まるべき所に止らざれば、兩罪の中何れか之を免れんや、孔子曰、止る所に於て其止る所を知る、人を以て鳥に如ざるべけんやとの玉へり、愼むべきに非ずや

農

周易の繫辭傳に云く、神農氏作りて木をきりて耜となし、木を揉て耒とす、耒耨の利以て天下に敎ゆ、蓋之を益にとると、これ往古神農氏を農耕の始めとす、又經に、民は邦の本也、本固ければ邦寧しと、

又左氏傳にも、民は神の主也と、食を作り出す者は農夫也、故に民は邦の本也と云也、又孝經に、庶人を喩して云く、天の時に因り地の利に就き、身を謹み用を節にして以て父母を養ふと、天の時に因るとは、耕作の仕つけ時より收藏の時を指して云也、しかれども其土風のむき〱、氣候・寒煖・燥濕の異なる有れども、大抵春秋二時の彼岸を目當にして始終す、孟子曰、民の事は緩くすべからずと是也、地の利によるとは、乾燥の地へは麥黍の類を植、卑濕の地には稻禾の類を植へ、及び其江海山林の地利を計りて、其利すべき處を利して之を爲すと云こと也、○さて其地に應ずると應ぜざるとの品あり、蠶桑は鹹風を忌む、故に海邊近き處には生殖せず、甘藷は寒土を忌む、故に寒凉の地は之を產せず、其他草花の類みな然り、之を風土氣候を辨ぜずして强て作らんとせば、勞して功なく求めて益なし、若し利を求めんと欲せば、先々より作り來りたる土地に相應する物を植て、これを朝夕油斷なく心を用ゆれば、秋熟の時に至りて其穀實他に倍すべし、何ぞ他產の物を求めて種るに暇あらんや、一律僧あり鍬の賛を作りて曰、百姓は菜種たやすな、公事するな、朝起をして之を放すなと、是又世敎にあづかる歌なり、故にこゝに記せり、又古人云く、人主勤めにあり、勤れば匱しき事なしと、確言也、大凡人は智愚の隔は暫く置て、其勤ると云一字は天道にかなふ所以也、天は晝夜廻りて息ず、人々の頭上を照し玉ふ、人々其光明を受て此生をなす、豈勤めざるべけんや、天に次ぐものは父母也、故に出精して勤むる者は父母を養が爲め也、然るに父母老衰し身體頑痲し、起居不自由なるに及んで、

其子に養を受ること久しきに至れば、子の心に倦怠を生じて、或は其言に云ふ、吾親老衰すること此の如し、今尙長命すれば自分も難澁多く、傍の者も迷惑なり、早くおむかひが來ればよくして、双方の爲になるべきといふ、おむかひとは沒することを云、是何の事ぞや、實に不仁無道にして禽獸よりも劣りたる言なり、古人云ずや、人生は車の輪の如し、我父母を愛すれば、子また我を愛す、我が父母を疎略にすれば子亦我を疎略にす、其報應車の輪の旋るが如し、我今年八十九十にして、子に養はるゝ時となりて、是を考へて見るべし、子の心親の長壽を願ふて養ふと、死を待て過すると、何か心に快き、何れか心に苦きや、孔子曰、父母の年をば知らずんばあるべからず、一たびは以て喜び、一たびは以て懼ると、宋人父母の年暮景に及びたるを懼れて、愛日堂を建て父を養へり、其孝と不孝との異なること、豈天地の違ひならずや、○民間に挊(カセ)ぎものと、蕩樂ものと、濃樂者との三種あり、かせぎものは商賈稼穡をつとむ、善人なり、放蕩ものは職なくして游食す、不善人也、濃樂者は善をも爲さず、不善をもなさず、家業を惰り法言を聞入れず、少しく文飾を搆へて自ら善とす、瓢々然として身を放蕩の所へ置て、何事も仕課すことなし、是民の下なること之に過たる者なし、夫人は活物也、放蕩なれども、一日聖賢の法言を聽て、前非を悔い過ちを改め、本心に立返て其業を勵む者も有れども、唯濃樂ものに至りては自暴自棄の徒にして、聖人と共に居ると雖も化して善道に入ることあたはず、是を要するに姑息の愛轉じて此の毒となりて、今こゝに及べり、豈懼れざらんや、○天水訟の卦の象

に詔は孚ありて窒る、惕れて中にして止れば吉也、終れば凶也と、又上九に曰、或はこれに鞶帶を錫ふ、終朝にして三たび之を褫る、象に曰、訟を以て服を受く、又敬するに足らず、言心は訟は公事出入のこと也、孚信の心をとぢ塞がれて伸ること能はず、是を以て訟となれり、訟ると雖も公事はもと善事に非ることを知りて、恐れて中頃にして內濟人の意に任せて、之を止むれば吉なり、遂んとすれば凶なりと、鞶は皮の帶也、公事に勝て褒美として之を錫はる、然れども終朝の中に三度まで盜に奪はると也、これ公事は爲すべからざることを喩して、中頃にして止むれば吉也、終れば凶と仰せらる、又訟に勝利を得て、褒美として鞶帶をたまふものは、道理に合ふ訟也、誰か是を是非せんや、しかれども終朝の中三度盜にあふものは、公事には勝と雖も彼れが怨歷の意深結せり、故に此に及べり、夫訟に勝利を得てさへもこの患に遇ふ、況んや勝利を得ざる者に於てをや、是勝敗ともに訟へはなすべからずと云意を喩し玉ふこと、深切著明ならずや、〇上農夫は數多の家來を使ふて是に耕作せしむ、主人は共に田野をつとむるに暇なし、それらの所を見廻りて氣を付る而已、故に人を視るにうとき者は、律義なるものを或は叱り、不律義なる者を或は譽める、如何となれば、律義なる者の田土を耕すは、丁寧に土塊を細碎して耕すことを深くす、故に五畝耕せば己れは四畝計なるべし、是人に後るゝ所以なり、不律義なる者は土塊を細碎せずして、耕すことを深くせず、是人に先ずる所以也、此の者は主人の爲めを思はず、草々に其仕事の人より餘慶に出來ると見せて、主人の氣に入る而已をはかる、こ

れ其諂を用ひて、行々己が爲を謀る者也、其丁寧に耕したる田土は、草生ずること晩くして、又來年の爲にもなるもの也、倉卒に耕したる田土は、草生ずること早く、又來年の爲にならず、これを知らざれば褒貶錯誤して人氣を失ふこと多し、又稻を刈ものも然り、丁寧に刈るものは、尻手を下げて之を刈て束る事整々す、倉卒に刈者は尻手を揚げて己の勝手能よふにして、刈て束る事整々ならず、故に彼が束ぬる稻は收めよくして、稿もまた用をなす、此が束たる稻は收めにくゝして、稿もまた全く用をなさず、之を知れば田より擔ひ來る稻の刈口を見て、坐ら律義なる者と、不律義なる者との心自ら度るべき也、是心得ずんば有べからず、是を心得て居る上は、下のもの主人を畏れて、其見ざる所に於ても斯の如きの不律義なることはせず、唯農事に限らず、山林に往て樹木の苗を種るも、薪木を剪り取る時も、一々心得あることを準知すべし、是主人の心を用ゆること豈容易ならんや、其人を使ふこと容易ならざる事を知解せば、肥甘の物を好むこと勿れ、偶これを得るならば己專にせず、家族それ〴〵へ分配してこれを食せしむべし、主人は家族を養ふものなれば、專ら和心を得るを美味にかへて好み、飲食の美は好むべからず、大凡人氣を得る者は飲食を愼むに始る也、故に小雅に、民の德を失ふ、乾餱以て愆つと、乾餱はさゝいなる食物也、さゝいなる食物よりして人心を失ふ事幾回ぞ、且如何ほど甘き者なりと雖も、甘き中は喉三寸を過るのみにして、長久の味に非ず、長久の味ある者は人和にしくはなし、吾故に曰く、人を使者は飲食の美を美とせず、人情の和を美とするにあり

と云り、○一郷の百姓大小共に名主を以て目當とする者也、然らば名主庄屋となりて人を治るからは、一己の了簡を出さず、公道を以て取扱べし、公道の後々必ず我身に益ありて、私意の必損あることを解知せば、目前の利を取べからず、目前の利は利にあらず、却て害ある也、夫名主をば一郷の人尊敬す、故に百姓は其尊敬する所に心奪はれて、名主に少々の非ありとも心付ず、名主もまた我は小前に尊敬せらるゝと云所に心奪はれて、小々の非ありともこれまた自ら心付ず、これ自然の勢也、ここを以て彼此共に篤と考知して、平生小前に無理をせぬ様にと心付べき者也、或人云、吾郷の風俗交態こと〴〵く緩怠して善からず、故に人物を借りて返すに怠る、言語約諾履ざること多し、辨別なく人より物を取ることを厭はず、之を糾して堅くするには如何すべきやと問ふ、余曰く、名主は一郷の尊敬する所也、故に名主の致す所堅ければ一郷の人堅からざる者なしと知るべし、畢竟人の上に居て等閑の致し方ある故に、下これに習て自然と緩怠の風儀を爲せり、試に之を論ぜん、小前へ錢物の渡すべきあり、器物の返すべきあり、吉凶賀弔は往くべきあり、是を緩くして堅くせず、故に小前より名主へ致すべきゝ、又これに準じて緩くする也、是れを思ふに、狎れ近くものゆへ此に及ぶ、其定制あることは別事也、平生こゝに手抜あれば、下の人情自ら怠慢に流る、然れども名主の心一説あることを知るべし、曰、彼は吾所持の地面に居て地價潔く納めず、此は吾舊德を以て渡世を送る者也と云云、彼等のことは等閑になりても善と思ふ、此了簡ちがひの始也、夫はそれ此はこれと差別あるべ

し、此を以て彼に當て、彼を以て此に當べからず、其界目を立てゝ嚴重にする事を善とす、是郷風を堅くするの道也、論語曰、君子は小大となく、衆寡となく、敢て慢ること勿れと、又曰、惟孝あり、兄弟に友に、有政に施せり、何ぞ政をするとせんやと、書云、細行を謹まずんば、終に大德を累すと、其道を解せざる者は、大事小事もと同然なることを知らずして、聖人は大事を重じて小事を輕ずと思ふ故に大功は細謹を顧みずと云語は、道を解せざる者の爲には善らず、如何となれば心外面にむいて裡面に向ざれば也、故に千家を治るも、百家を治るも又五家十家を治めて村邑の長となるも、是皆天意に從ふ道理也、豈愼まざるべけんや、○扨一郷の百姓農業の本を廢て商賈の末を逐ふもの、漸々に多くなれば根本の衰微となる、此を如何して禦んと問へば、其郷の大小にて、百姓の家數或は多く或は少く一樣ならず、故に其多寡に準じて其商賣を爲ものを、一郷に家一宇とか、家二軒位に減少して立置き、其餘は商賣を禁ず、其商賣する者よりは商征を取るべし、これを取りて郷中總計の入用に備ふべし、斯の如くする時は郷中の本を務るもの多くなり、又商賣をする者の爲にもなり、彼此ともに各其業を勵み、人情和睦し訟爭起らざるべし、是その衰微を張りて豐饒となすの道こゝに在るか

工

繫辭傳に云く、上古は穴居して野處す、後世聖人これに易ゆるに宮室を以てし、棟を上とし宇を下とし以て風雨を待つ、之を大壯に取る、これ匠氏の始め也、今其師をとなへて棟梁と云、總稱して大工

とも番匠とも稱す、大工諸職人各々其師に從つて其術を習ふ、其習ふ者の或は木屑を擔ひ、道具を搬びて日々これに從事せり、其業中に鑿或は鉋の疵を得ること絶間なし、其術漸々成熟するに至るまで累年の力を用ひ、多日の工夫を費さゞれば此にいたらず、豈容易ならんや、親の其子を師に就しめて、其業ををしへしむる者は何ぞや、其父貧窶なれば、手習算術なぞの上藝を以て養ふこと克はず、其心におもへらく、無能にして奉公せしむるものは匠氏の業なり、今より十年以上も之に從事せしめて業を學ばしめたる後は、彼大抵渡世を爲ことをさとるべし、然る上は吾ら漸々に衰年に及びなん、恃む所は我子弟なり、豈これを顧養せざらんやと云て、彼に其業を習はしむ、しからば人々生活を修め身をつゝしみて、父母を養ふこと肝心也としるべし、父母のこゝろもつぱら此にある也、子として其心に從へば無事安寧の福をうく、之に背くときは天罰をうく、これ天理自然の道也、この所を考へて口論爭闘を作すこと勿れ、夫匠氏の術は其巧工精密の所に至ては、精神を凝らし心力を盡に非ざれば、之を得ることかたし、石工の碑字を刻するをみるに、其用ゆる所の斤の目かたは、或は五百目或は七八百目あるものを持て堅き石膚を鑿る、是を手に持して温々然として軟柔に取り扱ふて、必ず强力を出してこれを用ひざると也、これ老子の柔能く剛を制するの意ならんか、又神社佛閣の境内に五重或は三級の塔あり、匠氏これを治めり、其浮圖の中央の柱を心棒と云、此柱は天井より繋て、ぶら〳〵と下へ垂れたり、其心棒の根と礎との間一尺あまりも透てをるなり、其心棒の四方に柱ありて、各ぬき

を貫ぬきて是を鎖せり、もし南風劇しきときは、北の方のぬきにて其中の心棒を抑へ、北風なれば南のばぬきにて是を抑ゆ、東西皆しかり、その心棒の居り所は常に中央を離れずと云へり、是そのかね合の巧み實に造化の手にして、人作に非ざる者に似たり、これに依てこれを考ゆれば、心を治る術も之に似たるものあり、夫中庸の中の字は「虚中に一竪の棒一本あるの貌なり、此棒虚中に在るゆへに、活物にして有用也、此棒動搖せざれば死物にして無用也、喜・怒・哀・樂・愛・惡・欲の七情其時にのぞんで之を發す、孝弟忠信の道其郷ふ所に由て此を名く、本虚中にして物あることなし、惟靈妙にして感動する者ある而已、其感ずる者は虚中の棒これ也、聖人の意必固我なしと仰らるゝも是也、夫聖人の道は中道を以て奥藏とす、吾徒何ぞこれを知るに足らんや、略その聞く所を陳ずる而已

商

夫商賈の道は、其有所の物を以て其無き所の物を交易し、財貨融通を致すもの也、之を常の產として家名を立つ、故に其利を取ること定制あり、それ家を起す者は其利或は一割、或は一割半など時の振合を以て定めたる通りに之を取て、分厘毛忽算盤の珠を潰さず、常に正直を本とし、利益は正直の上に在ることを知りて、自ら儉約を行ひ、自らつとめて、家僕は薄く噞すべし、故に今一錢のうりものも、一貫文の賣物も同然に其送迎挨拶皆丁寧を加ふべし、或人問て曰、當世は人情狡猾にして各掠め取らんと欲す、且水損旱魃しきりに臻る、如ㇾ此の時は商賣一と通りにては生活立ち難し、答て曰、然

るに非ず、昔より仕來りたる商賣なれば、其利德を以て生活の成樣に定規を立てり、人情の狡猾年の豐耗必ず害にはならず、惟憂る所は家內の不和と、上下の不睦と、此二の者は生活を亂り衰微を根ざす、甚しきに至ては遂に滅亡する者往々これある也、豈人情を咎め年を罪すべけんやと、予以て知言とせり、夫商賣の肆を開くより、變らずこれを經營して、商の有と無きとに拘はるべからず、何業を修する迚も久しきを經て、退屈をせざる所に味も出來るもの也、松樹を植れ共、我が一世には巨材にはならず、稻を種ても、秋に至らざれば收斂を得ることなし、老子が大器は晩成と云へり、凡小なる物は早くも成れども、大なる者は晩く成る、此道理ははなはだ分明也、乍ち作し乍ち輟むる時は必ず成るの日なし、何業にても半年又は一年の中には、拔群の功を見ることはあたはざる者也、心定らざる者は商賣を以て當分の活業となして、其術を得るに意なし、然れども身を動かし心を用ひざれば、當分の生活たりともなし得がたき者也、輕薄躁率の徒は些細なる商を見ては面倒也と思ふて、一錢二錢の品を買ひに來る者あれば、商の冥理なれば其しなを渡すとき溫柔に先の手に附與すべきをしかせずして卒然となげあたふ、また多錢を懷ろにして來る時は、膝行諂笑してこれをむこふ、如レ此ものは是商神を敬する所以と云ことをしらず、愼しまざるべけんや、商買は大勢の人に應ずるを專一とす、是を夫々にとり扱ふこと最もかたきこと也、貸すべき人あり、現金に賣り與ふる人あり、其規則定まり有と雖も現金にしくはなし、止むことを得ざれば貸すべし、貸して最も危殆に思ふものは、微々たる蕩佚の類

也、かさゞれば亦害あることも計りがたし、これを禦ぐには禮を正しくして、和するに越たるはなし、易に、惡まずして嚴なりと、これ小人を遇するゆゑんなり、且喋々として多言せず、賣物をば下直に賣與すべし、その求むる品は高のしれたるものなればなり、家の評判をおこし家の害をなすも、皆彼れらがなすところなり、是を去つべからず、右のごとくとり扱ふときは、かれ自ら貸ることをせざるもの也、又旅行先きに於て、得意場と稱して出入す、其内別に心易きものありて、相告て曰く、吾宅へ來りて泊るべしと、其意に任せて是に宿することなかれ、之に宿して交り親しくするは善に似たれ共、其總計勘定の時に至ては、懇意に乘じて患あることもあり、これを遠ざくる謀も心得べきことども也、商人は賣先得意の勘定さへ立てば此上もなきこと也、某の村某の鄉に定宿ありて是に宿す、得意の世話にはなるたけ成まじきと思ふべし、是他邦へ出入して、永く其用を聞き、遠く交りを結ぶこと、商道の大慶と云べし

自修篇卷之中 終

自修篇卷之下

學習

夫學問の學の字を、まなぶとよむなり、學ぶとは人のまねをするを云、人小兒にをしへて、これが御椀、これが御箸といへば、小兒敎を受て、これが御椀、これが御箸といふ、又書物を敎るも、論語といへば、敎を受るもの論語と云、是皆人の口まねをする也、又敎師なく獨りにて學ぶときは、古昔の人のする所を手本として之を爲す、これまた人のまねを爲なり、故にこれを學ぶといふ、習は復習の義にて、ふくすと讀也。又其いまだ欽の屆ざる赤子へ、母其乳を赤子の口へあてがへば、赤子乳を口へ入て喁々とこれを吸呑、其乳を吸出す事を知る者は、天性自然なり、乳汁の養よりして漸く飮食の味を知れば、右言通りに手まねをする也、之に由てこれを觀れば、まなぶの義自然なることをしるべし、○さて其父母の心、其子に善き事を敎へたきと思ふは固よりの事也、子もまた善事をまなびたきとおもふ心あり、故に人この子は惡い子じやといへば子悅びず、善子じやと云へば子よろこぶ、一寸善と言はれて悅ぶ心ある上へは、滿腔子皆善ならん、固より父母善を欲するの心あるに、其子善を欲せずして何をか欲すべきや、其願所の善事と云ものは何ぞや、職業をすると、父兄に事るとの二ツ

なり、之を惣統して言ときは、此二の外に有用あることなし、其職業を廢すれば生活せず、父兄を蔑にすれば生活せず、故に其廢蔑の患なく、相與に恙なく生活せんと思ふが爲に、善事を急にする也、其職業を爲に道あり、父兄に事るに道あり、其道に從へば自ら善く、從はざれば自ら善らず、思ふに田を耕すもこれ學問也、文武諸藝をするもこれ學問也、其學ぶ所の本は一にして、別れて二ッともなり、三ッともなる、則ち知ると行とを云なり、かく言ときは混雜して不了なるなれども、全く然るに非ず、論語に、學を問の答へに行を以てし、行を問の答へに學を以てす、大學に、至善に止ると云所はこれ學の事也、連下の章に止の字を行を以て釋かる、豈しらざるべけんや、夫聖人は其天性學習する所に由て推察擴充して、般々これを說き示さる、故に聖賢の言語は一々皆今日入用の事ども也、豈これを忽にして習はざるべけんや、○さて聖人天地自然の理に由て、これを擴充して禮を立らる、禮は中也、諸德の中に適ふものは、差別あるを以て也、故に禮は次第なり、荀子に、何をか中と云、禮儀是也、禮なければ國一日も治らず、人一日も立ず、故に貴賤上下の次第を立てゝ、これを治めり、上には上の中に又次第あり、下には下の中に又次第あり、之禮の大なる者也、天地の間萬物小大皆然り、これを人體にとれば、首は上に居て、貴ふして冠を戴き、足は下に居て、賤ふして履を穿つ、兩手・眼・耳・鼻皆然り、これを飲食にとれば、五穀は貴し、菜蔬は賤し、酒は飲み肴は食す、各是を別に制し、別に之を器に盛る、豈これを混遝して、一釜に入れて煎、一器へ入れて食すべけんや、其他も

またかくの如し、之に由て是を觀れば、此輕微なるものと雖も各差別ある也、況や其大體に於てをや、禮の止むべからざること如レ此豈心を用ひざるべけんや、○扨詩曰、「有レ物有レ則、民之秉レ彝、故好ニ是懿德一」父と云ものあれば孝といふ則あり、兄といふものあれば友と云則ありと、是ものあれば自ら規則あり、これを示して敎とするは我聖人の道也、未物あらざる先きを論ずるは周公孔子のせざる所也、天地既にひらけ、物ありて後これを治むるに入用なる者は禮儀也、禮儀に因て諸德を成就す、これ禮の重きこと斯にあるなり、有の外の學皆無に屬す、天地の間大凡有と無との二ッより外はあることなしと知るべし、此書は有用の事を載せて、無用の評は此に贅せず、○夫素讀は學をするの發端なればゆるがせにせず、人は八九歲の時より素讀するに、師の意に從て是をなし、自己の意を加へず、其受讀たる文字章句を師の指圖にまかせて幾遍も反覆して、切に覺え熟するまでは是を讀む、是素讀の道也、十五六歲より以上の者素讀より始て學ぶものは、或はこれに異也、其受讀たる所を綿密に覺ゆることを欲せず、只文句の數を餘計に讀んことを欲す、故に讀たるところをば疎漏にして、いまだ讀ざる先を急ぐもの多くある也、是讀書の道に合ざる也、大凡讀書する者は、長となく幼となく、虛氣平心にして是に從ふに若くはなし、斯の如くして學ぶこと久しふすれば、愚も變じて明に、不才も化して智となるべし、其明驗鑑の如し、豈思はざるべけんや、夫初より疎漏にして、それなりに先きへ行くものは、一生疎漏を免れずして終りぬ、又其先へ計りゆくことを欲して立戻ることを欲

せざるものは、何につけても疎漏にす、たとへば書を讀かゝりて、其行りの末に於て一字二字になれば、其字義も正く見ずして其次の行へ心移る者也、又他より手紙來る、これを開て讀ながら、心留めざる故又跡戻りして操返して見るに至る、是其氣せきて落付ざる故也、都て事は急がず、油斷せざるを要とす、心躁急なる者は、何藝も何事も同じことにて成就なり難し、故に少長ともに最初の道を綿密にして疎漏にすべからず、只讀書のみならずして、人品の厚薄にも係る者也、知らずんば有べからず、それ讀書百遍義自通ずと朱文公の學者に喩さるゝ者は、これ古の聖哲に則りて云もの也、子思云、人十度してこれを能すれば、己これを百度す、人百度してこれを能すれば、己これを千度す、果して此道を能すれば、愚なりと雖ども必ず明らかに、柔といへども必ず强し、又夫子仰らるゝ者は、「擧二一隅一不下以二三隅一反上則不レ復也」と、たとへば東と云一隅を誨ゆる時は、其理を推して西南北の三隅を以て答ゆる程の者に非ざれば、復告ずといふ事也、是聖賢の丁寧綿密にして、人の才德を達すること斯の如し、此を以て今の人へ古人の通りに學ぶべき者也と告るときは、其こゝろ倦んで殆ど廢するに至るべし、是に由て百遍と千度と三隅と仰せらるゝ數に拘はらずして、愼んで丁寧綿密に讀書すべきもの也と心得て可ならんか

經濟

夫經濟の經は、經營の經、はかると讀む、濟はわたるとも、すむとも讀也、易に大川を渉るに利あり

ど、論語に桴に乘て海に浮ばんと、皆國の大事を治ることを云、故に經濟は國政第一也、政とは正也と有りて、正きを以て事をさばくことを云義也、故に官に居て國を治るも、家に居て少長を養ふも、皆政と云べき也、大小事異なりと雖も意は異らず、或問て曰、たとへば必至の困究に逼り、上下難厄進退こゝに極れり、之を如何にせんや、答曰、經濟の事は拙士の及ぶ所に非ざれども、嘗て聞ける所あり、是を以て之を告ん、經に云、「藥不二瞑眩一、其疾不レ瘳」と、言こゝろは其疾一通の劑にてはとゞかず、攻劇の劑を以て眩めき苦しまずんば、瘳ることあたはずと、是病の甚だむづかしき故也、尙今みさかりに究難を蒙れり、此時に當りて怠緩すべからず、今までの了簡を切替へて、孜々汲々として務めねば、こゝを凌ぐことあたはずと云比喩也、これ主君と大夫との心を用ゆること大切の處也、しからば娛樂燕游のことは成さず、辛苦艱難の事は務めてなし、民生の事を厚く思ひ、仁政に心をよするを樂とすべし、〇夫經濟の事は儉約にあり、儉約の本は衣服・飮食・宮室を愼むにあり、衣服は朝廷式日の外は常に麁服を着し、飮食は珍膳魚肉を省き、宮室は雕飾をとゞめ、風雨を庪までにて事足るべし、之を自ら行ふて人を責めず、妻子と雖も强ゆべからず、且此時に臨んで、猶更身を卑くし心を誠にすべき者は主君なり、昔宋大祖艱難の中、其臣趙普と云ものを重遇せらるゝ事一方ならず、嘗て雪日に寒苦を厭はず、閑歩して竊に趙普の宅を訪ひ、密談同意して大事を謀る、時に趙普が妻を兄嫂として遇せらる、宋史に嫂を以て呼と云へり、然らば趙普をも舍兄とし遇すること知るべき也、夫太祖は

萬民塗炭の苦を憂らるゝこと、實に本心に出たる者也、故に心を勞し身を卑くして、大事を成就せんと願ふこと此の如し、今其雪中に往く姿、兄を以て呼聲を想知するに、瞭々として目前に視へるが如し、故に大事を爲せり、誰か之を感仰せざらんや、今主君も亦民庶を思はゞ、其心こゝに擬せざらんや、大夫は有祿の人なれば、其務る手當と、一家養育するほどの夫食を取て、其餘は年限を立て、これを借米として上へ供すべし、其餘藩中よりは借米せず、止ことなくんば十口以上借るべし、十口なければ其親子眷屬をはごくむに踈し、日用の手當に踈ければ其身自ら不勤になる也、之を推恕保護すべし、其毎月役所々々雜用の炭・槇・油・紙等の渡しものの有を苛く穿鑿して、漸々減少を立ること先規よりも多くすれば、出番のもの當惑することあるによりて陰口嘵々たるべし、是等は儉約にならずして、却て人氣を破るの端となれり、こゝを以て舊貫に從を善とす、又金主出入の者を重過せず、是を重過すれば彼猜疑の心生ずべきを謀り、先例の通りに取扱ふこそよけれ、是皆有司の掌どる處なれども、内外心を屆け諸事宜き向になるやうにと思ふべし、是臣下の爲にするは即上のためにする也、上の爲になる者は忠臣也、古人忠臣を尋ぬるに、孝子の門に於てすと、今孝子あること鮮し、故に之を薫陶して自ら拵へ出すことを工夫すべし、是を如何せんと問はゞ、其もの父兄に對して善事をしたならば、聊かの事也とも上より工夫して孝子とか奇特ものとか、これを名けて賞すべし、下賤のものは上より言葉のみを受ても其有難きことを仰奉す、況や賞賜あれば猜更の事也、固より賜物の多寡にはよ

らず、唯恩意を示さるゝ而已、それかくの如くすれば、其者益々善にすゝむ、之を聞見する民百姓に至るまで、一同上を仰て善に勸むべし、其文武諸藝を嗜み、精力を用ひ、昇進を勵むものを見ては夫夫に是を賞すべし、罰は或は失ふとも、賞は必失ふべからず、○それ經濟の大意を云はゞ、哀公の問₂於有若₁曰、年饑用不ㇾ足、如ㇾ之何、有若對曰、盍ㇾ徹乎、曰く、二にして吾猶不ㇾ足、如ㇾ之何其徹んや、對曰く、百姓足らば、君孰と與に不ㇾ足、百姓不ㇾ足、君孰と與にか足らんㇾと、魯の國の哀公連年の饑饉にこまられて是を有若にとはる、有若は孔子の門人なり、有若哀公に對るに、なんぞ徹せざるやと、徹は十が一の年貢を取ることを云、哀公曰、吾十が二分の年貢を取て國用足らず、これを如何ぞ十が一を取て足らんやと、有若又對て曰く、領分の百姓すでに豐饒なれば、君たれと與に足らざらんや、百姓困窮なれば、君たれと與に足らんやと、是君民合一の意也、易に、風雷益の卦は、上四爻めを取て下へ入る、上を損らして下を益すと云義、山澤損の卦は、下三爻めを取て上へ入る、上を益して下を損すと云義、これ下を耗して上を益せば上に損のある象、上をへらして下を益せば上に益ある象也、是損益得失の意此に於て發明すべし、夫聖賢の敎辭當今に在ては手緩いやうに思はるれ共、然るに非ず、これより速なるは無と知るべし、譬へば京都へ行くもの東海道を行が如し、蕩々平々遮障あることなし、之に從はざるものは小徑間道を踏で行が如し、豈行き易からんや、前條余が言ふ通り、經濟の事は主君と大夫と致す所なれども、其心を用ひやうが大切也、諸事萬端我身へ引請て是を

爲し、必ず人を責むべからず、暫くの間これを行へば、親族諸臣これを見て、漸々に其心より出て儉約を愼むべし、是よりして衆皆其心に從ふべし、衆これに從ふ時は何事か成ざらん、これ經濟の本は人心を得るにあるのみ、是其大略也

釋　敎

夫佛敎の中國へ渡るは漢の明帝の時を始めとす、其後六朝に盛にして、我人皇三十代欽明天皇の時に當りて我日本へ始て渡舶せり、これ其後漸々年代を經るに隨て其道世々蕃滋す、上は王公大人より下に愚夫愚婦に至るまで之を信仰せずと云ことなし、余いまだ嘗て之を學ばず、何ぞ之を知ると云んや、聊か吾が視る處を以て之を宣ん、蓋し釋氏は大慈悲の心を以て道とす、其智其德廣大無邊、當今に於て一日も無くんばあるべからず、其匹夫匹婦頑愚暴狠にして、親を親とし、子を子とすることを知らざるものを曉すには、此道より捷徑なるはなし、夫れ治國平天下の本は何ぞや、愚夫愚婦を治るに在のみ、これ治まれば天下は無事安寧也、故にこれを治むるを以て主とす、若釋氏の道滅却せば、匹夫無智のもの、其親沒す其子これを瘞葬せず、或は之を溝渠原野へすてゝ、恝として意にさしはさまざるべし、況や一周忌・三年忌・七年忌云々の追善供養を修めんや、今王法有て寺僧これを主る、之より祭祀を廢ることのある時は僧これを許さず、こゝに於て其葬り、其年忌供養、其寺法に從てこれを修行す、これ辨へなき愚夫愚婦に孝をなさしむるものは、豈釋氏の德に非ずや、其時僧の德不德・

善不善は吾これをしらず、唯其終を愼み遠きを追ふは、釋氏の其敎を助くるを貴ぶ也、吾故に今天下第一孝道の資となる者は、釋氏の誨に如くはなしと云は、これが爲なり

旅困

澤水困の卦に曰く、困は亨る、困は困究艱難のことを云、上み兌の澤、下も坎の水、澤の中の水、下へ拔けて竭きたる也、澤には水あるべきもの、今其涸れたる時に遇ふ、これ澤の難儀に逢ふ時也、是を人事にとれば、人困窮艱難に逢へば又亨るの道あるは、其愼みあれば終に心願成就して、思ひ通りになると也、王弼の注に、窮に處ては通ずべきもの也、然るを通ずる事あたはざるものは小人なり、小人困究す、一旦は是を守れども久く守ること能はず、是通ずること能はざる也、志士の窮するは、窮は士の常也と解知し、久を經れども其守る所を易へず、且其心に謂く、窮を絶るゝ道は善事を修するに在とて之を務む、是通ずるの理也、蓋樂も苦も此五體有ての事也、此五體なければ安樂も困窮も知らず、今幸に人と性を稟く、豈多福ならずや、〇さて天地萬物の功をなすも、其初は皆必難を蒙れり、初生より樂々と長ずる者は、必ず役に立ざる也、今水の難を經て江海に至り四方に及ぶ、其初は深山巖穴の泉眼より滴て、類を求め氣を合せ、岸に當り石に觸れ、種々の難を經て江となりて海に入る、其困苦斯の如くして即亨通の道ある也、又楩楠豫章の大材は蒼巖幽壑の中に生長し、風雨に揉まれ霜露に曝し、巖窟に傍ひ沙礫に交り、如此の勞を經て棟梁の用をなす、楫の木も然り、其難苦を經たる

に非ざれば帆檣の用はなしがたし、平地軟土に生じたるものにては、何ほど合抱の大木となりても、撓みやすく折れ易しと、匠氏の說話を聞たることあり、萬物みな此に類す、金鐵は性剛なる者なれ共、鍛ひ上げたるに非ざれば寇を禦ぐ用をなさず、人もまた然る理にて、鍛錬ある人に非ざれば物の用に立ち難し、其鍛錬とは何ぞや、艱難苦勞して人情を知り、絜矩の道を辨知すれば、其心善に進むもの也、俗諺に云、可愛子には旅をさすべしと、昔晋の文公の十七年の間漂泊して、國を興し覇をなせしは、其險阻艱難を備さに嘗め、人情世態に通知せしに由るとなり、○扨艱難の時は人が我を侮り、我を玩弄することもあるべし、此時に當りて心の憤恨すること斜めならず、性命を輕ずるにも至る、然るを靜に之を判して、これは吾智の足らざる故に此に至る、我が天命自ら然るならんと省て、毫釐も彼を恨ることなかれ、百千萬の患苦を經て始て世事に通じ、物に氣の付くやうになる也、鍛錬せざる人は、自己は情に通じ、物に達したると思へども、其自己とかく思ふうちは、いまだ通ぜざる也、人情世態の實地が見へてくれば、一々に自己の足らざる所へ目の付くもの也、或曰、今の人盡く輕薄にして虛言多し、人に交りて我のみ正直を行ひ信を復むとも、人我を欺かば我のみ損失を受べし、余云く、今不幸にして其身繫ざる舟の如く、汎乎としてかゝるべき島もなく、たのむべき蔭も無き身として、世間並の心體、世間なみの行狀なれば、一生身の世に出る期は有まじ、孟子の云へる豪傑の士は、文王なしと雖も猶興と、其事の仁善と思はゞ、師衆に讓らずして是を行ふべし、不善に陷

ると思はゞ、火を踏が如し之を避べし、何ぞ世俗の言に惑て猶豫の心を懐くべけんや、○さて世を渡るには、國家の政典に關係する事と、君臣の際の忠不忠と、父子の道の孝不孝と、此三ヶ條は辨ぜずんは有べからず、其他は非あるとも大抵にして、見棄て閒棄てにして置くべし、人に好せらるゝが第一也、然か言ふ時は諂に當るやうなれ共、其諂に非るは彼に就て自己の勢利を謀ず、又通財の事を談ぜず公平を以て交る、何ぞ諂となるべき、○困阨に在る時は平生過て儉約を爲すべし、儉約に非らざれば身は立ず、吝嗇もまた大に不可也、吝嗇なるも亦身は立ず、又人を吾家へ邀へ飮むことあらんには驕ること勿れ、驕慢なれば珍羞を進むるとも人これを歡ばず、又食物を進むるに、客の欲する物を問て陳ずるは宜しからず、進むべきと思ふ者は問ずして陳列すべし、其嗜むものと嗜まざるものと有とも、客の意に任すべし、此事中人以上には無きこと也、如何にも慇懃丁寧が第一也、○又馬夫・長年(ぜんどう)及び乞食・非人・不具・癈疾の人は世間これを賤惡することとなれども、必ず是を賤じて惡むこと莫れ、若し是に應接すること有らば、言語を嚴重にせず、眞率を以て應ずべし、是に錢物を施し與ふるとも、必ず投擲すること勿れ、此もの共を不便と思ふ心を失ふべからず、此は天道を畏るゝの一端也、或曰、乞食・非人は心がけのよからざるより此に至るなれば、何ぞ是を憐視すべきや、余云く、因果應報の然らしむること有べし、若其心がけを言て舊惡を億度する者は、是人を惡む也、君子は罪を惡んで人を惡まず、是其人敎の屆かざる也、其父兄たるもの敎導の方を失ひたるに由ると見るべし、故に昨日を棄て今日を取

り、我に賑濟の力あらば、衣食を與ふて之を救ひ惠むべし、○夫人は身を立て志を定むるを以て第一とす、もし其志定らず身立たざれば、竟に埋木となりて朽果て、數年の千辛萬苦皆むだになる、遺憾ならずや、夫身を立るとは何を云や、志を善に立るを云、其生活の業は、其郷に從ひ其時に臨で、何事なりとも便利に就て爲すべし、善を欲し業を勵む、是身を立るの謂也、もし他郷に在らば、父母の事を寤寐に心にかけ時々歸省し、父母の沒したる後も墓參追祀を廢すべからず、其父母に事るの理到らざれば、人情世態も濛々として晴夜に往く如し、又遂に其身を護すること能はず、仕て祿を求むることは、其心に求むると求ざるとの間に置て、天命に順ふべし、天命とは一通りにいへば、衆口皆尤と云所が天命也、是に逆へば時日を費し、橐嚢を空しくしても志願の遂ぐる事は有まじ、もし徺倖にして一旦志を得ることありとも、踵を廻さずして禍殃を受べし、○扨左傳に、懐と安ずるとは實に大事を破ると、言心は旅に居てたとへ宴樂の面白きことありとも、之に心を奪はれず、速に其宴樂の場所を去り、無用の地に足を留めず、且雨雪に逢とも一日も光陰を費すべからず、身を立て志を定むるを忘るべからず、○又莊子に、人の敬する所は敬せずんばあるべからずと、是は神社佛閣あらんに、何の神何の佛と知らずとも、世人の敬する所ならば吾もまた是を敬すべしとの言也、是人情世態に達したる妙語也、○又汪信民の言に、菜根を咬み得ば百事做すべしと、これは人として疏食菜羹を厭べからず、之を喫して能耐れば、何事の患苦にも耐へ忍び事を成就すべしと也、○扨人の善言好話を聞て疎忽に思

ふことなかれ、敬んで之を記して遺忘すべからず、もし是を人に言ときは、是は某が話、これは某の說と、話銘を打て言べし、人の善言を攘て、己が說と言て人を欺く者は、不直にして淺量也、然ども識者をば欺くこと能はず、其肺肝を視が如くに見すかさる、是發達の害となることを喩るべし、孟子云、龍子が曰、屨の蕢たらざる者は、天下の足同じければ也と、是等の話さへ、龍子曰と、銘を打て示さる、是孟子人の言を攘て我が說と爲ざることを知るべし、○扨光陰は矢の如し、五年十年過了するは一瞬の間也、今其身落魄旅困の時に在ては、親戚故舊多くは皆相見ることを潔とせざる情態也、故に人に自然に相遇ふとも、究を詐りて泰と說ことあしゝ、窮は其まゝ直を以て應ずべし、何れ口を括嚢するに若はなし、口を尙べば窮すと大聖の教へ也、卒に人に厭はれぬやうに心がくべし、彼我が窮を厭ふ色あるに、我より窮を說けば、酒醪を好むものに餅菓をすゝめ、魚蝦を嗜むものへ菜蔬を嘗めしむるに同じ、彼と此と相睽(そむく)ことかくの如し、能思惟すべし、されば其相睽く中に在るに非ざれば身は立難し、孟子に云、憂患に生じて安樂に死すと、西銘(にしの)にも、飢寒困窮は汝を玉にせんと欲すと、此を以て之を喩るべし、○扨疫癘は邪氣の致す所也、夏涼冬煖、これを愼んで其氣を受けざる様に戒むべし、人は天地の氣と同然なり、天地の和氣を得て生き、時節に從て成育す、故に其腹中洞徹して風氣出入す、自然の理也、たとへば人家に似たり、諸器内にありて壁戸蓋藏す、諸器は五臟六腑也、壁戸は軀幹の外面皮膚にたとふ、夏熱の時四面窓戸を啓き、風氣よく之に入れば朽腐の患なし、故に高

爽清涼家には疫癘の患なし、或は南牖なく北戸ばかりにて、煩熱鬱蒸する湫隘の家には、疫氣の必ず來り集るもの也、疫は人に傳染するゆへ人これを避れども、吾故舊朋友に之を患る人あらば能省視すべし、愚人などの此患に罹らば、謹で湯藥をも自ら甞めて保護すべし、又旅の上九に、「鳥焚ニ其巢一旅人先には笑ひ、後には號咷す、牛を易に喪ふ、凶」と、大象に云、「以レ旅在レ上、其義焚也、喪ニ牛于易一、終莫ニ之聞一也、」上離の火、下艮の山、これ旅の卦の體也、山の上に火あり、火は止つてをらず、焚へ走るの象、客中上位にをる、是一旦は喜び笑ふ也、我れ其旅を以て人の上に居るは衆の嫉む所、終に害を蒙る、是後には號咷する也、易は疆易の義にして、牛は柔順の物、これを疆めに於て喪ふと、是人と相對して和順を失ふの象也、夫人は身を卑くして人を尊ぶべきを常道とす、況んや羇旅困阨の身をや、然るに謙退せずして人の上にをるは、身分を知らざる也、人に惡まるゝの理也、地山謙には、山は高きものなれ共土地の下に居る、自ら高きを欲せざるの象也、是を人事にとれば、謙退遜讓よく人に下だる、故に小吉を得る也、是旅人の尤愼むべき所也、古歌に、「出る杭の打るゝよりも出ぬ杭の、ひとに踏れて世を渉らばや」と、又俳諧の發句に、「味をすてゝまた味をすくふ貝杓子」、この二句は壽囊游衲わが爲に說く、又發句に、「孑々や蚊になるまでの浮き沈み」と仙顏老衲の稱するを聞けり、夫かくの如く、こゝを守て夙夜黽勉として怠らずんば、其道亨り其身の立つことあるべし、只倦むことなきを要とす

養生

孔子曰、不二多食一と、是養生の妙訣こゝに盡せり、凡そ口腹に入るもの、諸の飲食悉く生を養はざることなし、其中に生を害し命を促するは、其飲食の多過するに由る而已也、然るに某は藥と也、某は毒となるなど云て、子細に穿鑿する者は抑末論なり、飲食は皆身を養ふ、毒とするもの無し、本草などに、微毒などゝあるは、さはりになると云位のことなり、海濱にをる者は蛤蚌を食ひ、山野にあるものは薇蕨を啖ひ、僻地邊土其產數多にして殊異なり、是其水土物產の人を養ふ爲めに生ずるの理あり、固より毒として天地より生ずるのいわれなし、故に毒とは、唯多食を云なり、然りと云ども、其食物の中に其腹內に應ぜざるを食はず、痰飲と腫物などに害あるものは禁じて食せず、又鄕人の忌諱する者は食せず、たとへ食して善き物にても、鄕人の忌諱にそむかざるも亦養生の一端也、又彼此と禁忌あるは食せず、論語鄕黨に見へたる、臭の惡きもの、時ならざる者、此類を猥りに箸を下さず、之養生を愼むの第一なり、國語に、「厚味は毒腊」とあり、呂覽には、之を「爛腸之食」といへば、珍羞異饌は人體を軟弱になし、疏食菜羹は人身を健實になす、故に厚味をば辭して澹泊の疏食を好めば、四體壯强にして壽考なるべし、人の病を受るは風寒暑濕外より入り、心思憂慮內より出るによる也、吾故に曰く、外感は輕く內患は重し、內患と外感と一併に會すれば、救ふべからざるの大病を發す、恐れ戒めざるべけんや、○余曾て中症を患ふ、自ら思ふに憂慮より出づ、即心痛也、何となれば一事の心頭に纏繞することあれば、此時半身不隨となりし、半腹より恍として、胸の右邊へ熱湯を注ぎ下す如く

覺ゆ、半身氣血運動する方は此苦惱なし、是に由て之を觀れば、壯健無患の身と雖も憂慮することあらば、自然に其毒の腹中に留滯して、諸病の因由となるべきなり、或人曰、心を勞し思を深くするは、道に志あるの士は皆然り、是が爲に病を爲は何ぞや、答曰、心思を勞するもの善によれば百の禍殃を去る、病となるべき理なし、惡に勞すれば乍ちにして病を結び殃を生ず、心下に痞硬を生じて飲食を妨ぐるは、心に匿蔽ありて陰氣を招くがゆへに病となると知るべし、夫心は陽也、天地の元氣と同じ、匿藏すべからず、鬱滯すべからず、心は天地の元氣と一體也、古人の說に、天・元・仁の三字は同意也と、予獨りおもふに、心の字も亦天元仁に同じ、此四字は皆二人と書たる字畫なれば、天と我が心と一體也、遮蔽することあたはず、欺蒙すること能はざる所以也、此理を知りて是を愼めば、憂慮に過ぎて心痛の病を生ずること有べからず、夫天地の五行の氣に鬱滯なく流通すれば、四海久安にして五穀豐熟す、人身も亦斯の如し、氣血の運動に停滯なければ、生息の道自ら活潑々地なり、若し心に憂慮多ければ、田へかゝるべき用水を堰き留て、五穀を育て長ずることを得ざるに譬ふ、易の上經下經共に、終篇坎離の象各々四卦を排す、世道日用のうちに水火より重きはなし、聖人の意又こゝに在る故也、水火は固より天地の間に乏しからざれ共、病症によりて虛火熾也など云ときは、人の軀幹に水の乏きに似たり、人はもと五行の秀氣を稟て生ず、天地と同體なれば、水の乏しきと云は人自ら之を損耗する也、此理に徹底すれば、飲食男女の大欲も生を害すること勿るべし、人の言に生を

戕ふは、酒色と云て二の大戒とす、尤のことなれ共、此二ッも度に過ねば害はなさず、酒は歡を合せ、男女の道は嗣續の大道也、二ッともに缺くべからず、其害となるは是に沈溺して反ることを知らざるによる也、是其害となるは酒色に在るか、是を嗜好する者の節を失ふに由るか、考へ觀るべき也、〇さて思ふに、人の記憶は智に屬して、智は卽ち五行の水也、語に云所の智者は水を樂むとは此理也、壯强の時は水盛にして記憶よく、才智も亦運轉周旋す、晩年老境に及では、記憶うすく才智衰ふ、是其身中の水の損耗するが故也、老境に臨でも、記性のたしかにして才智の衰へざるは、幼年の時よりの仕込の善き故也、幼年の時に在て遊蕩恍惚にして、異容異風鮮衣腴食を好み、書を讀むとも正經正史をすてゝ、稗史野乘を好むときは、老年に及で學力の効なくして愚痴となり、狂人ともなるに至る、何ゆへなれば、其本に乖くが故なり、〇扨養生に、三大戒あり、第一を不二多食一と云、第二を心痛を禁ずると云、第三を勢を弄するを愼むと云、神相全編に、勢を弄すれば一生貧しと云、此三條は性命に關係するの論なれば、能く是を守らば、終身無病にして長壽なるべし、たとひ風寒暑濕に因て病を受るとも、元膚肌堅實にして心意安穩なれば、乍ちにして平愈快復すべし、然れども天命といふ者あれば、必ずかく養生を能したりとも、無病とも長壽とも期し難きは、顏子の早世と、伯牛の惡疾の如き者あり、〇扨中症・癲癇・癩疾、俗にこれを三大病と云、我は血統惡からざる者なれば、此疾を受ること決して無しなどゝ云て妄言すること勿れ、血統淸潔なる種類より出生すといへども、生を

受るの初め或は汚血に冐され、數年を經て後に發することもあるべし、天地間に生て居る中は、何事も必ずと限るべからず、既に惡疾を發するに及んでは、必ず心氣を驚怖すべからず、心は天と同じき事也、貴賤上下一物にして異ならず、唯この形にのみ此至惡の汚血を受ることを喩るべし、心何ぞ是に與らんや、故に念慮を善くして血氣をやしなふにあり、心平かに氣定まりて療治せば、其難きを知ると雖も瘥ゆべきの理なきに非ず、然るを其心氣を衰弱せば、唯其死期を待のみ、何ぞ舊復を得んや、此病を受るものは其體中に於て不利の所一二寸ばかりあるべし、多くは足に屬す、其不利の處を指頭にて押撫れば、果して吾體に非ざるやうに覺る、病の發すると發せざるに拘はらずして此萠驗あるべし、此を以て最初より其養生を愼まずんば有べからず、其病を養ふには、飲食の味旨きことをば禁じて食せず、斷鹽をして茗飮か、白湯を以て食物を助くべし、斯の如くすれば飮食口腹に入り、腸胃を循りて早く消化す、其斷鹽するの久しきに耐へずんば、淡鹽にして食して可也、夫鹽は美味なれども、腸胃を絞めて食物の消化を妨ぐ、故に鹹く煮染たるものを腹内に入れば、腹内の腐水に雜りて彌汚血をますに至る、斯に由てこれを禁ずること如レ此、嚴にすれば飮食消化通利して、五臟六腑の汚血を治むる所以也、其心痛するものも亦同じ、其飮食化せざる故に腹中の腐水となりて人身を害す、故に甘旨と鹹味とを禁ず、夫一切の病と稱するも水より大なるはなし、其の淸濁に由て人の生と殺とを分つことを知るべし、淸濁とは水の體を云にあらず、用を謂也、知らずんばあるべからず、今此に

論ずるは癩を主として、其の大意を擧るのみと知るべし、其の詳なることは、良醫國手に問ふべし、余は醫に非らず、唯其の道理を言ふのみ、○扨飲食は早く消化して緩く下るを好しとす、人の腹の中は先づ假に竹の筒の如く視るべし、舊きを送り新きを迎へて、洞然として停滯なければ、疾病を受くべき謂なし、其の食物を消化するの理を工夫すべし、先づ三度の食事三碗ならば、之れを少許減じて、食後に釜の底へ焦げたる飯へ湯を入て沸したるに、少し羹汁を加へ、此の滓を餘計に飲むべし、所謂道三湯と云ふもの也、然れども煩累を厭はゞ白湯にてもよしと知るべし、溫湯薄茶なぞは常に喫すべし、腸胃を潤し通利をもつけ、益あること尠からず、東坡の曰く、蔬食三益あり、一ッには分に安じて福を養ふ、二ッには胃を寬くす、三ッには費を省き、財を養ふと、是れは無量の確言也、○さて余嘗て人に對して、說話することを厭ふ、如何となれば、中症を受てより、其言の吶々然として口より出ざる也、又出ることとあれども、語言錯謬して人耳に通ぜず、是れ卽ち生息の出やうが怠遲也、生息のたるひものは、陽氣の餒へたるによる、陽氣の不足するは、身中の水乏しくして、運動の緩滯なるが故也、又嘗て思ふこと有り、我が人を猜疑するは、是れ全く我陽氣の餒へ乏しきに由ると、一たび此に省知してよりは、猜疑の念漸々薄くなれり、是に由て之を觀れば、狐狸の類に魅惑せらるゝも、全く陽氣薄くして性力衰へたるに由る、陽氣盛にして行事正大なれば、妖怪鬼魅の患は斷て無きことを知るべし、春秋傳に、君子は正に居るを大なりとすとは、萬事に貫く妙語と心得、造次にも正を

失はざるべし、正の一字養生の眞訣也

自修篇卷之下 終

自脩篇跋

我邦建櫜以來、無虞升平二百有餘歳、是故上自二高門一、下至二縣薄一、皆投二干戈一事二筆研一、戸呻畢讀籍、家詩賦文章、烏虖不二亦盛一乎、然兵革弭而警戒弛、外務除而骨肉閱、生産饒而奢侈煽、雞豚去而懦羸生、是恒人之情狀也、是故方今奢侈爲レ風、懦羸爲レ俗、獄訟雲興、篤實滌除、學者睥二睨禮法一、而崇二邪說橫議一、浮薄之詩、謗拙之文、充二塞天下一、君子長者之風熸然、而孝悌忠信之道蔑如也、是故世俗往往以二讀書一爲二袪害一、固禁二子弟一、是因レ噎而廢レ食、中レ毒而惡レ藥也、玉川先生以二先王之道一、爲二己任一、非レ法不レ言、非レ禮不レ動、常嘆二其如一レ此、是故誘二喩後進一、及語レ人、天命彝倫、善惡禍福、諄々叩二兩端一、反覆詳核、聞者莫レ不下流レ涕而嘆服上、於レ是乎、知下薄詩拙文、無レ益二于經義一、而有上レ妨二于行事一、幡然豹變、謹二禮節一、貴二實學一、畏二天命一、敬二聖言一、改レ過徙レ義、黜二奢侈一、尙二勤儉一、去二懦羸一、執二彊立一、

趾二獄訟一、樂二輯穆一、變レ貌革レ面者、不レ爲レ不レ多矣、然居二鄙賤之位一、以二一人之身一、喩二天下之人一、是以
有レ涯隨レ無レ涯也、焉能周レ之、是故講經之暇、著二一書一、名曰二自脩篇一、庶幾人々得而讀レ之、施二及
天下一也、此書主二五倫四民一、而其名二自脩一者、自二天子一至二庶人一、脩身爲レ本、夫漢高帝非常之君也、
能誅二暴秦一、滅二彊項一、而不レ能レ無レ惑二戚姬如意一、唐太宗亦不世出之主也、能取二亂隋一、攘二羣賊一、而閨門之
中、不レ免レ慙レ德、是皆自脩之道、不レ足故焉耳、況其它乎、烏虖自脩之名、不二亦宜一乎、寒鄕之人、
幼學之徒、能讀二此書一、猶二饑饉之菽粟一、旱暍之雨澤一與

文政十一載孟秋十九日　南總九十九里高根酒井履信識

黍稷稻粱辨

龜田鵬齋述

黍稷稻粱辨序

論二古今之變化一、辨二事物之詭僻一、遠擧二天地四方水土生産之異類一而議レ之、公然自稱二格物窮理之儒一、其說可レ喜焉、其論可レ駭焉、而其日用恒事朝夕切レ身者、反不レ省レ之矣、嗚呼何其明二於遠一、而闇二於近一乎、蓋五穀者、人民日用之急、而厚生續命之本、不レ可二一日闕一者也、一日闕レ之、則無二可レ活之理一、天下治亂之所レ係、亦莫レ先二乎是一、而其品類之辨、紛錯繆戾、古今無二一定之說一、雖下以二本草一爲レ家者上、亦無レ有二歸着一、甚哉名義之難レ辨也、鵬齋先生作二黍稷稻粱辨一篇一、繹二品類之抵牾一、覈二名實之錯繆一、考證有レ据、剖析甚詳、其說確然不レ可レ易者、猶下權衡一懸、而不レ可二低昂一也、可レ謂二明快一矣、是皆先生明經理道之緒餘、而未レ足三以觀二其學一也、辨證攻据、亦可三以見二其博一而已、余與二其門人上原元周・大熊隆吉等一謀、上梓以公二于世一、庶下幾人民認二識日用厚生之名義一而不レ誤也、若夫朝士大夫、驗二其實一而不レ惑、則於二國家教民勸農之術一、其補亦不レ少云爾

寛政庚申夏五月

東嶽源司直　撰

五穀名義、古今叢疑諸家無二一定之說一、前輩皆牽合傅會、決二之其臆一、余先人太洲府君、著二五穀名義一編一、辨レ類析レ名、詳悉精覈、頗解二千古之紛一、書成、欲レ鋟二之梓一、適爲二祝融氏所一レ奪去一、隻字不レ遺、先人年所已老矣、不レ能二復取一レ筆、徒恨二舊轍難一レ追而已、其明年、鵬齋先生、袖二手輯二黍稷稻粱辨一來、討二叙於先人一、先人時病在レ蓐、讀レ之蹶然興曰、此非二啻起一レ余而已一、亦大闡二前輩未發之蘊一矣、叙未レ及レ成、而即レ世焉、先生以二通家之義一、令三世張代二其任一、余不肖叨纘二家學一、而濱二箕業一、淺學駑材、弁汚二先生命名一之懼、固辭不レ許、因述二先人之意一、以繼二未艾之志一云

文化紀年春三月皇極之日　　太田世張百拜謹識

黍稷稻粱辨序目

三農生レ穀萬民致レ養、歲種年藏、朝夕供饌、洵所三以重二民天一也、而其名實混殽、莫二能辨證一、豈可下終日食レ之、而不上レ辨二其物一乎、因作二黍稷稻粱辨一

庚申閏月　　鵬齋龜田興　識

辨黍稷

辨稷粟

辨中國無稻米

辨粱

辨禾穀爲粟之總稱

辨粟米名義

辨五穀之名目

黍稷稻粱辨

鵬齋先生述
上原惟寅子清
大熊棟隆吉　手輯

黍有黏不黏二種、黏者爲秫、卽黃米、又稱黃糯、不黏者爲黍、古所謂黍、今亦稱黍、稷亦有黏不黏二種、黏者爲粱、卽黃粱也、不黏者爲稷、卽古所謂粟、後謂之小米、黍稷俱有黏不黏二種、猶稻有粳・糯二種也、又細分之、則秫有二種、黍有二種、粱有二種、粟有二種、糯亦有二種、而粳獨有數十種、不遑枚擧、是余在田間而所驗如是、朱元晦詩集傳曰、黍穀名、似蘆高丈餘、穗黑色、實圓、重按、黍苗無高丈餘者、此似指高粱爲黍、高粱雖有黍秫之名稱、乃別是一種、非粱亦非黍也、朱子受先儒之誤、而未之考也、黍者卽田間所謂飯黍是也、蘇頌曰、黏者爲秫、可以釀酒、北人謂爲黃米、亦曰黃糯、不黏者爲黍、可食、如稻之有秔糯也、李時珍反以蘇說爲誤、謂黍爲稷之黏者、大謬矣、嚴粲詩緝曰、黍今關西謂糜子、黏者曰黏糜子、不黏者曰飯糜子、謂只堪作飯也、陶弘景所謂北人作黍飯是也、黏糜子卽謂秫也、黍秫以黏不黏爲別、其辨甚明、而諸字書混黍秫爲一焉、唯黍秫通稱黍而已、其實則不同、說文、黍禾屬而黏、以大暑而種、故謂之黍、羅鄂山

爾雅翼曰、楚人以菰葉包黍、炊而食之、謂之角黍、可為酒、關東人謂黃米酒、亦謂為黃糯、蓋皆謂黍為黏者也、即秫也、孔子曰、黍可以為酒、亦謂秫黍耳、田間為糕而食者是也、郭義恭廣志、秫黏粟也、說文、稷之黏者、二說俱謬、本草、別有秫條、掌禹錫曰、秫米似黍米而粒小、可作酒、又宗奭曰、秫米不堪作飯、最黏、故宜作酒、又本草圖經曰、丹黍米黏者為秫、是說皆可據焉、李時珍綱目、從孫炎爾雅注、以黏粟為秫、遂云秫即粱米粟米之黏者、又反以禹錫等之說為誤、黏粟即粱也、其說詳下辨粱條、錦繡萬花谷曰、字書解秫字云稻也、秔字云稻屬不黏者、解粢字云稻米也、明稻作粢、蓋糯米也、今通呼秔糯穀為稻、惑矣、此說大謬、秫非止稻之黏者而已、凡穀有黏者、皆用秫字、故粟之黏者曰秫粟、稻之黏者曰秫稻、（黍之黏者曰秫黍）又穀之有黏者、或單稱秫焉、宋書曰、陶淵明為彭澤令、二百五十畝種秫、五十畝種秔、是斥糯米也、此類皆假秫黍而命之而已、其實則秫即黍之黏者也、爾雅翼所謂黃米是也、本草別出秫一條者、甚有理矣、前儒錯認黏為黏、粟為黏稻、遂以本草為謬、不可不辨也

右辨黍秫一條

黍稷二物、古今失辨、本草一為謬傳、而人莫曉其誤、蓋黍稷苗同而穗異、黍穗散而稷穗聚、其實則黍大而稷小、其熟則黍早而稷晚、其食則黍貴而稷賤、家語曰、黍五穀之長也、祭先王以為上盛、黍者古為貴人之食、賤者則專稷為常飯而已、故鄭康成詩箋云、豐年之時、雖賤者猶食黍、孔穎達正

義曰、少牢特牲、大夫士之祭禮、食有レ黍、明二黍是貴一、玉藻云、子卯稷食二菜羹一、爲二忌日一貶而用レ稷、是爲レ賤也、賤者當レ食レ稷耳、因按稷即粟也、諺所謂一穗三千者是也、本邦之人以レ稷爲二黍之不黏者一、是受二華人飯レ黍爲レ稷之誤一而爲レ說、不レ可レ從也、胡承之侍二眞珠船一曰、徐鉉云、楚黍謂二之稷一、關中謂二之穈一、其米爲二黄米一、高誘云、關西謂二之穈一、通志云、穗似レ蘆而米可レ食、是皆誤認レ黍爲レ稷也、按爾雅粢稷、邢昺疏引二左傳一云、粢食不レ鑿、粢稷也、曲禮曰、稷曰二明粢一是也、郭云、今江東人呼レ粟爲レ粢也、然則稷也粟也、正是一物、而本草稷米在二下品一、別有二粟米一在二中品一、又似二二物一、故先儒甚疑焉、余謂即粟米、不レ須レ疑二本草誤一也、陸稼書二三魚堂集一曰、眞定府志、有レ粟有レ黍有レ稷、而稷下云、土人咸以二飯黍一爲レ稷、由レ是觀レ之、則稷即粟也、今俗所謂小米者稷也、所謂黄米者黍也、其辨甚明、土人以二飯黍一爲レ稷、而黍稷粟之辨遂淆然、本草已分二稷與レ粟爲二二種一、則其相沿之訛、非二一日一矣、天啓時、新城王象晉作二羣芳譜一、近江右張自烈作二正字通一、亦皆指二飯黍一爲レ稷、甚矣俗訛之難レ辨也、眞定府志輯於雷禮、雷博物多聞、一言而解二先儒之惑一、善哉、小雅甫田疏又曰、春官肆師注、粢六穀也、則六穀總爲レ粢、天官甸師注云、粢稷也、惟以レ稷爲レ粢者、以二稷是穀之長一、爲二諸穀之總名一、愚按、稷賤而小、然爲二稷之長一者、以二其多一歟、今土人獨指レ粟爲レ穀、豈非四亦以三其穀之長、而專二此名一歟、再按、孫炎曰、稷粟也、徐光啓農政全書曰、玄扈先生云、古所謂稷通稱爲レ穀、或稱レ粟、粱與レ秫則稷之別種也、今人亦槩稱爲レ稷、物之廣生而利用者、皆以二其公名一名レ之、如二古今皆稱レ稷爲穀也、由二斯諸說一

而考之、稷粟正是一物也、後人以爲二物、强作之辨、幾被老農笑焉

右辨稷粟一條

蓋中華之地、江北少稻、故貴賤常食黍稷之雜穀、又或雜之以雕菰薏苡之類、而給食之不及也、江南常食稻米、貴賤共不食麥粟也、古者江南爲中國之外、而其中國之人、賤者不得食稻米、唯天子有稻人稻田使者之官、掌供於祭祀禮食耳、（宋程棨三柳軒雜識曰、五穀以稻爲貴、古人各以其類配之、如以稷雜爲黍、謂野人之食也、以啜菽飲水、謂貧者之孝也、以蔬食對菜羹、謂貶降之食也、惟食稻則對衣錦、又祭祀以稻爲嘉蔬、公享大夫、則以爲吉禮、是五穀以稻爲貴）論語曰、食夫稻、衣夫錦、於汝安乎、以稻對錦、且三年不食者、則佳品珍膳、而非常食也、（皇侃義疏曰、北人重稻、稻爲嘉食、唯盛饌乃食之耳、平常所食、食黍稷之屬也）朱氏詩集傳曰、稻即今南方所食稻米也、可見稻者南方貴賤常食也、上古以來、至李唐五季、北方此物至少、平民不得常食也、鄂爾泰授時通考載丘瓊山言曰、宋太宗詔江南之民、種諸穀、江北之民種秔稻、又眞宗朝、取古城稻種、散諸民間、今世江南之民、皆雜蒔諸穀、江北之民、亦兼種秔稻、昔之秔稻、惟秋一收、今又有早禾焉、二帝之功利及民遠矣、然則趙宋以前、北方之王公士民、皆以黍稷供常食、而以稻爲佳品珍膳而已、本草謂稻即人所常食者、李時珍者産于南方、而不知北方以是爲珍膳也、夫北方則皆以粟爲民命、故稷總稱禾、又稱穀也、即指粟而已、堯舜時棄爲田正、稱曰后稷者、粟雖下品、以民之常食、而命之所賴也、且古五穀不遍祭、以稷該之者、亦此義也、說文、以稷爲五穀之長者、其義本于此、近讀張習孔雲谷臥餘、而益知北方以粟麥爲常食、而稻米至少也、曰、

嘗疑二孔子食稻衣錦之言一、謂居レ喪固不レ御二華美一、豈能絕レ粒不レ食乎、蓋予江南人無二貧富貴賤一、皆飯二粳米一、後歷抵二北土一、始知三民間皆飯二粟麥一、惟貴者方購二粳米一爲レ飯、故孔子以レ稻對レ錦而言也、且春秋時漕運未レ通、稻米尤爲レ難レ得、由レ此觀レ之、則古之中國無二稻米一、斷然而可レ知也、宋應星天工開物曰、凡穀無二定名一、百穀指成數言、五穀則麻菽麥稷黍、獨遺レ稻者、以下著書聖賢起上自二西北一也、此所道二中國之無一レ稻也、可三以幷見二吾之言有一レ證焉

右辨三中國無二稻米一一條

物理論註曰、粱者黍稷之總名、氾勝之書曰、粱是秫米、郎仁寶七修類稿曰、粱卽今之粟也、古不三以レ粟爲二穀之名一、但粟厚二孚殼一、故米之有二孚殼一者皆稱レ粱、爾雅翼曰、少種レ粱者、以下粱損二地力一而收穫少上也、今驗二之粟一果然、是諸說皆杜田生之坐談、而殊無二證據一、或云、古者有レ殼曰レ粟、無曰レ米、毇曰レ糲、毇之至精曰レ粱、皆不レ知而爲二之說一者也、胡承之曰、爾雅虋赤苗、注、今之赤粱粟、芑白苗、注、今之白粱粟、皆好穀、詩詁、粱似レ粟而大、本草圖經、粱米有二青粱・黃粱・白粱一、皆粟類也、青粱穀穗有レ毛、粒青、米亦微青、而細二於黃白粱一、黃粱穗大毛長、穀米俱粗二於白粱一、而收子少、不レ耐二水旱一、白粱穗亦大、毛多而長、穀粗扁長、不レ似二粟圓一、諸粱食レ之、比二他穀一最益二脾胃一、性亦相似、粟米比レ粱、乃細而圓、種類亦多、功用無レ別、粱今燕代間、謂二之粱穀一、關西謂二之毛穀一、白者曰二芝麻粱一、一曰二鵓鴿彈一、陸稼書曰、稷有二別種一、穗如二狗尾草一、而味最美者、謂二之粱一、詩曰、維穈維芑、注云、穈赤粱粟是

也、朱氏注云、粱粟類也、明會典載㆘祭㆓先師㆒用㆗黍稷稻粱㆖是此粱、今或以㆓高粱㆒當ㇾ之者亦非、至若齊民要術云、古者以ㇾ粟爲㆓黍稷稻粱秫之總稱㆒、而今之粟、在ㇾ古但稱爲ㇾ粱、爾雅翼曰、粱者黍稷之總名、皆謬論矣、又李東垣食物本草、以ㇾ粱爲㆓小米㆒、又以ㇾ粟爲㆓稷米㆒、云粟即今祭祀稷米、似ㇾ當㆓高粱㆒、故反以ㇾ粱爲㆓小米㆒、甚謬矣、今考ㇾ之胡陸二代、其說精覈、俱有㆓源委㆒、可ㇾ從矣、因按㆓毛詩㆒曰、黍稷稻粱、農夫之慶、四物並稱、則粱爲㆓黍稷之總名㆒者、其誤不ㇾ辨而明矣、粱者粟之別物、而黏者、即黄粱是也、田間作ㇾ粢而食、其味甚甘美、黍稷中之最美者也、古者珍膳美食曰㆓膏粱㆒者、爲ㇾ是也

右辨ㇾ粱一條

禾總名、黍稷稻苽粱皆名爲ㇾ禾、麻與㆓菽麥㆒、則無㆓禾稱㆒、雖ㇾ然古書稱ㇾ禾者、皆稱ㇾ粟也、說文曰、粟禾子也、呂氏春秋審時篇曰、得ㇾ時之禾、長稠長穗、大本而莖殺、其粟圓而薄糠、其米多沃而食ㇾ之强、其次稱㆓得ㇾ時之黍㆒、又其次稱㆓得ㇾ時之稻㆒、則初單謂ㇾ禾者、其爲ㇾ粟、截然可ㇾ知矣、左氏傳取㆓溫之麥㆒、秋又取㆓成周之禾㆒、春秋書無㆓麥禾㆒、亦皆謂ㇾ粟也、又粟總稱曰ㇾ穀、禾穀者雖㆓黍稷稻粱之通稱㆒、中國以ㇾ粟爲㆓百穀之主㆒、故粟獨有㆓是總稱㆒焉、周禮舍人掌㆓粟大之藏㆒、注九穀俱藏、以ㇾ粟爲ㇾ主是也、賈思勰曰、穀者總名、非㆓止爲㆘粟也、然今人專以ㇾ稷（稷即粟也）爲ㇾ穀、望俗名ㇾ之耳、又農政全書曰、古所謂稷通稱爲ㇾ穀、或稱ㇾ粟、物之廣生而利用者、皆以㆓其公名㆒名ㇾ之、如㆓古今皆稱ㇾ稷爲㆘穀也、晉人稱㆓蔓菁㆒爲ㇾ菜、吳人稱ㇾ棗爲ㇾ菓、稱㆓陵苕㆒爲ㇾ草、洛陽稱㆓牡丹㆒爲ㇾ花、故古謂㆓嘉禾嘉穀㆒者、皆指㆓嘉粟㆒而稱

レ之也、援神契曰、王者德至二于地一、則嘉禾生、昔者神農作二天錫之嘉穀一、九穗、堯時得二三十五穗一、夏時異レ本而同レ穗、而同爲二一穗一、唐叔得二嘉禾異畝同穎一、或曰一株六穗、或曰一莖九穗、非レ粟則無二此異一也、故嘉禾嘉穀、又謂二之嘉粟一見二宋書一瑞粟、見二唐書一是古禾穀爲二粟之總稱一者、更無レ疑矣、又可三并見二中國以レ粟爲二常食一也

右辨三禾穀爲二粟之總稱一一條

禾者在レ田之稱、粟有レ殼之稱、米無レ殼之稱、晏子之脫粟米、公孫弘之脫粟飯、皆謂二無殼一也、禹貢曰、四百里粟、五百里米、春秋傳曰、旬粟而納二之王宮一、米而藏二之御廩一、而九數有二粟米之法一、粟二十斗爲二米十斗一、是粟米之辨也、又呂氏云、粟穀也、有レ殼曰レ粟、無レ殼曰レ米、是也、然而單謂レ粟、則兼二粟米一而言、胡渭禹貢錐指曰、穀者粟米之通稱、粟米對擧、則有レ殼曰レ粟、無レ殼曰レ米、單言レ粟、則粟亦是米、春秋定五年、歸二粟于蔡一、僖十三年、秦輸二粟于晉一、戰國策、張儀言舫船載レ粟、自二汶山一浮レ江以至レ郢、史記主父偃言、秦輓レ粟起二負海之郡一、以輸二北河一、計二其道里一、並阻且長、有レ殼者難二於轉輸一、其所謂粟當二即是米一也、論語與二粟五秉一、孟子移二粟河東一、亦皆謂二無レ殼者一也、或曰、古者稱二粟者乃五穀之總名一、西漢以來所レ稱之粟者、則謂二小米一也、是皆以二今所上レ習、而律レ古而已、非二通論一也、亦不三博考二古書一之過也

右辨二粟米名義一一條

物理論曰、百穀者三穀各二十種、爲六十種、蔬菓各二十種、共爲百穀、注曰、粱者黍稷之總名、稻者漑種之總名、三穀各二十種、爲六十、蔬菓之類、所以助穀之不及也、穀名攷、五穀禾麻粟麥豆也、周禮注、又以麻黍稷麥豆爲五穀、六穀者黍稷稻粱麥苽、八穀者黍稷稻粱禾麻菽麥、九穀者黍稷秫稻麻大小豆大小麥、鄭玄曰、九穀無秫大麥、而有粱苽、右各爲說、其實無考也、 天工開物曰、今天下育人民者、稻居什七、而来□黍稷居什三、麻菽二者、功用全入蔬餌膏饌之中、而猶繫之穀者、從其朔也 五穀之字、出于周禮孟子、而無其目、則其實未可得而知也、鄭玄周禮注、五穀之目、則依月令、四時所嘗而爲說焉、或除麻而收稻、以爲五穀、或除稷收稻、以爲五穀、素問云、五穀爲養、麻麥黍豆、配肝心脾肺腎、然古書有五穀之稱、而不擧其目、則今無所適從、按百穀之內、擧五穀而稱之、則配五行而立之目者或然矣、但其實則無覈證已、或難曰、五穀之內、民命之所繫、稻米爲大矣、其餘則稱爲雜穀、而鄭玄之五穀、子之從之、又何所考、而必其然耶、曰、月令所稱之五穀、則配四時之五行而嘗之、故鄭玄云、麥實有孚甲屬木、黍秀舒散屬火、麻實有文理屬金、菽實孚甲堅合屬水、稷五穀之長屬土、此言牽合附會、似出臆斷、雖然月令所稱周家之禮也、亦不可廢、則姑從鄭說而可也、東方朔占書、欲知五穀之收否、但看五菓之盛衰、李主小麥、杏主大麥、桃主小豆、栗主稻、棗主禾、古書出於六朝好事者之手、不足取證也、蓋北方無稻種、古之所謂中國、與今之中國、延袤大小不同矣、江南則於禹貢周官、在于荒服之例、故周有稻人、漢有稻田使者、別掌稻米之政、而漕運轉輸又甚難焉、是以北方此物

至乏、縱有ニ此物一供ニ宗廟禮食一耳、不レ得レ爲ニ常食一也、故古者五穀品目、不レ收ニ稻米一、至レ稱ニ六穀一則始收レ之、且彼邦中國無ニ稻米一以ニ麥粟一爲ニ常食一或雕胡薏苡給ニ其不レ及也、而江南及我邦、以レ稻爲ニ常食一、如ニ雕胡薏苡一則棄而不レ顧、我方ニ關東之國一唯相州之民、常食ニ稗粟一雖レ然豪富及商賈之類、則亦不レ供ニ朝夕之膳一也、其餘州則貧民以レ麥爲ニ常食一食ニ稗粟一者或少矣、此習爲レ常、故後儒以レ今料レ古、以レ我推レ彼、而云中華則聖賢所レ出、秀氣所レ鍾之邦也、其食當レ出ニ我邦之上一歆ニ美渴望、欲ニ染レ指而嘗上之、是以反疑ニ古書一欲下求ニ其說一以實上之、毋ニ乃鑿一乎、可レ爲ニ浩歎一矣

右辨ニ五穀之名目一一條

黍稷稻粱辨 終

一日三上飯顆之山、三萬六千之歲月、屹幾百萬丈之木頭、而其所レ餐何物色焉、何名目焉、終日黯然不ニ之辨一訪ニ其說於草家一草家大抵披レ圖相鶴、錯ニ認遼東之豕一而當レ之、是家爺之所三以有ニ斯作一也、學者試按而求レ之、則目耕之耒耜爲レ鋤、硯田之稼穡有レ秋

男長梓百拜謹識

富國雜議

龜田翼著

富國雜議

龜田翼著

富國之事御諮に付、愚案仕候段申述候、富國之事者、古人之經史諸書に歷然として存し申候、小子申上候者其大略に御座候、御覽之上取舍可レ被レ遊候、且又諸侯方大家・小家に依て、其法も少しは異なるべく奉レ存候、小子申上候は、大小家を兼而申上候

一 國家を富し申候儀は、兎角君上御一人自身被レ遊候に御座候、勿論財寶は有田畑の事を申し候より發生仕候得共、民の賦稅を酷迫に徵發仕候而、國家富饒に罷成可レ申候事思よらざる事に奉レ存候、當今の役人方年租を多く取立て、或は家中を縮候て上のみを優に致し、國家富事と心得られ候、大に間違の樣奉レ存候、其理を申上候はんに、今年は民を苛に取扱候て、上は優のよふに御座候へども、民は大ひに困窮に及申候、依て明年よりは租稅おのづから慢り可レ申候理に候、其所以如何と申候に、民も父母妻子、或は奴婢畜へ暮し候者も有レ之候、然る時は上へ貢多く召上られ候へば、何を以て兩親妻子を養ひ可レ申候や、ケ樣に御座候へば年々の貢滯り、おのづから申譯仕候、民も上を大切には存居り候得共、我身の飢寒には相替へ難く存候、且又小人は兎角上よりの惠のみを望居る者に御座候、然る時は刻迫の

政事御座候へば、自然と役人を輕じ爭訟し、終には國家繁劇に罷成候、然則今年一歲甚饒富に御座候共、明年より何を以て是に繼ぐべく候や、危殆の事に奉レ存候、論語に有若申候、民足るときは孰ととともに足ざらんと、この義のよしに御座候、總而國家の政事は是意を能々察し、その上にて是を佗へ推して、外の政務に用ひ申候、當今の人は目前の利のみ心付られ、政事の大體に暗き樣に奉レ存候、當今は聖運弘明海内一統いたし、韜二弓戈一の代に御座候へば、民も亂擾なる事は不二仕出一候と奉レ存候、乍レ然國家事繁に罷成候へば、終には國家窮乏の至りに奉レ存候、ヶ樣の事積疊いたし候時は民共徒黨いたし、公儀へ訴訟にも及申事出來候、先年金森侯殿廢絶、或は松平大和守殿播州姬路に封邑移され候節の騷動、盡く民より起り申候樣承知仕候、況て亂世の節は危殆亡滅踵を運らすに遑なき事に奉レ存候、民の上たる人は是理義を能御考へ被レ遊候て、政事執行御座候はゞ、遠しと申せども咫尺を隔て申間敷奉レ存候、又上一人に限らず、家老用人と雖どもゝ、皆是の理を辨じ可レ申事に候

一　國家を富饒に仕候術種々可レ有二御座一候、愚按に存候は、上之奢侈を御息被レ成候に如事無二御座一候と奉レ存候、奢は華麗を好み美を盡し候を申候、侈は二ッにて足り申候、或は一倍或は數倍御儲被レ遊候事を申候、上たる人奢侈を專らに被レ遊候へば、一家中申に及ばず、國中の民に至るまでおのづから華麗に罷成候、然る時は下たる者自然に困窮いたし候て、上は自然に財用足らず、御不自由に罷成候、然る時はおのづから民を刻迫になされ、年貢を責懲の外に術なき事に罷成候、ヶ樣に罷成候て、其の

上家中へ貸穀など被ニ仰付一候へば、家中は上を效候て、只今まで靡麗暮し來り候處、貸米仰付られ候間、家中猶以困窮仕候、其所謂如何と申候はんに、只今迄靡麗に罷暮し來り候ゆへ、衣裳・器具等卑鄙からず候、是先初より困窮に御座候、然る處貸米被ニ仰付一候へば、衣裳器具など賣鬻、或は典舖遣し置、急に用立申さず候故に、更衣の砌は病氣に託し勤を引き、上の御用斷申候、如レ此なる時は當時の家老用人を怨み、往々政事を誹謗仕候ものに御座候、然る時は當時政事に莅致し候人も衆の呪詛を懼れ、竟に半途に而廢壞いたし候、家中小民を御憐憫被レ遊候はゞ、先奢侈を御止め可レ被レ遊候事第一に奉レ存候、衣裳被器具物等に至るまで、常に新敷或は珍敷、或は異產得がたきものを御好み被レ成、奢侈事に被レ遊候て國家を富し候事思ひ不レ依事に奉レ存候、ヶ樣申上候へば、諸侯方の身分に而は瑣細の事と思召も可レ有レ之候、乍レ然諸侯方の瑣細は小人の事と霄淵の違ひ御座候て、一年の費へ四五年に而數千兩の事に候、またヶ樣申上候へば、諸侯の身分にては左樣に賤敷難レ成と思召も可レ有レ之候、乍レ然古の爲事ある人は世の人に異なり、人口世の謗を顧みず候、その所以は世上の人の致し候所を致し候へば、何ぞ別に致し候に及ばず候、世の人の致し候處を致し候へば、常の事に御座候、常の事に異なり候へば、世間の謗も可レ有ニ御座一候事に候、如レ此に果斷の處無ニ御座一候はねば、右申上候に及不レ申候、古人も申置候、「有ニ高人之行一者、固見レ非ニ於世一、有ニ獨智之慮一者、必見レ敖ニ於民一」子產と申候は古の賢大夫に御座候、初鄭國の政を致され候時は、是を怨み惡敷申候而謳を作り歌ひ候得共、三年の後

は却て是を喜び、また謳を歌ふて擧候よし申傳候

一　上御一人は御屋敷に而、常々綿服を着し被レ遊候て可レ然候、その例を以て家老初め盡く綿服に被ニ仰付一候樣奉レ存候、節句・朔日等儀式の節者、家老・用人・物頭は格別、給人以下は尤綿服にて不レ苦奉レ存候、尤家老・用人たりといへども、羽二重・紗綾・縮緬等は決而停止可レ然候、持來り候者は賣鬻て武具などへ易可レ申候樣奉レ存候、ヶ樣に上より初艱苦に被レ遊候はざれば、富饒の儀思不レ依事に奉レ存候、如レ此艱苦被レ遊候て短衣麁服にて被レ爲レ入候ても、世の諺に申候通、匾匾頭にても諸侯は諸侯なりと申儀に御座候、書經に申候若藥瞑眩せずんば厥疾不レ愈と、餘程自難澁を御忍び無ニ御座一候ては、人に超越たる事は成り不レ申事に候、乍レ然總て法令は上自實に不レ被レ遊時は忽にまた廢申候、當今佗屋敷方にても儉約に付、上下共に綿服を着すべき法令立られ候も御座候得ども、始終行はれ申さず候、如何と申候に、上は左程にも難レ成樣に被ニ思召一、やはり文繡を服せられ候、依レ之下は上に綿服を着し、裏には紗綾・縮緬等を島に染め小紋にいたし竊に着し申候、是偏に上より廢毀被レ致候に御座候、上一人實に法令の趣きを被レ遊候へば、下は申さず仰せられ候はずとも自然に從ひ申候、仲尼の申候上の德は風なり、下の德は草なりと、この義に御座候、今その例を近く申上候はんに、一家中の內必死を可レ致樣なるもの無ニ御座一候樣に相見へ候得ども、一人を召され君の大事を自御賴み被レ遊候へば、其者涙を流し喜び命を廢て事を致し候、是等の理を以て御考へ被レ遊候へば、總て事は至誠を以て實に被

レ遊候に、如何樣の事か成るべからざる事は無ニ御座一候

一　當今は上下ともに奢侈に罷成候故、不時に物入の節は甚だ急迫の體に御座候、勿論輕きものは百石、二十人扶持・二十石位にて父母妻子を養ひ、常に切詰たる暮しに御座候所綿布を着し奢り候、もし不時に金錢入用の節は如何致すべく候や、よつて上の物を徴取り、または私欲仕候はねば親子を養ひがたく候、これ下の罪には無ニ御座一候、尤至極と奉レ存候、ケ樣に御座候へば、上も目に立ざるの費多く、猶以御困窮の至と奉レ存候、朝夕の食事等は一汁一菜にて可レ然し、何事も衣服に準じ奢侈を停止あり度奉レ存候、右之通奢侈を御停止無ニ御座一候而は、如何樣に民を苦しめ家中貸米被ニ仰出一候而も無益の事に奉レ存候、其所以は御儉約に付貸米被レ遊候ても、三年の分にて譬ば一萬石の高にて多ときは二千兩、少なくして千兩餘の事に御座候、二三千兩の御儲御座候時は、結構なる事に御座候へ共、若大故（火事不吉の事を申候）御座候か、或は御役等の節は、右三千兩一時に失ひ申候、然ときはまた〱御貸米被レ遊候はねば不ニ相成一趣に御座候、ケ樣に御座候時は、下は殊に怨み申候、野語に申候ごとく、飯の上の蠅を驅に異ならず候

一　勘定方賄方の役人をまづ正すべき事第一に候、當今ケ樣なる役人へは役料を遣され候樣可レ然し、公儀を以て法と可レ被レ遊候、乍レ然ケ樣の役人數十年その役を致させ候事不レ宜候、勘定・賄方・拂方の類の役人は總て三年位に可レ被レ遊候、强て四五年爲レ勤候て、又他の役に用ひ可レ被レ遊候樣可レ然候、

勘定方一人に被㆑遊候事不㆑宜候、四人より以上に可㆑被㆑遊候、賄方・拂方も左樣にいたし度候まゝ、御殿の中（御國にては御城中よろしく候）にて勘定所と申を極め置、金銀勘定等諸役一列にて仕候樣可㆑然奉㆑存候、出入町人等よりの瑣細なる御買物等に至るまで、拂日勘定一月に幾度と相定め、當日役所にて一列の上致し候樣可㆑然候、右の役年久敷相勤させ、物馴候とて申付候事最不㆑宜事に御座候、當今諸侯方の御困窮なるを考申候に、果して其役人衆は甚勝手宜敷罷暮し候、其所以を申上候はん、如何樣廉潔なる者と申候ても私は免がたく候、先年松平伊豆守殿（信綱と申上候）御老中の節申され候に、御公儀のため少しも私の心を用ひず勤め申候へども、苞苴を贈られ候人は嬉敷忌がたく覺へ候よし申され候、信綱公のよふなる廉直を專らに被㆑遊候御方さへ、かくは御いましめ置れ候

一　當今賄方或は儉約奉行などゝ號し、儉約被㆓仰付㆒候て致し候ものを考へ申候に、是方にては縮申候へども、また彼方にて大なる費手拔御座候を辨へず候、依㆑之おのづから民を責め、家中貸米等の外に出申さず候、（小子）費へと申上候は、譬へば御臺所にて酒一升の御入用之砌は常に一斗の數を費し、醬油一合の所一升費へ申候、其九分何方へ何等の事に用ひ候や相知れ不㆑申事に候、是に準じ萬事如㆑此候、ヶ樣なる費をまた下への御惠と思召れ候事も御座候得共、それは公儀などにて呼鍬者の類へ遺落と申て下され候事に候、諸侯方にてはヶ樣遊され候事無益に奉㆑存候、それよりは其役に付少々ヅヽの御心付遣され候へば、目に見へ候て殊に喜申候、（小子）無益と申候は、さ樣の費其役かゝりの手に入り

候て、下の中間小者には及不ㇾ申候、然らば恩惠にして恩惠に無㆓御座㆒候、ヶ樣の事瑣細の樣に御座候へども、實に費用の至りに奉ㇾ存候

一　諸侯方總て費への多く、御座候ものに候、譬ば一萬石の御家にて、御在所・江戸・御藩合せて年々の無益費用夥敷事に候、御儉約は右之費を正し改め被ㇾ遊候にしく事無㆓御座㆒候、諸侯方の費少しと申候へども、輕き者に異なり申候て、十年の費用は一年の財用に罷成申程に奉ㇾ存候

一　御高何萬石にても、家中に出し候俸祿の外を五分に致し、中一ッは國用、御在所・江戸・御藩御修覆等の御入用 一ッは臺所、庖厨御入用 一ッは服器賓客、御納戸入用、或は御客の節、或は御進物等、家中下され物等此中より出し候 一ッは勤仕、御勤御役に付總て入用 一ッは儲積、大故の節火災の御國中旱魃水損の節の爲めに候 國家の事は財用地より發出いたし、殊に限り御座候間、ヶ樣に割付不ㇾ正候へば入を計り出るを考がへ申候て割付可ㇾ被ㇾ遊候、必五分と申に限り不ㇾ申、小子五分と申上候は、その大略を申上候、乍ㇾ然是にてよろしく候樣奉ㇾ存候 常々財用たらず、御不自由なる事而已に御座候、諸侯方御費之事御勝手而已に限らず、御在所・江戸・御藩總て樣々の事御座候樣覺へ候、御儉約はこれを省くにしく事無㆓御座㆒奉ㇾ存候

一　當今は何方の國によらず、四民士農工商の別これなく候、四民夫々に業を出精致し候はねば、國も富み民優に暮し申候事無㆓御座㆒候、當今は農人にて商をいたし工を致し候、是甚惡敷事に候、賣買交易の利は毎日眼前に相見へ候故、農人も田畠を鹵莽にいたし、商工の事を專にいたし申候、依ㇾ之千石の所御收入七百石八百石、豐年の節も千石の上に出候事無㆓御座㆒候、況て凶年には一粒をも取得ず候、

よつてこれを固禁し、農にて商を仕候は急度罪を仰られ候樣に法令を嚴に被ㇾ遊候樣奉ㇾ存候、四民相別申さず候故に、國に遊民も衆く罷成、おのづから民困窮に罷成候、これ聖人國を治むるの第一に御座候

一　公儀にて郡代々官を御置被ㇾ遊候、これは民を率て敎へ農を力さすべき役に御座候故、重任に御座候、諸侯方も御座候へども、其名のみに候て實なき事に奉ㇾ存候、代官役は外に事を兼ねず民の事を專にいたし、里正を率て農業を力させ候樣に、朝夕田野を見回り可ㇾ申候、然ども此役大切に御座候、民に事御座候節は民を懲責候て、賄賂などに及び依怙贔屓を仕度ものに御座候間、勿論その人を吟味いたし度候、これに依て代官・手代と申者御座候得共、盡く賄賂をとり勝手宜敷候、如何御座候へば民の爲にいたし候て却て害し申候事に候、ヶ樣の人をば古へ國の蠹と申候、代官を選み申候事は、財用の生ずるは地を本と仕候、地を力仕候は民にあらざれば穀物生ぜず候、民また務て力を盡さゞれば上の財用もたらず候、然ば民力を盡さゞれば富饒も思不ㇾ依事に候、只今は國の本なる民を疎にいたし候て財用の多からん事を計り候は、却歩して前なる人に及ばんとするに異ならず候、管仲申候、「民無ニ餘積一者、其禁不ニ必止一」と、民飢貧に御座候へば盜竊をいたし、上の號令を犯し法禁行はれず候、然れば能敎へ不ㇾ申候へば力十分に致し不ㇾ申候、乍ㇾ然當今は上へ御益を仕候而已か身の出世を心懸け、民を懷ふ意無ㇾ之候、御心懸の爲其一事を申上候、或代官田畑の壠へ盡く桑を植させ候て蠶のために仕候、

蠶運上は十倍も御座候て宜敷樣に御座候へども、田畑へ日光の當り薄く候故穀物十分に熟し不ㇾ申候、ヶ樣の事ども御座候間眼前の利を申候事は能御考へ可ㇾ有ㇾ之事に候

一 下の輕き者常に閑暇に過させ候事不ㇾ宜候、中間小者の類賦役に課られ、江戸へ參り候者百人ヅヽ御座候所、五十人にて可ㇾ然候、假令百人二百人御座候ても、中間小者は一日に一度役を仕候へば日限りを立て、今日は私事何方へ參り候間、誰某の番に御座候よし申候て、それよりは博奕など仕候て二度御用に立不ㇾ申候、是は天下一統中間の格に御座候由相見へ申候、拙者申上候は是を舉人にいたし候て、一年給金は只今迄の通相定め、一度は役目通り勤させ、二度目よりは使に遣され候路の遠近、或は事の大小によりて錢百文より內に定め、或は百文・八十文・五十文・三十二文といたしあたへ候はゞ、彼れ等も喜び幾度も用立、また急に歸り申候て事に辨ずべき事に奉ㇾ存候、又御役に付人數御入用の砌は、別に召呼れ候樣可ㇾ然候、ヶ樣に無二御座一候故、小人の身にして隙に暮し身を失ひ申候、江戸へ參り候節は四五十人一所に參り候所、年季相濟候て蠲復被二仰付一候て罷歸候節は、或は缺落いたし、或は引負いたし種々難澁御座候て歸る事ならず、至して罷歸り候者僅に兩三人而已に御座候、是等の事尤憐むべき事に奉ㇾ存候（此一條御家御困究なる時御用宜事に候、かつて常にヶ樣と申にも無二御座一候）

一 徭役の事は丁壯を以て本と仕候、年二十より四十を限りにいたし申候、疾ある者（丁壯と申候へども、跛・啞・聾總て不具なる者を申候）賢者・貴者・能ある者・老たる者は蠲申候事、いにしへ聖人の法にて候、國において親に孝行なる

ものなどへは褒美下され、又年八九十に罷成候ものへは一二人扶持下され候様有たき事に候、御小家なる方にてはなされがたき事と思召可レ有二御座一、夫故古の小國を治め候人は墝确閑田を選み、樹木を植へ國用を足し、或は民へ惠み、あるひは水損旱魃の備をいたされ候、然れども此事は事によりて人數日數多くかゝり、却て害をなす事も御座候、御見計可レ有レ之事に奉レ存候、或人申候、桐は至て生じ易きものにて、三年を立候へば用立申候よし申候、切取り候節も冬を以て民を遣ひ、その雇錢を遣し候共人數日數多く費へ申さゞるよし申候、ヶ様の事は利分の事の樣に聞へ御座候へ共、聖人もこれなきに無二御座一候、一ッは國用の助け、二ッは民の備へになり申候、この段はよく御考へ被レ遊候て、又又功者なるものに御尋御座候はゞ、桐などよりまだ宜敷類も可レ有二御座一候樣奉レ存候

右申上候は富國の雜議に御座候、よつて鄙劣なる事も申上候、かつまたこの儀にて盡き申事にも無二御座一候間大體を申上候、これより種々推し考へ被レ遊、或は博く御覽なされ、多く御聞被レ遊候て、事々御工夫可レ有レ之事に奉レ存候、御家法式等の儀は先格種々御座候故、たゞ御斟酌にて宜敷に隨被レ遊候樣奉レ存候、右申上候趣古人より申來り候通り、或は聞傳へ候趣を述さし上候、御覽の上取舍可レ被レ遊候

天明元年辛丑夏四月　　龜田翼再拜上

富國雜議 終

農業餘話

小西篤好述

農業餘話序

棗與金輕重易知也、令童子擇焉、則必取棗而不取金也、一片之金、與度寸之璧、輕重易知也、令野人擇焉、則必取金而不取璧也、何也、其所見者小故也、夫穀者民之所天也、得之者生、失之者死、天下無與之爭重焉、而今人視之、曾金玉之不如也、豈不謬哉、何不思所以長之育之、令遂其生之術也、孟子曰、苟得其養、無物不長、失其養、無物不消、然則雖曰消長有命、抑亦不由人事歟、是故雌之不材也、其卵毈、農之不材也、百穀不得遂其生、故樹藝之爲道、天時人事必相參、然後可以成功業、可得而委之天命乎、小西篤好、攝州佐保邑長也、頗有奇節、其於金玉也、不知有何榮可慕、所貴者、天下唯穀而已矣、且少長于畎畝之中、潛心于農事、蓋亦有年矣、嘗憂今世農夫多不明其業、而令百穀不遂其生、乃著農業餘話一篇、其言樹藝之方至矣盡矣、非致力凝思、而能如是乎、嗚呼使百穀得遂其生、而不中道夭者、其在斯書歟、其在斯書歟、

文政丁亥四月　鴻谷茂潤撰

農業の事は、己が業として歳久しく心にいれ、思ひをこらせしかば、徴を得ること少からず、されば四十年ばかり前つかたより、彼此とおもひ當れることゞもを書集おきしを、既より同じ志有ん人に見せま欲く知せてしがなと思ひ乍、とかくしつゝ過にしを、今年よはひ六十にさへ早うあまりにしかば、此事果さで止なむも口をしと、負氣無(おふけなき)ことながらかの書つめおきし反古どもを更に取出て、片成に書改め辛うじつゝ草稿せしかども、猶心ゆかぬふしもあれば、僕が住る里をしらせ給へる、殿の博士某の先生に便りありて見せ參らせしに、先生大感(いたくめで)給ひて曰ふやうは、この文に記せる事どもは皆實説にて、いさゝかも浮たることはなけれど、漢文にいはゆる質文に勝るはといふことの如くに、書法心に隨(まか)で、言語不レ足所多く、ようせずばさとり難きふし多からむ、如レ斯天地四の時の運のことには、物にたとふるに若はなし、されば素問などいふ醫書に、五行旺相といふこと有を心におき、それに牽合せば、誰も能聞取易からんとなむの給つる、されどやつがれ固農業の事の外には、いさゝかも物學びなどせしことのなければ、さるかたのことなどはふつにみしり侍らず、敎へ聞せ給へと乞しかば、先生うべない給ひて、かの文の要とある所々を說示し給ひしを心にしめて、さて先の草稿に書加へぬ、かかれば五行の次序に配當(あて)たる事どもは僕の私のをこにはあらず、されば夫にしかと當れりや不レ當やは、われ乍思ひ定めず、ひたすらに物にたとへん料にまうけしものになむ、又文字の形にすがりて、さかしらの論ひを一ッ二ッしるせしは、愚なる心に年來おもひ得たると思ふ迄の事なれば、これらはまし

て識者等のをかしとも愚なりともおぼすらんふしなれば、我ながら面無ぞある、かゝれば此書見給ふ人の、よし拙き論ひありとも、そは唯さる方に見過し給ひて、なべて此書の主とある實說さへ、同じ例となな見給ひそよといふことを、此書をかた木に刻につけて、序に叟自識んとするに、若きより筆を執て心を述、詞をつらぬる事にうときが上に、老の數さへそはりぬれば物うきを、これいかで代りて書てよとあとらへらるゝに、己とてもようするとにはあらねど、少しはまさるかたも有なむとて、おろか筆をとる、叟姓は小西、名は篤好、字は藤右衛門といふ、代々攝津國島下郡佐保村に住る百姓なり

文政十一年二月　　　　井上主稅源觀國

農業餘話目録

農業餘話

津國高槻農民　小西篤好述

今己が著す所の農業餘話は、實に愚者千慮の一得、常に農書を讀て、其理を覺えたるにも非ず、たゞ陰陽旺相の理に仍て、其實を試みて効を得し事どもを、子孫に敎へ傳へむと大略を書記したるなり、抑己は農家に生れたれば、常に農術に心を潜め居けるに、ある時山林に入て、藤と葛蔓の這ひ纏へるを見たるに、草木おの／＼其定まりの著きを見て、始めて天然の形質備はりある事を悟り、それより類を推し本を正し、數十年の星霜を積で、終に草木の本性に陰陽五行天地自然の理ある事を發明したるなり、然れども農業の遺少なく、猶考へ及ばざる事も有べければ、次々にも記すべく、又農術に厚志の人ありて、一々試みて其是非を糺したまはゞ、何の幸ひか之にしかむや

總論

凡そ五行の相生相尅の理は萬物に具り、相生あれば相尅有り、五行具はらざるは無きものなり、夫れ人は萬物の長にて、小天地なれば己に像どり、草木にも其理の具はり有る事を自得すべし、人の眼は

日に像る故、闇に見えず晝見ゆるなり、是を以て其日腹に近し、陰物の有情は其日脊に近し、陰陽の理各准屬して生れし物なれば、腹の内には五行准屬の五臟有り、面も五行にて、眉は草木に屬して生死あり、目は火に屬して明かに働き、鼻は中央に有て土に屬し、山の如く高く、動かざれども其息の働きは絶間なく、口は金に屬して歯ありて食ふ所なり、耳は水に屬して空なり、手足の指も五行にて五ツなり、母指は天地陰陽の二節なり、小指の四ツは四季の如し、一季三月の三節なり、手の中には天地人の三紋有り、腹は陽なり、背は陰なり、凡そかくの如し、是に仍て己に准へて草木を養育せば患ひなく寛なるに至るべし、根は水に屬し、莖は木に屬し、葉は火に屬し、節は金に屬し、穗は土に屬す、是を以て五穀の長たる稻麥の莖の節五ツなり、一ツとして五行具らざるは無きものなれば相生相尅の道理をよく考へ、懇に心を盡すべし

○夫農業は天地の生養を本とし、陰陽の氣和を考へ、耕作時に應じ、水旱の災を祓ひ、蟲草の害を除き、糞培を施し、種蒔時に順ひ、力を盡し思ひを凝し、天工に代るを以て專要とすべし

○農事は多端なれば、悉く及ぶ所に非ず、此書に記せるは、只その實を試みて、功益の正しきをのみ集めたるなり、其肝要は專らに雌雄を辨へて蒔植べく、修理の術などは五行に准じ、相生相尅の理を以て、病のつくとつかざると、蟲の害の發ると、發らざるとの道理を述るのみなれば、屆かざる事ながら、見む人は一を聞て十をも悟りたまふべし

○土水は陰にして、萬物を生じ養ふ母なり、それ水は雨とも潮とも上下して、草木發生を司る、土は生を養ひ、形は動かぬものにて、其勢氣の働き四季も晝夜も平等にて、聊かも油斷なし、これ土の功なり、故に田畑の蒔うゑもの諸草木に至るまで、水土の功德を悉に辨へて、其理に背かざるやう種藝せば、穀物は更なり、草木に至る迄繁茂せむ事疑ひなし、これ農業の肝要なり

○陰陽の理はそれ〴〵に具りあるものなり、山林に藤のまとへるを見れば、悉く陽の方へ纏ふなり、藤は木に類するものにて陽なる故なり、葛は草類ゆゑ、陰へまとふなり、（草の蔓は惣て左に纏ふなり）藥味に用ひて其功發表を主どる、人は陽なれば、身中の氣血は順に巡るを、葛は逆に廻る故、病發表するなり、これ自然の理なる事を辨ふべし、猶いはゞ鳥獸は陽なる故、背疵をうくれば死し、蟲魚は陰なれば、腹疵にて死するものなり、是らは近き理なり

○甲乙の字は草木雌雄の狀なり、甲は陽にて立根深く入、乙は陰にて根橫に蔓ふ狀なり、此字に就てさきにえせ歌をつゞりたる事あり

甲乙の字の姿にめ木を木の、差別しらるゝ事のたふとさ

○凡自然の道理を發明し耕作をなす時は、愁ふる事少なきものなり、一粒萬倍の厚利となるは農術にある事にて、樂みの中の樂みなり、さるを只虛々として時候のわざと思ひて過さむは、寶の山に入ながら手を空くして歸るが如し

○農業は何國にても、下々の人々にて常に致ふるもの少く、又聞ゝ人は尚稀なり、大抵何の辨へも無く、聞傳への世話を杖となせし事なれば、己が及ばざるより發る病蟲の害にあへる時も過ちとも知らず、たゞ時候に任せて、いかなる事と試みもせず、年々を送るが常なり、いかに口惜き事に非ずや、愚農も右に同じけれども、本より己が産業なれば、愚を幸ひに他念なく心を盡したるに、草木は自然正直にて、陰陽消長に順ひ、萬物に雌雄の備も有る道理をも考へ得たる故に、五行の運びにて相生相尅の理を肝要とし、聊も私意を加へず、箇條に記せるなり、其中にも眼前の功益となる、穀作の源たる當代の術は、究竟一の益なれば、弘まらむ事を願ふ、其故は秋穀ゆたかなれば、第一の貢もの多く奉られ家富み榮ゆれば、親族自ら睦しく家も治りよろづ行屆き、端々までも打解け深切を盡すべく、さすれば御制令に觸るべきやうの過ちなどは究めて無きものなり、されば教養と云ひて、教へは本なりといへども、下々にては養ひが第一なり、實に秋穀豐かに收まらむには、人々賤しき心なく恥をも辨へ、惡をすて善に勸めば、自ら貯へを調ひ、肥培の用意も出來ぬべし

○五穀の中にも稻を第一とす、稻の莖すこやかにして株太きは、自ら秋の穗早く出て、實繁く粃少なし、遲く出る時は、日の氣冷やかになる故、實おのづから熟し難く、粃皮厚くして實あしゝ、如何となれば、早秋は日も長く温かなり、晩秋は日も短く冷氣なる故に、實うるはしく熟し難し、これを考ふるに、陽氣は能く物を生じ、陰氣は物を死す事を司どる故に、必熟し難き理有り、譬へば火は陽に

して上るもの、水は陰にして下るものなり、然れども陽火にて陰の重き濕を焙れば、水氣悉く湯氣となりて上へ昇るなり、又生木を燒けば煙多し、流水も陽氣に蒸すときは陽氣に上るなり、草木の枝葉茂るも、根に貫入るも、湯氣も、煙も陰陽一都にて、みな此理に同じ、是を人の身にて考ふるに、夜中に寐て覺えず枕を外し、蒲團をふみ脱ぎなどするも、陽氣上に昇り進む道理なり、如何となれば、夏は陽にして火に像り、陰血上に昇り肝氣を動かす故なり、肝は五臟の中木に屬すれば、木に火を加へ、陽に陽を重ぬる故、火の盛りに燃ると同じ、故に心に覺えず上に進む事をなすも、草木の茂り長ずるも、湯氣も煙りも名の異りたるばかりなり、是みな陰質陽に蒸れて、かくの如くなるものなれば五穀の類を養ふには、陰氣陽を受る心得あるを肝要とは爲るなり

○五穀の中にても稻麥は長なれば、節葉程よくつきて、長短ともに陽の五節定數なり、小麥の莖膨れて長ずれども、同じく五節なり、是を以て考ふるに、一年の中程よく日月の陽數に重なるを、節句と稱して壽きの式をなし、下は貢貫の取締りを爲すは、全く國務の要なるべし、然るを古歌に、稻を三節とよめるとか、これ全く過りなり、然れども理なきにも非ず、藁には三ふしつけり、上ざまの人は自ら耕作を爲ざれば、藁をのみ見て、二ふしは株ぎはにあるを思はざる過りなり、猶又株ぎはに節重（シゲ）き理を明すべし、稻の本莖は春の陽氣薄き頃に生立故節間短し、末の方は極陽に延るもの故節間長ずるなり、能く此理を辨へて、陰陽の季候にて、生茂の遲速ある事を自得せずば、農事に利を得る事少

なかるべし 草びえはよく稲に似たれば、夏の頃に芸れども自ら殘り、殊に榮え長ずる草なり、然れども其節陰數の四ツ六ツは見えず、陽數の五ツなり、至て長ずれは七節つくは有るものなり

苗代

○苗床は百穀の長たる米の生ずる原にて、農家の肝要なれば、疎かにすべからず、然るに通例の業として、年ごとに其場所を替ず、舊地に蒔き生立る事、大きなる過りなり 然れども理なきにも非ず、さるは苗床は水を入るものなれば、畦邊の麥菜種子等の害となり、また他人の田畑の妨げともなるべければなり 年ごとに所を替る時は、苗肥て速かに生茂し、其根も繁きものなり、故に田に移して速かに根つきて、早くこえに進み榮え易し、數葉早く出れば覆ふ故、雜草も剋せられ生ぜぬものなり、古き諺に、茂木の下に繁草なしと云へり、稲榮れば草榮えず、稲榮えざれば草榮えて、肥培を奪はるゝのみならず、修理の人力費え、彼是損失あるものなれば、必年ごとに改め替ふべし 舊床なれば生立速かならず、痩苗にて不利となる事、大きなる損ならずや 然れども貧農にてはなし難き事も有ものなれば、一村の中にても村長たる大家の者より、床と爲べき場所を撰み、互ひに貸借し、村中一緒に心を合せ、苗代をばすべき事なり、然せむには隣田の構ひもなく、諸鳥の荒せるを追ひ拂ふにも、互ひに交代すれば人力も費えず、かたがた利潤なる事多し、村長たる人々は辨まへて、必この術を怠るべからず

○苗床は前年冬の頃より、雨少なく乾きがちなるを見合せてよく耕し、塊稲株等を細かに碎き、雨水を含まぬやう畦となし置き、春の晴つゞき乾くに從ひて耕べし、そを畝となし置き、 畝に作りおく事は、濕氣を除くの爲なり 蒔つけの時節に及べば、平かにならすべし、通例には苗床ふみとて、數度踏ねり床となすなり、これ

理に昧き故のむだ事なり、水を入て踏は則煉ると云ものなり、全く陰を重くするの業なれば、前に能く碎き置て水を入べし、水入て後は踏むべからず、早稲晩稲品數のへだてには、甲皮板にてすべし、求むるに下直なり、一度求めては數十年の用となるべし、さてへだての板は、苗生え揃へば取りあげて乾し置き、年毎に用ふべし

○苗床は平かにし、籾を薄く蒔くべし、蒔つけのものは、薄くまくを上手とす肥苗になり易し、生茂速かなれば自ら秋の穗早く出て、實のり豐かなり、其故は秋の冷氣におされぬを以てなり、但し一やうには定め難し又土中にて實を熟するものは是に異なり、各其條下にしるせり

○秕苗といふは瘦せて長高く、譬へば槍ヶ立たる如く見ゆるを云なり、俗に是を草稗とも、又籾皮むけたる米の生たるともいへど、此は然らず、或人疑ひて曰、秕の勝れて長ずるはいかに、答へて曰、其理は凡芽は莖につきたる方より出るものなり、秕は內虛して實少しといへども、本の方につきて發生すべき勢ひをば含みたる故に、芽を生じて細く長ずるなり、且細きものは長じ易き理なり、此わけを知らずば不審なるべし、猶疑はしくば、苗につきたる舊母を見ば明かなるべし

○旱損の有べき田に植る苗代は畑に蒔つくべし、其理は次々に述るを見て知るべし、凡稲は靑陽に蒔き、陽夏に生立ち、極暑に茂り、秋冷に熟するものなり、然るによく根つかざるに、水旱蟲草の害に逢ふときは生茂おくれ、秋冷の頃に至れば、陽氣次第に薄くなる故、終に實入よろしからず、されば一刻半時を爭ひて、修理肥培等怠らず、根ざし早く生茂速かなる、さやうの術專要なり、生茂速かなら

むを欲せば、苗代をよくすべし、先苗を美はしく生立むと欲するの場所は、前年刈あとの休地なれば年々塊を替べき事は上に云へり寒中の雨少なく乾きがちなる時に數度耕し、稲株塊を碎き畦に造り置べし、又覆ひ土は其邊にて南より陽氣を受、雨水北へ流るゝやうに、藁にて小屋根をふきて、右の碎き土を所々にて少しづゝ取蓄はへ置べし、さて蒔時分となりて、土よく乾きたらば、晴日をえらみ床を平かにして蒔べし種の蒔しやうは實の下に記す、晴天つゞきかわきたらば早く蒔べし、地に水濕ありてはよろしからず次第に蒔ながらあとへ退くなり、蒔終りて後かねて蓄へ置し碎き土を篩の見へざるくらゐ灰と合して覆ふべし、能生るものなり、土にて覆はざれば、諸鳥來りて荒す故なり、生るに從ひこゑを入べし

○苗代は水田なるが通例なるを、畑に蒔つけむ事いかゞと危ぶむ人も有べきが、そは未だ陰陽の運びを思はざる故の事なり、さるは種を下すは青陽の頃なれば、霜雪の濕氣未だ土中に殘り、陽氣猶和かなれば、水田に非ざれども能く生立ものなり、右の如く畑にて生立たる苗は、水氣を好めるに、其好む水田へ移す時は速かに根ざす故、旱魃にも傷まぬものなり、これ本より水なきに馴たる故なり、譬へば人の面と手足は生れながら裸なるに、暑にも寒にも傷まぬが如し

○苗の生立に應じ諸草も生ずれども、本より水を用ひざれば水草の類は生ぜず、たゞ草稗とかやつり草と畑に生る草等雑り生ずれば、地の乾きたる頃除くべし、手の屆かざる所は苗床に入りて除くべし、苗の節未だつかざれば、傷むものには非ず、翌日の朝露にてなほるものなり、かく畑にて生立たる苗

に限り、性善きものにて、其根肥て繁く出、白き事雪の如し、さりながら低田にて水溢れ易き場所には植べからず、水になれざればいたみはやき理なり其外は何れの地にても、速かに根づき生茂り、秋穀豐かなるものなり、猶又人力費えず、利分なる事を左に記す

○先一ッには、水を用ひざれば、田のもよりに苗を作れば、夏に至繁多の勞少なし、二ッには、水のせはなく、三ッには、年々の舊床を休ませて新床に改る故、肥培乏しくとも榮ゆるものなり、四ッには、其根繁ければ根づく事速かにして、疲れざれば惣ての病害を着ぬものなり、五ッには、苗床にて害草除き易し、それ故植込となる、持添への諸草なければ、秋田に雜草少なし、故に實入の害をなさず、六ッには熟草の雜り少なき故、年を重ぬるに順ひ諸草滅ずるなり、七ッには、栽ごみの草少なき故、肥培を奪はれず、八ッには、諸害自ら少き故、よく實のるなり、九ッには、穗二三日も早く出る故、繁多の節の手廻しもよし、十に、苗を取たる其跡に植たる作物、性よく榮ゆるなり通例の苗代の跡に植ては、よく榮えぬものなり十一に、カナヤケの煩ひある場所に植ても、苗の根多ければ其害なし、カナヤケには、根の多きを栽るをよしとす、○畑にて作りし苗をうゑて利益なる事の證據は、苗の根に舊土のつきて有るにても知るべし、これ性つよきゆへなり尙又山谷にても猪に荒さるゝ事なし、水なければ蛙住ぬゆへなり、右の十一箇條は勿論なり、凡稻は水勢にて生立ものなるを、其水を除き、唯霜雪の濕の殘りたるにて生立故、本より水を欲する所へ、其好む水中に栽れば、忽に根づくものなり、根ざし早ければ諸害をも避るなり、是を以て利なる事を發明すべし水田にて生立たる苗は、根少なく細かく色さえず、俗にあか色と云ふ

○また低田の水亡ある地に植る苗のしつけやうをいはゞ、秋種子に收たるを直に池などの水底に深く漬置て、苗代をば水多き田に蒔つくべし、然すれば水損の患ひ少なき道理なり、然れども己は山里に住て低田の修理等は辨まへざれば、定めては云がたし、地低き場所にて、厚志の人あらば試みてよ

○俗に旱損し易き場所に植るには、籾の池漬を數日すべしと云へるは大に非なり、一兩日漬し畑に蒔たるは旱の傷み少し、譬へば山の頂に生たる木は、土砂流れ根顯はるれども、旱にいたまざるは、自然と馴たる故なり

○前に云ふ如く、水を用ひず、乾田へ勝手に任せ新床に生立せ水田へ栽たるは、秋穀の豊かなるを見て利ある事を悟るべし、しきたりの苗代を見るにみな舊地なり、因て其根少なく色さえざるなり、是を辨まへざるは理にくらき故なり、總ての物年々舊地に蒔き植て、よく榮ゆるものは一ツもなし、況や、作物の第一たる米穀においてをや（尤稲を移さんとならば、前日より水を入れ置、水中にて引取べし、左なくてはしほるゝなり）

○旱魃の年水の乏しき田には、子榮少なき性の稲を作るべし、雄稲にて其根深くさし入る故、底の水氣を自ら吸ひ養ふなり、是故に旱損少なし

○俗に早田は淺くうゑ、晩田は深く差込べしと言ひ傳ふ、是全く植時早ければ苗短く、晩ければ苗長し、此長短によりて、相應不相應を云なるべし

○苗を太く作り田に移すには、深くさしこむべし、生茂し易きものなり、凡百穀の中にも、培ひをせ

ざるものは稻のみなり、是を以て深く植べき理を知べし、又太く長きものは深く植れば、釣合の理を以ても考ふべし

草害

○夫稻を害するは草なり、草は其田に自然と生じ、縱ひまゝに蔓れば害となる事目前なり、されば其害をなす草多ければ、其大略をこゝに記す、莖穗に實のる草は陽なる故に限り有らざれば、人力を盡すといへども絕し難し、根に實いる草は陰なれば、理に仍て絕せば、永くたゆるものなり、先陰草に（陰草故其の實月の數に應じて十二粒つくものなり、閏月ある年は十三粒あり、）ては烏芋（クワイ）其長なり、實肥る故人食す、また瓜ノ皮、ソロヘ。マウ。澤瀉これ皆烏芋の類なり、秋の初め二百十日前後に除くべし、畦へ捨べからず、其儘田の中に置べし、土地和かならば埋むべし、肥培となるものなり、其故は舊實は腐り、新實は未だ熟せざる故、悉く腐りて永く絕るなり（初夏の頃には、何ほど人力を盡すといへども絕ざるなり）或人問、陰の根草はしぶときに、永く絕ると云ふ事信じ難し、愚農答へて曰く、初夏の頃には絕がたしといへども、秋除けば殘りなく絕るなり、いかにとなれば、秋は陰の初めにして金に屬す、根草は陰中の陰なり、陰再三重る故、却て頓かに絕るなり、譬へば人の身にて考るに、女の楊梅瘡は其病根絕し易し、いかにとなれば、楊梅瘡は陰病なり、婦人はまた陰なり、されば陰中の陰と陰重る故愈易きなり、婦人養生能く調ふ時は、再び煩ふ事なし、男は陽故、療治すれども其根絕がたし、是を以て莖と穗に實のる類は陽草故、何ほど人力を盡すとも、永く絕す

事なり難く、根の方にて實入艸は、其時を計りて除かむには、永く絶る事疑ふべからず

○田に牛の毛と稱して牛の毛の如き草生ずるは、究めて痩地か新田か、其外冷水の入口か、又は時々水絶て田面乾く所に生ずるなり、土の堅閉を好みて生ずと見へたり、されば麥糠か、麥のカシラ毛（ホウジヤウとも云ふ）等をこえに用ふれば忽ち絶ゆ、肥培の條下に記す如く、麥は陽物故閉を和げ、弱土になすものなれば、牛の毛草は悉く絶ゆ、必麥糠の類をこえに用ふべし

○杉菜も根草なり烏芋の如く實は生ぜざれども、根蔓り榮ゆるものなり、故に築地に生じ易し、春の末麥の熟せるを害す、此草ある地には麻を作るべし、三年作れば悉く絶るなり、麻は七八尺一丈も長ずるもの故、覆はれて絶ると見へたり、古き諺に、茂木の下に豊年なしと云へり（草害の多かる土地にても、其作物の品により、覆せられて草は絶ゆる事有り、此麻の杉菜を死すにて思ひ辨へ、よく心を用ふべし）

○根芹も春の末に蔓り、害となるものなり、春陽の頃にはいかに除くともたゞには絶ざるものなり、仍つて晴天の日中に鹽のにがりを灑ぐべし、悉く絶ること妙なり

○草稗は稲に似たれば、芸るといへども殘り易く、終には初秋穂の出るを見て抜きさるものなり、其除けるを牛に飼ふに、實を切すてゝ飼するは通例なり、然れども捨るに及ばず、其儘喰すればよき食となるなり、其喰せたる牛牢（ベヤ）の踏糞は、畑のこえに用ふべし、畑には生ぬものなり、稲田に決して入べからず、又籾糠を麥菜種子等の覆肥培にすべからず、如何となれば、實小粒故究めて稲葉に包まれ有

て米を製する時さらぬかと雜り有るものにて、翌年は生茂するものなり、必田には用ふべからず、燒て灰となし、麥菜種子等の覆ひ肥培に用ふべし

○俗に草實を生にて牛に喰するに、腹中の熱にて生ずと云へり、然れども己れは不審ゝ思ふ事故、小麥を生にて牛に喰せて糞を試むるに、其儘にて生るなり、害をなすべき草實の類は、必生にては喰すべからず、煮て飼ふべし

肥培

○夫肥培は山海にて其の品多き事なれば、悉くは云ひがたし、運送遠近の勝手、土地相應の肥培を求むる事、農家の定法なり、かくてそれ〳〵に肥培を用ふべく心をつくすといへども、理にくらきときは無益に費ゆる事まゝ多し、仍て其の用法の大略を論ずべし（今次々に記すことどもは、大かた何處にても無益に捨る物どもなり、よく功能を考へて、ゆめ〳〵疎かにすべからず）先鹽氣は肥培の要と知るべし、其の性陰にして鎭むるを以て德とす、物に合せて加勢となるものなり（漬物などして數日を保たせ、また食物何ほど珍味美肴なりとも、鹽加減なき時は、其味ひの旨はるゝ事少なし）されば田畑の肥培の類にても、其の品により相應の鹽氣なき時は其の功出難し、萬物其の功を出さしむるは、則肥培の基なるものなり、此の意味を常々よく辨へざれば、自然費やし易し、惣ての腐れ物の類も無益に捨べからず、其種々を辨へて肥培に用ふべし、さて又物により其の性重くして、莖葉に着けば害になるものあり、葉に害をなすは却て根の方には良糞なり、天地の事表裏全き事あたはず、譬へば人の兩眼の面にありて脊になきが如し、鹽漬も

の丶腐りたるなど、莖葉につけば害となるとて、道ばた或は河などに捨る事世に多し、寔に勿體なきことにあらずや

○或人曰く、干鰯の鹽氣強きは其能少し、此理如何、答ふ、海魚は潮に育ちし物なれども、持たる鹽氣は薄きものなり、晴天にて早く乾したるは其能よし、雨天の時は魚腐る故、鹽にて保たすなり、是を乾したるは、鹽つよくて其能わろし、自然鹽ある上に鹽を加ふる故、過て其功少きなり

○河に生ずる魚は鹽の加勢なき故、肉くさり易く肥培になり難し、其の中にも龜の類は同じ水に生ずといへども、鹽氣ある物にて海魚よりも無類にきく物なり（凡龜ほど肥培にきくものなし、泥龜も大かた同じ、都て甲類の肥培に能あるは、陰陽兼たる物にて鹽氣を含める故なるべし）煮て食へば鹽氣あり、非人などは必寒中に食す、是らにて考ふるにも、鹽氣はこゑの肝要なる事明かなり

○灰は民家の竈にて日々に出來るものにて、其功甚だ多し、其利分なるを辨へざれば費へ多し、故に其大略をこゝに記す（灰を蓄ふる場所は地より床を高く上げ、土濕の氣の移らざるやうに其場を造るべし、土濕うつれば能を失ふ）

○夫灰は薪もへ陽氣空に發せし火の糟なり、陽發すれば陰氣にかへる事自然の理なり、火は水に對し、水は火に對し、陽は陰に對せるものなり、さて灰は火の糟ゆゑ水濕を吸ふ、これ灰の能なり、故に畑ものゝ肥培とすべし、田に用ふるには、高田にて水濕少なく、乾きがちなる土地に用ふべし（水氣を吸ひ上る故作よく生はえなり）水濕の田にはあしゝ（灰の濕氣を吸ふ故に害となるなり）よく土地に心を盡して、相應の肥培を用ふれば其功多し、こ

れを農家の糞藥と云へり、其法醫術に似たる故なり、土地に肥瘠あり、耕しに淺深あり、肥培に補瀉溫涼ある事なれば、鍛錬をこらし其功能を過つ事勿れ

○土地により强土にて閉しきりて、稻の榮え難きには稻麥などの糠を肥培に用ふれば究めてよし、別て麥ぬかはよく土を和らぐるものなり、如何となれば、陰濕の深き病人には、醫師必麥飯をすゝむ、これ内を和らぐる故なり、穀は陰なり、糠は穀の皮なれば表なり、表は則陽なれば、物に對すれば和らぐる理なり、强土には必穀糠を用ふべし、其功少なからず

○總て苗ものゝ床のはだごゑには、月代の剃髮に並ぶものなし、干鰯はきゝよしといへども、苗の產立は甚少なきもの故、こゑ過て疲るゝなり、然るに剃髮は無難にきくものなり、聊かも害になる事なし、如何となれば、髮鬚は有情の陽物にて、四季晝夜ともに、一刻半時の怠みなく延るものなり、故に勢力をつよくし、速かに芽(は)ぜしむるの良肥培これに過ず、譬へば犀角・一角獸(ウニカウル)・鹿茸(フクロヅノ)などの功能の如し、髮鬚また獸の角爪等は伸るにたゆみなく、勢力の働きに踟躕なきものなれば、多く入れても過糞の患ひなく、平等にきくものなり、されば此毛髮をば必種子の肌ごゑに用ふべし、功有て聊かも害となる事なし、猶この毛髮は總ての肥培に用ひて其能比ひなし　抑この髮毛の肥培に用ひて無類の功能ある事は、己れが初めて考へたる事なり、京大坂などにては無益に捨る事なしと見ゆれど、江戸などの繁花の地にては徒らに捨るよしなり、さればよく心をつけて、髮結床のそり毛ぬけ髮を集めたらむには、過分の利となるべきなり、誰ぞありて此事をなしたらば、穀作豐饒の基なるべしと、常にこひ願ひ侍るにこそ

○春は木に屬すれば、草木ともに肥培芯へ上るの理なり、夏は火に屬すれば、こゑ惣體へ實のる理な

り、秋は金に屬すれば、根へ含むの理なり、冬は水に屬すれば、草木藏りたれば、土に含ますするの理なり、凡肥培の類は物の終にして、體腐て滓となりたる物なれば、進むにあらず、退くにあらず、五行氣化の恵みに順ひ、其業をなさしむるもの故、陰陽の運勢をよく合點すべし

○春夏は陽氣にて肥培芯へ上る事故、稲黍の類は糞の速きがよし、秋冬は陰氣にて、こえ土中に保つ理なり、根の方にて實入ものは遲れ用ふる事よし穗に實入ると、根に實入るとは表裏なり春夏は地中陰氣なり、秋冬は地中陽氣なり其に暑寒によりて、草木の冷温あり右の心得にて肥培を用ふべし

○世俗こえには心を盡す事なり、然れども右に云へる四季の時候にて、用ふる時の遲速、作物の品による事なるには心を用ひず、殊に第一の種子と、耕しの頃の乾濕などにも心つかず、肝要の濕の漏ると、漏れざるとの道理をば麁略にして、徒に價を出して求る肥培にのみ心を痛め苦むは、愚なりと謂つべし

○種藝の痛悉しといへども、肥培を用ふる其種々を辨へざれば、却て病害の患ひを發する事有り、故に是を辨ふべしこえ過る時に大きに害となるなり、其故を云べし、凡肥熱の地に産する物は弱なり、瘠土に生ずる物は強なり、それは山野に生立たる猪鹿熊などの、毛色の美しきにて知るべし、されば効能ありて薬にもなるものなり、人家に飼ひ立たるは稀少なく、形ちも見にくきものなり、これ食物を人に受て、美食に過る故なり、是を以てよく心を盡し、こえの過不足を考ふべし又糞氣に非ず、不時に被れて五穀は勿論、畦畔などの草木にまで病のつく事、適にはありといへども、己れより發さぬ病ひなれば、散ずる事速かなり、凡考ふるに、人家の庭木等は土地自然に肥熟なれば、病ひつき易きものなり、さて被れての害と

いふは、枝葉に煤をぬりたる如く黒くなるか、又は白粉をぬりたる如くなるか、肌じらみつくか、これ皆過糞となりて疲るゝより發る病なり、譬へば繁花の市中には病犬あり、山野の農家の犬には病ひなきが如し、麁食なるが故なり、さて穀類も元來は病ひなきものなり、適時候不順にて北風の後などには、蟲或は病ひなどひろくつく事有りといへども、散る事また早し、大概は種子の條下に記す如く、甲乙肥瘠を撰まずして、瘠實を蒔つくれば生立弱なれば、根つき早からぬより疲れ過糞となり、終に病ひつくものなり、是を以て蒔植ものゝ生立勢力を計りて、肥培を用ふべし、おひ立弱くばこれをひかへる事肝要なり、雨潤ひも程よく速かに生立ば、厚糞すべし、生立早ければ過糞の疲れなき故、蟲等の害ある事なし、過不足を考へ、加減を懈る事勿れ

○耕作時に應じ、種藝節に違はずといへども、肥培の足らざるは、無病の人飢渇に逢へるが如し、氣は餘れども十分の業をなす事あたはず、其證據をいはゞ、秋田の刈株より芽の生ずるにて試むべし、俗これをヒツジバエと云ふ 肥培たらずして不出來なる稻株より生ずるなり、これ能くとゞき生茂りて、充分に實のりたる刈あとには、芽出る事なし小出來の刈株より芽を生ずる由縁は、こえの力不足にて、土地の力及ばぬ故、發生の氣弱きに仍て、勢力根に殘りたれば、再び芽を生ずるなり土地の力と肥培の力と、相應すれば、稻の勢力悉く穗に發生し、再び芽を生ずる事なきものなり、よく過不足を考へて、肥培をば用ふべし

稻病

○地性により弱土にて締りがたき所は、根の生ずるに不相應にて、肥培に思ひあひがたく、それ故青稻むら〳〵になりて、一やうに榮えざるを、俗にカナヤケと云ふ又スマウとも、ヤマウとも、シホヤケとも云ふこは大きなる患ひなり、此煩ひの本を試むるに、自然と深く植りたるは榮え易く、淺く植りたるは榮えがたし、全く地のしまらざるより煩ふ事なり、故に煤灰等の火氣ある類を肥培に入れば、土しまりて强土となりて、稻榮え茂るものなり、譬へば踏皮(タビ)草鞋の紐のゆるきを相應に締るが如し、此患ひを除かむとて、草の取あげに水を落し、乾し堅めて後一時に水を入れば、稻速かに榮ゆるなり、水を除きて干したれば、土地しまれるなり、かくして稻の榮ゆるを利とするは過りなり、然れども世間通例の業となれるは、理にくらき故なり、さて過りとはいかにと云ふに、乾し堅めてよく榮ゆるは、當年の利にして、翌年は却てあしゝ、さるは乾したる土に水を沃げば、彌土さら〳〵として、本の弱土よりもあしくなるものなり、されば カナヤケの煩ひも前年に陪するなり、是を以て干す事をあやまりとは云なり此事をうたがはむ人は、器に水を溜て乾土の塊と、乾土の塊とを入て見るべし、かわきたるは速かにとけ、しめりたるはとけがたし

○されば カナヤケの煩ひある場所には、肥苗に育てゝ深く植立べし、何國にてもカナヤケを煩ふ稻を試むるに、中央に植りたるは、色淺深にてむら〳〵なり、却て畦縁の稻は榮えて有ものなり、其央の茂りがたきは、全く淺うゑの儘にて根しまらぬ故なり、畦下は肥培も一方なり、然るに榮え易きは畦土雨ごとに流れ下る故、自然と深植となりたる故なり、これ植やうの淺深に仍て、損益あるの明證な

り、是を以て締ると締らざると、深きと淺きとにて、此煩ひの有無を辨ふべし、また深くうゑたるは、つり合のよきをも思ふべし猶淺うゑ深植の論は、卷末に委しく記せり

○鋳の如き水の出るを、俗にカナヤヶといふ人あれども、こは金氣なり、カナヤヶにはあらず

○土を乾す事甚だわろし、さるはいかなるカナヤヶの田地にても、三年の間夏中水を絶さゞれば、終に患ひなきものなり

○カナヤヶは土地のわざなれば、たやすくは除きがたき事なり、然れども肥培にて一時に絶す術あり、そは口傳なればこゝに記さず○一本に據る

○五穀の類に病ひの發る事あり、時候の如く云なせども、時候にて發するは稀なる事なり、多くは此方より發す事なり、されば山野の草木廣大無盡なれども、其中に病ひのつきたるはいと稀なり、尤自然ばえの草木とは異りて、五穀野菜の類は人の食物にて、田畑に蒔植る物なれば、柔かなるもの故に、病ひのつき易き理なり、然れどもみな外より來るに非ず、又移れるにも非ず、稀に時候にて生ずる時は、其害廣しといへども、散ずる事速かなり、大體は自然に任せず、寵愛に餘り、未だ根つかざるに强糞を用ふる故、疲れて病ひを生ずるなり、其大本は種子のえらみやうあしきか、又は雨の後水濕乾かざるに耕し、濕氣土塊となる畦となせば、根ざしあしくて繁茂せざるか、是らを辨へず、こえの加減を明かにせず、肥培を入るを以ての故なり、さて又其生たる形に虛弱と弱小と瘠との三ッ有り、

俗には此三ッとも に小出來と云ふ 此三ッを辨へてこれを用ふべく、病害の發る事をもさとるべし

○稻の病ひをイモチと稱す 葉に赤點つきて見ゆるものなり 池河等の堤の邊山谷等の稻につき易し、いかにとなれば、風氣の通し難き所は弱なる故に暑氣溫熱し、終に土中に內攻し、根これに尅せられて煩ふなり、葉に病のかたち顯はるれども、其本は根より發る事なり、葉の事と思ふは、全く眼の屆かざるなり、是を以て稻熱の生ずる其原を考へ試むるに、苗代に籾を厚蒔にして生立たるが、栽つけ晩きか、耕土の薄きか、此三ッより發るなり、如何といふに、苗床へ籾厚く蒔けば、根究めて少なき故生たち弱小なり、仍て前に云ふ如く、肥培過る故に疲れ易し、また植つけ遲きは未だ根つかざるに、陽氣にて肥培すゝむ故に疲れ易し、耕土の薄きもこれに同じ、故にイモチのつき易き土地ならば、耕土を深くすべし、苗床に籾を薄く蒔て肥るやうに生立せ、根の繁くつきたるを移すべし、植付をも急ぐべし 薄蒔にて肥たる苗には、夏至の頃に本葉にむしのわく事あり、これを除くの術は、むしをころすの條下にしるす

○所により耕すに厚薄有るものなり、是を辨へずば有べからず、まづ耕土に厚薄有り、稻麥にも長短有り、厚田には長稻を植べく、薄土には短稻を栽べし、これに違ふ時は害となり、穗熱つき易し 俗にクビイモチと云ふ、此病は皆こえの不相應より發るなり 如何と云ふに、耕土の深き地は肥培速かにきゝ難き故、糞氣殘り易し、故に疲れて病ひとなるものなり、されば薹長き性の稻を栽べきなり、又耕しの薄き所には短稻を栽べし、肥培のとく事速かにて殘らざる故、疲るゝ事なく、穗熱もつかぬものなり、こゝをよく辨まへて植つけなば、

耕土の深さに利あるべし（薄きには、過分の實のりはなきものなり）

○野菜の類の病ひも稻と同じ理なり、然れども數品にて大小精粗あれば、委しくは云ひがたし、今其一二を記す、菜の類は陽氣にて地の熱せるに濃水糞を沃げば害發り易し、又葱の類にて其理をいはゞ、葱は四季ともに凋まぬものなれば、陰中の陽艸なり、これを植て直ちに肥培を用ふれば、必病を發す、いかにと云ふに、陽艸にて生ひ出る勢ひ強く、根つかざるうちに、早く糞氣に進むが故なり

蟲害

○夫病と蟲は始末なり、氣腐て病となり、病終て蟲となる、然るに其蟲種類多しといへども、先は木火土金水の五性なり、甲は水に屬し、毛は木に屬し、羽は火に屬し、倮（ハダカ）は土に屬し、鱗は金に屬す、凡五穀野菜に害をなすは、甲蟲と倮蟲の二ツなり、毛羽鱗の三蟲はさして害にもならざれば、論ずるにも及ばざるか、倮蟲は土に屬する故土中に生ず、惣てものに生ずる時も、土に屬する物故、皮肉の内より生ず、また莖葉は勿論、物の表に生ずるは毛蟲なり、又羽蟲は大概夏至の頃、鱗と甲との二ツにて水中に生じ、終に立秋の頃化して羽蟲となれるなり、產れよりの羽蟲は少なし、甲倮鱗毛の四蟲ともに、立秋の頃には化して羽蟲となる故、秋は蜻蛉胡蝶の類多かるなり（羽蟲は倮蟲の化せるものといふは、蚊はくさり水により倮蟲にて生じ、倮蟲は糞草にて熱せし所の土より生じ、糞蟲もこと〳〵く化し、終に羽蟲となるなり、前に云ふ如く陰蟲の類は、終に皆化して羽蟲となるものと知るべし）

○蟲は陰物なれば夏陽に應じて生ずるものなり、故に己が進む時は陽火に至り、恐るゝ時は自然と北

陰へ逃るものなり

○夏秋の二節に北風あれば、決めて蟲を生ず、菜の類は北風の後三日を出ずして倮蟲を生ず、此は冷溫の戰ひに仍て發るなり、時氣は溫なり、北風は冷なり、故に冷熱を含み、果して蟲を生ず、此理をよく辨まふべし

○旱つゞくとも、必地の熱せるに冷水を沃ぐべからず、濃糞は猶更なり、土乾きたりとも、さして害にはならぬものなり（世話に、百日の旱に青菜あり、百日の霖雨に青草なしと云へるは妙語なり）もし又乾き過たるを濕さむとならば、陽光曇るか、又は夕暮か、但しは小雨の降るに從ひ、土地の冷なる時用ひてよしとす、しかし朝は冷氣なれども無用たるべし、程なく陽光を受る故、濕熱晝に同斷にて、水火の戰ひ有り、則ち蟲を生ずる初めとなるべし、其氣にて生ずる蟲なれば父母はなし、父母は則風なり、故に風ノ字凡虫と書くなり、古き諺に、萬物風を以て動き、風を以て化すると云ふ、然れば冷溫が父母となり、風と云ふ息を加へて終に蟲となる、冷溫の戰ひは腐るの初め、腐るは蟲の初めなり、是を以て冷溫戰はざるを肝要とすべし

○夫五穀の菜野菜等は人の食物となるもの丶蘂なれば、柔かに有り、味はひも有るにて蟲つき易しといふは、理にくらき故なり、凡蒔栽ものは利益に迷ひ寵愛に餘り、虛弱と弱小と瘠との辨別なく、肥培を用ふる故、却て過糞の疲れとなり、終に己より倮蟲を生ず、これ病の發ると始末同斷なり、故に倮蟲は外より移れるに非ず

○秋稻に筒の如く葉を卷て巣となすを葉蟲と稱す、此蟲は糞氣滯るより發るなり、如何となれば、耕土の薄き所には生ぜず、地味深き田に生ず、此理をよく勘辨し、耕土の深き場所などにては、肥培を入るゝ事急ぎ速かなるをよしとす、必遲くすべからず諸の肥培に強弱あり、又輕重あるものなれば、速かにきゝ滯りなきを計らひ用ふべし

○畑に生ずる切蟲は、夏至の前春暖に生じて產生を害す俗に此虫をキリウジと云ふ、關東の邊にては根キリ虫と云ふとぞ此蟲の生ずる地あらば、寒耕二三遍すべし、必生ぜざるものなり、秋冬あらし置て、春暖に耕し蒔植すれば、究めて切蟲生ずるものなり、正しく寒耕せざる故なり、厚志の人試みて自得すべし

○蟲の凮より生ずるも、熱地へ冷水を洒ぎたるより生ずるも、雨繁く陽氣薄く、陰勝ちの年に稻蟲の生ずるも、其理同じ事なり、故によく辨まへて、雨年には稻蟲を油斷すべからず又玆に因て旱年雨年ともに、菁菜大根等は通例の業にて、冷熱戰ふ理をも知らずして、度々冷水を沃ぐ故、年々必虫生ずる理をも辨ふべし、水を沃がざれば出來ずと思へるは、大きなるあやまりなり、旱つゞくとも枯るゝものに非ず、もしも止事を得ずば、夜か曇日にかくべし、猶其條下に委しく云へり

○肥たる苗を早く栽れば、モトハムシとて葉の元に蟲つく事有り俗には根虫と云ふ此は時氣熱暑なりといへども、不時の冷氣又は北風等にて田水冷る事あり、然る處へ盛陽の氣中りて爭ふ時は、終に此蟲を生ず、故に雨しげき年、また冷氣がちなる年は田水深く溜べからず、土むら〳〵に出るくらゐに淺くすべし、元葉蟲生ぜぬものなり、もし生ずれば、一反に鯨油二三合入るべし但し處々に賦るに及ばず、油と水は逆なる故、即座に配合すしかし晴天を待て入べし、惣て蟲は油にて殺すべし又糯稻は甘き故、モトは虫わき易し、因て早植にすべからず、晩田にうへべし

○凡春より夏に移る節には蟲生じ易し、また夏より秋にうつる頃ほひも又同じ、是を以て陰國の冷水

がちなる場所にては、早栽の稲に蟲生じ、晩栽には生じがたし、譬へば冷飯と温かなる飯と同櫃に納むれば腐り早きが如し、腐と蟲とは前にも云ふ如き始末なり

○甲蟲は水に屬する物にて、陰陽對待なれば冬も死なず、舊蟲にて父母となりて害をなす事多し（甲蟲も移らぬものなり、土と水は同性なれば、移らぬは理りなり）倮と甲とは己と己に生じ、諸物のはては虫なり、厠の糞にも生ず、是正しく穢より生ずる如くなれども、さにあらず、桶か壷かに收れ土中に埋み、口を閉て風氣を止れば、蟲生ずる事なし、凡萬物甘きにも、辛きにも、堅きにも、和きにも、また五穀の類味はひ有る故、生ずるにも陰陽の氣逆に爭ふ時は其氣腐り、己と己に生ずるものなれば、倮蟲と甲蟲との二ツは、全く陰陽の理を辨へざるより生（ワカ）しむるなり、前に云ふ厠の糞にてもさとるべし、又稲のむし菜大根蕒、凡ての物に生ずると生ぜざるとの辨別は、其條下を見て知べし

○アリマキも同じく倮蟲にて、己と生じて外より移れるにはあらず（アリマキを、關東にてはアブラ虫と云ふ）然れど物により移る事もあれど、己より生ぜぬ性の蟲にては、つきても其害少なし、まづ莖につくアリマキは、大きに患ひをなすものなり、病の條下に記す如く、疲糞より生（ワ）くむしなり（其證の一ツをいはゞ、麥は蒔つけのものなれば、厚き薄き所ありて、中にも薄き所にアリマキはつくものなり、厚き所は過糞の害少き故つかざるなり）

○牛蒡を舊地に蒔着れば生茂し難き故、過糞の疲れにてアリマキ生（ワク）ものなり、又綿は生茂遅れたるに着き易し、又旱年には諸物につき易し、旱におされ榮え難き故、過糞となれゝばなり、又菜大根を通

例の業にて何の辨へなく、熱氣に水糞を沃ぎ、諸蟲生しむるといへども、アリマキに限りては生ぜぬにて悟るべし、如何となれば、菜大根は二十四時に生るものにて、生立速かなるが故過糞の疲れなし、仍てアリマキの生と生ざるの理を發明すべし

○凡アリマキは疲れより生く蟲なれば、過糞に限らず、耕土の時の濕にても生べし、必濕氣のかわきて後に耕すべし、又北風にて疲るゝ事も有るべし、是らは繁茂し難き故過糞によりて發る害なり

種　實

○それ種は米穀繁殖の原なれば、是を撰む事肝要なり、先陰陽の運動を考へ、其性に隨ひ生理を全うして大切に蓄ふべし

○種は外陰にて、內には至陽の生氣を胎みしものなれば、其氣の自然に從ひ發露せざるやうに蓄ふるを專一とす、先稻麥の二品を大切に蓄へずば有べからず、凡種は其生の原なれば、中には陽元の性力を含み、陰氣に包まるゝ事北方の至陽なるが如し、子とは則根とし水とし冬とす、是陰の陽を含むの證據なり

○抑諸草木實となりては陰なる故、水に入るゝに悉く沈むものなり、然るに芽出るときは、水に入るゝに悉く浮くものなり、これ發生の氣盛りにて陽なる故なり、さて芽の出るは靑陽の風氣を受るが故なり、されば穀類の實の陰なる物をよく蓄ふるには、陰氣なる器に納めて風氣を受ぬ心得を肝要と

すべし、風のあたるを嫌ふ故は、風は萬物生々の始めなれば、又腐る道理有り〔萬ノ事始あれば、終りに歸るといふ事あり〕風の氣にて腐るとは、如何となれば、譬へば餅の類にて考ふるに、溫氣の頃外より黴(カビ)腐る、これ外は風を受るを以てなり、中は却りて腐り遲し、風あたらざる故なり、されば風の徹らざる陰物に入て蓄ふる事專要なり

○籾種は小俵にて蓄ふるものなり、其儘にて大抵池河などに、十五日二十日もしくは三十日も浸し、水力ばかりにて根を生させ、蒔つくる事通例なれども、理に當らざればよろしからず、今こゝに論ずる術は、籾高相應の桶に一兩日漬し置き、蒔く前日に水をぬき捨て、翌日其桶の儘持行て、未だ芽ぐまざるを苗地に蒔つくれば、水土の力にて萠出る故究めて性强し、又畑に蒔つくるには、一夜水に漬すべし、さて桶は俵と違ひ、風氣自ら中らざれば、陰を陰に蓄ふる故に、其氣發露せざる道理なり、或人は種物ををり〳〵風日に曝すべしといへども、そはあしゝと知るべし

○籾種は冷氣の時節に收むるものなれば乾き難し、それ故颺扇(タウミ)または箕などにて秕を除かむとすれども精しくわかりがたし、これに依て來年蒔つけの後、必苗に瘠苗雜り生ず、それを植れば稻にはならぬものなり、然るを前に除かむと欲せば、桶に水を入置て、其中へ籾を漬し掻雜ふれば、良實はしづみ、秕はうくものなり、しづめるを種とし、秕は煮て牛に飼ふべし

○總て種を地に蒔くに、皮厚く生じ難きものは、肥熟ならざる瘠土に蒔て、上より少し抑ふべし、程

よく生立ものなり、譬へば子を寢さすには、母の手を腹の上に置けばよくねるが如く、袋に小豆圓豆の類を入れて置くも手の代りなり、草木の生立は根始めに生じ、葉は次に出るなり綿は何國にても蒔つけて抑ふるなり、すべて綿に限らず、一切かくの如くすべし小兒の寢つくも、草木の土中に根ざすも理は一ッなり、ともに陰を養ふ事ならむか、かくて草木とも一ッなりといへども、穗に出て實のると、枝に實のると、根に實入ると、種を取收むる時分、それ〳〵に早晩有り、よく〳〵考へずば有べからず

○穗に登る類は、八九分ばかり熟せる時、田にて良種を撰み刈收べし、生立早く始終性强き故よく實るなり、充分に熟みては色艶わからざる故、良種えらみ難し、此理を人にこゝろむるに、飛脚になる人は、其父母二十歲までの子ならでは强く走る事なり難しとなり、これ若親の產める子なる故勢壯なるなり、穀類の種の八九分に收めたるは、盛壯なると一ッ理なり、故に穗を生ずる類は、五七日も前に刈取、若き勢の美良の實を種に收むべし、老熟の種は收むべからず生立速かならざるは、苗代にて分明なり殊に秋の刈上げ時分は閙しくて疎かにもなり易し、よく心を用ふべし

○枝に實のる類は、よく熟して堅實なるを撰みて種に收むべし、穗にみのる物とは異なり、若き實の生たるは勢ひ强きに過る故、花多く咲くといへども、菓多く結び難し、勢氣盛りなるは却て虛花となる、老熟の實は發生の氣素直なるものなり、故に多く實のるなり、菓の類は此心得にて種を撰み收むべし

○根に實いる類は、穂に同じく八九分の熟にて掘て種に收むべし、勢氣衰ふれば保ち難し殊に霜かゝれば寒氣を越しがたし、いそぎ收べし、蓄へやうは土のよく着やうに掘りとり、其土のまゝ、地深さ三尺掘て埋めおくべし、たとへ三尺地をほりて埋むといふ共、毎年場所を易ざれば其功少し夏をこしても芽出でず、數年を經ても損ぜぬものなり、何によらず根に實のる類は、地中深く收むればいたむ事なし地下三尺なれば氣通る事なし、これ陰は陰に蓄ふる理なり

○凡種物は陰陽雌雄を撰む事專要なり陰陽雌雄の事は、それ〴〵の條下に記せり、萬物悉く雌雄あれど、數多ければ此書に出さず、今は只有用の物を擧るのみ舊母にて榮ゆるも有りこは山のいも、生姜などの類を云ふ舊株にて子榮ゆるもあり、みな雌雄の損益大きなる事なり、よく心を用ひて撰むべし

○早稲の苗には究めて雜草多し、晩稲の苗には草少なし、早稲に草多きは芽だち遲き故なり、如何となれば、陽光甚き時實のる故籾皮堅し、故に生る事遲し、晩稲の穂は晩秋に實のるものなれば、皮やわらかなり、故に生立速ければ、雜草はいまだはへざる理なり

○米の良種を撰む事肝要なり、田廣く熟りたる中に、別て美良なる所を撰みて刈取なり、刈るにも握るにも手ごたへあるは究めて鎌音よきものなり、其かり音の正しきをのみ取收めて、其餘は除くべし、かくの如く撰みたるは、來年の實のり多きものなり

○右の如くして刈りとりたるを、餘力あらば雌雄を撰むべし、其はまづ蘂しべの本に節あり、節より上は小枝數々あるものなり、其節の所より出たる枝の一えだ出たるは雄なり、二枝つきたるは雌なり

竹の雌雄と同じ此雌の方を撰みて種に收むべし、かく雌雄を撰み別たるは、其實のり格別なるものなり、凡そ一反の田地にて、二三斗ばかりは米高多く實のるなり、五六年の間は必多くあるものなり、さればいさゝかのいとまをもしまずよく撰み蓄ふべし

○或人曰く、我らは數人くらさず獨身同樣にて、殊に小商賣もすれば、農業の事のさしも面倒なる事は勤まり難し、されば並々の通りにてよかるべしといへり、愚農答へて曰く、そは大なる心得違ひなり、さるは人の多少に限るに非ず、諺にも農人は土くぢりといひて見えを論ぜず、一向に心を盡せば小人數にて一反作るも大人數にて數反作るも、また商賣の餘業をなすも、みな利を得むとの一ツなり、さればよく道理を辨まへて懇に耕作し、利益を取て渡世に心易からむ事を思へばなり

麥

○麥は五穀の中にても、米に次で最上の物なり、殊に其性長く保つ故、農家の食用これに過るものなし搗て白穀とし、能く干て貯ふれば、究めて蟲生せず、農家に限らず、多人數の家には其心得ゐ常とし、飢饉年の手當と爲べし又其能よきものにて脾胃を調ふとか、其理あるべき事なり、農家は勿論、諸工商の町家に至るまで、歳暮節分、また年の始めにも、麥飯を食する事常例なり諺にも麥を食ふと夢に見れば、命長しと云へり、但しこは畿内近邊の事なるかこれ能よき證據なり、然ればこれを作る事第一とすべし

○ムケヤスと云ふ麥は、大麥よりは味はひ少し劣れども、搗くにたやすければ、今は多く此ムケヤスを栽る事となれり、其作りかた大麥に同じ、此ものは中古弘法大師唐土より種を取りて歸朝せりとか

言ひ傳ふ此麥は皮薄くて剝げ易ければ、ムケヤスといふなるべし

○粉麥は速く蒔べし此コムギと言ふは麪粉として用ふる物なる故の名なり、然るに通例は小麥と書けども、大麥よりも長高くなるものを、小とは云ふべからず、實のつぶも大かた等し、されば今は改めて粉字を書くなり實入ひま入るものなり、作り方種子の收めやうは大麥に同じ

○麥は陽なり、故に冷氣の晩秋に蒔て寒冬に生立、靑陽に繁茂し、初夏に成熟す、大凡秋の土用前後に蒔くものなり所の寒暖により少しはさし引すべし然れど春の二月頃までは蒔てもよし、成熟は遲速大かた同時なり故に麥には百日の蒔時分といふことあり されば蒔時遲速に仍て、其品の善惡得失ある事なり、其理を語るべし、まづ早まきは陽氣の殘りある頃なれば、莖葉は肥れども病ひつく事あり、實のりも瘠るものなり、しかし皮薄ければ搗によし、おそまきは寒冷故病ひつかず次第に陽氣におもむく故實肥え大粒なり、しかし皮厚ければ、搗くに人力費え減り易し、且作るにこえも多くいるなり、又寒國にては必早く蒔べし、遲ければ凍りて生茂せず、大抵右の如くなれば、得失を考へて遲速心に任すべし

○麥は陽物にて其性溫なれば、生え易きものなり、極寒中にても少し深く蒔つくれば、地中の陽氣にてよく生るものなり、極寒の氣にて生たるは、其麥究めて病ひの發する患ひ少なく、實のる事は豐熟し易きものなり、遲く蒔ときは厚く蒔べし、もし寒氣におされ生立薄ければ、陽氣に應じ遲く子榮して弱なる故に、盛陽にて糞氣に疲れ、アリアキの蟲つき害となるべし、必生え絕なきやうにすべし、惣て病ひは時候にて發するは寡く、多くは手入と肥培のしかたより生ず

○或人疑ひて曰く、速く蒔けば莖葉肥え、自ら作り易し、然るに遲く蒔つけて病ひの患ひなしとは不審なり、答ふ、秋冷とはいへども、早蒔は秋暑の氣殘りたる故、莖葉は肥え易けれど、性は却て弱なるものなり、故に春温に至りて病ひを發するなり、寒氣は極陰にして、惣て閉る事を主る故、苗の性しまりて强し、早晩にて强弱の異り有るは此故なり

○蒔つくる事遲るゝとも、土地未だ乾かざるには耕すべからず、能く乾くを待て耕し蒔べし、また手入肥培の術は、誰も辨へたる事なればこゝに略す、但し春の彼岸後より暖なる日中は、濃糞水を沃べからず、盛陽にて地の熱したる所へ、冷物の糞水をかくれば、冷熱の戰ひにより蒸氣を含み、終に病ひを生じ、藁の節腐り、實ゆたかに熟し難し、仍て雨を見かけて沃ぐべし、又は申ノ刻過てかくれば、次第に冷氣故戰はざれば患ひ少し、能く心を盡すべし

○種にせむと欲せば、冬至の頃別に蒔つくべし、但し其土地弱土はよろしからず、强土の乾きたるを耕し蒔床とすべし、蒔つけては土にて覆ふべし、しかせざれば諸鳥荒すものなり、生立に順ひ肥培を用ひて終に實のるなり、さて例の如く八九分の熟にて刈り取り、別によくほして夕方納屋の内に取こみ、穗の方を上として立置て、おくれ穗を除き、よく揃ひたるを撰みて種子となせば、究めて豐熟疑ふべからず、猶蓄へやう有り、次に記す

○麥種子は初夏に收めて、極暑の大陽を蓋へ置ものなれば、籾種とはしかた表裏なり、籾は秋冷に收め、

麥は向著に收む、故に乾しやう疎きときは、蒸せて蟲生き易し、又これを怖れて曝すこと再三なれば、蟲は生かざれども堅實し過て生る事後れ茂り難し（諺に表裏全うし難しといへども、心を盡せば全う出來ざる事なし）種子は陰ゆゑ、蓄へやう次第にて兩樣の利あり、今其術を詳かに辨ずべし、農家若輩の耕作のたよりとなるべきか、凡そ麥種子は小俵か惣べては器などに蓄へ置く事通例なり、然れども究めて蟲生ず、よく日に曝して壺に入れ蓄ふれば、蟲生ざるものなり、尤其口を紙にてはるべし、風氣を止むる爲なり、別て茶壺の類は、口小き故はり易し、我家年々かくの如く蓄ふるを人々問來り、此術を聞て發明し、毎年利を得となり

○麥の雌雄の事は、數十年心を盡して此頃思ひ得たることあり、此事長ければ後編に出す

○因みに記す、麥の青葉を挼(モ)み汁を出すに、出難き時は乳を加へてしぼり、其汁にて日をつき痛むに用ふれば、何ほど大くいたむにも、即坐に治する事妙なり、人々の愁ひを助くるの術なればこゝに記す、されば青麥の間に汁を取りて陶に收れ、其口を封じ蓄ふべし、大妙藥なり、疾癒て治するの理は、陽物なる麥の中にも、葉は火に屬するものなれば、至陽の物なり、故に藥となると見えたり、又小兒の驚風に、右の青麥の汁を取て用ゆれば、一人として死を免れざらんはなし

穀物の水に入たるを救ふ事

○夫天地は陰陽の消長往來に順ひ、片時も止む事なく、千變萬化一定し難きは理の常なり、故に年の豐凶も是に等し、されば去し享和二年戌七月朔日、關東筋も大風雨にて出水有りしが、攝河の所々洪水四方に溢れ、米穀器財等に至るまで、水亡せる事夥し、其頃水に沈れる米穀を救はむ術を考へて人

人に語りけるに、信用する者も有らざれば、押て言むもいかゞしく、殊に予は山里に住る身なれば水邊へ遠く、かれこれ徒く打過ぬ、然りといへども、洪水の度ごとに穀物を損ぜむこと、常に心に歎かはしく思はれて、翌年夏の頃此理を試し見むと、態と俵に米麥小豆の三品を入れて、池の濁りたる水中に七日漬し置て試みたるに、思ひの如く違はざれば、今此に其術を記し出て、洪水の節の救けとす、夫夏は水底冷かなり、總論に云ふ如く、穀は陰物なれば深き水中におきたらむには、陰陰を包める故、其氣漏れざれば腐る事なし、唯ほとぶるばかりなり、洪水いまだ落ざるうち、夜中或は曉がたに水深き池の淵へ沈め置き、晴天を待て朝五ッ頃に取上げ、急ぎ干すべし、夏は盛陽なれば乾くこと速し、夕方は或は曇りたる日に水より出すべからず、炊きて爛るものなり、晴日に干し乾したるを畜へ置て、搗米となし食ふべし、少しは臭ふ物なり、苗代籾の燒米の臭ひにひとし、味はひさして變らざるなり、右に言ふ事どもをよく會得せば、出水の患ひある民家にては、救亡の利多かるべし

土藏に收むる穀物に蟲生ぜざる術

○土藏は火災の防ぎなれば、壁厚く瓦にて葺き、少しも火氣入らぬを主とす、然るに北窓あれば、必蟲生じ易し、其理は壁と瓦に陽光強く受る故、土藏の中熱せし所へ、北より陰風吹こめば、陰陽攻蒸して程なく蟲を生ず、是を以て北に窓明る事惡きを知るべし、然れば總て物に蟲生ずるは、必首夏か初秋なり、極暑には却て生ぜぬは、盛陽の一氣なる故なり、陰陽すれ合ふ時は、其氣必化するを知る

べし、蟲は氣のむせるを根とす、然れば氣の化せざるを肝要とす

○新藁にて俵を織たるは、濕氣ある故蟲生じ易し、古藁にて織たるは蟲生ぜず、能く乾きて濕氣なき故なり、故に古藁にて俵具を作り收むるなり、さて寒中に至らば、其俵を堅く締べし、自ら蟲生ぜず、これ全く風氣の往來せざる故なり、又人により俵の中へ紙袋を入れことし、收め置もまゝ有り、風氣を止れば蟲の生ぜぬ故なり、凡そ北窓に限らず、藏の內へ春陽の氣を入るゝ事總てあしゝ、春は必窓を閉ぐべし、俗には態と床下、又は屋根あひなどに風穴を明る事理に昧き故なり、熟く此理を辨へば、藏穀に蟲の患ひはなき事なり

食物饐れざる貯へやうの事

○食物の中にても、飯は命の本にて第一なれば、疎かにすべきにあらず、されども蓄へのしかたにて饐る事あり、勿體なき事なり、別て町家は牛馬を飼ざれば、饐りたる飯は捨り易し、是故に民家饐らざる用意にとて、態とつり棚、惣て風氣の入るを好み、籠などに收め置くことと習はせとなれり、これ却て腐りを求るにて、皆陰陽の理に昧き故なり

○飯は初めは暖なるものなり、風氣は冷かなり、仍て冷温むし戰ふ故に饐み易し、この故に灶にて炊上げたるを、速かに覆せ蓋の櫃に收め、風氣少しも當らざるやうに貯ふべし、風入れば腐るなり、夏日の飯櫃は良材にてふかき覆せ蓋に造るべし（木の本の方にては造るべからず、饐り易し、末の方にて造るべし）木あしければ殺ぎ出來、風氣

入る故に腐り易し、惣て炎たる物は風氣の交らぬうち急ぎ器に收むべし、遲るれば湯氣衰ふる故風氣混るなり、遲れざるを肝要とす

○遠方に送り多日を經べき物どもは、よく目覆して送るべし、其品損ずる事なし、近くは唐土より渡る藥種類、大阪市場にて是を見るに、器の合せ目悉く封じ有る也

○凡そ萬物朦饐り蟲となるは、風にて其氣を動かす故損傷するなり、されば乾物の類は能く干て器に收め、風氣の入らぬやうに蓄ふべし、尤も少々の物は陶よし、次に壺と品數升數の多少に准じ、器を用意し蓄ふべし、大豆小豆、又は高野豆腐湯葉などの、をり〱出して食菜に用ふるものは、口をあくる度ごとに風入り、殘れる品蟲となる、されば一度に一ツづゝ出しきりにすべきやう器數々に蓄ふべし、炭消壺などよきものなり、其餘これに准へて器の覺悟すべし、農家にてはさしたる利益にも非ざれども、市遠き場所、又は山里の不自由なる所にては便利なるべきなり、凡そ物の生出も風にて成り、又物の損傷も風より發るものなり、譬へば火は風にて燃え、風にて消ゆ、魚は水に生じ、水を以て生を養ふが如し、されば風あたれば化する故陰は陰に蓄へ、濕は濕に蓄へ、乾は乾に蓄へて、少しも氣の通露せざるやう收むべし、是蓄の肝要なり

○十二月正月の頃、餅の搗きたての濕きを其まゝ厚紙の袋に入れ、口を閉ておけば、いつまでも朦ることなし、又つきたてを直に寒の水に漬おけば、年中搗たての如くにて味はひ聊かも變らぬものなり、

何に用ふるにも柔かにて、雑煮などには殊によし

農業餘話上之卷終

農業餘話下之卷

綿

○夫れ萬民食に次ぐものは衣服なれば、先綿を蒔を急務とすべし、昔は穀にて製れる布のみなりしに、古へは穀木には製れる草綿出來てより後は、其製作もたやすく、且稻と綿と隔年に栽れば、舊地を除くの勞もなく、殊に地を替れば、肥培少くても榮ゆる故、大きに利潤なるを以て、草綿專らに弘まりしと見えたり故、木綿とは書くなるべし作りやうは誰も辨へたる事なればこゝに略す

○凡そ綿は種子の虛實、苗の雌雄を撰むこと專要なり此撰みやう次に記せれば、よく心をつけて見るべし まづ雄は榮え莖太く、葉も肥易くして枝立のぶるなり、こは除くべし、おきても實に角だち長くなり、殊に口あく事速かならず、雌は陰なれば生立速からず、莖弱小なれども實繁くつき、其形丸く皮薄き故、早く潤ひてふくものなり、口あく事速なれば、其綿究めて性よきものなり、然れば口開きふくらかに綿ふきたるを撰みて、種に收むべし一樣に取り込ては、雌雄別らぬものなり

○凡種子の大粒なるは、太く生立榮えて立枝となり、實皮厚くなる故綿となる、肉は皮におされて瘠るものなり、故に雄の方は植べからず世の人おしなべて、綿は立枝を忌むと云へり、これ雌雄の別を知ざる故なり 小實は生立弱小なれども其性よ

し、故に綿は小實を最上とす、凡そ實蒔の草類は、雄苗生易きものなれば、雄を除き雌苗の榮ゆるやうに心を用ふべし、また綿は北風の冷氣を怖れ、秋冷をも忌むものなり、仍て速かに生立やうのしかた專一なり、手入等は所の風土に順ひ、よき工夫有べし、さて冬の中に繰りて風氣中らず、土濕移らざるやうに能き器に收蓄ふべし、もし遲れて青陽の頃に繰れば、内の至陽發露する故痛むものなり、必後れて繰べからず

○種子を蒔くには八十八夜を中央とす、土地により寒暖あれば、蒔にも遲速あり、また株蒔とて、麥の刈あとに蒔つくるも有り、いづれも遲れて五月頃まけば、陽氣盛りなる故に生茂し易く、早く蒔たるは陽氣未だ地中に在て、地上には餘寒の氣有る故に生茂し難し（早まきは榮えがたけれど性よろし、遲まきは茂り易けれども性弱なり）

○綿の實は數珠つながりにて、蒔がたきものなれば、種子に灰を合せ、ばら〳〵にして蒔くものなり、さて其蒔やうは、世間通例には、凡そ一反の蒔種子一貫五百目ぐらゐより、三貫目程も蒔くものなり、是大きなる過ちなり、第一實を費し生立多き故、こえを奪はれ間引に人力費え、かた〳〵損失少なからず、また秕と蟲喰の實と生えたるは、其莖葉究めて異形になり、欠葉にて生じ、肉少く勢氣弱く、根入速かならざる故、幾かの事にも傷み、肥培きゝ難し（故に俗につんぼといへり）これ世間通例のしかたなれば、誰もうるさしとも、損なりとも思はずある事なり、己れ年ごろ此事を考へて、辛うじて其術を得たり、是誠に一子相傳とも秘すべき事なれども、一ッには國益となり、二ッには同志の助けともなり、

且は天地の厚恩を報ゆるの一ッとも覺ゆる故に、今こゝに其術を書著はして普く人に示すものなり、仍て其法左の如し

○灰にて種子を製するには、世間通例の如く、灰にて挼み、繫ぎを離し置きて、重ねて上木の灰か、竹の灰か、火鉢などの灰を篩にてとほし、種子に加へまぶし挼合せ、水少し入れ能く挼合すべし、さて桶に水を溜め置、其中へ右の灰を合せたる製實を入れてかき雜れば、上實は沈み、秕と蟲喰たるあしき實は浮くものなり、沈みたる上種子を通用の灰に合せて乾し、ばら〳〵となるを颸扇にて強く繰り、二番の方へ出たるは最上の種子なり、是を手籠に入れ、一粒づゝ薄く蒔べし、かくの如くに製し蒔けば、一反に三百目位にて、程よき蒔つけとなるべし、通例のしかたに比ぶれば十分一なり、右の如くして蒔たるは上實のみなれば、根繁くさし美はしく並びて生るものなり、もし又損じて生ゑ絕れあらば、甲り(カヒワ)のうちに、手の巨指ぐらゐの丸竹の箆にて、多き所を掘て移すべし、晴天の午刻にても傷み萎るゝ事なし、如何といふに、產葉にて未だ芯葉の出ざるは、種子に近き故萎れぬなり、芯葉出れば生茂に進む故傷むものなり、萬物かくの如し、綿に限るには非ず、雨の後濕氣深きには移すべからず、土乾きたる時に移し植べし（雨のふるべきを見かけて移せば殊によし）生ゑ揃へば四五寸間程に棒にて穴を明け、干鰯を碎きてこれに入べし、もし又濃糞を沃むとならば、雨を見かけて沃くべし、晴天に芯葉に糞つけば傷むものなり、故に甲割の中にかけごゑを用ふべし、綿に限らず、陽氣の時節糞葉につけば惣てあしゝ、

陰氣の冬の頃はつきても傷まぬものなり 又綿は夏至の雨しげき頃に生立ものなれば、雨だゝきの土つくを恐るゝものなり、仍て藁か牛馬の足もとの芥ごえなどを能く干し、細く切りばら〳〵と薄く敷くべし、然すれば土つかず、雨だゝきつかざれば、甲割葉土用まで落ぬものなり、落ざれば極めて性善きものなり、譬へば人の産歯も晩く替りたるは、老年に及びても強きが如し

○土用後に旱にて痛むとき、水を沃ぐに心得あり、麥の部に出せる如く、陽光の盛りなるうちは沃べからず、夜に入てかくべし、さすればもゝの肉に蟲生ぬものなり 糞水も晝かけてはわろし 火氣の強きに水氣を加ふれば、內攻して蟲と生る、人熱ある時は、腹中蟲を生ずるに同じ、無病なれば懷蟲なし、これ心をつくべきの第一なり

○或る人曰く、干鰯にて作れば、きゝはげしけれども、もゝのふく事遲くるゝ故綿あしく、油滓にて作れば、口の開きやう早くて美はしきものなり、然れどもこゑの氣殘り易し、こゑ殘れば若やぐ故あしく、滯らざるやうの術ありやいかに、答て曰く、有情と非情にて、きくに遲速の違ひ有り、干鰯は有情なり、油滓は有情のはてに非ざる故、こゑの勢力弱なるに仍て速かに發せず、其氣殘るなり、されば其心得にて油滓をば計らひて、十日ばかりも以前に入べし、しかせばこゑの氣殘らずよくめぐるべし 油滓にて口のあき易き故は、全く菜種子の勢力なるべし、さるは菜たねは寒氣に生立もの故陽氣つよし、されば非情の肥培の中にては、菜種子の油滓を最上とす

麻

○麻は春まくものにて、世話に、彼岸の雀かくしと云へりこは大凡雀の形ち隠るゝばかりに生立るを云ふなりされどあまり早くは蒔べからず、小豆の條下に記す如く、冷氣の去ざるに莖太く榮ゆれば、節蟲の患ひを生ず、是を以て麻を蒔には、しのきの間を狹く作るべし、節蟲も生ぜず、莖に枝もつかず長ずる故、皮平等にて苧に造り易し、麻の實は小鳥の好むものなれば、蒔たらば種子の見えぬやう、土にて薄く覆ふべし

○夏の土用の入りに刈り收るに、種子に取るをば一方の所に殘し置くべし、早く熟して花さくは陽の雄なり、また花の見え難きは雌なり、これを殘して實のらすべし、實のはぜ落むとする前に、枝と枝とを藁しべにてくゝりよせ置き、をり／＼其下に器をうけてふるひ落すべし、よく熟せしばかり落るものなり、さなくては風當りてみこぼれ易く、鳥も喰ふなり、本の儘にては實の熟するに遲速あれば、早きはこぼれ、おそきは未熟なる故、蒔ても生じ難し、必一時に刈取るべからず

蘿蔔

○大根は野菜の類にては其の長なり、根葉ともに食用となり、殊に種類多くして四季に絶えず、其中に秋大根を最上とす、其外の種類は要用の物に非ざれば、さして論ずるにも及ばざるか、まづ秋大根は冬至の頃肥熟するものにて、時分よき故に漬もの、又は干て蓄ふるにも保ち易ければ、貴賤貧富を論ぜず、家毎に收むるなり、殊更農家などには、油斷なく作りて蓄へ置き、諸菜の不作なる年の用とすべきものなり、茲に因て人々力を盡し作るといへども、道理に味き時は、良大には成らざるなり、

今其良法を次に記すを見よ
○大根は根太く作るを以て大根の稱あり、さるに其の理を辨へず、大害を爲す蟲類を己がしかたにて生じさせ、其蟲害に仍て大根にはならず、小根となる事は作りがひなき事ならずや、さて前にも言ふ如く、大根は野菜の長なれば、別けて心を盡し、味ひ美く根太く作らざれば、食用によろしからず、味よく肥たるを作らむと思はゞ、第一に種子を撰むべし、此撰みやうは冬至の頃拔取る時莖細かく葉柔かに、色美はしく緣きれ角立ず、根末劣らず曲らず、正しきを撰み出して、六七分目ほど末の方を切て試むべし、水氣潤ひ色よく、皮薄く肉實し、性軟かに虛(ウツ)けざるは、雌にて最上の種なり、其を又栽(ウエ)蒸(ツケ)て實のらすべし、さて八九分に熟したらば刈收むべし 種大根の見たてやう猶口傳あり
○種子を蒔くに、日を選むべし、一日・三日・五日と陽數に當る日に蒔べし、二日・四日・六日と陰數なる日は除くべし、陰日に蒔たるは味に苦み有り、陽日に蒔たるは味美きものなり、必陰日陽日を辨へて種子を下すべし、厚くまくべからず 陰日陽日は晦日まで順と知べし
○國所により蒔きつけに遲速有り、山谷の陰地にて夏よく蒔つくれば、其味はひ究めてあしゝ、如何といふに、夏は地中陰にして冷かなり、秋氣になれば地中の陰氣次第に浮み、陽氣沈みて地中溫なる故、晩く蒔たるは柔かに、根肥え味よきものなり、然れども寒國にてはさは爲し難き故、肥培を用ふる事其心得を以て遲くすべし、さすれば山谷の早蒔にても、品かたからず肥るなり

○蒔つけの時、種子につかざるやう、少し間をあけて良き肥培を入置べし、さすれば生立て後糞水數度用ひずとも、右のこゑにて肥るものなり、其肥培には上干鰯か、又は鰹の削り屑等は尤よきものなり、こゑの善惡にて味はひ異なるものなれば、能く意得てよき有情の物のこゑにて養ふべし、さて生ゑ揃ひたるに、旱續き地乾くといへども、冷水糞水は沃ぐべからず、さして害なきものなり

○除引(マビキ)の時、生並にとぎれ有らば、綿の條下に記す如く、甲割いまだ芯葉の出ざるうちに移し栽べし、此は一番間引の時の事なり、次には朝夕又は曇りて涼しき日に除引すべからず、晴天の日中に萎れたるを生し置き、萎れざるを除くべし、しをるゝと、しをれざるは雌雄の別なり、雌は陰にして萎れ易く、雄は陽にして萎れ難し、雌に非ざれば肥大には成りがたし、心を附べきなり

○繁茂速かならずとて、急ぎ糞水を沃ぐべからず、陽氣いまださらざるにこゑを用ふれば、莖葉は速かに榮ゆれども、肝要たる根にはきゝ難し、されば季秋の頃に至り、陰氣漸く增し陽氣土中に藏るなり、此時を以て肥培を用ふれば、根肥え易く味はひ美きものなり、陽氣ある方にこゑはきくものなり、故に肥培を入るゝ事急ぐべからず（國により寒暖ありといへども、地中の氣は同じかるべし）

○虫の生ずるは、大抵己よりなせる事なり、その故を辨へざれば、此害を逃るゝ事なし、其故は手入れの時節初秋の頃なれば、殘暑の氣去りがたく、土地燥きて熱したる所へ、冷氣の二便水を洒ぐ故、火熱水濕攻蒸して戰ひを爲し、終に中秋の冷風にあたりて虫を生ずるなり

○大根の虫種類おほかる中に、葉蟲・サル・黒ムシ・芯蟲・青ムシ・葉裡蟲、以上六ッは土に屬する躶蟲なり、これ皆水糞の沃ぎ時を過つより生ずる虫なり、さて此躶蟲は土に屬する故己と己に生じ、他より移れるに非ず（土は動かぬ物なり、故に躶虫は移らぬなり）然るに其理を辨へず、糞水を熱土に沃ぎて害蟲を生ずるは、譬へば小兒を育つるに、愛に溺れて美食を與へ、自ら病ひを求るが如し、又芯蟲は少し異なり、旱年に多し、其故は冷水を沃ぐに芯葉にかくる時は、根に內攻し、根の芯より生ずるなり、是を以て旱年に限らず、總て葉に沃ぐべからず

○又、水に屬する甲蟲にては、コウロ・コガネ・飛コガネ・ゴジウ、右四ッも大根につく甲蟲なり、甲は水に屬す、水は雨とも潮とも上下して、陰陽乘たるもの故冬も死ず、舊蟲にて父母となり、一番に喰ひつき損傷するものなり、蟲の五行に屬する理は、其條下に出せば此に略す、然れば舊蟲害となるを思へば、前年に除くを肝要とすべし、是を除かざれば舊蟲ゆゑ、甲割葉の開くを待て早く喰つくものなれば、害蟲の魁なり、此を除くの術は、大根を引終れば蟲食に飢ゑ、且は寒氣に怖れ土中へ蟄むとす、其時根を離せし莖株を所々に配りて、其芯葉にくひ就せ、二三日中の寒からざる日中に、蟲の怖れざるやう密かに籠か桶かに拾ひ取て、畑遠き所へ捨て乾せば、蟲は飢寒に堪へず死するものなり

○冷水を熱地へ沃ぎたれば、虫究めて生ずるものなり、其の理近きを以て論（カタ）るべし、夫三月大根も（此は秋の彼岸前後に蒔て、三月は薹立ゆゑ、かく云ふなり、七月大根と云とは異なり）も同じ理なるに、虫の生ぜざるを以て知べし、如何と云ふに、彼岸前

後に蒔くものなれば、秋冷にて殘暑の熱氣薄き故糞水を沃げと爭はざれば、虫の生ずる由緣少なし、殘暑の中に生立、水糞を沃ぎし大根は、彼岸も過ぎ秋冷の節にても、必虫生ずるなり、其時に當りて生ずるに非ず、前の殘暑の中に冷水を洒ぎ、濕熱を含ませし因緣にて、中秋の冷氣に疲れ、終に虫生ずるなり、是を以て三月大根には大かた虫生ぜず、殘暑の中に蒔し大根の虫の生ずる事を辨へずは有べからず、必自然の時候にて生ずると思ふべからず、人々己が所爲にて生ぜさする事なるを深く察すべし

○蟲は俄に生ずるを以て、其理を辨へざる人々は此頃の北風故、又は此間の焮（ホメ）きゆゑなど紛々と言ひ習はせり、これ大きなる誤りなり、みな以前に熱濕を含ませし因緣の種子なる故に、不時のほめき、又は北風の冷氣、何れも時候の不順なるに因て俄かに生ずる事と知べし（但し稀には時候によりて生ずる事もあれどそは速かに散じて害をなす事なし）惣て害蟲は因緣なくては生ぜざるなり、此理をよく辨ふべし

○時候不順にて、殊により十月の頃しらみ蟲つく事あり、然らば石灰を篩にてとほし、葉上よりふりかくべし、蟲死するなり、但し多くはかくべからず、大根の味はひあしくなるべし

○前に記す如く、濕熱を戰はせ、蟲を生じさせ、損害を受るを愁ひ、其蟲を除かむとて、木草を煎じたる湯を葉上に灌ぎ、又は葉を捻り箒にて葉をたゝき、或は泥にまぶし取らむとし、木の枝の尖にて突も有り、いろ〳〵と手を盡し殺除する中に、蟲に喰はるゝのみならず、次第に疲て、終には絕根する

も有る物なり、誠に口惜く見るに堪ざる事どもなり、猶いはゞわかせて殺さむは、無益の殺生ならずや

種菜（こは常の菜なれども、種子を取るを主とする故、暫くタネナと云ふ）

○種子菜は陽草にて秋冷に蒔き、冬の寒氣に生立ち、青陽に榮え晩春に花實を結び、初夏に熟するものなり、其中に次第有り、早く莖立は雄なり、晩く莖立は雌なり、早く花咲けるは、餘寒に壓れて實入弱し、後れてくき立たるは、青陽の氣充るに順ひ、實甲肥て繁くつき種子多し、夏至に至れば同じく刈取りて油に搾（シボ）るなり

○雌雄によりて、種子の多少ある物なれば、よく種子を撰みて蒔つくべし、大かた雄はたけ高く、葉のへり尖り薄くて柔かならず、瘠て見ゆるものなり、殊に莖たち早き故性虚して、刈收むる頃には根本腐りあるなり、雌の方は其葉いろ美はしくして緣ぎれ少なく、肥えてしなやかに見ゆるなり、是を以て雌雄種子の多少損益ある事をよく辨へて種子を撰むべし（俗に肥培たらざれば、早花すといへど、そは雌雄を知らざる故なり）

○菜大根と稱するは陰陽なり、大根は陰、菜は陽なり、因て菜は莖立實のりて油となるなり、これ則ち陽なるゆゑなり、其の根鬚南北に生ず、大根は其根土中にて肥え太る故陰なり、根のひげ東西へ生ぜり、凡そ陰物は陽を表し、陽物は陰を表す、其地の方角をも知らるゝなり、菜大根をひきて鬚にて見れば、自然磁石の用をなすべし

牛蒡

〇牛蒡は靑陽に蒔きて次第に生ひ、立夏の頃に其葉茂り、秋冷に根肥え入り、冬に熟すれば、四季の氣を受けたる故に其性强良なり、大抵の病人にも禁ざるは尤成ことなり、蒔床は大凡冬の頃より休地なれば、其間の雨少なく乾きたる時節に深く耕すべし、これ第一の心得なり、雨ふり地濕りたるに耕やせば、底土陰塊となり、根これに尅せられて、肥え太り難し、仍て乾土を耕すを肝要とす

〇凡牛蒡は根肥え伸たるを良とし、賞翫すれば、まばらに蒔を上手とす、尤も蒔つけの初肥培は、良きこえを用ふべし髮のそり毛を用ふれば殊によし併し種子とこえと肌合せにすべからず、必心すべし、肥培ほどよくして無難にきかさば、始終其功有て惣ての害をも逃れ易し、第一に夏至の頃のアリマキの患ひ究めて無きものなり、もし又實生え滯りあき間あらば、厚き所を篦にて掘り移すべし、綿の條下にも云へる如く、甲割のほどに移すべし、晴天にても凋まざるなり、芯葉出て後は萎るゝものなり、雨を見かけて移せば至極よし、沃ぎ糞水も甲割のうちに數度すべし、又一番あい又これを中うちとも、あぢるとも、うぢるともいふ、此は草を枯さむ爲にする事なり、苗を育つるわざなれば、愛と云ふこゝろにても有らむか二番あいは、晴天を見て芯葉の生ぜざるうちに急ぎすべきなり、さすれば諸草の芽立かるゝなり、草の芽は小さく人の目に見えかぬるものなり、おくるれば害多し總て蒔栽ものは、みな同じ事と心得べし其後芯葉次第に生じ、夏至の頃は糞水を沃ぐ事を禁べし、如何といふに、盛陽無陰の節なれば、發生の氣盛りにて、こえを用ふれば莖葉のみ榮えて、根には實入らざればなり、さて六月土用の明けよりは、

秋季にて陰なれば、發生の氣やゝ地中に鎭まるものなり、因て肥培を用ふれば、むねと根の方に利ある事を思ふべし、秋の末に至れば、葉は凋むといへども、こゑを沃げば根太り肥る事格別なり

○間引を爲すに、必雌雄を撰むべし、日中に萎るゝは雌なり、しをれざるは雄なり、故に雌の方を殘して、餘は皆抽きさるべし、さて殘れるを立株とし、よく養ひ培ふべし、肉うつけず實して、良根となるものなり

○種子を撰むには、根の勝れたるを撰み、瘠地の山かげ、木蔭等の陰地に栽て、實のらすべし（陰地にて種子を作るは、牛蒡に限る事なり）熟さば甲實の儘蓄ふべし、甲のまゝなれば、ふる種子となりても能く生るものなり、故に蒔に從ひて甲（サヤ）を打出し、水に漬して虛實を見分つべし、沈むは最上の種子なり、もし又右の如く種子を及（ト）るべき品をえらみて、數株うゑ置たる中に、希に莖立おくれて其年實のらず、翌年の秋實のる種あらば、これ誠に大極上々の種子なり、其を蒔けば能く出來、大良品を得べきなり（但し此品は數本あるに非ざれば、間あひを計りて間引せざるやう、一粒づつ大切に蒔つくべし）

穀物野菜種々

○大豆は其實大粒なれば生立よく、田の畦などの緣にても實のるなり、然れども砂がちの弱土などにては秕多し、年々地を替ずとも出來るものなれど、其性は舊地を嫌ふもの故、休地に栽れば殊によく實のりてこゑもいらざるなり、花やがて咲かむとする頃芯をとむべし、枝榮えてよし、凡大豆は發

生の氣强きものにて、修理届かずとも榮ゆるなり、されば其出來易きに就て、油斷がちなる事まゝ有るなり、大豆は米麥に次てやごとなきものなれば、能く辨へて疎かにすべからず○種子を收むるには、秋熟したるを引取るに、性のあしきは究めて熟し遲れ、靑くか黑くかになりたるを除くべし、美はしく光澤よく熟して落葉したるは、甲繁くつき實入も自らよきものなり、これを撰みて種子に取るべし、さて甲のまゝ日向に干し、其實未だはぜ出ざるうちに、甲に實繁く入たるを、其まゝ取り蓄ふべし（豆は水に屬して北方至陽の物なれば、迎陽の節分に、家每に豆うちとてする事有り、全く家內陰氣なるを至陽の豆にて陽氣を發せしむるの術なるべし）

○小豆は莖瘦て細く生立をよしとす、肥て太く榮ゆれば、究て莖の節中に出生し實のり難し、是を以て小豆に限り、山谷の里の冷地よりおり／＼は種子を求むべし、さすれば莖細く榮え、其一年は蟲つかず、按ずるに、能勢妙見山の麓邊は節蟲の患ひ少し、其外奧山中の小豆の莖には節蟲なきものなり、寒國ゆゑ莖節瘦たる故と見えたり、綿を栽たる陽地の畑の畦合に栽たるは節蟲にて多く倒る、故に山家の冷地より種子を求むべし、麻とうきび（東國にてはモロコシと云ふ）なんばん（關東にてはトウモロコシと云ふ）など皆同じ事なり、又其地にて種子を收むるには、甲しげくへしたる雌の莖にて、肥たる甲を撰みとり、其まゝ干し乾かすべし、粿實にて干す事は惣てあしく、食事に用ふるに皮こはく、味はひよからざる故なり、小豆の甲は自然とはぜ割るゝ事なきものなり、大豆は舊母を被きて生じ、小豆は火氣を含める事薄き故に、舊母をおきて生ず、夫ゆゑに食すれば熱氣をさますものなり○小豆は生熟早きものなり、夏小豆熟し

たるを直ちに蒔つくれば、九月の頃再び實のる夏あづきは至てわせ故、四五十日にて熟するなり、故に四十日小豆とも云ふされど早蒔は秕多ければ、晩まきをよしとす併しおそ蒔に熟したるは、飯に加ふるに色染がたし、早蒔の方を用ふべし

○蚕豆は諸穀に先立て實甲のつくものにて、始終食用となすものなり、病つかざれば、取實も多し、必農家の飯穀に作るべし、其作りやうは農書に委しければ略しぬ、實のれる狀は秋穀に違ひて、立て角の如く左右につくなり、これ蚕豆に限らず、春夏の陽氣の頃に熟する類は麥・菜・大根・蚕豆、菓には梅・楊梅・枇杷・山椒など、其外諸草木に至るまで、春夏の頃に實のるものは立實なり花も春夏の頃に咲けるは皆上れり秋穀は是に反ふ、秋は陰氣なる故、穗長ずれども熟すれば下る、大豆小豆も其甲下るものなり秋冬に咲く花はみな下れりさて右に云ふ如く、もろにつくが常なるに、閏月のある年は多くは片なりなり、いかなる理りにや未だ思ひ得ず○花さく頃に雷鳴ある時は實いり薄し、凡そ穀物は何によらず、生立ほどは雷鳴を好み、實入るころは雷を怖るゝものなり、いかにとならば、生立ほどに雷なる時は、地ひゞきさて震く故根入よき理なり、さて實のいるは陰なれば、雷は音を發するものにて陽なる故に、陰は陽になさるゝ故、實入うすきにても有るべきか

○蚕豆は舊地を恐るゝ事甚しく、をりによりては、種子をさへ失ふものなり、年々所を替ふべし○種子を撰むには芽の方に黑筋の有るは雌にて、無きは雄なり雌は花白く、雄は花赤し一粒づゝ合せ夫婦として一株に蒔べし、しげく實のるものなり、又此蚕豆に限り、種を一年迯りに蓄へ置、舊種としてまくべし、病つか

ぬものなり、朔日より十日までと、十四日。二十日。二十四日此日に栽べし、實のる事必多し、此外の日は除くべし、蚕豆の病ひを二十と唱ふる故なりとぞ

○茄子蕒等は移すに根着き易し、然るに榮ゆる最中に頓に死るゝ事まゝ有り、俗に是をまうと云ふ、此由緣を考ふるに、當年の事には有らず、前年に雨濕さらざるに耕土をなせし過ちなり、田舍にては其理を辨へざるも尤なり、大坂天滿邊りの場所から上農も、茄子を頓に死す事毎々なり、是いさゝか謂れあり、さるは一刻半時を爭ひて利益ある場所がらなる故に、手都合により乾くを待ず、水濕の害あるをば辨へず、早くより耕土を爲せるに因て、畝底の陰濕の土塊に剋され根ざし難き故、繁茂の最中に頓に死るなり、當年の過ちならば、誰も心着て害をば除くべけれど、前年の事なれば、人々の考へ及ばざるも理なり（中にはいさゝか心づきて、濕りあるをば耕へざる人もあれど、濕りあるをばよしと云て耕す人も又有り）茄子蕒に限らず、總て畑は乾土を耕すべし

○蕒苗は寒中にまけども、初夏の頃移す故に萎るゝなり、故に誰も是を愁ひて水糞を沃ぐものなり、いかに萎るゝとも糞水はかくべからず、此理は地の熱するに冷物を沃ぎ置けば、繁茂の最中に日々に蟲生ずるなり、自然に生ずる如くなれども、みな此方の仕かたにて生ぜしむるなり、故に大根の條下に記す如く、水ごえの類は沃ぎ時を撰むべし、干鰯油滓はくるしからず○或時同農と右のよし語りけるに、をりふし黑鍬と稱へて尾州より玆に來れる男、其所に居合しては言けるは、御物語尤なり、私の親どもゝ蕒を作られけるに、蟲生ずる事少なかりき、只今の御咄しの通り、水濕の類は人糞にても沃ぐ

事を禁れきと懇に語りぬ此は内攻の道具を考へ得てかくせるには非ず、たゞ水こえなどは用ひぬをよしと思ひたるなり

○瓜茄子などの種子は冬より蒔きおきたるは實のり多し、十月中旬より冬至までに苗床に蒔つくべし、芽を生ずるは同じ樣なれども、性强く約やかにて、空花少なく實能く保ち易し、靑陽に蒔たるには、陽氣にて莖は茂り易けれども、其性弱く空花多し、究めて實のなる事少きものなり○苗床は少し高くし、雨水漏れ易くすべし、土は篩にてとほし平らかにし、其上へ月代の剃毛を敷き、又其上へ山の岡の土か又は上土を除き、草實の無き底土を乾し碎きて篩にかけ、厚さ四五分ほど敷き種子を蒔べし、覆ひ土も右の土にてすべし、新土なれば雜草生じ難し、仍て苗の生立に應じ、底の髮毛へ初根さし入て速かに芽立ち、異形の欠葉無きものにて、實も自ら早くつき、始終無難にて諸害を免かれ、生長もよきものなり○苗を畑へ移すに莖を撮むべからず、傷みて肥え難く、初實やせるなり、葉を持て自由すべし、本かたの葉は始終保たぬものなり、莖は始終の要なり、譬へば咽を締るが如し○茄子は其實大きなり、殊に繁く實のる故に、些細の風にも倒れ易し、夫故畝へ移せし時、左右に細き竹をさし立て置べし、茂るに應じ枝と組合ひて、秋風に逢ひても倒れぬものなり

○葱は春夏を刈葱と云ひ、秋冬を根深といへり、春夏は陽氣の時分なれば、性氣葉に上るゆゑ淺く栽べし、葉を刈て食用とす、季夏の頃刈株を□うゑ替ふべし、秋冬は地中陽氣なれば、根に味ひを持つなり、夫故ねぶかとも稱するか、然ればがんぎ淺からざるやうにさくりて栽べしがんぎとは細く溝の如く作るをいふ、こは種をおろす爲なり

り尤も苗を陽日に曝して栽る時は、寒氣の傷み少なし、栽て直ちに肥培は用ふべからず、病を生ずるものなり、如何となれば、葱は莖節なく、葉ばかりの物にて、殊に陽草なれば、こえさへ過て痩るゝものなり、必厚糞すべからず、根づくに從ひ、茂るに任せて次第に用ふべし、ねぶかは陽中の陽草なる故に、食すれば身溫かなり、性氣强き故過糞となりて、熱を發し病つき易し、心すべし

牛

○牛は耕作の先達にて隨一なるものなり、其性陰なる物故黑きを最上とす、夜の八ッ時に當る、されば牛は臥て居るを常とす、ふして居れば病なし、食飽ときは必ふす、故に牛は寢る程に飼ふと云ふ、さて又牛は鼻にあせあるが常なり、然るに汗なくて耳に熱有るは病ひなり、心を附べし

○牛を追ふに舟渡りか、又は小河か、或は穴などあれば恐れて進まざるものなり（牛は陰物故、恐るゝ事甚だしきものなり）然る時は牛の額に民の字を指にて書き、其點を殘して、進み踏みて然るべき所に點(ウテ)ば恐れず渡るものなり、これ牛は農民に使はるゝものなる故、民字に心を鎭むるなるべし（牛は覺えよきものにて、一度使はれ通りたるその道筋をば、十年過ても忘れざる物なり）

馬

○馬は運送に用ふるものなり、其性陽なる故赤きを最上とす、晝の九ッ時なり、されば馬は立てあるを常とす、故に馬は立つほどに飼ふと云ふ、さてまた往來に小溝などありて進まざるか、又は渡し

にて舟に乗らざる時は、其馬の額に武字をかき、其の點々踏しむべき所にうては、速かに行くものなり、馬は武に用ひらるゝ故なるべし（馬も覺えよしとはいへど、こいまだ試みざれば、こゝに記さず）

菓材の部

附て言ふ條々

○草木悉く陰陽雌雄の差別あり、概して是れを云ふ時は、草は陰にして木は陽なり、其中にも又種々あり、松杉の類は陽中の陽なり、梅は陰中の小陽なり、茶の類は陰中の陽なり（茶に冬葉を落さゞれば陽なれども、大木とならざるは草の陰を兼たるなり、茶字もサに木を加ふ、陽を含みしものにて、梅に類して寒氣に花さく、又柊も茶に類して寒中開花するものなり、さて茶は家に用ひ、又柊も陽を含める性なるを以て、年の末陰氣なるを、陽氣を保たしめむ爲に入口ごとにさすなるべし、尤此葉は諸木に異なりいかめしきものなれば、外の邪氣をも拂ひつべし、さればにや柊を俗に鬼の目つきとも云へり）此分別を具さに知らざれば、種藝の功はなし難し、されば是を考へ辨ふる事肝要なり、まづ冬木の類は陽にして雌なり、冬木せざるは陽にて雄なり（冬木と云ふを心得違へたる人あり、葉落て冬の形狀になれる故に冬木とは云なり、常盤木は冬木に非ず）冬木の類は陰ゆゑ、秋の土用に植るを最上とす、陽氣地中にある故つき易し、又冬木せざるは陽ゆゑ、八十八夜頃を植時の最上とす、陰氣地中に收まれる故なり（此ごろ河蟹下るものなり、是を合圖とすべし）さて陽氣は發盛の頃なれば、陽木たる橿などは葉を落す、又陰木の類は九月舊葉を落すなり、凡そ季候陰なれば地中は陽なり、地中陰なる時は時候は陽なり、よく此運行を考へて諸木は植つくべし

○俗説に、正月二月の捨松とて、すて植にしてもつくと云へり、是時候を考へざる過ちなり、正二月頃は陰の寒氣に近き故、當分は保ちあれど根づくには非ず、陰木は陰の時節、陽木は陽の頃植る時は

必植つく事速し、これ同氣相應ずる故なり、但し陽氣の時分には萎れ易きものなれば、八九分ばかりも葉を拂ひて植べし、しかし松はあまり拂ふべからず、又殊により冬木の陰木にても、陽夏に移さむと欲せば、枝をも伐り葉は悉く拂ひて移すべし、さすれば株土つかずとも傷まぬものなり、陽木は八十八夜夏至までを迯すべからず、其外はつき難し、惣て木を移さむとならば、乾きの時節に植べし、凋るといへども後には茂り易し、乾きは陽ゆゑ、爽かにて根ざし易く、濕は陰にて塊となり、根生じ難し、俗習には雨の後濕氣あるに植るなり、濕氣にて當分は凋れざれども榮えがたし、樹木は年長の功益なれば、右の理をよく辨ふべし

○諸木を植るに、八十八夜より後の頃は、陽盛りにて濕なり、葉つきの儘なれば凋れ易し、暫く日覆ひを怠るべからず、陽木なれば三日の中につくものなり、もし傷みて新芽しをるゝとも、四日めの朝露には起立ものなり、能く根つきたる印なり、立ざるは枯と知べし、都て移せる草木は勢氣を内に含まするを要とし、よく根つきて後糞培を用ふべし、譬へば大病の後は保養を要とし、厚味の物を禁ずるが如し

○雄木は陽ゆゑ、幹太く葉あひ廣く速く大木となり、太き立根にして小根少なし、材木薪等には雄木を植べし、年を經ず大木となるものなり、しかし木理はあらし、故に器具の類を造るには雌木を用ふべし、木理細くして干割いでず、雌木は陰ゆゑ長ずる事遲し、小枝多く葉繁し、木肌しまり、花は小さく

數多し、故に繁く實を結ぶ、根は細きうき根がちにて立根少し、菓を利とし仁を益とせる類は、雌木に限るべし、然るに雌雄の辨へなく植たりとも、利益少なければ作人大きに力を失ひ、耕業も疎かになり易し、又厚利を得る時はいよ／＼心を用ひ、手入肥培等に委しくなるものなり、是を世俗諺にかつに乘ると云へり、然れば貴人は道を樂むといへども、下賤の土民は利益あるを樂みと思へり、只此書に記す事どもを懇に考へて、農業種藝を勤むる時は、果報の花實を結びて、富貴繁昌家内和合し、なすべきをなし、施すべきを施し、安樂に世を暮すべし

接木

○接穗（ツギホ）を求るには、繁く實のる雌木の若枝の中にて、梢と下枝を除き、中どほりの南へさしたる日あたりよき枝を、大寒中に去年出たる舊枝の所より伐り取り、日蔭の土濕ひたる所に挿活け置て、春に至り臺木に水氣上り、少し芽ぐむを見て接時と知るべし（大かた彼岸の頃なり）又冬木せざる陽木は、穗を取る時節是に反ふ、大抵彼岸の頃に伐りてさし置べし、つぐは八十八夜前後をよしとす（牡丹は秋の土用につぐなり、草に近きゆゑなり）

○穗を求るに心得あり、實多くなるは雌木なれども、多き年と寡き年と大かた隔年なり（俗に當番非番と云）繁く實のりたる年に、明年のつぎ穗を取べからず、性氣疲れたる故なり、其なり年の翌年の冬きりて、來年の春つぐべし、明年は實のらむと云ふ勢力を含みある故に、速く成木し多く實のり、また年久しく榮ゆるものなり、さて又遠方より穗を求むる時は、大根にさし込で取よすべし

○臺木は雄木を用ふべし、核の生立たる中に速く長ずるは雄木なれば、それを取り、右に云へる穗を接げば實多くなり、過分の利を得べし、通例のしかたよりは大凡三倍ほどの利あるなり、且雌木は性自らしぶとく、風雨旱魃にも傷まざるものなり

○接やうは必腹と腹とを合すべし、いづ方にても芯にむきたる方は其枝の腹なり、又臺木を切りて見るに、芯は必片よりて有ものなり、芯の遠きかた則ち腹なれば、そこに穗を接すべし、又腹の方には根も多ければ肥易し、芯近き方にはつぐべからず木も人の脊骨の如く、芯は片よりたるが常なり、若枯の木を見るに、多くはその芯正中にあり、是を以て穗の脊腹を能く見分ち、切り取る時其日印を忘るべからず、これに違へばつき難し、傳ても合せ目癒合ぬものなり

揷木

○さし木も大かた接木に同じく、必雌雄を撰むべし、先雄木は陽にて速く榮え、幹太り易きものなれば、實は却て保ち難し、雌木は雄木にかはりて成木遲し、形ち約やかに小枝多く、葉間も繁きゆゑ數花をもち、實もつき易し、大きに益あれば、專らと植立べし、さればめ木の枝を求めむとならば、中にも繁く實のる木を撰み、南へさし出たる若枝の中にて、太からず細きを七八寸ほどづゝに切て揷穗にすべし、接穗には肥えたる若枝をよしとすれど、さしほには細きほどつき易し、さて切口は直にきるべし

○さし地を作るには、土を寒中に晒すか、又はよき天氣に干さらすか、能く碎き細かにし、篩にかけて塊小石などを除くべし、礫々と麁き物ありては、挿穗の口いたみて根生じ難し、篩ひ糟のあら土を底に厚さ二寸程敷き、其上へ前の細末の土六七寸しき、又上へ鹽氣糞氣の無き清水流るゝ谷河の砂を五分ばかり鋪べし、旱の時燥割ざる爲なり、とて土堅過て雨水洩ざるはあしく、水氣を含めば挿木のはし腐り易し、水氣の漏るゝをよしとす、此故に前の通り麁き土を底にしくなり（さし木移し木ともに、都て早のいたみ少し、ゆゑに植てのち必水を過すべからず）

○根がために用ふる土は、肥熟の土は惣てあしゝ、決して用ふべからず、山の尾の松茸などの生る地の土を上々とす（肥土には出ぬものなり）所により山遠く山土なき地にては、瘠土にて少しねばりけの有る土を、丸さ一寸ばかりにしかと丸め是に挿べし、さて前に言ふ篩ひ土をかけ、挿穗のたけ七八分ばかり埋むなり、凡陰木の類は冬より立春までに挿べし、草に近きもの程速く挿すべし（葡萄は秋の土用にさすべし）陽木は大凡八十八夜を中央とす

○さし植たらば、日覆ひに小竹か、又は大竹ならば、割て四五寸間ほどに一本づゝ南北に並ぶべし、日は東より西に旋れば、蔭ひなた順にあたる故、つよからずよわからず陽光を受るなり、仍てさし穗四方に根ざし、夏至の頃より若芽出で、暢茂するものなり

○苗木成木し、移し植て後二三年は糞培すべからず、過糞なる時はアリマキの患ひを生ず、根つき茂

るに應じ、肥培を用ふべし

梅

〇梅は諸菓の中にも最上のものなり、梅干となせば調法の食物となり、殊に農家には二季の蒔栽の頃、一刻半時を爭ふ時節なるに其まゝ用ひられ、又餉の器中に入れば、濕氣の頃にても飯饐る事なし、殊さら日々に食すれば、諸毒を解すとも言へり、さて梅は其種類多し、先豐後梅大粒なれば賞翫すといへども、農家などの利用には、實繁く結びがたき故多くは植べからず、故に伏見の桃山などにも多くは作らず、甲州梅多し（關東にては信濃と云ふ）梅干となすに、其價ひ高直なれば多く作るなり、植場所は底堅く小石雜りて、雨濕洩易きによし、甲州梅は榮えがたきものなり、瘦木にならざるやう肥培を用ふべし（核子の小さきものは、總て成木成がたし）猶また近來隣州梅とて、所々に多く植るなり（隣州梅と云は、紀伊國より出たる梅なりとぞ）紅艶ありて實も大粒なり、是上菓なれば、京大阪にて梅干を賞翫す、殊に漬汁紅色勝れたれば、諸色の紅染等に用ひ、野菜の漬物にもこれを用ひて、紅色の光澤を出すを賞翫し、料理の色物等にも極めてよし、然れば此梅を專らに植べし、甲州よりは核子大きなる故成木し易し、こゑ乏しくとも實のるものなり、其上土地も撰ばず、山等の瘠地にも能く成木す、多くは挿木にすべし、成木繁茂する事速し（さし木の事は上にいへり）惣じて菓の類を植むとならば土地を撰むべし、朝日の遲き所をよしとす、別て梅は諸菓の魁なれば、雪霜の時節に開花し、其最中に雪霜降りかゝり、花ぶさ凍りたる所へ、朝日を受れば傷むものなり、譬へば人

の手足寒えたるを速に火に焙れば、指の痛むと同じ事なり、よく此の理を辨へ、寒氣の中に花さくものは、旭のあたり遲き土地を撰むべし

○梅は陰にして小陽なり、如何となれば立根少なく幹約やかに枝繁茂し、冬木すれば陰木なり、其性かたく寒氣に開花するは陰中陽を含めるなり、故に梅に限り大寒の頃を挿し時節とす、遲るゝ時は陽春になり、性氣表に發するを以て、芯虛となりて枯るゝなり

柹

○柹に種々の品類有り、先澁柹は早く取て汁をしぼり、諸色の染物張もの等に用ふるなり。はやく摘り取て速く休ますれば、年毎に實のりて益多し、尤雌雄を撰みし女木の穗を接で植べし、又菓子に用ふるにも種類多し、終りには甘くなるも有り、其中にも御所柹は勝れての上菓なり、此柹に限りて澁とれず、むなしく捨るはなきものにて、味はひ淡美なり、故に其木性爽かなれば成木し易けれど、其實しげくは保ち難し、疎になるものなり、故に此柹に限り、山に自然と生じたる老木の根より出たる蘗を求めて臺木とし、接木の條下に記せる如く、女木の穗を撰みて接べし、山にて臺木を求むるをいかにと云ふに、上菓は大概は人家の邊庭近く植るものなれば、屋根の雨水などにて自然と肥熟の地となれるに、若臺の接木にて植れば、成木し過て菓保ちがたし、殊に不恰好になり易し、山にて求めたるは老木故、約やかなれば恰好よきものなり、併し肥地と瘦地との辨別を第一に心得べし、また公

方柹類味はひ重きものなれば、花多く實もたもち易し、御所柹に反りて山にて臺木を求むべからず、數年を經とも盛木し難し、若木に接べし、凡山中の古き柹の木を試るに、接合せたる臺木の方は瘠せ、接穗より上の方は瘦の如くに肥て有り、古木の臺に盛木の若枝を穗とし接ゆゑに、若枝は太り古木は瘠るなり、不釣合にては榮えざるの理ならずや

○柹は菓子のみならず、其能多し、彼岸前の頃までは澁となり、又彼岸より土用までの間の熟柹を桶か壺かに入れ置き、終にしぼれば酢になるものなり、野菜の類の料理に用ふべし、河海の魚類には味はひあしく、用ふべからず、又つるし柹のよく乾きたるを味噌汁にて食すればいかなる重き痔にても治する事妙なり、又つるし柹を蝮のさしたる所に着れば、痛み治する事妙なり、又土用中の熟柹を竹の筒に入れ、其口を攻て風氣の通ぜざるやうに蓄へ置て付れば大妙藥にて、卽座に痛み止り癒るものなり、惣て柹酢にても澁にても藥なり、必蓄ふべし

蜜柑

蜜柑は枳殼を臺木とし接べしといへり、是に仍て俗に植作るは、悉く枳殼に接ぐよしなり、然れども長年を經難し、柚臺に接べし、多年を保つものなり、枳殼は大木にならず、性氣短きもの故實のる事は早し、されど實も柚より小さし、柚は大木となり、數年を經るもの故實のる事は遲し、然れども其性堅く、實も大きなる物なり、故に農家などの永く利を求むるには柚に接べし、核子を袋のまゝ蒔そだて、雄

木を撰みて接臺とすべし（柑類の實は一粒より二本、或は三本も生ずるあり、能く長ずるは雄木なり、長じがたきは雌なり○藥種屋の刻臺にも用ふもの故、柚には大木ありとしるべし）良穗を撰み春の彼岸の頃に伐り取り、日蔭の潤ひ土にさし蓄へ置て、八十八夜の前後に接べし

○柑類は寒氣を怖るゝものなり、藁こもにて包むべし、あまり厚くはすべからず、氣の漏るゝやうに計らふべき事なり

○柑類は苗木の時より、株根の芯に躶蟲生じて枯るゝ事有り、故に株土を除き、上根を顯はして置べし、蟲生ぜざるなり、さて又其邊りを耘るとて根を切りたらば、遠からず死るゝものなり、根の方には芥を敷て、草の生ぜざるやうふせぐべし、さなくては草生ず

○或人曰く、柚に接たるは、其味柚に似て酷味ありといへり、いかに、答ふ、柚に接で柚の味はひ有らば、枳殼に接がば其味苦き理なり、されども枳殼に接たるに、さのみ苦みなければ、是俗にして取にたらず、此餘菓物かくの如きの類多しといへども、是に准へて辨ふべし

○昔より自然と山林に生たる諸木を試るに、同所に同年に生じたるも、其木の雌雄に仍て、長茂すると長茂せざると、肥ると瘠るとの有ものなり、此理をよく辨へざれば、功利を得る事少なかるべし、故に臺穗ともに能く見立べし、譬へば婦を求るに、家の相應不相應を考へ、其素性血脈をも撰むが如し

枇杷

○枇杷は八十八夜前後に舊葉を落す、其時植れば根つき易し、池河等の邊に植れば、水に移りて肥易しといへり、尤諸菓に先立て熟し、貴賤賞翫す、枇杷に八ッの利有り、一ッには、當年の實速かに生じ繁茂し易し、二ッには、家の邊に植れば火災の防ぎとなり、三ッには、軍用の木刀に無類の木なり、四ッには、晩翠とて其葉遲く出て、寒氣に凋まず、人の目を慰ましむ、五ッに、一粒の仁を蔭干にしたるは、蜂のさしたるに藥なり、六ッに、枇杷葉とて暑邪を拂ふ、七ッに、病者に與れども少しも害なし（去ぬる享和三年の頃、諸國麻疹流行す、菓物類は大かた禁ずれども、此實ばかりは障る事なし、故に此實至て高直なり、商人前代未聞の利を得たりとぞ、茲に仍て功能の有る事を人々發明す）八ッに、其葉大きくして薪木によし、餘地あらば必植置べし

棗

○棗をなつめと云へるは尤なり、さるは諸木春芽立といへども、棗は夏芽たつ故ナツメといふと見えたり、棗は肥熟の地にはよろしからず、瘠薄の土に植べし、實繁くつくものなり、立根入る、肥熟の地は實のり難し（棗に限らず、立根入る木は多く實のり難し、雌木も肥熟の地に植れば肥え過て、自然と立根多くなるなり）大抵は立根なし、小根にして短し、壽は保ちながら成長せず、約やかにして幹へも芯へも株へも根の末までも、殘る所なく蘗生ずるものなり、さればにや醫師の説に、棗は總身十二經にめぐるなりといへり、又根を切て植れば芽を生じ、繁茂し實のるなり、早棗は繁く實のり、晩棗は繁く結びがたし、早棗の根を改め植べし、大棗は雨を惡ふものなり、故に夏至前後の雨繁き年は繁く實のり難し、旱年には實結び易し、早棗の能くみのる理は、

夏至までに花收り、雨に傷まず、晩棗は夏至の雨多き頃花の最中なれば、雨に灑がれ、傷みて保ちがたし、凡霖雨ふり續く年は實保たず、實たもたざれば秋かけて再三花咲くものなり、且棗は白棗といひて種類も多ければ、不鍛錬にては無用の勞有べし、さて根より櫱(ヒコバエ)の生ずる事三十年前後に限るべし、壯なる故なり、五十年に及びては櫱を生ぜぬは、衰ふるを以てなり

杉

○杉は檜に似て器物等に造るには良木なり、水に浸しても腐り難きものなれば、水桶に造るには是に勝れるは無し、殊に農家にては濃糞桶によき木なり、猶また池河など用水場の農具も、專ら是を以て造る、無益の雜木あらば、除きて此木を植べし、尤陰陽にて損益あり、杉は枝葉約やかなれば、根も是に應じて約かなり、立根少くうき根がちなればなり、故に植れば榮えよし、其性直にして材木に用ひて、干割少なきものなれば、別て雄木の苗を撰みて植べし、苗地にて勝れて長ずるは雄木と心得べし、されども十本のものなれば、雄木は二三本、陰木は七八本生ずるなり、めを勝劣の理は如何となれば、陰苗は陽の陰故生じ易く、陽苗は陽ゆゑ却て生じかぬるなり、凡草類はめ生じ難く木類はめ生じやすし、是其大概なり、葉は雌をよしとし、材は雄をよしとす

櫟

○櫟(クヌギ)は柞に同じく、楢に並びて薪に用ふるに上木なれば、何方にても專ら山に植るなり、諸木に勝れ

て速かに成木す、又炭に燒ても良木なり、因て雜木を除きて櫟を植る事を肝要とす、五七年めに伐拂ふに株木となり、又生榮えて厚益あるものなり、苗木を植るにはを木を撰むべし、太き立根かちなるは雄木なれば、是を植べし、薪に伐取るは葉と違ひて、太り榮ゆるを功とす、殊に冬木ものなれば、枝までも薪によし、植むと欲せばめ木を除きを木を撰み、寒氣退き春の中頃に移し植べし、頓て十用の時節なれば、根の氣收り着やすし、尤枝を拂ふべし、大風を怖るゝには非ず、惣て移す木は根損ずるもの故、根と末との相應を辨へて、大木ほど深く切り込て植る事肝要なり、冬木のものは九月を植時節とすれども、櫟柞は山に植るものなるに、山は草木生へ滋りて、場所拵へがたき故、春の中頃に植るなり、但し種類多し、中にも皮肌細かなるをよしとす

竹

〇竹の種類多かる中にも、淡竹(ハチク)・紫竹(マツケ)の二種は形狀長大にィ利用多く、竹類の長たるものなり、此中にも紫竹は太く、長高く節遠し、然れども共性は淡竹に劣れり、淡竹は大きからず、節重しといへども共性堅く、爽かなる事は紫竹に勝れり、互に得失ある所なり、此外竹類多しといへども、利用少なければこゝに論ぜず

〇紫竹・淡竹ともに各雌雄あり、本枝の二條つきたるは雌にて笋多く生ず、一えだ出たるは雄にて笋生ぜず淡竹・紫竹の二種、ともに雌雄の形狀同じされば竹を植むとならば、必雌の方を植べし、二種同じ事なり

○植場所は二種ともに山の深谷、惣て風の當り弱き所に植れば太り長じ易し、大里又は野にても、平地にては風嚴(ツヨ)ければ長じ難し、また河池の堤などには洪水の節水柵となれば、何方にても植る事なり

○凡竹林を滋らさむとならば、よく土を耕すべし、根は斷るゝとも、却て新根蔓り筍生ずるなり、又其邊りに土あらば所々に賦(クバ)り入べし、根ざし蔓り、筍肥て多く生ず

○竹を植るに心得あり、紫竹と淡竹と隣りて植べからず、如何と云ふに、紫竹は肥て長高く、根土表に蔓るものなり、淡竹は形大きからず、根深くさし入るものなり、されば紫竹の長高きに覆はれ、根のうは土に蔓るにおされて、次第に瘠せ滅するものなり

○竹を植る時節を撰むの説紛々となれども、皆より難し、竹はつき易きものなれば、時節を撰むに及ばず（但し秋うつせば殊によし）大株にて移す事第一なり、但し土地濕りたるには植べからず

○竹は月毎に節中高低あり、月初めに伐れば節裏凸なり、月中には平かなり、月末は凹なり、月々かくの如し、伐時は必八月伐るべし、中旬にきれば殊によし、性強く蟲生ずる事なし（俗には二八月に伐ると云ふ人あれど、二月は伐るべからず、竹は生出てより三年めを伐り時節とす）

○竹には自然子とて、大抵百年程には實のる事有り、實のれば必枯て、一旦は絶るものなり、さて後に微小なる竹生ひ出、年々に少しづゝ太き竹生ひ出、二三十年に及べば、終に本に歸るものなり

○竹は木にも非ず、草にも非ずといへども、草に類せるものにて、尤其類の長たるものなり、草もなべては陰なる物故、竹もすべて青ふ時は陰なり、此中にまた差別あり、紫竹は陰中の陰なり、淡竹は陰中の陽なり

○竹を草類の長にて陰なりと云ふ故は、竹は數年を保つ物にて、草の年々生替るに比ぶれば遙かに勝れたるものなり、然れども實を結ぶ時は忽ち枯るゝは、よく草に似たるものなり、是を以て草類の長とは云ふなり、又其陰なりと云ふ證據は、節の高低の月に從ふも陰なる故なり、また實を生ずれば則枯るも、蟲の陰物にて子を生ずれば即ち死するに同じ（猶草類の長にて陰なりと云ふ證は、種々有る事なれども、今悉くは記さず、人々考へて悟るべし）

上件、上米麥より下菓材に至るまで、凡そ有用の物なれば、思ひ得たる大概を記せるなり、猶穀物野菜の事に就ては、聊かの利益となるべき事ども記したるが多かれど、未だ下書の儘なれば今出さず、追あらば淸書すべし、さてさきに或人と稻作り田作りと云ふ事を語りけるを、筆の序に記し置くとて、其末に常々思ふ事どもを、何くれと書つけたるを此頃見出つれば、今また序に此書の末に記して人々の笑ひを求るなり、先その初まりは

○ある人の曰く、稻を作るに厚糞せば、莖稾偃れて實入がたく、肥培乏しければ菌瘦て繁實し難し、中中思ふやうにはなり難し、之を如何、愚農答て曰く、稻作りと秋田作りとの二ッが明らかならざる故

なり、其理を語るべし、凡四十年以來心を盡し、諸國の人々に稲苗の植かたを尋るに、淺く植るをよしとのみ思ひて、しか言ひ傳ふる事一圓の習はしとなれり、肥培は上より入るもの故、淺くうゆるをよしと思へるは一應は尤なり、併しながら其理をよく推量りて見るべし、稲は莖穗と長ずるものなれば、淺植にては根莖穗にまけて偃れ、しき穗となりて實入がたく、籾はつけども秕なり、深く植おかば釣合よき故偃れず、立稲なる故秕少なく繁榮す、葉たふれず穗垂ひ下るやうに作りたるを、十分の出來とす、俗にこれを弓張の出來と云ふ、さて秋田に實のれる形狀巻き〳〵に見ゆるなり、是故に田字〇に寸なり、則巻き〳〵の形なれば、春は耕田といひ、夏は青田といひ、冬を株田といひ、秋は稲穗の弓張に熟したるを以て田といふ、是故に右にいふ事どもを考へて、稲作りと秋田作りの二ッある事を辨まへ知るべし、深植になすには苗の肥瘦を辨まへ、肥苗に作り置て移すべし、肥たる苗を深植となしたるは、秋穀の豐かなるの證據を語るべし、稲も麥も其莖に穗を長じ、五葉五節にて同じ事なり、然るに麥は次第に土を加へ、別て彼岸まへには土を揉み碎きかくるものなれば、根入深く、立穗になりて偃れざる故、こえの力次第能く作りても、舖穗にならざれば、一反にて四石五石も過分に實のるものなり、然るに稲は麥に異りて畦を作らず、一面に植て土を加へぬものなり、是を以て偃れ易き故、麥の如くは實のりがたく秕多し、麥には秕少なし、偃るゝと偃れざるとの損益をよく思ふべし、然ればが其本なる苗床に薄蒔にして肥苗に生立せ、丈夫なるをしかと深く移し植ば、莖葉偃れず、敷穗に

ならざる故弓張になり、秋穀殊に豐かなるべし、假るゝと偃れざるにて、秕の有無ある事目前の理なれども、稻は其業ひろく大きなる事故、却て人々損益の事に及ばざる也、譬へば闇路に挑燈の明りを知て、日光の有がたきをば思はぬが如し、能々心を盡すべき事なり

○こゝに愚農世間の有趣を試むるに、諸業遊藝無益の事に至るまで、悉く師弟ありて敎へ導く事なるを、無二無上たる命の根、世の根の出來る源の農術に限り敎へ導く人なく、また問く人なきは歎かはしき事の限りなり、世を思ひ人を思はゞ、村長たる人々心を盡し己れも利を得、下々へも敎へて功業をなさしむべき事なりけり、農術は諸業の源なれば、ゆめ〳〵疎かにすべきに非ず、穀物豐かなれば萬づ乏しき思なく、利慾に迷ふも少なければ、自ら世も太平に有べき事なり、いかに農業を勵めばとて、一人として嫉み憎むものなく、町家に謂ゆる職がたきの爭ひなきは、農の一ツに限るべし、陰陽消長五行の運に應じて自然に任する業なれば、人々猜みにくまざるも理なり、かく懇に朝夕思ふ眞情を神々のあはれと聞しめして、此業に心を盡す人々のいやます〳〵に多かるべくなし給へと、常々乞ひ願ひ奉るにこそ

○抑種藝の品多かる中に、五穀は其長にて、稻はまた其長の長なり、食は人間の天とも云ひて理なるかな、稻はいのちの根、米は世の根といふの略語なり、然れば農業の術はしも有るが中にも、重きわざなるに仍て、恐多くも天子樣には、年の始の元日に農具を以てすき耕しの御業を初めたまひ、新嘗會大嘗會と申すは殊に重き御事にて、皆穀物を祝ひたまへる事なりとか、また伊勢の御宮の御寶

蘵には農具を納むるとぞ、御武家方にても二月初午に五穀の神を祭りたまひ、下が下までそれ〳〵に祭る事となりぬるは、上なく重き農業の神なるゆゑなるべし、されば村長たる人々は、右に申せる事どもを熟く思ひ奉りて、農術に鍛錬をこらし、損益利不利を計り試みて、正しく國益となるべき事をば教へ誨すべし、然るに然はなくして、種藝の業の屆かざるより秋穀豐かならざれば、終に乏しきに迫り、郷中村々長たる人々申合せ、儉約の取締りをなして、其評定の趣を御制札の邊へ記し出せる所村里に多し、これ寔に本を務めざる過りにて、いかに口惜き事に非ずや、本を務めずして窮乏を愁ふるは、諺に葬禮の後の醫者呼しと云ふに同じ、末を論ぜむよりは本を本とすべき事なり、百穀豐熟せば一統の潤ひなり、何を以て儉約をせむ、乏しくして後に儉約を爲すは、寔の取締には非ず、吝嗇なり、これを論ぜざれば損益の理明かならず、長たる人々行はざれば、下は猶及ばざるものなり、恐れ多くも上御一人より下萬民に至るまで、一日も闕ぐ事ならざるは食事なり、良藥は重しといへども、無病なれば用ひず、剩さへ口に苦し、然ればます〳〵食物の上なく重き事を辨ふべし、いへど〳〵盡ざるを見たまはむ人々、さこそ老耄のくり言とうるさく思ひたまはむと覺ゆれば、こゝにて筆をさし置きぬ

文化六己巳年正月　　　　　　　　農民　藤　右　衛　門　篤　好　記

農業餘話下之卷　終

農業餘話跋

此書著せる小西篤好は、呼名を藤右衛門と云ふ、攝津國島下郡佐保村に、先祖の代より住める百姓なり、今年六十まり一歳の齡なりとぞ、いと若き程より農業に心をふかめて、種々に作り驗みつゝ、人の得知らぬ草木の情をさへに曉り得つと人の語るに、我が父いたく歡びて、其いかで吾に逢しめ給へと、呼て逢れつるは、去年の六月二十一日の、明日なむ連るゝ人ありて、國へ歸ると云ふ日にぞ有ける、然るは父大人はも、もとより其の業をも精く知らま欲しと、倭漢のさる書ども取集へ見らるゝほどなりしかばなり、斯て己も父の傍に侍りて、其說ども聞たるに、世に流布(ホドコ)れる農業の書どもの、諺にいふ水游ぐ術を畠にて習へる如き說とは、甚く別なる實說なるに、父はこよなく感まして、今三日四日ばかりは留まりてよと强らるゝに、今度は伴なふ人あれば、又こそ參らめ、書留たる物もあり、持來て見せ參らせむと、吾を知る人得たりげに、心遣して歸りにける、然るに今年四月の始めに、約(チギ)れる言を違へず來りて、去年なむ何くれと懇に宣はせる事の忝なくて、書留たる物ども持て、人にも見すべく整へ賜らむと思ひ起して來侍りと云ふにぞ、父また甚く悅びて、いざ然らば此叟をかたへに置て、この書留たる物に本づき、世に示すべく汝かき取り得しめよと仰せ給ふに、畏りて此事に筆とり始た

るは、四月の中の十日なり、其はまづ叟が片成なる草稿をし寫しとり、條々設ひて問ぬるに、口に語るを其書に合せて思へば、心餘り有れば詞足ざる件あり、詞餘りて心さも無き件あり、故一句ごとに反さへ問ひて、此文こゝに有らむは煩はし、彼文かしこに有るは道理に叶はず、然る意ならばかく書なむ、其義ならば斯こそ整へめと論ひ定むるに、叟いと甚く悦びて、實にもしか記さま欲くは思ふ物から、書取り得ずて置つる事の多かるを、熟くも書取り給ひけりと云ふにぞ、己元より耜とる身にし非ざれば、熟くも知ざる事を、しかく整ふる事にし有れば、叟が心に違ふ文の出來やせむと心病みつつも、父の命の畏きと、叟が年ごろ勞ける志をし遂しめむと、思ふ心を栖となして、晝夜いはず書記し、一條ごとに叟に見せつゝ、聊かも彼が心に合ぬげに見ゆる節はも、心ゆくげに見ゆるまで、數度かき改めて、半月ばかりの日數へて、斯なも清書するまでに成ぬるを、叟いと委曲に讀見て、是がうへに云べき事なしと感ほどばしるにぞ、己はなほ心ゆかず思ふ節々なきに非ず、また元より世の御民らに見すべき書なれば、俚言には記せれど、今一度書改めまく欲するを、此叟また件なふ人あるに歸りを急げば、猶こを板に彫なむ時に能く整へてむと言約りて、まづ筆をばさし置ぬ、かくて父に見せ申せば、ほゝ咲てあはれこの叟は、農業の靈知に有けり、古くも一事に長たる人をば、何のひじり、某のひじりと號くる例ありて、詩聖棊聖など名を得たるも倭漢にあり、然れどさる遊ごとの卑しき聖ども、國には何の益かある、農こそ國の本には有れど、頓て筆とりて、短册に歌かきて與へられける、其歌

に、「種々のひじり何せむ齋庭穂を、八束に作る田人し有れば」となむ詠れける、父の深き心は、え知らねど、實有ける事の由よしを、かく跋にかき記せる時は、文政の十年といふ年の五月十四日の日になむ有ける

ひら田の篤胤

宮崎幸麿
小西武治　校

大正四年十二月二日印刷
大正四年十二月五日發行

日本經濟叢書
卷十九
非賣品

不許複製
日本經濟叢書刊行會（印）

編者　瀧本誠一
發行者　佐藤卯兵衞
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地
印刷者　中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
印刷所　株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所　日本經濟叢書刊行會
東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地
電話本局三一八五番
振替口座東京二六八一〇番

理事　高木範之丞
佐藤卯兵衞

CONTENTS

of the nineteenth volume

BIBLIOTHECA JAPONICA ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XIX

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI
1915.

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XIX

Tōkyō
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI
1915.